CALIFORNIA
総選挙

火曜日、
2006年11月7日

内容証明

わたし、Bruce McPherson、California州務長官は、ここに記載された法案が、州全域で2006年11月7日に行われる総選挙でCalifornia州選挙人に提出される予定であること、およびこのガイドが法規に準じて作成されたことを証明します。

2006年8月14日、California州Sacramentoにて、公証人による認証およびCalifornia州印

Bruce McPherson
州務長官

公式投票情報ガイド

州務長官

California州の有権者の皆様へ

選挙権ほど重要な権利はありません – 選挙に参加し、責任あるリーダーを選び、自分の声を届けましょう。11月7日火曜日の総選挙には、是非この基本的な権利を行使するようお願い致します。

この投票情報ガイドには、正しい情報に基づいて投票日に投票するために必要な情報が記載されています。この参考ガイドには、公正な分析、13の法案への賛成/反対意見、候補者の声明などの有益な情報が含まれています。この情報は、州務長官のウェブサイト*www.ss.ca.gov*でも閲覧できます。このウェブサイトは選挙資金公開の情報にリンク*(http://cal-access.ss.ca.gov)*していますので、誰がどの候補者の資金支援者かわかります。

投票の準備として、この投票情報ガイドをよくお読みください。投票する権利を行使することは、登録有権者として民主主義の基盤を強化する機会です。

有権者登録または投票に関して質問、考え、心配をお持ちの場合は、州務長官事務局または地元の選挙係員にお知らせください。州務長官事務局に連絡するには、無料通話番号1-800-339-2865にお電話ください。地元の選挙係員の連絡先は、ウェブサイト*www.ss.ca.gov*でご覧いただけます。

California州の将来のために、11月7日の総選挙には是非投票してください。

目次

★★★ ページ

クイック リファレンス 綴じ込みガイド/法案の要約 5

提案

1A 交通資金の確保。州憲法修正案。 14

1B 2006年度公債法令。ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全。 18

1C 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。 24

1D 2006年度公債法令幼稚園から大学までの公共教育施設。 30

1E 2006年度公債法令災害準備及び洪水防止。 36

83 性犯罪者。暴力的性犯罪者。懲罰、住所制限、監視。州民発案法案。 42

84 水質、安全性、及び供給。洪水防止。自然資源保護。公園改修。公債。州民発案による制定法。 48

85 未成年妊娠中絶前の待機期間及び保護者通知。州民発案による憲法修正案。 54

86 たばこへの課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。 60

87 代替エネルギー。研究、生産、奨励。CALIFORNIA石油生産会社への課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。 70

88 教育資金。不動産土地税。州民発案の憲法修正案及び制定法。 76

89 選挙運動。公的資金。法人税の値上げ。選挙運動献金及び支出の制限。州民発案制定法。 82

90 政府徴収、私有地の制限。州民発案の憲法修正案。 90

州公債債務の概要 96

州の公選職の候補者リスト 98

候補者声明 100

郡ごとの査定平準局地区 112

最高裁判所及び上訴裁判所の裁判官 113

提案された法律の全文 114

有権者の権利 191

案内ページ

- あなたの一票が社会を変えます 4
- 投票法案の定義 13
- 不在者投票の手続き 190

本投票情報ガイドが印刷された後で候補者又は投票法案の情報に誤り又は変更がある場合は、郡選挙役員の提供する投票見本の情報を参照してください。

あなたの一票が社会を変えます! ★ ★ ★

投票は以下の簡単な3つの手順に従って行います

登録 ★★★

アメリカ合衆国市民でCalifornia州に在住し、重罪で有罪判決を受けたことによる服役中または仮釈放中でなく、2006年11月7日までに18歳になる人は、投票登録を行うことができます。投票のための登録をするには、次の方法があります。

- 郡選挙事務局に***電話をするか直接行く***。
- 州務長官の通話料金無料の投票者ホットライン1-800-339-2865に***電話をする***。
- www.ss.ca.gov/elections/elections_vr.htmで***オンライン登録を行う***。

記入済みの登録用紙は、少なくとも選挙の15日前(2006年10月23日)までに郡選挙事務局で受理されなければなりません。

理解 ★★★

候補者や投票法案について理解するには、次のような方法があります。

- ***郡の投票用紙見本***には、投票所の所在地と開場時間、地方および州の議員候補者、不在者投票の申請方法、および郡の投票機器の使用法が記載されています。
- ***州投票情報ガイド***には、州全体の候補者および投票法案についての情報が記載されています。視覚障害者の方には1-800-339-2865にて録音版も用意されています。州投票者情報ガイドは、オンラインwww.voterguide.ss.ca.govからも入手できます。
- ***Cal-Access***は、州全体の候補者および投票法案に対して、誰が賛成または反対の立場で選挙運動資金を提供しているかを知ることができるオンラインツールです。詳細は http://cal-access.ss.ca.govをご覧ください。
- ***ご家族やご友人と話し合ってください。***投票用紙記入所で下す決断は重要であり、国を力強く保つ助けになるものです。

投票 ★★★

選挙日は2006年11月7日、火曜日です。投票所の開場時間は午前7:00～午後8:00です。

- ***投票所の確認*** - 投票所の所在地は、郡投票用紙見本の裏に記載されています。郡選挙事務局に電話をするか、http://www.ss.ca.gov/elections/elections_ppl.htmで調べることもできます。
- ***郵便による投票*** - 郡の投票用紙見本には、「不在者投票」の申請書が含まれています。投票に間に合うように不在者投票用紙を受け取るためには、この申請書が2006年10月31日までに郡選挙事務局に受理されることが必要です。投票を有効なものにするためには、選挙日である2006年11月7日午後8:00までに不在者投票用紙が郡選挙事務局に到着しなければなりません。

CALIFORNIA

クイック リファレンス 綴じ込みガイド

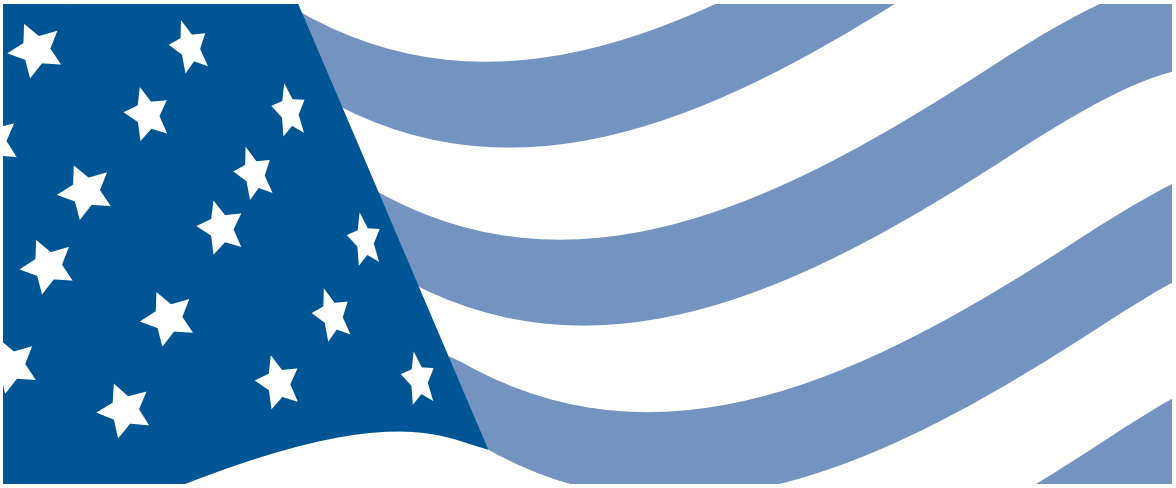

2006年11月7日、火曜日

総選挙

この綴じ込みリファレンスガイドには、2006年11月7日の投票用紙に記載される各州提案の要約と連絡先が記載されています。

このガイドを切り離して、

投票所に

お持ちください!

公式投票情報ガイド

www.ss.ca.govをご覧ください。

提案 1A 交通資金の確保。州憲法修正案。

要約

議会発案

交通渋滞緩和プロジェクト、安全性の向上、地域道路のための交通関連資金を保護する。車両燃料の州消費税を交通関連の向上以外の用途に使用することを禁止する。州財政が重大な困窮状態に陥った場合に限り、これらの資金を貸与することを許可する。車両燃料の州消費税による税収を貸与する場合、3年以内に全額返却することを義務付ける。貸与額は10年間で2倍を超えることはできない。財政的影響：歳入又は費用への影響はない。2007年以降の交通関連資金の安定性が高まる。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州がガソリン消費税歳入を一般財源から交通に振り替えることを停止することの制限に関して、州憲法で新たに規定します。更に、過去に行われた全ての停止について、2016年6月30日までに規定の最低レートで毎年支払う義務が生じます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州憲法は、州がガソリン消費税歳入を振り替えることを停止することをこれ以上制限しません。過去の停止の支払時期は、州憲法ではなく、州法で規定します。

意見

賛成

1Aに賛成票を投じることで、我々がガソリンスタンドで*既に*払っている税金を、道路建設、渋滞緩和、安全修復のために特化させることができます。1Aは法律の抜け穴を塞ぎ、政治家がガソリン税を他のプログラムに使用することを防止します。Californiaの再建: 安全な道路、渋滞の緩和のために1Aに賛成票を投じてください。*www.ReadForYourself.org.*

反対

*提案1Aに反対票を投じてください*教育、医療、災害救済を州の最優先事項として維持しましょう! 経済が苦しい時は、「自動制御」の予算編成は、学校、消防士、外傷センター、医療に不必要で大規模な削減を引き起こします。知事及び議会は、California州民の必要性に応える柔軟性をもつ必要があります。提案1Aには反対票を*投じ*てください。

詳しい情報について

賛成

Let's Rebuild California
1127 11th Street, Suite 950
Sacramento, CA 95814
(916) 448-1401
info@readforyourself.org
www.readforyourself.org

反対

Jackie Goldberg, Chair
Assembly Education Committee

提案 1B 2006年度公債法令。ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全。

要約

議会発案

この法令は、199億2,500万ドル($19,925,000,000)を上限として公債を発行することにより、州ハイウェーの安全性向上と修復を行い、渋滞緩和のためにフリーウェーを改修し、地域道路を修復し、主要な交通幹線沿いのハイウェーを改修し、地域の橋を耐震性向上のために改修し、公共交通機関を拡大し、州のカープールレーンネットワークの完成に協力し、大気汚染を削減し、船積み港でのテロ対策を強化する。財政的影響：公債の返済として州は約389億ドルを30年で支払うことになる。さらに州及び地方に運用経費及び維持経費(金額は不明)がかかる。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。混雑を緩和し、商品の流通を改善し、大気質を改善し、交通システムの安全と防犯を高めるために、州は199億ドルの総合義務公債を販売することができます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの目的のために199億ドルの総合義務公債を販売することはできません。

意見

賛成

1Bに賛成することで、交通渋滞の緩和、公共交通機関、州の全ての街角での安全の改善を*税金を値上げせずに*一気に開始することができます。1Bは、新しい道路を建設し、機動性を高め、我々の経済的将来を保護する交通改善プロジェクトを実現します。Californiaの再建: 安全な道路、渋滞の緩和、強い経済のために1Bに賛成票を投じてください。www.ReadForYourself.org.

反対

Californiaは、経済的安全の誤解のために借金を続けることはできません。借り入れを増やすことは、財政難を悪化させることを意味します。反対票を投じることにより、議会が現在の資金の範囲内で、会計的に責任をもって交通の必要性に資金を供給することに集中させることができます。1Bに反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Let's Rebuild California
1127 11th Street, Suite 950
Sacramento, CA 95814
(916) 448-1401
info@readforyourself.org
www.readforyourself.org

反対

CaliforniaTaxpayer Protection Committee
Thomas N. Hudson, Executive Director
9971 Base Line Road
Elverta, CA 95626-9411
(916) 991-9300
info@protecttaxpayers.com
www.protecttaxpayers.com

提案 1C 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。

要約

議会発案

虐待を受けた女性とその子供への避難所の提供、低所得老人に清潔で安全な住宅の提供、身体障害者、退役軍人、労働者家庭の自家所有支援、家族及び身体障害者のためのアパートの修繕及びアクセス補助機能の向上のために、州は、30年間に渡り既存の州基金から毎年平均2億400万ドルを返済する公債28億5,000万ドル($2,850,000,000)を発行する。基金の支出用途を説明した年次独立監査報告書の報告と発行を義務付け、管理費と間接費を抑制する。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州は、住宅及び開発を支援するために28.5億ドル分の総合義務公債を販売することができます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの目的のために28.5億ドル分の総合義務公債を販売することはできません。

意見

賛成

提案1Cが可決されると、暴力を受けた女性のための緊急避難所、高齢者及び元孤児のための手頃な住宅、ホームレス家族のための社会サービス付き避難所が、税金を上げることなく、提供されます。Californiaの再建: 家庭内暴力を防止するために、ハビタットフォーヒューマニティ、AARP、CA パートナーシップに参加してください。提案1Cに賛成票を投じてください。

反対

提案1Cに反対票を投じてください。新たな政府負債と大きな官僚制に約30億ドルを費やしても、Californiaの住宅は手頃にはなりません。提案1Cは、あなたのお金を官僚が選んだ数少ない人々に与え、Californiaのすべての4人家族に$600の負債と利子を押し付けます。この無責任な負債に反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Let's Rebuild California
1127 11th Street, Suite 950
Sacramento, CA 95814
(916) 448-1401
info@readforyourself.org
www.readforyourself.org

反対

Assemblyman
Chuck DeVore
California State Assembly
4790 Irvine Blvd.,
Ste. 105-191
Irvine, CA 92620
(916) 991-9300
NoProp1C@aol.com
www.NoProp1C.com

提案 1D 2006年度公債法令。幼稚園から大学までの公共教育施設。

要約

議会発案

この104億1,600万ドル($10,416,000,000)の公債発行により、公立学校の過密の緩和と老朽校舎の修復に必要な資金を調達する。これにより地震対策を施すとともに、公立学校の職業訓練施設の資金を提供する。公債資金は、厳格な説明義務要領に沿って支出しなければならない。資金は、既存の公立大学の建物の修復、改修、及びCaliforniaのコミュニティカレッジ、California大学、California州立大学の学生数の増加に対応した新しい教室の建設にも使用される。財政的影響: 公債の返済として州は、元本(104億ドル)と利子(99億ドル)合わせて203億ドルを支払うことになる。年間の支払額は約6億8,000万ドル。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州は、教育施設のために104億ドル(K12学校施設に73億ドル、高等教育施設に31億ドル)分の総合義務公債を販売することができます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの目的のために104億ドル分の総合義務公債を販売することはできません。

意見

賛成

1Dが可決されれば、我々の学校の建物に地震対策を施し、教室の生徒数過密を緩和することができます。学校のテクノロジーを更新し、職業教育施設を建設し、急激に成長しつつあるコミュニティカレッジに資金を提供することができます。Californiaを建て直しましょう。1Dに賛成票を投じてください。子供たちへの投資は、Californiaの将来への投資になるのです。

反対

学校建設は、現在の歳出の最優先課題項目にすべきです。$10,416,000,000の新しい負債は、今日の生徒達がその子供達が卒業しても、まだ返済が終わらない莫大な金額です。ほとんどの学校は、この公債から資金を受け取れません。公平の原則から、地域のプロジェクトは地域の学区が負担すべきです。

詳しい情報について

賛成

Lance Olson
Olson Hagel &
Fishburn LLP
555 Capitol Mall #1425
Sacramento, CA 95814
(916) 442-2952
www.readforyourself.org

反対

Thomas N. Hudson,
Executive Director
CaliforniaTaxpayer
Protection Committee
9971 Base Line Road
Elverta, CA 95626-9411
(916) 991-9300
info@protecttaxpayers.com
www.protecttaxpayers.com

提案 1E 2006年度公債法令。災害準備及び洪水防止。

要約

議会発案

この法令は、40億9000万ドルの公債法令を承認することにより、堤防の決壊、鉄砲水、土砂崩れなどの洪水関連災害から住宅と生命を守るためにCaliforniaの最も脆弱な洪水防止施設を再建設及び修復する。地震や嵐に弱いデルタ堤防を再建設することにより、Californiaの飲料水供給システムを保護する。財政的影響：公債の返済として州は約80億ドルを30年で支払うことになる。地方資産税による税収が年間で最高数百万ドル減少する可能性がある。さらに州及び地方に運用経費及び維持経費(金額は不明)がかかる。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州は、州全域の堤防、ダム、副水路、その他の洪水管理施設の修復および改善を含む洪水管理プロジェクトのために、41億ドルの総合義務公債を販売することができます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの目的のために約41億ドル分の総合義務公債を販売することはできません。

意見

賛成

提案1Eに賛成することは、洪水から守り、適量の清浄な飲料水をすべてのCalifornia州民に確実に供給することを支援します。堤防を修復し、洪水防止を強化します。また、1Eは我々の小川と海の汚染を防止します。Californiaを再建しましょう。1E水質改善、洪水防止、災害準備に賛成票を投じてください。

反対

我々は、新たに$4,090,000,000の負債を借り入れ、その返済のために税金を上げる余裕はありません。地域のプロジェクトは、不公平な助成金なしで、地域で負担すべきです。この公債により、新しい飲料水は生まれません。この公債を使って行われた修復は、この公債の返済前に再び修復が必要になるでしょう。

詳しい情報について

賛成

Let's Rebuild California
1127 11th Street, Suite 950
Sacramento, CA 95814
(916) 448-1401
info@readforyourself.org
www.readforyourself.org

反対

Thomas N. Hudson,
Executive Director
CaliforniaTaxpayer
Protection Committee
9971 Base Line Road
Elverta, CA 95626-9411
(916) 991-9300
info@protecttaxpayers.com
www.protecttaxpayers.com

提案 83 性犯罪者。暴力的性犯罪者。懲罰、住所制限、監視。州民発案法案。

要約

請願署名発案

暴力的及び常習的な性犯罪者及び幼児虐待者への罰則の強化 学校又は公園の近くに住むことを禁止する。登録済みの性犯罪者にはGPSによる監視を義務付ける。財政的影響：今後10年以内の州純費用は年間数億ドルずつ。地方政府の財政への純影響は不明。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。一部の性犯罪者の懲役期間と保釈執行猶予期間が長くなります。刑務所から釈放された性犯罪者は、仮釈放中および州監視施設からの釈放後、一生涯、全地球測位システム(GPS)により監視されます。登録された性犯罪者は、学校または公園から2,000フィート以内に住むことはできません。暴力的性犯罪者(SVP)プログラムの下で治療を受けさせるために、裁判所が州精神病院に送還することを約束する性犯罪者の数が増加します。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。性犯罪者に関する現在の量刑手続きと住居に関する法律の効力が継続されます。州および地方機関は、仮釈放中および執行猶予期間中の性犯罪者を引き続きGPSにより監視する権限を維持します。性犯罪者をSVPプログラムに登録するための条件は変わりません。

意見

賛成

提案83JESSICAの法則に賛成票を投じてください。提案83は、警察に性犯罪者の追跡に必要な道具を与えます。提案83は、幼児虐待者が学校や公園の近くに引っ越すことを食い止めます。提案83は、性犯罪者をより長く刑務所に拘留します。警察と被害者に賛同を受けている提案83に賛成票を投じてください。

反対

提案83は、納税者に約5億ドルの負担をかけますが、その制限が最も厳しく、費用の高い条項は、軽犯罪違反者およびその他の軽微で非暴力的な違反に適用されるため、公共安全は向上しません。同様の法律は、他州で試行され、失敗しています。提案83に反対票を投じてください!

詳しい情報について

賛成

Campaign for
Child Safety
921 11th Street, Suite 400
Sacramento, CA 95814
info@83YES.com
www.83YES.com

反対

Gail Jones, Admin. Director
California Attorneys For
Criminal Justice
2225 Eighth Street, Suite 150
Sacramento, CA 95814
(916) 448-8868
gailjonescacj@sbcglobal.net
www.cacj.org

提案 84 水質、安全性、及び供給。洪水防止。自然資源保護。公園改修。公債。州民発案による制定法。

要約

請願署名発案

$5,388,000,000の総合義務公債を承認することにより、水資源、洪水管理、自然資源、公園、節水のプロジェクトに資金を提供する。緊急飲料水条項。財政的影響：公債の返済として州は約105億ドルを30年で支払うことになる。地方資産税による税収が年間数百万ドル減少する。州及び地方の運用経費および維持経費は不明で、年平均数千万ドルとなる可能性がある。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州は、安全な飲料水、水質、および供水、洪水管理、自然資源の保護、および公園の改善のために、54億ドルの総合義務公債を販売することができます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの目的のために54億ドル分の総合義務公債を販売することはできません。

意見

賛成

Californiaの急速に増えつつある人口への清浄で安全な飲料水の供給。海岸保護、水質、洪水防止のために不可欠なプロジェクトのサポート。説明義務、、州民への開示、年次監査、新しい税金なし。California女性有権者連盟、水質改善行動、自然保護委員会、ビジネスグループ、公衆衛生専門家、California全域の地域水道区。

反対

この公債は、公債が可決されれば納税者のお金を受け取るであろう特殊利益団体が投票用紙に載せたものです。このいわゆる「水質及び洪水管理公債」は、ダムまたは貯水施設のための資金がなく、洪水管理のための資金もほとんどありません。この州民発案は、効果的な監視なしで数十億ドルを支出します。

詳しい情報について

賛成

Fiona Hutton
Californians For Clean Water, Parks and Coastal Protection/ Yes on Prop. 84
13039 Ventura Blvd.
Studio City, CA 91604
(818) 784-1222
Fhutton@RedgateCommunications.com
www.Yeson84.com

反対

Thomas N. Hudson, Executive Director
CaliforniaTaxpayer Protection Committee
9971 Base Line Road
Elverta, CA 95626-9411
(916) 991-9300
info@protecttaxpayers.com
www.protecttaxpayers.com

提案 85 未成年妊娠中絶前の待機期間及び保護者通知。州民発案による憲法修正案。

要約

請願署名発案

医療緊急時又は親が権利放棄している場合を除き、医師が親や保護者の監督下にある未成年者の親/法廷後見人に妊娠を通知してから48時間は中絶を禁止するようにCalifornia州憲法を修正する。経過条件を義務付ける。違反した医師には罰金を課すこと許可する。財政的影響：保健/福祉サービスプログラム、法廷管理、州保健局管理にかかる年間数百万ドルの費用州純費用は不明。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。医師が、未成年妊婦に中絶手術を行う場合、一部の例外を除き、最低でも48時間前までに親または保護者に通知することを義務付けるように州憲法を改定します。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。未成年者は、引き続き、成人が受け取るのと同じ範囲で中絶手術を受けることができます。未成年者に中絶手術を行う医師に通知義務は課されません。

意見

賛成

*保護者の皆さん!*現在は、誰でも皆さんに知らせることなく、皆さんの未成年の娘さんに*秘密の中絶*を手配できます。皆さんの知らない間に娘さんが*危険な中絶手術*をしてしまうのを許さないでください。娘さんの人生と健康を他人にまかせず、ご自分で把握してください。*提案85に賛成票を投じてください。*

反対

家族内の会話を法律で強制することはできません。虐待的で暴力的な家庭のか弱い十代の子供は、両親に話せず、過密した裁判所での処理をこなせないため、危険で違法な中絶を選ぶかもしれません。提案85は性犯罪は止まらず、十代の子供を守れません。最初のステップは*Roe*判決を覆し、すべての中絶を禁止することです。反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Paul E. Laubacher, R.N.
YES on 85/Parents' Right to Know and Child Protection
1703 India Street
San Diego, CA 92101
Toll-Free (866) 828-8355
Janet@YESon85.net
www.YESon85.net

反対

Steve Smith
No on 85—for Real Teen Safety
555 Capitol Mall, Suite 510
Sacramento, CA 95814
(916) 669-4802
info@Noon85.com
www.Noon85.com

提案 86 たばこへの課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

要約

請願署名発案

たばこ税を1パック当たり$2.60値上げし、他のたばこ製品は間接的に増税する。様々な保健プログラム、子供用健康保険、たばこ関連プログラムに資金を提供する。財政的影響：新しい州たばこ税による税収は2007-08年に年間約21億ドル増加する。これは、上記の目的のために支出される。プログラムの変更により、州及び地方政府に多額の費用及び節減が発生する可能性がある。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。保健サービス、子供の保険適用、たばこ関連の活動のためのプログラムの開始または拡張を支援するために、現在巻きたばこおよびその他のたばこ製品にかかっている州税を1パックあたり$2.60値上げします。たばこ税により支援されているその他の既存プログラムは継続されます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。巻きたばこおよびその他のたばこ製品にかかる州税は、1パックあたり現在の87セントで据え置かれ、子供開発プログラムやその他の健康とたばこ関連のプログラムなどを含む現在の目的のために引き続き使用されます。

意見

賛成

提案86は喫煙を減らし、命を救います。California保健サービス部門の調査によると、提案86は700,000人の子供が成人後喫煙者になるのを防ぎ、また喫煙による死亡者数が300,000人減ります。さらに、提案86により医療費が160億ドル以上節減できます。提案86に賛成票を投じてください。

反対

提案86は、実は病院が我々の憲法と法律を使って、21億ドルの増税により自分達とHMOの懐を肥やす手段なのです。第9項は、何と病院を反トラスト法から適用除外にしています! 宝くじのときの失敗と同じで、お金がどう使われるかの保証はありません。提案86に反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Bob Pence
Coalition For A Healthy California
1717 I Street
Sacramento, CA 95814
(916) 448-2720
info@healthycalifornia.com
www.yesprop86.com

反対

No on 86—Stop the $2 Billion Tax Hike
3001 Douglas Blvd. #225
Roseville, CA 95661
(916) 218-6640
info@86facts.org
www.86facts.org

提案 87 代替エネルギー。研究、生産、奨励。California石油生産会社への課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

要約

請願署名発案

代替エネルギー、教育、訓練の奨励を通じて石油消費を削減することを目標とした40億ドルのプログラムを設立する。California州石油生産会社からの税金により資金を調達する。財政的影響：合計40億ドルの代替エネルギープログラムのために、石油生産会社から年間2億2,500万ドルから4億8,500万ドルの州石油税を得る。年間数千万ドル前半の州税及び地方税の歳入の減少。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。代替エネルギーテクノロジーを開発および促進し、石油使用量を削減するための40億ドルの歳出を補足するために、州は石油生産に税金を課します。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、これらの活動資金のために石油生産に税金を課すことはしません。

意見

賛成

提案87に賛成票を投じて、石油会社に清浄で安価なエネルギーのための公平な負担を強制してください。石油会社は、AlaskaやTexasでは石油採掘費として数十億ドルを支払いますが、Californiaではほとんど何も払いません。提案87は、石油会社に払わせ、費用を消費者に転嫁することを禁止します。

反対

$40億ドルの石油税増税! ガソリン代の値上がり。膨大な官僚制、説明義務の欠如。*結果を出す必要なし。*学校への歳入の否定。代替エネルギーは必要ですが、提案87はそのための手段として*不適切*です。CA納税者協会、中小企業、労働者、学校、消防署員、農家、自動車クラブはこう言います。反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Yes on 87 Californians for Clean Energy
6399 Wilshire Blvd., Suite 1010
Los Angeles, CA 90048
(323) 782-1045
info@yeson87.com
www.yeson87.com

反対

Californians Against Higher Taxes—No on 87, a coalition of taxpayers, educators, schools, public safety officials, businesses, labor, energy producers, agriculture, and seniors.
111 Anza Blvd., Suite 406
Burlingame, CA 94010
(650) 340-0262
info@NoOilTax.com
www.NoOilTax.com

提案 88 教育資金。不動産土地税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

要約

請願署名発案

幼稚園から高校までの公立学校に資金を追加供給するために1区画当たり$50の税金を課す。一定の条件を満たす高齢及び身体に障害をもつ自家所有者を免除する。資金の用途は、特定の教育目的に限定する。財政的影響：年間約4億5,000万ドルの州土地税を特定の教育プログラムのために各学区に配分する。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州は、Californiaの土地のほとんどの区間に年間$50の税金を課し、その税収を5つの指定されたK-12教育プログラムのために学区に割り当てます。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州は、K-12教育プログラムの追加資金を集めるために、Californiaの土地のほとんどの区間に年間$50の税金を課しません。

意見

賛成

提案88により、我々の学校は改善されます。クラス人数を減らし、教科書や教材を提供するために、地域の学校に直接資金を提供することにより、教員の方々を支援します。厳格な説明義務を課し、障害者と高齢者の自家保有者を免除します。教員、ビジネス、納税者は次のことに合意します。教科書、小人数クラス、学校の改善のために提案88に賛成票を投じてください。

反対

税金の用途は、州議会が決めます。費用のかかる官僚制の新しい層が作成されます。提案88の下では、95%以上の学校は決して施設助成金を受け取ることはできません。提案88は、新しい種類の終わりなき資産税を生み出し、制限のない土地資産税の増税提案の扉を開きます。提案88に反対票を投じてください!

詳しい情報について

賛成

Yes on 88—Taxpayers for Better Schools and Smaller Classes
1107 9th Street
Sacramento, CA 95814
(916) 448-3868
VoteFor88@EdVoice.org
www.VoteFor88.org

反対

Californians Against the Statewide Parcel Property Tax
925 University Ave.
Sacramento, CA 95825
(916) 927-1512
info@NoProp88.com
www.NoProp88.com

提案 89 選挙運動。公的資金。法人税の値上げ。選挙運動献金及び支出の制限。州民発案制定法。

要約

請願署名発案

州公選職への立候補者は、一定条件を満たした場合に公的選挙運動資金を受け取ることができる。プログラムに資金を提供するために企業及び金融機関への法人税を0.2%値上げする。新しい選挙運動献金/支出を制限する。財政的影響：税収が年間で合計2億ドル以上(主に企業及び金融機関への税率値上げによる)増加する。これは選挙運動のための公的資金として使用される。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州役員候補者は、特定の条件を満たした場合、選挙運動の費用を支払うために公的資金を受け取ることを選択できます。公的資金を受け取らない候補者には、現在の献金上限額よりも低い上限額が適用されます。政治活動に提供する公的資金を集めるために、企業および金融機関への税率が上がります。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。州役員候補者は、引き続き自己資金により選挙運動の費用を支払い、現在の献金上限が適用されます。企業および金融機関への税率は変わりません。

意見

賛成

提案89はSacramentoでの汚職を減らし、特別利益団体やロビイストが政府に与える影響力を小さくします。戦いを平等にし、選挙が資金ではなく、考えにより決まるようにします。教員、看護師、消防隊員などの普通の人々が公職に立候補できるようにします。

反対

提案89は、まやかしの改革です。提案89は、政治家が自分の政治運動や批判広告の資金を調達できるようにするための増税です。提案89は、その背後の特別利益団体が自分達を不当に有利にし、中小企業や非営利団体の声を制限し、消費者に被害を与えるために書いた提案です。あまりに複雑で使いものになりません。提案89に反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

Michael Lighty
Californians for Clean Elections, Yes on 89.
2000 Franklin Street
Oakland, CA 94612
(800) 440-6877
info@yeson89.org
www.yeson89.org

反対

Californians to Stop 89
1415 L Street, Suite 1250
Sacramento, CA 95814
(916) 708-7824
info@noprop89.org
www.noprop89.org

提案 90 政府徴収、私有地の制限。州民発案の憲法修正案。

要約

請願署名発案

州及び地方政府が、他の私的なプロジェクト又は使用を促進するために、私有地を収用したり、損害を与えることを禁止する。政府が土地利用、住宅、消費者、環境、労働環境について特定の法案規則を採択する権限を制限する。財政的影響：新しい法規及び規則に関連した土地損失、及び土地収用に対して、政府が土地所有者に支払う年間費用が増加する。これらの費用の金額は不明だが、州全体では多額になる可能性がある。

投票の意味する内容

賛成

この法案に賛成票を投じることは、次のことを意味します。州および地方政府は、新しい法律または法規により生じた、土地所有者の土地への経済的損失を補償するための義務が大幅に増加します。また、政府が私有財産を公共用途のために収用する条件がより厳しくなります。

反対

この法案に反対票を投じることは、次のことを意味します。政府が、(1) 新しい法律または法規により生じた、土地所有者の土地への経済的損失を補償する、および (2) 私有財産を公共用途のために収用する際の条件は変わりません。

意見

賛成

提案90は、公的徴収の濫用を阻止し、アメリカの夢すべてのアメリカ人が自家をもつという根源的な権利を守ります。政府があなたの家または資産をあなたの許可なしに収用し、小規模ショッピングセンターやその他の商業プロジェクトの建設を希望する強力な開発業者に譲渡することを防止します。

反対

提案90は、納税者を騙し、高額を巻き上げるための罠です。新しい種類の訴訟を生み出し、納税者に毎年数十億ドルを支払わせます。反納税者そして反自家保有者の提案です。納税者、自家保有者団体、自然保護論者、警察、消防隊員、ビジネスとともに、提案90に反対票を投じてください。

詳しい情報について

賛成

California Protect our Homes Coalition
2443 Fair Oaks Blvd., Suite 191
Sacramento, CA 95825
(916) 924-7501
info@90yes.com
www.90yes.com

反対

No on 90, Californians Against the Taxpayer Trap
1121 L Street #803
Sacramento, CA 95814
info@noprop90.com
www.NoProp90.com

投票法案の定義 ★★★

州公債法案

総合義務公債の発行を求める法案が成立するためには、州議会の各院で三分の二の投票で採択され、知事によって署名され、有権者投票の過半数によって承認されなければなりません。公債法案が州全体投票にかけられる場合は、California州公債負債の概要が投票用パンフレットに必ず記載されます。

州憲法修正案

州議会がCalifornia州憲法の修正を提案する場合はすべて、州憲法修正案と呼ばれます。これは、投票にかけられる前に、上院および下院で議員の三分の二の投票により採択されなければなりません。州憲法修正案に、知事の署名は必要ありません。この種の修正案が成立するためには、州民の過半数の賛成投票を必要とします。

州民発案による州憲法修正案

州議会が州民発案のプロセスを通して以前に成立した法律の修正を提案するときは常に、可決にあたって州議会はその修正案を有権者に提示することが義務付けられます。有権者の承認なしで州議会による修正または廃止を行うことを法案が認めている場合は、州議会は以前に採択された州民発案による法案を修正することができます。この種の修正案が成立するためには、州民の過半数の賛成投票を必要とします。

州民発案

「直接民主制」と呼ばれることも多い州民発案プロセスとは、法案を投票にかける州民の権限をいいます。これらの法案では、制定法（総合義務公債を含む）の制定または変更のいずれかができ、California州憲法の修正が可能です。Californiaの制定法の修正を提案する州民発案の場合は、前回の知事選挙での知事全候補者に対する投票数の5%と同数の登録有権者の署名を集める必要があります。California州憲法の修正を提案する州民発案の場合は、前回の知事選挙での知事全候補者に対する投票数の8%と同数の登録有権者の署名を集める必要があります。州民発案が成立するためには、州民の過半数の賛成投票を必要とします。

州民投票

州民投票とは、州議会によって採択された制定法を承認または棄却する州民の権限をいいます。ただし、州民投票は、選挙を要求する、または課税徴収や州の経常費のための歳出予算を規定する緊急法案や制定法を、承認または棄却するために行うことはできません。議会で採択された制定法の施行を阻止することを望む有権者は、その議案が成立してから90日以内に、前知事選挙での知事全候補者に対する投票数の5%と同数の登録有権者の署名を集める必要があります。いったん投票にかけられ、州民投票で賛成票よりも反対票が上回る場合には、その法律は無効となります。

提案
1A 交通資金の確保。州憲法修正案。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

交通資金の確保。州憲法修正案。

- 交通渋滞緩和プロジェクト、安全性の向上、地域道路のための交通関連資金を保護する。
- 車両燃料の州消費税を交通関連の向上以外の用途に使用することを禁止する。
- 州財政が重大な困窮状態に陥った場合に限り、これらの資金を貸与することを許可する。車両燃料の州消費税による税収を貸与する場合、3年以内に全額返却することを義務付ける。貸与額は10年間で2倍を超えることはできない。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 歳入又は費用に直接の影響はない。2007年以降の州及び地域交通資金を安定化し、これらの資金を他の非交通関連用途に使用する州の権限を制限する。

SCA 7(提案1A)に対する州議会による最終投票

上院:	賛成 38票	反対 0票
下院:	賛成 58票	反対 11票

立法アナリストによる分析

背景

California州では、ハイウェー、街路及び道路、旅客鉄道、及び輸送機関の維持、運営、及び改善に年間約200億ドルを支出している。その資金の約半分は、地方売上税や資産税、また輸送機関の運賃を含む、様々な地方財源により賄われている。残りは州及び連邦レベルの資金で、その大部分はガソリン及びディーゼル燃料税とトラック重量税により賄われている。

現在、州は自動車燃料に対し、以下の2種類の税金を課税している。

- ガソリン及びディーゼル燃料に対し、1ガロンにつき18セントの消費税。(これは一般的にガス税と呼ばれている。)
- ガソリン及びディーゼル燃料に対し、全州的に課税されている6パーセントの(「売上税」)。

ガス税。一般道路で使用されるガソリン及びディーゼル燃料に課税されている州消費税収入は、年間総額約34億ドルである。州憲法は、

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

これらの税収の使用を特定の交通関連目的に制限している。これには、一般道路及びハイウェーの建設、維持、及び運営、地役権の取得及び公共輸送機関の建設、又これらの施設が環境に与える影響の緩和が含まれる。

売上税。ガソリン及びディーゼル燃料に課税されている州の売上税収入は、現在年間約20億ドルである。2002年まで、ガソリンの売上税収入のほとんどは交通関連目的に使用されていなかった。その代わりに、これらの税収は教育、健康保健、社会サービス、及び刑務など様々な一般的目的に使用された。2002年に有権者によって認可された提案42により、州憲法が修正され、ガソリンの売上税収入のほとんどが交通関連目的に使用されるようになった。具体的には、提案42はそれまで一般財源に使用されていたこれらの税収を交通関連投資資金に送金し、ハイウェー、街路や道路、及び運送機関の改善に資金が提供されることを義務付けている。ただし、提案42では、州が財政困難に直面した場合は送金の停止を許可している。提案42には、停止された送金額が交通関連目的の使用に返済されるべきかどうかについては規定されていない。

2002年以来、州は州の財政状況を理由に、提案42の送金を2度停止している。2003-04年度には送金は一部停止、2004-05年度には送金の全額が停止されている。現行法では、これらの停止された送金額がそれぞれ2008-09年度および2007-08年度に、利息とともに交通関連目的の使用に返済されることを義務付けている。

提案

本法案は、州憲法を修正し、提案42による交通関連に使用するガソリンの売上税収入の送金が停止される条件を制限するものである。具体的には、本法案では、提案42による送金停止を一般財源への貸し付けとして扱い、利子を含めその全額を送金停止から3年以内に返済することを義務付けている。さらに、法案では送金停止を連続10年度間に2度だけ許可するものである。それまでの送金停止（2007-08年度より前に発生したものを除く）の全額が返済されない限り、新たな送金停止を行うことはできない。

さらに、法案は2003-04年度及び2004-05年度に発生した提案42の送金停止の新しい返済スケジュールを設定する。具体的には、停止された送金額は、2016年6月30日までに特定の最低返済年率で返済され、交通関連目的の使用のみに配分されなければならない。

財政的影響

本法案は、歳入又は費用に影響しない。10年間の提案42の送金停止の頻度及び条件を制限することにより、法案は、州が財政困難に直面した際、法案第42のガソリンの売上税収入を非交通関連目的に使用することをより難しくするものである。その結果、法案は、2007年以降の州及び地方交通関連目的の資金の安定性を増加する。ただし、州が財政困難に直面した際、他の非交通関連優先事項を満たすために利用可能な資金を割り当てる州の権限はある程度低減する。

提案1Aの本文は114ページをご覧ください。

提案 1A 交通資金の確保。州憲法修正案。★★★

提案1Aの賛成意見

提案1Aへの賛成票： 既存のガソリン税を道路および交通プロジェクトに使用します。

2002年、California州の有権者は、提案42を可決して、California州の道路への取り組みを優先事項としました。有権者の主張は、ガソリン税の使途を道路およびハイウェーの安全対策と渋滞緩和の目的に定めるというものでした。しかしながら、法の抜け道によって、政治家たちはこの資金を他の目的のために、簡単に、いとも簡単に使ってしまったのです。過去3年間で、25億ドル近くが道路およびハイウェーのプロジェクトから他に流用され、そのために、安全や渋滞緩和のため重要なプロジェクトが中止に追い込まれました。

1Aへの賛成票によって、既存のガソリン税が他のプロジェクトのために使用されることを止めさせることができます。

提案1Aは、法の抜け道をふさぎ、皆様が*既に*支払ったガソリン税が、California州の2,000万人のドライバーに利する交通プロジェクトのみに使用されることを約束するものです。

1Aへの賛成票によって、新しい道路およびハイウェーが建設されます。

California州には現在、国内でもっとも渋滞した道路があり、州内の道路およびハイウェーは保守が十分でないために破損がひどい状態です。道路の渋滞によって、ドライバーは余分な燃料代として年間207億ドルを、そして毎日500,000時間を渋滞に巻き込まれて費やしています。提案1Aは、安定した長期的資金を確保し、緊急に改善が必要な交通プロジェクトの実現に着手させるものであり、エンジニアは、以下を行うことができます。

- 交通安全性の向上
- 州ハイウェーのもっとも危険な箇所の修理
- 主要高速道路の渋滞緩和
- 渋滞防止のための高速道路の拡張
- カープール レーンネットワークの完成
- 破損した道路の修理
- 公共輸送機関の改善

1Aへの賛成票は、経済の好調につながります。

California州の経済は、（かつて州内に存在していた）第一級の交通システムの有無にかかっています。人やものを州のあらゆるところに移動できるような基幹施設の向上に重点を置かなければ、州経済の将来は危ういものになります。

1Aへの賛成票：CALIFORNIA再建長期計画の一部。

提案1Aは、40年ぶりに策定された包括的基幹施設計画である、California再建計画の一部です。この計画では、私たちがすでに支払っている税金を、長期間にわたる経済活動や生活の質の維持に必要な、道路、住宅、学校、および水道設備の建設のために使用します。

CALIFORNIAの再建：1A、1B、1C、1D、および1Eへ賛成票を入れてください。

California州の人口はこの先20年間で5,000万人に達する見込みです。これは、現在の基幹施設が設計された際の許容見込みの2倍に当たりますが、こうした基幹施設を再建する場合、短期間では不可能です。それゆえ、いま、着手しなければならないのです。

この基幹施設計画が皆様と皆様のコミュニティにどのように利益をもたらすかについて、さらにご理解いただくために、*www.ReadForYourself.org* にアクセスしてください。

1Aへの賛成票：既存のガソリン税が、CALIFORNIA州の道路、ハイウェー、および大量輸送公共交通機関の向上のために使用されることを約束するものです。

THOMAS V. McKERNAN, 会長
南California自動車クラブ（AAA）

MICHAEL BROWN, コミッショナー
Californiaハイウェーパトロール

MARIAN BERGESON, 議長
California州交通委員会

提案1Aの賛成意見に対する反論

優れた公立学校と大学がCaliforniaを「ゴールデンステート」にしました。教育は、California州の経済を推進する原動力です。

提案1Aは、教育を予算の最優先事項から排除するものです!

提案42の可決には、財政的に厳しい時期を除くという*例外*が設けられていました。*現在*、ガソリン税の貸与を受けるためには、*州議会の2/3および州知事の承認が必要です。*

ガソリン税からこれまでに25億ドルが「流用された」とされています。貸与された資金は、*利子をつけて返済されます。「California再建計画」は、提案1Aが否決されても影響を受けることはありません。*

今後California州は、二度と景気後退に見舞われない、という確信がないならば、*提案1Aに「反対票」を入れるべきです。*

今後California州が、人命や資産を救済するために迅速な対応が必要とされる大地震、洪水、堤防決壊、あるいは火災に決して見舞われない、と分かっているのでなければ、*提案1Aに「反対票」を入れるべきです。*

緊急治療室、病院、および外傷センターは、今後再び優先資金供与を受ける必要がない、と考えているのでなければ、*提案1Aに「反対票」を入れるべきです。*

そして、幼稚園から12年生までの学校に対する最低保証額から*20億ドルが差し引かれ*、州立単科大学および総合大学の*授業料値上げが今後も続くことを良しとするのでなければ、提案1Aに「反対票」を入れるべきです。提案1Aが施行されていれば、このような深刻な教育資金の削減は、さらに大幅に行われていた可能性があります。*

私たちの子どもたちや州の経済のために、そして、引き続き災害の余波に確実に対処できるようするために、*提案1Aに「反対票」を入れてください。*

JACKIE GOLDBERG, 議長
州下院教育委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案1Aの反対意見

この次に景気後退が訪れたときには、州議会と州知事は、資金削減と歳出の両方について優先順位を設けられるようにするべきです。

提案1Aは、California州の予算から、引き続き多くの資金を、「惰性で自動的に決まった部門」に与えるものです。つまり、州知事および州議会は、優先事項の決定をできない、ということです。景気後退の際に、教育、ヘルスケア、公共安全、あるいは保育のための資金が必要な場合でも、ガソリン税供与の*最優先費目*は、破損道路とハイウェーになるのです。ハイウェーや破損道路は非常に重要な問題です。しかし、今回の投票では、提案1Bが交通関連に約200億ドルを供与することになっています。

*2002年の提案42によって、ハイウェーや道路補修資金は、すでに強力な保護を受けています。*資金を貸与できるのは、両院の*2/3*の賛成票と、*州知事*の署名の両方が得られた場合*のみです。*貸与された資金は、貸与を受けていた全期間に対する利子を付けて返却することが求められています。提案1Aは、それらの制限をさらに厳しくした内容で、資金の貸与はほとんど不可能になります。

California州では、誰もが、最優先事項は公共教育であることに同意していると思われます! しかしながら、提案1Aが可決されれば、この意見が現実ではなくなってしまうのです。提案1Aが及ぼす影響を理解するためには、最近のできごとを見れば十分です。

2003年から2004年にかけて、州議会と州知事は、ガソリンに対する消費税収から、8億6,800万ドルの貸与を受けました。また、2004年から2005年には、同じ資金から再び、12億5,800万ドルの貸与を受けたのです。州内でこうした資金貸与ができなければ、Wall Streetから貸与を受けるか、健康および教育資金を大幅に削減するか、あるいは増税することになります。

ガソリン税資金からの約20億ドルの貸与を受けても、幼稚園から12年生までの公共教育に対する資金は、当初保証されていた供与額と比べ、20億ドルも削減されたものとなりました。資金削減は、教科書および教室や校舎の補修の分野でも行われました。コミュニティカレッジの学生にとっては、授業料が、1ユニット当たり$11から$26と、倍以上に跳ね上がり、その結果、数十万人のコミュニティカレッジの学生が退学を余儀なくされました。California大学およびCalifornia州立大学の学生にとっては、学部授業料が3年間で30%も値上がりしました。

2004年から2005年に、幼稚園から12年生までの教育資金から削減された20億ドルについては、まだ取り戻すことができません。提案1Aが施行されていれば、幼稚園から12年生までの公共教育に対する資金削減は40億ドルになっていたことになります!

景気停滞期には、教育部門が少なくとも最低保証された資金だけは確保できるように、資金を暫定的に流用する柔軟性が州議会ならびに州知事に必要となります。州議会ならびに州知事は、必要な場合に、優先順位を付ける権限を有するべきです。地震、洪水、あるいは大火事が起こった場合、または、外傷センターや緊急治療室が閉鎖され続けた場合、私たちはその緊急事態に対処する手段を持つ必要があるのです。州予算に州民の優先事項を反映する責務にある人々の行動から自由を拘束してはなりません。提案1Aに「反対票」を入れてください!

JACKIE GOLDBERG、議長
州下院教育委員会

提案1Aの反対意見に対する反論

提案1Aは、有権者の意志を守り、優先順位を付けるものです。2002年、ほぼ70%の有権者は、私たちが支払うガソリン税を、交通関連の向上のために使用することを掲げた法案を承認しました。有権者は、道路の新設、渋滞の緩和、およびハイウェーの安全性の向上が優先事項であるとしたのです。

反対者が指摘するとおり、残念なことに、政治家たちはこの法律の抜け道を利用してきました。交通部門に供与されるはずのガソリン税の中から25億ドル近くが流用され、他のプログラムのために使用されました。その結果、州の交通システムは不当に放置され、渋滞緩和、ハイウェーの安全性、および道路の改修プロジェクトのやり残しが増加しています。

いまこそ有権者の意志を守り、ガソリン税の抜け道を完全に塞ぐときです。

1Aへの賛成票は、ガソリンスタンドで私たちが支払うガソリン税が、道路の新設および交通システムの改善に実際に使用されることを保証するだけのものです。

提案1Aは、教育やその他の州のプログラムの資金を削減するものではありません。教育に対する資金供与は憲法によって保護されており、提案1Aによって変えられることはありません。

- 納税者、環境、企業、および公共安全のグループを率いている教育者の方々が提案1Aを支持するのはこのためです。

提案1Aは、40年ぶりに策定された包括的基幹施設計画である、California再建計画の一部です。

1Aに賛成票を入れてください。既存のガソリン税が、California州の道路、ハイウェー、および大量輸送公共交通機関の向上のために、確実に使用されるようにしましょう。

STEVE KRULL、会長
California警察署長協会
MARK WATTS、暫定主任取締役
トランスポーテーションCalifornia
ALLAN ZAREMBERG、所長
California州商工会議所

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案
1B

2006年度公債法令。
ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全。

公式題名と要約 ★★★ 　　**作成 司法長官**

1B

2006年度公債法令。
ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全。

- 州ハイウェーの安全性向上と修復を行い、渋滞緩和のためにフリーウェーを改修し、地域の道路を修復し、主要な交通幹線沿いのハイウェーを改修する。
- 地域の橋を耐震性向上のために改修する。
- 公共交通機関を拡大する。
- 州のカープール レーン ネットワークの完成に向けて協力する。
- 大気汚染を削減する。
- 船積み港でのテロ対策を強化する。
- 199億2,500万ドル($19,925,000,000)を上限として公債を発行する。
- 公債の返済は一般財源から支出する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- この公債の元金(199億ドル)と利子(190億ドル)の両費用を30年間で返済するのにかかる州費用は約389億ドル。年間の支払額は約130億ドル。
- この他、公債により資金供給する道路、橋、バス、電車などの交通基幹施設を運営及び維持するために州及び地方政府の費用が発生する(金額は不明)。これらの費用の一部は、運賃や通行料金など、改修により発生する歳入により相殺される。

SB 1266(提案1B)に対する州議会による最終投票

上院:	賛成 37票	反対 1票
下院:	賛成 61票	反対 10票

立法アナリストによる分析

背景

California州では、ハイウェー、街路及び道路、旅客鉄道、及び輸送機関の維持、運営、及び改善に州、連邦、及び地方財源から年間約200億ドルを支出している。これらの支出は、税金や利用者料金から得られた資金により、都度払いで賄われている。

州の交通関連プログラムの資金源には主に2つの州税がある。まず、ガソリン及びディーゼル燃料に課税されている1ガロンにつき18セントの州消費税(一般的にガス税と呼ばれている)は、年間約34億ドルの税収がある。2つ目のガソリン及びディーゼル燃料に課税されている州の売上税の税収は、現在年間約20億ドルである。さらに、州は商用車(トラッ

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

ク）に重量税を課税しており、年間約9億ドルの税収がある。一般的に、これらの税収は、ハイウェー、街路や道路、旅客鉄道、及び輸送機関の改善を含む特定の交通関連目的に使用されなければならない。これらの資金は、様々な交通関連プロジェクトが環境に与える影響の緩和にも使用される場合がある。特定の状況下では、これらの税収は非交通関連目的に借り入れ、又は使用される場合がある。

1990年以来、有権者は交通関連目的の資金を提供するため、およそ50億ドルの州総合義務公債を認可してきた。これらの公債収益は、主に旅客鉄道や輸送機関の改善、またハイウェーや橋の耐震補強に使用されてきた。2006年6月現在、認可された公債のうち約3億5,500万ドルを除くすべてがプロジェクトに使用されている。

州の資金のほかに、California州の交通機関は連邦及び地方政府からの資金を受けている。州では、様々な交通関連目的への使用に、連邦のガソリン及びディーゼル燃料税収入から年間約45億ドルを受けている。すべて合わせると、地方政府はCalifornia州のハイウェー、街路及び道路、旅客鉄道、及び輸送機関に年間約95億ドルを投じている。この資金は、主に地方売上税と資産税、及び輸送機関の運賃により賄われている。地方政府はまた、交通関連プロジェクトに資金を提供するため、地方売上税収入を財源とする公債を発行している。

提案

本法案は、州に約200億ドルの総合義務公債を発行し、混雑を緩和し、荷動きを改善し、大気質を改善し、交通システムの安全性とセキュリティを高めるための交通関連プロジェクトに資金を提供することを認可するものである。（州の総合義務公債の基本的な情報については、96ページの「州公債債務の概要」を参照のこと。）

図1（次のページを参照）は、公債資金の使用目的を要約したものである。公債資金は、州議会による割り当てにより、様々な州の機関の支出、及び地方政府機関や輸送機関の運営組織への助成金に当てられる。

- ***混雑の低減、ハイウェー及び一般道路の改善***—113億ドル—州のハイウェー、一般道路、及び公共輸送機関の混雑の低減、またその輸送能力を増加するための設備改良、地方で資金が調達されるプロジェクト又は州のハイウェー及び一般道路を修理するプロジェクトに利用できる助成金に使用。
- ***公共輸送機関***—40億ドル—地域の輸送サービス及び州の都市間鉄道サービスの設備改良を行う。これらの改善には、バスや鉄道車両の購入、及び現存する輸送施設の安全性の改善が含まれる。
- ***荷動き及び大気質***—32億ドル—港、州のハイウェー及び鉄道システム、及びCaliforniaとMexico間の荷動きを改善するプロジェクト、また荷動きに関連する排気を減らし、スクールバスの交換及び修復により大気質を改善するプロジェクトに使用。
- ***安全及びセキュリティ***—15億ドル—軍事的脅威に対する保護を増加する、又は輸送機関の災害時の応答能力を改善するプロジェクト、橋、傾斜路、及び陸橋を耐震補強して踏み切りの安全性を改善するための助成金、及び公営の港、港湾、及びフェリーターミナルのセキュリティと災害計画を改善するために使用。

提案1Bの本文は114ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

図1

提案1B: 公債資金の用途

	金額（単位 百万ドル）
混雑の低減、ハイウェー及び一般道路の改善	**$11,250**
州のハイウェー及び主要道路の混雑の低減	$4,500
ハイウェー、道路、及び輸送能力の増加	2,000
一般道路の改善	2,000
州道99線の輸送能力、安全性、及び運営の向上	1,000
地方政府により資金を提供されている交通関連プロジェクトへの助成金の提供	1,000
州のハイウェー及び一般道路の修理及び運営の改善	750
公共輸送機関	**$4,000**
車両及び地役権の購入を含む、地域の鉄道及び輸送サービスの改善	$3,600
鉄道車両や機関車の購入を含む、都市間鉄道の改善	400
荷動き及び大気質	**$3,200**
州のハイウェーや鉄道システム、港の荷動きの改善	$2,000
荷動き関連活動からの排気の低減	1,000
スクールバスの修復及び交換	200
安全性とセキュリティ	**$1,475**
輸送機関のセキュリティの改善、及び災害時の応答性の促進	$1,000
踏み切りの安全性を改善するための助成金の提供	250
地域の橋や陸橋を耐震補強するための助成金の提供	125
公営の港、港湾、及びフェリー施設のセキュリティと災害計画を改善するための助成金の提供	100
合計	**$19,925**

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

財政的影響

公債の費用。これらの公債の費用は、公債の販売時、及びその返済期間に有効となる実際の利率により左右される。州は、約30年間にわたり、州の一般財源から元本及び利子の支払いを行うことになる。公債が平均利率5パーセントで販売された場合、元本（199億ドル）と利子（190億ドル）の両方を返済するための公債の費用は約389億ドルとなる。元本及び利子の平均返済額は、年間約13億ドルとなる。

運営費用。これらの資金を使って交通基幹施設を建築又は改善する（例えば、道路や橋の建設、又はバスや鉄道車両の購入により）州及び地方政府には、これらを運営及び維持するために未知の追加費用が発生する。これらの費用の一部は、運賃や通行料金など、改善によって生まれる歳入により相殺される。

提案1Bの本文は114ページをご覧ください。

提案 1B 2006年度公債法令 ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、湾港安全。★★★

提案1Bの賛成意見

提案1Bへの賛成票：新しい道路とハイウェーを直ちに建設します。

California州には、国内でもっとも渋滞の激しいハイウェーがあります私たちは、毎日500,000時間を、交通渋滞に巻き込まれて過ごしているのです。California州の道路、ハイウェー、および交通システムを再建するのはいまこのときであることは明白です。

提案1Bは、やり残されている交通関連プロジェクトを急ピッチで進めることで、渋滞を緩和し、ハイウェーの安全性を向上しようというものです。

私たちが現在ガソリンスタンドで支払っているガソリン税による資金を保護する目的の提案1Aに対して、提案1Bは、州内の老朽化したハイウェーの修復を再開し、将来的に必要と考えられる交通関連プロジェクトの建設を始めるために直ちに資金供与を行うもので、1Aと同様に重要なものです。

1Bへの賛成票は、安全性を向上し、渋滞を緩和し、公共交通機関を拡大するものです。

提案1Bは、州内のいたるところで実施されるプロジェクトに資金を供与するものです。提案1Bは以下のプロジェクトに資金を投じます。

- もっとも危険なハイウェーならびに主要な交通幹線における安全性の向上
- 渋滞および運行の遅れの緩和
- 渋滞するハイウェーにおける車線の追加
- 地域の道路、主要道路、および交差点の修復
- 公共交通機関の建設ならびに拡大
- 橋の耐震性向上
- カープール レーンの拡張
- 地域の交通関連法案を可決したコミュニティに対する見合い基金の供与

1Bへの賛成票は、大気汚染を削減し大気環境を改善します。

提案1Bは、大気汚染を招く旧式スクールバスの交換、大量輸送公共交通システムの拡大、およびカープール　レーンならびにHOVレーンの拡張による、大気汚染の削減にも資金を供与します。また、提案1Bは、高速道路および一般道路の渋滞を緩和し、主要な大気汚染源のひとつである自動車の排ガス削減を促進します。

1Bへの賛成票：徹底した説明義務を有する、新たな税金なしの提案です。

- 提案1Bには、資金が、予定されたプロジェクトに使用されたことを確認するための、年次監査および年次報告などの重要な説明義務事項が盛り込まれています。
- 提案1Bは、道路の建設を直ちに開始し、その道路を使用しながら、増税に頼らず現行の税収を使ってその支払を行うようにするものです。例えるならば、住宅の支払を行いながらその住宅に住むことのできる住宅ローンのようなものです。

1Bへの賛成票：CALIFORNIA再建長期計画の一部。

提案1Bは、California再建計画の一部であり、この計画では、私たちがすでに支払っている税金を、長期間にわたる経済活動や生活の質の維持に必要な、道路、住宅、学校、および水道設備の建設のために使用します。

CALIFORNIAの再建：1A、1B、1C、1D、および1Eに賛成票を入れてください。

California州の人口はこの先20年間で5,000万人に達する見込みです。これは、現在の基幹施設が設計された際の許容見込みの2倍に当たりますが、こうした基幹施設を再建する場合、短期間では不可能です。それゆえ、いま、着手しなければならないのです。

この基幹施設計画が皆様と皆様のコミュニティにどのように利益をもたらすかについて、さらにご理解いただくために、*www.ReadForYourself.org* にアクセスしてください。

1Bへの賛成票：道路の安全性の向上、汚染の削減、そして交通渋滞の緩和を実現します。

MARIAN BERGESON、議長
California州交通委員会
ALAN C. LLOYD、元議長
California州大気資源役員会
ALLAN ZAREMBERG、所長
California州商工会議所

提案1Bの賛成意見に対する反論

「本当にしてはうまくいきすぎることがある。」とは、誰もが聞いたことがあります。提案1Bを支持する意見は明らかにこの一例です。

提案の支持者が想像するよう求めた、住宅に住みながら返済していく住宅ローンを想像する代わりに、クレジットカードによる負債の波におぼれていることを想像してみてください。California州が向かっているのはそのような方向なのです。

良い道路と交通渋滞の緩和は私たちすべての願いです。しかしながら、州議会が建設プロジェクトの合理化と過剰な負担となる規制の緩和に視点を移せば、数十億ドルという資金の借入れをする必要はなくなります。その代わりに、借入の制限された一般財源から、年間の割り当て分を使用してプロジェクトを完成させます。このように均衡の取れたアプローチによって、数十億ドルという資金を借入れる必要性は大きく減少します。

説明義務と監査についてはどうでしょうか?

州政府の歳出に対する監査で、政府によるプログラムが、費用効率が高く時宜を得たものであるとの結果が出たのはいつのことだったでしょうか?　真実はその逆なのです。私たちの交通に対するニーズについてよく考えられた計画こそが、Californiaの道路を改善する唯一の実用的な方法なのです。「事後の」監視を謳った、数十億ドルの借入れを含む急ごしらえの公債は、失敗のもととなります。

間違わないでください。公債はただで手に入る資金ではありません。高い利子を伴う多額の借入れの返済をするのは皆様なのです。1Bへの反対票によって、州議会は、「ペイゴー原則」、環境に配慮した改革、設計と施行の効率性、およびその他の常識的な改革を含む、責任ある総合的公債法案の策定を求められます。

MICHAEL N. VILLINES、California州下院議員
第29区

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案1Bの反対意見

320億ドル。これは、本公債による負債を決済するために、私たちの子どもたちや孫たちが支払う金額です。これらはすべて、切実に必要とされているハイウェー建設を犠牲にして計画された費用のかかるプロジェクトへの資金供与に充てられます。

間違いを犯さないようにしましょう。本公債法案に反対票を投じたすべての州議会議員は、崩壊しかけた我が州の交通システムの再構築を支持しているのです。私たちは、皆様がガソリン税として支払った資金をすべて、州内のハイウェーのために使用することを支持しているのです。そして、私たちは、Californiaの将来のための、効果的な建設事業を支持しています。しかしながら、本法案は、これらの重要な目標を、財政的に責任ある形で達成するものではありません。

交通部門の改善は我が州にとって不可欠な問題ですが、それと同様に重要なのは、そのために使用される資金を借入れによって追加するならば、州の財政赤字をさらに悪化させ、勤勉なCalifornia州民の皆様にとって重大な影響を与える可能性があるということです。

財政的責任のある解決策は、必要性のより高い交通関連プロジェクトに資金を供与する、「ペイゴー原則」に則ったアプローチです。このアプローチは、基幹施設の改善にかかる費用を、一般財源（既存の税金）から支出するもので、California州の年間の負債を返済するために借入れる資金が少なくなります。

毎年の予算から、基幹施設のために支出する費用を引き当てることで、州が抱える複雑なニーズにより効果的に対応することができ、私たちの子どもたちや孫たちの負担となる負債を課さずにすむのです。

本法案におけるもうひとつの懸念は、性急に税金を使用していくその方針です。本公債法案を性急に可決したため、州議会は、建設過程の合理化につながり、同額の資金でより多くのプロジェクトを完了し得た、「建設と施行」の概念や環境に配慮した改革等の、時間および費用を節約できる機会を法案に盛り込みむことができませんでした。さらに、本法案を有権者が承認した場合、その3週間以内に、California州交通委員会は、概略が示されたすべての交通関連プロジェクトに対する資金供与と、皆様が懸命に働いて得たお金から支払われた数十億ドルにも上る税金の使用に関して、「指針を策定ならびに採択する」ことが求められています。その後、CALTRANSおよび皆様の地域、そして郡の交通担当機関は、すべての交通関連プロジェクトの予定をCalifornia州交通委員会に提出しなければなりません。考えてみてください。州政府の一機関が、わずか3週間のうちに、California州内全域におよぶプロジェクトに対して、州民による監視や検討の時間も十分に取らず、数十億という資金を供与する方針を整備しなくてはならないのです。これが皆様の税金を使う最善の方法と言えるでしょうか?

政府の財政に関する重要な決定は、然るべき十分な調査や分析を行わずに成されるべきではありません。

Schwarzenegger州知事は正しいのです。California州政府は、30年間もの間、州の交通関連のニーズを放置しており、これに対して何らかの手を打たなければなりません。しかし、この対策は、正しい形で行われるべきです。最初に立ち戻って、本当に不可欠なプロジェクトに焦点を当てるために責任ある方法を模索すると同時に、こうした重要なプロジェクトに資金供与する上でいかなる無駄な支出も伴わない、「ペイゴー原則」の要素を含んだ財政的責任のある計画を策定していきましょう。

私たちは、子どもたちや孫たちが、21世紀のニーズに応えた交通システムを享受することを要求すべきです。そのためにこそ、本公債に「反対票」を投じ、州議会が、私たちの将来のために、責任ある、現実的な、かつ結果を出せる交通基幹施設計画を作成するよう求めなくてはならないのです。

MICHAEL N. VILLINES, California州下院議員
第29区

提案1Bの反対意見に対する反論

反対者でさえ、我が州の崩壊しつつある交通システムの改善、道路の新設、そして交通渋滞の緩和にいますぐ着手する必要性を認めています。これはまさに提案1Bが掲げることなのです。

1Bへの賛成票によって、州の交通システムを優先事項とすることがついに実現し、渋滞緩和、大気環境の向上、大量輸送交通の拡大、道路の安全性の向上、および地域道路の修理を目的とした州内全域のプロジェクトの遅れに対処するために必要な資金を提供することができます。交通システムに関する課題は、放置期間が長期化すると、必要な費用が増加し、問題も深刻化します。これ以上待ち続ける余裕はありません。

提案1Bは財政的に責任ある内容です。

- 1Bには、資金の支出方法ならびに支出先を説明する年次監査や公開報告書など、納税者を保護する厳しい財政保護手段が盛り込まれています。
- 提案1Bは、公債の発行によって、交通関連プロジェクトを再開するための資金を直ちに供与し、その返済については、向こう20年間の間に、既存の州の歳入を充て、*増税は行わない*というものです。
- 住宅ローンと同様に、提案1Bは、交通システムの改善に直ちに着手し、今後長期にわたって、私たちがそのシステムを利用しながら支払を行うことを可能にします。
- この様な理由により、CALIFORNIA納税者協会は1Bを支持しています。

1Bへの賛成票は、California再建計画の一部となります。私たちの経済的将来と生活の質は、ものや人を効果的に移動させる、信頼できる交通システムの有無にかかっているのです。

いまこそ行動にかからなければなりません。

1Bに賛成票を入れてください。道路やハイウェーを新設し、交通安全性のために投資し、渋滞を緩和し、そして大量輸送交通機関を改善しましょう。

LARRY McCARTHY, 会長
California州納税者協会
THOMAS V. McKERNAN, 会長
南California自動車クラブ（AAA）
MICHAEL BROWN, コミッショナー
Californiaハイウェーパトロール

提案
1C 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。

1C

- 基金は、虐待を受けた女性とその子供への避難所の提供、低所得老人に清潔で安全な住宅の提供、身体障害者、退役軍人、労働者家庭の自家所有支援、家族及び身体障害者のためのアパートの修繕及びアクセス補助機能の向上のために支出することができる。
- 州は、30年間に渡り既存の州基金から毎年平均2億400万ドルを返済する公債28億5,000万ドル($2,850,000,000)を発行する。
- 基金の支出用途を説明した年次独立監査報告書の報告と発行を義務付け、管理費と間接費を抑制する。
- 公債の返済は一般財源から支出する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- この公債の元金(28.5億ドル)と利子(33億ドル)の両費用を返済する30年間に渡る州費用は約61億ドル。年間の支払額は約2億400万ドル。

SB 1689(提案1C)に対する州議会による最終投票

上院:	賛成 27票	反対 11票
下院:	賛成 54票	反対 16票

立法アナリストによる分析

背景

毎年California州では約200,000戸の住宅とアパートが建設されている。これらの住宅のほとんどは、すべて民間資金によって建設されている。ただし、連邦や州、地方政府から助成金を受けている住宅もある。例えば、州では開発業者(民間非営利組織及び政府関連組織)に住宅建設費用の援助として低利融資又は助成金を提供している。一般的に、住宅は低所得のCalifornia州の住民に売却又は賃貸されなければならない。その他の州のプログラムでは、住宅購入者に頭金費用の直接的な金融支援を提供している。

州がこれらのプログラムを通じて金融支援を提供する一方、市や郡には新しい住宅の地域制や認可の責任がある。さらに、市、郡、及び地方政府には、新しい住宅に上水、下水、道路、及び公園などの基幹施設関連サービスを提供する責任がある。

2002年、有権者は州の住宅プログラムの資金を調達するため、21億ドルの総合義務公債を提供する提案46を認可した。2006年11月1日時点で、提案46の資金の未使用額は約3億5,000万ドルとなることが予測されている。

★★★ 立法アナリストによる分析(続き)

提案

本法案は、13の新規及び既存住宅、及び開発プログラムの資金を調達するため、28億5,000万ドルの総合義務公債の販売を認可するものである。(州の総合義務公債の基本的な情報については、96ページの「州公債債務の概要」を参照のこと。)　図1(次のページを参照)には、法案に基づき資金を受けるプログラムと、それぞれの金額が説明されている。資金の約半分は、既存の州住宅プログラムに割り当てられる。ただし、開発プログラムは新規であり、その詳細は州議会によって決定される。公債収益の主な配分は以下の通りである。

- ***開発プログラム(13億5,000万ドル)。*** 法案は、開発の増加を目的とする3つの新しいプログラムに資金を提供する。資金のほとんどは、既存の市街地及び公共輸送機関付近における開発プロジェクトに当てられる。プログラムは、公園、上水、下水、交通機関、及び住宅など幅広いプロジェクトに融資や助成金を提供する。
- ***住宅所有権プログラム(6億2,500万ドル)。*** 本法案により資金が提供される多くのプログラムは、低～中所得住宅購入者による住宅所有を奨励するものである。資金は、住宅購入者に低利融資又は助成金を通じて頭金の支援を提供するために使用される。一般的に、この支援を受ける資格は、世帯収入額、購入する住宅の値段、及び初めての住宅購入かどうかにより決定される。
- ***多世帯住宅(5億9,000万ドル)。*** 法案は、アパートなど賃貸住宅プロジェクトの建設又は改築を目的としたプログラムにも資金を提供する。これらのプログラムは一般的に、地方政府、非営利組織、及び民間開発業者に低利(3パーセント)融資を提供し、建築費の一部の資金を提供する。その代わりに、プロジェクトは55年間、住宅ユニットの一部を低所得世帯用に確保しておかなければならない。本法案は、すでに開発されている地域及び既存の公共サービス(公共輸送機関など)の近辺におけるプロジェクトに資金提供の優先順位を与える。
- ***その他の住宅プログラム(2億8,500万ドル)。*** これらの資金は、ホームレス施設や農場労働者用住宅の開発業者への融資及び助成金提供に使用される。さらに、資金は手頃な値段の住宅の費用削減を目的とした試験的なプロジェクトに割り当てられる。

資金は何年にも渡り割り当てられる。法案は、これらのプログラムの効果を確実にするため、これらのプログラムをさらに変更するための幅広い権限を州議会に与える。

財政的影響

公債の費用。 これらの公債の返済費用は、主に以下の2つの要因に左右される。

- ***支払い期間。*** 州は、約30年間に渡り、州の一般財源から元本及び利子の支払いを行うことになる。
- ***利率。*** 公債は公共の目的に発行されるため、発行後の公債の利率は通常、州及び連邦税の両方から控除される。これにより、州の債務返済は低くなる。ただし、本法案により提案されているプロジェクトには、連邦税の控除を受ける資格がないものがあり、これがさらに高い利率につながる。これは、住宅プログラムが民間目的に資金を提供するためである。(公債の約60パーセントがこれに該当すると予測されている。)

連邦税の対象となる公債が平均利率6.5パーセントで販売され、残りの公債が平均利

提案1Cの本文は118ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

図1

提案1C：公債資金の用途

		金額（単位 百万ドル）
開発プログラム		
市街地における開発[a]	公園、上水、下水、交通、及び環境浄化など、市街地の「再開発地」開発を促進する様々なプロジェクトに向けた助成金。	$850
公共輸送機関近辺の開発[a]	公共輸送機関近辺でのさらに高密度な開発を奨励する ための地方政府及び開発業者への助成金及び融資。	300
公園[a]	全州の公園のための助成金。	200
		$1,350
住宅所有権プログラム		
低所得世帯	低所得世帯向けの様々な住宅所有権プログラム。	$290
頭金支援	初めて家を購入する低～中所得住宅購入者向けの住宅購入価格の6パーセントまでの延払低利融資。	200
地方政府	手頃な価格の住宅提供の障壁を減らすための地方政府への助成金。資金は、住宅購入者の支援に使用される。	125
自助建設	低～中所得世帯者による自宅建設、又は改築を支援する組織への助成金。	10
		$625
多世帯住宅プログラム		
多世帯住宅	低所得賃貸者向けの住宅開発への低利融資。	$345
支援住宅	低所得賃貸者に健康保健及び社会福祉サービスを提供する住宅プロジェクトへの低利融資。	195
未成年ホームレス	未成年の路上生活者に住宅を提供する住宅プロジェクトへの低利融資。	50
		$590
その他の住宅プログラム		
農場労働者住宅	農場労働者用の住宅開発への低利融資及び助成金。	$135
試験的プログラム[a]	低コストで住宅を開発する試験的なプロジェクトへの助成金及び融資。	100
ホームレス施設	ホームレス施設開発への助成金。	50
		$285
合計		**$2,850**

[a]新規プログラム

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

率5パーセントで販売された場合、元本（28億5,000万ドル）と利子（33億ドル）の両方を返済するための州の費用は約61億ドルとなる。年間平均支払額は約2億400万ドルとなる。

管理費。住宅及び地域開発部とCalifornia住宅金融局では、様々な住宅及び市街地開発プログラムを管理するための費用が増大する。プログラムの割り当ての一部、公債資金総額のおよそ1億ドルから1億5,000万ドルは、長期に渡りこれらの管理費の支払いに使用される。

提案1Cの本文は118ページをご覧ください。

提案1C 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。★★★

提案1Cの賛成意見

提案1Cへの賛成票よって、虐待を受けた女性への避難所の提供、高齢者および低所得家庭に対する安価な住宅の提供、および子どものいるホームレスに対する福祉つき避難所の提供が行われます。こうした理由により、ハビタット フォーヒューマニティー、AARP、およびCalifornia州家庭内暴力を阻止するパートナーシップは皆様に、提案1Cに賛成票を投じることを強く勧めています。

重要なことは、本法案のための資金が、増税によらずに、既存の州基金から提供されるという点です。

州内の多くのコミュニティは、手頃な住宅の確保、ホームレス、および家庭内暴力といった深刻な問題に直面しています。360,000人を超すCalifornia州民が毎日帰る場所がないまま夜を過ごします。

昨年は、5,108人の女性や子どもたちが、収容しきれないという理由で、家庭内暴力からの避難所に入ることを許されませんでした。California州の労働者家庭の自家所有率は、これまででもっとも低いレベルに達しています。

安全な避難所は、文化生活には欠かせないものです。提案1Cへの賛成票は次のことを実現します。

- 虐待を受けた女性ならびに子どものいるホームレス家族のための避難所ベッド数の拡大。
- ホームレスの青年孤児のための住宅の提供。
- 既存避難所の安全性の向上および修繕。
- 高齢者および低所得家庭に対する清潔で安全な住宅の提供。

以上に加え、提案1Cは、労働者家庭が持ち家を手に入れる手助けをし、障害のあるCalifornia州民用アパートのアクセス補助機能の改善を行います。

提案1Cはまた、87,000人分の雇用を創出し、州の経済の発展に資するものです。

高齢者が独立して生活する後押しをします。本法案は、高齢者が、老人ホームに収容されるという脅威から解放されて、住宅に住むことを可能にします。

虐待を受けた女性を援助します。「California州の大半の市には、暴力を振るわれ虐待を受けた女性や子どもたちのための十分な避難所がありません。提案1Cはこうした劣悪な状況の改善に着手するものです。」—California州保安官協会

独立監査を行い、説明義務を実現します。

「本法案は、基金が定められたとおり使用されることを保証するため、独立監査を義務付け、管理費を制限し、厳格な説明義務条項を掲げています。」—California州商工会議所

青年孤児の援助をします。「悲惨なことに、青年孤児の65%は養護施設を出た日から、ホームレスになってしまいます。提案1Cは、彼らが安定した住まいを見つける援助を行います。」—ホームズ4 California

住宅および緊急避難所のニーズが非常に高まっています。

「提案1Cは、もっとも援助を必要としている人々虐待を受けた女性、子どものいるホームレスの家族、および障害のある高齢者に対して避難所を提供するものです。」—ハビタット フォー ヒューマニティー、Sacramento

1Cに賛成票を入れてください。California再建長期計画の一部です。

提案1Cは、California再建計画の一部であり、この計画では、私たちがすでに支払っている税金を、長期間にわたる経済活動や生活の質の維持に必要な、道路、住宅、学校、および水道設備の建設のために使用します。1A、1B、1C、1D、および1Eに賛成票を入れ、Californiaを再建する長期計画を支持してください。

この計画が皆様と皆様のコミュニティにどのように利益をもたらすかについて、さらにご理解いただくために、*www.ReadForYourself.org*にアクセスしてください。

提案1Cは、California州のもっとも弱い人々に避難所を提供します。高齢者、障害者、ホームレスの家族、虐待を受けた女性および子どもたちです。増税によらない緊急避難所や住宅援助のために、1Cに賛成票を入れてください。

CHERYL KEENAN, 主任取締役
San Diego ハビタット フォー ヒューマニティー

MARIVIC MABANAG, 主任取締役
California州家庭内暴力を阻止するパートナーシップ

TOM PORTER, 州ディレクター
AARP

提案1Cの賛成意見に対する反論

提案1Cは、財政的に無責任な法案です。1Cは、経済的には資格を有する不法移民をも含む、政府が選んだ限られた数の人々に恩恵を与えるために、30億ドル近い資金を借入れ、すべての人々に負債を負わせる法案で、官僚主義を拡大させるものです。

1Cの支持者は、「賛成」意見の中で、公債が、「増税によらずに、既存の州基金から資金を提供される」と主張しています。残念ながら、ただの資金などというものはありません。

Californiaは公債を売却しますが、これは実際には皆様の名義で借金をするということなのです。この負債は、元金と利子とで、借入れた1ドルについて2ドルずつが返済されます。

負債の返済は、政府の歳出において最優先事項となります。そのため、公債の返済に資金が支出されるということは、教育、道路、Medi-Cal、堤防修理、刑務所、および水道プロジェクトに対する予算削減を意味するのです。あるいは、減税の金額がさらに少なくなります。

負債の増大 = 優先事項に対する資金減少、という図式です。そして、優先事項に対する資金減少=すべてのCalifornia州民に対する増税の圧力、となります。

借入金は、道路、橋、ダム、学校、および大学といった長期間にわたる建設プロジェクトのために慎重に使われるべきです。

住宅を建設するのは建築業者であって、政府ではありません。手数料、規制、そして政府による介入によって、California州で住宅を所有することが困難になっています。建築業者が自由に住宅を建設できるようにすることが、最良の自家所有支援プログラムとなります。*そしてこのプログラムには資金がまったく必要ありません!*

私たちのクレジットカードにさらに負債を増やすことはすべてのCalifornia州民に損害を与えることになります。提案1Cによってすべての California州の4人家族に対して、$600の負債と利子の返済義務が負わされます。これは、減税によって人々に返されたり、あるいは道路や学校のために使用することができる$600なのです。

責任感を示してください。「反対票」を入れて下さい。

州下院議員CHUCK DEVORE, 議員
州下院予算委員会

BILL LEONARD, メンバー
California州査定平準役員会

MIKE SPENCE, 議長
California州納税者保護委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案1Cの反対意見

提案1Cは、新たに政府の*負債を30億ドル*近く追加し、官僚主義を強化するものですが、California州の自家所有を支援することにはなりません。

Sacramento州政府の政治家たちが、提案1Cを州民投票に付したのは、*朝の3時*でした。真夜中に、*ほとんど議論をすることもなく、監視もまったくないまま*投票を行ったのはなぜなのでしょうか? 何を隠そうとしているのでしょうか?

提案1Cは、平均的California州民にとって、住宅をこれまで以上に手頃に手に入れやすくするものではありません。この提案によって実現されるのは、政府を拡大し、California州の平均的4人家族に、負債および利子として$600以上の返済を強いるものであり、さらに一方で増税への圧力も強化させるものなのです。

政府が新たに借入れる28億5,000万ドルで何が買えるのでしょうか?人口3,700万人に対し、1,220万を超える住宅を有する州においては、*この金額では、焼け石に水です*。自家所有支援に資する代わりに、提案1Cは、政府の定めた基準を満たし、そして幸運にも選ばれて皆様の名義で借入れた資金を手に入れることのできる限られた少数の人々に、現金を分配する権限を、官僚たちに与えます。

現在California州で、平均的価格の住宅を購入できるのは、わずか14パーセントの家庭である、ということは事実です。この問題について非難されるべきは政府自体なのです。California州における住宅費用あるいはアパート賃貸料の半分以上は、高い税金、過剰な規制、環境問題に関連する訴訟、手数料、および自由市場における政府の介入によるものであり、これらすべての要因によって、ただでさえ高い住宅コストを倍に跳ね上げているのです。

そこで政治家たちが出す提案はどのようなものでしょうか?彼らが出した解決策は以下のとおりです。入手しやすい住宅を再び、*皆様のお金を手に入れることができる幸運な少数の人々のみに提供する新たな政府のプログラムです。*

Californiaで、再び住宅を入手しやすいものにするために、本当に有効な方法は、政府が誰に対しても、何をするか、どのようにするかを指示するのではなく、建築業者に住宅、コンドミニアム、およびアパートの建設を許可し、人々がそこに住むためにお金を払うことを認めることです。

そのような対策を採る代わりに提案1Cの本文には、「対象集団」、「住宅融資委員会」、「支援住宅」、「運営補助金」、および「試験的プログラム」といった、過去に失敗に終わった政府の住宅プログラムと同様な言葉が並んでいます。官僚制度のためともいわれる数百万ドルに加え、*4億ドルが、誰も住むことができない公園のために計上されているのです!*

提案1Cに「反対票」を投じるもうひとつの、そして最後の理由は次のとおりです。*私たちにはこれ以上負債を支えることはできません。*私たちが借入れる1ドルごとに、私たちと私たちの子どもたちは、その1ドルと、利子としてさらに1ドルを返済していかなければなりません。つまり、California州の平均的家庭は、この公債の期間を通じて、$600を超す税金を追加で納めなければならず、その半分は、利子のみのおよそ30億ドルの支払に充てられるものです。

提案1Cに「反対票」を入れてください。私たちには、この提案による負債を負う余裕はありませんし、この提案によって、California州における自家所有が促進されることもありません。

詳細については、州下院議員ChuckDeVoreのウェブサイトwww.NoProp1C.comにアクセスいただくか、NoProp1C@aol.comまで電子メールでお尋ねください。

州下院議員CHUCK DEVORE、議員
California州下院

提案1Cの反対意見に対する反論

提案1Cに対する賛成票は、虐待を受けた女性、高齢者、ホームレスの子どもたち、低所得家庭、および養護施設を出た青年たちに、避難所や住宅を提供するものです。これらの諸問題を一朝一夕に解決するものではありませんが、前進するための重要な一歩なのです。

提案1Cは増税につながるものではありません。この法案では、返済は既存の州基金から行われます。またこれと同様に重要なことは、提案1Cでは、納税者を保護し、避難所や住宅が約束されたとおりに建設されることを確実にするため、独立監査が義務付けられていることです。

本法案は、ホームレスや家庭内暴力問題、ならびに高齢者、子どものいる家庭、精神障害者、および退役軍人が直面する住宅危機の問題の専門家による数年間にわたる立案を経て策定されたものです。

その結果、以下のようなCalifornia州の主要機関が提案1Cに支持を表明しています。

ハビタット フォー ヒューマニティー San Diego支部、Greater Los Angeles支部、およびSacramento支部
AARP
California高齢者団体
California州家庭内暴力を阻止するパートナーシップ
California州商工会議所
Orange郡経済人会議
女性有権者連盟
青年孤児同盟
Vietnam戦争退役軍人California協会

提案1Cは、Californiaの将来のために必要な道路、住宅、学校、および洪水防止施設を建設するための長期計画である、California再建計画の一部で、財政的責任を有したものです。

提案1Cに対する賛成票は、無視するわけにはいかない諸問題の解決に踏み出すことを意味します。この提案によって、高齢者に清潔で安全な住宅が、ホームレスの家族には避難所が、そして虐待を受けた女性には安全な住宅が提供されます。提案1Cに賛成票を投じて、Californiaが将来に向けて積極的な一歩を踏み出す後押しをしてください。

HANK LACAYO、会長
California高齢者団体

PETER CAMERON、会長
Vietnam戦争退役軍人California協会

MARIVIC MABANAG、主任取締役
California州家庭内暴力を阻止するパートナーシップ

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案
1D

2006年度公債法令
幼稚園から大学までの公共教育施設。

公式題名と要約 ★★★ **作成 司法長官**

2006年度公債法令
幼稚園から大学までの公共教育施設。

- この104億1,600万ドル($10,416,000,000)の公債発行により、公立学校の過密の緩和と老朽校舎の修復に必要な資金を調達する。
- これにより地震対策を施すとともに、公立学校の職業訓練施設の資金を提供する。公債資金は、厳格な説明義務要領に沿って支出しなければならない。
- 資金は、既存の公立大学の建物の修復、改修、及びCaliforniaのコミュニティカレッジ、California大学、California州立大学での学生数の増加に対応した新しい教室の建設にも使用される。
- 公債の返済は一般財源から支出する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 公債の返済として州は、元本(104億ドル)と利子(99億ドル)合わせて203億ドルを支払うことになる。年間の支払額は約6億8,000万ドル。

AB 127(提案1D)に対する州議会による最終投票

上院:	賛成 29票	反対 8票
下院:	賛成 58票	反対 12票

立法アナリストによる分析

背景

California州の公立教育は2つのシステムで構成されている。その1つには、630万名の生徒に幼稚園から第12学年(以下「K-12」)の教育を提供している約1,000の地方学区が含まれている。もう1つのシステム(一般的に「高等教育」と呼ばれる)には、Californiaコミュニティカレッジ(CCC)、California 州立大学(CSU)、及びCalifornia大学(UC)が含まれる。これら3校の教育機関では、合計210万名の学生に第12学年卒業後の高等教育を提供している。

K-12学校施設

学校施設プログラム(SFP)を通じ、K-12学区では、土地の購入、新しい建物の建設、及び既存の建物の近代化(つまり改築)に資金を割り当てている。各学区の資金割り当ては公式によって決定される。この公式では、既存の施設スペースでは収容できない生徒数の入学が予測される場合の生徒数が考慮されている。SFPでは、州及び学区が施設費を分担することが義務付けられている。新しい建設プロジェクトでは、費用は州と学区で等しく分担されることになっている。近代化プロジェクトについては、州が費用の60パーセント、学区が残りの40パーセントを負担する。ただし、学区が異例の状況に直面した場合、州による「困難時資金」を申請し、費用の学区負担分を相殺することができる。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

主な資金源。以下のように、学校施設向けの資金はそのほとんどが州及び地元の総合義務公債により賄われている。（これらの公債の詳細は、96ページの「州公債債務の概要」を参照のこと。）

- ***州総合義務公債。***州は、総合義務公債の発行によりSFPに資金を提供している。過去10年に渡り、有権者は、K-12学校施設向けに総額281億ドルの州公債を認可している。これらの公債のうち約30億ドルが新しい建設プロジェクトに利用できる状態にある。
- ***地方総合義務公債。***地域レベルでは、学区は通常、地方総合義務公債の発行により分担費用及びその他の建設ニーズを賄っている。これらの地方公債は、学区内の有権者の55パーセントの承認により認可される。公債は、地方資産税収入を使って返済される。過去10年間に渡り、学区は有権者から410億ドル以上の地方施設公債を発行する認可を受けている。

現在学校施設のほとんどが州及び地方総合義務公債から資金を得ているが、学区では以下からも資金を受けている。

- ***開発業者手数料。***州法は、学区に新規建設について開発業者に手数料を課すことを許可している。これらの手数料は、新しい住宅、商業及び産業開発に課される。総合義務公債の収益と比べ、全州的に中程度の金額を得られるものの、開発業者手数料は地域開発の件数によって、地域により大幅に異なっている。急速に拡大している地域では、K-12学校の建設に大きく貢献している。
- ***特別地方公債（「Mello-Roos」公債として知られる）。***学区はまた、特別な学区を組織して、学校建設プロジェクトのために公債を販売できる。（一般的に、特別学区は学区全体に及ばない。）有権者の三分の二による承認が必要とされる公債は、特別学区内の資産所有者により返済される。過去10年に渡り、Mello-Roos公債は学区に総額37億ドルの施設向け資金を提供している。

高等教育施設

Californiaの公共高等教育制度には、以下の3つの機関に属する142のキャンパスが含まれる。

- CCCでは、各地域で統治されている72の学区が運営する全州109のキャンパスで、約150万名の学生を指導している。これらのコミュニティカレッジでは、準学士の授与、様々な技術的職業講座の提供、及び4年制大学に単位を移行できる一般教育講義の提供を行っている。
- CSUには23のキャンパスがあり、約420,000名の学生が就学している。同大学では、学士、修士、及び少数の特定の博士号を授与している。
- UCには、総合キャンパスが9つ、保健科学キャンパスが1つ、また様々な関連機関があり、総在学者数は約210,000名となっている。同大学は学士、修士、及び博士号を授与するほか、主要な州立研究機関となっている。

過去10年に渡り、有権者は公共高等教育キャンパスの設備改良に65億ドルの州総合義務公債を認可してきた。実質的にこれらの資金のすべてが特定のプロジェクトに割り当てられている。また州は、これと同じ目的に約16億ドルのリース歳入公債を提供している（州議会の認可済み）。

これらの州公債のほかに、高等教育制度には設備改良プロジェクト向けに他の3つの資金源がある。

- ***地方総合義務公債。***K-12学区と同様に、コミュニティカレッジ区には、学区内の有権者の55パーセントの承認が得られれば、総合義務公債を販売して建設プロジェクトに資金を提供する権限が与えられている。過

提案1Dの本文は120ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

去10年間に渡り、コミュニティカレッジ区は有権者から150億ドル以上の地方施設公債を発行する認可を受けている。

- ***寄付と助成金。***近年、CSUとUCでは施設建設向けに、合わせて年間1億ドルの寄付と助成金を受けている。
- ***UC研究収入。***UCでは、公債を販売し、将来の研究収入をその返済に当てることを誓約して、新しい研究施設の一部の資金を供給している。現在UCでは、研究収入の年間約1億3,000万ドルをこれらの公債の返済に使用している。

提案

本法案は、州に対し、K-12学校施設（73億ドル）及び高等教育施設（31億ドル）向けに104億ドルの総合義務公債の販売を許可するものである。

K-12学校施設

図1に示されるように、K-12学校施設向けの73億ドルは、7つのタイプのプロジェクトに指定される。これらのプロジェクトタイプのうち4つ（近代化、新規建設、チャータースクール施設、及び共同利用プロジェクト）の基本的な要件及び資金調達方式は、既存のSFPに基づいている。他の3つのプロジェクトタイプ（過密学校、職業技術施設、及び環境型プロジェクト）は、SFPの新しい構成要素となる。

近代化（33億ドル）。これらの資金は、既存の学校施設の近代化に使用される。学区は、プロジェクト費用の40パーセントを支払う義務がある（州の困難時資金が取得できる場合を除く）。

新規建設（19億ドル）。これらの資金は敷地の取得、プロジェクトの計画、エンジニアリング、建設、及び検査を含む新しい施設の建設に関連する様々な費用に当てられる。19億ドルのうち2億ドルまでが、地震発生時に危険となる可能性のある施設の補強に使用できる。学区には、新規建設及び耐震安全性プロジェク

図1
提案1D：公債資金の用途

	金額（単位 百万ドル）
K-12	
近代化プロジェクト	$3,300[a]
新規建設プロジェクト	1,900[a,b]
超過密学校	1,000
チャータースクール施設	500
職業技術施設	500
環境型プロジェクト	100
共同利用プロジェクト	29
小計、K-12	**($7,329)**
高等教育	
コミュニティカレッジ	$1,507
California大学	890[c]
California 州立大学	690
小計、高等教育	**($3,087)**
合計	**$10,416**

[a] これらの2つを合わせた金額のうち総額2億ドルまでの資金が、小規模な高校の設立を促進するための奨励資金として使用できる。

[b] 耐震補強に2億ドルが使用できる。

[c] 医療教育プログラムに2億ドルが使用できる。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

トの50パーセントの支払いを義務付けられる（州の困難時資金が取得できる場合を除く）。

過密学校の緩和助成金（10億ドル）。これらの助成金の1つを受ける要件として、学区には移動式教室を新しく建設された常設教室に交換し、過密学校の敷地から移動式教室を排除し、また学区内の移動式教室総数を減らすことが義務付けられる。その他の新規建設プロジェクトについては、学区にはプロジェクト費用の50パーセントの支払いが義務付けられる。プログラムの「過密」の定義によると、およそ1,800校（又は全学校の20パーセント）が資金を受ける資格がある。

職業技術教育施設（5億ドル）。本法案は、技術職に関心のある学生の教育機会の向上を目的とした新しい施設プログラムにも資金を提供する。助成金は、職業技術プログラムのある高校及び地方政府機関に提供される。助成金は、各新規建設プロジェクトにつき300万ドル、また各近代化プロジェクトにつき150万ドルを最高額として、1平方フィート単位で配分される。これら両方の助成金について、地方負担額はプロジェクト費用の50パーセントとなっている。プログラムの要件に従い、約500学区（又は全学区の半分）が新規建設及び近代化助成金を受ける資格がある。さらに、約25の地元機関が近代化助成金を受ける資格がある。

チャータースクール施設（5億ドル）。これらの資金は、チャータースクール施設の新規建設及び近代化に使用される。（チャータースクールとは、地方又は州により認可された憲章を厳守する代わりに、特定の州の要件を免除される公立学校である。）50パーセントの地方負担が義務付けられる。

環境型プロジェクト（1億ドル）。これらの資金は、特定タイプの環境に優しい施設を促進するための特別な奨励助成金として提供される。例えば、学区は、その施設に電力や水の効率的な利用、自然光の最大利用、再生材の利用、指導と学習に関連する音響利用を促進する設計や材質が含まれていれば、この助成金を受けることができる。他の新規建設及び近代化プロジェクトの場合と同じ地方負担額が義務付けられる。

共同利用プロジェクト（2,900万ドル）。これらの資金は、共同利用を目的とした新しい施設の建設と既存の施設の再構成の両方に使用できる。共同利用プロジェクトには、学校内に設置されているが、学校/地域又はK-12/高等教育の共同利用目的に使用されている体育館、図書館、保育施設、及び教員用準備施設が含まれる。この場合、学区と共同利用提携者が50パーセントの地方負担額を共同負担する。

高等教育施設

法案には、州の高等教育制度のための新しい建物及び関連基幹施設の建設、既存の建物の改造、及びこれらの建物で使用する機器の購入に使用される31億ドルが含まれている。図1に示されるように、法案はCCCに15億ドル、UCに8億9,000万ドル、及びCSUに6億9,000万ドルを割り当てる。州知事と州議会が、公債資金により資金を提供する特定プロジェクトを選択する。

財政的影響

これらの公債の費用は、公債の販売時、及びその返済期間に有効となる実際の利率により左右される。州は、約30年間にわたり、州の一般財源から元本及び利子の支払いを行うことになる。公債が平均利率5パーセントで販売された場合、元本（104億ドル）と利子（99億ドル）の両方を返済するための公債の費用は約203億ドルとなる。年間平均支払額は約6億8,000万ドルとなる。

提案1Dの本文は120ページをご覧ください。

提案 1D 2006年度公債法令 幼稚園から大学までの公共教育施設。★★★

提案1Dの賛成意見

1Dに賛成票を入れてください。質の高い教育を提供することは、子どもたちの将来への投資として最善の手段であり、私たちは子どもたちの教育に投資する必要があります。

1Dによって、校舎の耐震性を高め、過密化を緩和し、学校に最新のテクノロジーを備え、職業教育のための新たな施設を建設し、Californiaの経済活性化につながる発見を生む大学の研究室を建設するための資金提供が実現します。

1Dに賛成票を入れてください。校舎の耐震性を高めます。

子どもたちの安全は最優先に考えなければなりません! 州の建築部門は、州内の7,000以上の校舎や大学構内にある他の多くの建物が、耐震性を備えるために構造改築が必要であると判断しました。

1Dに賛成票を入れてください。学校の過密化を緩和します。

設計上予定された人数を75%以上も上回った100万人を超す学生たちが、学校で学ぼうとしています。1Dによって、子どもたちが当然受けるべき質の高い教育を得られるよう、十分な数の学校の建設が着工されます。

提案1Dは、以下に投資を行うものです。

- およそ6,500の幼稚園から12年生までの教室および3,000のコミュニティカレッジの教室の新設
- 31,000の教室の修復
- 科学および工学研究室と教室の建設
- 3,000の職業教育施設の提供

1Dのプロジェクト一覧については、*ReadForYourself.org*でご覧ください。

1Dは、SCHWARZENEGGER州知事とPHILANGELIDES民主党州知事候補の両方から支持を受けています。すべての共和党および民主党両党の有力議員、ならびに教育関連機関および市民組織の指導者たちは、子どもたちの教育に対する投資が、その将来への投資としてもっとも重要であるとの共通の意見を持っています。

1Dに賛成票を入れてください。職業および技術訓練のための新しい施設を提供します。

多くの学生が、大学の代わりに職業訓練を必要としているにもかかわらず、州内の学校ではこのような訓練を提供できる最新の施設を有していません。1Dによって、多くの学生が職を得るために必要な職業および技術訓練を、学校で提供できるようになります。

1Dに賛成票を入れてください。説明義務に関する厳格な条項が含まれています。

すべての資金が、州および地方自治体による独立監査によって、プロジェクトごとに細かく説明されることが義務付けられています。資金の不正使用は、犯罪として懲役刑の対象となります。

1Dに賛成票を入れてください。私たちの経済的将来のための提案です。

Californiaの未来は確実にやってきます。経済を発展させ、高給与の職を創出するための最善の方法は、学校、コミュニティカレッジ、および大学が、子どもたちを教育訓練する施設を備えるようにすることです。1Dは、コミュニティカレッジや大学が必要とする研究室や施設を建設するために必要な資金を提供します。

親、教師、およびCalifornia州の指導的立場にある人々は、質の高い公共教育を提供し、学校に通う子どもたちが地震の際に安全であり、そしてコミュニティカレッジや大学が施設を改善するためには、1Dが必要であることに同意しています。

1Dへの賛成票:CALIFORNIA再建長期計画の一部。

提案1Dは、California再建計画の一部であり、この計画では、私たちがすでに支払っている税金を、長期間にわたる経済活動や生活の質の維持に必要な、道路、住宅、学校、および水道設備の建設のために使用します。

CALIFORNIA再建計画:1A、1B、1C、1D、および1Eに賛成票を入れてください。

BARBARA E. KERR, 会長
California教員協会

GEORGE T. CAPLAN, 会長
California州コミュニティカレッジ理事会

PAMELA T. JOHNSON, 議長
学校施設充実連合

提案1Dの賛成意見に対する反論

皆様の地域の学校に援助が必要だという理由に惑わされて、本公債に賛成票を投じないでください。ほとんどの学校は、前回発行された州公債から何も得ませんでしたし、本公債からも得るものはありません!本公債は、地域の学校区に対し、50%の見合い基金を義務付けています。見合い基金を支払うことができるほどの現金黒字を計上している財政的に豊かな区に住んでいる場合を除き、皆様の学校が本公債から資金を供与されることは一切ないにもかかわらず、向こう30年間高い税金を納めることが求められるのです!これが公平と言えるでしょうか?

California州は、これまででもっとも深刻な財政危機に直面しています。我が州の信用格付けは、国内最下位です。州議会はこの3年間で、驚くべき23パーセントの税収増があったにもかかわらず、学校新設という機会を無駄にしてきたのです。

このような誤った財政管理の結果は大きく跳ね返ってきます。向こう数十年間も、私たちは現在抱える負債を返済するために高い税金を支払うことを強いられるのです。現在学校に通う子どもたちも、自分たちの子どもが学校を卒業した後もずっとこの公債の返済を行うことになります!

州知事と州議会がこれまでに承認された$100,388,000,000の負債の返済に苦慮しているときに、この$10,416,000,000の公債は、私たちをさらに深い財政の淵に陥れることになるでしょう。納税者は、複利と弁護士、Wall Streetの債券トレーダー、および州の官僚にかかる費用のために、借入額の2倍以上の額の返済を強いられます。

提案1Dに反対票を入れてください。Sacramentoの政治家たちに、学校建設を既存の税収の使途の中で最優先事項にするよう主張しましょう。

THOMAS N. HUDSON, 主任取締役
California州納税者保護委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案1Dの反対意見

現在、これ以上の教育支出は必要ありません。

*提案1Dは大きすぎます。*本公債法案を学校の新設と古い学校の修復という基本的なニーズに限定する代わりに、本公債は職業および技術教育施設、過密緩和助成金、耐震性の向上、省エネルギーのための奨励策、小規模学習コミュニティ、新しい「遠隔治療」プログラムを伴う医学教育の拡大といった、さまざまな新しい、まだ真価が問われていないプログラムに対する資金供与を行うものです。私たちは基本に固執して、それ以外の表面的なプロジェクトは切り捨てる必要があります。

*提案1Dは、近視眼的な提案です。*Schwarzenegger州知事による基幹施設10年計画は、我が州が長期的計画を策定する最適の機会を与えたものでした。しかしながらこれはどうしたことでしょうか?また別の短期公債提案が提出されたのです。提案1Dは、向こう2年間のニーズに対してのみ資金供与するよう策定されています。多くの学校区は、現在、入学者数の減少に直面していますが、この10年間の終わりまでには、州全域の学校で入学者数は再び増加を始めます。短期的な応急措置ばかりが続いて施されるだけだとしたら、学校はどのような計画を立てればよいのでしょうか?

*提案1Dはさらなる借入れを意味します。*学校の建設や近代化のために、なぜいま以上の負債を負わなければならないのでしょうか?年間を通じて授業を行うイヤーラウンドスクールの拡大や、既存の学校設備の有効利用をすることもできるのです。学校建設の資金供与をペイゴー原則に従って行うことが、なぜできないのでしょうか?

*提案1Dは、費用がかかりすぎます。*これは、104億ドルの教育公債です。金利負担によって、公債の総費用は104億ドルをはるかに上回る額になります。私たちはこの負債を本当に負うことができるのでしょうか?

教育は重要ですが、対処を求められる唯一の優先事項ではありません。私たちは、California州の負債や借入れの抑制を始めとした、教育以外の問題にも対処しなければならないのです。そして、新しい職業教育施設や、省エネルギー、または耐震性の向上よりも、資金を提供すべきもっと重要なことがあるのです。そろそろ、増加する一方の教育支出にNoと言うべきです。

提案1Dに反対票を入れてください。

WILLIAM SARACINO、委員
編集局、California Political Review

提案1Dの反対意見に対する反論

1Dに賛成票を入れてください。私たちの学校に投資しないなどということがどうしてできるでしょうか?

子どもたちや経済にとって、教育への投資よりも重要なことはまずありません。

1Dは、子どもたちのために、学校の耐震性を高め、教室を増設して過密を緩和するための、正しい解決法です。さらに、州経済の成長の一助ともなります。この提案は現時点で、負担がかかりすぎるものではありませんし、非常に重要な将来のための計画策定を可能にするものです。

1Dは、子どもたちのために実質的な結果をもたらすものです。

州内のコミュニティカレッジもまた、急速に増加する学生たちに対して、労働力として必要な技能を取得させています。こうしたカレッジを不公平に扱うことはできませんCaliforniaの将来はその成功にもかかっているのです。

こうした理由により、1Dは、親、教師、高齢者、企業、および納税者のグループ、ならびに州議会の超党派グループから支持を得ているのです。

California州納税者協会は「提案1Dは、学校の修理と建設のための、財政的責任を有する方法である」、としています。

提案1Dは、以下に投資を行うものです。

- およそ6,500の幼稚園から12年生までの教室および3,000のコミュニティカレッジの教室の新設
- 31,000の教室の修復
- 科学および工学研究室と教室の建設
- 3,000の職業教育施設の提供

1Dに賛成票を入れてください。今日学校に投資することによって、子どもたちの将来への投資を行いましょう。能力のある、高い技能を備えた学生たちは、California州を、より強固に、そしてすべての州民が住みやすい場所にしてくれます。

BRENDA DAVIS、会長
California州PTA

LARRY McCARTHY、会長
California州納税者協会

WILLIAM HAUCK、会長
California州ビジネスラウンドテーブル

提案
1E

2006年度公債法令 災害準備及び洪水防止。

公式題名と要約 ★★★ **作成 司法長官**

2006年度公債法令災害準備及び洪水防止。

- この法令は、堤防の決壊、鉄砲水、土砂崩れなどの洪水関連災害から生命と住宅を守るためにCaliforniaの最も脆弱な洪水防止施設を再建設及び修復する。
- 地震や嵐に弱いデルタ堤防を再建設することにより、Californiaの飲料水供給システムを保護する。
- 40億9000万ドルの公債法令を承認する。
- 公債の返済は一般財源から支出する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 公債の返済として州は、元本(41億ドル)と利子(39億ドル)合わせて80億ドルを30年で支払うことになる。年間の支払額は約2億6,600万ドル。
- 地方資産税による税収が年間で最高数百万ドル減少する可能性がある。
- これらの公債資金により取得または開発した土地またはプロジェクトを運営または保全するために州及び地方政府の費用(金額未定)が更に発生する。

AB 140(提案1E)に対する州議会による最終投票

上院:	賛成 36票	反対 1票
下院:	賛成 62票	反対 9票

立法アナリストによる分析

背景

州の役割。各政府レベル(州、連邦、及び地方)の多数の機関に、洪水管理に関する何らかの責任がある。さらに、治水施設には民間組織により所有及び運営されているものもある。州は洪水管理のための数多くのプログラムを実施している。これらのプログラムには、州が直接実施するものもあれば、似た目的のために地方政府機関に助成金を提供するものもある。

州は主にCentral Valleyにおける治水に責任がある。図1に示されるように、州のCentral Valley治水システムには、約1,600マイルの堤防、及び越流ダムや水路などその他の治水基幹施設が含まれている。州は通常、連邦及び地方政府と経費を分担して、堤防などの洪水管理施設の建設及び修理に直接資金を供給している。Central Valley治水システムの堤防の約80パーセントについて、州はこれらの堤防及びシステム全体について究極的な責任を負ってはいるが、その運営及び維持を地方政府(主に地方治水区)に任せている。

Central Valleyシステム以外については、洪水管理における州の役割は一般的に全州で実施される治水プロジェクト向けに、

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

地方政府に財政的な支援を提供することにある。例えば、州はOrange、Riverside、及びSan Bernardino郡にまたがるSanta Ana River Mainstem治水プロジェクトに資金を提供している。また別の例として、Sacramento-San Joaquin River三角州地域（三角州）では、州は地方政府による堤防の建設又は維持に関しては監視義務はない（三角州堤防の大部分—700マイル—は州のシステム外に位置している）。州人口の大部分が三角州を通過する水供給に依存しているため、州は三角州の堤防システムの継続的な運営に関心がある。このため、州では、何年にも渡り、三角州地域の地方治水区に堤防を修復し、維持するための財政的な支援を提供してきた。

資金。一般的に、州の洪水管理プログラムの資金は、一般財源と公債資金の一部を利用して供給されてきた。1996年以来、有権者は、数多くの州総合義務公債を承認しており、そのうちおよそ4億ドルが特定の洪水管理目的に割り当てられている。これらの洪水管理向け公債資金のほとんどは、すでに使用済みである。

州の洪水管理に対する資金提供レベルは、主にこの目的のための一般財源資金と公債資金の利用可能度によって毎年大幅に変動している。例えば、2000-01年度以来、州の洪水管理向け年次資金は、最低約6,000万ドル（2002-03年）から最高約2億7,000ドル（2000-01年度）と変動している。州の洪水管理プログラムのほかに、治水区やその他の公共水道局を含む地方政府は、それぞれ独自の洪水管理プログラムやプロジェクトを実施している。これらの地方政府のプログラムの資金は、資産税のほか、中には州からの財政的支援を含む様々な財源から供給されている。

図1
Central Valley治水システム

正確な縮尺ではありません。

本年度早期に通過された法案により、堤防の緊急修理やその他の洪水管理関連費用に一般財源から5億ドルが提供されている。

水資源部門（DWR）では、Central Valley治水システム及び三角州の堤防の修理及びアップグレードの費用は70億ドルから120億ドルになると概算している。

提案1Eの本文は125ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

提案

本法案は、州に様々な洪水管理プログラムのために約41億ドルの総合義務公債の販売を認可するものである。（州の総合義務公債の基本的な情報については、96ページの「州公債債務の概要」を参照のこと。）　図2には、DWRが公債資金を使用できる、及び地方政府機関への助成金として公債資金を使用できる目的が要約されている。これらの公債資金を使用するために、法案では年次予算法又は別の法律において同資金を割り当てることを州議会に義務付けている。

特に、公債には以下のように割り当てられた様々な洪水管理活動向けの約41億ドルが含まれる。

- ***州Central Valley治水システム及び三角州の堤防—30億ドル。***州のCentral Valley治水システムにある既存の堤防の評価、修理、修復、州のCentral Valley治水システムにある市街地の洪水防止を増強するための改善又は追加、及び地方政府機関への助成金及び州による直接的な支出を通じた三角州地域の堤防の決壊リスクの低減。
- ***治水補助金—5億ドル。***地方政府が資金を提供し、連邦政府が認可したCentral Valley治水システム外の治水プロジェクトに対する州の費用負担分の地方政府への資金の提供。
- ***雨水洪水管理—3億ドル。***雨水管理プロジェクト向けのCentral Valleyシステム外の地方政府機関への助成金。
- ***全州の洪水防止地帯及び迂回路—2億9,000万ドル。***迂回路や逆流堤防を含む洪水防止地帯の保護、設置、及び増強、及び氾濫原の地図作成。

図2
提案1E：公債資金の用途

	金額（単位 百万ドル）
州のCentral Valley治水システムの修理と改善、三角州の堤防の修理と維持。	$3,000
治水補助金（Central Valley外の地方プロジェクト）。	500
雨水洪水管理（Central Valley外のプロジェクト向けの助成金）。	300
洪水防止地帯及びバイパス、氾濫原の地図作成。	290
合計	**$4,090**

財政的影響

公債の費用。これらの公債の費用は、公債の販売時、及びその返済期間に有効となる実際の利率により左右される。州は、約30年間にわたり、州の一般財源から元本及び利子の支払いを行うことになる。公債が平均利率5パーセントで販売された場合、元本（41億ドル）と利子（39億ドル）の両方を返済するための公債の費用は約80億ドルとなる。年間平均支払額は約2億6,600万ドルとなる。

資産税に関連する影響。法案は、迂回路や逆流堤防の開発を含む洪水管理を目的とした州による土地取得に資金を提供する。州法では、政府組織が所有する資産は資産税を免除される。本法案が、政府による取得により課税を免れる資産を生み出すという意味で、地方政府

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

の資産税収入は減少することになる。本法案は公債資金のどの部分が資産の取得に使用されるかを特定していないため、全州における地方資産税収入への影響は不明であるが、年間数百万ドルまでになる可能性がある。

運営費用。公債資金が資産の取得又は新しい治水プロジェクトの開発目的に州及び地方政府によって使用されることから、これらの政府には資産やプロジェクトを運営、維持するために未知の追加費用が発生する。

提案1Eの本文は125ページをご覧ください。

提案 1E　2006年度公債法令 災害準備及び洪水防止。★★★

提案1Eの賛成意見

提案1Eへの賛成票：洪水を防止し、海洋汚染を防ぎ、きれいな飲料水を守ります。

Californiaは、地震や火事から洪水、土砂崩れといった自然災害に常に直面しています。こうした自然災害に備え、必要に応じた十分な清潔な水を常に確保するために、提案1Eは不可欠な対策です。

1Eへの賛成票：住宅を守り、人命を守ります。

わが国は、ハリケーンKatrinaによる悲惨な経験から教訓を学びました危険な堤防や洪水防止施設をこのまま放置しておくことはできません。一回の壊滅的な洪水によって、州全体が影響を受け、清潔な飲料水の主要都市への供給が停止してしまいます。

提案1Eは、州全体で、住宅ならびに人命を守る以下の緊急プロジェクトを促進するものです。

- 堤防および洪水防止施設の緊急修理ならびに根本的な改善
- 都市部における洪水防止能力の改善
- 既存の洪水防止システムの検討ならびに修理

「California州民は、自分たちの住宅や家族が、Central Valleyの堤防決壊や、南Californiaまたは海岸地域における鉄砲水から守られていることを保証されるべきです。提案1Eは、州全域にわたる洪水防止策にとって不可欠なものです。」Lester Snow、ディレクター、California州水資源部門

1Eへの賛成票：私たちの海と清潔で安全な飲料水供給を守ります。

旧式の洪水防止システムは、飲料水供給を脅かし、河川を汚染し、海岸を汚す可能性があります。

- 一部の都市では、100年以上前に作られ、常に機能障害の恐れのある給水本管および下水本管をいまだに使用しています。専門家によれば、こうした水道管や下水管は、多くの場合、内部の水圧によってのみ破裂から免れているのです。
- 2001年、下水管が漏れ、汚水があふれ出たことから、当局が2,000以上の海岸閉鎖と健康に関する勧告を発することになりました。こうした漏れや流出は、通常、長年にわたって使用され老朽化した排水設備が原因で起こります。

提案1Eは、汚染を防ぎ水源を守るために旧式の施設を再建設する資金を提供し、すべてのCalifornia州民に対し、常に清潔な水の供給を保証するものです。

1Eへの賛成票：徹底した説明義務を有する、新たな税金なしの提案です。

提案1Eでは、こうした重要な基幹施設の改善に対する資金提供のための増税はしません。現時点で既存の歳入により保護対策を行うことで、災害が起こった場合にその影響を制限することができるのです。さらに、提案1Eでは、資金が公正に使用されることを確実にするために、年次監査と厳格な財政保護策が定められています。

1Eへの賛成票：CALIFORNIA再建長期計画の一部。

提案1Eは、California再建計画の一部であり、この計画では、私たちがすでに支払っている税金を、長期間にわたる経済活動や生活の質の維持に必要な、道路、住宅、学校、および水道設備の建設のために使用します。

California再建計画：1A、1B、1C、1D、および1Eに賛成票を入れてください。

California州の人口はこの先20年間で5,000万人に達する見込みです。これは、現在の基幹施設が設計された際の許容見込みの2倍に当たりますが、こうした基幹施設を再建する場合、短期間では不可能です。それゆえ、いま、着手しなければならないのです。

この基幹施設計画が皆様と皆様のコミュニティにどのように利益をもたらすかについて、さらにご理解いただくために、*www.ReadForYourself.org* にアクセスしてください。

1Eへの賛成票：清潔な水、洪水防止、および災害への備えを実現します。

HENRY RENTERIA, 局長
California州緊急サービス局

MICHAEL L. WARREN, 会長
California州消防隊長協会

LINDA ADAMS, 長官
California州環境保護機関

提案1Eの賛成意見に対する反論

提案1Eを読むと、州議会が議論に疲れた午前3時過ぎにこの提案を採択したことを知っても、驚かないでしょう。議会では、プロジェクトのリストについて、また優先事項のリストについてすら合意に至りませんでした。合意に至ったのは、議会がいま現在、皆様の金銭的負担ををさらに求めていることのみだったのです。いかにもありがちがことではありませんか! この$4,090,000,000.00の公債についてはこれがすべてです。今度こそは税金の無駄遣いはしない、というあいまいな約束のみに基づいて、Sacramentoの政治家たちに白紙小切手をわたすための増税です。酔っ払いが運転して家に帰る前にもう一杯飲ませるようなものです。

州議会議員たちは、長年にわたり公共の堤防には目もくれませんでした。いまになって、これまでで最高の歳入の中からごく一部を堤防のために充当する代わりに、公債の返済終了のはるか以前に別の修理が必要になるような修理を行う目的で、30年間の資金借入を要求しているのです。それでは、私たちはどうしたらよいのでしょうか?

これは、増税です。納税者は、$8,200,000,000以上をこの公債の返済と利子のために負担することを強いられるのです!

最近の実質費用で見積もって、本提案で定められている資金供与では、およそ25マイル分の堤防を対象としますが、California州内では2,000マイルをはるかに上回る堤防が保守を必要としているのです。この法案によって、我が州の常軌を逸した支出慣行や政策が何ら改革されないことから、堤防の修理は、25マイルにすら至らない可能性もあります。さらに悪いことに、プロジェクトを選定するのが（水文学者や科学者やエンジニアではなく）政治家であることから、資金供与は、必要性ではなく政治的影響力によって行われるでしょう。これは、最悪な事態をまねく処方箋です。

1Eに「反対票」を入れてください。

THOMAS N. HUDSON, 主任取締役
California州納税者保護委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案1Eの反対意見

私たちには強固な堤防と清潔な水が必要ですが、提案1Eは間違った解決策です。本法案は誤った優先事項に満ちており、資金を管理するいかなる策も定めていません。私たちができるもっとも重要なことは、増加する人口に対して十分な水を確保することですが、1Eはこの目的のためには1セントも充てていないのです。

提案1Eは、一見よさそうに思えますが、その意図するところは、地方および連邦政府が本来ならばすでに着手していなければならないプロジェクトのための増税です。

—提案1Eは、「清潔な飲料水」を提供しません。

California州の人口は10年先には5,000万人にまで増加することが予測されます。これにより、州の水供給には大きな負担がかかってきます。しかしながら、本公債は、Californiaの増加する人口に対して、一滴の飲料水も提供しません。ひとつの貯水池も、あるいひとつの水処理施設も建設しません。その代わりに、民間機関がそれぞれ暖めていた計画のために使用する数億ドルもの資金を提供し、こうした機関が供与された資金を自分たちの「管理費」として使うことを認めるのです。

—地方の都市プロジェクトに恩恵をもたらします。

提案1Eにおいては、California州内の農村地区が恩恵を受けることはありません。本公債の資金となる州の納税者が納めた税金は、都市部とその水供給を守るために使われます。対象となるコミュニティとその地方政府は、各自の水供給の改善について自分たちで支払うべきです。こうしたプロジェクトの資金としては、州基金ではなく、地方税を使用すべきです。

—連邦の責任。

こうした堤防修理プロジェクトの資金を提供するために、州の負債を増やすのではなく、我が州は、連邦による資金供与を要求するべきです。これは連邦の責任です。California州の税金はすでに高く、連邦政府が防災計画を立てないからといって、州民が自衛のために、これ以上の税金を払わされるということがあるべきではありません。

—財政的責任。

実際には地方政府や連邦政府の責任であるものを私たちが引き受けることによって、すべてのレベルの政府が管理を誤ることを助長しています。そしてこれらの政府は、その優先事項の焦点を再度見極める代わりに、納税者が今後支払責任を引き受けることを期待するでしょう

—California州民は自分たちの優先事項に焦点を当てるべきです。

州経済がゆっくりと回復に向かっている一方で、提案1Eを承認することは、住宅ローンや家賃を支払うことができないにもかかわらず借金をして新しいテラス用家具を買うようなものです。この法案は、以上に加え、教育、ヘルスケア、あるいは公共安全といった他の重要な優先事項に対する資金が減ることを意味します。

州は、州内のすべてのプロジェクトに対して責任を持つことはできません。こうしたプロジェクトへは、関連する公共安全の問題に責任のある地方や連邦の政府機関が資金を提供するべきです。私たちがこれらの機関に対し、その支出の優先順位を検討することを求めなければ、私たちの子どもたちが政府の近視眼的計画や誤った管理のつけを支払い続けることになるのです。

提案1Eは、家族のために、納税者のために、そして、California州民のためにならないものです。1Eに反対票を入れてください。

THOMAS N. HUDSON, 主任取締役
California州納税者保護委員会

提案1Eの反対意見に対する反論

提案1Eは、Californiaの防災対策人命と水供給の防護に欠かすことのできない提案です。すべてのCalifornia州民が、安全で清潔な飲料水を、常に入手できるようにすることは、私たちの責任です。1Eへの賛成票は、増税をすることなくこれを実現し、これによって連邦政府や地方政府からの資金供与を追加的に獲得できるのです。

私たちは、水供給と洪水防止システムを軽視することはできません。

他の誰かが危険な堤防や洪水防止システムを直してくれることを待っているならば、それは、州のあらゆる場所で、住宅、飲料水の供給、そして子どもたちを危険にさらしていることになるのです。いま防護策を講ずることで、災害に襲われたときの影響を抑えることができます。1Eへの賛成票で次のことが実現されます。

- 都市部および農村部における洪水防止力の向上、ならびにそれに伴う清潔な水の安定供給
- 堤防の修理および改善
- 洪水防止システムの改善河川や海の汚染を引き起こす可能性のある故障の防止
  財政的責任

提案1Eは、こうした重要な基幹施設の改善を行うために、私たちが既に支払っている税金を使用します。連邦および地方政府による見合い基金を活用することで、州内のコミュニティにおける、より多くのこうした重要プロジェクトを完了することができます。さらに、1Eでは、資金が公正に使用されることを確実にするために、独立監査等の厳格な説明義務基準が定められています。

提案1Eは、California再建計画の一部です。この提案によって、長期にわたり、我が州の経済を維持し、飲料水の供給を守り、私たちの生活の質を守るために欠くことのできない洪水防止を実現します。

1Eへの賛成票：　私たちの将来のための、清潔な水、洪水防止、および防災を約束します。

THOMAS A. NASSIF, 会長
西部生産者団体
LINDA ADAMS, 長官
California州環境保護機関
PETER SILVA, 元副議長
州水資源管理役員会

提案
83 性犯罪者。暴力的性犯罪者。懲罰、住所制限、監視。州民発案法案。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

性犯罪者。暴力的性犯罪者。懲罰、住所制限、監視。州民発案法案。

- 暴力的及び常習的な性犯罪者及び幼児虐待者への罰則の強化
- 登録済みの性犯罪者が学校または公園から2,000フィート以内に住むことを禁止する。
- 登録済みの重罪性犯罪者にはGPSによる終身監視を義務付ける。
- 暴力的性犯罪者の定義を拡張する。
- 暴力的性犯罪者に現在義務付けられている2年間の民事治療を、精神科局長の年次評価、及び暴力的性犯罪者のその後の裁判所に条件付き又は無条件の釈放を請求する能力によっては、無期限に変更する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 州刑務所、仮釈放、精神科プログラムにかかる州純費用は当初数千万ドルで、その後10年間のうちに年間数億ドルずつ増加する。
- 州精神病院と刑務所の建設一時費用は、数億ドルに達する可能性がある。
- 裁判所及び刑務所の運営にかかる州及び地方の純費用は不明。

立法アナリストによる分析

背景

性犯罪の定義。性犯罪は、性的な犯罪である。様々なタイプがあり、軽犯罪又は重犯罪となる場合がある。例えば、わいせつな文書の配布は軽犯罪であり、強姦は重罪となる性犯罪である。重犯罪は、軽犯罪よりも深刻な犯罪である。

性犯罪に対する刑罰。性関連犯罪の有罪判決に対する刑罰は現行法により定義されている。刑罰は、主に特定の犯罪のタイプと重大性に左右される。軽性犯罪の有罪判決が下された場合、最高1年間の郡拘置所への投獄、保護観察、罰金、又はこれら3つの組み合わせにより処罰される。重性犯罪の有罪判決が下された場合は、軽犯罪と同じ刑罰、又は終身刑までに及ぶ州刑務所への投獄が課されることがある。重罪判決に対して裁判所が下す刑罰は、特定の犯罪、また特定の犯罪状況や犯罪者の犯罪暦などその他の要因に左右される。毎年Californiaでは、約8,000人の個人が重性犯罪の有罪判決を受けている。そのうちの39パーセントが州刑務所に投獄されている。残りのほとんどは、各地域で保護観察に置かれるか(5パーセント)、郡拘置所への投獄(1パーセント)、又はその両方(53パーセント)となっている。

性犯罪者登録、居住条件、及び監視。現行法では特定の重性犯罪又は軽性犯罪の有罪判決を受けた性犯罪者には、地元警察当局への登録が義務付けられている。Californiaには約90,000名の登録性犯罪者がいる。

現行法は、子供に対する性犯罪の有罪判決を下された仮出所者が、学校から四分の一又は二分の一マイル(それぞれ1,320又は2,640フィート)以内に住むことを禁じている。California矯正及び社会復帰部(CDCR)により、再度犯罪を犯す危険性が高いとされた仮出所者にはさらに長距離の制限が課されている。

CDCRでは、グローバルポジショニングシステム(GPS)監視装置を使用して、保護観察

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

下の性犯罪者の一部の所在地を追跡している。現在、この監視は再度犯罪を犯す危険性が高いとされる約1,000名の性犯罪者に限られている。郡保護観察部にも、GPS監視装置を使用して、保護観察下の性犯罪者の一部を監視している所がある。

暴力的性犯罪者（SVP）。実刑判決の完了が間近となった特定の性犯罪者は、CDCRにより精神保健部（DMH）に照会され、SVPの基準を満たすかどうかを判断するための検査及び評価を受ける。現行法の下では、SVPは「2名以上の被害者に対する性的暴力行為の有罪判決を受けた個人で、かつ他人の健康及び安全性に危険となる精神障害を持ち、暴力的な性犯罪行為を行う可能性が高いと診断を受けた者」と定義されている。この基準を満たすと判断された犯罪者は、地方検事に送検される。地方検事はその後、SVPとして犯罪者に州の精神病院で治療を受けさせるための拘留を裁判所に提訴するかどうかを判断する。

SVP訴訟の対象となる犯罪者は、しばしば国選弁護人によって弁護される。これらの裁判の係争中、実刑判決を完了していない犯罪者は刑務所に拘置される。ただし、犯罪者の実刑判決が完了した場合、犯罪者は郡の監督下に置かれるか、州の精神病院に拘置される。裁判所によりSVPに指定された犯罪者は、最長2年まで州の精神病院に拘置される。犯罪者は、その後の裁判手続きで裁判所により再度拘留されることがある。

上記のように、州の精神病院はSVPとして拘留された性犯罪者を拘置する。州の精神病院はまた、実刑判決を完了したが、SVPの評価を受けている性犯罪者、又は拘留訴訟が係争中の性犯罪者も拘置している。2006年6月時点で、州の精神病院には裁判所によりSVPとして拘留された456名の性犯罪者が拘置されている。さらに、州の精神病院には188名の性犯罪者が拘置されており、拘留訴訟の完了を待つ81名が郡の監視下に置かれている。

提案

性犯罪者の刑罰の増加。本法案は、特定の性犯罪に対する刑罰を増加するものである。これはいくつかの方法によって行われる。ケースによって：

- 特定の性犯罪の***定義を広げる。***例えば、法案は、子供に対する攻撃的な暴行の定義を拡大し、被害者より最低7歳年上の犯罪者を含めるようにする。現行法では10歳年上と定義されている。
- 特定の性犯罪に対し***さらに長期間の刑罰を課す。***例えば、終身刑に当たる犯罪のリストを拡大し、第1級不法侵入中の強姦を目的とした暴行を含める。
- 配偶者の強姦、みだらな行為、又はわいせつ行為を含め、一部性犯罪に対して、投獄の代わりに***保護観察に置くことを禁じる。***
- 特定の性犯罪の有罪判決を受けた一部受刑者（例えば、強姦など特定の重性犯罪の有罪判決を数回受けている常習的性犯罪者など）に対する***早期釈放を廃止する。***
- 常習的性犯罪者を含む、 特定の性犯罪者の***保護観察を拡大する。***

これらの変更により、影響を受ける性犯罪者の投獄期間と保護観察期間が長くなる結果となる。

最後に、本法案は、性犯罪者として登録を義務付けられた犯罪者に裁判所が現在課している罰金を増加する。

登録性犯罪者に対するGPS装置の義務付け。一般的に本法案では、登録を義務付けられる重性犯罪の有罪判決を受け、投獄された個人は、保護観察中、及びその後生涯GPS装置により監視されることになる。

CDCRは、GPS監視費用を賄うために、この影響を受ける性犯罪者から罰金を徴収することを認可される。個々の犯罪者から徴収される金額は、それぞれの支払能力に左右される。

提案83の本文は127ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

登録性犯罪者の居住地制限。本法案は、性犯罪者として登録が義務付けられた個人が、学校又は公園から2,000フィート（約三分の二マイル）以内に住むことを禁止する。本規定の違反は軽犯罪と見なされ、また仮出所者の宣誓釈放違反となる。保護観察下にある特定の高リスク性犯罪者に関する現行法による二分の一マイル（2,640フィート）というさらに長距離の規制はそのまま有効となる。さらに、本法案により、地方政府はこれらの住居制限をさらに拡大できるようになる。

SVP法の変更。本法案は、一般的にさらに多くの性犯罪者をSVP拘留に該当させるものである。これは、(1)SVP拘留の該当条件となる前回の性的暴行の被害者数を2人から1人に減らし、(2)未成年者であった時に犯した特定の犯罪など、前回の犯罪を追加犯罪としてSVP拘留の目的に「数えられるようにする」ことで達成される。本法案はまた、SVPが裁判所により現行法で規定されている更新可能な2年間ではなく、未定の期間州の精神病院に拘留されることを義務付けている。現行法の下では、犯罪者は一度SVPとして拘留されても、(1)DMHがその個人をこれ以上留置すべきでないと判断した場合、又は(2)犯罪者が裁判所に釈放を請願し、これが認可された場合、後日裁判所によって州の精神病院から釈放されることが可能である。

本法案はまた、州の精神病院からのSVPの退院基準を変更する。例えば、現行法では一般的に、DMHが毎年性犯罪者の精神状態を検査することを義務付けている。この法案は特に、この年次再検討の一環として、州の精神病院にSVPとして留置されている個人がまだSVPの定義を満たしているかどうか、退院がその個人にとって最良の決断であるかどうか、及び退院時に地域を十分に保護できる条件を課すことができるかどうかの判断をDMHに義務付けている。これらの変更がSVPの人数に及ぼす影響力は不明である。

財政的影響

本法令は、州及び地方政府機関に数々の多大な財政的影響を与えることになる。主な財政的影響は以下の通りである。

州刑務所の費用。本法案は、刑務所人口を増加し、その結果刑務所の運営費を大幅に増加させる。特に、性犯罪者の刑罰を長くすることにより、一部性犯罪者はさらに長期間の刑罰を受けることになり、さらに長期間投獄されることになって、長期に渡り刑務所人口が増大する結果となる。これにより、未知の金額の費用が発生するが、完全に実施されれば、10年以内で年間何千万ドルにもなると予想される。また、本法案が最終的には受刑者人口の増加に対応するための追加資本支出費用の発生につながることも可能である。

性犯罪者にGPS装置を携帯させることが刑務所人口に及ぼす影響力は不明である。一方で、GPS監視は、保護観察の宣誓保釈違反、又は新しい犯罪を犯したことを発見され、刑務所に戻される犯罪者数を増加する可能性がある。また一方で、GPS監視は、犯罪者による新しい違反や犯罪の抑止手段として機能するため、刑務所に戻される可能性が低くなる。犯罪者が刑務所に戻されるかどうかに対するGPSの最終的な影響力は、保護監視、裁判所、及び地方警察の仕事量と関連費用にも影響する。

保護観察とGPS監視に関する州の費用。特定の登録性犯罪者に保護観察期間中、及びその後生涯、GPS装置の装着を義務付ける法案の条項は、GPS装置、また地域において犯罪者を追跡する監督職員にかかる追加費用の発生につながる。これらの費用は、2～3年のうちに年間数千万ドルに上ると予想される。これらの費用は、10年後には年間約1億ドルに増加し、その後数年も増加し続けるとされている。

法案では、州と地方政府のどちらが州の保護観察下から放免された性犯罪者の監視に責

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

任を持つかが特定されていないため、これらの長期的な費用の一部を地方政府が負担するかどうかは定かではない。これらの費用の一部は、法案により認可される裁判及び保護観察料金により年間数百万ドルが相殺されると考えられるが、正確な金額は犯罪者の支払い能力に大きく左右されることになる。

SVPプログラムに関する州の費用。さらに多くの性犯罪者をSVPに該当させるため、本法案は、以下のカテゴリーにおいて一般的に州の費用の増加につながる。

- ***照会及び拘留費用。***これらの費用は主に、完全な評価を行う価値があるかどうかを判断するためCDCRからDMHに照会された性犯罪者の検査、そのような評価の実施、及び裁判所による拘留に関する審理での専門家証言の提供に関連するものである。この法案は、これらの州の費用を年間約数千万ドル前半増加するとされる。これらの費用は、施行の初年から発生する。
- ***州の病院費用。***精神病院の職員配属、維持、及び運営にかかる州の費用は、10年以内に年間1億ドルに達し、その後も大幅に増加するとされる。これらの費用は、州の精神病院への追加のSVP拘留、またSVP拘留を受けるべきかどうかを判断するためのその評価を待つ、実刑判決を完了した性犯罪者の一部の精神病院での拘置の結果発生するものである。（SVPとしての評価を受けている性犯罪者の中には、郡拘置所に拘置される者もいる。）

  追加のSVP拘留は、最終的には州の病院にベッドを追加するための建設にかかる最高数億ドルの一度限りの資本支出費用につながる。

  追加運営及び資本支出費用の一部は長期に渡り相殺される。これは、本法案が義務付ける特定の性犯罪者のさらに長期間の実刑判決により、SVP照会と州の精神病院への拘留が遅れるためである。これらの費用はまた、拘留期間の2年間から未定期間への変更により、SVP評価と裁判における証言に関するDMHの費用が減少するため、一部が相殺される。ただし、当方の分析では、総合的に見て、州にかかる運営及び資本支出費用は本法案による節約金額を大幅に上回ることが判明している。

裁判及び刑務所に関する財政的影響。本法案はまた、裁判所及び刑務所の運営に関連する州及び地方政府の費用に影響を及ぼす。例えば、本法案の結果発生するSVP拘留の追加請願は、これらの民事訴訟の審理にかかる裁判所の費用を増加する。また、SVPに関する係争中の判決を待つ性犯罪者が郡拘置施設に拘置されるため、郡拘置所の運営費用も増加する。学校又は公園の2,000フィート以内に性犯罪者が住むことを違法にする条項は、この条項の違反者の起訴にかかる裁判及び刑務所費用の増加につながる。

本法案のその他の条項は、裁判所及び刑務所運営費用の節約につながる。現行の2年毎の拘留更新プロセスの代わりに、SVPの未定期間の拘留を義務付ける同法案の条項は、SVP拘留訴訟にかかる郡の費用を低減する。本法案の条項は、一部性犯罪者が刑務所又は精神病院に拘置される期間を増加する。これが起これば、これらの犯罪者が地域において犯す犯罪数が少なくなり、裁判所及び地方刑事裁判所の一部費用の節約となることが考えられる。

上記の要素がお互いに相殺する可能性があるため、本法案の州及び地方政府の裁判所及び刑務所の運営費用に対する純財政的影響力は現時点では不明である。

州及び地方政府へのその他の影響。より長期間投獄される犯罪者には必要とされる政府のサービスが少ない、又は政府の被害者関連費用につながる犯罪の数が少なくなるという点で、その他の節約がある可能性もある。反対に、より長期間服役することになる犯罪者が、現行法の下であれば納税義務のある市民になり得るという点では、相殺される収入の損失がある可能性もある。これらの影響力の範囲及び規模は不明である。

提案83の本文は127ページをご覧ください。

提案83 性犯罪者。暴力的性犯罪者。懲罰、住所制限、監視。州民発案法案。★★★

提案83の賛成意見

提案83 - JESSICA法 - は幼児虐待者を刑務所にこれまで以上に長期間拘留し、学校や公園から遠ざけ、釈放後もその行動を監視することによって、私たちの子どもたちを守ります。

強姦あるいは性的暴力は、*2分に一度発生しています*。子どもの虐待や育児放棄は、*35秒に一度発生しています*。

California州には、85,000人を超す登録済みの性犯罪者が住んでいます。現行の法律では、このような危険な犯罪者の行動を追跡するために必要な手段は法執行機関に与えられていません。*人目を避けて行動できることが幼児虐待者にとってもっとも都合の良いことです*。性犯罪者の居場所すら分からなければ、どうして子どもたちを守ることができるでしょう?

提案83は、有罪を受けた性犯罪者で、住所を届け出ていなかった犯人に誘拐され、暴行を受けた後、生き埋めにされた9歳の少女、Jessica Lunsfordの名前を付けた法律です。

提案83により、次のことが実現します。

刑期を終えた*危険な性犯罪者を、GPS追跡装置によって電子的に終身監視します*。

危険な性犯罪者が、いかなる理由によっても刑期を終える前に釈放されず、*全刑期服役するよう要求します*。

性犯罪者が子どもたちが学び遊ぶ場所の近くに住むことを防ぐために、*学校または公園周辺に犯罪者侵入不可地区*を設置します。

インターネットを使って子どもたちに性的被害を与えるものを厳重に取締り、インターネット犯罪者から子どもたちを保護します。

危険な幼児虐待者および性犯罪者に対して強制的最低実刑判決を要求します。

検察が、*児童ポルノ所有犯罪者を重罪で起訴できるようにします*。(現行法では、児童ポルノは、不法侵入あるいは免許停止中の運転程度の犯罪とされています!)

犯罪被害者と法執行機関の指導的立場にある方々が、極めて必要性の高いこの改革を可決するよう皆様に求めています。Jessica法は以下の支持をいただいています。

- California州保安官協会 • California地方検事協会 • California警察及び保安官組合 • California州警察署長協会 • 犯罪被害者California連合 • California女性指導者協会 • California州性的暴力調査官協会 • California州女性検事協会 • 犯罪者に対抗する母の会 • Mark Lunsford、Jessica Lunsfordの父親 • 多数の市、郡および地域の保安官、警察署長および選出役職者。

法執行の専門家は、性犯罪者が刑務所から釈放されたのちに再び性犯罪を犯すリスクが高いことを認めています。提案83は、こうした危険な犯罪者を長期間服役させ、釈放後も追跡監視を続けることを定めるものです。

提案*83は、より安全な学校*、より安全な公園、ならびにより安全な近隣地区を意味するものです。

提案*83は、危険な幼児虐待者を、子どもたちから遠ざけ*、終身監視されることを定めます。

提案*83は、暴力的性犯罪者が処罰され*、いかなる事件でもその刑期を全うすることを定めます。

私たちの家族は、性犯罪者の厳しい処罰と性犯罪を厳しく取り締まる法律によって保護される権利があります。州議会は、これまで何度もJessica法を可決することを見送ってきました。私たちは、子どもたちを保護するために、もうこれ以上待つことはできません。

提案83 JESSICA法に賛成票を入れてください 私たちの家族を守り、Californiaをすべての州民にとってより安全な場所にしましょう。

より詳しい情報については、*www.JessicasLaw2006.com*にアクセスしてください。

ARNOLD SCHWARZENEGGER州知事

BONNIE DUMANIS地方検事
San Diego郡

HARRIET SALARNO、会長
犯罪被害者California連合

提案83の賛成意見に対する反論

提案83の賛成意見は、他州の例から学ばなければならない悲惨な教訓を無視するものです。一例を挙げると、Iowa州の主要な検事協会は、かつて提案83と同様の法律を採択するよう求めていましたが、現在では、こうした法律は、*効果を生まず、法執行機関の貴重な資源を枯渇させるものであり、納税者にとってあまりにも費用負担が大きいとして*、その廃止を主張しています。California州でこうした過ちを繰り返すことはできません。

本提案の支持者は、この法律が「幼児虐待者」と「危険な性犯罪者」を対象としていると主張していますが、*この法律のほとんどの処罰ならびに規制措置は、もっとはるかに広範囲に適用されるものです。その適用対象には、非暴力の軽犯罪で有罪となったものさえ含まれています*。また、刑を受け終えたのちに、何年も法に従って生活してきた人々にも適用されるのです。より具体的には、この提案は以下のことを定めています。

— 数千人の*軽犯罪者*に対して、終身、学校や公園の近くに住むことを禁じます。

— 非暴力犯罪で有罪となった初犯に対するGPSによる終身監視を義務付けます。*たとえば、17歳の女友達と性交渉を持ったことで有罪判決を受けた19歳の少年が、終身監視の対象となることもありえるのです*。

— 何年間も、あるいは何十年間も法に従って生活してきた数千人の人々に対し、終身住所制限と終身GPS監視の両方を課します。

このような結果は、明らかに誤ったものです。

従って、結論は次のとおりです。California州には、州民を暴力的な性犯罪者から保護する法律が存在し、本州民発案法案は、そうした危険な犯罪者のみに対象を絞ることができるはずでした。にもかかわらず、実際にはそうしていないのです! *だまされてはいけません*。提案83に反対票を入れてください。

CARLEEN R. ARLIDGE、会長
California州刑事裁判弁護士協会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案83の反対意見

提案83は、納税者に推定で5億ドルの負担となりますが、子どもたちの安全を高めることはありません。むしろ、法執行機関の財源を減らすことで、本州民発案法案は、以下に示すように、大多数の子どもたちの安全性を脅かすとともに、もっとも危険に直面している子どもたちの危険を増しているのです。

—第1に、本州民発案法案ではすべての登録済みの性犯罪者の「監視」を提案していますが、これは、こうした犯罪者全員が「他人」を対象として再び犯罪を犯す可能性があるという誤った理論に基づいたものです。しかしながら、法執行機関の経験によれば、性犯罪者として登録されたものが、再び犯罪を犯す場合、その対象は*通常その家族の一員です。この提案では、自宅における子どもたちの安全について、それがもっとも危険であるにもかかわらず、何の策も講じていません。*

—第2に、本提案は、本当の問題危険な性犯罪者に焦点を当てる代わりに、まったく危険性のないものを追跡することで、限られた資金の無駄遣いをするものです。*新しい法律では、非暴力的な軽犯罪を、場合によっては何年も、あるいは何十年も前に犯し有罪になった数千人に上る登録者のために、費用のかかる追跡システムが構築されます。*法執行機関の資金は、私たちの近くに住んでいるもっと危険性の高い犯罪者に対して向けられるべきです。

提案83には、この他にも、意図されてはいない危険な結果を招く部分があります。本提案の監視条項では、もっとも危険性の高い犯罪者に対する効果がもっとも低くなってしまいます。危険な犯罪者が、法に従う可能性はもっとも低いことは明白で、そのために、提案されている法律は、より危険な犯罪者を*警察による監視が効果的に行われにくい*場所に押し込むことになります。加えて、性犯罪者が公園または学校から2,000フィート以内に住むことを禁止することによって、本法案は、多くの犯罪者を都市部から警察力の少ない農村部に追いやるものです。*農村部において性犯罪者の割合が高くなることは、公共安全に資するものとはいえません。*

Iowa州の検事たちは、悲惨な経験から、こうした住所制限は効果的ではないことを知っています。2001年、Iowa州は同様の法律を採択しましたが、かつてはその法律を支持していた群検察官協会は、現在では、こうした法律は、*「当初意図されていた保護を提供することはなく、法律で要求されている事項を実施するための費用や、犯罪者の家族に対する意図されなかった影響を考慮すると、制限策をより効果的な保護策に取り替えることも正当である。」* と主張しています。(2006年2月14日、「Iowa州における、性犯罪者住所制限に関する声明」、Iowa郡検察官協会。)(声明の全文は、*www.iowa-icaa.com/index.htm または、www.cacj.orgをご覧ください。)*

Iowa州の検事による指摘を要約したものによると、Iowa州の法律が失敗し、提案83を拒否しなければならない以下のような理由が示されています。

- 住所制限は、子どもたちに対する性犯罪の減少にも子どもたちの安全性の向上にも寄与しません。
- 住所制限は、子どもたちを対象とした性犯罪の80%から90%が、被害者の親戚や知り合いによるものであるために、こうした犯罪には効果がありません。
- 住所制限によって、登録済みの性犯罪者が登録システムから逃れてしまうために、公共安全に逆効果を与えることになります。
- 住所制限の執行は、多額の資金を要するものの、効果はありません。
- また、本法律によって、元犯罪者の罪のない家族が不当に崩壊するという結果も招いたのです。

以上のすべての理由により、提案83に「反対票」を入れてください!

CARLEEN R. ARLIDGE、会長
California州刑事裁判弁護士協会

提案83の反対意見に対する反論

提案83に反対する弁護士グループが示す誤った意見に惑わされないでください。彼らは、犯罪者の弁護をすることで生計を立てている刑事事件弁護士の代表なのです。当然、彼らは、より厳しい法律を望んではいません!

以下のような事実について考えてみましょう。

- すべてのCalifornia州の主要な警察、保安官、および地方検事組織は、Jessica法を強く支持しています。
- すべてのCalifornia州の主要な犯罪被害者組織はJessica法を強く支持しています。
- 私たちのコミュニティや近隣地区には、何千人という危険な性犯罪者が住んでいますが、警察は、こうした犯罪者を追跡するために必要な手段を有していません。
- Jessica法は、刑務所からの釈放後にGPS追跡装置を常時携帯することを義務付け、重罪性犯罪者の所在を追跡するものです。
- Jessica法は、危険な性犯罪者が、子どもたちの跡をつけ犯罪を犯す現場となり得る学校や公園の近くに住むことを禁止します。

提案83Jessica法への皆様の賛成票は、性犯罪者が再び犯罪を犯す前に予防するのに必要な手段を、法執行機関に与えます。

9歳のJessica Lunsfordの殺害を自白した男は、地域の警察に登録をしていなかった既決性犯罪者でした。犯人はJessicaを寝室の窓から連れ去り、3日間暴行したのち、自宅からわずか数件先の場所に生き埋めにしたのです。

GPSによる監視があれば、JESSICAの命は救われたかもしれません! もはやJessica Lunsfordを救うことはできないことは悲劇です。しかし、他の大勢の子どもたちが性犯罪者から襲われ、殺害されることを防ぐことは、まだ遅すぎません。

83 Jessica法に賛成票を入れてください。

MONTY HOLDEN、主任取締役
California警察及び保安官組合(COPS)
STEVE IPSEN、会長
California地方検事副官協会
GARY PENROD保安官、会長
California州保安官協会

提案
84

水質、安全性、及び供給。洪水防止。自然資源保護。公園改修。公債。州民発案による制定法。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

水質、安全性、及び供給。洪水防止。自然資源保護。公園改修。公債。州民発案による制定法。

- 安全な飲料水、水質改善と供給、洪水管理、水路及び自然資源の保護、水質汚染防止、州及び地方の公園改修、市民の自然資源利用、節水努力に関連するプロジェクト管理ツールに資金を提供する。
- 緊急飲料水用に資金を提供し、公共安全のための即時行動を可能にするために、この目的に沿った支出は、公共契約/調達の要件から除外する。
- プロジェクト及び支出への資金提供するために、州の一般財源から返済する総合義務公債$5,388,000,000を承認する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 公債の返済として州は、元本(54億ドル)と利子(51億ドル)合わせて105億ドルを30年で支払うことになる。年間の支払額は約3億5,000万ドル。
- 地方資産税による税収が年間数百万ドル減少する。
- これらの公債資金により取得または開発した土地またはプロジェクトを運用又は維持するのに州及び地方にかかる費用は不明で、年間数千万ドルに達する可能性がある。

★★★ 立法アナリストによる分析

背景

資源プログラムに対する州の出費。州は、自然資源を保存し、環境を保護し、治水を行い、また一般市民に娯楽機会を提供するための様々なプログラムを運営している。また州では、将来の給水、治水、及び人口増加に向けたその他の水に関する必要条件を計画するプログラムを実施している。直接的な州の支出のほかに、州では同じような目的に地方政府や非営利団体に対して助成金や融資を提供している。これらのプログラムは、以下を含む様々な特定目的を支援するものである。

- ***自然資源の保存。***州は、原野やオープンスペース地域、野生動物の生息地、森林、及び河川、湖、小川、及びその流域地を含む自然地域を購入、保護、及び改善するための資金を提供している。
- ***安全な飲料水。***州は、州及び連邦の安全な飲料水基準を満たすための施設の改善向けに、公共用水システムに融資及び助成金を提供している。
- ***治水。***州は、州のCentral Valley治水システムにおける治水プロジェクトの建設及び修理に資金を提供している。また州は、Sacramento-San Joaquin川三角州、及びCentral Valley外のその他の地域における地方治水プロジェクトのため、地方政府機関に財政的な支援を提供している。
- ***その他の水質及び給水プロジェクト。***州は、全州において、水の質及び/又は供給の信頼性を高めるための様々なその他のプロジェクトに資金を提供している。例えば、州は排水処理、節水、及び水質汚染低減プロジェクトの建設及び実施のために、地方政府機関に融資及び助成金を提供している。
- ***州及び地方公園。***州は、州公園システムを運営しており、地方及び地域公園の取得、維持、及び運営には地方政府に資金を提供している。

資源プログラム向けの資金。これらの様々なプログラムの資金は、伝統的には一般財源収入、連邦資金、及び総合義務公債から供給されてきた。1996年以来、有権者は様々な資源目的のために110億ドルの総合義務公債を承認している。この金額のうち約14億ドルは、2006年6月30日の時点で、主に水関連を目的とする新しいプロジェクトに利用できることが予想されている。本年度早期に通過された法案により、堤防の緊急修理やその他の治水関連費用に一般財源から5億ドルが提供されている。

提案

本法案は、州に対し、飲料水、水の質及び供給、治水、自然資源の保護、及び公園の改善のために54億ドルの総合義務公債の販売を許可するものである。(州の総合義務公債の基本的な情報については、96ページの「州公債債務の概要」を参照のこと。)図1(次のページを参照)には、様々な州政府機関により費用に、また主に地方政府や非営利団体への融資や助成金に公債資金を利用できる目的が要約されている。これらの公債資金を使用するために、法案では年次予算法又は別の法律において同資金を割り当てることを州議会に義務付けている。

財政的影響

公債の費用。これらの公債の費用は、公債の販売時、及びその返済期間に有効となる実際の利率により左右される。州は、約30年間にわたり、州の一般財源から元本及び利子の支払いを行うことになる。公債が平均利率5パーセントで販売された場合、元本(54億ドル)と利子(51億ドル)の両方を返済するための公債の

提案84の本文は139ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

図1

提案84：公債資金の用途

	金額（単位 百万ドル）
水質	**$1,525**
• 統合地域水管理。	1,000
• 安全な飲料水。	380
• 三角州及び農業用水の水質。	145
河川、湖、及び小川の保護	**$928**
• 地域保護団体。	279
• その他のプロジェクト—パブリックアクセス、河川沿いの公園道路、市街地の河川復旧、California自然保護団体。	189
• 三角州及び沿岸漁業の復旧。	180
• San Joaquin川の復旧。	100
• Colorado川関連復旧プロジェクト。	90
• 雨水汚染の防止。	90
治水	**$800**
• 州治水プロジェクト評価、システム改善、洪水防止地帯プログラム。	315
• 三角州における治水プロジェクト。	275
• 地方治水補助金（Central Valley治水システム以外）。	180
• 氾濫原の地図作成、及び地方土地利用計画向けの援助。	30
持続可能な地域、及び天候変動の低減	**$580**
• 地方及び地域公園。	400
• 市街地における節水及び省エネプロジェクト。	90
• 地方計画における自然保護の奨励。	90
海岸、湾、沿岸水域の保護	**$540**
• 様々な沿岸地域及び流域圏の保護。	360
• 海岸清浄プログラム。	90
• California海洋保護信託基金海洋資源、持続可能な漁業、及び海洋生物の保護。	90
公園及び自然教育施設	**$500**
• 州公園システム取得、開発、及び復旧。	400
• 自然教育及び研究施設。	100
森林及び野生生物保護	**$450**
• 野生動物の生息地の保護。	225
• 森林保護。	180
• 牧場、農場、及びオーク森林地帯の保護。	45
全州規模の水計画	**$65**
• 将来の水需要、送水システム、及び治水プロジェクトの計画。	65
合計	**$5,388**

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

費用は約105億ドルとなる。年間平均支払額は約3億5,000万ドルとなる。

資産税に関連する影響。法案は、様々な目的に政府及び非営利団体が行う土地の取得に資金を提供する。州法では、政府組織及び非営利団体が所有する資産（特定の条件下にある場合）は資産税を免除される。本法案が、政府及び非営利団体による取得により課税を免れる資産を生み出すという意味で、地方政府の資産税収入は減少することになる。これらの資産税収入の減少は、年間数百万ドルになると予想される。

運営費用。州及び地方政府には、新しい公園施設など、これらの公債資金により購入又は開発された資産又はプロジェクトの運営又は維持に追加費用がかかる可能性がある。これらの潜在的な追加費用の金額は不明であるが、年間数千万ドルになる可能性がある。

提案84の本文は139ページをご覧ください。

提案84 水質、安全性、及び供給。洪水防止。自然資源保護。公園改修。公債。州民発案による制定法。★★★

提案84の賛成意見

提案84はCALIFORNIAの水、土地、および海岸線を守ります。

Californiaは急速に成長を遂げており、毎年、州の水源、土地、海岸、および海を圧迫しています。提案84は、私たちの健康、経済、および生活の質に欠かすことのできない、このような重要な自然資源を守ります。

84への賛成票は、飲料水の質を守ります。

私たちが飲んだり、食物を育てたりするために使う水は、汚染の恐怖にさらされています。提案84は以下を実現します。

- 水供給から危険な化学物質を取り除きます。
- 地下水の汚染を予防します。
- 有毒な流出液が水に流れ込むことを防ぎます。

提案84は、私たちのコミュニティに、清潔で安全な飲料水を約束します。

昨年California州内では、海岸が閉鎖されたり勧告が行われた日が、1,200日以上ありました。提案84は、雨水排水管からの有毒な汚染物が沿岸域の水を汚染したり、公衆衛生を脅かすことを防ぐための一策なのです。

84への賛成票 は、信頼できる水供給を約束します。

提案84によって、節約と他のプログラムが実施され、Californiaの水供給の信頼性が増加します。州内のあらゆる地域が、この法案の恩恵を受けるとともに、地域の水供給ならびに水質向上に向けた特定プロジェクトを地元で管理する権限が与えられます。

84への賛成票 は、州内の海岸線とCALIFORNIAの自然の美しさを守ります。

本法案は、San Diego、Santa Monica、Monterey、およびSan Francisco 湾を始めとする、Californiaの海岸線に沿った海と海岸の浄化と安全に資するものです。また、地域の公園に安全をもたらし、私たちが泳いだり釣りをする河川や湖を守ります。

84への賛成票は、洪水を防止します。

地震や連続して起こる暴風雨に一度でも襲われると、州内の堤防が決壊し、危険な洪水を引き起こし、およそ2,300万人のCalifornia州民が安全な飲料水を手に入れられない状態になる可能性があります。

こうした公共安全ならびに水供給に対する緊急の脅威に対処するためさまざまな努力が成されていますが、しなければならないことはまだ山積しています。洪水防止の専門家は、提案84が、California州で現在進められている洪水防止の向上を目指す努力をさらに促進し、補完するものであることに同意しています。

提案84への賛成票 は、CALIFORNIAの経済を守ります。.

きれいな海岸、河川、および湖は、州経済に毎年880億ドル以上をもたらし、900,000以上の雇用を直接的に支えている観光業にとって、極めて重要な要素です。また、清潔で安全な水の十分な供給は、Californiaの農村や都市のためにも必要です。提案84は、我が州の経済が成長するために必要な水を守ります。

84への賛成票は、増税を もたらしません。そして、厳しい財政護手段を定めています。提案84は、

- すべての資金を既存の収入から提供されるものであり、増税は*伴いません。*
- California州に連邦からの見合い基金をもたらします。
- 年次独立監査および市民監視委員会を含む、厳しい説明義務条項を定めています。

どうか私たちとともに、提案84に賛成票を入れてください。

自然保護団体、経済団体、およびCalifornia州内の水道区が提案84を支持しています。本法案に関する詳細については、www.CleanWater2006.comにアクセスしてください。皆様の賛成票が、現在の、そしてこれから何年間もの、私たちの健康、経済、および生活の質を守ることにつながります。

CALIFORNIAの飲料水、土地、海岸、および海を守りましょう。84に賛成票を入れてください。

MARK BURGET、主任取締役
自然保護委員会

LARRY WILSON、議長
役員会、Santa Clara Valley水道区

E. RICHARD BROWN博士、教授、公衆衛生学部、
California大学Los Angeles校

提案84の賛成意見に対する反論

提案84はその公約を果たすことはできません。

全員が恩恵を受けることがないにもかかわらず、高い税金や、教育、法執行、あるいは健康サービスに対する予算削減によって、全員がその支払をしなければならないのです。

84への反対票は、政府の財源を守ります。

提案84は、有効な監視機能がないまま、州の官僚に皆様の税金を使う権限を付与するものです。本提案によって、現行法で定められている汚職や特定の対象のみに対する便宜付与に対する予防策が排除され、競争入札制度も実施されなくなってしまいます。州会計検査官、州会計監査人による監査、そして立法アナリストによる監査でさえ回避してしまいます。さらに、行政手続法からの免責を定めています。本提案の支持者が定期監査を恐れる理由を考えてみてください。

84への反対票は、SACRAMENTOに以下のような真のメッセージを送ります。私たちが必要としているのは信頼できる水供給です。

この水公債には、新規の貯水池、導水管、あるいは貯水施設に対する資金供与は、一切含まれていません! 本公債で義務付けられている水の転用は、実質的に現在の水源からの飲料水供給を排除するものです。

84への反対票は、皆様を特別利益団体から守ります。

公債資金は、本州民発案法案を投票用紙に掲載し、可決のために運動し、その宣伝のために広告費用を出した組織と同じ民間組織に提供される可能性があります。これは州民発案制度の悪用です。

84への反対票は、実効のある洪水防止のための資金を守ります。

洪水防止は非常に重要な問題にもかかわらず、その目的に供されるのは、公債資金の15%にも満たない額であり、その資金は、研究、環境計画、環境緩和、および官僚の管理費として使用される可能性があります。官僚が作成した報告書によって洪水が止められるならば、問題は解決しているはずです。

どうか私たちとともに、提案84に反対票を入れてください。

BILL LEONARD、メンバー
California州査定平準役員会

RON NEHRING、上級コンサルタント
全米税制改革協議会

LEWIS K. UHLER、会長
全米税制限委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案84の反対意見

本法案は、皆様の税金がすべて、いかなることに浪費されるかを知られたくない特別利益団体によって州民投票にかけられたもので、「特別利益団体隠匿事項公債」という名を付けるべきでした。この無駄な事業を投票に付すべく協力したすべての特別利益団体は、納税者の納めた税金の中から自分たちの取り分を得ますが、一般の納税者は、今後30年間、これまで以上に高い税金を支払うこと以外、何ら得るものはありません。

このいわゆる「水公債」には、ダムや貯水のための資金供与はありません! 法案の作成者たちは、役所の実施する調査、必要のないネズミや雑草の防止、およびその他の取るに足りないプロジェクトのために、数十億ドルという資金を充当していますが、我が州の増加する人口に対応する淡水貯水施設の建設のためには、1ペニーも見つからなかったようです。提案の本文を読んでいただければ、このことを信じていただけるでしょう。

この多額の公債から、州内の堤防の修理や保守に使用できるのは、非常に少ない割合ですが、これと同じ堤防のために、$4,090,000,000を資金供与する提案1Eが州議会によって州民投票にかけられました。常識的に考えれば、私たちは、1Eによる資金がどのように使われるかを見てから、新しい支出となる$5,388,000,000をさらに承認するか否かを決めるべきです。提案1Eによる資金を使ったあとのニーズがどのようになっているかがまったく分からない時点で、本州民発案による法案が行おうとしているように、最終的な支出の形を固定してしまうのは愚かなことです。

本公債は、大増税を伴います。提案の支持者は、この不愉快な事実にふたをしたがっているようですが、公債の返済は、他のすべての政府歳出に優先されることを有権者は知っておく必要があります。いったん発行された公債は、取り消したり、拒否したり、破綻したことを理由に免責されることはできません。また、これらの返済には、税収のみを充てます。我が州は、現在すでに、70億ドルの予算赤字を抱えており、本提案の巨大な返済のためには増税以外の方法はありません。

地方のプロジェクトは、地方レベルで資金を提供するべきです。全州を対象とするこの提案は、州の一地方の住民に対して、他の地方の地域的プロジェクトのために支払いをすることを強要するよう定めています。Reddingの住民が、San Diegoの都市型公園のために、なぜ資金を出さなければならないのでしょうか? Sutter郡の昆虫生息地の復興のために、Los Angelesの住民がなぜ税金を払わなければならないのでしょうか? これは不適切な税務対策であり、この法案を州民投票にかけた特別利益団体に恩恵があるように作成されたことは明白です。地域の公園や改善事業は、その地域のコミュニティが資金を提供することを期待するのは当然であり、州全体を対象とする公債は、州立公園、大学、および他の州全体に利益をもたらす投資計画のために充てられるべきです。

さらに悪いことには、本公債は、選出された地位でもなく、説明義務も持たない州の官僚に、民間による監視がほとんど、あるいはまったくないまま、数十億ドルの支出を認めています。Sacramentoの官僚および特別利益団体は、州議会における公聴会や州民による投票を必要としないで使用できる不正資金を、喜んで手にするでしょうしかし私たちは、このようなことが起こるのを許すわけにはいきません。

どうか私とともに、提案84に反対票を 入れてください。

BILL LEONARD, メンバー
California州査定平準役員会

提案84の反対意見に対する反論

反対者の意見は、単純に間違っています。

提案84は、*増税をすることなく*清潔な水を供給し、州内の海岸を守ります。本提案は、California女性有権者連盟、Los Angeles地区商工会議所、および自然保護委員会を始めとする広範囲の、超党派による公共利益連合、ならびに企業グループによって支持されています。

以下は事実です。

- 提案84は、清潔で安全な飲料水の安定的供給に必要な重要プロジェクトに対して資金供与するものです。
- 提案84は、California州のすべての水域、すなわち河川、湖、小川、海岸、および湾を守ります。
- 提案84は、市民監視委員会、年次独立監査、および完全公開制度など、厳しい財政説明義務を定めています。
- 提案84は、他の法案による資金提供のない重要な公共安全プロジェクトを通じて、有毒汚染、洪水、およびその他の危険から私たちの家族を守ります。

84への賛成票：すべてのCALIFORNIA州民の利益につながります。

提案84は、州内のすべての地域において水質改善と供給の改善を行うための地域の優先事項に資金を提供します。

84への賛成票：CALIFORNIA州の地元の水道区から支援されています。

提案84は、非常に重要な提案であり、2,300万人以上のCalifornia州民に飲料水を提供する水道区はすべて、84への賛成票を求めています。

84への賛成票：公衆衛生を守ります。

提案84は、飲料水から危険な汚染物を取り除き、私たちが食べる魚を汚染する有毒化学物質を除去し、海岸や沿岸水域に危険な汚染流出液が流れ込むことを防ぎます。

84への賛成票は、私たちの家族、そして将来の世代のために、州内の土地、水、*および*公衆衛生を守ります。

地域の水道区、自然保護組織、企業グループ、および公衆衛生専門家とともに、84への賛成票を入れてください。

ERICH PFUEHLER, California支部ディレクター
水質改善の会

JEFF KIGHTLINGER, ゼネラルマネージャー
南California都市水道区

KAITILIN GAFFNEY, 保護ディレクター
海洋保護委員会

提案
85 未成年妊娠中絶前の待機期間及び保護者通知。州民発案による憲法修正案。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

未成年妊娠中絶前の待機期間及び保護者通知。州民発案による憲法修正案。

- 医療緊急時又は親が承認している場合を除き、医師が、親や保護者の監督下にある未成年者の親又は法定後見人に妊娠を通知してから48時間は中絶を禁止するようにCalifornia州憲法を修正する。
- 当該本人の賢明度又は大人としての成熟度を示す明白で説得性のある証拠に基づく場合は、未成年者が通知差し止めの裁判所命令を取得することを許可する。
- 中絶手術を施した医師からの報告を含む様々な報告条件を未成年者に義務付ける。
- 違反した医師への罰金を許可する。
- 一定の例外を除き、未成年者に中絶の同意を義務付ける。
- 未成年者の同意が強制された結果である場合は、司法救済を許可する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 保健/福祉サービスプログラム、法廷管理、州保健局管理にかかる年間数百万ドルの費用州純費用は不明。

立法アナリストによる分析

背景

1953年、州法が立法化され、未成年者は保護者の同意又は通知なしで、成人が利用できるものと同じタイプの妊娠に関するヘルスケアを受けることができるようになった。この法律、及びその後の中絶に関する法的な展開に基づき、未成年者は保護者の同意又は通知なしで中絶することができるようになった。

1987年、州議会はこの法律を改定し、未成年者に対し、中絶を受ける前に片親、又は裁判所の同意を得ることを義務付けた。ところが、法的な異議申し立てにより、この法律は施行されることなく、究極的には1997年にCalifornia最高裁判所により却下された。その結果、州内の未成年者は現在、成人と同じように中絶手術を受けている。これには、低所得者向けのMedi-Calヘルスケアプログラムを含む、様々な州のヘルスケアプログラムに入っている未成年者が含まれる。

提案

通知義務

本提案は、California憲法を改定し、一定の例外を設けた上で、医師（又はその代理人）に対し、妊娠した未成年者の中絶手術を行う最低48時間前までに、その未成年者の保護者又は法定後見人への*通知*を義務付けるものである。（本法案は、医師又は未成年者に対し保護者又は法定後見人の同意の取得を義務付けるものではない。）　本法案は、「親権を放棄されていない」未成年者に関する場合にのみ適用される。提案では、親権を放棄されていない未成年者とは、法的に有効な婚姻関係を結んでいない18歳未満の女性で、米国軍隊の現役軍人ではなく、また州法の下、保護者又は法的後見人の親権及び管理下からの解放を宣言されていない者と定義している。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

医師は、以下の2つの方法のいずれかにより、義務付けられる通知を行うものとする。

個人的な書面による通知 書面による通知は、例えば保護者が未成年者の診察に同伴した時など、保護者又は後見人に直接提供できる。

郵送通知 医師が配達証明を依頼し、通知の送達が通知されるべき保護者又は後見人に限定される場合、書面による通知は保護者又は後見人に配達証明付き郵便で郵送することができる。保護者又は後見人には、同時に書面による通知の追加コピーを第1種郵便で郵送しなければならない。この方法では、書面による通知の郵送後2日目に通知が行われたと見なされる。

通知義務の例外

法案は、通知義務に以下の例外を設ける。

医学的な緊急事態。 通知義務は、中絶が母体の死亡を防止するために必要であること、又は中絶を遅らせることが「主な身体の機能の重大な、且つ取り返しのつかない障害を引き起こす大きな危険性となる」ことを、医師が未成年者の医療記録で正式に証明した場合は適用されない。

保護者又は後見人により承認された義務の免除。 未成年者の保護者又は後見人は、医師からの書面による権利放棄用紙に記入、署名することにより、通知義務及び待機期間を免除できる。保護者又は後見人は、義務の免除が(1) 30日間、(2) 特定日、又は(3) 未成年者の18歳の誕生日のいずれまで有効となるかを、この用紙に特定しなければならない。用紙は、保護者又は後見人自身が個人的に医師に届けない限り、公証人の認証が必要となる。

裁判所により承認された義務の免除。 妊娠した未成年者は、通知義務の免除を少年裁判所に要請できる。裁判所は、未成年者が十分に成熟していること、且つ中絶すべきかどうかを決めるために十分な情報を提供されていること、又は通知が未成年者にとって最善とならないことが明らかになった場合はこれを行うことができる。通知義務の免除が却下された場合、未成年者はその決定を控訴裁判所に上訴できる。

通知義務の免除を求める未成年者は、裁判費用を支払わなければならず、また裁判所に臨時の後見人の指名、及び裁判におけるその他の支援を提供してもらい、且つ裁判所が指名する弁護人を立てる権利が与えられる。未成年者の身分は極秘とされる。裁判所は通常、通知義務の免除要請が受領されてから3営業日以内に審理を行い、判決を下さなければならない。控訴裁判所では一般的に、4営業日以内に審理を行い、判決を下さなければならない。

提案はまた、裁判所が身体的、性的、または感情的な虐待の証拠を発見した場合は、どのような場合であっても、裁判所にその証拠を郡の子供保護機関に照会することを義務付けている。

州への報告義務

医師は、本提案により、未成年の中絶手術を行ってから1か月以内に、州健康保健サービス部（DHS）に特定の情報を報告した用紙の提出を義務付けられる。DHSの用紙には、中絶手術が行われた日付と施設、未成年者の生年月、及び未成年者と中絶手術が行われた事情に関するその他一定の情報が含まれる。医師が提出する用紙には、未成年者、又はその保護者又は後見人の氏名は特定されない。これらの用紙に基づき、DHSは、未成年者に行われた中絶に関する特定の統計情報を、一般公開される年次報告書に集計する。

提案85の本文は145ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

裁判所は、同法案により、州の司法諮問会に許可又は拒否された上訴数の年次報告を義務付けられる。報告書は一般公開される。法案はまた、司法諮問会に対し、上訴した未成年者の秘密性が確実に守られる方法の規定を義務付けている。

罰則

未成年者の中絶を行い、法案の条項を遵守しなかった個人は、通知を不当に拒まれた未成年者、その弁護士、或いは保護者又は後見人により起こされた民事訴訟の損害賠償の責任を負うことになる。中絶の通知が保護者又は後見人に提供されたとして間違った情報を故意に提供した未成年者、又はその医師以外の個人は、罰金を課せられる軽犯罪を犯したことになる。

強制からの救済

法案では、誰かが未成年者に中絶を強制しようとした場合、その未成年者が少年裁判所から助けを求めることを許可している。裁判所は、そのようなケースを迅速に考慮し、強制行為を防止するために必要と判断される行動を取ることが義務付けられる。

財政的影響

本法案が州政府に与える財政的な影響は、主にこれらの新しい要件が中絶及び出産に関する未成年者の行動にどのように影響するかに左右される。他の州の同じような法律に関する研究では、本法案がCaliforniaの未成年者の出生率に与える影響は、存在したとしても、わずかなものになると示唆されている。California州の未成年者の出生率が増加したとしても、健康保健及び社会サービスプログラム、裁判所及び州の管理を合わせた州の純費用は、おそらく年間数百万ドルを超えないものとなる。法案の主な財政的影響の可能性を以下に説明する。

州ヘルスケアプログラムの節約と費用

本法案で提案されているものと同じような法律がある他の州で行われた研究では、California州内の未成年者の中絶数が減少することが示唆されている。このCaliforniaで行われる中絶数の減少は、California州の未成年が州外で受ける中絶数の増加によって、未知の範囲で相殺される場合がある。本法案の結果、妊娠を避ける未成年者も出る可能性があり、さらにこのグループの未成年者の中絶数が減少する。どちらの理由にしても、本提案は、Californiaにおいて未成年者が受ける全体的な中絶数を低下させ、また未成年者に医療サービスを提供するMedi-Calプログラムやその他の州ヘルスケアプログラムの下で行われる中絶数が減る可能性がある。これにより、州にはこれらのプログラムに関する未知の節約が発生することになる。

また本法案により、州のヘルスケアプログラムに関する追加費用が発生する可能性もある。本法案が未成年者の中絶数を減少させ、公的資金によるヘルスケアを受ける資格がある低所得家族の子供の出生率を増加させた場合、州には追加費用が発生する。これらの費用には、妊娠、出産、及び出産後のケアに提供される医療サービスが含まれる。

これら、又はその他の関連費用及び節約要因が州に与える財政的な純影響は、存在するとしても、おそらく年間2～3百万ドルを超えないとされる。これらの費用は、ヘルスケアサービスを提供するためのプログラムに投じられる州の総費用に比べると多額ではない。Medi-Calプログラムだけでも、2006-07年度には州に138億ドルの費用がかかると予想されている。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

州の健康保健機関にかかる管理費

DHSには、本法案の施行に必要とされる新しい用紙の開発、医師の報告システムの設定、及び未成年者の中絶に関する統計学的情報が含まれた当初の年次報告書の準備に、第1年目には最高$350,000の費用がかかるとされている。本法案を施行するためのDHSの継続的な費用は、年間$150,000に達する可能性がある。

少年裁判所及び控訴裁判所にかかる費用

法案は、主に裁判所による通知義務免除の要請を未成年に許可する条項の結果として、裁判所に関する州の費用の増加につながる。これらの費用の規模は不明であるが、主に通知義務免除を求める未成年者の数により、年間数百万ドルに達する可能性がある。これらの費用は、2006-07年度には20億ドルになると予想されている裁判所に関する州の総費用に比べると多額ではない。

社会サービスプログラム費用

本法案が未成年者に中絶を思いとどまらせ、低所得未成年者の出生率を増加させた場合、California子供の就業機会と責任（CalWORKs）プログラムの下、必要のある家族に提供されている現金援助及びサービスにかかる費用が増加する。これらの費用の規模は、存在しても、おそらく年間数百万ドルを超えないものとされている。CalWORKsプログラムは、州と連邦資金の両方に支えられているが、CalWORKsの連邦資金にはすべて上限が設けられているため、これらの追加費用はおそらく州の負担となる。これらの費用は、2006-07年度には約50億ドルの州及び連邦資金が必要となることが予想されているCalWORKsの州の総費用に比べると多額ではない。このような状況においては、州及び郡にかかる児童福祉及び児童擁護費用がわずかに増加することも考えられる。

提案85の本文は145ページをご覧ください。

提案85 未成年妊娠中絶前の待機期間及び保護者通知。州民発案による憲法修正案。★★★

提案85の賛成意見

CALIFORNIA州では、18歳未満の子女は、保護者に通知がなければ、学校看護師から鎮痛解熱剤をもらったり、インフルエンザの予防接種を受けたり、歯を抜いてもらうことはできません。

しかし、信じられないことに、堕胎手術や薬剤による中絶は、未成年の少女にそれが*12歳の子供であっても保護者が知ることなく内密に行うことができるのです。*

*保護者*は、中絶の結果起こる可能性のある深刻な身体的、感情的、又は生理学的な*合併症*について若い娘を助けたり、さらなる性的虐待、性的搾取、および妊娠から娘を*守る準備*ができません。

California州で実施された46,000人以上の*学齢期*の妊婦を対象にした調査によると、その*三分の二以上*が平均年齢22.6歳の*成人男性*によって妊娠したことが判明しています。

調査によると、California州で未成年者に*内密に行われた中絶*は、これらの妊娠が法的に罰せられる強姦または性的虐待の*証拠*であるにも関わらず、児童保護サービスには*ほとんど報告されていません*。これは、これらの少女を*性的虐待*、*強姦*、*妊娠*、*中絶*、*および性病*に対してさらに*弱い立場*に追い込んでいます。

「子供を守る及び知る保護者の権利」/提案85をCalifornia州民による投票かけるために*100万以上*もの署名が提出された理由はここにあります。

提案85は、未成年の娘に中絶を行う最低48時間前までに、保護者または後見人への通知を医師に対し義務付けるものです。

他の30以上の州では、*保護者とその娘たちが*提案85のような法律から*何年も恩恵を受け*ています。この法律が通過されると、未成年者の妊娠と中絶が大幅に減少することが多くあります。

保護者が関わり、また*無料の中絶を内密に受けることができないことがわかっている*と、未成年者は妊娠につながるような無謀な行為を避けるようになります。インターネット上の性犯罪者を含む成人男性は、犯罪行為を隠すための内密な中絶が不可能になると、未成年者を妊娠させることを*思いとどまるようになります*。

未成年者が希望する場合は、保護者に知らせずに中絶を受ける許可を少年裁判所に要請することもできます。弁護士に助けを要請することもできます。未成年者が自分で決断を下せるだけ十分に成熟している、または保護者への通知がその未成年者のために最善ではないことを示す証拠がある場合は、裁判官は未成年者の要請を承諾します。要請手続きは極秘に、迅速に、そして無料で行われなければなりません。また、誰かに中絶の同意を強要された場合、未成年者は少年裁判所に助けを求めることができます。

*アンケートによると*ほとんどの人が保護者通知法を支持しています。妊娠して*脅え*、年上のボーイフレンドから見捨てられたり、*圧力をかけられている可能性のある*未成年の少女には、*親*のアドバイスと助けが*必要*であることをこれらの人は知っているのです。

*保護者*は、*未成年者に数多くの中絶を行って利益*を得ている中絶クリニックに雇われた*他*人よりも、自分の娘の育成に注意と愛を注ぎ、娘の個人的な病歴を知っており、そして娘の将来を心配しています。

未成年者には、中絶を行う、または拒否する法的な権利がありますが、保護者は娘がすべての選択肢を理解した上で、優れた医療ケアを求め、医療記録と病歴を提供する手助けができます。

*通知を受けた保護者*はまた、*出血*や*感染*、その他発生する可能性のある*致命的な*合併症に対して*迅速な*処置を得られるようにすることができます。

提案85に「賛成票」を入れ、保護者が自分の未成年の娘の幸せと健康、そして安全を配慮し、それを保護できるようにしてください!

www.YESon85.net

WILLIAM P. CLARK、California州最高裁判所裁判官（退職者）

MARY L. DAVENPORT、医学博士、特別研究員
米国産科婦人科学会

JOSEPH R. ZANGA教授、医学博士、FAAP、元会長
米国小児科学会

提案85の賛成意見に対する反論

法律は、家族に意思の疎通を強制することはできません。

もちろん、保護者が自分のティーンエージャーの生活に関与したいと願うのは当然ですが、*現実の世界では、危険な家庭にいるティーンエージャーもいるのです。乱暴で、自分の娘に性的虐待を行う親もいるのです。*

現実の政界では、提案85は：

- 子供を狙う犯罪者を食い止めることはできません。提案の賛同者は、犯罪者に対する私たちの恐怖心を悪用して、自分の政治課題を進めようとしているのです。
- 十代の妊娠を低減しません。
- 十代の少女を危険にさらします。虐待的な家庭にいる妊娠して脅えきった十代の少女は裁判所には行きません。その代わりに危険な闇中絶を選んだり、自殺さえ考える可能性があります。
- 重要な医療手当ての危険な遅れを意味します。*ニューイングランド医学誌*は、このような法律が発効すると、*妊娠した十代の少女には手当てを受けるまでに何ヶ月も待ち、より危険な妊娠4ヶ月以降の中絶を受ける少女がいると報告しています。*

California州最高裁判所は、他の州における似たような法律が十代の少女と家族に実質的な害を与えているという「決定的な」証拠を見出しています。

だまされないでください。

90年間に渡り、プランドペアレントフッドは信頼できる質の高いヘルスケアの提供者とされています。思いやりのある職員が妊娠した十代の少女に親と相談することを勧め、ほとんどの少女がその助言を受け入れています。

プランドペアレントフッドやその他の家族計画クリニックは、子供虐待の報告に関するCALIFORNIA州のすべての法律を遵守しています。今になって犯罪者を保護していると非難することはばかげています。DHHSの監察長官事務所が最近行った捜査では、報告違反の証拠はひとつも見つかっていません。

*San Jose Mercury News*は、提案85は*「米国における合法化された中絶を少しずつ除去しようとするより大きな戦略の一環」*だとしています。

提案 85はティーンエージャーを脅かすだけでなく、それ以上の脅威となります。

反対票を入れてください。

DONNA W. CHIPPS、取締役副社長
California女性有権者連盟

BO GREAVES、医学博士、会長
California家庭医学会

JEANNE A. CONRY、医学博士、副会長
米国産科婦人科学会、California州第IX区

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案85の反対意見

California医師会、California看護師協会、米国小児科学会California区、California家庭医学会、及び米国産科婦人科学会California第IX区を含む医師と看護師は、提案85に強く反対します。

医師と看護師は、保護者が自分のティーンエージャーの生活に関与したいと願うのは当然でも、*現実の世界には*親に話せないような家庭、暴力のある家庭、または家族の一員がティーンエージャーを性的に虐待するといった*家庭のティーンエージャー*がCalifornia州にいることを理解しています。

これらのティーンエージャーは自分の親に相談することはできません。家から追い出されたり、殴られたり、さらにひどい扱いを受ける恐れがあるのです。*提案85は、これらのティーンエージャーに重要な医療ケアを遅らせたり、自己中絶や違法の闇中絶を強制することになります。*中には、国境を越えたり、重症を負ったり、自殺を考える子供もいます。

提案85は、ティーンエージャーの健康と安全を脅かすものです。

法律は、*優れた*家族同士の意思の疎通を義務付けるべきではありません。*十代の妊娠と中絶に対する真の対応は、思いやりのある家族と、禁欲を含む総合的な性教育です。*しかし悲しいことに、California州のティーンエージャーのすべてが強い、思いやりのある家庭にいるわけではありません。

提案85は、最も弱い立場にあるティーンエージャー、つまり*保護を最も必要としている子供*を危険な状況に置く、あるいは子供に裁判所へ行くことを強制するものです。

親に相談できない、怖がっている妊娠した十代の少女を、California州の混雑した裁判所システムに行かせても問題の解決にはならず、かえって危険な状況に置くことになります。裁判所はすでに未処理のケースを抱えており、形式的な手続きが山ほどあり、大人であってもこれをこなすことは困難です。

*考えてみてください。ティーンエージャーは脅えていて、妊娠しており、その家族は虐待的かも知れないのです。*このティーンエージャーは裁判官を必要としていません。彼女には、カウンセラーと、遅れることなく優れた医療ケアを受けることが必要なのです。

提案85の新しい官僚的な規則は、保護者の通知を保証しません。誰が手紙に署名するのでしょうか? 郵便が遅れたら、保護者が家にいなかったら、またはティーンエージャーが手紙の送達を阻止したらどうなるでしょうか?

*十代の妊娠への真の対応は、防止と思いやりのある家族であって*私たちの娘を危険な状況に置く新しい法律ではありません。

そして提案85は、年上の成人男性や性的犯罪者からティーンエージャーを保護しません。*クリニックでは、責任ある行為についてすでにカウンセリングを提供しており、違法行為を報告しています。*

提案85は、十代の妊娠率を低減するものではなく、家族の意思疎通を強制できず、また複雑で実行不可能です。ただし、何世代にも渡りCALIFORNIA州のティーンエージャーを危険な状況に置くことになるのです。

私たち全員が*提案85について注意を払い*、反対票を入れなければなりません。提案85を打倒することは 私たちの娘の安全を守ること、そして選ぶ権利を守ることだからです。

伝統的価値観連合、社会行動を求める福音派、及びCalifornia州中部生存権などを含む提案85の支持者は、*Roe*対*WADEの判決を覆し、すべての中絶の禁止*を求めている人たちです。言っていることとは裏腹に、提案85は保護者の権利に関するものではなく、これは*彼らの* 政治課題なのです。

保護者、医師、看護師、プランドペアレントフッド、そしてCALIFORNIA女性有権者連盟と共に、提案85に反対票を入れてください。本当のティーンエージャーの安全に関する詳しい情報は、私たちのウェブサイト*www.noon85.com*をご覧ください。提案85に反対票を入れてください。

JACK LEWIN、医学博士、最高経営責任者、California医師会

ROBERT L. BLACK、医学博士
米国小児科学会California地区

KATHY KNEER、最高経営責任者
Californiaプランド・ペアレントフッド協会

提案85の反対意見に対する反論

自分の娘が妊娠していることを知ると、*ほとんどすべての保護者は愛とサポートをもって対応します。*

提案85 *は、若い少女たちに明らかなメリットを与えます。*

- 保護者は、娘の医師の選択を支援できます。多くの中絶クリニックでは、*無資格、過失、刑事上の有罪判決、又は性的違法行為のために医師会から懲戒処分を受けた*医師を雇っています。その多くは、危険な環境条件を保健当局から指摘されています。
- 通知を受けている保護者は、中絶後の合併症に*迅速に対応*できます。中絶の合併症は、永久的な負傷や、死亡の原因となることもあります。*内密に中絶を受けたティーンエージャーは、しばしば受診を遅らせることがあります。知らせを受けていない保護者は、子供を助けることができません。*
- 自分の娘が*性的な暴行の犠牲者*であることを知った保護者は、*娘を保護するために介入することができます。*多くの中絶手術提供者は*性的暴行を報告しないことを選択し、これらの少女をさらなる性的虐待行為に引き渡しています。*
www.ChildPredators.com

極まれな家族による虐待があった場合、裁判所は未成年者に保護者に通知せずに中絶を行うことを許可し、その後*児童保護サービスに通知し*、未成年者が支援を受けられるようにして、*さらなる害を受けやすい立場に放置することはありません。*

二人の十代の娘を持つ親として、ARNOLD SCHWARZENEGGER州知事は、*内密な中絶を受けさせるために誰かが自分の娘を連れて行ったとしたら、「...激怒の極地...」*と述べています。

30以上の州ではすでにこの*提案*85のような法律を制定しており、それらの州の体験によると、これらの法律は *未成年者に危険や害を及ぼすことなく、未成年者の妊娠と中絶率を減らしているとしています。*

現在、州は未成年者の内密な中絶を支払っています。*政府ではなく、保護者に任せましょう!*

提案85に「賛成票」を入れてください! 娘たちを守りましょう! ウェブサイト www.YESon85.netをご覧ください。

TERESA STANTON COLLETT教授、法務博士
保護者通知及び関与法に関する国家機関

JANE E. ANDERSON、医学博士、FAAP、小児科
診療教授

JOSEPH R. ZANGA教授、医学博士、FAAP、米国小児科学会
元会長

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案
86 たばこへの課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

たばこへの課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

- たばこ1本当たり税金を13セント(1パック$2.60)値上げし、他のたばこ製品は間接的に増税する。
- 条件を満たす病院に対して、緊急サービス、看護士教育、有資格の子供の健康保険のための資金を提供する。
- その他、税収は、喫煙防止プログラム、たばこ関連法規の執行、癌(乳癌、子宮頚癌、前立腺癌、結腸直腸癌)、心臓病、脳梗塞、喘息、肥満の治療などの特定目的にも配分される。
- 受給病院に特定の環境下で独占禁止法の適用を免除する。
- 税収は、歳出予算制限及び最低教育資金(提案98)の計算から除外する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 新しい州たばこ税による税収は2007-08年には年間で約21億ドル増加し、それ以降はやや減少する。これらの税収は、様々な保健プログラム、子供用健康保険、たばこ関連プログラムに使用される。
- 州純費用は不明で、数年後には州健康保険プログラムへの加入規則を簡素化し、子供用健康保険の新しいパイロットプログラムを作成するため、年間1億ドルを超過する可能性がある
- 子供を他の健康保険からHFP (Healthy Families Program)に移行することにより、金額は不明ではあるが、州のMedi-Calプログラムと郡に多額の節約になる可能性がある。長期的にはHFP加入の拡大を支援するために州費用が多額になる可能性がある。
- 州及び地方政府の公共医療費の節減額は不明だが、予想されるたばこ製品の消費減少などの要因により、時間の経過と共に多額になる可能性がある。

立法アナリストによる分析

背景

たばこ税

現行の州法では、消費税として知られる一定の税金をたばこ及びその他のたばこ製品に直接課税している。消費税は、特定の物品やサービスから徴税される税金である。現在、たばこ1箱につき総額87セントの消費税(他の種のたばこ製品にも似たような税金)が課されている。1箱につき課税されている総額87セントの税金には以下が含まれる。

- 1998年に提案10として有権者により制定された、幼児期開発プログラムのための50セント。
- 1988年に提案99として有権者により制定された、たばこ教育及び喫煙防止努力、たばこ関連疾病の研究プログラム、保険を持たない低所得者向けヘルスケアサービス、及び環境保護及び娯楽プログラムのための25セント。
- 州一般財源のための10セント。
- 乳癌、及び保険を持たない女性の乳癌検診

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

プログラムに関連する研究支援のための2セント。

たばこ及びその他のたばこ製品に現在課税されている税金によって、2006-07年度には約11億ドルの資金の調達が予測されている。

子供の健康保険

Medi-Cal。 Medi-Calプログラム（California州における連邦Medicaidプログラム）は、資格のある子供（子供の年齢による）を含む低所得者にヘルスケアサービスを提供している。連邦貧困レベル（FPL）（4人家族で年間約$27,000）の133パーセントまでの収入がある家庭は、一般的にこのサービスを受ける資格がある。プログラムは州の保健サービス部（DHS）が管理している。

Medicaidプログラムでは、米国市民、及び「資格のある外国人」、つまり永住者、難民、又は米国に在住する法律上の権利を与えられた特定のその他のグループの一員とされる移住者のための総合的な医療サービスの支援に、州の見合い資金が利用できることになっている。また、連邦の見合い基金は資格のない外国人にも利用できるが、救急医療サービスのみに限定されている。

Medi-Calプログラムは、現在約320万人の成人と320万人の子供にサービスを提供している。

健康家族。 健康家族プログラム（HFP）は、収入がFPLの250パーセント未満（4人家族で年間約$50,000）で、Medi-Calを受けることができない家庭の資格のある子供に健康保険を提供している（さらに収入の高い一部家庭の子供にも資格がある場合がある）。資金の連邦/州見合い基金の割合は一般的に2対1である。HFPに参加する子供は、資格のある米国市民、又は資格のある外国人でなければならない。HFPは、危機管理健康保険委員会（MRMIB）により管理されている。

HFPは、約781,000人の子供に健康保険を提供している。

地方健康保険プログラム。 MRMIBと郡が管理する郡保健イニシャチブ見合い（CHIM）基金プログラムは、年収がFPLの250パーセント及び300パーセント（4人家族で年間約$50,000から$60,000まで）の間に該当する家庭の子供に健康保険を提供している。CHIMプログラムは、この保険を支払うための連邦資金の取得に義務付けられる見合い基金額として郡の資金に依存している。このプログラムの取扱件数は子供約3,000人である。

CHIMプログラムのほかに、Medi-Cal又はHFPを受ける資格がない子供のために独自の健康保険プログラムを設定している郡もある。これらのプログラムは、主に地方資金源によって支えられている。これらのプログラムは、約69,000人の子供が利用している。

提案

本法案は、たばこ消費税を増税し（且つ、下記のようにその他のたばこ製品には間接的に課税）、病院の救急医療サービスのほか、子供の健康保険の利用度を高め、看護教育を拡大し、様々な新しい及び既存の健康及び教育活動を支援し、喫煙を減らし、たばこの販売を規制するためのプログラムに資金を提供するものである。本法案の主な条項は以下の通りである。

新しい州たばこ税収入

たばこ1箱の値段は、現在California州では87セントの消費税を含め約$4.00である。本法案は、2007年1月から、既存のたばこ消費税を1箱につき$2.60引き上げるものである。既存の州法では、査定平準役員会（BOE）に対し、かみたばこやかぎたばこなどその他のたばこ製品の税金についても、たばこ税の増税分と等しい増税を義務付けている。従って、本法案に

提案86の本文は147ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

より、その他のたばこ製品の消費税も同じように増税される結果となる。追加たばこ税収入（その他のたばこ製品の税収も含める）はすべて、本法案に特定されている様々な新規及び既存のプログラムの支援に使用される。

追加たばこ税収入の用途

消費税の増税による税収は、一般的に2006年度たばこ税と呼ばれる新しい基金に入金され、本分析の後半に記載されている図1に示されるように、様々な特定の目的に割り当てられる。

提案10のプログラムの埋め戻し。追加消費税収入の不特定金額は、新しい税法案が制定された結果として資金を失う幼児期開発のための提案10のプログラムを完全に埋め戻すために使用される。これは、本法案に含まれる増税が（1）たばこ製品の売上を低下させる可能性があること、及び（2）密輸製品や州外の売上など税金が徴収されないたばこ製品の売上が増加する結果となる可能性があるためである。これにより、提案10に基づき課税される消費税の徴収額が減ることになる。提案10のための資金の損失の相殺に必要な埋め戻し支払い額はBOEによって判断される。

健康治療及びサービス口座。法案では、残った提案10の埋め戻し資金の52.75パーセントを健康治療及びサービス口座に割り当てる。この資金は以下の目的に使用される。

- ***病院資金。***本口座の四分の三近くの資金は、払い戻しされない救急医療サービス費用を支払うため、また救急医療サービス、施設、又は器機の改善又は拡大のために、病院に割り当てられる。割り当ては、主に病院の救急医療部で治療を受ける患者数と、貧困な患者へのヘルスケアの提供費用に基づくものとする。California大学（UC）に認可されているものを含め、私立病院及び特定の公立病院はこの資金を受ける資格がある。その他の州政府機関又は連邦政府に認可されている病院はこの資金を受ける資格はない。
- ***看護教育プログラム。***これらの資金は、UC、California州立大学、コミュニティカレッジ、及び民間看護教育プログラムにおける看護教育プログラムの拡大に使用される。
- ***追加割り当て。***資金は、非営利コミュニティ診療所の支援、保険を持たない個人に医師が提供した代償のないヘルスケアの支払い、医師不足の地域における低所得者への医療サービス提供を奨励するための医師の大学ローン返済、前立腺癌治療サービスの提供、及び個人の禁煙支援に割り当てられる。

健康維持及び疾患予防口座。法案では、残った提案10の埋め戻し資金の42.25パーセントを健康維持及び疾患予防口座に割り当てる。この資金は以下の目的に使用される。

- ***子供の健康保険の拡大。***これらの資金の半分近くは、（1）収入がFPLの250パーセントから300パーセントの間に該当する家庭の子供、及び（2）収入がFPLの300パーセントまでの家庭の子供で、現在HFPを受ける資格がない登録されていない移民又は合法的な移民である子供を対象に含めた健康保険を提供するため、HFPの拡大に割り当てられる。本法案では、MRMIBとDHSに対し、子供をHFPやMedi-Cal健康保険に入会させ、維持するための手続きの簡素化、及び収入がFPLの300パーセントを越える家庭の健康保険を持たない子供に健康保険を提供する試験プログラムの作成を義務付けている。
- ***たばこ関連プログラム。***これらの資金は、メディア広告及び広報キャンペーン、地方保健部や地方組織への助成金、及び喫煙を防止及び減らすための学童教育プログラムを支援する。資金はまた、たばこ製品販売の規制

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

及び課税に関する法律の執行、及び裁判による調停のため、州及び地方機関に提供される。また資金の一部は、これらのたばこ統制プログラムの効果の評価に使用される。

- ***健康及び教育プログラム。***これらの資金の一部は、結腸直腸癌、乳癌、及び子宮頸癌、心臓病及び脳梗塞、肥満、及び喘息など特定の疾病又は症状に関連する様々な新規又は既存の健康保健プログラムのために取っておく。

健康及び疾患研究口座。法案では、提案10の埋め戻しを行った後に残った資金の5パーセントを健康維持及び疾患研究口座に割り当てる。この資金は、癌一般、及び特に乳癌と肺炎に関連する医学研究支援に使用される。さらに、たばこ関連疾患、及びたばこ統制努力の効果に関する研究を支援する。この資金の一部は、癌患者に関するデータを収集する州のプログラムである全州規模の癌登録の支援に使用される。

その他の主な条項

たばこ消費税を増税し、その税収の使用を規定する条項のほかに、本法案には以下のような多くの重要な条項が含まれている。

医師への支払いのための既存資金の継続。近年、州は提案99に定められる貧困者に提供された代償のないヘルスケアサービスに対する郡による医師への払い戻しを継続する割り当てに、年間2,500万ドル近くを費やしている。本法案では、将来この目的に、提案99と同じレベルの資金を毎年割り当てることを義務付けている。

支出規則。本法案に基づき割り当てられる資金は、年次州予算条例を通じて配分されないため、州議会や州知事の決定による変更の対象にならない。追加税収は、一般的に上記のサービスに使用されなければならず、既存の州又は地方の支出に当てることはできない。州及び郡は、その他の目的に使用するためにこれらの新しい税収を借り入れることはできないが、追加連邦資金を得るための見合い資金としては使用することができる。本法案により資金が提供される新しいプログラムの一部を実施するための契約は、当初5年間は州の契約規則の適用を免除される。

監視条項。本法案は、DHSに対して、追加消費税資金を受け取ったプログラムと、その資金がどのように使用されたかを説明した年次報告書の準備を義務付けている。この情報は、DHSのウェブサイトで一般公開される。これらの資金を受けるプログラムは監査の対象となる。新しい州の委員会が設置され、子供の健康保険と肥満対策プログラムの拡大を監視する。

病院の変更及び集金。本法案により、救急医療及び外傷治療サービス向けに資金を割り当てられる病院は、収入がFPLの350パーセント以下の家庭の特定の患者に課する料金制限の対象となる。またこれらの病院は、集金業務に関する書面による方針を採択し、特定の状況下においては、未支払いの請求書を取立代理業者に送付したり、給与を差し押さえたり、又は未支払いの医療費を集金する手段として患者の住宅を抵当に入れることはできない。

病院による医療サービスの調整。特定の地方役員の認可を条件に、本法案の資金を受ける病院は、救急医療サービスを含む特定の医療サービスについて、他の病院と調整することを許可される。例えば、病院は救急医療サービスに対応する当直医師の費用の共同負担を許可される。法案は、救急医療サービスの調整をこのような調整作業を制限する可能性のある反トラスト法の対象外とする。

財政的影響

本法令は、州及び地方政府に数々の財政的影響を与えることになる。主な財政的影響は以下の通りである。

提案86の本文は147ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

州及び地方政府の収益に及ぼす影響

消費者の反応により影響される収益 当方の収益見積もりは、1箱$2.60の消費税の増税は、消費税を実際に支払うたばこ製品の販売業者によって消費者に転嫁されると仮定している。言い換えれば、消費税の増税分をまかなうために、たばこ製品の価格が上がることを仮定している。これは様々な消費者反応につながる。価格の上昇はおそらく、消費者が購入するたばこ製品の品質の低下の結果となる。また消費者が購入方法を変更し、インターネットを通じた購入や密輸品の購入などによって、たばこ製品の税金が徴収されないようになることも考えられる。

これらの消費者反応の規模は、提案されている増税の規模を考えると不明である。たばこ消費の低下に関しては、たばこ製品に課税される税金の低～中程度の増税に対する消費者反応については実質的な証拠がある。結果として、低～中程度の価格の上昇が収益に与える影響については、妥当な信頼性のある予測が可能である。ただし、本法案に提案されている増税は、過去に行われたものよりも大幅に規模の大きいものである。その結果、当方では伝統的な仮定に基づいたこの消費者反応に関する収益の見積もりは誇張されていると考える。従って、以下の収益の見積もりは、たばこ消費の低下に関しては、この増税に対する消費者反応は過去のものよりもさらに大きくなると仮定している。ただし、大幅な税金の変更が行われることなど様々な要因を考慮すると、これらの見積もりは不確実性の対象となる。

たばこ製品の増税から得られる収益当方では、消費税の増加により、2006-07年度には12億ドル（2007年1月から6月までの半年の効果）の資金が調達できると予測している。2007-08年度には約21億ドル（丸1年間の効果）が調達できる。本消費税増税は、その後はわずかに降下する収益額を調達する。

州一般財源収益に与える影響。法案の消費税の増税は、州の一般財源収入に対し相殺効果がある。一方では、より高い値段、及びその後のたばこ製品の消費の低下により、既存の消費税からの州の一般財源収入が減ることになる。また一方で、売上税はたばこ製品の価格と消費税に基づくため、これによって州の一般財源の売上税収入が増加することになる。収益の低下は収益の増加とおよそ同じになる。

地方収益に与える影響。地方政府は、1,000万ドルの売上税収入の年次増加を得られることになる。

既存のたばこ消費税収入に与える影響。本法案により発生するたばこ製品の消費低下は、提案99及び第10のプログラム、また乳癌基金のために調達されるはずの消費税収入を同じく減少させる。当初の年次税収の損失は、提案10については約1億8,000万ドル、提案99については約9,000万ドル、及び乳癌資金については1,000万ドル未満になることが予測される。ただし、これらの損失はほとんどの場合、以下に説明される本法案によって発生する追加税収により十分に相殺される。

新しいプログラムが州及び地方支出に与える影響

本法案を通じて支援される様々なプログラムの管理及び運営にかかる州及び地方政府の支出は、一般的に提案されている消費税収入の増加と共に増加する。図1(次のページを参照)には、州民発案により設定される口座の主な目的、各目的の資金割り当て率、及び徴税1年目の丸1年間で各口座に利用できるようになる資金の見積もりが示されている。これらの割り当ては、おそらくその後消費税収入の低下と共に減少し、これらの新しいプログラム向けの州及び地方支出の減少につながる。

本法案の税金の条項に関連する州の管理費用は高額にならない。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

図1

たばこ税資金の割り当て[a]

目的	割り当て	2007-08年度資金の見積もり（単位 年間百万ドル）
California子供及び家族第一信託基金の埋め戻し - 提案10	査定平準役員会によって判断される不特定金額	**$180**
健康治療及びサービス口座	**残りの資金の52.75パーセント**	**$1,015**
病院救急医療及び外傷治療	口座の74.50パーセント	$756
看護教育プログラム。	9.00パーセント	91
非営利コミュニティ診療所	5.75パーセント	58
California貧困者ヘルスケアプログラム ー 救急医療担当医師の払い戻し	5.75パーセント	58
禁煙サービス	1.75パーセント	18
前立腺癌治療	1.75パーセント	18
農村医療サービスプログラム ー 救急医療担当医師の払い戻し	0.75パーセント	8
医師不足の低所得地域における医療サービス提供を奨励するための大学ローン返済プログラム	0.75パーセント	8
健康維持及び疾患予防口座	**残りの資金の42.25パーセント**	**$810**
子供の健康保険	口座の45.50パーセント	$367
心臓病及び脳梗塞プログラム	8.50パーセント	69
乳癌及び子宮頸癌プログラム	8.00パーセント	65
肥満、糖尿病、及び慢性病プログラム	7.75パーセント	63
たばこ統制メディアキャンペーン	6.75パーセント	55
たばこ統制競合助成金プログラム	4.50パーセント	36
地方保健部の喫煙防止プログラム	4.25パーセント	34
喘息プログラム	4.25パーセント	34
結腸直腸プログラム	4.25パーセント	34
喫煙防止教育プログラム	3.50パーセント	28
たばこ統制執行活動	2.25パーセント	18
たばこ統制プログラムの評価	0.50パーセント	4
健康及び疾患研究口座	**残りの資金の5.00パーセント**	**$95**
たばこ統制研究	口座の34.00パーセント	$32
乳癌研究	25.75パーセント	24
癌研究	14.75パーセント	14
癌登録	14.50パーセント	14
肺癌研究	11.00パーセント	10
割り当て合計		**$2,100**

[a] たばこ税の増加による全体的な収益は不確実な状況の対象となるため、プログラムへの実際の割り当てはここに示される額以下または以上になる場合がある。

四捨五入のため、各金額と合計額が合わない場合がある。

提案86の本文は147ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

その他のたばこ税資金がプログラムに与える影響

本法案には、提案99（様々な健康及び公的資金プログラムの支援）、提案10（幼児期開発プログラムの支援）、及び乳癌基金（乳癌及び子宮頸癌の検診及び乳癌研究プログラムの支援）というたばこ消費税から資金を得ている3つの既存プログラムに数多くの財政的影響を与える。

提案99。本法案は、本法案に提案されている消費税の増税の結果発生する可能性のある収益損失について、提案99の口座には直接埋め戻しは行わない。特に、本法案が公共資金口座については当初年間5百万ドル、また提案99の資金を受ける資格のあるプログラムの支援に使用できる口座については当初2,500万ドル近くの資金の低下につながることが予測される。

ただし、本法案が提案99のその他の口座の収益を低下させる一方で、本法案の下、諸活動に新しく設定される口座の資金は提案99を通じて資金を供給されている口座と比べ、当初大幅に増加する。これには、健康教育やたばこ研究、病院サービス、及び医師サービスが含まれる。総計して、本法案が制定されると、これらの活動には当初9億5,000万ドル近くの資金純益が得られる可能性がある。

提案10。提案10は、本法案の条項の下、完全な埋め戻しを受けることになっている。この埋め戻しは、当初年間約1億8,000万ドルとなることが予測されている。

乳癌基金。乳癌基金には、本法案に提案されている増税の結果起こる収益の損失を相殺するための埋め戻し資金は提供されない。ただし、本法案は、新しい税収入の一定部分を乳癌の研究及び乳癌の早期発見サービスに割り当てるため、これらの活動は当初年間約8,000万ドルの資金純益が得られる可能性がある。

公立病院に影響する条項による収益及び費用

本法案の下に提供される病院の救急医療サービス資金の一部は、UC、郡、市、及びヘルスケア区が運営する病院など、州及び地方機関に認可されている公立病院に割り当てできる。法案のこの条項及びその他の特定の条項は、これらの病院運営を支援するための収益及び支出の増大につながる可能性がある。これらの条項の財政的影響の規模は不明であるが、州及び地方政府機関により運営されている病院のための純財政利益は、全州規模で年間2～3億ドルになる可能性がある。

子供の健康保険条項による州及び郡の財政的影響

HFP参加の増加による州の費用の長期的な増加。短期的には、HFPの拡大に割り当てられる本法案の収益額は、さらに多くの子供に健康保険の資格を与えるためにかかる費用額を上回るとされている。HFPへの参加は徐々に増加するため、これは特に最初の数年間はこの状態が続く。子供の健康保険の拡大に割り当てられる収益の超過分は、将来この同じ目的に使用するために積立てられることになる。

ただし、長期に渡り、この目的に割り当てられる消費税収入が低下し（上記の理由により）、HFPに参加する子供の人数が増えた場合、拡大されたHFPの費用は利用可能な収益をいずれは上回ることになる。現行の州法では、このような状況が発生しないように、MRMIBにプログラムへの参加を制限することを許可している。ただし、その時点でプログラム費用を相殺するための措置が取られなければ、プログラムには州の追加財政支援が必要となる。これらの潜在的な州の長期的費用は不明であるが、高額となる可能性がある。

子供の健康保険の移行による州及び郡の節約。本法案は、CHIMなどの地方健康保険プログラムによって現在健康保険を提供されて

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

いる子供の一部に、その代わりに拡大されるHFPへの参加を許可している。また、地方健康保険プログラムのない郡からヘルスケアを提供されている低所得世帯の子供の一部もHFPに参加することになる。これらの移行は、地方政府、特に郡にとって、全州的に未明ではあるが潜在的に高額となる節約の結果となる。

Medi-Calプログラムもまた、救急医療サービスに関し、子供の一部がHFPを通じてこれら及びその他のサービスに使える健康保険を受けることになるため、ある程度の州の節約になる。これらの州にとっての節約は、本法案に許可されているように州がこれらの子供にMedi-Calを通じた救急医療サービス提供の継続を決定しない限り、年間数千万ドルに達する可能性がある。

試験プロジェクト及び簡素化された参加手続きによる州の費用の純増加。本法案は、MRMIB及びDHSに対し、HFP及びMedi-Cal健康保険に子供を参加させ、維持するための手続きの簡素化を義務付けている。例えば、多くの変更の中でも、これらの条項は申請者が経済状態を確認するための雇用者情報、又は納税書類を提供せずに、健康保険の申請書に自分の収入額と資産額を「自己認証」することを許可する。管理的な面から見ると、参加規則を簡素化する変更の中には州の費用を低下させるものもあるが、参加手続き用のコンピュータシステムの変更など、その他の変更は州の費用を増加させる。取扱件数については、これらの変更はプログラムの参加を増加させる可能性があるため、州の費用が増加する。これは、Medi-Cal及びHFPを受ける資格があるが参加していない子供が新しく参加するようになる一方で、既存の参加者はこれらのプログラムの利用を継続するために発生するものである。

前述のように、本法案はまた、州に収入がFPLの300パーセントを越える世帯の健康保険を持たない子供に健康保険を提供する試験プロジェクトを実施させる。これはまた、州の取扱費用を増加することになる。

これらの条項の純財政的影響は、制定後2～3年後には年間1億ドルを越える州費用の増加となる。これらの費用の一部は、本法案の下で実施される新しい消費税収入を使用して支払うことができる。

公的ヘルスケア費用に関する潜在的な州及び地方政府の節約

現在、州及び地方政府は、(1)低所得者のヘルスケア、及び(2)州及び地方政府職員の健康保険の費用をまかなっている。結果として、一般大衆の健康に影響を与える州法の変更は、公的資金を受けているヘルスケア費用に影響する。本法案は、健康に有害な様々な影響に関連付けられているたばこ製品の消費を低下させる可能性があるため、長期的には州及び地方政府のヘルスケア費用をおそらく低下させることになる。

本法案により資金が提供される健康プログラムの中には、治療費の高い深刻な健康問題を予防することを目的したものがある。これらの予防努力が成功を収め、公的資金を受けているヘルスケアプログラムに影響を与えるという点で、長期に渡り州及び地方政府のヘルスケア費用は低下する可能性がある。さらに、提案されているこれらの州健康プログラムの拡大により、郡により低所得世帯の成人及び子供に提供されるヘルスケア費用が低下する。

これらの要因による州及び地方政府の節約の規模は未明だが、高額になる可能性がある。

提案86の本文は147ページをご覧ください。

提案86 たばこへの課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。★★★

提案86の賛成意見

喫煙は人の命を奪います。

公衆衛生の専門家も同意しています。たばこ課税は人の命を救います。

California州保健サービス部のたばこ統制課は、「California州における州たばこ消費税増税の経済的及び健康に与える影響」と題した提案86の分析を発表しています。

California州保健サービス部は以下のような判断を下しています。

提案86は人の命を救います。

- 現在の17歳未満のCalifornia州の子供の喫煙による180,000名近くの死亡を防ぎます。
- 現在喫煙をしているCalifornia州の成人に禁煙させることで、さらに約120,000名の死亡を防ぎます。

提案86は喫煙を低減しかつ防止します。

- 増税だけで、現在17歳未満の700,000名以上の子供が成人喫煙者になるのを防ぎます。
- 120,000名の高校生と30,000名の中学生が禁煙する、または喫煙を始めません。
- California州の5千万名以上の喫煙者が禁煙します。
- California州民のたばこ消費は毎年3億1,200万箱少なくなります。

提案86はお金を節約します。

- 165億ドル近くのヘルスケア費用が節約できます。
- 州の収益を年間22億ドル以上も増加します。

［*www.yesprop86.com*に掲載されている報告書をご自分の目でお確かめください。］

提案86が以下のような役員会連合に支持されている理由はここにあります。

米国癌協会
米国心臓協会
California州米国肺協会
米国小児科学会/California支部
子供のパートナーシップ
米国救急医学会、California支部
California州救急看護師協会
California州看護師リーダー協会
California州病院協会
統一ラテン系米国市民連盟
California州黒人ヘルスネットワーク
チャイルド・ナウ
California州家庭医協会
たばこフリー・キッズアクション基金
Los Angeles商工会議所

州民発案法案は、特に1箱のたばこの税金を$2.60増税して、救急医療ケアサービスや子供の健康保険、看護師教育、たばこ使用防止プログラム、たばこ関連法規の執行、また癌、心臓病、脳梗塞、喘息、および肥満を含む深刻な健康問題の研究、予防、および治療など、California州の重大なヘルスケアニーズのための資金の提供に役立てるものです。

提案86には、毎年行われる税金資金の使用に関する一般向けの詳細報告、管理費用の制限、及び州議会による他の政府プログラムへの信託基金の使用の厳格な禁止を含む、厳しい経済的な保護手段が含まれています。これは、資金が有権者の意図する目的に確実に使用されることを意味します。

この法案は人の命を救います。喫煙に関連する疾患がヘルスケアの費用を増加し、ヘルスケアシステムの混雑を引き起こす中、提案86は、喫煙を減らし、予防が可能な喫煙に関連する疾患によって起こる問題を緩和します。

命を救いましょう。たばこに課税しましょう。提案86に賛成票を入れてください。

CAROLYN RHEE、会長
米国癌学会、California地区
P.K. SHAH、医学博士、会長
米国心臓協会、西部州支局
TIMOTHY A. MORRIS、医学博士、役員会役員
California州米国肺協会

提案86の賛成意見に対する反論

禁煙努力の援助、そして子供の喫煙防止は重要です。残念なことに、喫煙者の禁煙努力を支援し、子供の喫煙を防止するプログラムには、新しく得られる税金資金21億ドルの10%未満しか使用されません。州民発案法案の本当の内容は以下の通りです。

- 巨大な病院法人は、毎年何億ドルもの資金を得られるため、提案86の推進に何百万ドルもの資金を投じています。 保健維持機構(HMO)もまた毎年何百万ドルもの資金を得ることになります。
- 提案86から得られる新しい税金資金21億ドルの40%近くが病院に提供されますこれは8億ドル以上が喫煙とは実質的にまったく関係ないことを意味します!
- 21億ドルは、不公平なたばこ1箱$2.60の増税によって徴収されますこれは300%近くの増税です。

提案86の内容は以下がすべてです。

- 第9項は、病院を独占禁止法の対象から除外します。
- 提案86は、保健を持たない人に提供された救急医療サービスについて病院が納税者に課すことができる金額に対してはまったく制限していません。これは、納税者に金額が指定されていない小切手を書かせるのと同じです!
- どれほどの資金が使用されるかについて保証がありません。
- 有権者により承認されたCalifornia州法(提案98)では、新しい税金資金の約40%は私たちの学校にだけ使用されることになっています。巨大な病院は、私たちの学校や子供たちと資金を分けたくないため、州憲法上の免除を設け(第15項)、私たちの学校にこれらの資金がまったく使用されないようにしています。

ご自分の目で確かめてください。www.86facts.org

提案86は、実は自分たちの利益のために私たちの憲法を修正しようとする特別利益団体に関するものです。

提案86に反対票を入れてください。

MONICA WEISBRICH、正看護師、手術室担当看護師
JAIME ROJAS、会長
Californiaヒスパニック商工会議所
MALCOLM SIMPSON、公立学校教師

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案86の反対意見

提案86に「反対票」を入れてください。21億ドルの増税を止めましょう!

私たちの誰もがヘルスケア制度の改善を願っていますが、提案86は間違った解決策です。提案86は、自分たちの利益のために憲法を修正しようとしている特別利益団体に支持されている不公正な増税です。

提案86の提案者は、人々に禁煙を促すものだと言っていますが、それは違います。実は、毎年何億ドルもの納税者の資金を手に入れようとする巨大な病院法人による資金の横取りなのです!

- 喫煙者の禁煙努力の支援や、子供が喫煙しないようにするために使用されるのは、わずか税収入の10%未満です。
- 大部分40%近くは病院に提供され、その多くが新しい税金のキャンペーンに資金を投じています。
- HMOも提案86から*何百万ドル*もの資金を得ることになります。

なぜ巨大な病院法人は提案86の通過に何百万ドルも投じているのでしょうか?

- 病院は、多くの医療サービスを*配分および制限し*、そして競合せずに*価格を上げる*ための法的な保護を得るために、自分たちを独占禁止法の対象外にしようと提案86を発案したのです。
- 提案86は、保険を持たない人に提供された救急医療サービスの負担をどの病院が納税者に課すことができるかについては制限を設けていません。病院が同じ治療について保険会社に請求する料金の何倍も高い金額を、なぜ納税者に課すことができるようにしなければならないのでしょうか?

提案86：もうひとつの宝くじ法案の混乱

州の宝くじのように、新しい税金がどのように使用されるかを有権者が知ることはほとんど不可能です。提案86には、21億ドルが予想されている新しい税収入が分配される数多くの州プログラムが一覧されています。

提案86：納税者に対する説明義務なし

提案86は、十分な州議会または政府による監視がなく、何億ドルもの資金を新しい官僚主義的な州プログラムに無駄に使用することになります。資金が実際にどのように使用されるかという保証はなく、または資金が無駄遣いされないという確証もありません。

提案86：赤字の増加

提案86には、*38ページに及ぶ支出義務が含まれています*。しかし専門家は、このたばこ税によって調達される金額が時と共に次第に減少することに同意しています。提案86に資金を提供するための収益と需要の減少は、赤字を悪化するだけです。教育、運輸、および法執行などのその他の重要なプログラムを削減するか、税金をさらに引き上げることになります。

提案86：犯罪の増加

法執行機関は、提案86は犯罪と密輸を増加させるため、これに反対しています。盗まれたたばこや密輸されたたばこは、すでにギャングや組織犯罪の大きな資金源となっています。提案86が通過すると、*200万ドル以上の価値があるトラック一台分の盗まれたたばこ*が犯罪者の手に渡ることになります。

提案86：不公正

提案86は、肥満プログラムなど、喫煙とはまったく関係のないプログラムの支払いのために喫煙者に課税するものです。喫煙者の禁煙努力の支援や、子供が喫煙しないようにするために使用されるのは、わずか税収入の10%未満です。

提案86：憲法への組み込み

提案86は、私たちの憲法と法律を修正するものです。問題や不正利用が発生したときに、州知事や州議会がそれを是正することはほとんど不可能になります。憲法は、特別利益団体の資金入手のために変更されるべきではありません。

専門家、法執行機関、納税者、そして中小企業と共に、提案86に反対票を投じてください。

LARRY McCARTHY、会長
California納税者協会

JAMES G. KNIGHT、医学博士、元会長
San Diego郡医師会

STEVEN REMIGE、会長
Los Angeles保安官副官協会

提案86の反対意見に対する反論

間違えてはいけません。提案86の反対には大手たばこ会社が資金を供給しています。

たばこ税の引き上げは、喫煙者数特に喫煙する子供の人数が減ることを意味します。それがたばこ会社の利益に損害を与えるのです。

彼らは提案86がCalifornia州におけるたばこの販売数を年間3億1,200万*箱*低減することになるというCalifornia保健サービス部による報告書を見たのです。

この報告書はまた、提案86によって700,000人の子供の喫煙開始を防ぎ、300,000人の命を救うと言っています。

たばこ会社は、California州でのたばこ販売促進に年間10億ドル以上を投資しています。たばこ会社にとっては、これは戦わずしては失いたくない市場なのです。

たばこ会社の経営陣が連邦議会に宣誓下で証言喚問されたとき、*信じがたいことですが*その全員がたばこに中毒性はないと証言して虚偽を述べました。

彼らは連邦議会に嘘をつき、そして今皆さんに嘘をついているのです。

提案86の反対意見は、まったくのこじつけであり、虚偽に他なりません。

提案86をご自分の目でお確かめください。特定かつ厳格な経済的保護対策、独立監査、そして管理費に対する厳しい制限が含まれていることがわかります。資金は、実証済みの成功を収めている公衆衛生プログラムに使用されます。

California州民は、喫煙者であるか否かに関わらず、喫煙を原因とする医療費に80億ドル以上年間一家族$700を支払っています。保健サービス部の報告書は、提案86がこれらの費用の低減に役立つことを確認しています。

大手たばこ会社は、提案86を打倒するためなら何でもやり、言い、そして支払うのです。*だまされないでください。*

命を救いましょう。喫煙を止めましょう。

提案86に賛成票を入れてください。

MILA GARCIA、正看護師、会員
米国心臓協会、西部州支局

WILLIE GOFFNEY、医学博士、FACS、会長
米国癌学会、California地区、2006-07年

RICK DONALDSON、博士、RCP、会長
California州米国肺協会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案
87 代替エネルギー。研究、生産、奨励。CALIFORNIA石油生産会社への課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

代替エネルギー。研究、生産、奨励。CALIFORNIA石油生産会社への課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

- 代替エネルギー、代替エネルギー車両、省エネ技術、教育、訓練のための研究及び生産を奨励すると共に、石油消費を25%削減することを目標とした40億ドルのプログラムを設立する。
- Californiaで石油を抽出する生産会社に、1バレル当たりの原油価格に応じて課税する1.5%から6%の税金により資金を提供する。税額を消費者に転嫁することを禁止する。
- プログラムは、新しいCalifornia代替エネルギープログラム局が管理する。
- 負債が残っている間は税金を変更することを禁止する。
- 税収は、歳出予算制限及び最低教育資金(提案98)の計算から除外する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 法案の解釈によって毎年2億2,500万ドルから4億8,500万ドルに達する石油生産会社への資源分離税から得られる新しい州の税収を、新しい代替エネルギープログラムに合計40億ドルの資金を提供するために使用する。
- 州所有地での石油生産による州歳入が年間最高1,500万ドル減少する。石油生産会社から支払われる州法人税が年間最大1,000万ドル減少する。地方資産税が年間数百万ドル減少する。燃料関連の消費税が減少する可能性がある。

立法アナリストによる分析

背景

California州の石油生産。2005年、California州の予測総石油生産量(連邦の沿岸水域生産高を除く)は、2億3,000万バレル、一日平均630,000バレルであった。California州の2005年度の石油生産量は、全米の約12パーセントであり、California州はTexas州とAlaska州に次いで第三位の石油生産州となっている。California州の石油生産量は1985年にピークを迎え、その後年間平均2～3パーセントの割合で減少している。2005年、California州の石油生産量は州の石油需要の約37パーセントを供給する一方で、約21パーセントはAlaska州、約42パーセントは海外から石油が供給された。

実質的に、California州で生産される石油はすべて、California州の精油所に送られている。2005年、California州の精油所に送られた総石油供給量は、California州で生産された石油及び州外の石油も含め、6億7,400バレルであった。California州で精油された総石油量のうち、約67パーセントはガソリンとディーゼル(輸送燃料)に使用されている。

California州における石油関連課税。石油生産者は、California州で得られた収益に課される州法人税を支払っている。石油生産者はまた、連邦沿岸水域での生産を除いた生産量に対して査定される、規制手数料を自然保護部門(州内の石油生産を規制する機関)に支払っている。この規制手数料は、他の活動の中でも、California州の油田の掘削、運営、及び維持を監視するプログラムの資金に使用されている。現在、石油生産者は生産した石油1バレルにつき6.2セントの手数料を支払っており、2006-07年度には1,400万ドルの総収益を生み出すことになっている。さらに、California州の資産所有者は、石油抽出器機(掘削ドリルやパイプラインなど)の価値、また地中の回収可能石油の価値に課される地方資産税を支払っている。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

提案

California州における石油生産に課税される資源分離税。2007年1月から、法案はCalifornia州における石油生産に対し資源分離税を課税し、長期に渡り代替エネルギープログラムに40億ドルの資金を提供する。（「資産分離税」という用語は、石油を含め、鉱物や地中から採掘される製品の生産に課される税金に一般的に使用される。） 法案では、「生産者」を地面又は海底から石油を抽出する、油田を所有又は管理する、或いは石油の所有権利権を所有する個人を広く含む、税金の支払いを義務付けられる者と定義している。

資産分離税は、沿岸から3マイルを越える連邦沿岸水域での生産には適用されない。法案は、資産分離税が州有地での石油生産（沿岸から3マイル以内での沿岸水域生産を含む）、又は州内の連邦所有地での生産に適用されるかどうかについては不明確である。さらに資産分離税は、井戸元価格が1バレル$50を越えない限り、生産量が一日10バレル未満の油田には適用されない。現在の価格及び生産レベルでは、この税金は州及び連邦所有地を含めた場合は州内で生産される年間約2億3,000万バレル、含めない場合は年間約2億万バレルの石油に課税されることになる。

税率構造。法案は、税金は「以下のように分離される1バレルの石油の総価値のすべての部分に適用される」としている。

- 1バレル$10～$25の石油の総価値の1.5パーセント
- 1バレル$25.01～$40の石油の総価値の3.0パーセント
- 1バレル$40.01～$60の石油の総価値の4.5パーセント
- 1バレル$60.01以上の石油の総価値の6.0パーセント

税率の適用に関する法案の表現は、2通りに解釈できる。税金は、*単一税率*ベースで、1バレルの石油の総価値に課税されると解釈できる。例えば、総価値が1バレル$70の場合、税金は6.0パーセントの税率で全$70に適用され、1バレル$4.20の税収を生むことになる。一方で、収入税に似た*累進課税*ベースで適用されると解釈することもできる。例えば、総価値が1バレル$70の場合、最初の$10は課税されないが、$10から$25までの価値は1.5パーセントで課税されるなど、最終的に1バレル$2.17の税収を生むことになる。

概して一定期間では、単一税率と解釈した場合、累進課税と解釈した場合の2倍の税収が生まれることになる。税金の適用問題は、California州査定平準役員会（BOE）によって採択される規制により解決されると考えられる。

税金の費用の消費者への転嫁。法案は、生産者が本資源分離税の費用を石油、ガソリン、又はディーゼル燃料の費用を増加させて消費者に転嫁することは許可されないとしている。BOEは、税金の費用の転嫁に対するこの禁止条項の執行責任を託されている。本条項を*行政上*執行することは困難な場合がある一方で（石油の価格決定要因が数多くあるため）、経済的要因もまた資源分離税が消費者に転嫁される程度を制限する可能性がある。例えば、世界的な石油市場は、California州の精油所には原油を購入する数多くの選択肢があることを意味する。その結果、California州の生産者からの高価格に直面した精油所は、ある時点で、この資源分離税の対象とならないCalifornia州以外の供給者から追加石油を購入するといった、よりコスト効果の高い方法を選ぶ可能性がある。

課税期間。法案では、以下のように、新しいCalifornia州エネルギー代替策プログラム当局（プログラム当局）が戦略的計画の採択後10年以内に、特定の目的に40億ドルを使用して法案を施行するとしている。税収は新しい支出に使用される（つまり、現行の支出の代わりに使用することはできない）。法案の下では、プログラム当局は、資源分離税収入を徴収する前に、将来の資産分離税収入を使って返済される公債を販売してプログラム資金を調達することができる。

資源分離税は、プログラム当局が40億ドルを使い果たし、プログラム当局が発行した公債が返済された時点で期限切れとなる。税金が有効となる期間は、税率の解釈、石油の将来の価格と生産量、

提案87の本文は161ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析 (続き)

及び公債を利用するかどうかの決定を含むいくつかの要因に左右される。法案では新しいプログラム当局に40億ドルを10年以内で使用することを定めているため、税金は最低でもこの税収額が得られるだけの期間、また公債が発行される場合はさらに長い期間有効となる。

このような要因により、税金の課税期間は10年未満から数十年間に及ぶ。例えば、単一税率の場合、及び/又は石油価格と生産レベルが高い場合は短期間の結果となる。その代わりに、累進課税の場合、及び/又は石油価格と生産量が低い場合は長期間の結果となる。

新しい特別基金に入金される税収。資源分離税の税収は、法案によって創設される新しい基金であるCaliforniaエネルギー独立基金に入金される。これらの税収は、融資又は一般財源への送金に当てることはできず、継続的に割り当てられる(従って、年次州予算の割り当て手続きの対象とならない)。

税収を支出するために再編される州組織。法案は、州政府内の既存の組織であるCalifornia代替エネルギー及び高度運輸融資当局を、新しいCaliforniaエネルギー代替策プログラム当局(プログラム当局)に再編する。この再編されたプログラム当局は、環境保護長官、州エネルギー資源保護及び開発委員会会長、出納官、及び特定のプログラム専門知識を持つ6名の一般市民を含む、9名で構成される役員会によって統括される。6名の一般市民のプログラム専門知識には、経済、公衆衛生、ベンチャー投資、エネルギー効率、企業家精神、及び消費者擁護などが含まれる。プログラム当局には、代替エネルギー技術の開発及び使用を奨励するための戦略的計画の開発と資金の授与が義務付けられる。役員会は、法案に特定されている様々なプログラムを管理する一名の職員を指名する。

法案により資金を提供される様々なプログラムを通じて達成される、法案に定められた*目標*のひとつは、2017年までにCalifornia州における石油の利用を2005年のレベルから25パーセント低減することである。*実際*の低減量は、法案による新技術及び省エネ慣習の開発及び促進の成功度、及び消費者と生産者によるその利用度に左右される。

資金の割り当て。資源分離税から得られた資金、及び将来の資源分離税収入に対して発行された公債資金は、まず最初に返済費用と資源分離税の徴税費を支払った後、以下のように割り当てられる。

- ***ガソリン及びディーゼル使用低減口座(57.50パーセント)***—代替燃料自動車の購入の奨励(例えば、消費者融資、助成金、及び補助金)、生産者の代替燃料供給の奨励、代替燃料基幹施設の生産の奨励、(例えば、燃料補給所)、及び代替燃料や代替燃料自動車に関する民間研究への助成金及び融資。
- ***研究及び革新加速口座(26.75パーセント)***—経済的持続性を改善し、再生可能エネルギーや省エネ技術の商品化を加速するためのCalifornia州の大学への助成金。
- ***商品化加速口座(9.75パーセント)***—石油生産と流通の低減、再生可能エネルギー、省エネ、及び代替燃料技術及び製品のための準備資金の提供及び加速の奨励。
- ***公共教育及び管理口座(3.50パーセント)***—公共教育キャンペーン、石油市場監視キャンペーン、及び一般管理。3.5パーセントのうち、最低28.5パーセントは公共教育に使用されなければならず、3.5パーセントの最大71.5パーセント(又は総収益の約2.5パーセント)はプログラム当局の管理費用に当てなければならない。
- ***職業訓練口座(2.50パーセント)***—新しい代替エネルギー技術について学生を訓練するコミュニティカレッジでの職業訓練。

財政的影響

特別な目的に使用される新しい州の収益。以下の見積もりは、2005年度の石油生産レベルと2006年度の前半6ヶ月の平均石油価格に基づいている。資源分離税は、年間約2億2,500万ドルから4億8,500万ドルの資金を調達する。調達される税収レベルは、(1) 税金が累進課税率又は単一税率で解釈されるか、及び (2) 州及び連邦所有地における石油生産が課税されるかどうかの両方に左右される。ただし、法案に基づき徴収される*実際*の税収は、将来の石油価格と州内における石油生産量の両方に左右される。これらの変動要因は予測が難

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

しいため、税金徴収レベルについては不確実性が存在する。

法案を施行するための州及び地方政府の管理費。プログラム当局が監督することになる規模及びタイプのプログラムはまだ輸送燃料の分野において実施されたことがないため、法案を施行するためにプログラム当局にかかる管理コストは未明である。法案の条項の下では、新しい資金の収益の最高2.5パーセントまでは、一般管理費としてプログラム当局が使用できる。これは、平均して年間約500万ドルから1,200万ドルが管理費に当てられる計算になる。利用できる管理向け資金額は、(1) 税金が累進課税率又は単一税率で解釈されるか、及び (2) 州及び連邦所有地における石油生産が課税されるかどうかの両方に左右される。

資源分離税の徴収のためにBOEにかかる費用、及び出納官事務所にかかる公債の発行及び返済に関する費用は、プログラム当局の管理予算には含まれておらず、資源分離税収入から支払われるものとする。さらに、石油を生産している郡では、石油関連資産価値に課される資源分離税の効果を考慮するため地方資産税査定官の再査定活動が増加することから、地方管理費用は未明ではあるがおそらく小額増加する。

地方資産税収入の減少。石油備蓄について支払われる地方資産税は、資源分離税の課税が地下の石油備蓄と、課税を目的とする資産の査定価格を下げるという限りにおいて、法案が制定されなかった場合と比べ減少する。この影響の正確な規模は、資産分離税率と石油備蓄の価値の両方に決定される将来の石油価格に左右されるが、全州において年間数百万ドルを越えないとされる。

州の所得税収入の減少。石油生産者は、所得額から資源分離税分を控除できるようになるため、個人所得税又は法人税における州所得税の納税義務が減少する。法案が石油生産者によって支払われる州の所得税を減少させる範囲は、特定の年に石油生産者に課税所得があるかどうか、そのような所得のうちCalifornia州に割り当てられる金額、及びそのような所得に適用される税率を含め、様々な要因に左右される。減少額は、全州において年間1,000万ドルを越えないものと予測される。

州有地における石油生産から得られる州収益の減少の可能性。州は、沿岸3マイル以内で生産される石油を含め、州有地における石油生産から得られる収益の一部分を受けている。法案がこれらの州有地での生産に適用されると解釈された場合、資源分離税は、法案が累進課税率又は単一税率で解釈されるかどうかにより、州の一般財源収益を年間700万ドルから1,500万ドル減少させることになる。

燃料消費税及び売上税収入の減少の可能性。法案は、California州で使用される燃料の量及び構成を変える可能性があるため、それに関連する消費税及び売上税収入も変える可能性がある。例えば、法案により資金を提供されるプログラムが輸送燃料への石油の使用の低減に成功する限りにおいて、州に支払われるガソリン及びディーゼルの消費税、及び州と地方政府に支払われる売上及び使用税の額を未知の範囲で減少させる可能性がある。これらの低下は、法案がエタノールなどの代替燃料の使用につながる限りにおいて、代替燃料に支払われる税金の増加により部分的に相殺される。

経済に対する間接的な影響の可能性。法案の直接的な影響のほかに、州内の経済活動レベルに及ぶ間接的な影響の可能性が存在する。

石油生産費用の増加により、資源分離税は石油生産を減少させ、生産を拡大するための新技術への投資を減らし、及び/又はCalifornia州民にとって石油製品費用をやや増加させる可能性がある。これは州の経済に消極的な影響を及ぼす可能性がある。

またその一方で、資源分離税収入を使用して新技術に投資することは、California州の経済開発を刺激する可能性もある。これは、法案によって支えられる新技術が州内で開発及び/又は製造される限りにおいて発生する。これは州の経済に積極的な影響を及ぼす可能性がある。

これらを考慮した場合、これらの経済的要因は州と地方政府の税収に両方の影響を可能性がある。

提案87の本文は161ページをご覧ください。

提案87 代替エネルギー。研究、生産、奨励。CALIFORNIA石油生産会社への課税。州民発案の憲法修正案及び制定法。★★★

提案87の賛成意見

提案87に賛成票を：よりクリーンなエネルギーのために、石油会社に公正な負担額を支払わせましょう。

法外な値段で、常識を越えた利益をむさぼる石油会社にうんざりしていますか?

汚染された空気、喘息、肺疾患、そして癌にうんざりしていますか?

よりクリーンで安価なエネルギーの反対運動に資金を供給する石油会社にうんざりしていますか?もうたくさんなのものは、たくさんなのです。

今こそ、石油会社に公正な負担額を支払わせて、より安価な代替燃料を使用し、肺疾患や癌の原因となっている大気汚染を減らす時です。

提案87に賛成票を投じることで、石油会社に公正な負担額を支払わせることができます。

石油会社は、Louisiana州、Alaska州、そしてTexas州でさえ掘削料金として何十億ドルも払っていますが、California州ではほとんど何も支払っていません。California州では、石油の掘削料金よりも*狩猟および漁業許可証*からの歳入の方が大きいのです。

提案87では、石油会社は、他の州と同じレベルの料金を支払うことになります。

石油会社にはそれを支払う余裕があります。この州民発案法案に反対する石油会社は昨年780億ドルの利益を上げています。この利益はあまりにも高額だったため、EXXON社はその最高経営責任者であるLee Raymondに4億ドルの退職金を支払いました。もうたくさんなものは、たくさんなのです。

提案87：消費者の負担費用はありません。石油会社が支払います。

California州の司法長官は、提案87は石油会社がガソリンの価格を上げて、私たちに費用を転嫁することを違法としていることを確認しています。

石油会社がこれをした場合、法律違反となり、起訴されます。

米国最高裁判所はすでに、州が石油会社に対しこのような料金の消費者への転嫁を禁止できるという判決を下しています。石油掘削料金を課している他の州を見てください。これらの州のガソリン価格は、California州よりもずっと低くなっています。

それが、提案87打倒のために石油会社が何百万ドルもの資金を投じている理由です。私たちに費用を転嫁することが違法となることを知っているからです。

提案87：よりクリーンなエネルギーと空気。

提案87は、クリーンなエネルギーのために石油会社に支払いをさせます。

よりクリーンな代替燃料自動車を購入する消費者への現金割引や、太陽熱や風力発電などのより再生可なエネルギーへの奨励金を提供します。

何千もの仕事と経済成長を生み出します。

California州の輸入石油の47%を占めるサウジアラビアやイラクの石油への依存度を減らします。

提案87に賛成票を入れることは、California州の大気汚染を減らします。

自動車やトラックからの大気汚染は私たちの病気の原因となっています。毎年、自動車は肺に有害なスモッグやすすを大気に排出し、子供たちを病院に送り込み、喘息の発作の原因となっています。

これが、クリーンエア連盟やCalifornia州の医師や看護師が提案87を皆支援している理由なのです。

提案87：新しい官僚制度ではありません。

提案87は、既存の州政府機関を使い、独立監査、公聴会、そして年次の進捗報告を通じた厳格な執行と説明義務を課します。

ノーベル賞受賞科学者、California州環境および消費者団体、教育者、労働者、そして農業団体はすべて同意しています。私たちが自分たちの将来の主導権を握る時は今です。

よりクリーンな空気のために、代替エネルギーの選択肢のために、外国産石油への依存を減らすために…、そして最後に公正のために。

石油会社に公正な負担額を支払わせましょう。

提案87に賛成票を入れてください。よりクリーンなエネルギーのために。

www.YESon87.com

LAURA KEEGAN BOUDREAU、最高経営責任者
California州米国肺協会

WINSTON HICKOX、元書記, California州環境保護局

JAMIE COURT、会長
納税者消費者権利財団

提案87の賛成意見に対する反論

「提案87はガソリン価格の増加にならないという発起人の主張は間違っている。」—William Hamm、博士、元立法アナリスト、California州

「提案87は、立派な目的を達成しようとするものだが、非生産的で費用のかかる方法を採用している。California州の石油供給量を縮小し、外国産石油への依存を増加し、より高いガソリン価格の結果となる。」—Philip Romero教授、博士、元首席エコノミスト、California州知事事務所

提案87は、その発案者が皆さんに信じ込ませようとしているような石油会社の利益に課される税金ではありません。これは*California州の石油産出*に課される*40億ドルの税金*です。California州の石油は、群を抜いて*全米*でも*最も税金の高い*ものとなります。アナリストは、州の石油生産量が減少すると報告しています。それに取って代わる石油は、中東かその他の地域から輸入することになります。輸入された石油の運送や精油にかかる追加費用は、合法的にガソリンスタンドを利用する消費者に転嫁されることになります。*私たちはより高いガソリン価格を望んでいるのでしょうか?*

そして、発案者は、提案87が新しい官僚制度ではないと本当に主張したでしょうか? *説明義務の驚くべき欠如から、これこそが官僚制度の定義にほかなりません。*

— 50人もの公職員の任命。
— 無制限の職員数。
— 州予算審査プロセスの対象とならない40億ドルを支出する権利。
— 新しい税金資金のすべてをCalifornia州、または米国内で使用しなければならないという義務の欠如。
— 納税者を守るための法律適用の特別免除。
— California州の教育資金調達保証からの特別免除による、学校が受けるべき公正な資金の剥奪。

提案87はまた、防火と公共安全に使用できる歳入を減らします。

85,000人もの公共安全を守る公職員がCalifornia州民の皆さんに 提案87に反対票を投じるように勧めています。

KEVIN R. NIDA、会長
California州消防士協会

RAY HOLDSWORTH、元会長
California州商工会議所

ALLAN ZAREMBERG、会長
増税に反対するCalifornia州民会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案87の反対意見

ガソリンの価格はもう十分に高くないでしょうか?

私たちは40億ドルもの石油税の増税を本当に望んでいるでしょうか?

代替エネルギーの推進が必要であることには私たちの誰もが同意しています。しかし、提案87はそこに到達する方法*ではありません*。California州の石油税を40億ドルも増税して、成果を出すことさえも義務付けられていないような新しい州の官僚制度に資金を提供することは、進展ではなく、*無駄遣いの処方箋*です。

また、さらに多くの問題につながる道です...

国内産石油へのより高い課税 = 外国産の石油への依存の増加。

経済学者は、California州の石油生産の課税は、州内の石油生産量を減らし、外国産の石油への依存を増加すると報告しています。中東やその他の国からの石油は、ここに運搬するだけでもより多くの費用がかかり、またここで精油するにはさらに費用がかかります。

石油税が高ければ高いほど、ガソリン価格も高くなります。

提案87の発案者は、ガソリンの価格は上がらないと*主張*しています。California州の石油税の*40億ドル*もの増税が、ガソリンスタンドでのガソリン価格に影響を与えないなど、有権者は信じるべきでしょうか?

提案87は、50人もの公職員を任命し、新しい官僚制度を生みだします。

税金資金を他の州政府機関を統制する通常の抑制と均衡機能や州予算審査プロセスの対象外で使用できるようにし、また他の政府機関に適用される重要な法律や納税者の保護策の適用を免除します。

提案87は、新しい官僚制度が成果を生まなくても、そのまま支出を続けさせるものです。

石油消費量の低減や、代替エネルギー使用の増加にまったく進展が見られなくても、来る年も来る年も公職に課税と支出を許可します。

提案87は、学校が受けるべき公正な新しい収入源を奪います。

私たちの学校の最も重要な保護策のひとつは、新しい州税の税収の一部は教室に使用されなければならないという憲法による保証です。しかし、提案87はその義務を免除されています。California州の主要な教育融資専門家の一人で元教育部長官は次のように報告しています。*「California州の学校への融資がすでに全国平均を下回っているときに、提案87はこの先10年間に渡り学校が受けるべき公正な最高19億ドルもの新しい税収を拒絶することになる。」*

提案87は、教育、公共安全、ヘルスケア、そして交通の必要性に使用される税収を減らします。

提案87は、一般財源と資産税収入を減らします。有権者向けパンフレットに記載されている立法アナリストの報告書をお読みください。

より高いガソリン価格は、家族、中小企業、そして高齢者に害を与えるものです。

誰もが高いガソリン価格の費用を負担しています。私たちに最後に必要なのは、さらに石油の値段を吊り上げる投票提案です。

代替エネルギーの推進が必要であることには私たちの誰もが同意していますが、提案87はそこに到達する方法ではありません。

「California州のガソリン価格はすでに十分に高くなっています。提案87は、まさに泣きっ面に蜂です。この40億ドルの石油税は、ガソリンスタンドでのガソリン価格をさらに高くします。ドライバーに 提案87に反対票を入れることをお勧めします。」—Thomas V. McKernan、社長兼最高経営責任者、南California州自動車クラブ

150以上の組織、納税者団体、消費者、California州の企業、労働者、保護者、教育者、高齢者、そして公共安全担当公職員にぜひ加わってください。

提案87に反対票を投じてください。*進展ではなく、無駄遣いの処方箋にほかなりません。*

LARRY McCARTHY、会長
California納税者協会

DANIEL CUNNINGHAM、会長
California中小企業連盟

MARIAN BERGESON、元会長
California州教育委員会協会

提案87の反対意見に対する反論

石油会社を信頼できますか?

石油会社は、提案87に*対抗*する誤報キャンペーンに何百万ドルもの資金を投じています。

ご自分の目でお確かめください。California州のウェブサイト：*www.cal-access.ss.ca.gov*

石油会社はこのページ上部の声明に署名していないことにお気づきになりましたか? 石油会社は他に何を隠しているのでしょうか? 事実:

- *提案87は、石油会社に公正な負担額を支払わせます。*
  石油会社は、New Mexico州、Alaska州、Louisiana州、そしてTexas州でさえも、何十億ドルもの掘削料金を支払っています。California州は、石油会社が同じような掘削料金を払っていない唯一の州です。
- *提案87は、石油会社がガソリン価格を引き上げて、費用を消費者に転嫁することを違法としています。公式の州民発案法案文、§ 42004(c)*
  考えてみてください。石油会社が費用を私たちに本当に転嫁できるのであれば、なぜ彼らは提案87の打倒に数百万ドルもの資金を投じているのでしょうか?
- *提案87は、よりきれいな空気と喘息の減少を意味します。*
  これが提案87が米国肺協会によって全面的な支持を得ている理由です。
- *提案87は、さらに多くの代替燃料と外国産石油への依存の低減を意味します。*
  California州の輸入石油のほぼ半分がサウジアラビアとイラク産です。提案87は、外国産の石油への依存を低減します。これが、前国務長官Madeleine Albrightが提案87を支持している理由です。
- *提案87には新しい管理制度はありません。*
  提案87は、独立監査、管理費支出の厳しい制限、責任義務のある公開会議、そして政治家ではなく、公衆衛生とエネルギー専門家による監視を義務付けています。*公式の州民発案法案文、§ 26004(a)*

石油会社にだまされてはいけません。

もうたくさんなものは、たくさんなのです。石油会社に公正な負担額を支払わせましょう。

提案87に賛成票を入れてください。よりクリーンで安価なエネルギーのために。

MARIO MOLINA博士、ノーベル化学賞受賞者
California大学、San Diego校

TIM CARMICHAEL、会長、クリーンエア連盟

JAMIE COURT、会長
納税者消費者権利財団

提案
88

教育資金。不動産土地税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

教育資金。不動産土地税。州民発案の憲法修正案及び制定法。

- 幼稚園から高校までの公立学校への資金の追加供給
- 1区画$50の税金により資金を調達する。
- 一定の条件を満たす高齢及び身体に障害のある自家所有者を免除する。
- 資金の用途は、クラスサイズの縮小、教科書、学校安全、アカデミックサクセス施設への助成金、教育プログラムの効果を評価するためのデータシステムに限定する。
- 新しい土地税の導入により控除額が増加することから見込まれる所得税の減少を相殺するために一般財源に返済する。
- 学区の監査、資金悪用に対する罰則を義務付ける。
- 税収は、最低教育資金(提案98)の計算から除外する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 年間約4億5,000万ドルの州土地税を特定の教育プログラムのために各学区に配分する。

立法アナリストによる分析

背景

California州の州及び地方政府は、いくつかのタイプの税金を課税し、その結果得られた収益を様々な政府活動の支援に使用している。最も重要な州税は、個人所得、ほとんどの物品(自動車、家電製品、及び家具など)の販売、及び企業利益に課税されるものである。地方政府レベルで最も重要な税金は、不動産(家族所有の土地及び住宅、小売店、及び産業施設など)の査定価格に課されるものである。California州では、これらの様々な税金から得られた収益は、教育、健康保健、社会、及び環境プログラムを含む多くの政府プログラムに使用されている。

地方資産税。California州の地方政府は、不動産の査定価格に基づいた税金を課税している。そのような税金では、支払われるべき税額は不動産価値の増加に伴って高くなる。区画税として知られる一種の不動産税を課税している地方政府もある。このタイプの税金では、支払われるべき税額は通常その土地の各区画又はユニットに同じである。(現在、州政府はどちらのタイプの不動産関連税も課税していない。)

地方区画税収入の用途。地方区画税収入は、実質的にどの指定目的にも使用できる。例えば近年、区画税はいくつかの学区で有権者により承認され、学級サイズの縮小(CSR)、学校図書館、教育技術、及びその他の教育プログラムの資金に使用されている。区画税を実施している学区では、この税収は幼稚園から第12学年までの(K-12)プログラムの重大な資金源となっている。ただし、全州的には区画税は小額の学区資金源となっている。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

提案

提案88は、全州規模の区画税を導入し、その税収を特定のK-12教育プログラムの資金に使用するものである。本提案は2007年7月1日発効する。

全州規模の$50の区画税の導入。

法案は、California州のほとんどの区画に課税される年間$50の税金を設定する新しい項を州憲法に追加する。（このドル額は時間の経過と共に変更しないものとする。）　法案の目的では、「区画」は、現在個別の地方資産税請求書を受け取っている州内の単位当たりの不動産と定義されている。この定義により、現在資産税を支払っている個人及び企業の大部分が新しい区画税の対象となる。法案は、以下に該当する区画所有者を新しい税金の対象から除外する。(1) その区画に居住している、(2) 州の既存の自家所有者資産税控除を受ける資格がある、及び (3) 65歳以上、或いは重度又は永久的な身体障害を持つ。

また法案には、他の政府プログラムに影響が出ないようにする条項が設けられている。特に、法案は州の所得税収入の損失を相殺するために、区画税収入を州の一般財源に送金することを認可している。損失は、州の資産税によって生じる追加資産関連控除のために発生するものである。

税収を使った特定K-12教育プログラムへの資金提供

全州規模の区画税から得られた税収のほとんどは、新しい州特別基金に送金される。この基金に当初入金される資金のうち、法案は、図1に示されるように、4億7,000万ドルを様々なK-12教育プログラム及びイニシャチブに割り当てる。資金の年次割り当ては、実際に受領された税収に比例して上下調節される。これらの資金は、これらのプログラムに提供されている既存資金を補完するものでなければならない。

法案は、様々な方法で学区（及びその他の地方教育機関）に資金を割り当てる。資金の大半（K-12 CSR、指導教材、及び学校の安全性のための金額）は、　州議会によって作成される新しい生徒当たり公式を使って、学区、公立チャータースクール、及び郡教育事務所に割り当てられる。この公式は、より費用のかかる生徒により高い生徒当たり資金率を提供する。（特に、この公式は生徒の身体障害、英語力、又は社会経済的地位から生まれる費用の差を考慮するものでなければならない。）　施設助成金は、平均以上の学業成績を上げている特定の学校に就学する各生徒につき均一資金率（上限$500）で学区と公立チャータースクールに割り当てられる。データシステムについては、

図1

提案88：区画税収入の割り当て

プログラム	年間目標金額（単位 百万ドル）[a]
K-12学級サイズ縮小	$175[b]
指導教材	100[b]
学校の安全性	100[b]
施設助成金	85[c]
データシステム	10[d]
合計	**$470**

[a] 金額は、使用可能な実際税収額に比例して毎年調整される。

[b] 学区、郡教育事務所、及び公立チャータースクールに資金を受ける資格がある。資金は加重生徒当たり公式を使って割り当てられる。

[c] 一定の基準を満たした学区と公立チャータースクールが資金を受ける資格がある。資金は上限を$500とした等しい生徒当たり額に基づく。

[d] 法案は資金をどのように、又は誰に割り当てるかは指定していない。

提案88の本文は170ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

法案には資金をどのように、また誰に割り当てるべきかは指定されていない。（将来州議会がこのような問題の明確化を図ることが必要となる。）提案88の資金を受ける学区は、これらの資金がどのように使用されたかを示す年次独立監査を行い、監査報告をオンライン掲示することを義務付けられる。

K-12 CSR。現在、州は幼稚園から第3学年（K-3）までのCSRプログラムに18億ドルを提供している。このプログラムは、K-3の学級サイズを生徒数20名に縮小するための資金を学区に提供するものである。本法案により提供される1億7,500万ドルの追加資金は、K-3又の学級サイズをさらに縮小するため、又はその他のCSRイニシャチブに使用される。例えば、資金は第4学年の平均学級サイズを約4名縮小（州平均生徒数約29名を25名に縮小）するために十分な金額である。

指導教材。現在、州は指導教材の購入に年間4億ドル以上を提供している。これは、K-12の生徒1名につき約$66である。これは、各学年度に、ほとんどの学年のほとんどの学生に、新しい重要教科書1冊を購入できる金額である。本法案により提供される1億ドルの追加資金は、州教育委員会に承認された教科書又はその他の指導教材の購入に使用される。資金は、K-12生徒の約25パーセントに毎年もう一冊の重要教科書を提供できる金額と考えられる。

学校の安全性。現在、州は放課後プログラムに5億4,800万ドル（又は生徒につき約$90）、一般的な学校の安全性プログラムに9,700万ドル（又は第8年～12年の生徒につき約$40）、及び学校の安全性向けの競合助成金に1,700万ドル（又は生徒につき約$3）を提供している。本法案により提供される1億ドル（又は生徒につき約$16）の追加資金は、学校コミュニティ警備及び暴力行為の防止、ギャングリスクへの介入、及び放課後及び学期間プログラムに使用される。

施設関連助成金。現在、州は主に総合義務公債を使って学校施設に資金を提供している。さらに、過去数年間、低所得地域の公立チャータースクールの施設リース費用を支援するために年間900万ドルを提供している。本法案により提供される8,500万ドルの資金は、学校施設向けの州総合義務公債資金をまだ受けていない学区及びチャータースクールに使用される。さらに、チャータースクールは、非営利公益法人によって管理又は運営されている場合のみ、資金を受ける資格がある。これらの条件を満たした場合、学区及びチャータースクールは、学校に通う生徒のうち州の標準テスト得点に基づき上位50パーセントに入る学校に就学する各生徒につき資金を受けることができる。助成金はどの一般的な目的にも使用できる。この助成金を受ける学区及び学校は、公債によりそのような資金を受け取ることを明示的に許可されていない限り、さらに州総合義務公債資金を受けることを禁じられている。約40の非チャータースクール（全非チャータースクール生徒の1パーセント未満の生徒数）に助成金を受ける資格がある。チャータースクールについては、約100校（全チャータースクール生徒の約25パーセントの生徒数）に助成金を受ける資格がある。

データシステム。現在、州は生徒レベル及び教員レベルのデータの継続的な収集及び維持に、明示的には実質的な州資金を提供していない。本法案により提供される1,000万ドルの追加資金は、統合された時系列データシステムに当てられる。そのようなシステムは、州に

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

長期に渡る生徒及び教員の業績の測定を可能にする。法案では、学区にシステムの作成及び維持に必要なデータの収集と報告を義務付けている。

財政的影響

全州規模の区画税は、新しい税収として毎年約4億5,000万ドルを生むことが予測される。課税額が増加しないことを考えると、新しい不動産区画の設定に伴い（新しい不動産の再分割などによって）総区画税収入額は時が経つにつれ次第に増加する。区画税収入のおよそ3,000万ドルは、毎年州の一般財源に送金され、予測される州所得税収入の減少（資産関連税の控除の増加による）の相殺に当てられる。さらに、法案では、0.2パーセント（又は年間約100万ドル）を越える金額を郡の区画税管理に当てている。新しい税収の残りは、特定の教育プログラム向けに学校に割り当てられる。これらの税収は、法案が指定する資金レベルを満たすために必要な額より、ある程度低い額となる可能性がある。その場合、プログラムへの割り当ては、比例して下方調整される。

提案88の本文は170ページをご覧ください。

提案88の賛成意見

提案88：私たちの学校、生徒、そしてCALIFORNIAの将来への賢い投資

考えてみてください。

- California州の教室の三分の一の生徒が自宅に持ち帰る教科書を持っていません。そして多くの生徒には教室で使える教科書もありません。
- 教師は、自己資金を使って学校教材を支払っています。
- California州の教室の多くがまだ過密状態にあります。
- 提案88は、California州において、健全なジネス環境と州の経済的繁栄に重要な、技能のある教育程度の高い労働人口を生み出す手助けとなります。

提案88：教室のための資金の地元管理

地域社会と学校の教育ニーズはすべて同じではありません。提案88は、必要とされる資金を地元の学校や学区に直接提供するため、州議会ではなく、学校や学区が資金の用途を決定できるようになります。

提案88は、専用資金を以下に提供します。

- 生徒がより個人的な指導を受けられるようにするための学級サイズの縮小。
- 教師が基本的な必需品に自己資金を投じなくても済むようにするための教科書やその他の学習教材の提供。
- 生徒と教師にとっての学校の安全化、およびキャンパス内の暴力行為やギャング活動の防止。

提案88：賢明で公正な投資

提案88は、ほんのわずかな（一日14/年間$50）の資産区画査定を通じて、年間5億ドル以上の資金を私たちの地域の学校に直接提供します。提案88の資金は、私たちの教師と生徒への投資に使用され、地元の学校に教科書、コンピュータ、その他の教材など必要なリソース提供します。教師が教室教材の支払いに自分の資金を使わなければならないといった状態はあるべきではありません。

一定の収入しかない個人を守るため、提案88は、高齢者と身体障害を持つ自家所有者を適用から免除しています[第21.5(b)項]。

提案88：厳格な説明義務と年次監査

提案88の資金を管理費用に使用することは禁じられており、州議会はその資金を他のプログラムに割り当てることはできません[第6.2項]。

教室と生徒の学習のために資金が確実に使用されるように、提案88は、年次独立監査[第6.2.(5)c項]　と誤用に対する罰則を義務付けています。

提案88なら資金が何に使われているかが正確にがわかり、それが賢明に使用されるようにすることができます。

提案88：幼稚園から第12学年までの教育制度の改善に向けた次のステップ

納税者は、新しい教室の建設や旧式施設の改築のための地方および州公債を認可して、私たちの学校制度に投資してきました。しかし、公債は教師、教科書、またはその他の学習教材や機材の支払いには当てられません。提案88は、私たちの教室に資金を提供し、地元の教育者が最も必要としている目的にその資金を使用できるようにします。

提案88：教師と私たちの子供たちへの賛成票

教師は最も重要な仕事のひとつです。しかし、彼らの仕事は過密状態の教室や基本的な教材不足のため非常に難しくなっています。提案88に賛成票を入れることは、私たちの子供たちを教え、子供たちに必要な、そして子供たちが受ける権利のある注意を払うために必要とされるリソースを教師に提供する助けとなります。

提案88をご自分の目でお確かめください。今行う小さな投資が、私たちの将来に大きな違いを出すのです。

提案88への賛成票：さらに多くの教科書と学習教材、さらに小さな学級サイズ、そして安全な学校!

REED HASTINGS, 元会長
California州教育役員会
JACK O'CONNELL, California州公共指導教育長

提案88の賛成意見に対する反論

California保護者と教師の会（PTA）は、「提案88に反対票を投じる」と言っています。

提案が子供の学校に役立つものだとしたら、PTAが「提案88に反対票を入れる」と言うでしょうか?

提案88は巧妙で誤解を招くものです。提案88には、教材を購入する教師を支援することについて一言も言及していません。

そして、提案88はすべての資金が教室に使用されるという印象を与えます。たわごとです!　提案88は、私たちの子供たちの学校の95%以上への提案88の施設助成金を永久的に禁じるプログラムのために、何層もの費用のかかる新しい官僚制度を作り出し、既存の官僚制度を拡大します。

このまったく新しいタイプの区画資産税は58名の郡収税吏により1,000万の資産所有者から徴税され、新しい特別免除が設けられます。

その後、皆さんの資金は州議会へ送られ、そこで誰がその税金資金を受けられるかが決定されます。（提案88第6.2[d]項）

そして、1,000以上の学区が、9,300校以上のCalifornia州の学校から新しいデータを収集します。

その後、提案88は、「州議会により定義される教師と生徒に関する新しい統合された時系列データシステム」の分析を義務付けています。（第6.2 [b] [5]項）

郡出納官Paul McDonnellは以下のように述べています。「提案88は、新しい何層もの高価な官僚制度を設定する費用のかかる管理上の悪夢です。」

提案88は、過半数票だけで通過されるまったく新しいタイプの資産税を設立し、数々の新しい区画資産税の提案の歯止めを解くことになります。終了日のない税金、つまりこの税金は永久的に継続します。私たちの子供たちの学校のわずか5%未満で州議会に施設助成金を要請できるでしょうか?

私たちの子供たち、学校、そして納税者はもっと良い待遇を受ける資格があります。これよりもはるかに良い待遇を受けるべきです。

保護者、教師、そして納税者は同意しています。提案88に反対票を入れてください!

CLIFFORD CORIGLIANO, SR., 2003年度最優秀教師
ART PEDROZA, California州及びアメリカ教員連盟会員、AFL-CIO
LORIE McCANN, 保護者と教師の会、地方会長

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案88の反対意見

すべてのCalifornia州民がさらに優れた学校を望んでいますが、提案88の後援者は間違ったアプローチを取っています。関心を持つ教師と保護者は、納税者団体や中小企業組織と協力して、提案88に反対しています。その理由は以下の通りです。

- 提案88は、皆さんの地域で調達された資金が皆さんの学校に確実に使用されるようにすることについては何もしません。提案88によって、州議会は皆さんの税金資金を州内のどの学区にも与えることができるようになります。
- 提案88は、まったく新しいタイプの全州規模の資産税を設立します。現在、資産税はすべて各地方で徴収され、皆さんの学校の改善や交通渋滞の緩和、ヘルスケアの向上、そして消防、救急医療、および警察能力の増強など地方サービスに使用されています。提案88の資産区画税は最初に州に提供されることになります。
- 提案88は、1910年以来初の全州的な資産税を課税し、他の特別利益団体に自己利益を目的としたさらに多くの、より大規模な資産区画税の通過を奨励することになります。
- 新しい資産区画税への門戸の開放は、資産税の制限という提案13の明白な意図に反し、大型の新しい資産税につながります。中小企業所有者や家族経営商店が税金によって家や店を失うことが予想できます。
- この新しい税金には終わりがなく、学校に役立つか否かに関わらず、私たちはこれを永遠に納税することになります!
- 提案88は、Sacramentoの政治家に、皆さんの資金がどこに、そしてどのように使用されかを決定するさらに大きな権限を与えることになります。
- 提案88は、増税するために、抜け穴を使って提案13による三分の二の賛成票義務を回避します。提案13は、地方資産区画税の課税には有権者の三分の二による承認を義務付けています。提案88は、単なる過半数票で新しい全州的な資産区画税を課税します。その結果、地方区画税よりも新しい全州的な区画税の課税がずっと簡単になります。これは、数多くの資産区画税提案が殺到する前に、この全州的な資産区画税を阻止すべきもうひとつのよい理由と言えます。

私たちの子供と学校を気遣っている人は以下のように述べています。

「公立学校の教師として、私にとって学校の質より重要なものはありません。提案88の草案は不完全で、私たちの地域で調達された税金資金は州議会によって州のどこにでも使用されるようになります。」

—Lillian T. Perry、中学校教師、2002年度最優秀教師

「公立学校に通う二人の子供の親であり、またPTAにも積極的に参加しています。提案88が私たちの学校に与える影響を大変心配しており、反対票を入れるつもです。」

—PaulおよびSusanna Fong、El Dorado Hills

「私が知っている学校の教師のほとんどが、提案88に反対票を入れると言っています。私たちの学校、そして子供たちに悪影響を与える提案です。」

—Kate McGowan-Otto、第4学年担当教師受賞者、2005年度名誉サービス賞

提案88は問題を解決せず、かえって新しい問題を起こします。それが保護者と教師が、納税者と中小企業に同意している理由です。提案88に反対票を入れてください。

詳しくは *www.noprop88.com*をご覧ください。

DR. TOM BOGETICH, エグゼクティブディレクター
California州教育役員会（退職）

JON COUPAL, 会長
Howard Jarvis納税者協会

JOEL FOX, 会長
中小企業活動委員会

提案88の反対意見に対する反論

ご自分の目で提案88を読んでみてください。これは、生徒たちに最新の教科書、さらに小さな学級サイズ、安全なキャンパスを確実に提供するために役立つ適度な投資です。

2つの超保守的特別利益団体が、私たちの州の公立学校を改善するための他の努力に反対したように、この法案にも反対しています。彼らは私たちの学校の問題の解決策を提案したことがありません。その代わりに、こじつけの煙幕に隠れ、提案88を阻止するためには何であろうと主張するのです。

ただし、私たちの言葉をそのまま信じないでください。提案88をぜひご自分でお読みください。そして、全州の教師、保護者、企業、納税者と共に、提案88に賛成票を入れてください。

提案88は：

- 教師が自己資金使って教室内で使用する学習教材の支払いをしなくても済むようにします。
- 生徒を学校キャンパスのギャングや暴力から守ります。
- 学級サイズを縮小して、生徒が受ける権利のある注意を得ることができるようにします。
- 資金をSacramentoの政治家たちの手に渡さず、全資金が私たちの地元の学校に提供され、すべての地域が利益を享受できるようにします。
- 納税者と企業に対し、私たちの学校の改善における同等の利害関係を提供します。
- これまで提案された法案の中でも最も厳しい説明義務要件と基準を義務付け、資金が無駄遣いされないようにします。
- 高齢者と身体障害を持つ自家所有者を適用から免除し、最も弱い立場にある個人を保護します。
- 自家所有者が、資産価値の増加による高い税金から引き続き保護されるようにします。

提案88に賛成票を入れてください。より小さな学級サイズ、新しい教科書、そしてさらに多くの学習教材といった大きな報酬をもたらす小さな投資なのです。

SHELBI WILSON, California州最優秀教師、2006年度

RUSSELL "RUSTY" HAMMER, 元商工会議所エグゼクティブ

STEPHANIE PRIDMORE, 地元PTA会長

提案
89

選挙運動。公的資金。法人税の値上げ。選挙運動献金及び支出の制限。州民発案制定法。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

選挙運動。公的資金。法人税の値上げ。選挙運動献金及び支出の制限。州民発案制定法。

- 州公選職に立候補する者のうち、有権者から一定数の$5.00献金を受け取るなどの資格条件を満たした者は、公選職と選挙の種類に応じてFair Political Practices Commissionから公的選挙運動資金を受け取ることができる。
- プログラムに資金を提供するために企業及び金融機関の税率を0.2%値上げする。
- 州の公選職の立候補者及び選挙運動委員会への選挙運動献金に新しい制限を設け、ロビイスト、州請負業者による献金に新しい制約を設ける。
- 企業からの特定の献金及び支出を制限する。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- 税収が年間で合計2億ドル以上(主に企業及び金融機関への税率値上げによる)増加する。資金は、州選出役員の選挙運動のための公的資金として支出される。

立法アナリストによる分析

法案の概要

本提案は、州の候補者の選挙運動及び投票法案の資金調達方法を大幅に変更するものである。候補者は、選挙運動費用を支払うために公共資金を受けることを選択できるようになる。公共資金を受けないことを選択した候補者には、政治寄付(「献金」)額の既存制限額がさらに低くされる。図1は、以下に詳細に説明されている法案の主な条項である。

背景

現行の政治献金制限。州職務の候補者は、選挙運動の費用を支払うため、個人、企業、政党、及びその他の組織(労働組合や非営利団体など)から民間寄付を集めている。各個人又は団体が候補者に寄付できる最大額は、州法により定められている。金額制限の前回の変更は、2000年11月の総選挙において有権者によって提案34が承認されたときである。現在の金額制限は、候補する職務及び献金者によって異なる。例えば、個人は州下院議員の候補者に対しては$3,300まで献金できる。一方で、政党は同じ候補者に対し、任意の金額を寄与できる。候補者は、選挙前にいつでも献金を受けることができ、また集められた資金は制限なく使用できる。

委員会の役割と独立支出。 個人や団体は、候補者に直接献金せず、「委員会」に献金することができる。これらの委員会は献金を集めた後、どの候補者にその資金を与えるかを決定する。例えば、委員会のタイプのひとつ、小規模寄与委員会は、100人以上の個人から$200までの寄付を受け取り、その資金を候補者に分配する。他の個人、団体、及び委員会は、候補者に直接資金を提供せず、選挙運動

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

に資金を投じることもできる。候補者と調整することなく「独立支出」を行うものである。テレビのコマーシャルや新聞広告などのこれらの独立支出は、有権者に候補者の支援又は対抗を促す可能性がある。独立支出への寄与又は使用金額には制限はない。

投票法案。州の投票法案（提案）の支援又は対抗のために集める、又は使用できる金額に制限はない。

州政府の責任。州の選挙資金法は、州務長官（SOS）と公正政治慣習委員会（FPPC）により管理されている。州法の下では、個人や団体は、選挙運動のために寄付、受領、及び使用した金額をSOSに報告しなければならない。この情報は、通常はインターネット上で一般公開される。FPPCは、候補者と献金者が規則を厳守するように、この法律の執行を任されている。

図1

提案89：主な条項

✔ **政治候補に対する公的融資**
- 要件を満たした州職務の候補者は、選挙運動費用を支払うために州の資金を受けることができる。
- 対抗者がさらに多くの民間資金を使用した場合、候補者が受ける州資金額は増加する。

✔ **民間資金を使用する候補者の選挙献金額の低減**
- 公的資金を受けないことを選択した候補者については、各個人、企業、又はその他の団体から集めることができる金額が現行の金額よりも低くなる。

✔ **州投票法案のための献金の規制**
- 投票法案を支援又は対抗する候補者の努力に対する献金に新しい制限を設ける。
- 投票法案を支援又は対抗する候補者の努力に対する企業による献金に新しい制限を設ける。

✔ **法人税の増税。**
- 企業及び金融機関の課税率を増加する。企業については、税率を8.84パーセントから9.04パーセントに引き上げる。金融機関については、税率を10.84パーセントから11.04パーセントに引き上げる。
- 法案を実施するために毎年2億ドルを越す資金が調達される。

FPPCは、選挙法に違反した候補者に罰金を課すことができる。

提案

本法案は、州の公選職及び投票法案のための選挙運動の融資に関する州法を大幅に変更する。州職務の候補者に関する法案の条項は、概して州選出役員職のみに影響を与える（図2を参照）。

政治家候補に対する公的資金

法案は、候補者が州職務の選挙運動費用を支払うために公共資金を受ける制度を設置するものである。

資金を受けるための要件

選挙運動のための公的融資を受けるには、候補者は一定の要件を満たさなければならない。

- ***$5寄付と署名。***候補者は、予備選挙の前に住民から多くの$5寄付（「資格のある献金」）と署名を集めることを義務付けられる。図3に示されるように、必要とされる寄付の数は、

図2

提案89に該当する州の選出役員職

州全体の役員職
- 州知事
- 副知事
- 司法長官
- 州務長官
- 出納官
- 監査官
- 保険コミッショナー
- 学校教育長

州議会
- 上院議員（40）
- 下院議員（80）

査定平準局役員会委員（4）

提案89の本文は172ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

候補する職務により750から25,000に及ぶ。法案では、これらの寄付が州に支払われることを義務付けている。

- ***民間献金。***公的融資を受けるためには、候補者は2つの主な例外を除き、民間の選挙運動資金を受けることはできない。まず、予備選挙の18ヶ月前までは、法案は候補者に準備献金、又は「着手金」を集め、使用することを許可している。（これらの資金は、例えば資格のある献金及び署名の収集費用の支払いに使用できる。） 法案は、これらのタイプの献金をそれぞれ$100に制限している。総献金額は、職務によって$10,000から$250,000に制限される（図3を参照）。これらの資金は、予備選挙の90日前までのみ使用できる。二番目に、候補者は、政党からは寄付を受け続けることができる。政党からの寄付は、公的資金を受けないことを選択した候補者と同じ制限の対象となる（以下に説明）。
- ***その他の要件。***公的融資を受けることにより、候補者はいくつかの追加要件の対象となる。例えば、候補者は各選挙の前に公開討論への参加を義務付けられる。さらに、候補者は選挙運動費用の支払いに個人資金を使用することはできない。

提供される公共資金

上記の要件を満たした候補者は、公共資金を受ける資格を得ることができる。図3に示されるように、資金額は、(1) 候補する職務、及び (2) 予備選挙又は総選挙のいずれかにより異なる。例えば予備選挙の場合、下院議員の候補者は予備選挙に$250,000、そして総選挙に$400,000の追加資金（予備選挙に成功した場合）を受けることができる。州知事の候補者は、予備選挙に1,000万ドル、総選挙に1,500万ドルの追加資金を受けることができる。FPPCはデビットカードシステムを使って資金の管理と支払いを行う。

追加公共資金。候補者の対抗者が公的融資制度に参加しないことを選択した場合、法案は、場合によって参加する候補者が追加資金を受けることを許可している。特に、対抗者が利用できる公共資金よりさらに多くの個人資金を使用した場合、同じ金額の追加公共資金が提供される。同じように、対抗者を支援する独立支出があった場合も、公的融資制度に参加する候補者は追加公共資金を受ける。候補者が受けられる追加公共資金の最大額は、法案により上限が設けられる（概して候補者に提供された当初の金額の5倍、州知事の候補者

図3

提案89：主要政党所属候補者の公的資金条項

職務	初期段階		利用可能な公的資金	
	$5献金数	最大準備献金額	予備選挙	総選挙
下院議員	750	$10,000	$250,000	$400,000
上院議員	1,500	20,000	500,000	800,000
査定平準局役員会	2,000	30,000	250,000	400,000
州全体の役員職	7,500	75,000	2,000,000	2,000,000
州知事	25,000	250,000	10,000,000	15,000,000

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

には4倍の金額）。例えば、下院議員の候補者が予備選挙に受け取ることができる追加公共資金の金額は1億2,500万ドルとなる。

在職中の支出向け資金。現行法では、州選出役員は一般的に、残った選挙運動資金を在職中の支出の支払いに使用できる。法案では、公的融資を受け、選挙に当選した候補者は、同じような支出に当てるための年次支払いを受ける資格がある。州議会委員は、在職中毎年$50,000を受け、その他の役員は毎年$100,000を受ける。

少数党及び無所属候補者

図3に示される金額は、主要政党（通常、州知事に指名した候補者が前回の選挙で投票の最低10パーセントを獲得した政党）に所属する候補者に適用されるものである。法案では、少数党の候補者及び無所属候補者は、小額の公共資金を受ける資格がある。状況により、少数党又は無所属の候補者は、主要政党に所属する候補者が受ける金額の半分を受けることができる。

民間資金を使用する候補者の 選挙献金額の低減

選挙献金額の低減。選挙運動のための公的融資制度に参加しないことを選択した候補者には、法案はその候補者に選挙献金の新しい制限を課す。法案の選挙献金額制限は、概して現行のものよりもさらに厳しいものである。例えば、現在個人、企業、及びその他の団体は、選挙につき$3,300を州議員の候補者に寄付することができる。法案では、州議員の候補者への献金を$500に制限する。現在、政党は無制限額を候補者に献金できる。法案では、政党の寄付額が制限される。例えば、政党は民間資金を使用する下院議員の候補者には、総選挙につき$20,000まで寄付できる。これらの新しい制限は図4に要約されている。

選挙献金のその他の制限。また法案は、図5に要約されているように、民間資金を使用する候補者に選挙献金にその他のタイプの制限を追加する。

- ***独立支出献金の制限。***法案は、独立支出のための委員会への寄付を毎年$1,000に制限する。現行法では、個人は委員会を使わずに独自で資金を使用すれば、無制限の金額の独立支出を行うことができる。
- ***全体的な寄付の制限。***また法案は、個人又は団体が候補者や委員会に一年間に寄与できる全体的な政治献金額に新しい制限を追加する。州の候補者の支援又は対抗にあらゆるタイプの委員会に寄付できる総額は、

図4

民間資金を利用する候補者の政治献金制限（選挙毎）

	個人、団体、又は企業		小規寄与委員会		政党	
	現行法	提案89	現行法	提案89	現行法	提案89[a]
下院議員	$3,300	$500	$6,700	$2,500	無制限	$20,000
上院議員	3,300	500	6,700	2,500	無制限	40,000
査定平準局役員会	5,600	500	11,100	2,500	無制限	20,000
州全体の役員職	5,600	1,000	11,100	2,500	無制限	200,000
州知事	22,300	1,000	22,300	2,500	無制限	750,000

[a] 表示額は総選挙の金額である。予備選挙の制限額は表示額の半分から三分の二になる。政党に対する制限額は、民間及び公的資金を使用する候補者の双方に適用される。

提案89の本文は172ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析（続き）

$15,000に制限される。ただし、この総額のうち、$7,500を越える献金は独立支出に当てられることが義務付けられる。

- ***政党献金制限額の低減。***法案は、政党に対する年次献金の既存制限を$27,900から$7,500に低くする。
- ***ロビイストの規制。***現行法では、ロビイストは候補者への献金を禁じられている。法案は、ロビイストが候補者及び委員会に献金することも禁じる。
- ***州の請負業者の規制。***現行法では、州の契約業務を請負っている個人は、政治献金に関する特別な規制の対象となっていない。法案では、場合によっては、州の契約業務を請負っている個人が候補者、政党、及び委員会に献金することを禁じている。

州投票法案のための献金の規制

候補者に対する献金と異なり、州投票法案を支援又は反対するために団体により寄付される金額は、献金制限の対象となっていない。本法案は、投票法案のための献金に2つの新しい規制事項を設定する。

- まず、州職務の候補者が投票法案を支援又は対抗する委員会に大きく関与している場合、個人、企業、及びその他の団体は、その委員会への献金を$10,000に制限される。
- 二番目に、企業は投票法案を支援又は対抗するために、$10,000を越える献金又は支払いを禁じられる。（一定の要件を満たした非営利団体はこの規制の対象にはならない。）ただし、企業は特別委員会を設置して、追加支出のために従業員から自由意志による寄付を集めることができる。

財政に関する規定

法人税の増税。法案条項の資金をまかなうため（主に選挙運動の公的融資のため）、法案は企業及び金融機関の税金を2007年から増税する。法案は、企業が支払う所得税の税率を8.84パーセントから9.04パーセントに引き上げる。金融機関については、税率を10.84パーセントから11.04パーセントに引き上げる。

その他の収益。さらに、法案には、主に候補者の$5献金と選挙法に違反した候補者に対する罰金の集金によって、その他の小規模な収入源が発生する。（現行法では、選挙法の罰金は州の一般財源に入金されている。）

資金の総額。法案の目的のために州が常に保持する資金の総額は、約9億ドルに制限される。（この金額を判断する公式は、2年毎にイ

図5

提案89によるその他の変更

	現行法	提案89
候補者関連献金		
• 候補者を支援又は対抗する独立支出委員会への総年次献金額。	無制限	$1,000
• 候補者関連支出のための政党への総年次献金額。	$27,900	7,500
• 候補者関連支出のための全タイプの委員会への総年次献金額。	無制限	15,000[a]
投票法案献金		
• 候補者が大きく関与する投票法案を支援又は対抗するための献金。	無制限	$10,000
• 投票法案を支援又は対抗するための企業による献金。	無制限	10,000

[a] $7,500を越える献金は、独立支出のみに可能。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

ンフレ調整される。）この制限額を越える金額は、州の一般財源に送金される。法案の条項の全資金額をまかなうための十分な資金がない場合、法案はFPPCに対し、各候補者が利用できる資金額を比例的に削減する権限を与える。

その他の条項

管理費用。法案は、法案の管理費に当てるため、新しい資金のうち最低300万ドル（2年毎にインフレ調整）をFPPCに提供することを規定している。SOSもまた、有権者教育キャンペーンに資金の一部を使用することが義務付けられる。

選挙手続き。法案は、その他多くの選挙手続きを変更する。例えば、法案は候補者に（公的融資を受けるか受けないかに関わらず）、予備選挙の18ヶ月前に選挙献金を集めることを禁じている。また法案は、選挙前に何が独立支出と見なされるか、また政治的支出と見なされるかを変更する。これらの変更は、寄付額の制限及び開示要件の対象となるため、より多くの支出につながる。

財政的影響

新しい収益。法案は年間2億ドル以上を生み出すと予測される。実質的にこの金額のすべてが、企業と金融機関に対する増税から生まれる。小額は、候補者の$5献金及び選挙法に違反した候補者の罰金の集金により生まれる。選挙違反に課される罰金は、現在州の一般財源に入金されているため、法案は一般財源の収益をわずかに減少させることになる（年間約100万ドル）。

新しい支出。新しい資金は、法案に関連する費用の支払いに当てられる。法案の条項の管理、及び有権者教育にかかる費用は、毎年数百万ドルに及ぶことが予測される。（初めて選挙運動の公的融資を設定するために、主にコンピュータシステムと有権者教育にかかる一度限りの追加費用が発生する。） 残りの資金は、選挙運動のために公共資金を受けることを選択した候補者に使用される。選挙運動の公的融資に使用される金額は、多くの要因により左右され、選挙のつど異なる。以下はそれらの要因の例である。

- 公共資金を受ける候補者数
- 公的融資を受けない候補者が使用する金額（この金額が追加公共資金のレベルを決定する）。

法案では、支出総額は、増加する収益額から利用できる資金額を越えないことを規定している。各選挙の候補者数が現在のレベルよりも大幅に増えないと仮定した場合、本法案により許可される金額をすべての候補者に提供できる十分な資金が得られるとされている。

提案89の本文は172ページをご覧ください。

提案89 選挙運動。公的資金。法人税の値上げ。選挙運動献金及び支出の制限。州民発案制定法。★★★

提案89の賛成意見

賛成票を入れて、CALIFORNIA州政府における特別利益団体やロビイストの権力に反対する態度を示しましょう。

きれいな資金と公正な選挙法令を実施する提案89に「賛成票」を入れてください。

両政党の政治家のスキャンダルや犯罪捜査から明らかなように、私たちは政府の腐敗の危機に直面しています。California州民がこの腐敗を一掃し、多額の選挙献金寄付者にではなく、有権者に対する説明義務を政治家に課す時が来ています。

問題

現在、大手石油会社、大手薬品チェーン、保険業界、そして保健維持機構などの特別利益団体は、政治家の選挙当選に何百万ドルもの資金を寄付して政治家に借りを作らせ、Sacramentoの州政府を思い通りにしています。ロビイストや特別利益団体は、選挙献金を使って特定の選挙区向け事業を通過させたり、税の抜け穴を作って、皆さんのような消費者と納税者に毎年何十億ドルもの費用を負担させています。

解決策: 提案89

California州における選挙運動の資金調達方法、そして州政府への選挙献金の影響に問題を感じているなら、提案89に賛成票を入れてください。

皆さんの「賛成票」は:

1. 選挙活動の場を平等にし、私たちの選挙をより公正なものにして、競争を促し、金持ちでなくても、または裕福な特別利益団体やロビイストとのつながりがなくても、最も優れたアイデアを持つ候補者に選挙に勝つチャンスを与えることができます。
2. 公的な資金を受ける資格を得るために、候補者に対し厳格な支出額制限の厳守と、特別利益団体からの献金の拒否を義務付けます。
3. ロビイストと州請負業者による候補者への献金を禁じます。
4. 選挙に影響を及ぼすために多額の寄付者によって設立された外部の、いわゆる「独立」選挙委員会に対する制限を設けます。
5. 企業が投票法案活動に直接支出できる金額を$10,000に制限します。
6. 企業、組合、および個人による献金を、州議会の候補者については$500、全州規模の職務の候補者については$1,000に制限します。
7. 懲役や、法律に違反した候補者の免職を含む厳格な罰則を設けます。

個々の納税者または州の予算からの資金調達なし

提案89は、法人所得税率をわずかに8.84%から9.04%に引き上げることにより資金を調達します。その結果としての法人所得税率は、それでも1980年から1996年までの税率より低くなります。企業は、その公正な負担分を税金で支払うべきです。

提案89の反対論を聞いたら、次のことに留意してください。

- 提案89の反対者は、大手石油会社、薬品会社、保険業界、HMO、その他の固執した利害関係にとらわれた団体によって誘導され、資金を提供されています。
- 提案89は、憲法や選挙法の専門家によって草稿、検討され、投票に提出され、民主党、共和党、無所属の有権者によって支持されています。
- 提案89の反対者は、現在の制度が皆さんのためではなく、自分たちに都合が良いこと知っているため、それをそのまま維持しようとしています。政治家に有権者に対する説明義務を持たせる公正な選挙の実現ではなく、自分たちだけのために政治権力を維持したいため、提案89に対して見当はずれの主張をしているのです。

提案89に賛成票を入れてください! 選挙を有権者に手に返し、特別利益団体の力を低減しましょう。

DEBORAH BURGER、正看護師、会長
California看護師協会

HARVEY ROSENFIELD、創設者
納税者消費者権利財団

SUSAN LERNER、エグゼクティブディレクター
Californiaきれいな資金キャンペーン

提案89の賛成意見に対する反論

投票する前に以下を知っておくべきです。

提案89は、政治家による中傷的な政治運動を支払うための増税です。

提案89の支持者は、政治家が納税者の費用で選挙運動ができるようにするための何百万ドルもの増税がこの法案の本当の狙いであることを、単純明白に皆さんに知らせていません。

政治運動について私たちの誰もが嫌いなこと—中傷的なテレビ宣伝や、私たちの郵便受けに投函されるダイレクトメール—は依然としてなくなりません。唯一の変化は、私たちの税金がその支払いに当てられるようになることです。

中小企業への影響

提案89は、大手企業が選挙に及ぼす影響を低減すると主張していますが、この提案は候補者を支援したり、法案に影響を及ぼす数多くの中小企業の能力も大幅に制限します。

California中小企業協会が提案89に反対している理由はここにあります。

提案89は、複雑で憲法に違反します。

提案89は選挙専門家によって草案されたものだと主張していますが、同じような法案の大部分が最近になって最高裁判所により無効とされています。真実は、提案89は複雑であり、実行不可能な55ページに及ぶ法案だということです。

提案89は不公正です。

そして最大の欺きは、提案89の草案者たちも特別利益団体だということです! 彼らは、中小企業、非営利団体、およびその他の組織を締め出す一方で、自分たちは多額の資金を投票発案に献金し続けることができるようにするために、提案89を草案したのです。提案89は、選挙改革の名の下に選挙を牛耳るための単一の特別利益団体による権力争いです。

提案89にだまされてはいけません。これはまやかしの改革です。

提案89に反対票を入れてください。

LARRY McCARTHY、会長
California納税者協会

BETTY JO TOCCOLI、会長
California中小企業円卓会議

JAMES M. HALL、元会長
California公正政治慣習委員会

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案89の反対意見

提案89にだまされてはいけません。提案89は政治の清浄化に関するものではありません。これは実行不可能な56ページに及ぶ新しい、複雑で混乱する選挙規則に過ぎません。

提案89は、中小企業や個人を政治過程から事実上締め出す一方で、California州の選挙における不公正な優位性を望む単一の特別利益団体、California看護師協会によって、投票に提出されました。教師、消防士、警察官などを代表する団体などその他の労働者組織でさえ、提案89がこれらの人の政治過程への参加を制限することになるため、これを支持していません。

提案89:大企業に関するだけではありません。

提案89の草案者は、大企業の影響力を阻止しようとしていると主張しています。しかし、提案89は、多くの中小企業に、候補者の後援や法案の支持、反対をすることを制約するものです。家族経営であっても、その多くがそうであるように法人化されていれば、提案89の制約を受けることになります。

提案89はまた、関心事について有権者の教育を望んでいる多くの非営利団体を制約します。例えば、犯罪被害者の擁護団体は、犯罪に対して軟弱な候補者について有権者に警告することを制限されることになります。教師は、私たちの学校の改善を支持する候補者の選出の支援を制限されます。

提案89:中傷的な選挙活動を支払うための増税。

California州には、州を正しい軌道に乗せるための緊急に優先すべき事項が数々あります。

提案89には、2億ドルの増税が含まれており、その資金を中傷的なテレビ宣伝やダイレクトメールに使うために政治家に渡します。

提案89には、納税者から調達されたその選挙資金を政治家がどのように使用するかについては、実質的な制限はまったく設けられていません。つまり、*税者である私たちが政治家の中傷的な広告の支払いを行うことを意味します!*

提案89:裕福な候補者を阻止しません。

提案89は、California州の選挙をお金で買い取ろうとする裕福な候補者に制限を設けていません。

提案89では、納税者からの資金を使って裕福な候補者に対抗して候補する政治家は、選挙運動の実施のために*通常の納税者資金の10倍*までの資金を受けることができます。州知事の候補者は、その選挙運動のために最大2億万ドルもの納税者の資金を受ける資格があります。

提案89:憲法違反です!

California公正政治慣習委員会の元会長であるJames Hallは、次のように述べています。

「提案89は、憲法違反であり、不公正で実行不可能です。」

提案89の支持者は、この提案は他の州の法案を模範としていると言っています。しかし、米国最高裁判所は最近、Vermont州の同じような法案による寄付および支出制限が、言論の自由を制限し、米国憲法修正第1項に違反するという判決を下しました。

提案89:選挙献金制限はすでに設定されています。

California州民はすでに、候補者への寄付を厳しく制限する選挙運動資金改革法である提案34を通過させています。この法律はいくつもの裁判を勝ち抜き、現在も効力を発揮しています。私たちには提案89は必要ありません。

提案89に反対票を入れてください!

提案89は、中小企業、非営利団体、そしてCalifornia州の勤労者を代表する団体に不公正な提案です。私たちの貴重な税金を無駄遣いし、憲法に違反し、効果を発揮しない混乱する法案でしかありません。中小企業、納税者、教育者、組合労働者、そしてその他多くの人と共に、提案89に反対票を入れてください。

ALLAN ZAREMBERG, 会長
California州商工会議所

TONY QUINN, 元コミッショナー
California公正政治慣習委員会

LARRY McCARTHY, 会長
California納税者協会

提案89の反対意見に対する反論

選挙は、特別利益団体ではなく、有権者によって決定されるべきです。選挙は、誰が一番多額の資金を持っているかではなく、誰が最善のアイデアを持っているかを決めるものです。公正できれいな選挙のために提案89に賛成票を入れてください。

提案89:

- 選挙活動の場を平等にし、私たちの選挙をより公正にして、競争を促します。犯罪被害者、教育、ヘルスケア、高齢者、その他の一般California州民の擁護者は、多額の選挙資金使用者にかき消されることがなくなります。
- 州議会がロビイストにより動かされるプロジェクトに無償資金を与える誘因に終止符を打ち、納税者の資金を節約します。現在法人税の抜け穴による33億ドルの損失は、毎年California州の各世帯に$275の負担となっています。
- 中傷的な広告宣伝の対抗手段を提供します。公共資金を受ける候補者は、実際の討論に参加しなければならず、中傷的な30秒の広告宣伝の後ろに隠れることはできません。
- 個人に課税される税金は増加しません。中小企業が責任を取ることにはなりません。
- 言論の自由を保護し、効果的で合憲であることが実証されている他の州にあるようなきれいな資金の公的融資制度を生み出します。
- 私たちの選挙を、最も高額な資金を持つ個人だけではなく、教師、看護師、そして消防士などあらゆる分野からの様々な有資格候補者に開放します。
- 法律違反者に対する厳格な懲罰を制定します。

特別利益団体は、今日の私たちの政治制度を支配したいためにに提案89に反対しているのです。*Los Angeles Times*紙は「提案89:あまりに良すぎて、Sacramentoにとっては脅威的存在」といった見出しを出しています。

有権者に権限を戻す時が来ています。提案89に賛成票を入れてください。

JACQUELINE JACOBBERGER, 会長
California女性有権者連盟

RICHARD L. HASEN, JD, 博士, 合憲選挙法教授

KATHAY FENG, エグゼクティブディレクター
Californiaコモン・コーズ

提案
90 政府徴収、私有地の制限。州民発案の憲法修正案。

公式題名と要約 ★★★

作成 司法長官

政府徴収、私有地の制限。州民発案の憲法修正案。

- 州及び地方政府が、他の私的なプロジェクト又は使用を促進するために、私有地を収用したり、損害を与えることを禁止する。
- 公共の保健又は安全を維持するために必要な場合を除き、政府が土地利用、住宅、消費者、環境、労働環境について特定の法案規則を採択する権限を制限する。
- 土地収用に関する非公開の裁判所決定を無効にする。
- 「公正な補償」を定義する。
- 政府が収用した土地または賃借した土地を公共使用の目的以外で占有することを禁止する。
- 政府が土地収用の目的を破棄した場合、収用した私有地を元の所有者又はその相続人に現在の市場価格での売却を提案することを義務付ける。
- 特定の政府措置を除く。

州及び地方政府の財政への純影響に関する立法アナリストによる見積りの要約:

- (1)特定の新しい法規に関連した土地損失、(2)土地収用に対して、州及び地方政府が土地所有者に支払う年間費用が増加する。費用の金額は不明だが、州全体では多額になる可能性がある。

立法アナリストによる分析

要約

本法案は、以下のようにCalifornia憲法を修正する。

- 新しい法律及び規則の結果起こった多大な経済的損失に対して、資産所有者に支払いを行うことを政府に義務付ける。
- 私有資産の所有権を取得する政府の権限を制限する。

本法案は、家、建物、土地、車、及び「無形」資産(事業や特許の所有権など)を含むあらゆるタイプの私有資産に適用される。本法案の要件は、すべての政府及び地方政府機関に適用される。

経済的損失に対する資産所有者への支払い

州及び地方政府は、長期的な経済を含め、公衆の衛生、安全、又は地域の福祉に有益となる法律及びその他の規則を制定している。(本分析では、「法律及び規則」という用語は、法規、条例、及び規制など様々な政府が課す義務を含めて使用される。)

場合によっては、政府が課す義務により私有資産の価値が低減されることもある。例えば、(1) 自家所有者の土地における開発を制限する、(2) 汚染を低減するために業界に対し運営の変更を義務付ける、又は (3) アパート賃貸を制限するといった法律や規則がこれに該当する。

提案

本法案は、新しい法律又は規則の制定によって私有資産の多大な経済的損失の結果となった場合に、その私有資産の所有者への支払いを政府に義務付けるものである。以下は、本法案の要件の例外となる、また政府による補償が義務付けられる法律及び規則のタイプである。

補償が必要とならない法律及び規則とは?

すべての*既存*の法律及び規則は、法案の補

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

償義務の対象から除外される。新しい法律及び規則もまた、以下の場合はこの義務の対象から除外される。(1) 公衆の衛生及び安全を保護するために制定された、(2) 非常事態宣言の下で制定された、又は (3) California公共業務委員会による料金規制の一環として制定された場合。

補償が必要となる法律及び規則とは?

法案の用語は明確なものではないが、法案には補償が必要となる新しい法律及び規則のタイプとして3つの例が挙げられている。これらの例は、土地利用及び土地開発に関連するもので、以下のように要約される。

- ***資産の地域制下方変更。*** この用語は、任意の区画に許可される開発程度を低減する政府による決定を指す。例えば、以前は1エーカーの土地に5軒の住宅の建築が許可されていた場合に、3軒の住宅の建築を許可する政府の措置が取られた場合は、一般的に「地域制下方変更」と呼ばれることになる。
- ***私有空域の使用制限。*** この用語は、一般的に建物の高さを制限する政府による措置に言及するものである。例えば、景観又は歴史的な特徴を保護するために建物の高さを制限する政府の規則は「空域」制限と呼ばれる。
- ***私有資源へのアクセス排除。*** この用語には、任意の区画につながる唯一の公道を閉鎖するなどの措置が含まれる。

上記の例のほかにも、法案の広義な用語は、その条項が資産所有者に経済的損失を与える将来政府が課す様々な義務に適用されることを示唆している。これらの法律及び規則には、例えば、雇用条件、アパート家賃、絶滅危惧種、歴史的な保護措置、及び消費者の経済的保護に関連する義務が含まれる可能性がある。

政府は資産所有者の全損失額の支払うか?

現行の法律及び裁判所の判決では、政府は通常、政府の措置により資産所有者が資産の有益利用のすべてを剥奪された場合に、法律又は規則の結果として発生した損失に対して資産所有者への補償を義務付けられている。

本法案は、新しい法律又は規則が所有者に「多大な経済的損失」を与えた場合、政府が資産所有者に支払わなければならないことを特に規定している。法案ではこの用語を定義していないが、辞書によると「多大な」とはかなり大きな、又は多量のレベルとされている。従って法案は、今日存在するよりもさらに多くの法律及び規則の費用に関する政府の資産所有者への支払いを義務付けるものであって、現在よりも少ない額（又は多大ではない額）を支払うこと義務付けるものではないと考えられる。

州及び地方政府に与える影響

経済的損失に関する法案の規定は、州及び地方政府の将来の政策決定及び費用に大きな影響を与える可能性がある。ただし、これらの影響の金額及び性質は、裁判所が法案の条項をどのように解釈するかにより、また州議会がこれをどのように施行するかにより左右されるため判断は困難である。以下は明白なものの例である。

- ***政府による資産所有者への支払いの例外となる法律や規則はいくつあるか?*** 法案は、特定の状況下（公衆の衛生及び安全を保護するための措置など）では資産所有者への補償を政府に義務付けていない。これらの例外が広義（狭義ではなく）に解釈された場合、補償が必要となる新しい法律及び規則の数は少なくなる。
- ***多大な経済的損失とはどれほどか?*** 資産所有者への比較的規模の小さい損失（例えば、適正市場価格の10パーセント未満）に対して補償が義務付けたれた場合、政府は、新しい法律及び規則によって発生する費用に対し数多くの資産所有者に支払いを義務付けられる可能性がある。一方で、裁判所により多大な経済的損失は適正市場価格の50パーセントを越えなくてはならないという判決が下された場合、政府が支払いを義務付けられる資産所有者の数は少なくなる。

提案90の本文は187ページをご覧ください。

立法アナリストによる分析 (続き)

法案の下では、州及び地方政府はおそらく政策決定の慣習を修正して、資産所有者の損失に対する補償費用を回避するようになる。場合によっては、これらの費用のために、政府が新しい法律及び規則を制定しない決定を行うことも考えられる。また、政府が目標を達成するために代替策を取る可能性もある。例えば、政府は以下を行う可能性がある。

- 資産所有者が自発的に公共目的を実行するよう奨励金を与える。
- 政府が課す義務の規模を減らし、資産所有者の損失が多大にならないようにする。
- 新しい法律又は規則を公衆の衛生及び安全(又はその他の除外される)目的に直接関連付ける。

ただし、法案の結果、政府に追加費用が発生するケースも数多く発生する。これには、法律が通過された時点で資産所有者への補償費用が発生することを政府が予測している場合、またこれらの費用の発生を政府が予測していない場合が含まれる。政府による資産所有者へのこれらの支払いの合計額は判断できないが、州全体では大きな額となる可能性がある。

資産を収用する政府の権限の制限

公用徴収権(「収用」とも呼ばれる)は、政府による資産所有者に対する補償を条件に、地方、州、及び連邦政府が私有資産を公共利用の目的に没収できる権限である。(場合によっては、政府が電話会社や電力会社、及び非営利病院などの民間団体に公用徴収権を与える場合がある。本分析では、これらの民間団体を「政府」の意味に含むものとする。)

長年に渡り、政府は道路や学校、公園、及びその他の公共施設を建設するために私有資産を収用してきた。これらの公用徴収権の使用のほかにも、政府は公共施設の建設に含まれないその他の公共目的を理由に私有資産を収用している。例えば、政府は以下のような目的に資産を収用している。地域におけるさらに価値の高い事業の開発、環境問題の是正、税収入の向上、及び「一般社会の迷惑的存在」(危険な建物、荒廃した地区、犯罪活動など)への対処。

提案

本法案は、以下のように、資産を収用する政府の権限を大幅に変更するものである。

- 政府が資産を収用できる目的を制限する。
- 政府が資産所有者に支払わなければならない金額を増加する。
- 特定の状況下では、元の所有者への資産の売却を政府に義務付ける。

以下は、政府が資産を収用できる状況、次に収用できない状況に関して、法案により提案されている主な変更である。

政府が資産を収用できる状況とは?

法案では、政府は公道や学校、公園、及びその他の公共施設を建設するために私有資産を収用できる。また政府は、資産を収用し、公共サービス(有料道路の建設及び運営など)を提供するためにその資産を民間団体に賃貸できる。特定の土地区画に一般社会への迷惑的存在がある場合、政府はその区画を収用して、その迷惑的存在を是正できる。最後に、政府は非常事態宣言に対応するため、必要に応じて資産を収用できる。

禁じられる資産の収用とは?

資産を収用する前に、法案ではその資産の「公共利用」を述べることを政府に義務付けている。法案では、以下を目的とした政府による資産の収用を全般的に防ぐため、公共利用の定義を狭義に制限している。

- ***民間利用に移行すること。***法案は、政府が資産を収用した時点で特定の公共利用のみに資産の所有権を維持し、使用しなければならないことを特に規定している。
- ***一般社会の迷惑的存在がその資産に存在する場合を除き、一般社会の迷惑的存在に対処するため。***例えば、政府はそれぞれの区画すべてが荒廃していることが証明されない限り、すべての区画を収用することはできない。

★★★ 立法アナリストによる分析（続き）

- ***任意の地域の事業タイプを変更する、又は税収入を増加する計画の一環として。***例えば、政府は、新しい小売業地域、又は観光目的地の開発を促進するために資産を収用することはできない。

資産の収用に関する訴訟においては、政府は、陪審員に対して資産の収用が本法案に定義されている公共目的のためであることを証明することが義務付けられている。さらに、裁判所は、資産所有者が裁判に負けた場合、資産所有者に政府の弁護士費用又はその他の裁判費用の支払いを課すことはできない。

政府は資産所有者にいくら支払わなければならないか?

現行法では、政府は、資産を収用する前に、所有者に「正当な補償」の支払いを義務付けられている。正当な補償には、資産の「適正市場価格」（資産及びその改善が自由市場で販売される価格）の所有者への払い戻し、及び政府が収用しなかった区画の残りの部分の価値の減少分が含まれる。州法ではまた、政府に対し、資産所有者及びその賃借者への移転費用及び事業費用と損失額の一部の補償を義務付けている。

法案は、資産を収用した際に政府が支払わなければならない金額を増加すると考えられる。例えば、法案では、政府は、資産の収用が行われなかった場合と「金銭的に現在と同じ地位に」資産所有者を位置づけるためにさらに高額な金額が必要な場合は、資産の適正市場価格以上の支払いを義務付けられることになる。また法案は、資産所有者に対し、現在よりもさらに広範な資産の収用に関するコストや費用の払い戻しを受ける資格を与えることになると考えられる。

政府は元の所有者にいつ資産を売るか?

政府が資産を収用した際に述べた目的のために資産を利用することを停止した場合、元の資産所有者（又は相続者）はその資産を買い戻す権利がある。資産は、元の所有者が継続的に所有した場合と同じように資産税を査定される。

州及び地方政府に与える影響

政府は、毎年私有資産所有者から何百万ドルもの資産を購入している。政府の公用徴収権を行使して取得される資産の数は比較的少ない。その代わりに、政府はほとんどの資産を、売却に異議のない所有者から購入している。（ただし、資産所有者はしばしば、相互に納得できる売買契約が交渉できなければ、政府が公用徴収権を行使して資産を収用できることを理解している。）

政府が取得する資産の多くは、本法案の公共目的要件を満たす道路、学校、又はその他の目的に使用されるか、又は特定の一般社会への迷惑的存在の取り組みのために取得される。この場合、法案、政府の資産を収用する権限を低減しない。ただし法案は、政府が資産を収用するために資産所有者に支払わなければならない金額をある程度増加する。さらに、法案は売却に異議のない資産所有者がさらに高い値段を要求する結果となる可能性がある。（これは、資産が公用徴収権によって収用された場合に受け取ることができる金額を要求することができるようになるためである。）この結果として起こる、資産を収用するための政府の費用の増加は不明であるが、大きな額となる可能性がある。

政府が取得する資産の残りは、本法案の要件を満たさない目的に使用される。この場合、政府は、公用徴収権を行使することはできず、資産所有者の自由意志に基づき、交渉によってのみ資産を取得できることになる。法案制定以前に政府が支払ったであろう金額よりも高い売却価格を資産所有者が要求した場合、資産を収用するための政府の支出は増加することになる。反対に、資産所有者が資産の売却を希望せず、政府が購入できる適切な資産がその他になかった場合、資産を取得するための政府の支出は低減する。

全体として、資産を収用する政府の権限に及ぶ純影響力は未明である。ただし、州全体では多大な純費用額となる可能性が予測されている。

提案90の本文は187ページをご覧ください。

提案90 政府徴収、私有地の制限。州民発案の憲法修正案。★★★

提案90の賛成意見

提案90は、公用徴収権の悪用を阻止します!

地方政府は、公用徴収権を不正に利用して、住宅、事業、そして教会を収用することができます。また、一筆で皆さんの資産価値を奪い取ることもできるのです。

私たちは3人の平均的なCalifornia州民ですが、それが私たちに起こったのです。

地方政府は、マンションやホテル、その他の商業プロジェクトの建設を目的に開発業者に提供するため、私たちの資産を不正に収用しようとしたのです。

なぜでしょう? これら開発業者は政治的なコネがあり、これらのプロジェクトは地方政府にさらに多くの税収を生み出すからです。

政府が私たちの資産を収用できれば、皆さんの資産も収用できるのです。

- Manuel Romeroは、隣接するメルセデスベンツのディーラーに駐車場として使用させることを目的に、彼の家族経営のレストランに対して公用徴収権を行使されました。
- Bob Blueは、豪華ホテルの建設を目的に、60年間近くも家族で経営してきた小さな旅行かばん店に対して公用徴収権を行使されました。
- Roem Agustin牧師は、開発業者にマンションを建設させる目的で、教会の収用の危機に直面しました。

裕福な開発業者に巨大な商店、ショッピングモール、高級住宅開発を建設させるために、高齢者、中小企業所有者、または抵抗できない個人に、強制的に資産を放棄させることは間違っています。

政府はまた、資産所有者に何ら補償することなく資産を収用することができます。

政府が皆さんの資産価値を低下させる規制事項を通過させた場合、これは規制上の取得と呼ばれます。これが発生した場合、皆さんは失った価値に対して政府から補償を受けます。

政府は、それが無条件の収用、または皆さんの資産価値を減らす規制を通じたものであるとに関わらず、合法的な公共利用を目的としたものでない限り、またその代価を支払わずして、皆さんの住宅を収用すべきではありません。

これこそ、単純に公正と呼ばれるものです。

これがCalifornia州に住宅保護法案である提案90が必要な理由なのです。

提案90は:

- 昨年の最高裁判所の法外な*Kelo*判決により剥奪された自家所有者の権利を回復します。この判決は、住宅や事業に公用徴収権を使用し、民間開発業者に提供することを可能にしたものです。
- 政府の経済的な利害や力のある開発業者のためではなく、道路、学校、消防署の建設やその他公共サービスの必要性など合法的な公共利用目的に公用徴収権を戻します。
- 補償なく個人の資産利用を剥奪する政府の能力を制限します。

現状から経済的な利益を享受している組織は、有権者を惑わすために何百万ドルもの資金を投じ、空が落ちてくると主張しています。

反対者は、引き続き私たちの私有資産を奪って利益を得られるように現状を維持するという、その本当の動機から人の注意をそらそうとして、脅し作戦を展開しています。

例えば、反対者は法案は環境規制の執行に害を与えると虚偽の主張をしています。しかし、既存のCalifornia州の環境法や規制はすべて明示的に保護されています。

住宅保護法案は、単なる税収の増加を目的とした政府による皆さんの資産の収用を阻止する一方で、私たち全員、そして将来の世代の家族を守ります。

私たちの住宅や事業を守りましょう。

提案90に賛成票を入れてください。

詳細は、www.protectourhomes2006.comをご覧ください。

MANUEL ROMERO, 公用徴収権悪用の被害者

BOB BLUE, 公用徴収権悪用の被害者

PASTOR ROEM AGUSTIN, 公用徴収権悪用の被害者

提案90の賛成意見に対する反論

もちろん、California州民には公用徴収権の乱用から保護される資格があることには私たちの誰もが同意しています。そして、提案90が公用徴収権の優れた改革であったら、多くの思慮深いCalifornia州民はそれを支持するはずです。

しかし、提案90の州外の草案者は、有権者におとり販売をしようとしているのです。この不完全に書かれた提案は、自家所有者を守らずに、かえって害を与えるような無関係で広範囲に及ぶ条項で満たされており、California州のすべての納税者にとっては費用のかかる法案です。

私たちにはだまされる余裕はありません。

提案90の隠された条項は、裕福な土地所有者や企業が巨額の新しい支払いを求めて新しいタイプの訴訟を起こすことを可能にします。これらの訴訟と支払いによって、California州の納税者は年間何十億ドルもの費用を負担することになるのです。

納税者、自家所有者、事業、警察消防、環境保護主義者、そして農業経営者を代表する組織のすべてが、提案90に反対票を入れることを皆さんに強く勧めている理由がこれです。

CALIFORNIA女性有権者連盟は次のように述べています。*「提案90は、基本的に私たちの議会制民主主義制度を変え、すべてのCalifornia州民の福利よりも少数の利益を優先するものです。」*

提案90は、納税者と自家所有者に対抗するものです。

それがCALIFORNIA自家所有者連盟が提案90に反対し、以下のように述べている理由です。*「提案90は、実際には自家所有者に損害を与える罠です。納税者に何十億ドルもの負担をかけ、私たちの地域社会、近隣、そして私たちの住宅価値を保護する基本法規を侵害します。」*

納税者に対する罠に反対してください。提案90に反対票を入れてください。

www.NoProp90.comをご覧ください。

KENNETH W. WILLIS, 会長
California自家所有者連盟

CHIEF MICHAEL L. WARREN, 会長
California州消防隊長協会

JACQUELINE JACOBBERGER, 会長
California女性有権者連盟

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

提案90の反対意見

提案90を投票にかけるために支払った少数の裕福な土地所有者は、California州の有権者に典型的なおとり販売をしようとしています。

皆さんに提案90は公用徴収権に関するものだと思い込ませたいのです。これが餌です。そして、法案の細かい規定事項に隠されている、*California州の全納税者*にとって巨額の新しい費用となる、公用徴収件に関係のない途方もなく広大な項*が罠です。*

提案90は、California州の憲法を修正し、法律が資産や事業の価値に悪影響を及ぼしたと*主張*するだけで、その法律の重要性やその主張がこじつけであるとに関わらず、大規模な土地の所有者や企業が州や地方の納税者に巨額の支払いを要求することを可能にします。

元California州の無所属立法アナリストであるWilliam G. Hammによると、「提案90は、地域住民と州が近隣を守るための基本法規の通過または執行、望まれない開発の制限、環境の保護、不快な事業の制限、そして消費者の保護を継続すれば、毎年何十億ドルという新しい納税者費用を義務付けることになります。」

総費用額の制限がないため、提案90は、納税者に*白紙の小切手*に署名せざるを得ないようにします。大規模な土地の所有者や企業が思いがけない利益を得る一方で、私たちが皆それを支払うことになるのです。

以下は「納税者に対する罠」の仕組みの例です。

地方有権者が、新しい開発について、開発業者が建設したいと*望む*2,000軒ではなく、500軒の住宅に建設を制限する法案を通過した場合、提案90の下、開発業者は残り1,500軒分の住宅の価値に相当する支払いを要求することができます。大規模な開発によって地元地域のサービスや基幹施設に負担がかかったとしても、提案90は納税者を支払いを要求される危険にさらされます。

提案90は、土地利用法だけに限られるものではありません。公式な分析をお読みください。全州的な消費者保護法、テレマーケティング規制、そして労働者保護もすべて新しい支払いの要求の引き金となります。

その結果、提案90は、何千もの費用のかかる訴訟につながり、私たちの裁判所は混雑し、管理制度と手続きが増える結果となります。

これらの訴訟と支払いの費用は、防火や警察保護、救急応答サービス、学校、交通渋滞の緩和、その他重要なサービスに資金を提供するための地元地域の限られた資源から何十億ドルもの資金を奪います。これが、CALIFORNIA州消防隊長協会、CALIFORNIA州警察長協会、*そして*CALIFORNIA州学校役員会協会が提案90に反対している理由です。

提案90*は、納税者をすべての面で勝ち目のない罠にかけます。*生活の質を守るために地域が行動した場合、納税者は、巨額の支払いを強制されることになるのです。あるいは、地域に支払いする余裕がなければ、基本的な生活の質の保護は単に制定されなくなります。CALIFORNIA資源環境保護有権者連盟及び企画及び環境保護連盟が、法案によってCalifornia州の海岸、オープンスペース、農地、水の質を守る私たちの能力を大幅に制限するようになると警告している理由はここにあるのです。

提案90に関する詳細は、*www.NoProp90.comをご覧*ください。

投票の際は、ぜひCalifornia州の納税者、消防士、警察官、教育者、中小企業、土地保護論者、そして自家所有者にご協力ください。

納税者に対する罠に反対票を入れてください。提案90に反対票を入れてください。

CHIEF MICHAEL L. WARREN, 会長
California州消防隊長協会
CHIEF STEVE KRULL, 会長
California州警察長協会
EDWARD THOMPSON, JR., California担当ディレクター
アメリカ農地信託

提案90の反対意見に対する反論

特別利益団体にだまされてはいけません!!!

提案90は、住宅や私有資産を所有そして維持する私たちの基本的権利を守ります。これが「アメリカンドリーム」と*呼ばれるものであり*、政府はそれを破壊すべきではありません。

提案90は、最高裁判所の法外な*Kelo*判決を正します。

公用徴収権を悪用して私有資産を奪って利益を得ている反対者は、臆面もなく皆さんを誤り導き、提案90の効力をゆがめようとしています。

反対者は、細かい規定事項と言っています。私たちも*同意見です*。皆さんには明らかです。

提案90は、現行の州および地方の環境、消費者保護、そして公共安全に関する法律や規制をすべて維持します。「本項に追加される規定は、制定日時点で施行されている法律、憲章の条項、条例、決議、規則、又は規制には適用されない」と書かれた第6項をお読みください。

提案90は、警察や消防士への資金提供とは何ら関係ありません。

公衆衛生と公共安全は保護されています。州議会は、公衆衛生と公共安全を確保するためにどのような新しい法律も制定することができます。

提案90は、皆さんの私有資産を取り上げ、それを他の人に渡して、選挙献金者に報酬を与える政治家から皆さんを守ります。

提案90の本当の 反対者は、私たちの住宅や中小企業を取り上げて利益を得ている個人より高い税金を望む貪欲な官僚、そして公用徴収権を通じて農地、住宅近隣地区、事業、教会を利用し、小規模ショッピングセンターやその他のプロジェクトを開発して何百万ドルもの利益を上げ、選挙献金をしている巨大な開発業者です。彼らが勝てば、私たちは負けるのです。

私たちの家を守りましょう。提案90に賛成票を入れてください。

MIMI WALTERS, 名誉会長
California州住宅保護連合
MARTYN B. HOPPER, California州担当ディレクター
全国独立事業連合(NFIB)
JOHN M. REVELLI, 公用徴収権悪用の被害者

本ページに掲載された意見は執筆者の見解であり、公的機関によって正確性が確認されたものではありません。

州公債債務の概要 ★★★

作成 立法アナリスト

この項では、公債債務に関する州の現状の概要を提供する。また、今回の投票において公債法案が承認された場合に、州の債務水準および返済経費に及ぶ長期的影響についても検討する。

背景

公債融資とは? 公債融資とは、州がさまざまな目的で資金を調達する際に使用する長期借入金の種類の1つである。州は、公債を投資家に販売することにより、この資金を確保する。その代わり、州は、特定のスケジュールに基づき、この資金を利子と共に返済することに同意する。

なぜ公債が使用されるのか? 州は、道路、教育施設、刑務所、公園、水道事業、オフィスビルなどの巨大資本支出プロジェクト(すなわち基幹施設関連プロジェクト)をまかなうために、伝統的に公債を利用してきた。これは、主に、これらの施設が何年間もサービスを提供すること、巨額な経費を一括で支払うことが困難な場合があること、異なる納税者が長期間にこれら施設の利益を享受するためである。しかしながら、州は、最近、一般財源予算における巨額な不足額を埋めるためにも、公債融資を利用している。

州が販売する公債の種類は? 州は、大きく分けて3種類の公債を販売している。以下の通りである。

- ***一般財源公債。***大部分が税収である州の一般財源から返済が行われる。この公債には、2つの形態がある。大部分は、*総合義務公債*である。これは、投票者により承認されなければならず、返済は州の一般課税権限で保証されている。2番目の種類は、*リース収入公債*である。公債が融資した施設を使用している州機関が支払う賃貸料(主に一般財源)から返済される。これらの公債は投票者の承認を必要とせず、保証されていない。結果として、総合義務公債よりもいくらか高い利子経費となる。
- ***従来の歳入公債。***これも資本プロジェクトに融資するが、一般財源による支援はない。むしろ、橋の通行料金のような、通常、融資したプロジェクトにより生み出された、決められた歳入から返済される。また、これらの公債も州の一般課税権限で保証されておらず、投票者の承認を必要としない。
- ***予算関連公債。***2004年3月、州予算累計赤字及びその他の債務の支払を援助するために150億ドルの公債発行を許可する提案57が有権者により承認された。このうち113億ドルが2004年5月及び6月の公債販売により調達され、今後37億ドルが販売可能である。これらの公債の返済が一般財源に与える影響は、年間経費約150億ドルである。(現行法では、公債をより早期に返済するため提案58で設けられた予算均衡勘定(BSA)からの追加債務返済も認めている。)この公債の返済も、州の一般課税権限で保証されている。

公債融資の直接経費とは? 公債にかかる州の経費は、主に、販売額及び公債の利率、返済期間、満期構成などに左右される。例えば、直近販売された総合義務公債は、均等な年間返済額で30年全期間に渡って返済される。公債発行の免税利子率が5パーセントであると仮定すると、元利均等分割返済で30年間にわたり返済する費用は、借入れ1ドルに対して2ドル近い。つまり、借入額が1ドルで利子が1ドル近くとなる。しかしながら、この経費は、30年の全期間に分散されるので、インフレーション調整後の経費は、これより大幅に少なくなり、借入れ1ドルに対して約1.30ドルとなる。

州の現在の負債状況

一般財源債務残高。2006年7月1日現在、基幹施設関連の州一般財源公債の、州が元本と利子の支払を行っている債務残高はおよそ450億ドルである。この一般財源公債負債額の内訳は、総合義務公債が370億ドルで、リース収入公債が80億ドルである。また、州は約300億ドルの承認済みの総合義務公債及びリース収入基幹施設公債を未販売である。これらの公債のほとんどは拠出が確約されているが、関連プロジェクトが開始されていない、又は進行中のプロジェクトが建設の主要段階に達していない。上記の合計額には、上記で特定された予算関連公債は含まれない。

一般財源債務返済。2005-06年度の基幹施設関連総合義務公債及びリース収入公債に対する一般財源債務支払は、およそ39億ドルであったと我々は予想している。既に承認済みであるものの現在未販売の公債が市場に流通するのに従い、公債債務残高に対する経費は、2010-11年度には最高のおよそ55億ドルに達する。また、予算関連公債の年間費用が含まれている場合には、債務返済経費の合計は2005-06年度には51億ドルであり、2009-10年度には最高のおよそ84億ドルに上昇する。(これらの額は、BSAからの追加返済を前提としている。)

作成 立法アナリスト

債務返済比率。州の負債状況の一つの指標が、債務返済比率(DSR)である。この比率は、州歳入のうち、公債の債務返済経費を用意しなければならないために州の他のプログラムに利用することのできない分を示している。図1に示すように、DSRは1990年代前半に増加し、最高5.7パーセントまで上昇した後、いくつかの債務返済への取組みが部分的な要因となり、2002-03年度に3パーセント以下に低下した。その後、DSRは2003-04年度に再び上昇に転じ、現在、基幹施設公債については4.2パーセントとなっている。現在承認済みの公債が販売される2008-09年度に、この比率は最高4.8パーセントに達すると予想される。

今回の投票における公債提案の影響

今回の投票には総合義務公債法案が5件あり、新規承認の総額は427億ドルとなる。これには以下がある。

- ハイウェー安全及び交通量削減及び大気質及び港湾安全の資金として州に199億ドルの公債の発行を許可する提案1B。
- 住宅及び開発プログラムのために州に28億5000万ドルの公債の発行を許可する提案1C。
- 幼稚園から大学までの教育施設の資金として州に104億ドルの公債の発行を許可する提案1D。
- 洪水管理プロジェクトのために州に41億ドルの公債の発行を許可する提案1E。
- さまざまな資源関連プロジェクトの資金として州に54億ドルの公債の発行を許可する提案84。

初めの4法案は、議会及び知事により承認された基幹施設公債一括法案を構成する。5件目の法案は、州民発案手続きを経て投票にかけられている。

債務返済に対する影響。今回の投票における427億ドルの公債が全て承認された場合、公債の返済期間に渡り債務返済合計額としておよそ2倍の額が必要となる。公債の平均年間債務返済額は、販売の時期によって異なる。10年間に渡って販売されたとすると、予算経費は平均して年間およそ20億ドルとなる。

債務返済比率に対する影響。図1は、全ての公債が承認され販売された場合に、長期的に州のDSRがどうなるかを示している。2010-11年度に最高5.9パーセントまで上昇し、その後下降する。

図1

一般財源債務返済比率 [a]

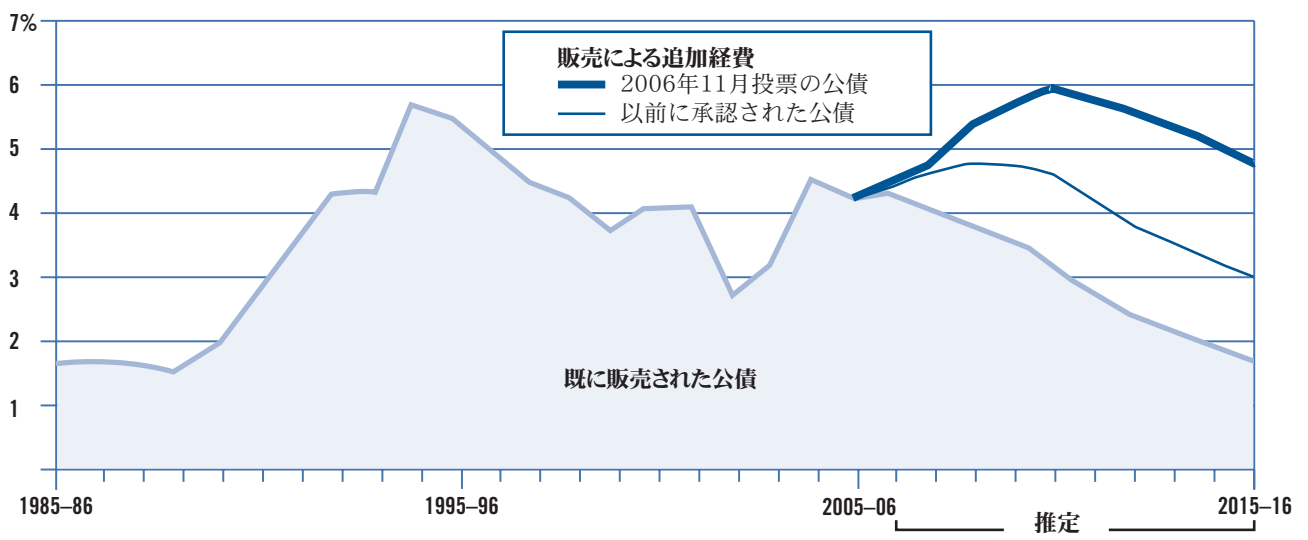

[a]歳入及び送金に対する債務返済の比率。予算関連公債を除く。

州の公選職の候補者リスト ★★★

提案34は2000年11月7日の総選挙において有権者により採択されました。この法案の下で、任意である支出制限を受け入れた知事、副知事、州務長官、監査官、出納官、司法長官、保険コミッショナー、査定平準局役員会役員のすべての候補者は、California投票情報ガイドに有料で250語以内の声明文を掲載する機会が与えられます。

2006年11月7日の総選挙における知事立候補者の支出上限は$11,150,000です。2006年11月7日の総選挙における副知事、州務長官、監査官、出納官、司法長官、保険コミッショナーの立候補者の支出上限は$6,690,000です。2006年11月7日の総選挙における査定平準局役員会立候補者の支出上限は$1,672,000です。

以下の州の公選職の候補者リストは、2006年8月14日現在のものです。現在の候補者リストは、http://www.ss.ca.gov/elections/elections _ cand.htm.をご覧ください。以下のリストでは、任意である支出制限を受け入れた候補者を星印(*)で示しています。

州知事

Angelides, Phil	*民主党*
* Camejo, Peter Miguel	*グリーン党*
* Jordan, Janice	*平和自由党*
* Noonan, Edward C.	*アメリカ独立党*
* Olivier, Art	*自由意思党*
Schwarzenegger, Arnold	*共和党*

副知事

* Alexander, Stewart A.	*平和自由党*
* Garamendi, John	*民主党*
* King, Jim	*アメリカ独立党*
* McClintock, Tom	*共和党*
* Shaw, Lynnette	*自由意思党*
* Warren, Donna J.	*グリーン党*

州務長官

* Akin, Margie	*平和自由党*
* Bowen, Debra	*民主党*
* Hill, Forrest	*グリーン党*
* Lightfoot, Gail K.	*自由意思党*
* McMillon, Jr., Glenn	*アメリカ独立党*
* McPherson, Bruce	*共和党*

監査官

* Barrón, Elizabeth Cervantes	*平和自由党*
Campbell, Warren Mark	*アメリカ独立党*
* Chiang, John	*民主党*
* Strickland, Tony	*共和党*
* Tello, Donna	*自由意思党*
* Wells, Laura	*グリーン党*

**この候補者は任意である支出制限を受け入れています。*

州の公選職の候補者リスト ★★★

出納官

Lockyer, Bill	*民主党*
* Noonan, E. Justin	*アメリカ独立党*
* Parrish, Claude	*共和党*
* Sanders, Gerald	*平和自由党*
* Smithson, Marian	*自由意思党*
* Thakker, Mehul M.	*グリーン党*

司法長官

Brown, Jerry	*民主党*
* Harrison, Jack	*平和自由党*
Poochigian, Chuck	*共和党*
* Weissman, Kenneth A.	*自由意思党*
* Wyman, Michael S.	*グリーン党*

保険コミッショナー

Burden, Jay Earl	*アメリカ独立党*
* Bustamante, Cruz M.	*民主党*
* Cafiero, Larry	*グリーン党*
* Condit, Tom	*平和自由党*
Ogden, Dale F.	*自由意思党*
Poizner, Steve	*共和党*

査定平準局役員会

第1区

Campbell, David	*平和自由党*
* Neighbors, David J.	*共和党*
* Watson, Kennita	*自由意思党*
* Yee, Betty T.	*民主党*

第2区

* Leonard, Bill	*共和党*
Michlin, Willard Del	*自由意思党*
* Perry, Richard R.	*平和自由党*
* Raboy, Tim	*民主党*

第3区

Christian-Heising, Mary	*民主党*
Finley, Mary Lou	*平和自由党*
* Steel, Michelle	*共和党*

第4区

Chu, Judy	*民主党*
* Forsch, Glen	*共和党*
* Henderson, Cindy Varela	*平和自由党*
* Kadera, Monica W.	*自由意思党*

* *この候補者は任意である支出制限を受け入れています。*

州知事
★ ★ ★

- 州の最高責任者として、州のほとんどの省庁や機関を監督し、裁判官を指名する。
- 新しい法律を提案し、法案を承認又は拒否する。
- 州の年次予算を作成し提起する。
- 緊急時において、州資源の動員と指揮を行う。

ART OLIVIER
自由意思党

www.electArt.com

支出を削減します!California州は、3年前に州知事が$96,000,000,000の予算を提案した際、州知事をリコールしました。現在、州予算は$131,000,000,000となり、11月の投票用紙には、それに加えて$43,000,000,000の公債が掲げられています。不法移民には、いかなる恩典も与えません。不法移民に無料のヘルスケアや教育を提供すれば、さらに不法移民を呼び込むことになります。Californiaの財政にはそのような余裕はありません。交通渋滞に終止符を打ちます。ガソリン税や車両免許料を道路の車線追加工事に充て、業務用トラック専用の民間有料道路の建設を行えるようにします。Art Olivierは市長として減税やサービスの向上を行った実績を持ち、次期州知事として、再びこれらを実現いたします!

JANICE JORDAN
平和自由党

www.janicejordan.org

安価な住宅。すべての人々が利用できるヘルスケア。生活を保証する賃金。良心のために、投票して下さい!皆様の不安を高めるためではなく!

PETER MIGUEL CAMEJO
グリーン党

1710 Broadway #122
Sacramento, CA 95818

(510) 587-0807
info@votecamejo.com
www.votecamejo.com

「本を著さなければならない。」という表現をお聞きになったことがあると思います。私はそれを実行しました。そのタイトルは「California: 企業支配のもとで」です。企業は、選挙制度を支配し、学校の民営化を望み、スポーツフィールドに自分たちの名前をつけ、メディアを支配し、生態環境を破壊し、競って略奪を行っています。California州では、最も利益を上げている企業が州税を支払っていません。平均して州民の90パーセントが、35年間にわたり物価調整賃金を受け取っておらず、州の経済が2倍以上に拡大し、企業の利益が急速に伸びている一方で、実質最低賃金は大幅に減少しました。私のウェブサイトでは、公平な税が、250億ドルの追加予算増を実現し、大半の州民に減税をもたらしながら、教育資金の大幅増加、代替エネルギーへの大規模な移行の開始、及び基幹施設の近代化を成し遂げる道筋が示されています。移民は雇用の創出を支えます。結婚はすべての人々にとって選択肢のひとつであるべきです。死刑、スリーストライク法、及び人種プロファイリングには終止符を打つべきです。時代遅れの、排他的な、勝者がすべてのお金を手にできる選挙制度は、いたるところで背を向けられています。私たちに必要なのは、州民が自分たちの支持する候補者に自由に投票し、またすべての意見を聞くことができる、公的資金、比例代表制、そして順位付け投票です。私のウェブサイトvotecamejo.comにアクセスし、Californiaに積極的な改革をもたらすこの革新的機会を計画し、実行することに力を貸してください。ご支持を有難うございます。

EDWARD C. NOONAN
アメリカ独立党

1606 Gold St.
Marysville, CA 95901

(530) 743-6878
vote2006@ednoonan4gov.org
www.ednoonan4gov.org

私のウェブサイトをご覧ください。ednoonan4gov.org, http://www.aipca.org, http://www.constitutionparty.org

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

州副知事

★ ★ ★

- 州知事の弾劾、死亡、辞職、解任、又は州不在の場合に、州知事の職務及び責任を引き継ぐ。
- 州上院の議長として職務を果たし、議長を務め、決定票を持つ。
- 経済開発委員会の議長、州土地委員会の委員、及びCalifornia州大学制度の役員を務める。
- California州世界貿易委員会の職権委員を務める。

LYNNETTE SHAW
自由意思党

7336 Santa Monica #822
West Hollywood, CA 90046

(415) 209-3996
lynnette@voteshaw.info
www.voteshaw.info

患者やその医師に対する争いには終止符を打たなければなりません。医療用大麻はこの10年間合法とされていますが、当局は依然として介護師、患者、そして医師を逮捕しています。これは、時間、人材、そして納税者の納めた税金の無駄遣いです。私の提出したマリファナ平和計画は、Marin郡でこの9年間実施されてきました。このプログラムによって、多くの違法麻薬密売人が私たちの町から消え、患者が守られ、医療の質が向上しました。私やWillie Nelsonとともに、工業用大麻生産家庭農家を救い、皆様の医療の権利を守ってください。私、Lynnette Shawは、州副知事候補者として皆様のご投票をお願いいたします。www.ca.lp.org

DONNA J. WARREN
グリーン党

P.O. Box 88808
Los Angeles, CA 90009

(213) 427-8519
ecottry@socal.rr.com
www.donnawarren.com

私は、1999年に平和のための100万票キャンペーンで立候補した際に、South Centralにおけるクラックコカイン蔓延に関してCIAを告訴し、また、2004年には、California州のスリーストライク法修正のために、提案66の準備に参画しました。私は、州議会を、企業や特別利益団体ではなく、州民の皆様の代弁者へと導いてまいります。*燃料の無駄遣い*を止めましょう-ガソリンスタンドで、石油会社へ協力することは止めましょう。地球温暖化に歯止めをかけ、Californiaが科学医療研究分野で競争力を持ち続けられるようにしましょう。私の政治要綱全般については、www.donnawarren.comをご覧ください。

STEWART A. ALEXANDER
平和自由党

40485 Murrieta Hot Springs Rd., Ste. 149
Murrieta, CA 92563

(909) 223-2067
stewartalexander4paf@comcast.net
www.salt-g.com

働く人々には、政府内に、これまで以上に大きな発言力が必要です。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

TOM McCLINTOCK
共和党

1029 K Street, Suite 44
Sacramento, CA 95814

(916) 446-1246
info@tommcclintock.com
www.HelpTom.com

一世代前、California州は、少ない税金、多くの雇用、手頃な価格の住宅、安価な電気、そして豊かできれいな水を有した可能性のある土地でした。子どもたちは家庭にいれば安全で、家族は家で安心していられました。私たちは、世界で最も優れた幹線道路網と国内で最もすばらしい学校制度に恵まれていました。そのような時代から現在へと変化もたらしたのは、ただひとつ、劣悪な公共政策です-そして私たちは力を合わせてこれを修正することができます。リコール選挙の期間中、私はCaliforniaの生活の質を再び高めるための総合計画を提案しましたが、州副知事として、今後もこうした改革を粘り強く推進してまいる所存です。この25年間、私は、家庭の重圧となっている税金を削減し、私たちの税金を無駄にする官僚主義を抑え、経済の崩壊を招く規制を減らし、州内のさまざまなサービスの負担となる不法移民に反対し、長年放置されてきた公共土木事業を復活させるために力を尽くしてまいりました。現在平均的家庭で年間$490の自動車局手数料を節約しているCalifornia自動車税の廃止運動は、私が始めたものです。私は、一市民の財産を他の市民の個人的利益のために政府が押収することを止めさせるべく、先頭に立って運動しております。そして、今後も、共和党ならびに民主党の政権における浪費と不正に戦いを挑んでまいります。私たちは力を合わせて、私たちの親たちが与えてくれたゴールデンステートを、子どもたちのために再建することができるのです。私のウェブサイト*www.HelpTom.com*にアクセスして私の提案をご覧になり、Californiaの将来に向けた草の根運動にご協力ください。

JOHN GARAMENDI
民主党

P.O. Box 496
Sacramento, CA 95812

(916) 863-6881
info@garamendi.org
www.garamendi.org

今こそ、州副知事の職務を、子どもたち、勤勉な家族、そして退職したCalifornia州民の皆様の強力な擁護者として利用するときです。これが保険コミッショナーとして私が採っているアプローチです-消費者を保護し、不正者を処罰し、そして次のような結果をもたらしたのです。*10億ドルを超える保険の割戻し - 220億ドルの自動車保険料の節約 - 2,400万ドルの火災罹災者に対する自家所有者給付増額 - 4,600万ドルの保険会社に対する罰金。*州副知事としても、私は同様に強力な擁護者となる所存です - 学校資金の全額出資を求めて皆様のために力を尽くし、国際市場において中小企業が生き残れるよう後押しし、利益よりも人々を重視する質の高いヘルスケアをすべてのCalifornia州民の皆様に提供するべく努力し、女性の権利を保護いたします。California大学評議員ならびに州立大学管財人として、私は、*高等教育の後見人*となり、- 優れた教育の推進、研究活動の育成、そしてイノベーションの創出を進める所存です。州土地委員会では、Clinton大統領政権の内務副長官として用いたものと同じアプローチをとり、- *Californiaのすばらしい海岸、公園、及び天然資源を保護する所存です。*省エネルギーと代替エネルギーを推進することによって、気候変動に取り組んでまいります。沿岸におけるこれ以上の石油掘削に反対し、石油会社の過剰利益に異議を唱えます。企業による環境汚染に歯止めをかけるために戦ってまいります。こうした目標の達成に向け、知事や議会と力を合わせてまいります。*California州の教師、警察官、消防隊員、Feinstein上院議員、及びAl Gore氏は、私の意見に賛同し、私の独立性を尊重しております。これらの人々から、私は立候補へのご支持をいただいております。*私は、保険コミッショナー、内務副長官、州上院議員、California大学Berkeley校でのアカデミックオールアメリカン受賞者、Harvard大学経営学修士、平和部隊ボランティア、夫、そして父親としての経験を背景として立候補いたしました。*謹んで、皆様のご投票をお願いいたします。www.garamendi.org*

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

州務長官

★ ★ ★

- 州の選挙担当官の長として、選挙法を管理、施行し、政治改革法の下で義務付けられているすべての選挙運動及びロビイストの公開声明の記録を保管する。
- 企業、商標、統一商事法典、公証人、及び合資会社に関する公文書を管理する。
- 歴史的に価値のある書類及び芸術品を、California州記録保管所に集めて保存する。
- California州世界貿易委員会の職権委員を務める。

DEBRA BOWEN
民主党

578 Washington Blvd. #409
Marina del Rey, CA 90292

(310) 823-3106
info@debrabowen.com
www.debrabowen.com

California州は、Florida州やOhio州のようになってはいけません。選挙結果に、不正や操作の疑いがあってはならないのです。上院選挙委員会議長として、私は、*皆様の投票が正確に集計されることを確認し、選挙が大金によって支配される状況に終止符を打つ*べく力を尽くしております。州務長官は、選挙過程に信頼を取り戻さなければなりません。私は、電子自動投票計算機の結果を記録紙に印刷することを義務付け、自動投票計算機の製造業者による選挙運動献金を禁止するために奮闘しました。公職についた初日以来、選出役職者として、*私は贈与の受け取りをお断りし*、特別利益団体からの資金提供の影響を制限することを主張しています。私は、州民発案請願を投票にかけるための資金提供源を明確に開示するよう求める法案を起草いたしました。また、有権者が郵便による投票用の投票用紙を自動的に受け取ることができることを定めた提案を起草いたしました。現在私は、州務長官事務局で、家庭内暴力の犠牲者が、虐待者に住まいを知られないようにするセーフアットホームプログラムの拡大に努めております。*私は、消費者保護、プライバシーの権利、開かれた政府、そして選択権確保のために戦っています*。私は、皆様の社会保障番号が悪用されることを防ぎ、個人情報の盗用から皆様を保護する法案を立案し、指導的役割を果たしました。Barbara Boxer上院議員、Dianne Feinstein上院議員、全米女性機構California州支部、California看護師協会、California教員連盟、及びSierraクラブが、連名で私への支持を寄せています。選挙運動と選挙における不正の一掃を実現するためにともに戦ってください。どうか私に投票をお願いいたします。

MARGIE AKIN
平和自由党

20212 Harvard Way
Riverside, CA 92507

(951) 787-0318
margieakin@hotmail.com
www.akin2006.com

新しい技術は、投票者により良いサービスを提供し、民主主義の強化のために投票率を引き上げる助けになるべきものです。私たちがその代わりに手にしたのは、不確かで欠陥のある投票システムです。私たちは、選挙過程全体を通じて、違法行為や企業の影響に終止符を打つ必要があります。

FORREST HILL
グリーン党

815 Washington Street, Suite 24
Oakland, CA 94607

(415) 839-7300
forrest@VoteForrest.org
www.VoteForrest.org

*California州の選挙制度には、一時しのぎの対応ではなく、徹底的な調査見直しが必要です!*私たちは、特定政党に有利な選挙区割りを止め、すべての市民の声が政府内に十分に届くことを保証できなければなりません。即時決選投票によって市民により多くの選択肢を与えなければなりません。すべての投票が正確に集計され、自動投票計算機が投票者照合可能な投票用紙を印刷できるように要求しなければなりません。選挙日当日の登録を認めて投票率を高める必要があります。あらゆる選挙関連の献金に新たな規制を設け、公正な公的資金法を施行することで、不正行為を止めさせなければなりません － *私は、MITで海洋生物学の博士号を取得した財務顧問です*。私は、現在の制度を修正し、Californiaに自由で公正な選挙をもたらすことができます。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

BRUCE McPHERSON
共和党

925 University Ave.
Sacramento, CA 95825

www.mcpherson2006.com

2005年、私は州知事に州務長官として指名され、議会のすべての民主党議員ならびに共和党議員によって全会一致で承認されました。私は事務局に無党派主義をもたらし、我が州の選挙過程に信頼を回復し、州全体で成功裏に行われた2回の選挙を監視しました。私が最も重要とする使命は、私たちの基本的な自由 - 投票する権利を守ることです。私が州務長官に就任したとき、事務局は、政治的、経済的そして組織的にも混乱していました。California州は、連邦が示した新しい投票方法の要求に従う準備が十分ではなかったのです。私は事務局に信頼性をもたらすために懸命に働きました。私は、California州内の58の郡すべてに出向き、選挙管理を有効に進めるために各選挙管理人と面会しました。数週間以内に、私はそれまで9ヶ月間にわたって凍結されていた連邦選挙資金のうち1億6,900万ドルを取り戻しました。California州は現在、不正の可能性を減らす投票者登録データベースを伴った投票技術の近代化で、国のトップにあります。私は、選挙運動資金改革のために力を尽くしており、選挙運動献金の即時インターネット公開を支持します。事務局の効率と対応能力の向上に向け、私たちは電話で行っている仕事のオンライン化を奨励しています。私は、California州の国際貿易機会を高め、Californiaが今後も世界第6位の経済を維持できるように尽力しています。私の良好な実績がこれまで行ってきたことを証明しています。私は、California州教員協会、California州保安官協会、California州女性指導者協会、California州中小企業協会、California州農業事務所、及び選出役職者による超党派グループからの支持をいただき、誇りに思っております。州務長官へ、皆様からのご投票を謹んでお願いいたします。www.mcpherson2006.comにアクセスしてください。

GLENN McMILLON, JR.
アメリカ独立党

14400 E. 14th St., Apt. 11
San Leandro, CA 94578

(510) 483-2845
mcmillon@alum.mit.edu
www.aipca.org

妊娠中絶反対。家族主義支持。法執行支持。www.myspace.com/mcmillon2006. www.aipca.org.

GAIL K. LIGHTFOOT
自由意思党

P.O. Box 598
Pismo Beach, CA 93448

(877) 616-1776
SOSVoteLP@aol.com
www.smartvoter.org

投票者にすべての情報を。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

監査官

★ ★ ★

- 州の財務担当官の長として、州のすべての公的資金の会計及び簿記を管理する。
- 州の給与制度と所有者不明資産に関する法律を管理する。
- 査定平準役員会と管理役員会を含めた多数の役員会及び委員会のメンバーとして務める。
- 州業務の監査と検討を行う。

TONY STRICKLAND
共和党

P.O. Box 1371
Thousand Oaks, CA 91358

(805) 297-4529
tony@tonystrickland.com
www.tonystrickland.com

政治家たちは増税について議論を重ねていますが、私がここで述べることはその政治家たちが皆様には知って欲しくないと考えている秘密です。もし私たちが、官僚制度から浪費、不正及び違法行為を取り除けば-そして州のさまざまなプログラムへの申請者に市民権の証明を義務付ければ-増税をしなくとも、州の均衡予算が実現し、道路の修繕、近隣地区の防犯、そして教師に対し当然支払われるべき給与の支払が可能となるのです。皆様の監査官となりました暁には、私は、巨大に膨れ上がったLA統一学区の監査を行い、生徒たちが確実に読み、書き、そして英語を話すことを学ぶよう監督する所存です。私は、皆様のために喜んで力を尽くすでしょうか?もちろんです。エネルギー危機の際、政治家たちは事を荒立てることを恐れていましたが、私は、エネルギー企業との秘密契約についてGray　Davisを告訴し-そして勝訴しました。私は、ガソリンに対する二重課税を廃止する活動の先頭に立ってまいりました。そして、数十億ドルに上る赤字予算に人々が異議を唱えなかったときにも、私は、説明義務と常識を取り戻すために行動を起こしました。California州内の主要な納税者組織は、皆様が納めた税金の行方に関わる問題に際し、私が引き下がらないことを知って、私を支持しております。浪費は私たちすべてに損害を与えます。浪費によって、教室はなくなり、教師は不当な待遇を得、私たちは皆、交通渋滞に立ち往生することになるのです。監査官として、私は、福祉から自動車局手数料、そして公衆衛生制度まで、政府のあらゆる分野で官僚主義と戦ってまいります。皆様はお金を得るために懸命に働いており、皆様には税金が公正に使われるよう求める権利があるのです。私のウェブサイトにアクセスし、ご支援をお願いいたします。*www.TonyStrickland.com.*

LAURA WELLS
グリーン党

P.O. Box 16025
Oakland, CA 94610

info@LauraWells.org
www.LauraWells.org

私は、今、California州に対して、これまで長い間持ち続けてきた以上の大きな希望を持っています。多くの人々が耐えかねて、積極的な行動を取ろうとしています。私は、州監査官として貢献したいと望んでおります。監査官は、州の簿記係であり、自分を選出してくれた市民の皆様に対し、皆様のお金がどのように管理されているかを正確に報告する職務です。私は20年以上にわたり金融制度-投資、年金基金、労働組合費会計、不動産ローン-に関わり、この職務を果たす資格を備えております。私は健全な生き方を生涯の目標としており、California州の予算がCalifornia州の価値観に沿ったものとなるようにする能力を備えております。すばらしい環境と優れた経済とは、相反するものではなく一体となって働くものであることを理解している監査官を想像してください。グリーン党の監査官は、犯罪予防が、拡大し続ける刑務所よりも公共の安全に資するということだけではなく、私たちが再び世界に誇れる教育制度を手に入れるための資金獲得につながる節約にもなることを理解しています。ヘルスケアの分野では、過剰な管理費と、対象者の数も減らされ質も低下し続けるヘルスケアから、すべての人々により低い費用で提供できるヘルスケアへ移行することができるのです。私は、選挙のスピードアップを進め、民主主義を強化し、費用を削減するための、順位付け投票（即時決選投票）を始めとする選挙改革を支持いたします。私が希望を持っている詳しい理由については、私のウェブサイトをご覧ください。*www.laurawells.org*。今年こそ、真の変革をもたらすこの勢いの中でともに進みましょう。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

JOHN CHIANG
民主党

600 Playhouse Alley #504
Pasadena, CA 91101

(626) 535-9616
info@chiangforcalifornia.com
www.chiangforcalifornia.com

California州は、法人税の抜け道を厳しく取り締まり、石油会社及び保険会社が公正に税金を支払うことを強く求める監査官を必要としています。California州は、中流家庭に対する税金を単純化し、納税額の計算とオンラインによる納税を容易にする監査官を必要としています。California州は、子どもたちが厳しさを増す競争世界で生きるために必要な人材や資金を学校に確保するための監査官を必要としています。私がこの度州監査官に立候補した理由はここにあります。私は、20年間にわたり、公平な州税と健全な財政政策を目指し尽力してまいりました。Georgetown大学で財政及び法律の学位を取得後、私は、California州監査官の事務局で政策顧問として働きました。査定平準役員会ならびに州特許税役員会の役員及び議長として、私は、納税者の家庭や中小企業の声を強く伝えてます。また、自らの税務政策分野における専門知識を、企業の顧問弁護士に立ち向かうために役立て、特別利益団体への優遇税制廃止を要求します。私は、いかにして、政府による無駄な支出を監査し、開示することによって、皆様の税金が重要なサービスのために使用されるようにするかを分かっております。*San Francisco Chronicle紙*によれば、私の持つ専門知識は、*「実質的に州の財務官の長としての職務を果たすのための堅固な基盤」を与えるものであるとしています。Sacramento Bee紙*は、私のことを*「民主党が近年生み出した最もすばらしい若き有望な候補者のひとり」としています。*私は、質の高い学校に対する全額資金供与を行うために尽力してまいります。こうした政治姿勢から、私は、California州の学校教師からのご支持をいただいております。詳しくは *www.ChiangforCalifornia.com*をご覧ください。

ELIZABETH CERVANTES BARRÓN
平和自由党

1720 Main Street
Venice, CA 90291

(951) 787-0318
ebtlaloc@aol.com
www.pfpboe.org

富裕層に増税を、労働者に減税を。

DONNA TELLO
自由意思党

13446 Poway Road #202
Poway, CA 92064

donnatello4cacontroller@cox.net
www.donnatello.da.ru

人ではなく支出の管理を。特別利益団体ではなく、納税者の保護を。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

出納官

★ ★ ★

- 州の銀行家として、州の投資を管理する。
- 州公債及び証券の売却を管理して、大部分の州資金の投資を管轄する。
- 公債の販売に関するものと中心とする数件の委員会で議長や委員を務める。
- 州資金が監査官及び他の州機関によって支出される場合に、その支払いを行う。

MARIAN SMITHSON
自由意思党

(626) 919-1593
mariansway@earthlink.net

California州は、財政責任を有するリーダーシップを必要としています。公債法案に反対票を投じましょう。

CLAUDE PARRISH
共和党

P.O. Box 2427
Palos Verdes, CA 90274

(213) 688-8862
parrishfortreasurer@gmail.com
www.smartvoter.org/vote/Parrish

州公債の利息支払のために使われる州予算は、ますますその割合を増やしています。このため、議会には、すべての州税の引き上げという圧力がかかっています。法人税、個人の所得税、あるいは消費税の増加は、いかなるものでもCalifornia州経済に停滞をもたらし、間違いなく企業はこの州を見捨てるでしょう。我が州はすでに大きな負債を抱えているのです!まず第一に、州出納官は、議会に先立ち、最重要の、又は最も費用効率が高い公債発行を除き、すべての公債の発行に反対しなければなりません!第二に、全米証券業者協会(NASD)の証券免許を取得していることから、私は金融市場を理解しています。私たちは、数億ドルもの引受手数料を受け取る「Wall　Street」の「中間業者」との取引を排除し、代わりに、公債の引受を、Californiaに拠点を置く証券仲買企業に割り当てる必要があります。州は、数億ドルの節約ができるばかりでなく、こうしたCalifornia州に拠点を置く企業から税金を得ることもできるのです。第三に、出納官の事務局は、市民に開かれたものであり、費用効果が高く、効率的な方法で運営される必要があります。その訳はこうです。California州の住民の皆様にとって、州公債は、連邦ならびに州の個人所得税の免税対象となっています。しかしながら、これらの州公債は、仲介企業によって$10,000未満の額では提供されないために、平均的なCaliforniaの住民の皆様には手に入れることができません。私は、小規模投資家制度を設け、California州民の皆様が$100からでもこうした免税公債に投資できるようにいたします。皆様のご投票をお願いいたします。私はHoward Jarvis納税者協会及び多数の主要州議会議員からご支持をいただいております。

MEHUL M. THAKKER
グリーン党

815 Washington St. #52
Oakland, CA 94607

mehul@votethakker.com
http://www.VoteThakker.com

*企業はその資金を使って政治的影響力を手に入れるべきではありません。*それゆえ、私は大企業からの献金を受け取りません!私たちは、州の年金を保護し、税金を、より良い学校、誰もが利用できるヘルスケア、手頃な価格でより手に入れやすい住宅、コミュニティの発展、及び公害のないエネルギープログラムに向けた資金提供に投資するべきです。教育が重荷となるのではなく、利益となるように、学生ローンの返済を免除すべきです。California州の資金を預かる銀行は、法外な、環境破壊につながる貸付を止める必要があり、私たちは州の投資を、地域経済を支えるコミュニティの開発銀行と信用組合に移行するべきです　California州の最も収入の多い層上位1%が、最貧層と同率の地方税及び州税を納めれば、Californiaの州予算を均衡予算にすることができます。不法就労者の合法化を公平に実施し、すべての労働者が、インフレ防衛を考慮した公正な最低賃金を支払われるようにする必要があります。-私は、我が州の世界経済における競争力や世界平和を促進する能力は、*新しい方向*を定める能力にかかっていると信じております。Thakkerにご投票いただき、すべての*California州民のための経済的公正を目指してともに力を尽くす後押しをしてください。*

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

司法長官

★ ★ ★

- 州司法官の長として、州の法律が一律にかつ適切に執行されることを保証する。
- 州の法務業務を行い、各地域における法執行を援助する司法部門の代表を務める。
- 州の訴訟において主任顧問の役目を果たす。
- 地方検事及び保安官を含む法執行機関を監督する。

MICHAEL S. WYMAN
グリーン党

P.O. Box 9380
San Rafael, CA 94912

(415) 785-3448
vote4mike@comcast.net
www.votewyman.org

大部分のCalifornia州民は、死刑よりも、仮釈放を認めない終身刑の方が良いと考えています。大部分のCalifornia州民は、凶悪犯でない犯罪者に対する長期刑に反対しています。大部分のCalifornia州民は、麻薬撲滅戦争が完全な失敗であったことに同意しています。大部分のCalifornia州民は、警察は、医療用麻薬の使用によって末期患者を逮捕するよりも、他にすべきことがあると考えています。大部分のCalifornia州民は、自分たちの政府によって監視されるべきであるとは思っていません。大部分のCalifornia州民は、移民に対しても、ここAmericaで、安心して生活し、仕事をする権利を始めとした平等な権利を求めています。*私もこうした意見に賛成しております。*私たちは、司法制度に正義を取り戻す必要があります。これは、人道的に法を執行し、Californiaの人々に当然あるべき権利を与えない法律や政策に対して異議を唱えることによって実現するものです。私たちには、暴力的な犯罪者を起訴するのと同様の熱意を持って、Californiaの人々を擁護する司法長官が必要です。私こそがそのような司法長官となります。皆様のご支援をお願いいたします。宜しくお願いいたします。

KENNETH A. WEISSMAN
自由意思党

8484 Wilshire Blvd., Suite 850
Beverly Hills, CA 90211-3222

(323) 655-4529
CalAG2006@yahoo.com
www.ElectKenWeissman.com

私は、皆様の権利のために戦います。憲法修正第2条に対する絶対主義者。今こそ、国境防護を固めましょう。

JACK HARRISON
平和自由党

1312 Cornell Ave.
Berkeley, CA 94702

(510) 527-9584
JackLHa@Pacbell.net
www.jackharrison.org

非人道的な死刑判決の廃止。マリファナの合法化。執行猶予及び移送サービスの拡大。破滅的な「スリーストライクス」判決の撤廃。住民のニーズのための州基金の使用。企業犯罪者及び環境汚染者の起訴。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

保険コミッショナー
★ ★ ★

- 保険部門のすべての機能の監督及び指揮を行う。
- 保険会社の認可、規制及び審査を行う。
- 保険業界に関する一般の質問に回答し、苦情に対応する。
- California州保険法規の施行及び法の施行に必要な規制の採用を行う。

TOM CONDIT
平和自由党

2124 Kittredge St. #174
Berkeley, CA 94704

(510) 845-4360
condit@peaceandfreedom.org
www.tomcondit.org

保険会社の利益は急速に伸びていますが、その一方で、数百万人という人々がヘルスケアや、事故及び災害に対する実質的な保護を受けられない状況があります。保険会社は、一般の人々から法的援助を取り上げる「不法行為改革」計画に資金を注ぐとともに、保険の支払請求から逃れるために数十億ドルを弁護士費用につぎ込んでいるのです。二大政党による労働者に対する補償「改革」は、保険会社が医師や薬剤師について後からクレームをつけ、けがをした労働者に必要な治療を延々と遅らせることを許す結果になっています。こうした保険会社は、医療に対して支払う金額よりも多くを、労働者の補償による利益で得ているのです。私は、保険会社の利益より人々のニーズを優先することを主張します。*すべての人々のための質の高い一律のヘルスケア制度、州の基礎自動車賠償責任保険プラン、及び独身労働者の給与基金*のために公的に資金を供与し管理しましょう-これらすべてを保険会社の利益、弁護士、及び官僚的形式主義なしに実現します。私は、人種、性別、年齢、あるいは地理的条件に基づく差別と戦ってまいります。

LARRY CAFIERO
グリーン党

P.O. Box 203
Ben Lomond, CA 95005-0203

(831) 438-1401
larry4inscomm@earthlink.net
http://www.votecafiero.com

候補者声明、これまで無料だったものが、現在は1語当たり$20がかかります。遊びのために支出をするような政府と戦ってまいります-グリーン党にご投票ください。私の声明はウェブサイトでご覧いただけます。http://www.votecafiero.com/statement

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

査定平準役員会
★ ★ ★

以下を責務とするCalifornia州の選出された税制調査会である査定平準役員会のメンバーとして務める。

- 消費税や利用税、タバコ税、酒税、及び燃料税などを含む24種以上の税金及び料金プログラムの運営を監督する。
- California州の所得税及び特許税訴訟に関する上告機関として機能する。
- 州全体の資産税の管理を監督する。

第1区

BETTY T. YEE
民主党

601 Van Ness Avenue #E3-438
San Francisco, CA 94102

www.BettyYee2006.com

すべてのCalifornia州民は、政府から公平な取扱を受ける権利があります。査定平準役員会のメンバーとして務めた期間に、役員会で審議されたあらゆる税金問題について、私が行ってきた活動や投票は、公平さと公正さに対する私の強い信念を示すものです。税金について慎重に決断を下す上での経験、California州の税法解釈において公平さを重んずる意思、そして誠実かつ正直な一転の曇りもない実績によって、私が引き続き査定標準役員会第1区のメンバーとして務め、リーダーシップを発揮することが、皆様の最善の選択となります。私は、富裕層に対する特別税額控除に反対いたします。私は、すべての働く人々の代弁者となります。皆様に選ばれた州の歳入の監視者としての私の目標は、私たちすべてに、そしてこの先何世代にもわたって、明るい未来と機会を約束するのに必要なリソース-すなわち、すべてのコミュニティにおける質の高い学校、すべてのCalifornia州民が受けられるヘルスケア、汚染のない天然資源、手頃な価格の住宅、有効な輸送システム、及び安全な町をお約束することです。教師、看護師、消防隊員、治安官、労働者、女性、学生、そして納税者の利益を代表する広範な層の組織-私の財務の専門知識とCalifornia州の勤勉な皆様の利益を守る献身的な姿勢をご存知のすべての人々からのご支持をいただいていることを誇らしく感じております。引き続き査定平準役員会で皆様のために働くことができれば、大変光栄です。

第2区

BILL LEONARD
共和党

P.O. Box 277090
Sacramento, CA 95827

(916) 441-1043 Ext. 2
leonard@billleonard.org
www.billleonard.org

California州は住むにはすばらしいところですが、納税者の権利のために立ち上がり戦うことを厭わない指導者が必要です。納税者の権利を守る仕事をする国内で唯一の選出公職である州の査定平準役員会のメンバ ー として、私は、政府が説明義務を果たすよう、全力で努力してまいりました。査定平準役員会は、納税者と政府官僚との間の論争に最終決断を下す、独立選出の税金専門委員会です。納税者は、その利益のために戦う擁護者を持つ当然の権利があります - そしてそれが、私が査定平準役員会のメンバーとして行ってきたことです。不法移民は、当然支払うべき税金を支払わずに政府が提供する便益を最大限に受けている、ひとつの例です。こうした不法滞在外国人が、支払うべきすべての税金を支払うようにするための対策は、十分に採られていません。法律を守っているCalifornia州の住民や事業主が、不法移民の払うべき税金をすべて代わりに払わなければならず、しかも、不法移民に関する法律が執行されないでいる一方で、California州の複雑かつ過剰な税法に従う努力をしていながら、政府の調査員による調査を受けるのは、公平ではありません。私たちはさらに優れたことを行えるはずです。私のウェブサイト(*www.billleonard.org*)にアクセスして、州査定平準役員会と、納税者の擁護者としての私の実績に関する詳細をご覧ください。私は引き続き、皆様の勤勉の賜物である税金の使い道について政府が説明義務を守るよう、全力を尽くす所存です。11月7日の皆様からのご支援を光栄に思います。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

第2区(続き)

TIM RABOY
民主党

P.O. Box 132
Galt, CA 95632

(209) 251-9695
info@timraboy.com
www.timraboy.com

私は、査定平準役員会(BOE)調査部門の監督調査官であり、14年間BOEで働いているとともに、選出された市議会議員です。私のウェブサイトにアクセスしてください。*www.timraboy.com*

第3区

MICHELLE STEEL
共和党

27520 Hawthorne Blvd. #270
Palos Verdes, CA 90274

(310) 971-5865
info@steelforboe.com
www.steelforboe.com

財政保守派として私は、現在の査定平準役員会メンバーの首席補佐の職務を、誇りを持って務めております。その在任者は、引退を控えており、納税者には彼の代わりを務める税の番人が不可欠です。私は、税制の単純化を行い、企業や個人が、しばしば行き過ぎた権力を振り回す官僚たちから絶えず不当に苦しめられることのないよう、力を尽くしてまいります。堅実な財政保守派である私は、官僚に対する納税者の擁護者となります。そして、実際のところ、私たちには正々堂々と意見を述べ、納税者を守るための代弁者が必要なのです!私は、税務機関がいかに、納税者は無罪と証明されるまでは有罪と想定しているか、この目で直接見てまいりました。そして、私には、この姿勢がアメリカ的であるとは考えられません。私の信条は、すべての審問は、納税者は無罪であるという前提から始められなければならない、ということです。女性実業家、妻、そして母として、私は生活の収支を合わせることがいかに大変であるかをわかっています。私は、Californiaの勤勉な家庭は、不正な政府官僚に対してともに戦える擁護者を得る権利があると考えております。私はまた、California州世界貿易委員会の委員として、California州の高い税金が世界経済における私たちの競争力の足かせとなっていると確信するにいたりました。私は現在すでに納税者を守る仕事に携わっており、実地の訓練の必要がない経験豊かな、財務においては保守的な立場をとっている専門家です。皆様からのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。ご質問はウェブサイト*www.steelforboe.com*.にお寄せください。

第4区

GLEN FORSCH
共和党

2806 Scott Road
Burbank, CA 91504

(818) 415-1199
GlenForsch2000@aol.com
www.GlenForschForBOE.com

私はGlen Forschと申します。私は、査定平準役員会第4区に立候補いたしました。私は、California州において、生計をたて、請求書の支払を行っていくことが、いかに大変なことかを知っています。私は、納税者のお金を集めることが、大きな責任を伴うことを知っています。私は、California州の納税者と企業が公平に扱われることを求める、すべての共和党員、民主党員、無党派、そしてその他の党の人々と意見を同じくします。私は、相続税を撤廃するために必要なことを行ってまいります。州政府が皆様の相続に課税し、それを取り上げてしまうことに反対します。私は、皆様ご自身、ご両親、あるいは子どもたちが税金によって貧しい生活をすることを、傍観はいたしません。皆様のご家族、友人、そして近所の方々を誘い、GLEN FORSCHにご投票ください。

候補者の順序は、任意のアルファベット抽選により決定されます。このページの声明は候補者により提出されたものであり、その正確さは確認されていません。各声明は候補者により自主的に提出されたもので、候補者の費用負担により印刷されます。声明を提出しなかった候補者は、投票用紙に記載される資格を得ることができません。

郡ごとの査定平準局地区

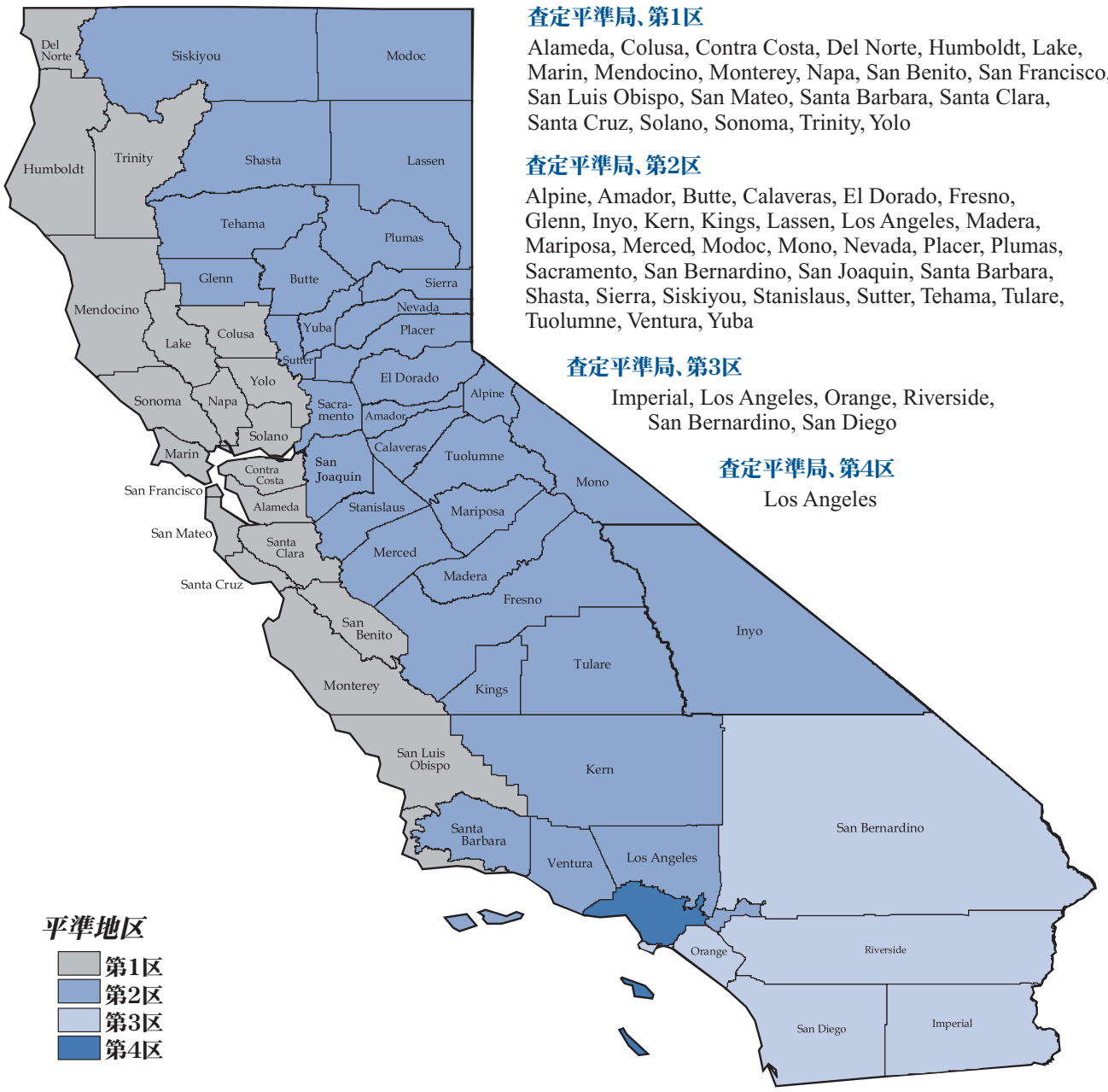

査定平準局、第1区

Alameda, Colusa, Contra Costa, Del Norte, Humboldt, Lake, Marin, Mendocino, Monterey, Napa, San Benito, San Francisco, San Luis Obispo, San Mateo, Santa Barbara, Santa Clara, Santa Cruz, Solano, Sonoma, Trinity, Yolo

査定平準局、第2区

Alpine, Amador, Butte, Calaveras, El Dorado, Fresno, Glenn, Inyo, Kern, Kings, Lassen, Los Angeles, Madera, Mariposa, Merced, Modoc, Mono, Nevada, Placer, Plumas, Sacramento, San Bernardino, San Joaquin, Santa Barbara, Shasta, Sierra, Siskiyou, Stanislaus, Sutter, Tehama, Tulare, Tuolumne, Ventura, Yuba

査定平準局、第3区

Imperial, Los Angeles, Orange, Riverside, San Bernardino, San Diego

査定平準局、第4区

Los Angeles

平準地区

- 第1区
- 第2区
- 第3区
- 第4区

最高裁判所及び上訴裁判所の裁判官 ★★★

最高裁判所裁判官および上訴裁判所裁判官の詳細については、州務長官のウェブサイトwww.voterguide.ss.ca.govまたはwww.ss.ca.govをご覧になるか、フリーダイヤルの投票者ホットライン1-800-339-2865へお電話ください。

選挙手続き

California州憲法の規定により、最高裁判所及び上訴裁判所の裁判官は、有権者によって承認されなければならない。各裁判官の雇用を継続するかどうかについて、州民が「賛成」または「反対」票を投じる。

これらの司法公職は無党派である。

上訴裁判所裁判官の候補者については、州知事がその氏名を、民間人と弁護士とで構成される裁判官被指名者評定委員会に提出しなければならない。委員会は、候補者の経歴及び資格を地域からの情報と合わせて綿密に審査し、評定を州知事に送付する。

州知事は、委員会による評定を再審査してから、候補者を正式に指名する。候補者の資格は公開され、民間意見調査が行われた後、裁判官任命委員会による検査及び再審査を受ける。裁判官任命委員会は、California州首席裁判官、California州司法長官、及び上訴裁判所上級統括裁判長によって構成される。裁判官任命委員会が、指名を承認または却下する。被指名者は、承認を受けて初めて裁判官となる。

承認された裁判官は職務に宣誓就任し、次の州知事選挙の際と、その後は各任期末に、有権者の承認を受けなければならない。最高裁判所及び上訴裁判所裁判官に対してCalifornia州憲法が規定する任期は12年である。裁判官は、裁判官任命委員会によって次の州知事選挙までのみ承認され、その時点で前任者の任期の残り（ある場合は）を保持するために立候補する。任期の残りとは、4年または8年である。

（選挙法規第9083項）

1A

1B

提案1A

2005-2006年度本会議の上院憲法修正案7（2006年度制定法、決議に関する第49章）によって提案された本修正案は、California州憲法の項を修正することにより同憲法を明示的に修正するものであり、従って、削除が提案されている現行の条項には~~消し線~~を引き、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

第XIX B条第1項に提案された修正案

第1項。 (a) 2003-04会計年度及びそれ以降の各会計年度において、その会計年度中に売上使用税法（歳入課税法規第2部門第1部（第6001項より開始））、或いは同法の後継法に基づいて、車両燃料の本州における販売、保管、使用、或いはその他の消費に際して税によって徴収され、同法に従って同州の一般財源に供された全ての金銭は、ここに州資産部内に創設する交通投資基金に移転する。

(b) (l) 2003-04会計年度から2007-08会計年度までについては全て、交通投資基金内の金銭は、州議会が割り当てを行った上で、~~本条の発効日~~*2002年3月6日*における歳入課税法規第7104項の文言に従って割り当てられるものとする。

(2) 2008-09会計年度及びそれ以降の各会計年度において、交通投資基金内の金銭は以下の目的のみに割り当てられるものとする。

(A) 公共輸送機関及び大量輸送機関。

(B) 州交通改善プログラム又はその後継プログラムに適用される法に従う交通設備改良プロジェクト。

(C) 市及び郡によるものも含め、市によって行われる街路及びハイウェーの維持、修復、再建、或いは暴風雨による損害の修理。

(D) 市及び郡によるものも含め、郡によって行われる街路及びハイウェーの維持、修復、再建、或いは暴風雨による損害の修理。

(c) 2008-09会計年度及びそれ以降の各会計年度において、交通投資基金内の金銭は、州議会が割り当てを行った上で以下のように割り当てる。

(A) 副項(b)段落(2)副段落(A)に定められた目的に金銭の二十パーセント。

(B) 副項(b)段落(2)副段落(B)に定められた目的に金銭の四十パーセント。

(C) 副項(b)段落(2)副段落(C)に定められた目的に金銭の二十パーセント。

(D) 副項(b)段落(2)副段落(D)に定められた~~目的~~*目的*に金銭の二十パーセント。

(d) *(1) 段落(2)で別途定められた場合を除き*、副項(a)に従って行われる州の一般財源から交通投資基金への収入の移転は、以下の条件の~~両方~~全てが満たされる場合、会計年度につき、全体的又は部分的に保留することができる。

~~(1)~~ *(A) 州の深刻な財政難のため*、副項(a)~~に基づく~~が*求める*収入の移転の*保留*~~は州の一般財源によって資金が供給されている範囲の政府機能に著しい悪影響を与える~~が*必要*であると宣言する声明を、知事が~~発した~~*発する*。

~~(2)~~ *(B)* 州議会が、議事録に記入された氏名点呼投票で議員の三分の二の同意により州議会の各院で可決された法案に基づき、その会計年度における副項(a)に基づく収入の移転の保留を、制定法により制定~~する。ただし、~~し、かつその法案に無関係な他の条項が含まれていない~~ことを条件とする~~。

(C) 副段落(B)に述べられた制定法の発効日までに、その保留の結果、交通投資基金に移転されなかった収入の合計額を、法定利子を含め、交通投資基金へ全額払い戻すことを規定する、別の制定法を制定する。この全額払い戻しは、保留が適用される会計年度の直後から数えて3会計年度目の末までに行う。

(2) (A) 副項(a)によって求められる移転は、いかなる連続した10会計年度の期間中にも2会計年度を超えて保留されないものとする。この期間は、副項(a)によって求められる移転が保留され、2007年7月1日以降に開始する初めての会計年度から始まる。

(B) 副項(a)によって求められる移転は、段落(1)副段落(C)に従って制定された制定法によって求められる全額払い戻しがまだ完了していない場合、いかなる会計年度にも保留されないものとする。

(e) 州議会は、議事録に記入された氏名点呼投票で議員の三分の二の同意により州議会の各院で可決された法案により、副項(c)に定められた割り当て率を修正する制定法を制定することができる。ただし、その法案に無関係な他の条項が含まれておらず、副項(a)に述べられた金銭が副項(b)段落(2)に定められた目的のみに支出されることを条件とする。

(f) (1) 本項の2006年1月1日の文言に基づく収入移転の保留により、2007年7月1日現在で、州一般財源から交通投資基金に移転されなかった収入の総額に当たる額は、政府法規第63048.65項に基づき運輸延期投資基金に対して支払われることになっている額を除き、2016年6月30日までに一般財源から交通投資基金に移転することとする。この総額が移転されるまでは、各会計年度に支払われる移転額は、2016年6月30日までに移転することが義務付けられている総額の十分の一を下回ってはならない。移転された収入は、あたかも収入移転の保留が行われずに受け取られたかのごとく、本項で定められた目的のみに割り当てられるものとする。

(2) 適用する場合、州議会は、段落(1)によって義務付けられた最低移転額で保証した、州或いは地方の政府機関による公債の発行を、制定法により定めることができる。これらの公債の売却による収益は、あたかも副項(b)段落(2)に基づく割り当てに従う収入であるかのごとく、本項に定められた目的のみに割り当てられるものとする。

提案1B

2005-2006年度本会議の上院議案第1266号（2006年度制定法第25章）によって提案された本法は、California州憲法第XVI条の条項に従い州民に提出される。

提案された本法は、政府法規に項を追加するものであり、従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第1項。 第12.49章（第8879.20項より開始）を政府法規第2編第1部門に次の文言のように追加する。

第12.49章。 2006年度公債法令 ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全

第1条。 一般条項

8879.20. (a) 本章の名称は、2006年度ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全公債法令とする。

(b) 本章は、2006年11月7日の州全体総選挙における有権者による採択をもってのみ有効となる。

8879.22. 本章で使用される以下の語は以下の意味を持つ。

(a)「役員会」は本章に基づいて公債収益の割り当てを受ける部門を意味する。

(b)「委員会」は、第8879.27項に基づいて創設されるハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全委員会を意味する。

(c)「基金」は、第8879.23項に基づいて創設される2006年度ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全公債法令を意味する。

第2条。 2006年ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全基金及びプログラム

8879.23. 2006年度ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全公債法令をここに州資産部内に創設する。州議会は、基金に供される公債収益が、今後10年間にわたり、本条に記された交通、安全、大気質の改善に対する資金供給に使われることを意図している。本章に定められた目的のために本章に従って発行及び売却される公債の収益は、以下のように割り当てられる。

(a) (1) 45億ドル($4,500,000,000)を、ここに基金内に創設する交通ルート交通改善勘定に供する。同勘定の資金は、年次予算法案において州議会による割り当てが行われた上で、混雑が激しいCalifornia州内交通ルートの実績改善に割り当てるためにCalifornia州交通委員会による利用を可能とする。勘定内の資金は、州ハイウェー網、又は混雑を緩和する地域道路網のハイウェー網への主要なアクセスルートについて、適用する場合は段落(3)及び(4)の手順に従い、本部門及び地域或いは地方の交通局が特定した混雑の激しいこれらの交通ルートにおいて、道路容量の拡大、運営の向上、又はその他の方法による移動時間の改善を行うことにより、業績改善に使用する。

(2) 委員会は2006年12月1日までに、本副項によって資金の供給を受けるプログラムのための指針を地域プログラム作成目標も含めて作成及び採択を行い、段落(4)に従って、交通部門及び地域交通計画局或いは郡交通委員会又は機関によって提出されたプロジェクト推薦を検討した後、勘定からプロジェクトに資金を割り当てる。

(3) 段落(2)に基づき採択された指針に従い、部門は2007年1月15日までに州全体にわたり勘定からの資金の割り当てを受けるプロジェクトを推薦する。本部門の推薦は地理的に均衡の取れたものとし、段落(1)に述べられた方針目的を最も良く満たすプログラムの本部門査定を反映するものとする。

(4) 段落(2)に基づき採択された指針に従い、地域交通計画局又は郡交通委員会又は第14527項の下で地域交通改善計画の作成を任務とする機関は、勘定から資金提供を受ける上で段落(1)に述べられた方針目的を最も良く満たすとして段落(1)に基づき特定されたプロジェクトを推薦することができる。本段落に基づいて推薦されるプロジェクトは、資金提供の対象として検討するため、2007年1月15日までに委員会に提出する。

(5) California交通委員会に推薦された全てのプロジェクトには、各プロジェクトが段落(1)に述べられた方針目的に一致していることを立証する量的及び質的な指標に関する文書を添える。本勘定からの資金提供を受けることを目的として委員会に推薦されたすべてのプロジェクトは、地域交通計画に含めることとする。

(6) 委員会は、推薦されたプロジェクト及び関係書類の検討の後、勘定から資金提供を受けるプロジェクトの最初のプログラムを2007年3月1日までに採択する。このプログラムは、委員会が採択した指針に基づく2年ごとの州交通改善プログラム採択プロセスと同時に2年ごとに更新することができる。プロジェクトをプログラムに含めるか否かは、そのプロジェクトが以下の基準を全て満たすことが立証されているかに基づいて決定される。

(A) 以下のいずれかにより立証された、交通ルートにおける優先度の高いプロジェクトであること。(i) 推薦プロジェクトリストへの追加が、段落(3)に基づき部門によって行われ、かつ段落(4)に基づき地域交通計画局又は郡交通委員会又は機関によって行われていること、或いは(ii) そのプロジェクトに完全に出資するために補助資金が必要である場合、他の州又は地方又は連邦の資金からそのプロジェクトに提供される補助資金の特定と確約の取り付けが行われていること。

(B) 2012年12月31日までに建設又は実施を開始できること。

(C) 移動時間の改善または1日当たり車両遅延時間の削減により混雑の激しい交通ルートの交通改善を行う、又は農村、郊外、都市間の州ハイウェー網の接続性を改善する、又はハイウェー又は道路の特定部分の運営又は安全を改善すること。

(D) 職場、住宅、市場、商業へのアクセスを改善すること。

(7) ある特定の交通ルートに対して、競合するプロジェクトが類似の交通改善を提示する場合は、委員会はどのプロジェクトを資金提供のためのプログラムに含めるかを判断する際にその他の利益を考慮する。これらの利益には以下が含まれる(ただし必ずしもこれらに限定されない)。

(A) プロジェクトが大気質に対する定量化可能な利益を持っているという調査結果。

(B) プロジェクトが交通ルートを通行する人々の安全を大幅に高めるという調査結果。

(8) 本副項に基づいて資金提供を行うプログラムを採択するに当たって、委員会は、プログラムが(i)街路及びハイウェー法規第188項に述べられている資金提供のための地理的分割に一致して地理的に均衡が取れており、(ii) California全域の交通量の多いまたは混雑の激しい交通ルートに対し交通の改善を提供し、(iii)他の州又は地方又は連邦の資金と組み合わせた時に可能な限り早い時期に交通に関する利益を提供するため、必要な提供資金の増大公債収益の対象を絞っている、という事実を認定する。

(9) 委員会は、第14535項で義務付けられている州議会への年次報告に本プログラムの実施に関連する活動の概要を盛り込む。この概要は、プログラムに含まれるプロジェクトの説明と場所、各プロジェクトに割り当てられた資金の額、各プロジェクトの状況、及びプロジェクトが達成する交通改善に関する説明を、最小限含むこととする。

(b) 年次予算法案において州議会による割り当てが行われた上で、州道99号線の改善のため部門に対し10億ドル($1,000,000,000)を利用可能とする。資金は、本州中央部の谷の約400マイルを走る州道99号線交通ルートの改善に必要な、安全、運営向上、修復、或いは道路容量改善に使用することができる。

(c) 31億ドル($3,100,000,000)を、ここに基金内に創設するCalifornia港湾基幹施設、安全、及び大気環境改善勘定に供する。勘定内の金銭は、州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる条件及び基準に従い、以下のように利用可能とする。

(1) (A) 20億ドル($2,000,000,000)をここに創設する商業交通ルート改善基金に移転する。本基金内の金銭は、年次予算法案において州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる条件及び基準に従い、本州にある連邦指定の「国家重大商業交通ルート」又は貨物移動量が大きいと委員会が判断した本州の他の交通ルートの基幹施設改善のためにCalifornia交通委員会が割り当てを行う目的に利用可能とする。委員会は、資金提供を受ける資格を持つプロジェクトを決定するに当たり、ビジネス運輸住宅長官及び環境保護担当長官から委員会に提出された商業基幹施設及び物品移動計画を参考とする。本基金からの金銭の割り当ては、報告書が検討のため委員会に提出されるまで行われない。ただし2007年1月1日までに報告書が提出されることを条件とする。委員会は、資金提供を受ける資格を持つプロジェクトを決定するに当たり、地域交通計画局によって採択された商業基幹施設及び物品移動計画、及び州法及び連邦法で義務付けられ採択された地域交通計画、及び港湾航法法規第1760項に基づいてCalifornia海洋複合一貫運輸システム諮問委員会(Cal-MITSAC)によって作成された州全体港湾基本計画も参考とする。これらの資金を受ける資格のあるプロジェクトには以下の全てが含まれる(ただし必ずしもこれらに限定されない)。

(i) 海港、通関陸上港、空港間での貨物輸送に使用される航行可

能な内陸水路を含め、貨物の移動、特に州の港湾への出入りにより効率的に対応し、主要な商業及び物品移動の交通ルートの交通渋滞を緩和するための、ハイウェー容量の改善及び運営の改善。

(ii) 鉄道線路をハイウェー又は地方道路交通と分離するプロジェクト、山間部における貨物鉄道の可動性を改善するプロジェクト、鉄道操車場を移転するプロジェクト、或いは貨物鉄道網の効率性と容量を改善するその他のプロジェクトを含め、海港、通関陸上港及び空港からCalifornia全域の倉庫業及び流通の中心地へ物品を移動する能力を向上させるための、貨物鉄道網の改善。

(iii) 港湾の容量と効率を高めるためのプロジェクト。

(iv) 専用のトラック施設或いはトラック料金徴収施設を含めた、トラック交通ルートの改善。

(v) California及びMexico間の物品の移動を促進し、連邦法により州が利用可能となっている協調国境基幹施設基金を州が最大限利用できるようにする、国境交通の便の改善。

(vi) 州の空港への物品の行き来を促進するための、陸上交通の改善。

(B) 委員会は、(i)州が最も緊急に必要としている事項に対応し、(ii)様々な港湾の需要の均衡(大規模港・小規模港間のほか、海港及び空港及び通関陸上港間)を取り、(iii)州の地域間の地理的均衡を妥当に取り、(iv)ディーゼル微粒子の排出及びその他の汚染物質の排出を削減しつつ商業交通ルートの交通を改善するプロジェクトを重視するようにして、商業基幹施設改善のための資金を勘定から割り当てる。更に、委員会はこれらの資金の割り当てを行う際に、以下の要素も考慮する。

(i) 大型の貨物が港湾から流通システムを通って移動する速さを意味する「速度」。

(ii) 港湾から流通システムを通って移動する貨物の量を意味する「処理量」。

(iii) Californiaにおいて、いかなる日、或いはいかなる時でも、貨物がある地点から別の地点へ移動するのにかかる時間が適度に一定しており予測可能であることを意味する「信頼性」。

(iv) 頻発する遅延の1日当たり時間を削減することを達成する予定を意味する「渋滞の緩和」。

(C) 委員会は、本段落によって利用可能となる資金の割り当てを、適切な地方、連邦、或いは民間の資金源からの補助資金の特定と確約の取り付けが済んだプロジェクトに対して行う。委員会は、本基金からの金銭を受ける資格を得るために各プロジェクトが必要とする補助資金の適切な額を、プロジェクトごとの検討とプロジェクトが州及びプログラムに与える利益の査定とに基づいて判断する。副段落(A)条項(v)で述べられている国境交通の便の改善を除き、本基金より資金提供を受ける改善事業は、補助資金が少なくとも本基金からの出資額と等しくなければならない。委員会は、確約を取り付けた補助資金の水準が高いプロジェクトへの資金提供を優先させることができる。

(D) 委員会は、第14535項で義務付けられている州議会への年次報告に本プログラムの実施に関連する活動の概要を盛り込む。この概要は、プログラムに含まれるプロジェクトの説明と場所、各プロジェクトに割り当てられた資金の額、各プロジェクトの状況、及びプロジェクトが達成する交通及び大気質の改善に関する説明を、最小限含むこととする。

(2) 州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定した制定法に含まれる条件及び基準に従い、Californiaの商業交通ルートでの貨物移動に関連する活動による、本来なら法律或いは規制によって義務付けられていない排出削減について、州大気資源役員会に対し10億ドル($1,000,000,000)を利用可能とする。本段落によって利用可能となる資金は、州の空港、海港、及び通関陸上港を基点とする商業交通ルートにおいて排出を削減し大気質を改善する戦略及び公益プロジェクトに資金提供するために使用される既存の資金を、補完することを意図している。

(3) 州議会による割り当てが行われた上で、港湾及びフェリーターミナルのセキュリティ改善に割り当てる助成金として緊急事態業務室に対し1億ドル($100,000,000)を利用可能とする。申請資格があるのは公営の港湾、及びフェリーボート及びフェリーターミナルの運営者であり、以下を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)プロジェクトについて申請書を提出することができる。

(A) ビデオ監視機器。

(B) X線装置を含む(ただし必ずしもこれに限定されない)爆発物検知技術。

(C) 貨物スキャン装置。

(D) 放射線監視装置。

(E) 耐熱防護機器。

(F) 幅広い種類の化学物質について特徴を明らかにすることが可能な現場鑑識器具。

(G) 化学物質、生物学的物質、或いは類似のその他の物質を使用する大量破壊兵器の検知が可能なその他の道具。

(H) 以下のいずれかに役立つ他のセキュリティ機器。

(i) 入港する船舶、トラック、及び出入港する貨物の審査。

(ii) 港湾及びフェリーターミナルの物理的境界の監視。

(iii) 現地緊急対応能力の提供又は増強。

(I) 複合一貫クレーンスケール及びトラック重量計を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)過重貨物検知機器。

(J) 災害対策計画又は緊急対応計画の作成。

緊急事態業務室は毎年3月1日に、本段落に基づいて利用可能な資金がその会計年度についてどのように支出されたかを、州議会に報告する。

(d) 州議会による割り当てが行われた上で、大気汚染を削減し児童がディーゼル排気にさらされることを減らすためにスクールバスの改修と交換を行うため、2億ドル($200,000,000)を利用可能とする。

(e) 州交通改善プログラムのプロジェクトに対し、この目的のために利用可能な他の資金源からの資金を増強するため20億ドル($2,000,000,000)を利用可能とする。本副項によって提供される資金は、ここに基金内に創設する交通施設勘定に供され、州議会による割り当てが行われた上で、California交通委員会による割り当てに従い、既存法の下のプロジェクトに割り当てられる資金と同じように交通部門による利用を可能とする。

(f) (1) 40億ドル($4,000,000,000)を、ここに基金内に創設する公共交通機関近代化改善サービス強化勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、都市間鉄道プロジェクトのために運輸部門による利用を可能とし、また、修復、安全或いは近代化のための改善、主要なサービス向上或いは拡大、新規投資プロジェクト、バス高速輸送機関改善のために、或いは車両調達、修復又は交換のために、Californiaの通勤鉄道又は都市鉄道の運営者、バス運営者、水上交通機関運営者、及びその他の公共交通機関運営者による利用を可能とする。

(2) 段落(1)で利用可能となる資金のうち、4億ドル($400,000,000)を、州議会による割り当てが行われた上で、都市間鉄道改善のために部門が利用できるようにし、うち1億2500万ドル($125,000,000)が都市間鉄道車両及び機関車の追加調達に使用される。

(3) 段落(2)における割り当ての後に残った資金のうち、50パーセントは公益業務法規第99314項内の方法を用いて適格とされる機関に割り当てるために会計検査官に分配され、50パーセントは公益業務法規第99313項内の方法を用いて適格とされる機関に割り当てるために会計検査官に分配されるが、これらの項の下で割り当てら

れる資金を規定する条項に従う。

(g) 10億ドル($1,000,000,000)を、ここに基金内に創設する州-地方パートナーシッププログラム勘定に供する。資金は、州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる条件及び基準に従い、California交通委員会が申請を行う交通機関によって推薦された適格な運輸プロジェクトに5年間にわたって割り当てを行うために利用可能とする。申請を行う交通機関がこのプログラムに基づいて州の資金を受け取るためには、同額の地方資金を必要とする。

(h) 10億ドル($1,000,000,000)を、ここに基金内に創設する輸送システム安全セキュリティ災害対策勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる条件及び基準に従い、セキュリティ及び安全への脅威に対する防御を強化する投資プロジェクトのために、及び、水上交通機関運営者を含む公共交通機関運営者の輸送能力を高めて、物品、人、機器の交通を妨げる災害の直後に人、物品、救急隊員及び機器を移動させる災害対策交通システムを整備することを目的とした資本支出のために、利用可能とする。

(i) 1億2500万ドル($125,000,000)を、ここに基金内に創設する地方橋梁耐震改修勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、運輸部門が特定する地方の橋、ランプ、陸橋の対震工事のために州が利用できる連邦ハイウェー橋梁交換補修資金の11.5パーセントの見合い基金を提供するために使用される。

(j) (1) 2億5000万ドル($250,000,000)を、ここに基金内に創設するハイウェー・鉄道踏切安全勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、優先度の高い立体交差及び鉄道踏切安全改善を完了させるために交通部門による利用を可能とする。勘定内の資金は、街路及びハイウェー法規第3部門第10章(第2450項より開始)で確立されている手順に従って割り当てを行うために利用可能とする。ただし、各プロジェクトにつき州以外の資金を同額提供し、街路及びハイウェー法規第2454項副項(g)におけるプロジェクト経費の上限はこれらの資金の提供を受けるプロジェクトには適用されない。

(2) 段落(1)に述べられた資金割り当て手順にかかわらず、California交通委員会は、部門及び公益企業委員会に相談し、勘定の資金のうち1億ドル($100,000,000)を、街路及びハイウェー法規第3部門第10章(第2450項より開始)で確立された手順とは別に、立体交差プロジェクトを含めた優先度の高い鉄道踏切改善に割り当てる。本段落に基づく資金の割り当ては、公益業務法規第19.5部門(第185000項より開始)に従って創設された高速鉄道事業機関との相談と連携によって行う。

(k) (1) 7億5000万ドル($750,000,000)を、ここに基金内に創設するハイウェー安全修復保全勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、California交通委員会による割り当てに従い、第14526.5項に述べられた州ハイウェー運営及び保護プログラムの目的で運輸部門が利用することを可能とする。

(2) 部門は、地方道路の安全、運営、及び有効容量を改善するための、交通信号同期化プロジェクト又は技術に基づくその他の改善に資金を供給するため、段落(1)で特定された資金から2億5000万ドル($250,000,000)を分配するためのプログラムを作成する。

(l) (1) 20億ドル($2,000,000,000)を、ここに基金内に創設する2006年地方道路改善渋滞緩和交通安全勘定に供する。勘定に供される公債収益は、州議会による割り当てが行われた上で、本副項に定められた目的で、公債の発行及び売却された会計年度に、それらの金銭の投資により得られた利子或いはその他の利益を含め、管理及び割り当てを行うために、会計検査官が以下のように利用することを可能とする。

(A) 以下の方法に従い、市及び郡も含め、郡に五十パーセント。

(i) 本副項に基づいて支払い可能な資金の七十五パーセントは、州で登録された料金支払い済み及び料金免除の車両に対する、その郡で登録された料金支払い済み及び料金免除の車両の割合に応じて、郡間で分配される。

(ii) 本副項に基づいて支払い可能な資金の二十五パーセントは、維持が行われている各郡内の郡道の距離に対する、維持が行われている州内の郡道の総距離の割合に応じて、郡間で分配される。本条項に基づく資金の分配においては、市及び郡の境界線内にあり州ハイウェーでない道路は全て郡道と見なす。

(B) 市及び郡を含め、市に五十パーセント。これは州の全ての市の総人口に対するその市の総人口の割合に応じて市間で分配するが、本副項に基づき、会計検査官が各市に最低40万ドル($400,000)を割り当てることを条件とする。

(2) 本副項に基づいて受け取られた資金は、他の地方資金と交じり合うことを避けるため、以下のように供される。

(A) 市の場合は、地方道路に割り当てられた州資金の受け取り用に指定されている市の勘定へ。

(B) 有資格な郡の場合は、郡道路基金へ。

(C) 市及び郡の場合は、地方道路に割り当てられた州資金の受け取り用に指定されている地方勘定へ。

(3) 本副項に基づく市、及び市及び郡への資金の割り当てにおいては、会計検査官は財務部門人口調査課が作成した最新の人口推計を使用する。1998年1月1日より後に市となり、財務部門人口調査課が作成した最新の人口推計に記載されていない市については、会計検査官は歳入課税法規第11005.3項に基づいて割り出しされたその市の人口を使用する。

(4) 本副項に基づいて市、郡、或いは市及び郡に分配される資金は、道路及びハイウェーの舗装保全、或いは排水及び交通制御の施設等必要な関連施設の修復、設置、建造、再建、或いは輸送システムの乗客数を拡大する施設の維持、修復、設置、建造、再建を含め(ただし必ずしもこれらに限定されない)、地方の交通渋滞と更なる劣化を軽減し、或いは交通流を改善し、或いは交通安全を向上させるのに役立つ交通施設の改善、或いは死者を減らすための安全プロジェクト、或いは同様の目的のための州又は連邦の交通基金を得るための地方見合い基金に使用される。

(5) 本副項に基づき市又は郡が受け取った資金を支出した各会計年度の終了時に、会計検査官は市又は郡が段落(4)を遵守しているかを確認することができる。段落(4)を遵守していない市又は郡は、その会計年度に受け取った資金を州に払い戻すこととする。段落(4)の遵守を怠ったことによって保留又は返還された資金は、支出が段落(4)を遵守している他の郡及び市に再割り当てされる。

第3条。 財務条項

8879.25. 借換公債を除き、総額199億2500万ドル($19,925,000,000)又は必要に応じた額の公債を、本章に述べられた目的を実行するために発行及び売却し、第16724.5項に基づき総合義務公債経費回転資金に払い戻しを行うことを、ここに許可する。ここに許可され、ここに定めるように正規に売却及び引き渡しが行われた全ての公債は、有効で法的拘束力のある州の総合義務となり、元本とその利子の両者を期限通りに支払うことへの州の十分な信頼と信用が、ここに誓約される。

8879.26. 本章により許可される公債は、州総合義務公債法(第4部門第3部第4章(第16720項より開始))に定められたように準備、作成、発行、売却、支払い、償還が行われる。ただし、第16727項副項(a)は、本章と矛盾している限りにおいて除外され、適宜修正される同法の他の条項は全てその公債及び本章に適用され、本章に完全に定められているかのごとくここに本章に加える。

8879.27. (a) 州総合義務公債法に基づき本章で許可される公債の発行及び売却を許可する目的のみにおいて、ここにハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全委員会を創設する。本章の目的

上、ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全委員会は、州総合義務公債法での使われ方における「委員会」とする。委員会は、出納官、監査官、財務局長、及びビジネス運輸住宅局長官、又はこれらの各役員の指定代表者から成る。出納官は、委員長としての機能を果たす。委員会の過半数をもって委員会を代表することができる。

(b) 委員会は、公債の利子の妥当性と課税免除を守るために必要な範囲において、融資プログラム管理の要件を制定する指針を採択することができる。指針は、一般に適用される規則、規制、指令、或いは基準を制定しないこととする。

(c) 州総合義務公債法の目的上、本章に基づいて割り当てを受ける部門を「役員会」とする。

8879.28. 本章の目的に資金が必要だと述べる役員会からの要求があれば、委員会は、第8879.23項に定められた行為を実行するために本章に基づいて許可される公債の発行が必要または望ましいかどうか、及びもしそうであれば発行及び売却される公債の額を判断する。これらの行為を漸次実行するため、公債を連続的に発行することを許可し売却することができ、一度に売却することは義務付けられていない。公債は連邦所得税の対象となる利子を生むことができる。

8879.29. 州の通常歳入に加え、ここに定める公債の元本と利子を支払うのに十分な金額を、州の他の歳入の徴収と同じ方法で同じ時期に毎年徴収し、州歳入の徴収に関して何らかの任務を遂行することが法により義務付けられている担当官は全て、その追加金額を徴収する。

8879.30. 第13340項にかかわらず、本章の目的のために、以下の合計に等しい額をここに資産部内の一般財源から割り当てる。

(a) 本章に基づき発行及び売却が行われる公債の元本及び利子を、元本及び利子が支払満期となるにつれて支払うために、毎年必要な額。

(b) 会計年度にかかわりなく割り当てられた、第8879.32項を施行するために必要な額。

8879.31. 役員会は、第16312項に従って本章の目的のために、共同出資口座から融資するよう共同出資役員会に要求することができる。要求額は、委員会が決議により本章の目的のために売却することを許可した未売却の公債の額から第8879.32項に基づいて引き出された額があればそれを引いた額を超えないものとする。役員会は、融資を獲得及び償還するため共同出資役員会から求められた文書を全て作成する。債務額は本章に従って割り当てられる基金に供される。

8879.32. 本章を施行する目的において、財務局長は行政命令により、委員会が決議により本章を施行する目的のために売却を許可した未売却の公債の額を超えない、いかなる額も一般財源から引き出すことを許可することができる。引き出された額は、2006年ハイウェー安全、交通量削減、大気環境、港湾安全基金に供される。本項に基づいて利用可能となる金銭は、その金額が共同出資口座にあれば公債の売却により受け取った金銭を一般財源に供して得られたであろう利子を加えて一般財源に返却する。

8879.33. 公債は、州総合義務公債法第6条(第16780項より開始)に従って償還することができる。選挙人が本法案を承認することは、州総合義務公債法に従い発行される借換公債を承認することとなる。

8879.34. 州総合義務公債法のいかなる条項にもかかわらず、本章により許可される全ての公債の満期の最高は、各回号の発行日から30年を超えないものとする。各回号の満期は、各回号の発行日から算出される。

8879.35. 州議会は、本章により許可された公債の売却で得られた収益がCalifornia州憲法第XIII B条での使われ方における「税収益」でない範囲において、これらの収益の支出が同条によって課せられた制限の対象とならないことを、ここに認定し宣言する。

8879.36. 本章により許可された公債の売却で得られ第4部門第2部第3章第4条(第16470項より開始)に基づく投資の対象となる収益に関する州総合義務公債法のいかなる条項にもかかわらず、出納官は、投資収益用の別勘定を維持し、これらの収益の支払いが連邦法で適用される割り戻しの要件を遵守するよう命令し、その他、公債の課税免除の状況を維持し連邦法上の他の利益を本州の資金のために獲得するよう収益の使用と投資を指示することができる。

8879.37. 本章に従い売却された公債の割増金及び発生した利子に由来する全ての金銭は、公債利子に対する支出からの差し引きとして一般財源に移転される。

提案1C

2005-2006年度本会議の上院議案第1689号(2006年度制定法第27章)によって提案された本法は、California州憲法第XVI条の条項に従い州民に提出される。

提案された本法は、衛生安全法規に項を追加するものであり、従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第2項。 第12部(第53540項より開始)を衛生安全法規第31部門に次の文言のように追加する。

第12部。 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令。

第1章。 一般条項

53540. (a) 本部の名称は、2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金法令とする。

(b) 本章は、2006年11月7日の州全体総選挙における有権者による採択をもってのみ有効となる。

53541. 本部で使用される以下の語は以下の意味を持つ。

(a)「役員会」は、住宅及びコミュニティ開発部門が管理するプログラムについては同部門、California住宅融資局が管理するプログラムについては同局を意味する。

(b)「委員会」は、第53524項に従って創設され第53548に従って存在が継続される住宅融資委員会を意味する。

(c)「基金」は、第53545項に従い創設される住宅及び緊急避難所に関する信託基金を意味する。

第2章。 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金及びプログラム

53545. 2006年度住宅及び緊急避難所に関する信託基金を、ここに州資産部内に創設する。州議会は、基金に供される公債収益が、今後10年間にわたり、本章に記された住宅関連プログラムに対する資金供給に使われることを意図している。本章に定められた目的のために本部に従って発行及び売却される公債の収益は、以下のように割り当てられる。

(a) (1) 15億ドル($1,500,000,000)を、ここに基金内に創設する安価住宅勘定に供する。政府法規第13340項にかかわらず、勘定内の金銭は以下の計画に従って継続的に割り当てる。

(A) (i) 3億4500万ドル($345,000,000)を、第2部第6.7章(第50675章より開始)により許可される多世帯住宅プログラムに支出するため、住宅修復融資基金に移転する。第50675.13項に定められた優先事項は、本条項に基づく資金の支出に適用される。

(ii) 5000万ドル($50,000,000)を、政府法規第11139.3項副項(e)段落(2)及び(3)の定義に当てはまる住宅に対し第2部第6.7章(第

50675章より開始)によって許可される多世帯住宅プログラムに基づいて支出するため、住宅修復融資基金に移転する。部門は、対象人口にとり安価な住宅費用を達成するため、必要に応じてユニット当たりの融資限度を引き上げることができる。利用可能な30ヶ月内に本条項の目的のために融資が行われなかった資金は、多世帯住宅プログラム内において一般使用目的に戻すこととする。

(B) 1億9500万ドル($195,000,000)を、第2部第6.7章(第50675項より開始)によって許可される多世帯住宅プログラムのために支出し、緊急避難所或いは通過施設から移行する個人及び世帯、或いはホームレスとなる恐れのある人の支援住宅用に使用するため、住宅修復融資基金に移転する。住宅及びコミュニティ開発部門は、当該個人及び世帯にとり安価な住宅費用を達成するため、適度に必要に応じてユニット当たりの融資限度引き上げを定める。本副項の目的上、「支援住宅」は、滞在期間の制限がなく、第53260項副項(d)で定義される対象人口が居住し、居住者の住居保持を支援し、健康状態を改善し、生活能力を出来る限り高め、働くことが可能であればコミュニティで働くことを支援する施設内又は施設外のサービスとつながりのある住宅を意味する。プロジェクトを選定する基準により、以下が優先される。

(i) 支援住宅がなければホームレスとなる恐れが高い、障害を持つ人のための支援住宅で、その人の障害のニーズを満たすプログラムと協力することが申請内に示されているもの。

(ii) 運営補助金又はサービス資金提供又はその両方を5年間以上負担するという、地方政府の確約を明示しているプロジェクト。

(C) 1億3500万ドル($135,000,000)を、第2部第3.2章(第50517.5項より開始)により許可されるプログラムに支出するため、第50517.5項副項(b)によって創設される基金に移転する。

(D) 3億ドル($300,000,000)を第50697.1項により創設される自助住宅基金に移転する。これらの資金は、第2部第6章(第50650章より開始)により許可されるCalHomeプログラムに従い、世帯が自家所有者となる又は自家所有者であり続けることを可能にする目的に支出するため、住宅及びコミュニティ開発部門による利用を可能とする。ただし、1000万ドル($10,000,000)は、第50696項副項(b)に従いCalifornia自助住宅プログラムの下、建設管理に支出される。

(E) 2億ドル($200,000,000)を、第50697.1項によって創設される自助住宅基金に移転する。これらの資金は、第3部第11章(第51500項より開始)により許可されるCalifornia住宅購入者頭金援助プログラムの目的に支出するため、California住宅融資局による利用を可能とする。これらの資金のうち1億ドル($100,000,000)までは、第51504項副項(b)に従って支出することができる。

(F) 1億ドル($100,000,000)を、ここに州資産部内に創設する安価住宅革新基金に移転し、住宅及びコミュニティ開発部門が管理を行う。資金は、安価住宅の開発、所有、賃貸、或いは投資を行う後援団体への競争的助成金又は融資に支出され、安価住宅を生み出し或いは維持するための革新的でコスト削減となる手法を示すための試験的プログラムの創設に使用される。資金を受け使用する資格を定める具体的な基準は、州議会の各院で2/3の票による承認を得て制定法において定められる。利用可能な30ヶ月内に本副段落に定められた目的のために融資が行われなかった資金は、第50697.1項により創設される自助住宅基金に戻し、副段落(D)に述べられた目的のために利用可能とする。

(G) 1億2500万ドル($125,000,000)を、第1部第14.5章(第50860項より開始)に従い地域に純粋価値と成長を築く(BEGIN)プログラムに使用するため、地域に純粋価値と成長を築く基金に移転する。利用可能な30ヶ月内に本副段落に定められた目的のために融資が行われなかった資金は、CalHomeプログラム内において一般使用目的に戻すこととする。

(H) 5000万ドル($50,000,000)を、第31部門第2部第11.5章(第50800項より開始)により許可される緊急住宅及び援助プログラムに基づく資本開発助成金の形で分配するため、緊急住宅及び援助基金に移転する。資金は、2000年予算条例第2240-105-0001項目第3条項に含まれる制約及び権限と一致する方法で、住宅及びコミュニティ開発部門によって管理される。ただし、同項目内の割り当ては適用しない。部門によって使用される競争的システムは、指定地方役員会によって定められた優先事項と、指定地方役員会の郡内から提出された申請をそれらの優先事項に照らした場合の相対的な評価に関する指定地方役員会の意見とを取り入れる。さらに、本項に含まれる資金提供の制限は、その予算項目の割り当てには適用しない。

(2) 州議会は、本副項に従って資金が割り当てられる又は割り当てられたプログラムに関連する法の条項を、プログラムの効率と効果を高める目的のために、又はプログラムの目標を推進する目的のために、適宜修正することができる。

(3) 州監査局は、公債収益が適時にかつ本副項の要件に一致して与えられていること、及び公債収益の受領者が本副項の適用条項を遵守して資金を使用していることを確認するため、定期的に監査を実施する。初の監査は、本部が有権者に承認されてから一年たつまでに実施する。

(4) 住宅及びコミュニティ開発部門は、本副項に従って利用可能となり前年度に割り当てが行われた資金がどのように支出されたかについて、州議会への年次報告において報告する。部門は、インターネットのウェブサイトで当該報告を一般に公開する。

(b) 8億5000万ドル($850,000,000)を、ここに基金内に創設する地域計画及び住宅及び再開発奨励勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる他の条件及び基準に従い、以下の目的に利用可能とする。

(1) 以下の全てを含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)、充填型住宅開発及び関連するその他の充填型開発に関連する資本支出のための再開発奨励助成金。

(A) 充填型開発を奨励するための公園造成、開発、或いは修復のための2億ドル($200,000,000)以下の費用。

(B) 充填型開発に関連した水道、下水道、その他の公共基幹施設の費用。

(C) 充填型開発に関連した交通整備。

(D) 交通量緩和。

(2) 地域及び地方の計画に沿った充填型住宅開発及び関連する他の充填型開発を促進する、ブラウンフィールドの浄化。

(c) 輸送機関用開発実施基金に移転し、州議会が割り当てを行った上で第13部(第50560項より開始)によって許可される輸送機関用開発実施プログラムに従って支出するため、3億ドル($300,000,000)をここに基金内に創設する輸送機関用開発勘定に供する。

(d) 2億ドル($200,000,000)を、ここに基金内に創設する住宅及び都市-郊外-農村公園勘定に供する。勘定内の資金は、州議会による割り当てが行われた上で、州議会が制定法で定めることのできる条件及び基準に従い、都市、郊外、農村地域における住宅関連の公園助成金に利用可能とする。

第3章。 財務条項

53546. 借換公債を除き、総額28億5000万ドル($2,850,000,000)又は必要に応じた額の公債を、本部に述べられた目的を実行するために発行及び売却し、政府法規第16724.5項に基づき総合義務公債経費回転資金に払い戻しを行うことを、ここに許可する。ここに許可され、ここに定めるように正規に売却及び引き渡しが行われた全ての公債は、有効で法的拘束力のある州の総合義務となり、元本とその利子の両者を期限通りに支払うことへの州の十分な信頼と信用が、ここに誓約される。

53547.　本部により許可される公債は、州総合義務公債法（第4部門第3部第4章（第16720項より開始））に定められたように準備、作成、発行、売却、支払い、償還が行われる。ただし、第16727項副項(a)は、本部と矛盾している限りにおいて除外され、適宜修正される同法の他の条項は全てその公債及び本部に適用され、本部に完全に定められているかのごとくここに本部に加える。

53548.　(a) 州総合義務公債法に基づき本部で許可される公債の発行及び売却を許可する目的のみにおいて、第53524項に従って創設される住宅融資委員会は存在が継続される。本部において、住宅融資委員会は、州総合義務公債法での使われ方における「委員会」とする。

(b) 委員会は、公債の利子の妥当性と課税免除を守るために必要な範囲において、融資プログラム管理の要件を制定する指針を採択することができる。指針は、一般に適用される規則、規制、指令、或いは基準を制定しないこととし、政府法規第2編第3部門第1部第3.5章（第11340項より開始）の対象とならない。

(c) 州総合義務公債法の目的上、住宅及びコミュニティ開発部門は同部門が管理するプログラムの「役員会」として指定され、California住宅融資局は同局が管理するプログラムの「役員会」とする。

53549.　本部の目的に資金が必要だと述べる役員会からの要求があれば、委員会は、第53545項に定められた行為を実行するために本部に基づいて許可される公債の発行が必要または望ましいかどうか、及びもしそうであれば発行及び売却される公債の額を判断する。これらの行為を漸次実行するため、公債を連続的に発行することを許可し売却することができ、一度に売却することは義務付けられていない。公債は連邦所得税の対象となる利子を生むことができる。

53550.　州の通常歳入に加え、ここに定める公債の元本と利子を支払うのに十分な金額を、州の他の歳入の徴収と同じ方法で同じ時期に毎年徴収し、州歳入の徴収に関して何らかの任務を遂行することが法により義務付けられている担当官は全て、その追加金額を徴収する。

53551.　政府法規第13340項にかかわらず、本部の目的のために、以下の合計に等しい額をここに資産部内の一般財源から割り当てる。

(a) 本章に基づき発行及び売却が行われる公債の元本及び利子を、元本及び利子が支払満期となるにつれて支払うために、毎年必要な額。

(b) 会計年度にかかわりなく割り当てられた、第53553項を施行するために必要な額。

53552.　役員会は、政府法規第16312項に従って本部の目的のために、共同出資口座から融資するよう共同出資役員会に要求することができる。要求額は、委員会が決議により本部の目的のために売却することを許可した未売却の公債の額から第53553項に基づいて引き出された額があればそれを引いた額を超えないものとする。役員会は、融資を獲得及び償還するため共同出資役員会から求められた文書を全て作成する。融資額は本部に従って割り当てられる基金に供される。

53553.　本部を施行する目的において、財務局長は行政命令により、委員会が決議により本部を施行する目的のために売却を許可した未売却の公債の額を超えない、いかなる額も一般財源から引き出すことを許可することができる。引き出された全ての額は基金に供せられる。本項に基づいて利用可能となる金銭は、その金額が共同出資口座にあれば公債の売却により受け取った金銭を一般財源に供して得られたであろう利子を加えて一般財源に返却する。

53554.　公債は、州総合義務公債法第6条（第16780項より開始）に従って償還することができる。選挙人が本法案を承認することは、州総合義務公債法に従い発行される借換公債を承認することとなる。

53555.　州総合義務公債法のいかなる条項にもかかわらず、本部により許可される全ての公債の満期の最高は、各回号の発行日から30年を超えないものとする。各回号の満期は、各回号の発行日から算出される。

53556.　州議会は、本章により許可された公債の売却で得られた収益がCalifornia州憲法第XIII B条での使われ方における「税収益」でない範囲において、これらの収益の支出が同条によって課せられた制限の対象とならないことを、ここに認定し宣言する。

53557.　本部により許可された公債の売却で得られ政府法規第2編第4部門第2部第3章第4条（第16470項より開始）に基づく投資の対象となる収益に関する州総合義務公債法のいかなる条項にもかかわらず、出納官は、投資収益用の別勘定を維持し、これらの収益の支払いが連邦法で適用される割り戻しの要件を遵守するよう命令し、その他、公債の課税免除の状況を維持し連邦法上の他の利益を本州の資金のために獲得するよう収益の使用と投資を指示することができる。

53558.　本章に従い売却された公債の割増金及び発生した利子に由来する全ての金銭は、公債利子に対する支出からの差し引きとして一般財源に移転される。

提案1D

2005-2006年度本会議における下院議案第127により提案されたこの法案（2006年制定法第35章）は、California州憲法第XVI条の条項に従って州民に提出される。

提案された法案によって、教育法に項を追加される。従って追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第16項。　第69部(第101000項以降)を次のように教育法に追加する。

第 69部.　2006年度公債法令
幼稚園から大学までの公共教育施設

第1章　一般条項

101000.　本部は、2006年度幼稚園から大学までの公共教育施設公債法令と称するものとし、このように引用する。

101001.　この法令のCalifornia制定法のいかなる条項も、組入れ或いは参照する際には、全ての修正すべき及び補足すべき法令を含むこととする。

101002.　(a) 第101030項、第101039項、及び第101059項に従って発行される借換債を含めずに、総額104億1,600万ドル($10,416,000,000)の公債、すなわち必要な金額の公債を本章に明示された目的を施行するため、及び政府法規の第16724.5項に従って総合義務公債経費回転資金の返済に使用するために、発行及び販売することができる。公債は、販売されると、California州の正当な拘束義務となるものとし、California　州の十分な信頼と信用によって、支払い期日が到来し支払い可能となるときに公債の元本と利子が期日通りに支払われることを保証する。

(b) 本項に従い、出納官は、割り当てが必要な支出を実行するさまざまな場合において、第15909項によって設置された州学校建造物財務委員会又は第67353項によって設置された高等教育施設財務委員会によって権限を与えられた公債を販売する。

第2章　幼稚園から12年生まで

第1条　幼稚園から12年生までの学校施設プログラム規定

101010.　第2条(第101020項以降)に従って発行及び販売される公債の収益は、第17070.40項の副項(d)に基づいて州財務省に設立された2006年度州学校施設基金に供託され、本章に従って州割当役員会よって割り当てられるものとする。

101011.　本章を目的として2006年度州学校施設基金に供託される基金は全額使用可能とし、1998年度 Leroy F. Greene 学校施設法(第1部、第12.5章(第17070.10項以降))に基づいて、学区、郡の教育長、及び州の郡教育委員会への支援金として割り当てられる。またこの基金から、第101012項に記載のように州議会のあらゆる法令に基づき2006年度州学校施設基金に前貸し又は貸し付けした金額をこの法令に記載された利子とともに返済し、政府法規の第16724.5項に従って総合義務公債経費回転資金を返済する。

101012.　(a) 本章を目的として発行及び販売された公債からの収益は、以下の表に従って割り当てられる。

(1) 19億ドル($1,900,000,000)を第10部第12.5章(第17070.10項以降)に基づいて申請を行った学区内の教育施設の新規建設として使用する。本段落に基づき割り当てられる金額の10.5パーセントまでを、第17075.10項に従い地震による修理、再建、又は交換の目的で使用する。

(2) 5億ドル($500,000,000)を第10部第12.5章第12条(第17078.52項以降)に基づきチャータースクールに学校施設を提供するために使用する。

(3) 33億ドル($3,300,000,000)を第10部第12.5章(第17070.10項以降)に基づき教育施設の近代化に使用する。

(4) 5億ドル($500,000,000)を第10部第12.5章第13条(第17078.70項以降)に記載の目的で職業技術教育プログラム用施設に関連して使用する。

(5) 2004年度制定法第894章に記載の目的で、上記(1)及び(3)で割り当てた金額から2億ドル($200,000,000)を小人数の学習コミュニティ及び小規模高等学校創設のための奨励に関連して使用する。

(6) 2,900万ドル ($29,000,000)を第10部第12.5章第10.6条 (第17077.40項以降)に記載の目的で共同使用プロジェクトに関連して使用する。

(7) 10億ドル($1,000,000,000)を第10部第12.5章第14条(第17079項以降)に基づき超過密校への新規建設基金として使用する。

(8) 1億ドル($100,000,000)を新規建設及び近代化プロジェクトでデザイン及び材料の導入を促進するための奨励助成金として使用する。これは、州財政割当委員会で採用された規則に従い、第17070.96項に記載の要件を含むがこれに制限されない高性能学校建築の特性を含むプロジェクトである。

(b) 学区は、第10部第12.5章(第17070.10項以降)に従って、以下の項目のうち1つ以上を目的として副項(a)の段落(3)に基づいて割り当てられた資金を使用できる。

(1) 空調設備及び断熱材の購入及び設置費用、並びにそれに関連する費用。

(2) 学校のセキュリティ又は運動場の安全性を向上させる建設プロジェクト又は当該目的で設計された備品ないしは設備の購入。

(3) 危険なアスベストの学校施設における特定、評価、又は排除。

(4) 最優先の屋根交換プロジェクトへのプロジェクト資金の供給。

(5) 第10部第12.5章(第17070.10項以降)によるその他施設の近代化。

(c) また副項 (a) の段落 (1) に従って割り当てられた資金を第10部第12.5章(第17070.10項以降)に基づき資格のある郡教育委員会の申請者に新規建設助成金として提供し、重度身障者の生徒向け教室の資金、又は郡コミュニティ学校の生徒向け教室の資金として使用できる。

(d) (1) 副項(a)の段落(1)から(8)で特定された金額の基金を調整するために、州議会は次のいずれかの方法でのみ本項を修正できる。

(A) 議事録に記入される氏名点呼投票によって、上院、下院それぞれで少なくとも三分の二以上の賛成によって、州議会を通過した制定法による。この制定法は本章と矛盾せず、その目的を促進するものでなければならない。

(B) 投票者が承認した場合のみ有効となる制定法による。

(2) 本副項に従う修正案によって、副項(a)の段落(1)から(8)に従い使用できる各金額を調整できるが、この副項に従い使用できる総額を増額又は減額することはできない。

(e) 本項に基づいて使用できる資金を第17280.5項に従い権限を与えられた学校施設の購入のために使用できる。

第2条。　幼稚園から12年生までの学校施設の財務規定

101020.　(a) 第1章(第101000項以降)に基づいて発行及び販売の権限を与えられた公債の総額のうち、第101030項に従って発行される借換債を含まない73億2,900万ドル($7,329,000,000)の公債、すなわち必要な金額の公債を本章に明示された目的の施行するため、及び政府法規の第16724.5項に従って総合義務公債経費回転資金の返済に使用するために、発行及び販売することができる。公債は、販売されると、California州の正当な拘束義務となるものとし、California州の十分な信頼と信用によって、支払い期日が到来し支払い可能となるときに公債の元本と利子が期日通りに支払われることを保証する。

(b) 本項に従い、出納官は、割り当てが必要な支出を実行するさまざまな場合において、第15909項によって設置された州学校建造物財務委員会によって権限を与えられた公債を販売する。

101021.　第15909項によって設置された州学校建造物財務委員会は、州知事、監査官、出納官、財務局長、及び公教育教育長、又はこれらの委員から指名された代表から構成され、全員が無報酬で職務を遂行し、その過半数によって定足数とし、本章の目的達成のために存続する。出納官は、同財務委員会の議長を務める。上院規則委員会によって指名された上院議員二名及び州下院議長によって指名された州下院議員二名は、その顧問としての参加が州議会の議員としての各々の立場と抵触しない範囲で同財務委員会との会合を行い、助言をする。本章の目的のために州議会議員は、本章主題についての中間調査委員会を設置し、この調査委員会として、上院並びに下院の合同規則に基づいてこの委員会に権限を与え、職務を委任する。財務局長は、必要に応じて同財務委員会に支援を行う。出納官は、同財務委員会の議長を務める。

101022.　(a) 本章に基づいて権限を与えられた公債は、州総合義務公債法(政府法規表題2第4部門第3部第4章(第16720項以降)に規定される通り、準備、作成、発行、販売、支払い、及び償還が行われる。また、政府法規第16727項を除いた同法の全ての条項は、本章と矛盾しない範囲で公債及び本章に適用されるとともに、本章内で完全に記載されているかのように本章に組み込まれている。

(b) 州総合義務公債法の目的達成のため、州財務割当委員会は2006年度州学校設備基金を管理する「役員会」を任命される。

101023.　(a) 州財務割当委員会の要請に応じて、州学校建造物財政委員会は、割り当てに資金を供給するために本章に基づいて権限を与えられた公債を発行する必要があるか否か、或いは望ましいか否かを決定する。必要がある場合、発行及び販売する公債の金額の決定を行う。割り当てに資金を漸次供給するために、連続して公債の発行の権限を与えられ、販売できる。しかし権限を与えられた全ての

公債を同時に発行及び販売する必要はない。

(b) 副項 (a)に基づく州財務割当委員会の要請は、第101011項及び第101012項に記載された目的で行われた割り当てを、或いは行われる予定である割り当てを申し立てることによって支援される。

101024. 毎年、州の経常歳入に加えてその他の歳入を収集するのと同じ方法、同じ時期に、公債の元金及び利子の支払いに必要な合計額も収集される。このような追加的な金額を収集するのに必要なそれぞれの法令及び全ての法令を施行することが、歳入の収集を行う職務に関する法によって委託された担当官の職務である。

101025. 政府法規第13340項にもかかわらず本章の目的のために、次の総計と等しい金額が州財務省の一般財源からこれにより割り当てられる。

(a) 本章に基づいて発行及び販売した公債のうち支払い期限が到来して支払い可能となったものの元金と利子の支払いのために必要な1年間の金額。

(b) 会計年度に関係なく、割り当てられた第101028項の施行に必要な金額。

101026. 本章の施行を目的として政府法規第16312項に従い州財務割当委員会は、共同出資口座からの貸付、又はその他承認された形態での中間融資を行うよう共同出資役員会に要請できる。要請金額は、本章を施行する目的で販売するよう同委員会が決議によって権限を与えられた公債のうち未販売分の金額を超えないものとする。同委員会は、貸付の取得及び返済のため共同出資役員会が必要とする全ての文書を作成する。いかなる額の貸付金も基金に供託され、本章に基づいて同役員会によって割り当てられる。

101027. 本章のその他の条項、又は州総合義務公債法にもかかわらず、連邦税の目的で公債の総収益から利子を除外する効果についての公債顧問の意見に従い、本章に基づいて公債を販売した場合、指定の条件で出納官は、公債収益の投資用口座と、収益の投資収入用口座を別々に管理できる。出納官は、連邦税で必要な割戻し、違約金、又はその他の支払いのために収益又は収入を使用、又は使用するように指示することが可能であり、連邦法に基づいて必要とされる、或いは望ましい投資、及び公債収益の活用に関連するその他の措置を講じ、公債の免税資格を維持するとともに、当州の基金に利するように連邦法に基づいてその他の利益を得ることができる。

101028. 本章の施行を目的として、財務局長は、州学校建造物財務委員会によって権限を与えられた公債から未販売分の金額を超えない金額を一般財源から引き出すことについての権限を与えることができる。引き出された金額は全て、本章の規定に基づき2006年度州学校施設基金に供託される。本項に基づいて使用可能となった資金は全て、共同出資口座で得られる利息と同等の金額とともに、本章の施行を目的とした公債の販売によって得られた収益から一般財源に返還される。

101029. 販売した公債の手数料及び未払利子に由来する金額は、2006年度州学校施設基金に供託され、全て基金に保留される。この金額は、公債利子経費への組入れとして一般財源へ移転が可能である。

101030. 州総合義務公債の一部である法政府法規の表題2第4部門第3部第4章第6条(第16780項以降)に従い公債は、払戻し可能である。本章に記載される公債発行に対する州の有権者による承認には、本章に基づいて当初発行された公債、又は以前に発行された借換債の払戻しのために発行される公債発行に対する承認も含まれる。

101031. 州議会は、本章により権限を与えられた公債の販売による収益がCalifornia州憲法第XIII B 条で使用されている用語である「税収益」ではなく、これらの収益の支出は、同条により課せられる制限が適用されないことを、ここに認め、かつ宣言する。

第3章 CALIFORNIAコミュニティカレッジ施設

第1条。 一般条項

101032. (a) 2006年度California コミュニティカレッジ資本支出公債基金は、本章の目的で発行及び販売された公債の収益からの基金を州財務省に寄託することで設置される。

(b) 第67353項に基づいて設立された高等教育設備財務委員会は、Californiaコミュニティカレッジを支援する資金提供の目的で本章に従いCalifornia州の債務、負債を負う権限を与えられる。

第2条 コミュニティカレッジに適用されるプログラム規定

101033. (a) 第3条(第101034項以降)に従い発行及び販売された公債の収益から、総額15億700万ドル($1,507,000,000)を本条の目的で2006年度Californiaコミュニティカレッジ資本支出公債基金に供託する。割り当てられた後、これらの資金は、本条を目的とした支出のために使用可能となる。

(b) 本条の目的には、Californiaコミュニティカレッジが必要とする資本支出の資金調達に合わせて支援することが含まれる。

(c) 本条の目的で発行及び販売された公債からの収益は、建物の建設及び関連する備品の取得、公共高等教育の複数のセグメントによって(セグメント間の)使用可能な施設の建設、施設の修復及び改築、土地の取得、耐用年数平均10年の機材を使用した新築、修復、或いは改築の施設等を含む既存キャンパスでの建設への資金供給のために使用される。さらに公債収益は、Californiaコミュニティカレッジ施設の予備計画及び施行図を含むがこれらに制限されない建設前費用の支払いにも使用される。

第3条。 California コミュニティカレッジ財務規定

101034. (a) 第1章(第101000項以降)に基づいて発行及び販売する権限を与えられた公債のうち、第101039項に基づいて発行される借換公債の額を含まない総額15億700万ドル($1,507,000,000)、又は必要に応じてほぼ同額の公債を発行及び販売し、本章に記載の目的を施行するため、及び政府法規第16724.5項に基づいて総合義務公債経費回転資金を返済するための資金提供に使用することができる。公債は、販売されると、California州の正当な拘束義務となるものとし、California 州の十分な信頼と信用によって、支払い期日が到来し支払い可能となるときに公債の元本と利子が期日通りに支払われることを保証する。

(b) 州議会の意思により、Californiaコミュニティカレッジは、年間資本支出計画の過程の一環として、公共高等教育の複数のセグメントによって(セグメント間の)使用できる施設を毎年検討し、コミュニティカレッジの各機関が所見を毎年5月15日までに州議会の下院の各予算委員会に報告する。

(c) 本項に従い出納官は、割り当てが必要な支出を実行するさまざまな場合において、第67353項に基づいて設立された高等教育設備財務委員会によって権限を与えられた公債を販売する。

101034.5. (a) 本章に基づいて権限を与えられた公債は、州総合義務公債法(政府法規表題2第4部門第3部第4章(第16720項以降)に規定される通り、準備、作成、発行、販売、支払い、及び償還が行われる。また、政府法規第16727項を除いた同法の全ての条項は、本章と矛盾しない範囲で公債及び本章に適用されるとともに、本章内で完全に記載されているかのように本章に組み込まれている。

(b) 州総合義務公債法を目的として2006年度コミュニティカレッジ資本支出公債基金の割り当てを管理する州の各機関は、本章に従って資金を供給されたプロジェクトの「役員会」として指名される。

(c) 本章に基づいて発行及び販売された公債の収益は、Californiaコミュニティカレッジを支援するための資金提供を目的

として、本章に記載のように既存又は新規キャンパスの建築、並びに各コミュニティカレッジのオフキャンパスセンター及びセグメント間の合同使用施設のために使用できる。

101035.　第67353項に基づいて設立された高等教育設備財務委員会は、年間予算条例で州議会によって明確に認可され、かつ本章に記載されている目的で割り当ての資金提供のために必要な範囲でのみ、本章に従い公債発行の権限を与える。この法的指示に従い同委員会は、本章に記載の目的を施行するために本章に基づいて認可された公債を発行する必要があるか否か、或いは望ましいか否かを決定する。必要がある場合、発行及び販売する公債の金額の決定を行う。割り当てに資金を漸次供給するために、連続して公債の発行の権限を与えられ、販売できる。しかし権限を与えられた全ての公債を同時に発行及び販売する必要はない。

101035.5.　毎年、州の経常歳入に加えてその他の歳入を収集するのと同じ方法、同じ時期に、公債の元金及び利子の支払いに必要な合計額も収集される。このような追加的な金額を収集するのに必要なそれぞれの法令及び全ての法令を施行することが、歳入の収集を行う職務に関する法によって委託された担当官の職務である。

101036.　政府法規第13340項にもかかわらず本章の目的のために、次の総計と等しい金額が州財務省の一般財源からこれにより割り当てられる。

(a) 本章に基づいて発行及び販売した公債のうち支払い期限が到来して支払い可能となったものの元金と利子の支払いのために必要な1年間の金額。

(b) 会計年度に関係なく、割り当てられた第101037.5項の施行に必要な金額。

101036.5.　第101034.5項の副項(b)に定義されているように役員会は、本章を施行する目的のため政府法規第16312項に従い、共同出資口座からの貸付、又はその他認可された形態での中間融資を行うよう共同出資役員会に要請できる。要請金額は、本章を施行する目的で販売するよう同委員会が決議によって権限を与えられた公債のうち未販売分の金額を超えないものとする。同役員会は、第101034.5項の副項　(b)に定義されているように貸付の取得及び返済のため共同出資役員会が必要とする全ての文書を作成する。いかなる額の貸付金も基金に供託され、本章に基づいて同役員会によって割り当てられる。

101037.　本章のその他の条項、又は州総合義務公債法にもかかわらず、連邦税の目的で公債の総収益から利子を除外する効果についての公債顧問の意見に従い、本章に基づいて公債を販売した場合、指定の条件で出納官は、公債収益の投資用口座と、収益の投資収入用口座を別々に管理できる。出納官は、連邦税で必要な割戻し、違約金、又はその他の支払いのために収益又は収入を使用、又は使用するように指示することが可能であり、連邦法に基づいて必要とされる、或いは望ましい投資、及び公債収益の活用に関連するその他の措置を講じ、公債の免税資格を維持するとともに、California州の基金に利するように連邦法に基づいてその他の利益を得ることができる。

101037.5.　(a) 本章の施行を目的として、財務局長は、高等教育設備財務委員会によって権限を与えられた公債から未販売分の金額を超えない金額を一般財源から引き出すことについての権限を与えることができる。引き出された金額は全て、本章の規定に基づき2006年度コミュニティカレッジ資本支出公債基金に供託される。本項に基づいて使用可能となった資金は全て、共同出資口座で得られる利息と同等の金額とともに、本章の施行を目的とした公債の販売によって得られた収益から一般財源に返還される。

(b) 本章に記載の目的による支出に対する本公債発行からの基金に関して、Californiaコミュニティカレッジから州議会及びに財務部に寄せられる要請には、コミュニティカレッジ制度のニーズ及び優先度を反映させた、州全体規模での優先順位をつけた資本支出5ヵ年計画を添付する。要請は、特定のカレッジの判断において、優先度が高いと特定される建造物を地震被害から大幅に減少させるために必要な耐震補強工事の優先順位をつけた表を含むこと。

101038.　販売した公債の手数料及び未払利子に由来する金額は、2006年度Californiaコミュニティカレッジ資本支出公債基金に供託され、全て基金に保留される。この金額は、公債利子経費への組入れとして一般財源へ移転が可能である。

101039.　州総合義務公債の一部である法政府法規の表題2第4部門第3部第4章第6条(第16780項以降)に従い公債は、払戻し可能である。本章に記載される公債発行に対する州の有権者による承認には、本章に基づいて当初発行された公債、又は以前に発行された借換債の払戻しのために発行される公債発行に対する承認も含まれる。

101039.5.　州議会は、本章により権限を与えられた公債の販売による収益がCalifornia州憲法第XIII　B　条で使用されている用語である「税収益」ではなく、これらの収益の支出は、同条により課せられる制限が適用されないことを、ここに認め、かつ宣言する。

第4章　大学施設

第1条。　一般条項

101040.　(a) California州の公共大学の制度には、California大学、Hastings法科大学、California州立大学、並びにこれらの各オフキャンパスセンターが含まれる。

(b) 2006年度大学資本支出公債基金は、本章を目的として発行及び販売された公債の収益から資金を供託するため、州財務省内に設置されたものである。

(c) 第67353項に従って設立された高等教育設備財務委員会は、California大学、Hastings法科大学、及びCalifornia州立大学を支援する資金提供の目的で本章に従いCalifornia州の 債務、負債を負う権限を与えられる。

第2条　California大学及びHastings法科大学に適用されるプログラム規定

101041.　(a) 第4条(第101050項以降)に基づいて発行及び販売された公債の収益から、総額8億9,000万ドル($890,000,000)を本条の目的で2006年度大学資本支出基金に供託する。割り当てられた後、これらの資金は、本条を目的とした支出のために使用可能となる。

(b) 本条の目的には、California大学及びHastings法科大学が必要とする資本支出の資金調達に合わせて支援することが含まれる。

(c) 副項　(a)に基づいて利用可能となった金額のうち、2億ドル($200,000,000)を設備改良のために使用し、保健医療へのハイテク取り組みの開発を目的とした遠隔医療に重点をおいた医療教育プログラムの拡大及び強化を行う。

(d) 本条の目的で発行及び販売された公債からの収益は、建物の建設及び関連する備品の取得、公共高等教育の複数のセグメントによって(セグメント間の)使用可能な施設の建設、施設の修復及び改築、土地の取得、耐用年数平均10年の機材を使用した新築、修復、或いは改築の施設等を含む既存キャンパスでの建設への資金供給のために使用される。さらに公債収益は、California大学及びHastings法科大学の施設の予備計画及び施行図を含むがこれらに制限されない建設前費用の支払いにも使用される。

第3条　California州立大学に適用されるプログラム規定

101042.　(a) 第4条(第101050項以降)に基づいて発行及び販売された公債の収益から、総額6億9,000万ドル($690,000,000)を本条の目的で2006年度大学資本支出基金に供託する。割り当てられた後、

これらの資金は、本条を目的とした支出のために使用可能となる。

(b) 本条の目的には、California州立大学が必要とする資本支出の資金調達に合わせて支援することが含まれる。

(c) 本条の目的で発行及び販売された公債からの収益は、建物の建設及び関連する備品の取得、公共高等教育の複数のセグメントによって(セグメント間の)使用可能な施設の建設、施設の修復及び改築、土地の取得、耐用年数平均10年の機材を使用した新築、修復、或いは改築の施設等を含む既存キャンパスでの建設への資金供給のために使用される。さらに公債収益は、Californiaコミュニティカレッジ施設の予備計画及び施行図を含むがこれらに制限されない建設前費用の支払いにも使用される。

第4条。 大学財務条項

1D

101050. (a) 第1章(第101000項以降)に基づいて発行及び販売する権限を与えられた公債のうち、第101059項に基づいて発行される借換公債の額を含まない総額15億8000万ドル($1,580,000,000)、又は必要に応じてほぼ同額の公債を発行及び販売し、本章に記載の目的を施行するため、及び政府法規第16724.5項に基づいて総合義務公債経費回転資金を返済するための資金提供に使用することができる。公債は、販売されると、California州の正当な拘束義務となるものとし、California 州の十分な信頼と信用によって、支払い期日が到来し支払い可能となるときに公債の元本と利子が期日通りに支払われることを保証する。

(b) 州議会の意思により、California大学とCalifornia州立大学は、年間資本支出計画の過程の一部として、公共高等教育の複数のセグメントによって(セグメント間の)使用できる施設を毎年検討し、大学の各機関が所見を毎年5月15日までに州議会の下院の各予算委員会に報告する。

(c) 本項に従い出納官は、割り当てが必要な支出を実行するさまざまな場合において、第67353項に基づいて設立された高等教育設備財務委員会によって権限を与えられた公債を販売する。

101051 (a) 本章に基づいて権限を与えられた公債は、州総合義務公債法(政府法規表題2第4部門第3部第4章(第16720項以降)に規定される通り、準備、作成、発行、販売、支払い、及び償還が行われる。また、政府法規第16727項を除いた同法の全ての条項は、本章と矛盾しない範囲で公債及び本章に適用されるとともに、本章内で完全に記載されているかのように本章に組み込まれている。

(b) 州総合義務公債法を目的として2006年度大学資本支出公債基金の割り当てを管理する州の各機関は、本章に従って資金を供給されたプロジェクトの「役員会」として指名される。

(c) 本章に基づいて発行及び販売された公債の収益は、California大学、Hastings法科大学、及びCalifornia州立大学を支援するための資金提供を目的とし、本章に記載のように既存又は新規キャンパスの建築、並びに各大学のオフキャンパスセンター及びセグメント間の合同使用施設のために使用できる。

101052. 第67353項に基づいて設立された高等教育設備財務委員会は、年間予算条例で州議会によって明確に認可され、かつ本章に記載されている目的で割り当ての資金提供のために必要な範囲でのみ、本章に従い公債発行の権限を与える。この法的指示に従い同委員会は、本章に記載の目的を施行するために本章に基づいて認可された公債を発行する必要があるか否か、或いは望ましいか否かを決定する。必要がある場合、発行及び販売する公債の金額の決定を行う。割り当てに資金を漸次供給するために、連続して公債の発行の権限を与えられ、販売できる。しかし権限を与えられた全ての公債を同時に発行及び販売する必要はない。

101053. 毎年、州の経常歳入に加えてその他の歳入を収集するのと同じ方法、同じ時期に、公債の元金及び利子の支払いに必要な合計額も収集される。このような追加的な金額を収集するのに必要なそれぞれの法令及び全ての法令を施行することが、歳入の収集を行う職務に関する法によって委託された担当官の職務である。

101054. 政府法規第13340項にもかかわらず本章の目的のために、次の総計と等しい金額が州財務省の一般財源からこれにより割り当てられる。

(a) 本章に基づいて発行及び販売した公債のうち支払い期限が到来して支払い可能となったものの元金と利子の支払いのために必要な1年間の金額。

(b) 会計年度に関係なく、割り当てられた第101057項の施行に必要な金額。

101055. 第101051項の副項(b)に定義されているように役員会は、本章を施行する目的のため政府法規第16312項に従い、共同出資口座からの貸付、又はその他認可された形態での中間融資を行うよう共同出資役員会に要請できる。要請金額は、本章を施行する目的で販売するよう同委員会が決議によって権限を与えられた公債のうち未販売分の金額を超えないものとする。同役員会は、第101051項の副項(b)に定義されているように貸付の取得及び返済のため共同出資役員会が必要とする全ての文書を作成する。いかなる額の貸付金も基金に供託され、本章に基づいて同役員会によって割り当てられる。

101056. 本章のその他の条項、又は州総合義務公債法にもかかわらず、連邦税の目的で公債の総収益から利子を除外する効果についての公債顧問の意見に従い、本章に基づいて公債を販売した場合、指定の条件で出納官は、公債収益の投資用口座と、収益の投資収入用口座を別々に管理できる。出納官は、連邦税で必要な割戻し、違約金、又はその他の支払いのために収益又は収入を使用、又は使用するように指示することが可能であり、連邦法に基づいて必要とされる、或いは望ましい投資、及び公債収益の活用に関連するその他の措置を講じ、公債の免税資格を維持するとともに、California州の基金に利するように連邦法に基づいてその他の利益を得ることができる。

101057. (a) 本章の施行を目的として、財務局長は、高等教育設備財務委員会によって権限を与えられた公債から未販売分の金額を超えない金額を一般財源から引き出すことについての権限を与えることができる。引き出された金額は全て、本章の規定に従い2006年度大学資本支出公債基金に供託される。本項に基づいて使用可能となった資金は全て、共同出資口座で得られる利息と同等の金額とともに、本章の施行を目的とした公債の販売によって得られた収益から一般財源に返還される。

(b) 本章に記載の目的による支出に対する本公債発行からの資金に関して、California大学、Hastings 法科大学、又はCalifornia州立大学から州議会及びに財務部に寄せられる要請には、資本支出5ヵ年計画を添付する。大学からの要請は、特定の大学の判断において、優先度が高いと特定される建造物を地震被害から大幅に減少させるために必要な耐震補強工事の優先順位をつけた表を含むこと。

101058. 販売した公債の手数料及び未払利子に由来する金額は、2006年度 大学資本支出公債基金に供託され、全て基金に保留される。この金額は、公債利子経費への組入れとして一般財源へ移転が可能である。

101059. 州総合義務公債の一部である法政府法規の表題2第4部門第3部第4章第6条(第16780項以降)に従い公債は、払戻し可能である。本章に記載される公債発行に対する州の有権者による承認には、本章に基づいて当初発行された公債、又は以前に発行された借換債の払戻しのために発行される公債発行に対する承認も含まれる。

101060. 州議会は、本章により権限を与えられた公債の販売による収益がCalifornia州憲法第XIII B条で使用されている用語である「税収益」ではなく、これらの収益の支出は、同条により課せられる制限が適用されないことを、ここに認め、かつ宣言する。

第20項。(a) 資金公共学校用の共同使用施設の修復又は建設に必要とされるいかなる資金、及び2006年1月1日に、もしくはそれ以前に発行された公債の販売実績、又は販売に由来する2100万ドル($21,000,000)までの資金は、州財務割当委員会に譲渡され、教育法第10部第12.5章第10.6条(第17077.40項以降)を目的として同委員会によって割り当てられる。

(b) 副項(a)に記載の説明に従い、同副項に基づいて必要とされる譲渡を行った後、残った資金の全ては、州財務割当委員会に譲渡され、教育法第10部第12.5章(第17070.10項以降)を目的として同委員会が割り当てることができる。

提案1E

2005-2006年度本会議における下院議案第140により提案されたこの法案(2006年制定法第33章)は、California州憲法第XVI条の条項に従って州民に提出される。

提案された法案によって公的資源法規に項が追加される。従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す

提案された法律

第1項。第1.699章(第5096.800項以降)を次のように公的資源法規第5部門に追加する。

第1.699章　2006年度公債法令
災害準備及び洪水防止

第1条。　一般条項

5096.800.　本章は、2006年度災害準備及び洪水防止公債法令と称するものとし、このように引用する。

第2条。　定義

5096.805.　本条に記載の定義は、文脈上別の意味を必要としない限り、本章の解釈を支配する。

(a)「役員会」とは、干拓役員会又は継承団体を意味する。

(b)「委員会」とは、第5096.957項によって設立された災害準備及び洪水防止公債財務委員会を意味する。

(c)「三角州」とは、水法第12220項に定義されたSacramento-San Joaquin三角州地域を意味する。

(d)「部門」とは、水資源部門を意味する。

(e)「州洪水管理計画の設備」とは、Sacramento及びSan Joaquin川の流域に位置する連邦及び州の権限を与えられた洪水管理設備である堤防、堰、水路、及びその他地勢を意味する。役員会或いは部門は、プロジェクトで必要な非連邦協力を合衆国に確約し、こうした設備は水法第8361項に特定されている。

(f)「基金」とは、第5096.806項によって設立された2006年度災害準備及び洪水防止公債基金を意味する。

(g)「プロジェクト堤防」とは、州洪水管理計画の設備の一部である堤防を意味する。

(h)「復元」とは、設備の物理的構造の改善を意味する。自然の体系及び景観の特徴の場合、砂防、野焼きを含む外来種の制御及び排除、燃料災害の減少、既存の、又は回復した天然資源への脅威を防ぐこと、道路の廃止、植物及び野生生物の生息地の改善、など自然体系の特性価値を向上させるためのものを含むが、これに制限されない。回復プロジェックトは、プロジェクト目標を確実に成功裏に遂行させるために必要な計画、監視、そして報告を含む。

(i)「州総合義務公債法」とは、州総合義務公債法(政府法規表題2第4部門第3部第4章(第16720項以降)に記載)を意味する。

(j)「州洪水管理防御州計画」とは、水法第8350項に記載のSacramento川洪水防御プロジェクトの及び水法第6部門第6部第2章第2条(第12648項以降)に従い権限を与えられたSacramento川及びSan Joaquin川流域における洪水防御プロジェクトの州及び連邦政府の洪水管理工事、土地、プログラム、計画、要件、及び保守並びに操作方法を意味する。同計画に関して役員会又は部門は、合衆国に非連邦協力を確約し、また計画の更新を行い、「州洪水管理計画」という題の単一文書の編集を行う。

(k)「市街地」とは、プロジェクト堤防によって保護されている10,000以上の住民の住む隣接部を意味する。

第3条。　2006年災害準備及び洪水防止公債基金

5096.806.　本章に従い発行及び販売された公債の収益は、本章によって設立された2006年度災害準備及び洪水防止公債基金に供託される。

第4条。　災害準備及び洪水防止プログラム

5096.820.　(a) 本条に基づいて割り当て後、総額40億9,000万ドル($4,090,000,000)を災害準備及び洪水防止プロジェクトで使用できる。

(b) 本条に従い資金を使用する際、州知事は、次の事項を全て実行する。

(1) 連邦及び地方見合い基金に関して、本条を適時に遂行する妨げとならない範囲で、資金を慎重かつ費用効果の高い方法で確実に使用するために実現可能な最大額を確保し、災害準備及び洪水防止プロジェクトに資金を提供する。

(2) こうした資金を用いて最大限の公益を達成するために、プロジェクト選択及びプロジェクト設計の優先度を決める。

(3) 知事の年間予算の提出と関連して、災害準備及び洪水防止公債資金の年間公債支出計画を提出する。この計画書には、公債資金の支出計画、連邦の割り当て額並びにこうした支出を賄える資金を災害準備及び洪水防止プロジェクトに融資するために取得した地方の融資額、及び長期洪水防御の必要に対応し、洪水災害から州納税者が被る負債を最小限に抑えるための投資戦略について詳細な説明を付ける。

5096.821.　部門に割り当て後、30億ドル($3,000,000,000)　を次のような目的で使用することができる。

(a) 以下の措置を全て講ずることより州洪水管理計画の堤防、堰、迂回路、及び設備の評価、修理、修復、再建、又は交換を行う。

(1) 浸食した個所の修理を行い、水路又は迂回路から堆積物を取り除く。

(2) 州洪水管理計画の堤防及びその他設備の評価及び修理を行う。

(3) 本副項に基づいて行われるプロジェクトの軽減対策を遂行する。部門は、本副項により権限を与えられたプロジェクトを促進するために、魚類及び猟鳥獣法第3部門第10章(第2800項以降)に従い自然群集保護計画への参画に融資できる。

(b) 市街地の洪水防御水準を向上させるため、州洪水管理計画の設備の改善又は追加を行う。これには、洪水緩和及び基幹施設の移転に関連する全経費が含まれる。本副項に基づいて使用可能となった資金が使われるのは、連邦及び州が認可した洪水管理プロジェクト、連邦洪水損害減少及び関連プロジェクトの実行可能性の研究ならびに設計、及び貯水池再運用ならびに地下水洪水貯蔵プロジェクトなどである。認可されたFolsomダム洪水管理改善を除き、単一プロジェクトあたり2億ドル ($200,000,000)までの資金が使用できる。

(c) (1) 三角州における堤防崩壊の危機を低減させる。

(2) 段落(1) に特定した目的で使用できる資金は、次の目的にも使用される。

(A) 水法第6部門第9部(第12980項以降)に基づく三角州堤防保守助成金プログラムによる地域援助。水法の同部は修正される予定。

(B) 水法第6部門第4.8部第2章(第12310項以降)に基づく特別洪水防御プロジェクト。水法の同章は修正される予定。

5096.824. (a) 部門への割り当て後、5億ドル($500,000,000)を、次のいずれかに基づいて認可された洪水管理及び洪水防御プロジェクトに関する非連邦費の州分担金、及び関連費用の支払いに使用できる。

(1) 1945年度州水資源法〔水法第6部門第6部第1章(第12570項以降)及び第2章(第12639項以降)〕

(2) 1946年度洪水管理法〔水法第6部門第6部第3章(第12800項以降)〕

(3) California流域保護及び洪水防御法〔水法第6部門第6部第4章(第12850項以降)〕

(b) 副項 (a) に記載の費用には、次のいずれかに関連して発生した費用が含まれる。

(1) 水法第12585.3項、第12585.4項、第12585.5項の副項 (d)、第12866.3項、及び第12866.4項に基づく規定に従って、地方機関への信用貸し又は貸し付けを許可する。

(2) 水法第6部門第6部第3.5章(第12840項以降)を施行する。

(c) 本項に基づいて使用可能となった資金は、洪水管理計画の一部ではないプロジェクトだけに割り当てられる。.

5096.825. 割り当て後、2億9,000万ドル($290,000,000)を、次の措置を講じることで洪水防御回廊及び迂回路の防護、設置、及び増強に使用できる。

(a) 洪水防御回路及び迂回路の保護又は増強を行うため土地の地役権及びその他利権を取得する一方、農地としての土地の保護又は補強を行う。

(b) 洪水防御回路又は迂回路の構築に必要な新規堤防を建設する。

(c) 既存の洪水管理用堤防のセットバックを行う。それと共に既存の堤防及び堰の補強或いは修正を行う。

(d) 洪水防御回廊を構築するために必要な、構造物の移転又は耐洪水性の試験を行う。

(e) 今後も洪水を回避できない氾濫原に位置する土地の利権を確保する。或いは農地使用として維持する奨励金を提供する。

(f) 洪水防御回廊の保護又は増強を行うため土地の地役権及びその他利権を取得する一方、その土地の野生生物の評価を保存し又は高める。

(g) 氾濫原地図を作製し、それに関連する以下の2項目を含む活動を行う。

(1) 洪水予測図を開発する。これには、必要なあらゆる試験及び調査が含まれる。

(2) 沖積扇状地の氾濫原の地図を作製する。

5096.827. 部門への割り当てが終了後、3億ドル($300,000,000)を以下の要件を全て満たす雨水洪水管理プロジェクトへの助成金として使用できる。

(a) 非州費用を50パーセントまで負担するプロジェクト。

(b) 州洪水管理計画の一環ではないプロジェクト。

(c) 洪水損害の減少、及び実現可能なその他利点として地下水涵養、水質の向上、生態系回復を含む目的で、計画された雨水流出を管理するプロジェクト。

(d) 適用される地域の水質管理計画に従うプロジェクト。

(e) 適用される全ての統合地域水管理計画と整合性がとれるプロジェクト。

5096.828. 本条によって提供される資金は、2016年7月1日までのみ割り当てが可能である。当期限において、本章によって権限を与えられた負債額は、本章によって提供された資金額によって割り当てられてない額を削減させるものとする。

第16条。プログラム支出

5096.953. 資源機関長官は、本章に従い第3者の監査に支出を提供し、全ての金額が本章の要件に従って使われていることを保証する。同長官は、本章に従い全てのプログラム及びプロジェクトの支出の一覧表を、少なくとも毎年、書面形式で公表し、かつ電子形式の同一覧表を資源機関のインターネットホームページに掲載する。

第17条。財務規定

5096.955. (a) 第5096.966項に基づいて発行及び販売の権限を与えられた公債の総額のうち、本章に従って発行される借換債を含まない総額40億9,000万ドル($4,090,000,000)の公債、すなわち必要な金額の公債を本章に明示された目的を施行するため、及び政府法規の第16724.5項に従って総合義務公債経費回転資金の返済に使用するために、発行及び販売することができる。公債は、販売されると、California州の正当な拘束義務となるものとし、California州の十分な信頼と信用によって、支払い期限が到来して支払い可能となるときに公債の元本と利子が期限どおりに支払われることを保証する。

(b) 出納官は、本項に従い委員会によって権限を与えられた公債を販売する。公債は、政府法規第16731項に基づいて委員会によって採択される決議案に明記された諸条件で販売される。

5096.956. 本章によって権限を与えられた公債は、州総合義務公債法に規定される通り、準備、作成、発行、販売、支払い、及び償還が行われる。また、同公債法の全ての条項は、公債及び本章に適用されるとともに、本章内で完全に記載されているかのように本章に組み込まれている。

5096.957. (a) 州総合義務公債法に従い、本章によって権限を与えられた公債の発行及び販売を承認する目的でのみ、災害準備及び洪水防止公債財務委員会が設立される。本章を目的として災害準備及び洪水防止公債財務委員会は、州総合義務公債法に使用されている用語である「委員会」である。同委員会は、監査官、財務局長、及び出納官、又はこれらの委員から指名された代表から構成される。出納官は、同財務委員会の議長を務める。委員会は過半数によって定足数とする。

(b) 州総合義務公債法の目的で、部門は「役員会」を指名する。

5096.958. 委員会は、本章を施行するために本章に基づいて権限を与えられた公債を発行する必要があるか否か、或いは望ましいか否かを決定する。必要がある場合、発行及び販売する公債の金額の決定を行う。割り当てに資金を漸次供給するために、連続して公債の発行の権限を与えられ、販売できる。しかし権限を与えられた全ての公債を同時に発行及び販売する必要はない。

5096.959. 毎年、州の経常歳入に加えてその他の歳入を収集するのと同じ方法、同じ時期に、公債の元金及び利子の支払いに必要な合計額も収集される。このような追加的な金額を収集するのに必要なそれぞれの法令及び全ての法令を施行することが、歳入の収集を行う職務に関する法によって委託された担当官の職務である。

5096.960. 政府法規第13340項にもかかわらず本章の目的のために、次の総計と等しい金額が州財務省の一般財源からこれにより割り当てられる。

(a) 本章に基づいて発行及び販売した公債のうち支払い期限が到来して支払い可能となったものの元金と利子の支払いのために必要な1年間の金額。

(b) 会計年度に関係なく、割り当てられた第5096.963項の施行に必要な金額。

5096.961. 本章を施行する目的のため政府法規第16312項に従い部門は、共同出資口座からの貸付を行うよう共同出資役員会に要請できる。要請金額は、本章を施行する目的で販売するよう同委員会が決議によって権限を与えられた公債のうち未販売分の金額を超えないものとする。同部門は、貸付の取得及び返済のため共同出資役員会が必要とする全ての文書を作成する。いかなる額の貸付金も基

金に供託され、本章に基づいて同部門によって割り当てられる。

5096.962.　本章のその他の条項、又は州総合義務公債法にもかかわらず、連邦税の目的で公債の総収益から利子を除外する効果についての公債顧問の意見に従い、本章に基づいて公債を販売した場合、出納官は、指定の条件で公債収益の投資用口座と、収益の投資収入用口座を別々に管理できる。出納官は、連邦税で必要な割戻し、違約金、又はその他の支払いのために収益又は収入を使用、又は使用するように指示することが可能であり、連邦法に基づいて必要とされる、或いは望ましい投資、及び公債収益の活用に関連するその他の措置を講じ、公債の免税資格を維持するとともに、California州の基金に利するように連邦法に基づいてその他の利益を得ることができる。

5096.963.　本章の施行を目的として、財務局長は、委員会によって権限を与えられた公債から未販売分の金額を超えない金額を一般財源から引き出すことについての権限を与えることができる。引き出された金額は全て、基金に供託される。本項に基づいて使用可能となった資金は全て、共同出資口座で得られる利息と同率の利息で、本章の施行を目的とした公債の販売によって得られた収益から一般財源に返還される。

5096.964.　販売した公債の手数料及び未払利子に由来する金額は、基金に供託され、全て基金に保留される。この金額は、公債利子経費への組入れとして一般財源へ移転が可能である。

5096.965.　政府法規表題2第4部門第3部第4章(第16720項以降)に従い公債発行費用は、公債収益から支払われる。これらの費用は、本公債法令によって融資をうけた各プログラムに按分して分担される。

5096.966.　州総合義務公債の一部である政府法規の表題2第4部門第3部第4章第6条(第16780項以降)に従い、本章に基づいて発行及び販売された公債は、払戻しができる。本章に基づき州の有権者による公債発行の承認には、本章に基づいて当初発行された公債、又は以前に発行された借換債の払戻しのために発行される公債の発行に対する承認も含まれる。

5096.967.　州議会は、本章により権限を与えられた公債の販売による収益がCalifornia州憲法第XIIIB条で使用されている用語である「税収益」ではなく、これらの収益の支出は、同条により課せられる制限が適用されないことを、ここに認め、かつ宣言する。

提案83

州民発案による本法案はCalifornia州憲法の第II条第8項の規定に従い州民に対し提出される。

州民発案による本法案は刑法規の項を修正及び補足し、福祉及び団体法規の条項を修正する。従って、削除が提案されている現行の条項には~~消し線~~を引き、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第1項。簡略表題

この法律は「性的犯罪者に対する処罰と法規制: Jessicaの法律として知られ、引用されるものとする。」

第2項。認定と宣言

市民は以下のように認定し、宣言する。

(a) California州は現在、犯罪行動を阻止し、罰する法律と同様に高度なスキルをもち訓練された法執行機関を通して公共の安全維持を図ることを最優先項目としている。

(b) 性犯罪者が常習的犯行となる率はとても高い。司法省が1998年に発表した報告によれば、性犯罪者が治る確率は最も低く、たいがい再犯罪を犯して我々の社会で最も無垢な子供たちを犠牲にする。強姦と性的暴力の犠牲者の三分の二(2/3)は年齢が18歳未満である。性犯罪者は他のいかなる暴力的な重罪犯罪者より犯罪を繰り返して常習犯となる率が著しく高い。

(c) 児童ポルノは子供たちを利用して彼らの無邪気さを奪ってしまう。FBIの調査によればポルノが性犯罪者の行動に強い影響を与 えることを示唆している。統計によれば子供虐待者の90%がある種のポルノに関与していたことを示す。性的虐待者はいたずらの手段にしばしば児童ポルノを使う。

(d) 世界共通のインターネットの使用はまた、性的虐待者がこのテクノロジーを子供たちを家庭から危険な状態へ誘い出す道具として使い、我々の子供たちを危険が多い時代へと誘導した、従って、社会がこのような行動を非難することを反映させるために、適切な刑罰が制定され、性的虐待者が訴追を確実に免れることができないようにする必要がある。

(e) これらの変更により、California州民は自分自身や子供たち、そして自分たちの地域を性犯罪者によりもたらされる脅威から防ぐより良き状態をつくる。

(f) California州民が自分自身や子供たち、そして自分たちの地域をさらに十分に保護するのに役立たせることがこの法案を制定する州民の意図であり、性犯罪で有罪判決を受けた人たちを困らせたり、攻撃することは州民の意図ではない。

(g) California州民は自分たちの地域、学校の付近、子供たちの周辺で性犯罪者が存在するかについて知る権利がある。

(h) Californiaはまた一般市民を性犯罪者から保護し、特に子供を犠牲にする性犯罪者に対して十分な刑罰を科し、彼らに対する対抗手段のために性犯罪者を監視する追加手段を取らなければならない。悪質な性的暴力、常習性犯罪者、そして幼児虐待を罰する現在の法律は、強化され、改善される必要がある。さらに、暴力的性犯罪者の方針と規制を規定する現在の法律は強化され、改善される必要がある。

(i) 性的虐待者と性犯罪者を十分に監視し、監督するための追加リソースが必要である。強姦の影響が長く続く性的暴力の犠牲者をそれ以上苦しめないようにすることは重要である。

(j) 全地球測位システム(GPS)テクノロジーは、性的虐待者やその他の性犯罪者を監視するための有益な手段であり、執行猶予の監督にとって費用効率が良い手段である。これらの犯罪者を監視し、彼らが他の犯罪を犯すことを阻止するためにこの部類に属する犯罪者を密接に監視することは極めて重要である。

(k) Californiaは、無期懲役を規定しない暴力的性犯罪者として認定した者に対し強制的民事監禁を許す法律を制定した唯一の州である。Californiaは、投獄された者がもはや暴力的性犯罪者でないということを示唆するか、又は立証するための証拠があるかどうかにかかわらず、2年ごとに自動的に陪審員裁判を許可する。このように、この法令はCaliforniaを暴力的性犯罪者として投獄された者の市民権を保護することを可能にすると同時に監禁された者が更生したことを示す適格な証拠がない不必要な、又は取るに足らない陪審員裁判の訴訟から社会と制度を保護することを可能にする。

第3項。刑法規第209 項は下記の如く読むように修正される。

209.　(a) 拘束したり拘留する意図が何であれ、個人をいかなる手段を使って強奪する、監禁する、おびき寄せる、そそのかす、誘い出す、拉致する、隠匿する、誘拐する、又は連れ去る者は、またその人物を身代金、報酬、又は恐喝、ないしは金銭や貴重品を別の人物から強要するために拘束したり拘留する者は、或いはこのような行為を手助けしたり、けしかける者はすべて、重罪を犯したことになりその罪で有罪になったとき、かかる行為の対象となった人物が死亡したり、身体的に傷ついたり、又は意図的にその人物を実質的に死亡する可能性にさらすような方法で監禁する場合、仮釈放の可能性なしで州刑務所に無期懲役で罰せられることとなるか、又はかかる人物が死

亡したり、身体的に傷ついたりする場合、州刑務所に仮釈放の可能性なしに無期懲役で罰せられることとなる。

(b)(1) 第*264.1*項、第*288*項又は第289項のいかなる違反又は強盗、強姦、配偶者強姦、オーラルセックス、アナルセックス、~~性交を犯す~~ために個人を誘拐したり、連れ出す者は、州刑務所に仮釈放の可能性なしに無期懲役で罰せられることとなる。

(2) この副項は犠牲者の行動が単に拘禁にありがちなことを超えている場合、及び意図される潜在的犯罪に必然的に含まれるもの以上に犠牲者へ与える危害のリスクが高くなる場合のみ適用されるものとする。

(c) 執行猶予を許可される全ての場合において、裁判所が、司法の利益が罰則を軽くすることで最善に得られるような特別な場合を除き、執行猶予の条件としてその者は郡刑務所に12ヶ月監禁されることを要求する。裁判所が、郡刑務所に12ヶ月間監禁することを必要としない執行猶予を許可する場合、罪状を軽減するその理由を明記するものとする。

(d) 副項(b)は、第667.61項を置き換えたり、影響を与えるというように解釈されるべきではない。いかなる者も副項(b)や第667.61項の違反で起訴されることがある。しかしながら、同人は同じ行為に対して副項(b)や第667.61項の両方の違反を制定する副項(b)や第667.61項のもとで罰せられることはない。

83

第4項。刑法規第220 項は下記の如く読むように修正される。

220. ~~各~~*(a)項は、副項(b)に規定される場合を除き*、傷害、強姦、アナルセックス、オーラルセックスを行なう意図で、又は第264.1項、第288項、又は第289項の違反で他の個人を暴行する者は*誰*でも、罰~~せられるもので、~~州刑務所に2年、4年又は6年の懲役で罰せられるものとする。

(b) 第460項の副項(a)に定義されるように、第一級の窃盗を犯し、強姦、アナルセックス、オーラルセックスを行なう意図で、又は第264.1項、第288項、又は第289項の違反で他の個人を暴行する者は、州刑務所に仮釈放の可能性なしに無期懲役で罰せられるものとする。

第5項。刑法規第269 項は下記の如く読むように修正される。

269. (a) 年齢が14歳未満及びその者より~~10~~7歳以上 若い子供に対して下記のいずれかの行為を行う者は、児童にたいする悪質な性的暴行罪で有罪である。

(1) 第261項副項(a)の段落(2)*又は (6)*の違反する*強姦*。

(2) 第264.1項の違反と*一致した強姦又は性交*。

(3) 第286*項副項(c)又は副項(d)の段落(2)又は(3)*に違反するアナルセックス~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で監禁されたとき~~。

(4) 第288a項*副項(c)又は副項 (d)の段落(2)又は(3)*に違反するオーラルセックス ~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で監禁されたとき~~。

(5) 第289項副項(a)*に違反する性交*。

(b) 本項に違反する者は重罪を犯し、州刑務所に15年間から無期懲役で罰せられるものとする。

(c) 裁判所は、第667.6項副項(d)に定義されるように、犯罪が他の犠牲者たちや別の機会で同じ犠牲者に関係する場合、結果として本項のもとで有罪の判決となる犯罪ごとに継続する判決を下すものとする。

第6項。刑法規第288.3項は下記の如く読むように修正される。

288.3. (a) 未成年に関する第207項、第209項、第261項、第264.1項、第273a項、第286項、第288項、第288a項、第288.2項、第289項、第311.1項、第311.2項、第311.4項、又は第311.11項に明記された犯罪を犯す意図で、未成年と連絡を取ったり、交信する者、又は未成年と連絡を取ろうとしたり、交信しようとする者、その者が未成年であることを知っていたり、妥当に知るべきであったすべての者は、意図された犯罪を犯そうとした企てごとに定められた刑期の期間、州刑務所に懲役で罰せられるものとする。

(b) 本項で使われた「～と連絡を取ったり、交信する」には、個人的に、又は代理人やエージェンシー、印刷媒体、郵便サービス、運送業者ないしは通信事業者、電子通信システム、又は電気通信、有線、コンピュータ、或いは無線通信装置又はシステムを使って成し遂げられるかもしれない直接的及び間接的連絡又は交信を含むものとする。

(c) 過去に副項(a)の違反で有罪となり、副項(a)の違反で有罪となった者は、州刑務所に追加で継続的5年の懲役刑で罰せられるものとする。

第7項。刑法規第290.3 項は下記の如く読むように修正される。

290.3. (a) 第290項副項(a)に明記された犯罪のいずれかで有罪となった者はすべて、根本的犯罪の~~違反~~*遂行*で科された禁固刑又は罰金、或いは両方の罰則に加えて、裁判所が被告が罰金を支払う能力がないと決定しない限り、初犯で~~三百ドル($200)~~*三百ドル($300)*の罰金、又は二度目及びその後の有罪判決ごとに~~三百ドル($300)~~*五百ドル($500)*の罰金で罰せられるものとする。

第290項副項(a)に明記された犯罪により有罪判決となった時点で、又は逮捕されたり、有罪となった者により保釈金が失効となった時点で、この副項に従い前月に集められた罰金全額に相当する金額が、郡出納官により一ヶ月に一度一般財源への入金のために監査官に振替えられるものとする。この副項に従って一般財源に入金された金銭は、副項(b)に規定されるように監査官により振替えられるものとする。

(b) 第290項に違反して二度目及びその後の有罪判決の結果として、副項(a)に従い入金された金銭~~から~~から*副項(d)に規定される場合を除き*三分の一(1/3)の金額が、この副項の段落(1)に規定されるように最初に司法省の常習的性犯罪者基金へ振り替えられるものとする。副項(a)に従い入金された全金額の残額のうち、50パーセントは段落(1)に規定するように司法省常習的性犯罪者基金へ振り替えられ、25パーセントは段落(2)に規定するように司法省DNA検査基金へ振り替えられることとし、さらに25パーセントは、段落 (3)に規定するように地方の DNA 試験所を維持する郡へ同様に割り当てられるものとする。

(1) このように指定された金銭は、第11170項副項(b)段落(5)に従い設立された司法省の常習的性犯罪者基金へ振り替えられることとし、州議会で予算が割り当てられたとき、常習的性犯罪者を監視する、逮捕する、起訴する目的で第4部第6編第9.5章(第13885項で始まる)及び第10章(第13890項で始まる)の目的のために使われることとする。

(2) このように指定された金銭は、司法省へ向けられ、法執行機関の目的のためにデオキシリボ核酸(DNA)サンプルを検査する唯一の目的のためにこれにより設立された司法省のDNA検査基金へ振り替えられることとする。その資金の金銭は州議会で歳出予算として割り当てられた後に支出として利用可能となる。

(3) このように指定された金銭は、同様に割り当てられ、地方のDNA試験所を維持する郡へ年4回分配されるものとする。この段落のもとで予算分配をする前に、監査官は郡へこれらの資金の支払い設定し、管理するために生じるであろう推定費用を差し引くものとする。この段落に従って郡に割り当てられた資金のすべては法執行機関の目的のためにDNAサンプルを検査する唯一の目的のためにその郡により使われることとする。

(c) 本項の他のすべての条項に拘わらず、更生省又は青少年局省は、更生省又は青少年局省の管轄権のもとで施設へ監禁する結果となる第290項副項(a)に記載される犯罪のいずれかに違反して有罪と

なる者から本項に従い科せられた罰金を収集することができる。この副項のもとで更生省又は青少年局省が収集した金銭のすべては、副項(b)に規定されるように監査官により振替えのために副項(a)に規定されるように一ヶ月ごとに一般財源に入金のために監査官へ振り替えられることとなる。

(d) 副項(a)に従い百ドルを越えて科せられた罰金ごとに百ドル相当の金額が、性犯罪の仮出所者を監視するために使われる全地球測位システムの経費を負担するために更生及び社会復帰省へ振り替えられることとなる。

第8項。刑法規第311.11 項は下記の如く読むように修正される。

311.11. (a) 媒体が18歳未満の者を描写し、性行為に個人的に携わるか、刺激させることを知りながら、フィルム、映写スライド、写真、ネガ、スライド、写真複写、ビデオテープ、ビデオレーザーディスク、コンピュータハードウェア、コンピュータフトウェア、コンピュータフロッピーディスク、データ記憶媒体、CD-ROM、又はコンピュータ生成機器或いはフィルム又は映写スライド、18歳未満の者を使用することに関与する作品をいかなる方法で含んだり組み込むその他のコンピュータ生成画像を含むがそれに限らず媒体、情報、データ、又は画像の表示を知りながら所有する、又は管理するいかなる者も、第311.4項副項(d)に規定されるように、~~社会犯罪~~*重罪*の有罪であり、*州刑務所又は*郡刑務所に1年までの懲役、又は二千五百ドル($2,500)以下の罰金、ないしは罰金と懲役の両方で罰せられるものとする。

(b) ~~もし~~*副項(a)の違反を犯し、そして*本項の違反で以前に有罪となった者はすべて~~又は第311.2項副項(b)、又は第311.4項副項(b)の違反でその者が~~*第290項副項(a)の段落(A)で描写された犯罪又は前期の犯罪いずれかを犯そうとする企ては*、重罪の有罪であり、*州刑務所に*2年、4年又は6年間懲役で罰せられるものとする。

(c) 本項の違反を確立するために物体が卑猥であることを立証する必要はない。

(d) 本項は、図面、置物、塑像、又は米国映画協会によりランク付けされたフィルムに適用しないし、商取引の一部として送信、宣伝、又は頒布されるとき、生の又は録音された電話メッセージにも適用しない。

第9項。刑法規第667.5 項は下記の如く読むように修正される。

667.5. 事前刑期があるために新しい犯罪の刑期は下記の如く強化して科せられるものとする。

(a) 新しい犯罪のひとつが、副項(c)に明記された暴力重罪ひとつである場合、そのために他のすべての刑期に加えて、及びそれらに引き続き、裁判所は、事前犯罪が副項(c)で明記された暴力重罪のひとつで服役した被告に以前の別の刑期ごとに3年の刑期を科すこととする。しかしながら、被告が10年前に服役した刑期のために、その後10年間刑務所の保護監督及び重罪で有罪の結果となる犯行の両方を犯していない場合、この副項のもとでの追加刑は科せられないものとする。

(b) 副項(a)が適用する場合、新しい犯罪がそのために他のすべての刑期に加えて、及びそれらに引き続き実刑判決が科せられる重罪である場合を除き、被告が5年前に服役した刑期のために、その後5年間刑務所の保護監督及び重罪で有罪の結果となる犯行の両方を犯していない場合、この副項のもとで追加刑は科せられないものとする条件で、裁判所は、重罪のために服役した以前の別の刑期ごとに1年の刑期を科すこととする。

(c) 本項の上で、「暴力重罪」は次のいずれかを意味するものとする。

(1) 殺人又は故殺。

(2) 傷害。

(3) 第261項副項(a)の段落(2)ないしは(6)、又は第262項副項(a)の段落(1)ないしは(4)で定義されるような強姦。

(4) ~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で~~*第286項副項(c)ないしは(d)で定義されるような獣姦*

(5) ~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で~~ *第288a項副項(c)ないしは(d)で定義されるような*オーラルセックス

(6) 第288項*副項(a)ないしは(b)*に定義されるような卑劣な ~~14歳未満の子供に関する法令~~ *又は淫乱な行為*。

(7) 死刑又は州刑務所に無期懲役で懲罰されるすべての重罪。

(8) 1977年7月1日、又はそれ以降に第12022.7項、第*12022.8項*、又は第12022.9項で規定されたように、又は1977年7月1日以前に第213項、第264項、及び第461項で明記されたように、被告が共犯者以外の者に重症の身体傷害を加えて起訴され、立証されたすべての重罪、或いは第*12022.3項副項 (a)*、又は第12022.5項或いは第12022.55項で規定されたように、被告が銃器を使ったことで起訴され、立証されたすべての重罪。

(9) 強盗。

(10) 第451項副項(a)ないしは(b)に違反する放火。

(11) 第289項副項(a)*又は(j)*で定義された~~犯罪~~ *性交*~~行為が強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で犠牲者の意思に反して行なわれた場合~~。

(12) 殺人未遂。

(13) 第12308項、第12309項、又は第12310項の違反。

(14) 誘拐。

(15) 第220項に違反する~~傷害、強姦、アナルセックス、又はオーラルセックス~~ *特定された重罪*を犯す意図での暴行

(16) 第288.5項に違反して児童にたいする継続的な性虐待。

(17) 第215項副項(a)で定義されたように自動車の乗っ取り。

(18) 第264.1項の違反と*一致した強姦、配偶者強姦又は性交*。

(19) 刑法規第186.22項の重罪違反を制定する第518項に定義される恐喝。

(20) 刑法規第186.22項の重罪違反を制定する第136.1項に定義される犠牲者又は目撃者への脅迫。

(21) 共犯者以外の別の者が強盗の犯行時に住宅にいたことが立証され、告訴された第460項副項(a)に定義される第1級強盗。

(22) 第12022.53項の違反。

(23) 第11418項副項 (b) ないしは (c) の違反。州議会は、これらの異常な暴力犯罪に対する社会的糾弾を示すための判決を下すとき、これらの特定した犯罪が特別の配慮を受けるに値することを認定し、宣言する。

(d) 本項の上で、被告が保護監督から逃げ出したために再投獄の対象となっているか、仮釈放の撤回で再投獄された期間すべてを含めて、保護監督から公式に放免されるか、仮釈放されるかのどちらかが最初に起きるまで、被告は犯した犯罪により引き続き刑務所の保護監督に置くと判断されるものとする。被告が新しい犯罪で起訴され、起訴事項を真実と認めたか、真実であると判明しない限り、以前の刑期に規定された追加刑罰は科せられないものとする。

(e) 被告が事前に州刑務所で別の刑期を務めていない重罪に対して、以前の刑期に規定された追加刑罰は科せられないものとする。

(f) 以前の重罪での有罪判決は、Californiaで犯罪が起きた場合、被告が他の司法権で犯した犯罪のために1年又はそれ以上の服役を務めた場合、州刑務所の懲役で罰せられる犯罪にとって別の司法権での有罪判決も含むものとする。以前の特別重罪での有罪判決は、被告が他の司法権で犯した犯罪のために1年又はそれ以上の服役を務めた場合、California州法のもとで定義された特別重罪の全要素を含

む犯罪にとって別の司法権での有罪判決も含むものとする。

(g) 本項の上で別の刑期とは、新たな刑務所監禁により付随されない仮釈放の撤回による再拘留のすべてを含め、及び監禁から逃れた後の再拘留を含め、特別犯罪のみで又は他の犯罪と同時に起きる、或いは連続的に発生する判決と一緒に科せられた継続する完了刑期を意味することとする。

(h) 刑期を務めることには、禁固に対する司法権において服役期間として加算された病院又はその他の公共施設或いは施設における監禁を含めて、犯罪の懲罰として州刑務所又は連邦刑務所におけるすべての禁固を含む。

(i) 本項の上で、監禁の期間が1年以上を超える重罪で有罪となった後に、精神障害を持つ性犯罪者として州立精神衛生省に拘置されることは、以前の刑期とみなされることとする。

(j) 本項の上で、更生担当ディレクターの保護監督、管理、及び規律の対象となる者が、青少年局省が運営する施設に監禁される場合、その監禁は州刑務所に服役した期間として見なすこととする。

(k) 副項(d)と(g)ないしは法律のその他のすべての条項に拘わらず、被告が第2690項に従い一時的に刑務所から移動されるとき又は被告が第3416項、第6253項、ないしは第6263項に従い地域施設へ移動されるとき、或いは被告が第6254項}に従い自宅待機であるとき、新たな犯罪のひとつが犯された場合、被告は本項に規定された完全追加刑の対象となるものとする。

この副項は、その他のすべての法律条項に従い、完全で且つ別個の連続する期間が科せられたときは、適用しない。

第10項。刑法規第667.51項は下記の如く読むように修正される。

667.51. (a) ~~被告が10年前に服役した刑期のために、その後10年間刑務所の保護監督及び重罪で有罪の結果となる犯行の両方を犯していない場合、この副項のもとで追加刑は科せられないものとする条件で~~第288項*又は第288.5項*に違反~~して有罪となった~~*する行為を犯した*者は、副項(b)で~~記載~~*特定*された犯罪のうち以前に有罪となったことで5年の追加刑期を受けることとする。

(b) 第261項、*第262項*、第264.1項、*第269項*、第285項、第286項、第288項、第288a項、第 288.5項、又は第289項、或いはこの副項で~~規定された~~*特定した*犯罪の全要素を含む他の司法権で犯した犯罪。

(c) ~~第261項、第264.1項、第286項、第288項、第288a項、第288.5項、又は第289項、或いはこの副項で規定された犯罪の全要素を含む他の司法権で犯した犯罪。~~

~~(d)~~ 第288項*又は第288.5項*に違反して以前に2回以上有罪となった者は、副項~~(e)で記載~~*(b)で特定*された犯罪について州刑務所に15年間から無期懲役で罰されることとする。~~しかしながら、事前の三つ以上の有罪判決が第288項の違反による場合、現在の違反又は少なくとも事前の有罪判決のひとつが第288項副項 (a) の違反以外の犯罪のためである場合のみ、この副項が適用される。この副項上、事前の有罪判決は単独でもたらされ、裁かれた告訴のためであったことが要請される。第3部第1編第7章第2.5条(第2930項で始まる)の条項は、本項に従い科せられた最小限の州刑務所の刑期を削減するために適用されるが、さもなければその者はその時以前に仮釈放されないものとする。~~

第11項。刑法規第667.6項は下記の如く読むように修正される。

667.6. (a) ~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で第286項副項(k)に違反してアナルセックスを犯し、第288a項副項(k)に違反してオーラルセックスを犯し、或いは第286項ないしは第288a項に違反してアナルセックス又はオーラルセックスを犯して第261項副項(a)の段落(2)、(3)、(6)、又は(7)、第262項副項(a)段落(1)、(4)、又は(5)、第264.1項、第288項副項 (b)、第288.5 項、又は第289項副項 (a) に違反して有罪となった~~ *副項(e)で特定した犯罪で有罪となり、及びそ*れらの犯罪のいずれかで以前に有罪となった者は、有罪となった各犯罪ごとに5年の追加刑期を受けることとする。~~被告が10年前に起きた有罪判決のために、その後10年間刑務所の保護監督及び重罪で有罪の結果となる犯行の両方を犯していない場合、この副項のもとで追加刑は科せられないものとする条件で、この副項のもとで科せられた5年の追加刑に加えて、裁判所はまたこれらの条項のもとで判決が下された者に対して2万ドル($20,000) までの罰金を科すことができる。この副項に従い科せられ、収集された罰金は、幼児の性的搾取と児童性的虐待の犠牲者相談所及び第13837項に従い設立された防止プログラムの予算割当額として利用可能にするために犠牲者証言支援基金に入金されることとする。~~

(b) 副項 ~~(a)~~ *(e)*に特定された犯罪で有罪となった者及び副項~~(a)で特定された犯罪のために~~*それらの犯罪の*第667.5項に定義されるように以前の2回以上の刑期を務めた者 それらの刑期ごとに10年の追加刑を受けるものとする。~~被告が刑務所の保護監督及び重罪で有罪の結果となる犯行の両方がない10年間より前に服役したすべての刑期のためにこの副項のもとで追加刑は科せられないものとする条件で、この副項のもとで科せられた10年の追加刑に加えて、裁判所はまたこれらの条項のもとで判決が下された者に対して2万ドル($20,000)までの罰金を科すことができる。この副項に従い科せられ、収集された罰金は、幼児の性的搾取と児童性的虐待の犠牲者相談所及び第13837項に従い設立された防止プログラムの予算割当額として利用可能にするために犠牲者証言支援基金に入金されることとする。~~.

(c) 第1170.1項に規定された刑期に代わり、~~傷害を与える意図をもって暴行を加える以外の犯罪のために第220項を違反して、強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは犯罪が単一の事件で行われたかどうかに拘わらず他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で、第286項副項 (k)に違反してアナルセックスを犯し、第288a項副項 (k)に違反してオーラルセックスを犯し、或いは第286項ないしは第288a項に違反してアナルセックス又はオーラルセックスを犯して第261項副項 (a)の段落 (2)、(3)、(6)、又は(7)、第262項副項 (a)段落 (1)、(4)、又は(5)、第264.1項、第288項副項 (b)、第288.5項、又は第289項副項(a)に違反して以前に有罪となったことを条件に、傷害を与える意図をもって暴行を加える以外の犯罪のために第220項~~ *犯罪が同じ時に同じ 犠牲者に関与する場合、副項(e)に特定された犯罪*の各違反ごとに完全で別個の連続する期間を科すことができる。*被告が少なくとも副項(e)に特定された犯罪で有罪となった場合、刑期はこの副項に従い連続して科されることができる。*刑期がこの副項に従い連続して科される場合、その他のすべての刑期に対して連続して服役されるものとし、さもなければ被告が放免される時から始まるものとする。第1170.1項に従い刑期は定期刑に含まれないものとする。その刑期に後続して科せられたその他のすべての刑期はその中に合併されないが、さもなければ被告が放免される時から始まるものとする。

(d) ~~傷害を与える意図をもって暴行を加える以外の犯罪のために第220項を違反して、強制的に、暴力、監禁、脅迫、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で、第286項副項(k)に違反してアナルセックスを犯し、第288a項副項(k)に違反してオーラルセックスを犯し、或いは第286項ないしは第288a項に違反してアナルセックス又はオーラルセックスを犯して第261項副項(a)の段落(2)、(3)、(6)、又は(7)、第262項副項(a)段落(1)、(4)、又は(5)、第264.1項、第288項副項(b)、又は第289項副項(a)に違反して以前に有罪となったことを条件に、傷害を与える意図をもって暴行を加える以外の犯罪のために第220項~~ *副項(e)で特定された犯罪各違反ごとに*犯罪が異なる犠牲者又は別の機会に同じ犠牲者に関与する場合完全で別個の連続する刑期が~~服役される~~*科される*。

この副項のもとでひとりの犠牲者に対する犯罪が別の機会で行なわれたかどうかを決定するにあたり、裁判所は一件の性犯罪の犯行と別件の間で、被告が自分の行動を反省する妥当な機会があったかどうか、それにも拘わらず性的暴行の行動を再開したかどうかを考慮するものとする。犯罪の間の期間や被告が襲撃する機会を失くしたか、断念したかどうかでもなく、それ自体で、問題となる犯罪が別の機会で起きたかどうかの問題に関して決定されることとなる。

刑期はその他のすべての刑期に対して連続して服役されるものとし、さもなければ被告が放免される時から始まるものとする。第1170.1項に従い刑期は定期刑に含まれないものとする。その刑期に後続して科せられたその他のすべての刑期はその中に合併されないが、さもなければ被告が放免される時から始まるものとする。

(e) *本項は次の犯罪に適用することとする。*

(1) 第261項副項(a)の段落(2)、(3)、(6)、又は(7)に違反する強姦。

(2) 第262項副項(a) の段落(1)、(4)、又は(5)に違反する配偶者強姦。

(3) 第264.1項の違反と一致した強姦、配偶者強姦又は性交。

(4) 第286項副項(c)又は副項(d) 或いは副項(k)の段落(2)又は(3)に違反するアナルセックス。

(5) 第288項副項(b)に違反するみだらな行為又は淫乱行為。

(6) 第288.5項に違反して児童にたいする継続的な性虐待。

(7) 第288a項副項(c)、又は副項(d)或いは副項(k)の段落(2)又は(3)に違反するオーラルセックス。

(8) 第289項副項(a)又は(g)に違反する性交。

(9) 副項(c)又は副項(d)のもとでの現在の犯罪として、第220項に違反する特定の性犯罪を犯す意図がある襲撃。

(10) 副項(a)又は副項(b)のもとでの事前の有罪判決として、この副項に特定された犯罪の全要素を含む別の司法権で犯された犯罪。

*(f) この副項(a)又は副項(b)に従い科せられた追加刑に加えて、裁判所はまたこれらの条項のもとで判決が下された者に対して2万ドル($20,000) までの罰金を科すことができる。この副項に従い科せられ、収集された罰金は、幼児の性的搾取と児童性的虐待の犠牲者相談所及び第13837項に従い設立された防止プログラムの予算割当額として利用可能にするために犠牲者証言支援基金に入金されることとする。*裁判所が科されるべき罰金を命令する場合この副項 ~~(a) 又は (b)~~ に従いその罰金を収集する実際の運営費は全支払額の2パーセントを越えず、郡の使用と利益のために郡公庫の一般財源へ支払われることができる。

第12項。刑法規第667.61項は下記の如く読むように修正される。

667.61. (a) 副項(d)で特定されたひとつ以上の状況のもとで、或いは副項(e)で特定された二つ以上の状況のもとで、副項(c)に特定された犯罪で有罪となったいかなる者は*25年*から無期懲役で州刑務所に投獄されることで罰せられることとする~~副項(j)で規定される場合を除き、25年間仮釈放で放免される資格がないものとする。~~.

(b) 副項(a)に規定される場合を除き、副項(e)で特定されたひとつ以上の状況のもとで、副項(c)に特定された犯罪で有罪となったいかなる者は*15年*から無期懲役で州刑務所に投獄されることで罰せられることとする~~副項(j)で規定される場合を除き、15年間仮釈放で放免される資格がないものとする。~~

(c) 本項は次の犯罪のいずれかに適用されるものとする。

(1) 第261項副項(a)の段落(2)*又は(6)*の違反する*強姦*。

(2) 第262項副項(a)の段落(1)*又は(4)*の違反する*配偶者強姦*。

(3) 第264.1項の違反と*一致した強姦、配偶者強姦又は性交*。

(4) 第288項副項(b)に違反する*みだらな行為又は淫乱行為*。

(5) 第289項副項(a)に違反する*性交*。

(6) 第286項*副項(c)の段落(2)又は(3)、又は副項(d)に違反する*~~又は第288a項で強制的、暴力、監禁、脅迫、犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念のあるアナルセックス又はオーラルセックス~~*アナルセックス*。

(7) *第288a項副項(c)の段落(2)又は(3)又は副項(d)に違反するオーラルセックス。*

(8) ~~被告が第1203.066項副項(c)のもと保護監督の資格がない場合の~~*第288項副項(a)に違反するみだらな行為又は淫乱行為。*

(9) 第288.5項に違反して児童にたいする継続的な性虐待。

(d) 次の状況が副項(c)に特定された犯罪に適用されるものとする。

(1) 被告は、副項(c)に特定された犯罪の全要素を含む別の司法権で犯された犯罪を含み、副項(c)で特定された犯罪で事前に有罪判決を受けた。

(2) 被告は現在の犯行の犠牲者を誘拐し、犠牲者の動きが実質的に副項(c)の潜在する犯罪に必ずつきもののリスクレベル以上に犠牲者に対して与える危害のリスクを増した。

(3) 被告は、第205項又は第206 項に違反して現在の犯行を犯すときに犠牲者又は別の人物に加重傷害或いは拷問を加えた。

(4) 被告が副項(c)に特定された犯罪を犯す意図で第460項副項(a)に定義された*第一級*窃盗犯罪を犯している最中に現在の犯行を犯した場合。

(5) 被告は第264.1項、第286項副項(d)、又は第288a項副項(d)に違反して現在の犯行を犯した。また、この副項の段落(2)、(3)、又は(4)に記載された行動を取った者。

(e) 次の状況が副項(c)に特定された犯罪に適用されるものとする。

(1) 副項(d)の段落 (2) に規定される場合を除き、被告は第207項、第209項、又は第209.5項に違反して現在の犯行の犠牲者を誘拐した。

(2) ~~第460項副項(a)に定義されたように、又はそれから非公開の商業施設を含めて建物の窃盗を働いているときに、~~副項(d)の段落(4)規定される場合を除き、第459項に違反して被告が窃盗を犯しているときに現在の犯行を犯した。

(3) 被告は、第12022.53項、第12022.7項、又は第12022.8項に違反して現在の犯行を犯すときに犠牲者又は別の人物に個人的に著しい身体傷害を加えた。

(4) 被告が第12022項、第12022.3項、第12022.5項、又は第12022.53項に違反して現在の犯行を犯したときに危険な銃器を使用した。

(5) 被告は現在の事件又は副項(c)に特定された一人以上の犠牲者を出した犯罪で有罪となった。

(6) 被告は現在の犯行を犯すときに犠牲者又は別の人物を縛ったり、拘束したりした。

(7) 第12022.75項に違反して現在の犯行を犯すとき被告は強~~制、暴力、又は脅迫により~~犠牲者に規制薬物を与えた。

(8) 被告は第264.1項、第286項副項(d)、又は第288a項副項(d)違反して現在の犯行を犯し、その犯行時に、この副項の段落(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、又は(7)に記載された行動を犯した者。

(f) 副項 (a) または副項 (b) に定められた罰則を規定する副項 (d) または副項 (e) に特定された最低数の状況証拠のみが申請のため抗弁され、立証された場合、別の法律*条項*が重い罰則を規定せず、*または本項により定められた罰則の他に別の法律条項のもとで罰則*を科すことができない場合は、その状況証拠またはそれらの状況証拠は、その他のすべての法律条項のもと認可された罰則を科すために

使われるよりむしろ、その副項 (a) または副項 (b) に規定された期間のどちらか重い罰則を科すための基礎として使われることとする。しかしながら、副項 (d) または副項 (e) に特定された追加状況証拠が抗弁され、立証された場合、最低数の状況証拠が副項 (a) に規定された期間を科すための基礎として使われることとし、その他の追加の状況証拠は、その他のすべての法律条項のもと認可された罰則または追加罰則を科すために使われるものとする。

*(g) 第1385項またはその他のすべての法律条項*にも拘らず、裁判所は本項のもとで罰則の対象となる者について、*申し立て、告白*、副項 (d) または副項 (e) に特定された状況証拠の*調査結果*のいずれも削除しないものとする。

~~(g) 副項 (a) または副項 (b) に特定された刑期は、ひとつの事件に一人の犠牲者に対して犯された犯罪すべてについて一度だけ被告に科せられるものとする。ひとつの事件で複数の犠牲者がいる場合、副項 (a) または副項 (b) に特定された刑期は、それぞれの各犠牲者ごとに一度だけ被告に科せられるものとする。ひとつの事件で犯された他の犯罪のための刑期は、該当する場合、第667.6項を含む他の法律すべてのもとで認可されるように科せられるものとする。~~

(h) 保護監督 *その他のいかなる法律条項に拘わらず*、~~副項 (e) の段落 (1) ～ (6) に包括的に明記される犯罪のために~~本項のもとで罰則の対象となる者には*保護監督*は許可されず、判決の執行または施行は中止されないものとする。

(i) *副項 (c) の段落 (1) ～ (7) に包括的に明記される犯罪に関して、犯罪が異なる犠牲者に関与するか、第667.6項副項 (d) に定義されるように別の事件で同じ犠牲者に関与する場合、裁判所は本項のもとで有罪の結果となる犯罪ごとに連続的判決を科すものとする。*

(j) 副項 (d) または副項 (e) ~~のもとに要求された事実~~に*明記された状況証拠の存在が本項に従い*起訴弁論で主張~~され~~され、公開法廷で被告が認めるか、事実審理者により真実であると判明するかのどちらかである*場合のみ*、本項で定められた罰則が適用される。

~~(j) 第3部第1編第7章の第2.5条 (第2930項で始まる) が、副項 (a) に従い科された州刑務所で懲役25年、または副項 (b) に従い科された州刑務所で懲役15年の最低刑期を軽減するために適用されるものとする。しかしながら、25年または15年の最低刑期は、第2933項、第4019項、あるいは品行のクレジット削減を規定するその他のすべての法律のために、どんな場合にも決して15 パーセント以上は軽減されない。本項で罰せられるすべての者はどんな場合にも決して、州刑務所で懲役25年または懲役15年の最低刑期の少なくとも85パーセントを務める前に執行猶予で放免されないものとする。~~

第13項。刑法規第667.71項は下記の如く読むように修正された。

667.71. (a) 本項の上で、常習性犯罪者とは、副項 (c) で~~記載~~*明記*されたひとつまたはそれ以上の犯罪で以前に有罪となった者および現在行なわれている犯罪中ひとつの訴訟手続きで有罪の判決を受けた者とする。

(b) 常習性犯罪者は、州刑務所で懲役25年から無期懲役の禁固で~~罰すべき~~*罰せられるものとする*。~~第3部第1編第7章の第2.5条(第2930項で始まる)が、本項に従い科された州刑務所で懲役25年の最低刑期を軽減するために適用されるものとする。しかしながら、25年の最低刑期は、第2933項、第4019項、或いは品行のクレジット削減を規定するその他のすべての法律に従い許可されたクレジットのために、どんな場合にも決して15パーセント以上は軽減されない。本項で罰せられる全ての者はどんな場合にも決して、州刑務所で懲役25年の最低刑期の85パーセントを務める前に執行猶予で放免されないものとする。~~

(c) 本項は次の犯罪のいずれかに適用されるものとする。

(1) 第261項副項(a)の段落(2)*又は(6)の違反する強姦。*

(2) 第262項副項(a)の段落(1)*又は(4)の違反する配偶者強姦。*

(3) 第264.1項の違反と*一致した強姦、配偶者強姦又は性交。*

(4) 第288項副項(a)又は副項(b)に違反する*みだらな行為又は淫乱行為。*

(5) 第289項副項(a)*又は副項(j)*の違反する*性交。*

(6) 第288.5項に違反する児童にたいする継続的性的虐待。

(7) ~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、または犠牲者あるいは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で~~第286項副項 (c)*または副項 (d)* に違反するアナルセックス。

(8) ~~第286項副項 (d) の違反~~

~~(9) 強制的に、暴力、監禁、脅迫、または犠牲者あるいは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で~~第288a項副項 (c) または副項 (d) に違反する*オーラルセックス。*

~~(10) A~~ *(9)* 第207項副項(b)に違反する*誘拐*

~~(11) A~~*(10)* 第208項(明記された性犯罪を犯すために誘拐)の旧副項(d)に違反する*誘拐*

~~(12)~~ *(11)* ~~第289項に違反する強姦、配偶者強姦、オーラルセックスまたはアナルセックスあるいは 性交~~ *特定された性犯罪*を犯す意図で第209項*副項 (b)* に違反する誘拐。

~~(13) A~~ *(12)* 第269項に違反する*児童にたいする悪質な性的暴力*

~~(14)~~ *(13)* 本副項段落 ~~(1) ～ (13) に包含され~~に明記された犯罪の全要素を含む別の司法権で犯された犯罪.

(d) *第1385項又は他のどの法律条項にも拘らず、裁判所は本項のもとで罰則の対象となる者に関して副項(c)に明記された事前の有罪があったという主張、告白、認知を削除しないものとする。*

(e) 他のどの法律条項にも拘らず、本項のもとで罰則の対象となる者に関して保護監督を許可されず、判決命令やその執行が阻止されないものとする。

(f) 常習性犯罪者としての被告の立場が、~~情報~~*起訴抗弁*で申し立てられ、公開法廷で被告がそれを認めるか、~~その犯罪が犯罪を裁く陪審員により、または有罪の答弁、不抗争の答弁、あるいは~~*事実を裁く*陪審員*審理者*~~のいない裁判で確立され、裁判所~~により真実であると判明した場合のみ本項は適用される。

第14項。刑法規第1203.06項は下記の如く読むように修正される。

1203.06. ~~第1203項に拘わらず:~~

(a) ~~保護監督~~*その他のいかなる法律条項に拘わらず*、下記のいずれかの者に対して*保護監督*は許可されず、また判決の執行または施行は中止されないものとし、*本項で被告を起訴する裁定は第1385項に従い削減されるべきではない:*

(1) 下記の犯罪のいずれかの犯行又は犯行未遂時に個人的に銃器を使った者:

(A) 殺人。

(B) 第211項に違反する強盗。

(C) 第207項に違反する誘拐。*第209項、または第209.5項*に違反する誘拐。

(D) ~~第209項に違反する誘拐。~~*第288項に違反するみだらな行為又は淫乱行為。*

(E) 第460項に定義される第1級の強盗。

(F) ~~第1203.065項に規定される場合を強姦。~~第261項*第262項、または第264.1項*~~副項 (a) の段落 (2)~~に違反する*強姦*。

(G) 第220項に違反する~~*強姦または アナルセックス*~~*明記された*

性犯罪を犯す意図での暴行。

(H) 第4530項又は第4532項に違反する逃亡。

(I) 第215項に違反する自動車乗っ取り。

(J) 有罪~~の者~~*加重*第205項に違反する傷害。

(K) 第206項に違反する拷問。

(L)~~第209.5項に違反する誘拐。~~*第288.5項に違反する児童にたいする継続的性的虐待。*

(M) 第136.1項又は第137項に違反する重罪。

(N) 第286項に違反するアナルセックス。

(O) 第288a項に違反するオーラルセックス。

(P) 第289項又は第264.1項に違反する性交。

(Q) 第269項に違反する児童に対する悪質な性的暴力。

(2) 段落 (1) 副項 ~~(A) ～ (L)~~ に~~包括され~~明記された重罪で以前に有罪となった者、またはそれに続く重罪で有罪となり、犯行時または犯行未遂時に時を選ばず個人的に銃器で武装したか、あるいはそれに続く重罪で逮捕されたときに違法に銃器で武装した者で旧第217項のもとで殺人を犯す意図で襲撃して有罪となった者。

(3) 第451.5項に違反する悪質な放火。

(b)(l) 副項(a)のもとで被告の保護監督を不適格にする事実の存在は、起訴弁論で主張され、公開法廷で被告が認めるか、~~その犯罪が犯罪を裁く陪審員により、または有罪の答弁、不抗争の答弁、あるいは~~*事実を裁*く陪審員~~*審理者*のいない裁判で確立され、裁判所~~により真実であると判明されることとする。

(2) ~~この副項は福祉及び団体法規第6部門(第6000項で始まる)に従い刑事訴訟の休廷を差し止めない。~~

~~(3)~~ 副項(a)に使われたように「銃器を使った」は、意図的に発砲するために意図的に銃器を使って人を打ったり殴ったりするために、~~また~~*第12022.5項のもとで資格を有するいずれかの方法でそれを使うために*r銃器を脅迫的に示すことを意味する。

~~(4)~~ *(3)* 副項(a)に使われたように「銃器で武装する」は、犯罪または防衛の手段として銃器を使うために知りながら所持するか、または*利用可能に*することを意味する。

第15項。刑法規第1203.065 項は下記の如く読むように修正される。

1203.065. (a) その他のいかなる法律*条項*に拘わらず、第261項副項 (a) の段落 (2) または *(6)*、第264.1項、第266h項、第266i項~~または~~第266j項*あるいは第269項、第286項副項 (c) 段落 (2) ないしは (3)または副項 (d)、第288a項副項 (c)の 段落 (2) ないしは (3)または副項(d)*、第289項副項(a)の違反、~~強制的に、暴力、監禁、脅迫、または犠牲者あるいは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で第286項または第288a項に違反するアナルセックスまたはオーラルセックスを犯すか~~、または第311.4項副項 (c) ~~に違反して~~有罪となるいかなる者のためにも保護監督は許可されず、また判決の執行または施行は中止されないものとする。

(b)*(1)* その者に保護監督を許可することで司法の利益が最善に得られるような特別な場合を除き、保護監督は第261項副項 (a) の段落 (7)、第286項副項 (k) 、第288a項副項 (k) 、*第289項副項 (g)* 、または~~下記のいずれか~~明記された性犯罪を犯す意図で襲撃をして第220項を~~違反で~~違反して有罪となったいかなる者に対しては許可されないものとする。~~強姦、アナルセックス、オーラルセックス、または第264.1項、第288項副項 (b) 、あるいは第289項に違反。~~

(2) 保護監督が許可される場合、裁判所は記録に明記することとし、司法の利益が処分により最善に得られることを示して状況証拠の詳細記録に記入することとする。

第16項。刑法規第1203.075 項は下記の如く読むように修正される。

1203.075. ~~第1203項の条項に拘わらず:~~

(a) ~~保護監督~~　*その他のいかなる法律条項に拘わらず、~~傷害を与える意図で~~第12022.7項に定義したように*下記の犯罪遂行時または犯罪未遂時に個人的に別の人物に対して重傷の身体傷害を与えるいかなる人物に対して、*保護監督*は許可されず、判決の執行または施行は中止されないものとし、第1385項に従い本項で起訴された被告の裁定は削減されるべきではない。

(1) 殺人。

(2) 第211項に違反する強盗。

(3) 第207項、*第209項又は第209.5項*に違反する誘拐。

(4) ~~第209項に違反する誘拐~~　*第288項に違反するみだらな行為又は淫乱行為。*

(5) 第460項に定義される第1級の強盗。

(6) ~~第261項副項 (a) の段落 (2) または (6) あるいは~~*第261項*、第262項、または*第264.1項*~~副項 (a) の段落 (1) または (4)~~ に違反する強姦。

(7) 第220項に違反する~~強姦又はアナルセックス~~*明記された性犯罪*を犯す意図をもつ暴行。

(8) 第4530項又は第4532項に違反する逃亡。

(9) 第289項*又は第264.1*項~~副項(a)~~の違反での*性交。*

(10) 第286項に違反するアナルセックス。

(11) 第288a項に違反するオーラルセックス。

(12) 第215項に違反する自動車乗っ取り。

(13) ~~第209.5項の違反での誘拐~~　*第288.5項に違反する児童にたいする継続的性的虐待。*

(14) 第269項の違反で児童にたいする悪質な性的暴力。

(b)~~(1)~~ 副項 (a) のもとで被告の保護監督を不適格にする事実の存在は、起訴弁論で主張され、公開法廷で被告が認めるか、~~その犯罪が犯罪を裁く陪審員により、または有罪の答弁、不抗争の答弁、あるいは~~*事実を裁*く陪審員~~*審理者*のいない裁判で確立され、裁判所~~により真実であると判明されることとする。

~~(2) この副項は福祉及び団体法規第3部門(第3000項で始まる)又は第6部門(第6000項で始まる)に従い刑事訴訟の休廷を差し止めない。~~

~~(3) 副項(a)で使われたように第12022.7項に定義されたように「著しい身体傷害」は、「著しい身体傷害」を意味する。~~

第17項。刑法規第3000 項は下記の如く読むように修正される。

3000. (a)(l) 州議会は監禁の後すぐに続く期間は犯罪者が社界にうまく再統合し、建設的市民になるのに極めて重要であることを認知し、宣言する。司法による取消処置の使用を含めて州が仮出所者の監督や監視を規定すること、及び監禁及び放免の間の移行時に仮出所者を支援するために必要な教育上の、職業上の、家族と個人的カウンセリングを提供することは公共の安全上の利益となる。第1168項又は第1170項に従う判決は、免除されない限り本項に規定されるように執行猶予の期間を含めることとする。

(2) 州議会は、更生省が責任をもつ執行猶予の役割に対して同省に割り当てられたリソースを減少することが本項の意図ではないことを認知し、宣言する。また、懲役刑委員会が責任をもつ執行猶予の役割に関してその義務を果たすために割り当てられたリソースを減少することが本項の意図ではない。

(3) 州議会は、仮出所者が損害賠償の罰金と命令を満足させるだけに限らず、それらを含めた自分の犯罪行動に必ず責任をもつように、入念な努力を払う必要があることを認知し、宣言する。

(4) ~~福祉及び団体法規の第6部門第2部第2章の第4条(第6600項~~

~~で始まる)に従い成された認知、~~暴力的*性犯罪者であると評決が下された者の執行猶予期間*は、~~徴収、取り下げ、またはさもなければその者に影響を与えないものとし~~、*その人物がもはや暴力的性犯罪者でないことが評決されるまで徴収されず、暴力的性犯罪者でないことが評決された時点で執行猶予期間、またはそれについての残り部分が再開されるものとする。*

(b) この章の第3条(第3040項で始まる)のそれと反対する条項に拘わらず、下記が適用されることとする。

(1) 1年と1日の懲役期間または第1170　項に従い科された懲役期間の満了時に、あるいは第2931項または第2933項に従い減少された期間の満了時に、該当する場合、仮釈放委員会が正当な理由があって仮釈放を免除するか、受刑者の保護監督をする部門から放免するかのどちらかがない限り、第667.5項副項 (c)の段落 (3)、(4)、(5)、(6)、(11)、(16)、または (18) に明記された犯罪のために判決を受けた受刑者が5年までの期間仮釈放で放免されることを除き、受刑者は3年までの期間仮釈放で放免されることとする。

(2) 第1168項で判決を受けた受刑者の場合、仮釈放委員会が正当な理由があって仮釈放を免除するか、受刑者の保護監督をする部門から放免するかのどちらかがない限り、仮釈放期間は受刑者が無期懲役をうけた第一級又は第二級殺人の他に犯した犯罪のために監禁された受刑者の場合、5年を超えないものとし、その他の受刑者の場合は3年までとする。この副項はまた、第1170.2項に明記された範囲で、1977年7月1日以前に犯罪を犯した受刑者に該当するものとする。

(3) 段落(1)と(2)に拘わらず、受刑者が第667.61項又は第667.71項に従い無期懲役を受けた犯罪の場合、執行猶予期間は~~5~~ *10*年とする。~~更生省の要請及び仮釈放された受刑者が公共の安全にとりかなりの危険を引き起こすかもしれない理由で、懲役刑委員会は仮出所者が単一の5年間の追加執行猶予期間の対象となるかどうかを決定するために審理を行なうこととする。委員会は執行猶予の取り消しを管理する手続きと基準に従い審理を行なうこととする。執行猶予の延長は最初の5年間の執行猶予期間の満期前少なくとも180日前に要請されるものとする。~~

(4) 執行猶予委員会は執行猶予の期間とそれについての状況に関する受刑者の要請を考慮する。

(5) 執行猶予を無事に完了時、又は段落(1)、(2)、又は(3)のもと受刑者に明記された法令で定められた最高執行猶予期間の終了時のどちらか早い時期に、受刑者は保護監督から放免されることとする。この副項及び段落(1)、(2)、及び(3)のもと法令で定められた執行猶予期間の最高日付は執行猶予の最初の日から~~又は段落(3)に従い執行猶予の延長日から~~計算され、年代順に期間が決定されるものとする。囚人が逃亡したか仮釈放違反者として保護監督へ戻されたため仮釈放が中止されるときの時間は、囚人が仮釈放違反を犯していないと評決されない限り、執行猶予期間にクレジットとして加算されない。しかしながら、~~を除いてどんな場合も~~ *執行猶予期間は下記の対象となる。*

(A) 第3064項に規定されるいかなる*場合*も3年の仮釈放の対象となる囚人は、~~仮釈放及び~~*仮釈放*の最初の日から4年以上の期間仮釈放の監督、又は保護監督で拘束されない場合を*除く*。

(B) 第3064項に規定される、いかなる場合も5年の仮釈放の対象となる囚人は、仮釈放の最初の日から~~又は段落(3)に従い執行猶予の延長日から~~7年以上の期間仮釈放の監督、又は保護監督で拘束されない場合を*除く*。

(C) 第3064項に規定される場合を除き、いかなる場合も10年の仮釈放の対象となる囚人は、最初の執行猶予日から15年以上の期間仮釈放の監督のもと、又は保護監督で拘束されることができない。

(6) 更生省は善行により減じられた刑期の放免日の前少なくとも30日前に受刑者のそれぞれに会うこととし、執行猶予委員会により明記されたガイドラインのもと、法律で定められた最高期間まで執行猶予の条件及び期間を提供する。受刑者は、執行猶予委員会による執行猶予の期間及びそれについての条件を再考する権利をもつ。更生省又は懲役刑委員会は、囚人が損害賠償の未払い罰金又は政府法規第13967項副項(a)又は(c)、1994年9月28日以前に効力があるものとして第1202.4項副項(b)又は副項(f)に従い科された命令に支払うことを執行猶予の条件として定めることができる。

(7) 本章の上で、懲役刑委員会が執行猶予委員会と考慮されるものとする。

(8) 逃亡した州刑務所囚人又は保護監督へ戻されるべきである予定の放免日の前に放免された州刑務所囚人を除いて、仮釈放で放免された州刑務所の囚人を実際に保護監督に戻すための令状を出す唯一の権限は、懲役刑委員会にあり、第3060項が適用される。

(9) 第290項副項(a)の段落(1)副段落(C)の対象となる仮釈放者に治療を受けさせる努力が払われるべきであるということが州議会の意図である。

第18項。刑法規第3000.07項は下記の如く読むように修正される。

3000.07. (a)「第290項副項(a)の段落(2)副段落(A)に記載の登録可能な性犯罪者」の重罪違反で有罪となったすべての受刑者、又は上記記載のいずれかの犯罪を犯そうと企てた者、及び投獄され第3000項又は第3000.1項に従い仮釈放で放免された者は、仮釈放期間中、或いはその残りの部分の期間中どちらか短い期間、全地球測位システムで監視される。

(b) 本項に従い仮釈放で放免された受刑者は、全地球測位システムで監視に関連する経費を支払うことが要求される。しかしながら、更生省は支払能力がないことを認知した時点でその支払いの一部又は全額を免除する。更生省は受刑者が罰金、査定及び損害賠償の罰金、料金、及び命令への支払いを命令された残額を考慮し、受刑者が全地球測位システムの支払いを要求される前にそれらの項目の支払いに優先順位を与える。いかなる受刑者もそれらの監視機器の経費が支払えない理由で仮釈放を否定されない。

第19項。刑法規第3001項は下記の如く読むように修正される。

3001. (a) 他のどの法律条項にも拘らず、第667.5項副項(c)に定義された暴力的重罪を犯して投獄されなかった第3000項副項(b)の段落(1)に参照された者が州刑務所から仮釈放で放免され、監禁から放免され継続して1年間仮釈放を務めたとき、30日以内に更生省がその者は仮釈放で保留されるべきであると懲役刑委員会に推奨し、委員会が正当な理由があってその者の保留を決定しない限り、その者は仮釈放から放免される。他のどの法律条項にも拘らず、第667.5項副項(c)に定義された暴力的重罪を犯して投獄された第3000項副項(b)の段落(1)に参照された者が州刑務所から3年以下の期間仮釈放で放免され、監禁から放免され継続して2年間仮釈放を務めたとき、或いは州刑務所から5年以下の期間仮釈放で放免され、監禁から放免され継続して3年間仮釈放を務めたとき、30日以内に更生省がその者は仮釈放で保留されるべきであると懲役刑委員会に推奨し、委員会が正当な理由があってその者の保留を決定しない限り、その者は仮釈放から放免される。委員会はその決定を書面で記録し、委員会は仮出所者へそれについての写しを送付するものとする。

(b) 他のどの法律条項にも拘らず、段落(2)~~又は(3)~~に参照された者第3000項副項(b)、州刑務所から仮釈放で放免され、監禁から放免され継続して3年間仮釈放を務めたとき、~~又は仮釈放の延長から~~、委員会が正当な理由があってその者の保留を決定しない限り、30日以内にその者は仮釈放から放免される。委員会はその決定を書面で記録し、委員会は仮出所者へそれについての写しを送付するものとする。

(c) 他のどの法律条項にも拘らず、第3000項副項(b)の段落(3)に参照された者が州刑務所から仮釈放で放免され、監禁から放免され継続して6年間仮釈放を務めたとき、委員会が正当な理由があってそ

の者の保留を決定しない限り、委員会は30日以内にその者を仮釈放から放免する。委員会はその決定を書面で記録し、委員会は仮出所者へそれについての写しを送付するものとする。

(d) 執行猶予が保留された場合、仮出所者はそれ以後法令で定められた最高執行猶予期間が満期になるまで、毎年執行猶予委員会によるレビューを受ける資格をもつものとする。

~~(d)~~ *(e)* 州議会の1987～88年通常議会で行なわれた本項の修正は、先を見越してのみ適用されることとし、仮釈放から放免される資格がそれらの修正の有効日において決定している者にとっては執行猶予期間を延長しない。

第20項。　刑法規第3003項は下記の如く読むように修正される

3003. (a) 本項に別に定める場合を除き、仮釈放で放免される受刑者は、受刑者の監禁前の最後の合法的住居があった郡へ戻されることとする。

この副項上、「最後の合法的住居」は受刑者が州刑務所又は地方の留置所、或いは州立病院で治療のために監禁されているとき犯罪を犯した郡を意味すると解釈されるべきではない。

(b) 副項 (a)に拘わらず、受刑者を別の郡へ戻すことが公衆にとり得策である場合は、そうすることがある。執行猶予検討委員会により決定されたように第1168項副項(b)に従い判決された受刑者にとり、仮釈放の条件を設定する懲役刑委員会、又は第1170項に従い判決された受刑者にとり仮釈放の条件を設定する更生省が別の郡への返還を決定する場合、仮出所者の永久記録書にその理由を書きとめ、第3058.6項に従い保安官又は警察本部長への通知にこれらの理由を含むこととする。その決定を行うとき、執行猶予検討委員会はとりわけ犠牲者の保護及び地域の安全性に最大の重点を置いて次の要因を考慮する。

(1) 犠牲者、仮出所者、証人、又はその他のすべての人命又は安全を守るためのニーズ。

(2) 受刑者の執行猶予が無事に完了する機会が減少される公共の懸念。

(3) 立証された職業斡旋、又は教育上或いは職業訓練校の存在。

(4) 受刑者が強い絆を維持した、そしてそのサポートにより受刑者の執行猶予が無事に完了する機会が増える別の郡の家族の存在。

(5) 第2960項に従い治療を受ける仮出所者のために必要な外来患者治療プログラムの欠如。

(c) 郡の外での監禁を決定するときに、更生省は地域や証人及び犠牲者の安全に重点を置くこととする。

(d) 第5章第1.5条(第2717.1項で始まる)に従い共同事業プログラムに参加した受刑者について決定をするとき、その雇用者が放免後に受刑者を雇用するつもりであると執行猶予委員会に述べる場合、執行猶予委員会は共同事業プログラム雇用者が位置する郡へ受刑者を放免することを十分に考慮することとする。

(e)(1) 該当する場合自分たちの司法権に放免される執行猶予の受刑者に関する次の情報が地域の法執行機関へ更生省により公表される。

(A) ラストネーム、ファーストネーム、及びミドルネーム。

(B) 誕生日。

(C) 性別、人種、身長、体重、髪の色と目の色。

(D) 執行猶予日と放免日。

(E) 受刑者が規制薬物、性、又は放火に関する犯罪の結果として登録することが要求されている場合、登録状況。

(F) C刑事情報番号、FBI番号、社会保障番号、運転免許番号。

(G) 監禁される郡。

(H) 受刑者の傷跡、マーク、及び刺青の説明。

(I) この事例で執行猶予の結果となった受刑者が有罪となった犯罪又は複数の犯罪。

(J) 下記のすべての情報を含めた住所:

(i) 通り名と番地。私書箱番号は副段落の目的上受諾できない。

(ii) 都市と郵便番号。

(iii) この副段落に従い提供された住所が有効と提案された日付。

(K) 下記のすべての情報を含めた連絡担当官及び部門:

(i) 各連絡担当官の名前及び電話番号。

(ii) 執行猶予、登録、又は郡の保護監督に責任をもつ部門のような各連絡担当官の連絡部門のタイプ。

(L) 写真のデジタル画像及び少なくとも仮出所者の一桁の指紋。

(M) 地図情報処理システム(GIS)又は類似のコンピュータプログラムを使って仮出所者の住居の位置を示す地理座標。

(2) この副項により要求される情報は州全体にわたる仮出所者データベースから得られる。各情報源から得られた情報は同じ期間を基にする。

(3) この副項により要求される全情報は、デスクトップコンピュータシステムで使われるフォーマットでコンピュータからコンピュータへ転送することにより提供される。この情報の転送は要請により、継続的に地方の法執行機関へ利用可能となる。

(4) 副項に記載の情報を許可なく公表したり、受け取ることは第11143項の違反である。

(f) 他のどの法律条項にも拘らず、犠牲者又は証人が執行猶予の受刑者に追加距離を空けるように要請した場合、及び懲役刑委員会又は更生省が犠牲者又は証人の人命、安全、又は幸せを守るために必要性があることを認める場合、執行猶予で放免される受刑者は第667.5項副項(c)段落(1)～(7)を含めて定義された暴力的重罪、又は第12022.53項、第12022.7項、又は第12022.9項で規定されたように、被告が共犯者以外の者に重症の身体傷害を加えて起訴され、立証された重罪にたいする犠牲者、又は証人の実際の住居から35マイル以内の場所へ戻されるべきではない。

(g)~~(1) 他のどの法律条項にも拘らず、第288項又は第288.5項の違反のために執行猶予で放免される受刑者は、あらゆる幼稚園及び1年生から8年生までのすべてを含む公立学校又は私立学校の1/4マイル以内に執行猶予期間は配置されるべきではないし、又は居住するべきではない。~~

他のどの法律条項にも拘らず、更生及び社会復帰省が公衆に高いリスクをもたらすと決定する第288項又は第288.5項の違反のために執行猶予で放免される受刑者は、あらゆる幼稚園及び1年生から12年生までのすべてを含む公立学校又は私立学校の1/2マイル以内に執行猶予期間は配置されるべきではないし、又は居住するべきではない。

~~(h)~~ 他のどの法律条項にも拘らず、犠牲者又は証人が執行猶予の受刑者の配置に追加距離を空けるように要請した場合、及び懲役刑委員会又は更生省が犠牲者の人命、安全、又は幸せを守るために必要性があることを認める場合、ストーカー罪を犯して執行猶予で放免される囚人は、犠牲者の実際の住居又は雇用場所から35マイル以内の場所へ戻されるべきではない。

~~(i)~~ *(h)* 委員会は、執行猶予の決定にあたり、仮出所者の公平な分配とその郡に置ける監禁の数に対する郡の外の監禁の割合に重点を置く。

~~(j)~~ *(i)* 受刑者はその他のすべての法律に従い別の州へ執行猶予されることがある。

~~(k)~~*(j)* (1)段落(2)に規定される場合を除き、更生省は主に副項(e)に一致して法執行機関自動データシステム(LEADS)を導入し、プ

83

ログラム、リソース、及び職員の管理をする。

(2) 段落(1)に拘らず、司法省は主に指紋カードに関係するLEADSのもとで情報を適切に公開する責任がある政府機関である。

第21項。 刑法規第3003.5 項は下記の如く読むように修正される。

3003.5. *(a)* 他のどの法律条項にも拘らず、第290項に従い登録を必要とする犯罪で州刑務所で服役した後執行猶予で放免される者は、血縁、結婚、又は養子のように合法的に関係していない限り、第290項にに従い登録する必要があるその他のどんな者とも居住することができない。本項の上で「1家族住宅」は6人又はそれ以下の居住者用の住居施設を含まない。

(b) 他のどの法律条項にも拘らず、第290項にに従い登録する必要がある者が、子供たちが定期的に集まる公立学校又は私立学校、或いは公園の2000フィート以内に住むことは違法である。

(c) 本項のいかなるものも、第290項にに従い登録する必要がある者の住居をさらに制限する地方自治体の条例を制定することを禁止しないものとする。

第22項。 刑法規第3004項は下記の如く読むように修正される。

3004. *(a)* 他のどの法律条項にも拘らず、執行猶予委員会は、執行猶予で放免又は執行猶予の復活条件として或いは再投獄のための中間的処罰として、受刑者又は仮出所者が執行猶予のその他のすべての条件を順守することを確認するために電子監視装置又は監督機器装置を使うことの同意を書面で要求できる。装置は、仮出所者と仮出所者を監督するエージェントの間の会話で音声識別の目的のためにのみ使われることを除き、会話を盗聴したり、録音したりするために使われるものではない。

(b) 第290項副項(a)の段落(2)副段落(A)で記載されたように「登録可能な性犯罪者」の重罪違反、又は上記で述べられた犯罪のいずれかの犯行未遂で有罪となった受刑者、及び投獄され、第3000項又は第3001項に従い執行猶予で放免される受刑者すべては、生涯全地球測位システム(GPS)で監視されることとする。

(c) 本項に従い仮釈放で放免された受刑者は、全地球測位システムで監視に関連する経費を支払うことが要求される。しかしながら、更生省は支払能力がないことを認知した時点でその支払いの一部又は全額を免除する。更生省は受刑者が罰金、査定及び損害賠償の罰金、料金、及び命令への支払いを命令された残額を考慮し、受刑者が全地球測位システムの支払いを要求される前にそれらの項目の支払いに優先順位を与える。

第23項。 刑法規第12022.75 項は下記の如く読むように修正される。

12022.75. ~~いかなる~~*(a)副項(b)に規定される場合を除き*、重罪を犯す目的のため、注射、吸入、摂食、又はその他のすべての手段、衛生安全法規第11054項、第11055項、第11056項、第11057項、又は第11058項に記載の規制薬物で犠牲者の意思に反して強制的に、暴力、又は犠牲者或いは他の者に即座に違法の人体的傷害を与える懸念で投与するいかなる者は、有罪となった重罪又は重罪未遂に規定された罰則に対して、追加及び連続的に3年の追加懲役で罰せられることとする。

(b)(1) 段落(2)に明記された犯罪の犯行時又は犯行未遂時において、衛生安全法規第11054項、第11055項、第11056項、第11057項、又は第11058項に記載の規制薬物を犠牲者に投与するいかなる者は、州刑務所に5年の追加及び連続的懲役で罰せられることとする。

(2) この副項は次の犯罪に適用されるものとする。

(A) 第261項副項(a)の段落(3)又は(4)の違反で強姦。

(B) 第286項副項(f)又は(i)の違反でアナルセックス。

(C) 第288a項副項(f)又は(i)の違反でオーラルセックス。

(D) 第289項副項(d)又は(e)の違反で性交。

(E) 第667.61項副項(c)に明記された犯罪。

第24項。 福祉及び団体法規第6600項は下記の如く読むように修正される。

6600. 本条で使われたように、次の用語は下記の意味をもつ。

(a)(1)「暴力的性犯罪者」は暴力的性犯罪で有罪となった者を意味する~~2人~~*1*人以上の犠牲者及び暴力的性犯罪を犯す傾向があり、他者の健康と安全に危険となる精神障害と診断された者。

(2) この副項上、下記に記載するすべてが暴力的性犯罪で有罪判決とみなされる。

(A) 副項(b)に記載の犯罪のために確定実刑判決の結果となった事前の又は現在の有罪判決。

(B) 1977年7月1日前に犯罪を犯し、不確定実刑判決の結果となった副項(b)に記載した有罪判決。

(C) 副項(b)に記載した犯罪の全要素を含む犯罪のために別の司法権で受けた事前の有罪判決。

(D) 副項(b)に記載した犯罪の全要素を含む旧法令のもとでの犯罪の有罪判決。

(E) 副項(b)に記載した犯罪のために受刑者が保護監督の許可を得た事前の有罪判決。

(F) 副項(b)に記載した犯罪のために精神異常の理由で有罪とならなかった事前の認知。

(G) その者が精神障害を持つ性犯罪者であるという裁定の結果となった有罪判決。

(H) 第1731.5項に従いその者が青少年局省に監禁された副項(b)に記載された犯罪のための事前の有罪判決。

(I) 不確定実刑判決の結果となった副項(b)に記載した犯罪のための事前の有罪判決。

(3) 本項で列挙されたひとつ以上の犯罪の有罪判決は、裁判所又は陪審員がその者が暴力的性犯罪者であることを決定することを裏付ける証拠を構成するものとするが、決定の唯一の理由とはならない。事前の有罪判決の存在は証拠書類で示されることができる。犠牲者と侵略的関係を含む事前の有罪判決へ導いた犯罪の犯行を構成する詳細が、予審記録、裁判記録、保護監督と判決報告、及び州立精神衛生省による評価だけに限らずそれらを含む証拠書類で示されることができる。陪審員は、その者が暴力的性犯罪を犯す傾向があり、その者を他者の健康と安全にとり危険であると現在診断される精神障害関係の証拠がない事前の犯罪をもとにして暴力的性犯罪者と認知できないことを勧告されるものとする。

(4) 本項の条項は、1996年1月1日又はその後に暴力的性犯罪者として監禁の訴訟手続きが開始された者に適用されるものとする。

(b)「暴力的性犯罪」とは、副項(a)に~~規定~~定義されるように、力づく、暴力、監禁、脅迫、或いは犠牲者~~又は~~その他の個人に対する即時且つ違法な身体的損傷の恐れ、*或いは犠牲者又はその他の個人に対して将来仕返しするとの脅迫*によって実行された場合、且つ本条の発効日、その以前、又はその後に実行され、有罪判決又は精神異常を理由に無罪の裁定の結果となった場合、以下の行為を意味する。刑法規の第261項~~の副項(a)の段落(2)~~、第262項~~の副項(a)の段落(1)~~、第264.1項、第*269*項、第*286*項、第288項~~副項(a)又は(b)~~、第*288a*項、第*288.5*項の、又は第289項~~の副項(a)~~の重罪違反、或いは刑法規、~~第286項又は第288aに違反するアナルセックス又はオーラルセックス~~*第261項、262項、第264.1項、第286項、第288項、第288a項又は第289項の違反を犯す意図をもって実行された刑法規の第207項、第209項又は第220項の重罪違反。*

(c)「診断された精神障害」には、個人が他者の健康と安全に対する脅威となるような性的違反行為を個人に犯させやすくする感情又は意思能力に影響を与える先天的又は後天的な症状が含まれる。

(d)「他者の健康と安全に対する危険」には、犯罪者の保護監督期間中における最近の明白な行為の証明は必要とされない。

(e)「侵略的」とは、他人、実質的な関係が存在しない単なる知り合い、又は関係が虐待を主な目的として築かれた又は促された場合の個人に向けられた行為を意味する。

(f)「最近の明白な行為」は、暴力的性犯罪者の犯罪行動を犯す傾向があることを明らかにするすべての刑事的行為を意味する。

(g) 他のどの法律条項にも拘らず、かつ本項の目的上で、~~ひとつに過ぎない~~*一件*の事前の青少年の暴力的性犯罪の裁定は、下記のいずれかである場合、その者が確定刑期を受けた場合には事前の有罪判決を下すことができることを~~適用する~~*適用*する。

(1) 青少年が事前の犯罪を犯したとき16歳以上であった。

(2) 事前の犯罪が副項(b)に明記されるような暴力的性犯罪である。~~第6600.1項に拘わらず、副項(b)に明記される犯罪のみがこの副項上暴力的性犯罪を構成するものとする。~~

(3) 青少年は少年裁判所の裁決を引き起こした犯罪を犯したために、第602項の意味において少年裁判所の保護という判決を受けた。

(4) 青少年が暴力的性犯罪のために青少年局省に監禁された。

(h) 暴力的性犯罪として定義された犯罪を犯したために、裁判所の保護となる判決を受けた未成年者は、性犯罪者として特別の治療を受ける権利がある。未成年者がその治療を受けなかったことが、その者が本条の意味において暴力的性犯罪者であるという決定の防御又は障害を構成するものではない。

第25項。福祉及び団体法規第6600.1項は下記の如く読むように修正される。

6600.1. ~~(a)~~ 第6600項副項(b)に明記された根本的な犯罪の犠牲者が14歳未満の子供である場合~~及び相当な性的行為に関与した不法行為~~第6600項の目的上、犯罪は「暴力的性犯罪」を構成する。

~~(b)「相当な性的行為」は犠牲者又は犯罪者のどちらかの膣又は直腸へ、相手方のペニス又は異物、オーラルセックス、或いは犠牲者又は犯罪者のどちらかの自慰による貫通を意味する。~~

第26項。 福祉及び団体法規第6601項は下記の如く読むように修正される。

6601. (a)(l) 更生省のディレクターが更生省の司法権のもと保護監督にある個人、及び確定実刑判決で服役しているか、執行猶予が無効にされた個人が暴力的性犯罪者になるときはいつも、ディレクターはその者が放免される予定日の少なくとも六ヶ月前に、本項に従ってその者の評価を調べさせることとする。しかしながら、同省が服役する判決が九ヶ月以下のときに受刑者を受け取った場合、又は受刑者の釈放日が司法又は事務処置で修正された場合、ディレクターは受刑者の予定釈放日の前六ヶ月以内に本項に従ってその者の評価を調べさせることができる。

(2) 嘆願書を提出するときに、個人が確定刑期、執行猶予の撤回刑に従い保護監督にある場合、第6601.3項に従い保留にある場合、本項のもと嘆願書を提出することができる。違法の保護監督が誠意の事実又は法律の間違いの結果であった場合、個人の保護監督が違法であるという司法又は事務的決定を基に嘆願書が取り下げられないものとする。この段落は、1996年1月1日又はそれ以後に申請されたすべての嘆願書に適用されるものとする。

(b) その者が暴力的性犯罪を犯したかどうか、及びその者の個人的、社会的、刑事的及び施設における経歴のレビューを基にして、更生省及び懲役刑委員会により審査される。更生省と協議して州立精神衛生省により開発及び更新され、構造化された審査手段に従い審査が行なわれることとする。この審査の結果として、その者が暴力的性犯罪者である傾向があると決定された場合、更生省は第 6600項の基準を満たすかどうかの完全な評価のために州立精神衛生省へその者の完全評価を調べさせることができる。

(c) 州立精神衛生省は、その者が本条で定義する暴力的性犯罪者であるかどうかを見極めるために州立精神衛生省により開発及び更新された標準評価プロトコルに従いその者を評価する。標準評価プロトコルは、性犯罪者の中で再犯のリスクと関連して知られる様々な要因と同様に診察可能な精神障害評価を要求する。考慮されるべきリスク要因は、犯罪歴及び性心理の歴史、性的逸脱のタイプ、程度、期間、及び精神障害の重大性を含むとする。

(d) 副項(c)に従い、その者は精神衛生省のディレクターにより指名された開業する二人の精神科医又は心理学者により、或いは開業する一人の精神科医ないしは開業する一人の心理学者により、評価されることとする。両方の評価者がその者を精神障害と診断し、適切な治療及び保護監督がないと暴力的性犯罪の行為を犯す傾向があることに同意する場合、精神衛生省のディレクターは副項(i)に指定された郡へ第6602項のもと監禁の嘆願書の要請書を転送する。評価レポートの写しとその他のすべての関係書類は、副項(i)に従い監禁のための嘆願書を申請することができる郡により指定された弁護士に利用可能とする。

(e) 副項(d)に従い評価を実行する専門家の一人がその者が副項(d)に明記された規準を満たすと同意しないがもう一人の専門家がその者が規準を満たすと結論を出した場合は、精神衛生省のディレクターは副項(g)に従い選ばれた独立した二人の専門家によりさらにその者の検診を手配するものとする。

(f) 副項(e)に従い独立した専門家により検診が行なわれる場合、本条のもとでの監禁を要求する嘆願書は、副項(e)に従いその者を評価する独立した専門家の両方が副項(d)に明記された監禁のための規準を満たすと同意する場合のみ提出されるものとする。副項(g)に従いその者を評価するために選ばれた専門家は、彼らの検診の目的は治療ではなく、その者が本条に従い不本意に監禁されるためのある基準を満たすかどうかを決定することであることをその者に知らせるものとする。その者がその情報を十分認識するか、理解するかは要求されていない。

(g) 本項の上で更生省のディレクター又は精神衛生省のディレクターにより指定された独立した専門家は、州政府の従業員ではなく、少なくとも精神障害の診断及び治療に5年間の経験をもち、精神科医及び心理学の博士課程を有する免許を受けた心理学者を含むものとする。本項で規定された要件はまた、本条のもとその他のすべての手続きの目的のためその者を評価するために裁判所により任命された専門家に適用するものとする。

(h) 本条で定義されたようにその者が暴力的性犯罪者であると州立精神衛生省が決定する場合、精神衛生省のディレクターは副項(i)に指定された郡へ本条のもと監禁の嘆願書の要請書を転送する。評価レポートの写しとその他のすべての関係書類は、副項(i)に従い上級裁判所で監禁のための嘆願書を申請することができる郡により指定された弁護士に利用可能とする。

(i) 郡の指定された弁護士が勧告に同意する場合、監禁の嘆願がその者が更生省の司法権に委ねられた犯罪で有罪となった郡の上級裁判所で申請されるのもとする。嘆願が申請され、検察官又はその郡の弁護士のどちらかにより手続きが扱われるものとする。郡管理委員会は、本条のもとで手続きの責任を引き受けるために検察官又はその郡の弁護士のどちらかを指定する。

(j) 本項で規定された時間枠は本条が効力のある最初の年には適用しない。

(k) その者が執行猶予の対象となる場合、本条に従いなされた認知又は配置はない、取~~り下げ、又はさもなければ影響を与えないものとする~~刑法規第3部第1編第8章第1条(第3000項で始まる)にその従い執行猶予期間を通告する者とする。

(l) 副項(d)に従い、副項(i)に従い郡により指定された弁護士はその決定の15日以内に監禁の嘆願申請に関して州立精神衛生省にその決定について知らせるものとする。

第27項。 福祉及び団体法規第6604項は下記の如く読むように修正される。

6604. 裁判所又は陪審員が何の疑いもなくその者が暴力的性犯罪者かどうかを決定する。裁判所又は陪審員が何の疑いもなくその者が暴力的性犯罪者であると納得しない場合、裁判所はその者が最初に判決を受けた刑期の終了時に放免されるか、その者が無条件で執行猶予の終了時に釈放されるか該当するどちらかで放免されるように指示する。裁判所又は陪審員がその者が暴力的性犯罪者であると確定する場合、その者は~~2年間~~*不確定期間*精神衛生省のディレクターにより指定された信頼できる施設に適切な治療と監禁のために州立精神衛生省の保護監督下におくものとする。~~その者の実際の保護監督が本条のもと懲役刑延長の嘆願が申請されて裁判所から懲役期限の引き続きの延長が取得されないか、懲役刑が第6605項副項(e)に従い変更しない限り、2年以上延期されたままにならないようにする。条件付き釈放で費やされた時間は、その者が条件付きプログラムにより監禁施設に入れられない限り、2年の懲役に対して数えないものとするが、監禁施設に収容された場合は2年の懲役に対して数えるものとする。~~施設は更生省の司法権のもと施設の敷地内に位置することとする。

第28項。福祉及び団体法規第6604.1項は下記の如く読むように修正される。

6604.1. (a) ~~2年間~~*不確定*の第6604項に規定された懲役刑は、同項に従い裁判所が監禁命令を最初に発表する日に開始される。~~最初の2年の刑期は、監禁命令の前に信頼できる施設で費やされた時間により減少されるものとする。懲役期限の引き続きの延長については、懲役刑は事前の監禁の終了日から開始される2年間とする。~~

(b) その者は州立精神衛生省により指名された開業する二人の心理学者又は精神科医、或いは開業する一人の心理学者及び開業する一人の精神科医により、評価されることとする。第6601項 副項 (c)〜(i)を包括した条項は、延期された懲役の目的のために行なわれた評価に適用されるものとする。第6603項に規定された権利、要件、及び手続きは~~延期された~~すべての懲役手続きに適用されるものとする。

第29項。福祉及び団体法規第6605項は下記の如く読むように修正される。

6605. (a) 暴力的性犯罪者であると認知され、州立精神衛生省の保護監督に監禁された者は、少なくとも一年に一度精神状状態の最新検診を受けるとする。*年次報告書は、囚人が現在暴力的性犯罪者の定義を満たすか、制限を緩くした代替案への条件付き釈放又は無条件の放免がその者にとり得策であり、地域を十分に守る条件を課すことが可能であるかどうかを考慮することを含む。精神衛生省が本条のもとでその者を監禁した裁判所に定期的にこの報告書を提出する。報告書は宣誓の形式をとり、資格の専門家により準備される。報告書の写しは最初の監禁に関与した起訴したエージェンシーと監禁された者に役立てるものとする。*その者は保持することができ、又はその者の生活が貧しくそのように要請する場合、裁判所はその者を検診するために有資格の有職者又は専門家を任命することができ、有職者又は専門家はその者に関するすべての記録にアクセスができる。

(b) ~~ディレクターは、第6608項のもと囚人に条件付き釈放を裁判所に嘆願する権利の年次告知書を提供するものとする。告知は権利放棄を含む。ディレクターは告知及び権利放棄書を年次報告とともに裁判所へ転送する。その者が条件付き釈放のために裁判所に嘆願する権利を放棄することに同意しない場合は、裁判所はその者の状況が著しく変更し、放免された場合、その者は他者の健康と安全に対して危険ではないかどうかに関する審理を正当化する事実が存在するかどうかを見極めるために正当な理由を示す審理を設けることとする。囚人は出席する権利及び正当な理由を示す審理で弁護士にその者を代表させる権利を有する。~~*精神衛生省がどちらかを決定する場合: (1)その者の状況が著しく変更し、その者が暴力的性犯罪者の定義をもはや満たさない、又は (2) 制限を緩くした代替案への条件付き釈放がその者にとり得策であり、地域を十分に守る条件を課すことが可能である場合、ディレクターは制限を緩くした代替案への条件付き釈放、或いは無条件の釈放をその者が裁判所に嘆願することを是認するものとする。嘆願は裁判所に提出され、最初の監禁に責任ある起訴したエージェンシーに役立てるものとする。裁判所は、制限を緩くした代替案への条件付き釈放、或いは無条件の釈放を求める嘆願書を受領後、裁判所が嘆願書及び医療ディレクター、起訴弁護士、又は囚人により提供された付属文書を考慮することができる正当な理由を示す審理を命令するものとする。*

(c) 裁判所が正当な理由を示す審理で、囚人の診断された精神障害が著しく変更し、その者が他者の健康と安全にもはや危険ではなく、釈放された場合暴力的性犯罪の行為に従事する傾向はないと信じられる相当な根拠が存在すると決定する場合、そのとき裁判所はその問題の審理を設けるものとする。

(d) 審理で囚人が出席する権利をもち、最初の投獄における手続きでその者に提供されたすべての憲法上の保護が与えられる利益を受ける権利がある。第6601項副項(i)に従って郡により指定された弁護士は、州を代表し、陪審員裁判を要求し、州により選ばれた専門家により囚人を評価させる権利をもつこととする。囚人はまた陪審員裁判を要求し、専門家に自分自身を評価させる権利をもつこととする。裁判所は、その者が貧しく任命を要請する場合は専門家を任命する。公聴会での立証責任は、囚人の診断された精神障害は依然としてその者が他者の健康と安全にとり危険であり、放免された場合暴力的性犯罪行動に従事する傾向があると何の疑いもなく証明するのは州側にあるものとする。

(e) 裁判所又は陪審員が副項 (d) に従い開催される公聴会で囚人に対して不利な判決を下す場合、その者の刑期は*不確定*の期限~~2年間の~~この判決日から裁判所又は陪審員が囚人に有利な判決をする場合、その者は無条件に釈放され、無条件に放免されることとする。

(f) 州立精神衛生省が、監禁された者が暴力的性犯罪者としてもはや暴力的性犯罪者ではないと信じる理由がある場合、監禁が命令された上級裁判所第7250項に規定された手続きに従いその者の監禁について司法審査を求める。上級裁判所が、その者がもはや暴力的性犯罪者ではないと決定する場合、その者は無条件に釈放され、無条件に放免されることとする。

第30項。福祉及び団体法規第6608項は下記の如く読むように修正される。

6608. (a) 本条のどこにも暴力的性犯罪者として監禁された者が条件付き釈放及び~~その後の~~*又は*精神衛生省のディレクターの推薦又は同意なしに無条件の釈放を裁判所に嘆願することを禁止していない。~~及び~~。その者がディレクターの同意なしに条件付き釈放を嘆願し、裁判所が嘆願書を審査する時点、又は審理に続き嘆願がとるに足らないものであるか、或いは監督の下に置き地域で治療した場合、その者が暴力的性犯罪の行為に従事する傾向はありそうになく他人に対して危険を及ぼさないとするには囚人の状態があまり変わっていないと決定する場合、裁判所は囚人の状態が著しく変更し、審理が当然設けられると判明した事実を含まない限り、引き続く嘆願を却下する。ディレクターの同意なしに囚人から最初の嘆願又は引き続く嘆願を受領したとき、裁判所は努力し可能なときは常に嘆願を審査し、その嘆願が取るに足らない理由に基づくかどうかを決定し、もしそのような場合、審理なしで嘆願を却下する。この副項のもと条件

付き釈放と無条件の釈放を嘆願する者は弁護士の援助を受ける権利がある。

(b) 裁判所は、第6601項副項(i)に指定された弁護士、囚人のための雇われた又は任命された弁護士、及び精神衛生省のディレクターに公聴日の少なくとも15日前にに公聴日を通知するものとする。

(c) 嘆願に関するいかなる公聴会も囚人が精神衛生省のディレクターにより指定された施設で懲役の命令日から一年以上監禁と治療の目的で監禁されるまで開かれないものとする。

(d) 監督の下に置き地域で治療した場合、その者が診断された精神障害のために暴力的性犯罪の行為に従事する傾向がありそうで他人の健康と安全に対して危険であるかどうかを決定するために公聴会を開くこととする。監督の下に置き地域で治療した場合、診断された精神障害のために囚人が他人に対して危険ではないことを公聴会で裁判所が決定する場合、裁判所は囚人を一年間州により運営される適切な条件付き司法釈放プログラムに加入させる命令を下す。州により運営される条件付き司法釈放プログラムのかなりの部分は、外来患者としての監督及び治療を含む。裁判所はプログラムの過程全体を通してその者の司法権を保留する。一年の終わりに裁判所は、その者が診断された精神障害の理由で、暴力的性犯罪の行為に従事する傾向がなさそうで他人の健康と安全に対して危険ではないという理由で無条件に監禁から釈放されるべきかどうかを決定するために公聴会を開くこととする。裁判所はその者が少なくとも一年間州により運営される条件付き司法釈放プログラムを完了するまでこの決定をしないものとする。裁判所は精神衛生省のディレクターに公聴日を通知する。

(e) 州により運営される条件付き司法釈放プログラムに加入させる前に州立精神衛生省が指定したコミュニティプログラムのディレクターは、条件付き司法釈放プログラムが囚人を監督し、治療するために最も適切であることを述べる推薦状を裁判所へ提出するものとする。裁判所がコミュニティプログラムのディレクターの推薦状を容認しない場合、裁判所はその命令の理由を記録に明記する。刑法規第1605項～第1610項を包含する条項で記載された手続きは、条件付き司法釈放プログラムに置かれた者に適用されるものとする。

(f) その者が州により運営される条件付き司法釈放プログラムへ移送されるべきかどうかは、コミュニティプログラムのディレクター又はその被指名人が必要な振分け手配をするものとし、裁判所の認定通知を受領後21日内にその者は治療及び監督計画に従い、地域に振分けられる。

(g) 裁判所が監禁から無条件の釈放のための裁判で囚人に不利な判決を下す場合、裁判所は囚人を刑法規第2部第15編(第1600項で始まる)に記載される手続きに従って外来患者扱いとすることができる。

(h) 裁判所が適切な司法釈放プログラムにその者を振分ける嘆願を却下する場合、又は無条件の釈放を求める嘆願が却下された場合、その者は却下日から一年が経過するまで新規の申請を提出することはできない。

(i) 本項で承認された公聴会で嘆願者が優勢な証拠により立証責任を負うものとする。

(j) 条件付き釈放を求める嘆願がその者が監禁される治療施設のディレクターにより成されなかった場合、裁判所は、最初に治療施設のディレクターの推薦状がない限り嘆願に関するいかなる措置もとらないものとする。

(k) 本項に従い条件付き釈放プログラムで費やされた時間は、その者が条件付き釈放プログラムにより監禁施設に入れられない限り本条のもと懲役刑に対して数えないものとするが、監禁施設に収容された場合はその費やされた時間は、懲役に対して数えるものとする。

第31項。意思条項

性犯罪者を懲らしめ抑制する法律を強化して改善するためにこの法案を制定することがCalifornia州の州民の意思である。この法律の条項のいずれかが、罰則が重いか、又は長期の懲役刑を規定するその他の法律条項と矛盾する場合、後続の条項が適用されるものとすることがCalifornia 州の州民の意思でもある。

第32項。可分性条項

この法律の条項のいずれか又はその一部が何らかの理由で無効或いは憲法違反である場合、残りの条項には影響がなく完全な効力を発揮し、この目的を達するためにこの法律の条項は可分性をもつ。

第33項。修正条項

この法律の条項は、記録簿に記載された氏名点呼投票により各院のメンバーの三分の二(2/3)が賛成して各院で通過した法令、又は投票者により承認されたときのみ有効となる法令によること以外では州議会で修正されないものとする。しかしながら、州議会は適用範囲を拡張するために、或いはそれについて各院の多数決で可決された法令で本書に規定された罰則又は罰金を強化するためにこの法律の条項を修正することができる。

提案84

この州民発案法案は、California州憲法第8項第II条の規定に従い、州民に提出される。

この州民発案法案は、公的資源法規への項の追加される。従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第1項。　公的資源法規に、次の第43部門を追加する。

第43部門　2006年度公債法令　安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護

第1章　一般条項

75001.　この部門は、2006年度安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護公債法令という名称で引用される。

75002.　California州民は、州の飲料水と水資源を守ることは、公衆衛生、州の経済、及び環境に不可欠だと考え、ここに宣言する。

75002.5.　更に、California州民は、州の水が、危険なバクテリア、汚染された流去水、有毒な化学物質、洪水災害による被害、及び人口増加による需要拡大に対して、脆弱であると考え、ここに宣言する。よって、安全な飲料水と農場、都市、ビジネスへの安定した供水、さらにCaliforniaの河川、水、小川、砂浜、湾、沿岸の水を現在及び将来の世代のために確保する行動をとる必要がある。

75003.　更に、California州民は、次のすべてを実行することが必要であり、公共の利益であると考え、ここに宣言する。

(a) 次のことを実行することにより、すべてのCalifornia州民に安全な飲料水を確保する。

(1) 飲料水の水源が汚染されているコミュニティに緊急援助を与える。

(2) 小規模コミュニティが飲料水を浄化し、汚染を防止するために供水システムに必要な処置を施すことを支援する。

(3) 安全な飲料水及び水汚染防止のプロジェクトに助成金及び貸付金を給付する。

(4) 2,300万人のCalifornia州民にとって重要な水源であるSacramento-San Joaquinデルタの水質を保護する。

(5) 州内各地域での供水安定化と水質の改善を支援する。

(6) 水に関する紛争を解決し、地方及び地域の水自給を促進し、輸入水への依存を減らす。

(b) 最も危険度の高い地区の特定、堤防及び洪水管理施設の点検と修復、洪水管理の長期費用の削減により、破滅的な洪水から州民を保護し、複数目的の洪水回廊プロジェクトの計画、設計、実施により、将来の洪水リスクを減らし、公共利益を最大化する。

(c) 州の河川、湖、小川の汚染、水質低下、魚及び野生生物の生息地の破壊を防止する。

(d) 州のビーチ、湾、沿岸の水を次の世代のために保護する。

(e) 適切な土地利用計画、地方の公園と都市の緑化に投資することにより、我々のコミュニティを活性化させ、より継続可能で住みやすくする。

75003.5. 更にCalifornia州民は、州の人口増加と気候の変化の影響が重大な問題だと考え、それを宣言する。これらの問題は、注意深い計画と、土地利用と水管理の改善を通じて解決する必要がある。この2つを改善することにより、地球温暖化を緩和し私たちの水と洪水の管理システムの適応性を高めることができる。改善には、供水、水質、洪水管理、生態系保護の統合とともに、省エネのための水の使用効率アップと節水が含まれる。

75004. この部門に基づいて公的資金を投資することは、公共の利益にかなうと州民は考える。

75005. この部門で使用されている次の用語の意味は、次の通り。

(a)「取得」とは、料金徴収権又はその他、地役権、賃貸、開発権などの不動産利権を取得することを意味する。

(b)「役員会」とは、野生生物保護役員会を意味する。

(c)「California水計画」とは、California水計画アップデート広報160-05及びそれ以降の改訂と修正を意味する。

(d)「三角州」とは、Sacramento-San Joaquin川三角州を意味する。

(e)「部門」とは水資源部門を意味する。

(f)「開発」には施設や建造物の建設などの不動産の物理的改善が含まれ、これに限定されない。

(g)「低所得コミュニティ」とは、中間家計所得が週平均の80%未満のコミュニティを指す。「重度低所得コミュニティ」とは、中間家計所得が週平均の60%未満のコミュニティを指す。

(h)「基金」とは、2006年度安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護公債法令基金を指す。

(i)「解釈」には、訪問者にそれらの資源の理解と楽しみ方を増進させ、動植物学者又は教育的解釈ができるその他の専門家を活用するできるような方法で自然、歴史、文化的な資源の重要さと価値を教え、かつ伝えることができる設備が含まれ、これに限定されない。

(j)「地元保護隊」とは、第14406項の条件を満たす公共機関又は非営利団体が実施するプログラムを指す。

(k)「非営利団体」とは、Californiaで営業する資格があり、内国歳入法の第501 (c)(3)項の条件を満たす非営利企業を指す。

(l)「保存」とは、修復、安定化、復元、開発、再建設、又はこれらの組み合わせを指す。

(m)「保護」とは、州民、資産、自然資源に危害や損害を及ぶのを防止するのに必要な措置、又は資産、自然資源を継続して使用及び堪能するために必要な措置を指し、取得、開発、復元、保存、解釈を含む。

(n)「復元」とは、資産の自然システム価値を高めるための物理的建築物又は施設の改善、自然システムと景観の場合は、侵食の管理プロジェクト、異種動植物の管理及び駆除、予防的焼却、燃料被害の低減、既存又は復元された自然資源への脅威のフェンスによる防御、道路の廃止、その他の植物及び野生生物の生息地の改善を指す。復元プロジェクトには、プロジェクトの目的を確実に遂行するために必要な計画、監視、報告が含まれる。

(o)「長官」とは資源局長官を指す。

(p)「州役員会」とは州水資源管理役員会を指す。

75009. この部門に基づいて発行及び販売された公債からの収益は、ここに作成する2006年度安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護公債法令基金に預託される。この部門で特に明記されている場合を除き、資金はこの部門で明記された方法と目的に沿って、次の区分に従って、議会による割り当てのために供与される。

(a) 第2章の条項に従って、安全な飲料水、水質、その他の水プロジェクトに15億2,500万ドル($1,525,000,000)

(b) 第3章の条項に従って、洪水管理プロジェクトに8億ドル($800,000,000)

(c) 第4章の条項に従って、州全体の水管理に6,500万ドル($65,000,000)

(d) 第5章の条項に従って、河川、湖、小川の保護に9億2,800万ドル($928,000,000)

(e) 第6章の条項に従って、森林及び野生生物の保護に4億5,000万ドル($450,000,000)

(f) 第7章の条項に従って、森林及び野生生物の保護に総額5億4,000万ドル($540,000,000)

(g) 第8章の条項に従って、州立公園及び自然教育施設に総額5億ドル($500,000,000)

(h) 第9章の条項に従って、持続可能コミュニティ及び気候変化抑制プロジェクトに総額5億8,000万ドル($580,000,000)

第2章　飲料水及び水質プロジェクト

75020. この章は、California州民全員への安全な飲料水の供給、水質と環境の保護、供水信頼性の向上を含む、州にとって最も重要な供水状況を改善するために必要な資金を提供することを目的とする。

75021. (a) 保健サービス部門は、全てのCalifornia州民に安全な飲料水を安定供給するための緊急及び早急な措置を可能にするために、助成金及び直接支出として総額1,000万ドル($10,000,000)を提供することができる。次のプロジェクトが資格を有するが、これらに限定されるものではない。

(1) 公衆衛生を維持するために、必要な場合はボトル入りの水を含め、水の代替供給。

(2) 既存の水システムに汚染防止のために必要な改善や安全な飲料水を供給できる井戸などその他の水源。

(3) 近接する水システムへの接続の確立

(4) 水処理設備及びシステムの設計、購入、設置、及び初期運用費用。

(b) 助成金及び支出は1プロジェクト当たり$250,000超えてはならない。

(c) この項の目的のための直接支出は、公共の健康と安全を確保するために直ちに必要な措置である限りにおいて、契約及び調達の条件を免除する。

75022. 保健サービス部門は、小規模コミュニティが安全な飲料水基準を満たすために必要な、飲料水システム基幹施設の改善と関連措置のための助成金として、総額1億8,000万ドル($180,000,000)を提供することができる。化学的及び硝酸塩汚染物質、その他の有害物質、及びコミュニティに害を及ぼすものには、優先的に資金提供する。財政源の限られた小規模コミュニティには、特別な配慮を与える。低所得コミュニティに奉仕する公共機関や自治体相互水道会社などに受給資格がある。保健サービス部門は、予備調査目的及び建設助成金の受給資格を満たすために、助成金を給付する場合がある。建設助成金は、1プロジェクト当たり$5,000,000以下で、実際の支出以前に給付できるのは助成金の25%までとする。保健サービス部門は、この項に割り当てられた資金のうち$5,000,000までを有資格コミュニティへの技術的支援に支出することができる。

75023. コミュニティが安全な飲料水を供給するのを支援

するための連邦基金を取得するのに必要な州負担分として、総額5,000万ドル($50,000,000)を安全な飲料水の州回転基金(健康及び安全法規の第116760.30項)に預託可能にする。

75024. 飲料水の水源汚染防止に必要な基幹施設に投資するコミュニティを支援するための連邦基金を取得するのに必要な州負担分として、州汚染管理回転基金(水質法規の第13477項)に総額8,000万ドル($80,000,000)を預託する。

75025. 飲料水の水源の地下水の汚染を防止又は緩和するプロジェクトへの貸付金及び助成金として、保健サービス部門に6,000万ドル($60,000,000)を提供する。保健サービス部門は、汚染の責任者からその後、回収する費用の返済を要求する。議会は、この項を実施するために必要な法律を制定することができる。

75026. (a) 地方の公共機関が、安全な飲料水の輸送や水質と環境の保護を含む、州の長期的な水の必要性を満たすことを支援するプロジェクトへの助成金として、部門に10億ドル($1,000,000,000)を提供する。プロジェクトとして資格を満たすには、この項の条件を満たす統合地域水管理計画を実施しなければならない。統合地域水管理計画は、地域内の主要な水資源関連の目的と係争を特定及び解決し、California水資源計画で挙げられている資源管理戦略を全て検討し、プロジェクトの選択と設計に統合的な複数効果アプローチを使用しなければならない。計画には、計画目標の達成に至るまでの進捗を文書化する効果測定と監視を含めなければならない。この項に基づいて資金を受け取るためには、プロジェクトは、採用した統合地域水管理計画、又は部門の統合地域水資源管理ガイドラインでそれと機能的に等価である定義されているものに沿っており、複数の効果をもたらし、次のプロジェクト要素の1つ以上が含まれていなければならない。

(1) 水供給の安定性、節水、及び効率的な水使用

(2) 暴風雨水の獲得、保管、浄化、処理、管理

(3) 侵略的な非在来種の除去、湿地の作成と向上、及び空き地と分水地の取得、保護、復元

(4) 非点源汚染の抑制、管理、監視

(5) 地下水の再活性化及び管理プロジェクト

(6) 再生、脱塩、その他の処理技術を使用した汚染物質と塩の除去及び回収水を使用者に供給するための輸送

(7) 水の預け入れ、交換、水質の再生と改善

(8) 複数目的の洪水管理プログラムの計画と実施

(9) 分水界域の保護と管理

(10) 飲料水の処理と配水

(11) 生態系と漁場の復元と保護

(b) 水資源部門は、次の条件を満たす提案を優先的に考慮する。

(1) 水管理プログラムとCalifornia水道計画で指定されている水文学上の地域、地域水質管理役員会、区画、又は部門が指定したその他の地域又は小区域内のプロジェクトを効果的に統合した提案

(2) 水管理と土地利用計画を効果的に統合した提案

(3) 地域内又は地域間の重大な水関連の係争を効果的に解決する提案

(4) CALFED湾-三角州プログラムの目的のうちの1つ以上の達成に役立つ提案

(5) 州全体の優先事項に対応した提案

(6) 地域の低所得コミュニティの水供給及び水質に関する非常に重要な必要性に対処する提案

(c) この項により提供される資金のうち、助成金又は統合地域水資源管理計画の開発、更新、改善のための直接支出に使用できるのは5%以下である。

(d) 部門は、この項の条項と水質法規の第26.5部門の第8章で規定されているプログラムを連動する。その際、既存の統合地域水管理ガイドラインを使用してこの項を実施することができる。

75027. (a) 第75026項の資金は、California水資源計画と下記に示されている水文学上の地域に割り当てる。南部沿岸地域では、部門はSan Diego郡分水界域、Santa Ana川分水界域、Los Angeles Ventura郡分水界域を反映した3つの小区域を設置する。北及び南Lahontan地域は、資金の割り当てに関しては1つの地域として扱うが、部門は別々の地域計画を必要とする場合がある。第75026項で規定されている基金は、次のように割り当てる。

(1) 北部沿岸	$37,000,000
(2) San Francisco湾	$138,000,000
(3) 中部沿岸	$52,000,000
(4) Los Angeles小区域	$215,000,000
(5) Santa Ana小区域	$114,000,000
(6) San Diego小区域	$91,000,000
(7) Sacramento川	$73,000,000
(8) San Joaquin川	$57,000,000
(9) Tulare/Kern (Tulare湖)	$60,000,000
(10) 北/南Lahontan	$27,000,000
(11) Colorado川流域	$36,000,000
(12) 地域間/未割り当て	$100,000,000

(b) 部門は複数地域の必要性又は州全体に重要な問題に対応するために副項

(a)に規定された地域間及び未割り当て資金を直接又は助成金として支出することができる。

75028. (a) 部門は、第75027項で認定された各水文学上の地域又は小地域内で、選別的に助成金を割り当てる。部門は、第75027項で定めた水文学上の地域又は小地域内での地方プロジェクト選択手続きの作成と承認に関する標準と手続きを策定することができる。部門は地方プロジェクトの選択承認を尊重し、プロジェクト検討は、第75026項の観点からのみ行う。

(b) 第75027項で指定された水文学上の地域又は小地域で第75026項の条件を満たす計画が、部門の助成金対象選考時に採択されていない場合、その水文学上の地域又は小地域に割り当てられた資金は別の地域に再割り当てせず、その水文学上の地域又は小地域により採択された計画が部門に提出されるまで、未割り当てのまま維持する。

75029. 部門に、飲料水の供給を確保するための三角州水質改善プロジェクト実施のための助成金として、総額1億3,000ドル($130,000,000)を提供する。部門は、地方諸機関に費用の分担を求めなければならない。次のプロジェクトが資格を有する。

(a) San Joaquin川に放出される塩、溶解した有機体炭素、殺虫剤、病原体、その他の汚染物質を抑制又は防止するプロジェクト。San Joaquin川及び三角州の水質を改善するための、San Joaquin渓谷の西側からの地下農業排水の抑制又は防止プロジェクトの実施に4,000万ドル($40,000,000)以上を提供する。

(b) San Joaquin川に放出される臭化物、溶解した有機体炭素、塩、殺虫剤、病原体のSacramento川への流出を抑制又は防止するプロジェクト。

(c) 農業用水及び飲料水への塩類その他の汚染物質の混入を抑制する、Franks Tract及び三角州のその他の場所でのプロジェクト。

(d) 2005年度三角州地域飲料水の水質管理計画で、三角州内の水使用者のための飲料水摂取施設移転の設計及び建設に重点を置くと判定されたプロジェクト。

75029.5. 州役員会に、農業から州の地下水への汚染物質の流出を抑制するプロジェクトのために、公共機関及び非営利団体への助成金として総額1,500万ドル($15,000,000)を提供する。

第3章 洪水管理

75030. この章は、堤防の検査及び評価、氾濫原の地図化、緊急時対応の強化などの短期的な洪水管理の必要性に応えるための資金を提供し、州全域での不可欠な緊急洪水管理のための資金を提供す

ることを目的とする。また、より効果的な堤防維持プログラムの確立、氾濫原管理の強化、及び連邦、州、地方政府間での債務と責任の割り当て配分の調整を必要とする長期的戦略を支援する枠組みを提供することを目的とする。

75031. 氾濫原の地図化、地方土地利用計画支援、将来の洪水リスクと被害の回避と緩和のために、部門に3,000万ドル($30,000,000)を提供する。次のプロジェクトが資格を有するが、これらに限定されるものではない。

(a) 氾濫原の地図化

(b) 都市化の可能性がある田舎地域の地図化

(c) 人口密集都市地域の洪水リスクの地図化と識別

(d) 洪水危険地域の地図化

(e) 古くなった氾濫原地図の更新

(f) 河川氾濫原、沖積扇状地、沿岸洪水危険地域の地図化

(g) 地形学的及び水路学的調査データの収集

75032. 次の洪水管理プロジェクトのために、部門に2億7,500万ドル($275,000,000)を提供する。

(a) 既存の洪水管理プロジェクト施設の統合性と能力の点検と評価、及び経済的に実現可能な洪水管理再建計画の策定

(b) 不可欠な土手及び堤防の侵食を含む、洪水管理のための堤防、ダム、副行路の改善、建設、改修、及び移転

(c) 部門の緊急時対応能力を改善するためのプロジェクト

(d) この項のプロジェクトに関連する環境緩和及び基幹施設の移転にかかる費用

(e) 部門は、可能な限度において、洪水防止、生態系修復、農地保護などの(但し、これに限定されない)複数目的をもつ氾濫原管理手法を採用する。

75032.4. 政府法規の第13340項にかかわらず、第75031項と第75032項で割り当てられた資金は、それらの項の目的のために、引き続き部門に割り当てられる。

75032.5. 水質法規第79037項に沿った洪水防止回廊プロジェクトのために部門に総額4,000万ドル($40,000,000)を提供する。

75033. 部門の堤防決壊への対応能力を高め、決壊の可能性を下げるために設計された、三角州の洪水管理プロジェクトのために部門に総額2億7,500万ドル($275,000,000)を提供する。この項により提供される資金は、次の目的のために使用できる。

(a) 緊急時対応準備を改善するプロジェクト

(b) 水質法規の第6部門、第9部(第12980項から開始)での三角州堤防維持補助金プログラムに基づく地方補助

(c) 洪水管理を目的とし、飲料水の水質、生態系の修復、水供給の安定化など複数の目的を達成するための三角州の取得、保存、保護、修復のためのプロジェクトを含む、水質法規の第6部門、第4.8部、第2章(第12310項から開始)の特別洪水防止プロジェクト

(d) 全てのプロジェクトは、水質法規第79050項の条項に基づく。

75034. 総額1億8,000万ドル($180,000,000)を、洪水管理及び洪水防止プログラムの非連邦費用の州負担分として、また水道法規の第6部門、第6部の第3.5章(第12840項から開始)のために部門に提供する。これらのプログラムは、連邦政府が要求する負担を地方機関が保証し、1945年度州水資源法(水質法規の第6部門、第6部の第1章(第12570項から開始)と第2章(第12639項から開始))、1946年度洪水管理法(水質法規の第6部門、第6部の第3章(第12800項から開始))、California分水界域保護及び洪水防止法(水質法規の第6部門、第6部の第4章(第12850項から開始))で承認されていなければならない。この金額には、水質法規の第12585.3項、第12585.4項、第12585.5項の副項(d)、第12866.3項、第12866.4項に基づくクレジット及び貸付金が含まれる。この項による資金の条件を満たすには、プロジェクトはAB 1147(2000年度制定法、第1071章)の条件を満たしていなければならない。

第4章. 州全体の水計画と設計

75041. 総額6,500万ドル($65,000,000)をCaliforniaの水供給、輸送、洪水管理システムの現状及び将来起こりうる必要性に関連する計画及び予備調査のために部門に提供する。調査は、州民が洪水からの州民保護、水供給の安定化、水質、魚、野生生物、生息地の保護と修復などの全体システムからの利益を最大限享受できる統合複数効果アプローチを促進するように設計されていなければならない。次のプロジェクトに資金が提供される。

(a) 気候の変化が州の水供給と洪水管理システムに与える影響の評価、適応性と公共の利益を改善する代替システム設計の開発

(b) CALFED湾-三角州プログラムに基づいた表面水の保管計画と予備調査

(c) 地下水保管と貯水池措置の連携を通じて、洪水防止と水供給が改善される可能性を評価するためのモデリング及び予備調査

(d) 洪水管理と給水システムの統合性を改善するために必要なその他の計画と予備調査

第5章. 河川、湖、小川の保護

75050. 河川、湖、小川、それらの分水界域、水、その他の自然資源を保護し、修復するために総額9億2,800万ドル($928,000,000)を次のような区分により提供する。

(a) 湾-三角州及び沿岸の魚類復元プロジェクトのために総額1億8,000万ドル($180,000,000)を、部門との協議に基づき、魚類及び猟鳥獣部門に提供する。この項で提供される資金のうち、CALFED湾-三角州プログラムの自然コミュニティ保存計画の策定のために最高$20,000,000を提供する。また州又は連邦法で絶滅の恐れがあるか絶滅の危機にあるとされている鮭科の種復元計画及び戦略の策定と実施を支援する沿岸鮭及び降海型ニジマス復元プロジェクトのために最高$45,000,000を提供する。

(b) Colorado川に関連するプロジェクトのために、総額9,000万ドル($90,000,000)を次のような区分により提供する。

(1) 定量化調停合意で定められた割り当て合意を実施する節水プロジェクトのために、部門に最高$36,000,000を提供する。

(2) Colorado川下流の多種生息地保存計画を実施するプロジェクトのために、魚類及び猟鳥獣部門に最高$7,000,000を提供する。

(3) Salton湖修復基金への預託用に$47,000,000を提供する。

(c) 水質法規第11912項に規定されている州水質プロジェクト負担に基づいて、レクリエーション及び魚類野生生物資源への公共アクセスの提供に関連する開発、修復、取得、復元にかかる費用のために総額5,400万ドル($54,000,000)を部門に提供する。

(d) 2004年度California河川公園道路法、第5部門、第3.8章(第5750項から開始)に基づいたプロジェクトのために、長官に総額7,200万ドル($72,000,000)を提供する。分水界域コーディネーター助成金プログラムのために最高$10,000,000を自然保護部門に振り替えることができる。

(e) 水質法規の第7048項に基づいて、都市部小川復元プログラムのために部門に総額1,800万ドル($18,000,000)を提供する。

(f) 河川公園道路プロジェクトのためにSan Joaquin川保護委員会に総額3,600万ドル($36,000,000)を提供する。

(g) Los Angeles川とSan Gabriel川の分水界域内のプロジェクトに総額7,200万ドル($72,000,000)を次の区分により提供する。

(1) 第22.8部門(第32600項から開始)に基づいて、San Gabriel川、Los Angeles川下流及び山地委員会に$36,000,000

(2) 水質法規の第79508項に基づいて、Los Angeles川上流の分水界域一帯の分水界域保護活動のためにSanta Monica山地保護委員会に$36,000,000

(h) Coachella渓谷山地保護委員会に総額3,600万ドル($36,000,000)を提供する。

(i) Santa Ana川公園道路の拡張及び改善プロジェクトに総額4,500万ドル($45,000,000)を提供する。プロジェクト資金は、Santa Ana川公園道路の開発に参加している地方政府機関との協議により策定されたプロジェクトのために、州沿岸保護委員会に割り当てられる。この節で定める金額のうち、総額3,000万ドル($30,000,000)をOrange郡、San Bernardino郡、Riverside郡のプロジェクトで均等に分割する。

(j) Sierra Nevada保護委員会に総額5,400万ドル($54,000,000)を提供する。

(k) California Tahoe保護委員会に総額3,600万ドル($36,000,000)を提供する。

(l) 資源保存及び復元プロジェクト、施設取得、開発、復元、修復、及び助成金、州管理費用のために、California自然保護団体に次の区分に従って総額4,500万ドル($45,000,000)を提供する。

(1) 公有地での地域及びコミュニティの燃料負荷削減プロジェクト、小川及び河川復元プロジェクトを含む、公共安全を改善し、分水界域を改善及び復元するプロジェクトに総額2,500万ドル($25,000,000)を提供する。これらの資金の50%以上は、地域の自然保護団体に助成金として支給する。

(2) 地元の自然保護団体が自然保護プログラムに必要な施設を取得し、開発するための助成金、及び地域の自然保護活動のために総額2,000万ドル($20,000,000)を提供する。

(m) 河川、湖、及び小川の暴風雨水の汚染の抑制及び防止のために、地域の公共機関への見合い助成金として総額9,000万ドル($90,000,000)を州役員会に提供する。議会は、この副項を実施するための法律を制定することができる。

(n) FriantダムとMerced川の間のSan Joaquin川に流れと自然増加及び自己持続する鮭の個体数を回復するための裁判所調停の実施のために、総額1億ドル($100,000,000)を長官に提供する。これらの資金は、水路及び構造の改善や裁判所調停に基づいた関連調査に支出できる。長官は、この条項の実施に当たり、必要に応じて米国内務省長官及びその他の関係者と費用分担を取り決める権限をもつ。

第6章　森林及び野生生物の保護

75055.　森林及び野生生物生息地の保護及び保存のために、総額4億5,000万ドル($450,000,000)を次の区分に従って提供する。

(a) 政府法規の第13340項にかかわらず、森林保護及び保存プロジェクトのために役員会に総額1億8,000万ドル($180,000,000)を引き続き割り当てる。この助成金の目的は、樹齢管理森林地、森林保護区、セコイヤ森林、その他の森林地に存在する原生魚、野生生物、植物のための水資源及び自然生息地を含む、これらの森林地の森林保護、保存、復元を通じて、全ての公共の利益のためにCaliforniaの多様な原生林の経済的安定性を促進することにある。

(b) (1) 政府法規の第13340項の規定にかかわらず、次の目的を達成する生息地の開発、修復、復元、取得、保護のために総額1億3,500万ドル($135,000,000)を継続的に役員会に割り当てる。

(A) 絶滅の恐れのある又は絶滅の危機にある種の復元促進

(B) 離散化を防ぐために別々の生息地をつなぐ回廊を用意する。

(C) セコイヤの原生林、針葉樹林とオーク林の混合森林地、水辺及び湿地帯、その他の重要な生息地などの重要な地域及び生態系を保護する。

(D) 2005年10月に米国魚類及び野生生物サービスに提出されたCalifornia包括的野生生物戦略の推奨項目を実施する。

(2) この副項で承認された資金は、1947年度野生生物保護法、魚類及び猟鳥獣法規の第2部門、第4章(第1300項から開始)、オーク森林地保護法、魚類及び猟鳥獣法規の第2部門、第4章、第3.5条(第1360項から開始)、California放牧地、牧草地、草地保護法の第10.4部門の第10330項以降に基づいて、直接支出又は助成金及び関連の州管理費に使用することができる。この副項で割り当てられた資金は、野生生物保護役員会が取得した資産の管理計画の準備、科学的データ、生息地地図、及び州全体での復元及び取得の優先度設定に必要なその他の調査情報の開発に使用することができる。

(3) 自然保護システム、見合い助成金、土地取得、原生地域の管理とCaliforniaの野生生物資源の保存を改善するための研究及びトレーニングのための施設の建設及び開発のために、California大学に最高2,500万ドル($25,000,000)の助成金を給付することができる。

(c) 魚類及び猟鳥獣法規の第3部門、第10章(第2800項から開始)の自然コミュニティ保護計画の実施又は策定支援のための助成金として、役員会に総額9,000万ドル($90,000,000)を提供する。

(d) 牧場、農場、オーク森林地の保護に総額4,500万ドル($45,000,000)を次の区分に従って提供する。

(1) 部門10.4の第10330項から始まるCalifornia放牧地、牧草地、草地保護法.....$15,000,000

(2) 魚類及び猟鳥獣法規の第2部門、第4章、第3.5条(第1360項から以降)に基づいたオーク森林地保存....$15,000,000

(3) 1995年度California保護委員会プログラム法の第10.2部門、第1条(第10200項から開始)に基づいた農地保存.....$10,000,000

(4) 農民が農業と生態系復元及び野生生物保護を共存させるのを支援する助成金のために役員会に対して.....$5,000,000.

第7章　ビーチ、湾、沿岸の水質保護

75060.　沿岸水質及び分水界域の汚染及び劣化を防止するプロジェクト、沿岸の水及び土地の野生生物生息地としての価値を維持及び復元するプロジェクト、州の沿岸資源へのアクセスと鑑賞を促進するプロジェクト及び支出などを通じて、ビーチ、湾、沿岸の水質及び分水界域を保護するために、総額5億4,000万ドル($540,000,000)を次の区分に従って提供する。

(a) 海岸浄化プログラム、第20.4部門の第3章(第30915項から開始)に基づいて、ビーチ及び海岸の水を汚染及び毒性汚濁から保護するための助成金の見合い基金として総額9,000万ドル($90,000,000)を州役員会に提供する。地元の公共機関がCalifornia海洋計画で指定されている「生物学的に特別に重要な地域」への排出禁止を遵守することを支援するための助成金に$35,000,000以上を使用する。この副項により割り当てられた資金の20%以上をSanta Monica湾復元委員会に提供する。

(b) 第21部門に基づいた支出のために総額1億3,500万ドル($135,000,000)を州海岸保護委員会に提供する。

(c) 第21部門の第4.5章に基づいて、San Francisco湾地域保護委員会プログラムのために総額1億8,000万ドル($108,000,000)を提供する。この節により割り当てられた資金の20%以上は、太平洋に直接排水する分水界域のプロジェクトに支出しなければならない。

(d) Santa Monica湾及びその分水界域の保護のために、総額4,500万ドル($45,000,000)を次の区分に従って提供する。

(1) Santa Monica山地保護委員会に第23部門(第33000項から開始)に基づいて.....$20,000,000.

(2) Baldwin Hills保護委員会にBallona Creek/Baldwin Hills分水界域の保護を目的として.....$10,000,000.

(3) 河川及び山地保護委員会に.....$15,000,000.

(e) Monterey湾及びその分水界域の保護のために、総額4,500万ドル($45,000,000)を州海岸保護委員会に提供する。

(f) San Diego湾とそれに隣接する分水界域の保護のために、総額2,700万ドル($27,000,000)を州海岸保護委員会に提供する。

(g) California海洋保護信託基金(第26.5部門の第4章(第35650項から開始))に総額9,000万ドル($90,000,000)を割り当て、第35650項に沿ったプロジェクトのために提供する。海洋生息地地図の開発、ローン及び助成金を使用した持続可能な漁業を支援するプロジェクトの開発と実施、海洋野生生物を保存するプロジェクトの開発と実施を含め、州の海洋資源と保護区を適宜管理するために必

要な科学データの開発に優先的に資金提供する。

第8章　公園及び自然教育施設

75063.　California州の河川、湖、小川、ビーチ、湾、海岸の水などの資源への公共アクセスを提供し、将来の世代のためにこれらの資源を保護し、これらの資源に対する公共の理解を深めるために、総額5億ドル($500,000,000)を次の区分に従って提供する。

(a) 州公園システム及び自然、歴史、訪問者用の資源の開発、取得、解釈、復元、修復のために総額4億ドル($400,000,000)を公園娯楽部門に提供する。公園娯楽部門は、この項に基づいて割り当てられた資金の支出優先度を決めるに当たって、次の目標を考慮しなければならない。

(1) 既存の州立公園システムの土地及び施設の復元、修復、及び改善

(2) 人口の増加、人口中心地の変化、州の必要性の変化を反映した州立公園の拡張

(3) 第75071項で定められた条件と優先度に基づいた代表的な自然資源の保護

(b) 自然歴史博物館、水族館、研究施設、植物園などの自然教育及び研究用の施設、及び非営利団体や公共団体への設備のための助成金用に総額1億ドル($100,000,000)を公園娯楽部門に提供する。自然科学の研究を、保存、説明、及び多様な人種のためになる教育プログラムと組み合わせる団体、アメリカ原住民の文化と環境との関係に関するコレクションとプログラムを提供する団体、海洋野生生物の保存研究を行う団体などに資格がある。助成金は、州民の啓蒙と教育に役立つ建物、建築物、展示ギャラリーや海洋野生生物の保存研究に使用する設備や施設に使用することができる

第9章　持続可能なコミュニティと気候変化の緩和

75065.　自然資源への投資を通じてCaliforniaコミュニティの持続可能性と居住性を向上するために総額5億8,000万ドル($580,000,000)を提供する。この章は、都市部コミュニティの生活の質を向上するとともに、都市部コミュニティによる地球温暖の助長を抑制し、気候の変化への適応性を高めることなど目的とする。資金は次の区分に従って提供する。

(a) エネルギー消費を減らし、水を節約し、空気及び水質を改善し、コミュニティにその他の便益をもたらす都市部緑化プロジェクトのために総額9,000万ドル($90,000,000)を提供する。複数の効果が見込め、既存の公有地を使用し、必要度の高いコミュニティに有益で、学校を含む公共資源及び投資の共同使用を促進するプロジェクトを優先する。都市部緑化プログラムの助成金計画は法律の実施により行う。California都市部森林法の第1部門、第2.5部、第2章(第4799.06項から開始)に基づいた都市部森林プロジェクトに$20,000,000以上を提供する。

(b) 地元及び地域の公園に対する選抜式助成金用に総額4億ドル($400,000,000)を公園娯楽部門に提供する。この副項で規定されている資金は、既存のプログラムに割り当てができる。また、次の事項を考慮した上で、この副項を実施するために制定された法律に従って、割り当てることができる。

(1) 公共施設の不十分なコミュニティに公園や娯楽をもたらす新しい公園の取得や開発、及び使い古された公園の拡張を優先する。

(2) 現在公園のない地域での公園建設を優先する。

(3) プログラムへの完全参加を奨励するために、公共施設の不十分なコミュニティに援助と技術支援を提供する。

(4) プロジェクトの選択と計画にコミュニティベースのグループを積極的に参加させる応募者を優先する。

(5) プロジェクトは、水及びその他の自然資源を効率よく活用するように設計する。

(c) 節水、自動車使用及び燃料消費の抑制し、既存施設をより多く活用した再開発及び小規模開発を奨励し、自然資源と農地を保護し、都市部及びコミュニティ中心地を再活性化させることを念頭に置いた地域及び地元の土地利用計画の策定を奨励するために、リボルビング貸付プログラムやその他の方法を含む、助成金の計画及び奨励金の計画のために総額9,000万ドル($90,000,000)を提供する。

75066.　第75065項の副項(a)及び(c)で規定された資金の割り当ては、該当する副項を実施する立法が成立した時点で行う。

第10章　その他の条項

75070.　この部門に基づいて資金を受け取ることが提案された活動又はプロジェクトは、すべてCalifornia州環境問題法の第13部門(第21000項から開始)を遵守しなければならない。

75070.4.　第5、6、7、8、9章に基づいた不動産の取得は、自発的な売り主からでなくてはならない。

75070.5.　この部門のプログラムに割り当てられた資金の5%以上を、プログラム運営の管理費用に使用することはできない。

75071.　自然資源の保護を目的とした取得又は復元を行うプロジェクトの評価に際し、公園娯楽部門、役員会、及び州沿岸自然保護管理事務所は、次の性質を有するプロジェクトを優先させる。

(a) 地形/生息地のつながり:既存の保護区とその他の広域な保護生息地をつなぐか、つなぐことにつながる土地。「つながり」とは、既存の保護区を連結し、野生生物の移動又は植物の移転を助長し、持続可能な合併地を生み出すことに寄与する必要がある。

(b) 分水界域の保護:資源機関が定めた生物学的に重要な地域の優先的分水界域の小川、帯水層、陸地の資源の水質と生物学的水準の長期的保護及び改善に貢献するプロジェクト。

(c) 比較的広範で、保護されている度合いの低い、重要な生息環境を支援する土地。

(d) 州の複数の生物学的な地域を結ぶ生息環境となる土地。

(e) 取得、復元、管理、監督にかかる費用に州以外からの見合い寄付が存在する土地。見合い寄付には、金銭の他、ボランティアサービスなどのサービスも含まれる。

(f) この部門により資金の提供を受ける取得プロジェクトが承認される少なくとも14日前に、この項の適用を受ける機関は、提案の取得がこの項で定められた条件を満たしていることの説明を資源機関に提出し、そのウェブサイトに掲載しなければならない。

75071.5.　公園娯楽部門、役員会、州沿岸自然保護管理事務所は、米国国防省と協力して、軍事施設の周囲に、その活動を継続しやすくするとともに、州の保存と娯楽目標を促進する緩衝地域の開発を調整しなければならない。この項の目的にかなうプロジェクトがこの部門の目的に沿っている範囲において、機関はそのプロジェクトを支援する資金を提供することができる。

75072.　この部門により資金を受け取る各プログラムに割り当てられる資金の10パーセントを上限として、そのプログラムの下で認可されるプロジェクトの効果的な設計、選択、実施のために必要な計画及び監視に支出することができる。この条項は、年間予算法で定めた「予備計画」、「施工図」、「建設」を行う機関が、支出総額プロジェクト又は助成金プロジェクトに通常使用する資金を制限するものではない。水質監視は、州役員会が監督する地上水周辺監視プログラムに統合する。

75072.5.　第75060(e)項の目的において、「Monterey湾と分水界域」とは、Santa Cruz郡とMonterey郡の、Carmel川分水界域(これを含む)に向かって南方向にMonterey湾に流れる河川及び小川の分水界域を指す。

75072.6.　第75060(f)項の目的において、「San Diego湾及びそれに隣接する分水界域」には、San Diego郡内の海岸及び湾の分水界域を含む。

75072.7.　第75060(d)項の目的において、「Santa Monica湾及び分水界域」には、Ventura郡及びLos Angeles郡のCalleguas

Creekから南のSan Gabriel川に流れる海岸及び湾の分水界域が含まれる。

75073.　第5、6、7、8章で規定されており、選抜式助成金に割り当てられていない資金は、2000年度自然遺産保存による税額控除法(第28部門(第37000項))に基づいて、一般財源を払い戻すために使用することもできる。

75074.　この部門の第5、6、7、8章の実施に関して、プロジェクト又はプログラムの資金がここで提供されている場合、そのための資金は、プログラムを規定する制定法で認められているか、資金を受け取る保護委員会が認める範囲の限度まで使用することができるというのが州民の意図である。

75075.　この部門に基づいて提供された資金(の一部)を使用する公共事業プロジェクトの契約を付与する者は、その公共事業プロジェクトへの適用に関して、労働法規の第1771.5項の副項(b)に基づいた労働準拠プログラムを採用及び執行するか、又は執行する第三者と契約しなければならない。

75076.　政府法規の第2編、第3部門、第1部の第3.5章(第11340項から開始)は、この章に従って採択されたプログラム指針と選択基準の策定と採択には適用されない。

75077.　この章に基づいて提供される資金、及びその割り当て又は振り替えは、魚類及び猟鳥獣法規の第3部門、第9章(第2780項から開始)を目的として資金振り替えとは見なされない。

75078.　長官は、全ての資金がこの部門の条件に従って支出されるように、この部門に基づいて支出の独立監査を行う。長官は、この部門に従って、全てのプログラム及びプロジェクト支出の一覧を年間1回以上、書面で発行し、資源機関のインターネットウェブページに一覧を公開しなければならない。

75079.　長官は、年間監査を調査し、この部門の意図と目的が、この部門実施の担当機関により達せられるようにするための措置を特定し、推薦する市民顧問委員会を任命しなければならない。

第11章　その他の条項

75080.　総額53億8,800万ドル($5,388,000,000)(第75088項に従って又はその必要により発行された返金公債の金額は含まない)の公債を発行し、この部門で規定した目的に使用するため、及び政府法規の第16724.5項に従って総合義務公債経費回転資金を払い戻すために販売することができる。公債収益は、第75009項により作成された2006年度安全な飲料水、水質及び給水、洪水管理、河川及び海岸保護基金に預託する。公債の販売時には、公債はCalifornia州の有効で拘束力のある負債となり、公債の満期時にその元本と利子を期限通りに支払うためにCalifornia州の十分な信頼と信用をここに誓約する。

75081.　この部門により承認された公債は、州総合義務公債法の第2編、第4部門、第3部、第4章(第16720項から開始)の規定に従って、準備、実行、発行、販売、支払い、償還し、その法の全ての条項が公債とこの部門に適用され、この参照により、この部門で完全に規定してあるかのように、この部門に包含される。

75082.　(a) この部門により認可された公債の発行と販売を、州総合義務公債法に基づいて認可することのみを目的として、安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護財務委員会を設立する。この部門の目的において、州総合義務公債法で使用されている「委員会」という単語は、安全な飲料水、水質、供水、洪水管理、河川及び海岸保護財務委員会を指す。委員会は、監査官、財政ディレクター及び出納官、又はその指定された代理人で構成される。出納官は、委員会の委員長を務める。委員会の過半数により、委員会として行動できる。

(b) この章と州総合義務公債法の目的において、長官を「役員会」として任命する。

75083.　委員会は、この部門で規定された措置を実施するために、この部門に従って認可された公債を発行することが必要又は望ましいかどうかを判断する。それらの措置を段階的に実施するために、公債の段階的発行を許可し、販売することができ、発行が認可された公債の全てを一度に販売する必要はない。

75084.　州の通常歳入に加え、各年に満期になる公債の元本と利子の支払いに必要な金額を、他の州歳入の徴収と同様に同時期に毎年徴収し、徴収の実行を法律により任命されている全ての官吏は、その義務を履行し、その追加金額の徴収に必要な全ての措置を講じなければならない。

75085.　政府法規の第13340項にかかわらず、この部門の目的のために、以下の合計金額を一般財源から割り当てる。

(a) この部門に従って発行された公債の元本と利子の支払義務が発生している年間合計額

(b) 会計年度に関係なく割り当てられた、第75086項の条項の実施に必要な合計金額

75086.　財務局長は、この部門の実施を目的として販売が認可されたが、まだ販売されていない金額以下の資金を、この部門の実施のために一般財源から引き出すことを認可できる。引き出した金額は、基金に預託しなければならない。この項に基づいて使用可能になった資金及びそれにより共同出資口座で発生するはずだった利子は、基金に預託する予定の公債歳入から一般財源に返却しなければならない。

75087.　販売した公債の割増金及び見越利子から生じた金額を確保して、公債利子支出のクレジットとして一般財源に振り替え可能にしなければならない。

75088.　この部門に従って発行又は販売された公債は、政府法規の第2編、第4部門、第3部、第4章、第6条(第16780項から開始)iに従って償還公債を発行することにより、返金することができる。州選挙人による公債発行の承認には、最初に発行された公債を償還するために発行された公債又は以前に発行された償還公債の発行の承認が含まれる。

75090.　California州民は、この部門により認可された公債販売の収益は、California憲法の第XIIIB条で使用されている「税収益」ではないので、その収益の支出には同条で規定されている制約の適用を受けないことを認定し、ここに宣言する。

第2項。この法令のいずれかの条項又はその適用が無効とされた場合でも、無効な条項又は適用以外のその他の条項又は適用には効力があり、この限りにおいて、この法令の条項は可分である。

第3項。この法令は、California州の州民の健康、安全、福祉を守るための州民としての権利の行使であり、それらの目的を達成するために柔軟に解釈されなければならない。

提案85

この州民発案法案は、California憲法第8項第II条の規定に従い、州民に提出される。

この州民発案法案は、California憲法に項を追加することにより、明示的に憲法を修正する。追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

第1項。表題

表題この法案は、両親の知る権利と子供保護州民発案という名称で引用される。

第2項。認定と目的の宣言

California州民は、子供たちの健康と福祉を守り、自分の子供の健康に関する潜在リスク及び医療判断について正しく通知を受け、

親による保護と責任を促進し、支援することに圧倒的な関心と責任をもっている。

第3項。保護者への通知

California憲法の第1条に、次の第32項を追加する。

第32項。(a) この項の目的において使用される主な用語の意味は次の通り。

(1)「中絶」とは、妊娠が判明している未独立の未成年者の妊娠を、出産の目的以外で終了させるための手段を講じることを指す。避妊用の薬又は装置の使用は、「中絶」には含まれない。

(2)「救急疾患」とは、未独立の未成年妊娠者の健康状態が悪化した結果、医師の誠実な臨床判断に基づいて、妊婦の命を救うために直ちに中絶を必要とする状態、又は遅らせた場合に主要な身体機能に重大かつ回復不可能な障害が発生する深刻なリスクがある状態を指す。

(3)「通知」とは、未独立の未成年者が妊娠しており、中絶を要求していることを本人の親又は保護者に知らせるために、彼らに宛てられた、医師又はその代理人による署名と日付が記された書類を指す。

(4)「親又は保護者」とは、この項に基づいて通知又は権利放棄が必要となった時点での、両親に親権がある場合は未独立の未成年者のいずれかの親、そうでない場合は親権をもつ親又は人物、又は法定後見人を指す。

(5)「未独立の未成年者」とは、有効な結婚を開始しておらず、米国軍隊への現役任務に就いておらず、州法に基づいて親権放棄されていない18歳未満の女性を指す。この項の目的において、18歳未満の女性は妊娠により自動的に親権から独立するわけではない。

(6)「医師」とは、California州の制定法と規則により、未独立の未成年者の中絶を行うことを認可されている人を指す。

(b) 第I条の第1項、又はそれに反するこの憲法又は法令のその他の条項にかかわらず、及び副項(f)で規定されている救急疾患の場合を除いて、医師は、副項(c)の規定に従い自分で又は代理人から妊婦の親又は保護者に書面による通知を手渡し、その後、考慮時間として少なくとも48時間が経過したか、副項(d)に従って通知を送付し、通知を受け取ったと推測される時から48時間の考慮時間が経過したと医師が推定するか、医師又はその代理人が副項(e)で規定された有効な通知権利放棄を受け取ったか、副項(h)、(i)、又は(j)に従って裁判所から通知権利放棄の写しを受け取るまでは、妊娠中の未独立の未成年者に中絶手術を行うことはできない。通知書又は通知権利放棄書の写しは、未独立の未成年者の医療記録として保管しなければならない。医師又はその代理人は、この項の規定に従って未独立の未成年者の親又は保護者に通知することを本人に伝えなければならない。

(c) 書面による通知は、副項(d)の規定に従って郵送する場合以外は、医師又はその代理人が親又は保護者に直接手渡さなければならない。通知書類は、州保険サービスにより準備されたものでなければならない。通知書類は英語とスペイン語、又は、英語とCalifornia公式投票情報ガイドが出版されているその他の言語との二ヶ国語で表記されていなければならない。

(d) 書面による通知は、親又は保護者の最新の登録住所宛てに、受領通知返送付き、受取人指定の書留郵便で郵送しなければならない。通知が速やかに行われるように、書面による通知の写しを同時に第一種郵便を使っても親又は保護者に郵送しなければならない。この副項の条項では、書留郵便で郵送した書面通知に付けられた消印日から通常郵便の配送が行われない日を除いた2日後の正午に配送されたと見なす。

(e) 未独立の未成年者の親又は保護者は、未成年者からの中絶希望通知を受け取ることと最低48時間の考慮期間を放棄することができる。親又は保護者は、州保健サービス部門が定めた書式の通知を受け取る権利の放棄書に署名して、日付を記入し、公証印を受けなければならない。親又は保護者は、書類にその放棄が30日間有効なのか、指定した日付まで有効なのか、未成年者の18歳の誕生日まで有効なのかを指定しなければならない。通知を受け取る権利の放棄書を親又は保護者が直接、医師又はその代理人に手渡す場合は、公証印は必要とされない。書式には以下の声明が含まれていなければならない。

***「警告：医師又はその代理人に対して、あたかも親又は保護者から中絶通知を受け取る権利の放棄書が提出されたかのように信じさせるための情報を虚偽と知りつつ提供することは犯罪である。」**通知を受け取る権利の放棄書は英語とスペイン語、又は、英語とCalifornia公式投票情報ガイドが出版されているその他の言語との二ヶ国語で表記されていなければならない。この副項に従って未独立の未成年者に中絶手術を行う場合、医師又はその代理人は、未独立の未成年者の医療記録と共に保管する通知放棄書の原本を、手術の度ごとに別々に受け取らなければならない。*

(f) 治療に当たる医師が、未独立の未成年者のカルテに緊急疾病により中絶が必要だという誠実な臨床判断の証拠となる医学的事項を証明する場合は、この項で義務付けられている通知は必要とされない。

(g) 通知がこの副項及び副項(h)、(i)、又は(j)に従って放棄された場合は、この項の下での通知は必要とされない。未独立の未成年妊婦は、親又は保護者に通知しないことを選択する場合、少年裁判所に請願書を提出することができる。未独立の未成年者が、この副項に基づいて、請願書を提出することを希望する場合、裁判所は、この未成年者又はその指定を受けた者がこの項に従って必要な書類を用意できるよう補助しなければならない。請願書には、その未成年者が請願を行う具体的な理由が明記されていなければならない。裁判所は、この未成年者の匿名性を保ち、全ての裁判所手続きを非公開としなければならない。請願書を提出する場合の提出費用は必要とされない。未独立の未成年者は、少年裁判所の手続きに自ら出席しなければならず、自分だけで出廷することも、選んだ弁護人と出廷することもできる。しかし、裁判所は未成年者に対して、本人が弁護人を希望する場合は裁判所選任の弁護人を依頼する権利があることを伝えなければならない。裁判所は、この未成年者のために訴訟のための後見人を選任しなければならない。公聴会は、未独立の未成年者、訴訟のための後見人、又は弁護人からの書面による要求により延長しない限り、請願書を提出してから裁判所日付で2日目の午後5時までに開かなければならない。訴訟のための後見人が延長を要求した場合は、未独立の未成年者又は弁護人の同意がなければ、裁判所日付で2日以上の延長は認められない。未独立の未成年者に請願書の公聴会の日付、時間、場所を通知しなければならない。判決は、案件の提出から裁判所日数で1日以内で出さなければならない。裁判官は、決定の裏付けとなる事実確認書及び法的結論などの保管すべき証拠記録を命じる。

(h) (1) 裁判官は、明白かつ説得力のある証拠により、未独立の未成年者が十分に分別があり、中絶すべきかどうかの判断を下すことができると判断した場合、親又は保護者への通知義務を免除する。

(2) 裁判官は、明白かつ説得力のある証拠により、親又は保護者に通知することが未独立の未成年者の利益にかなわないと判断した場合、親又は保護者への通知義務を免除する。親又は保護者に通知することが未独立の未成年者の利益にかなわないという判断が、身体的、性的、又は精神的な虐待に基づいている場合は、裁判所は、その証拠を適切な郡子供保護局に通知しなければならない。

(3) 第(1)節又は(2)節の結論が出かった場合、裁判官は請願を却下する。

(i) 裁判官が副項(g)で定められた期限内に判決を出さず、延長の申請が出されて、許可されていない場合、請願は認められたものとみなし、通知義務は消失する。

(j) 未独立の未成年者は、少年裁判所の判決登録の後で、この判決に対して控訴することができる。司法委員会は、控訴の処理方法と手続きや請願記録の準備及び提出の時間と方法についての規則を制定し、審議のための書式を指定することができる。これらの手続きで

85

は、控訴申請の提出後、裁判所日数で3日以内に公聴会を開かなければならない。未独立の未成年者に公聴会の日付、時間、場所を通知しなければならない。判決は、案件の提出から裁判所日数で1日以内で出さなければならない。上訴裁判所は、未独立の未成年者の匿名性を保ち、全ての裁判所手続きを非公開としなければならない。控訴を申請する場合の申請費用は必要とされない。判決は、申請日から裁判所日数で1日以内に出さなければならない。

(k) 司法委員会は、保護者通知の免除、公聴会、及び判決登録を求める請願の処理方法と手続きを必要に応じて定め、その審議のための書式を指定することができる。各裁判所は毎年、請願を提出した未独立の未成年者の匿名性を確保するために同委員会が定めた方法に従って、提出された請願の数、副項(h)の第(1)節又は(2)節により認可された請願の数、副項(i)により認可されたとみなされる請願の数、副項(h)の第(3)節により却下された請願の数、副項(j)により認可又は却下された請願の数を示す報告書を提出しなければならない。この報告書は、請願を提出した未独立の未成年者の匿名性を確保するために個々の報告書のデータを郡別に合計することを司法委員会が決定した場合以外は公開しなければならない。

(l) 州保健サービス部門は、未独立の未成年者の中絶を医師別に報告するための書式を定める。この報告書には、未独立の未成年者、その親又は保護者を特定できる情報は含めてはならない。また、未独立の未成年者、その親又は保護者を特定できる情報を要求してはならない。書式には、手術の日付、未独立の未成年者の誕生年と月、妊娠期間、中絶手術の方法、既知の場合は未独立の未成年者の過去の中絶数と出産数、中絶手術を行った施設を含めなければならない。また、書式には、通知が直接手渡された後で副項(c)に従って中絶手術が行われたか、通知を郵送し、受け取られたという推定に基づいて副項(d)に従って中絶手術が行われたか、通知を受け取る権利の放棄書を受け取った後で副項(e)に従って中絶手術が行われたか、通知なしで副項(f)に従って中絶手術が行われたか、通知の司法的免除を受け取った後で副項(h)、(i)、(j)に従って中絶手術が行われたかを明記しなければならない。

(m) 未独立の未成年者に中絶を施した医師は、副項(l)の規定に従った手術に関する署名、日付入りの報告書を1か月以内に州保健サービス部門に提出しなければならない。医師の匿名性は保護され、California公的記録法による公開の対象とはならない。

(n) 州保健サービス部門は、副項(l)で規定された情報を元に年次統計報告書を作成しなければならない。年次報告書には、副項(m)の規定に従い、報告書を提出した医師についての情報は含めてはならない。報告書には、月別及び手術が行われた郡別の中絶数、未成年者の年齢、妊娠期間、中絶手術の種類、通知が直接手渡された後で副項(c)に従って行われた中絶数、通知を郵送し、受け取られたという推定に基づいて副項(d)に従って行われた中絶数、通知を受け取る権利の放棄書を受け取った後で副項(e)に従って行われた中絶数、通知なしで副項(f)に従って行われた中絶数、通知の司法的免除を受け取った後で副項(h)、(i)、(j)に従って行われた中絶数を明記しなければならない。年次報告書は、郡公衆衛生役員、州議会議員、知事、及び州民に閲覧可能にしなければならない。

(o) 未独立の未成年者に対して中絶手術を行う医師がこの項の条項に従わなかった場合、それが故意か過失かによらず、未独立の未成年者、その法的代理人、又は通知を受け取るはずだった親又は保護者への損害賠償責任を負う。但し、未独立の未成年者又はその他の者から出されたのこの項を遵守するために必要な情報が真実であるということを、注意力のある賢明な者を説得するに十分な証拠に基づいて判断したことを示す書面による証拠がある場合は、この項による責任を負わない。親又は保護者は、この副項に基づいた訴訟の最終判決が出る前に、実際額の賠償の代わりに、法定賠償額として1万ドル($10,000)を徴収することを選択できる。原告は、この副項に基づいて徴収した賠償の他に、正当な弁護士費用を請求することができる。この項のいかなる規定も、未独立の未成年者に対する中絶による傷害に関して、全ての当事者に対して、連邦法又は州法の下で実施されるいかなる法的、衡平法上の、又は管理上の修復を含む、親又は保護者の通常法上の権利、又は、傷害又は損害について制定法又は通常法の下で個人、州、地方機関にいずれかの法的責任論の下で認められる救済請求権を無効化、制限、又は制約するものではない。

(p) 医師の患者である未独立の未成年者、及び医師又はその代理人を除き、医師又はその代理人に対して、この項に規定された通知が届けられた、又はこれから届けられる、又は通知を受け取る権利が放棄された、又は未独立の未成年者が未独立の未成年者ではないと信じさせるために虚偽の情報をそれを知りつつ与えた者は、軽犯罪法違反により1,000ドル($1,000)以下の罰金に処す。

(q) 医師は、副項(c)又は(d)に基づいて通知が届けられ、(e)、(h)、(i)、(j)に基づいて通知を受け取る権利の放棄書を受け取っていても、本人からの同意が無ければ、救急疾患又は本人の精神不能による特別な状況により本人の同意を得ることが不可能な場合を除き、未独立の未成年者に中絶手術を行ったり、中絶を誘発することはできない。

(r) 副項(c)又は(d)に基づいて通知が届けられるか、(e)、(h)、(i)、(j)に基づいて通知を受け取る権利の放棄書を受け取っていても、何者かにより、中絶に同意することを、強要、その脅迫、又は食料又は住居の奪取又はその脅迫により強要されている場合は、未独立の未成年者は少年裁判所に救済を求めることができる。裁判所は、この問題について早急に検討し、そのような強要を防止するために必要な救済を与えなければならない。

(s) この項の効力は、選挙での承認後90日間は有効とはならない。司法委員会は、90日以内に規則、処理方法、手続きを定め、副項(k)で定めることができると規定されている書式を準備し、用意しなければならない。保健サービス部門は、副項(c)、(e)、(l)で規定された書式を90日以内に準備し、用意しなければならない。

(t) この項の規定、副項、条文、条項、文言、語句の中で、又はいずれかの者又は状況への適用が違憲又は無効であると判明した場合、それらは分離可能であることをここに宣言し、この項の残りの部分は前記が違憲又は無効であっても、効力を有する。この項の規定、副項、条文、条項、文言、語句のいずれかが、違憲又は無効であったとしても、各々の規定、副項、条文、条項、文言、語句は承認されたとみなす。

(u) この項で特に明記された権利、義務、特権、条件、及び制限を除き、この項のいずれの規定も中絶又はその資金提供に関してその他の何らかの権利、義務、特権、条件、及び制限を付与したり、確定したり、却下するものと解釈してはならない。

提案86

本州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の規定に従い州民に提出されるものである。

本州民発案法案は、California州憲法及び衛生安全法規、歳入課税法規、福祉及び団体法規に数項を追加するものである。従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

2006年度たばこへの課税法案

第1項。　所見の声明

(a) 喫煙及びその他のたばこの使用は、癌、心臓病、呼吸器疾患を含む多くの深刻な健康問題の主な原因となっている。たばこ関連疾患の治療は、すでに過剰なストレスに曝されているCalifornia州のヘルスケア制度の大きな負担となっている。たばこの使用を抑制するためのこれまでの努力は、California州の納税者のヘルスケア負担を十分に軽減するまでに至っていない。

(b) たばこの使用は、California州民にとって年間何十億ドルに

も及ぶ医療費と生産性の損失となっている。

(c) 現在、州ではたばこ及びたばこ製品に税金を課している。この税金から得られた資金は、たばこの使用による有害な健康状態を相殺するためのプログラム資金として、州によって一部使用されている。たばこ税は、子供と大人のヘルスケアへのアクセス向上を含め、慢性病の防止、研究、及び治療に資金を供給するには適切な財源である。

(d) California州におけるたばこ製品の税金は、1998年以来引き上げられていない。その結果、たばこ製品に課されている合計課税額は、他の多くの州よりも少なくなっている。しかしながら、州民、特に子供と若者のその結果的な健康状態、及びそれに応じるための州のヘルスケア制度にかかる負担は継続している。

(e) 州の病院の救急医療サービスネットワークの悪化により、多くのコミュニティーが通常の救急医療サービス需要にも十分に対応できない状態にある。この救急医療サービスの危機は、地域の診療所に大きな負担をかけ、診療所は低所得家庭の子供や大人にヘルスケアを提供するという重要な役割を果たせなくなっている。

(f) 慢性病の予防と治療の先駆的な研究、及び最も脆弱な子供のための健康保険に提供できる資金は、たばこ関連疾患をひとつの原因とするヘルスケア危機への取り組みにますます転用されるようになっている。

(g) 成人喫煙者の約80%は、18歳になる前に常習的なたばこ喫煙者になる。たばこやその他のたばこ関連製品の値段の増加と総合的なたばこ統制プログラムの提供は、若者の喫煙とそれに関連する健康問題及び経済的な費用を減らすことができる、2つの最も効果的な方法であることが証明されている。

(h) (1)まず第一にたばこの消費を低減する、(2)慢性病の研究、早期発見、及び治療に資金を提供する、及び(3)優れた訓練を受けた医師及び看護師による救急医療サービスへのアクセスを保存するプログラムの設置は、州民の利益に重要である。

第2項。 目的の声明

(a) California州民は、California州におけるたばこの使用の経済的な費用を低減し、以下に補足資金を提供するため、たばこ税を増加する。

(1) 慢性病、特に癌の医学研究を促進する、

(2) 予防、早期発見、治療、及び総合的な健康保険を通じて慢性病の影響力を減らす、及び

(3) ヘルスケア、特に救急医療サービスへのアクセス及びその提供を改善する。

第3項。 たばこ税

以下の第4条(第30132項から始まる)を歳入課税法規の第2部門、第13部、第2章に追加する。

第4条。 2006年度たばこ税信託基金

30132. 2006年度たばこ税信託基金(「たばこ信託基金」)を州財務部に設置する。資金は、利子及び投資収入を含め、本条に従いここに入金されるすべての歳入から成る。2006年度たばこ税信託基金に入金された資金は、第30132.3項のプログラム及びサービスに資金を提供する目的だけに割り当てられ、及びその後も継続的に割り当てられ、会計年数に関わらず支出に利用できるものとする。

30132.1. (a) 第1条(第30101項から始まる)、第2条(第30121項から始まる)、及び第3条(第30131から始まる)によりたばこの流通に課税される税金、及び本章のその他の税金のほかに、流通されたたばこ1本につき($0.130)の率でたばこの流通者すべてに追加税を課税する。

(b) 本条の目的のため、「たばこ」という用語は、2005年1月1日時点の第30003項と同じ意味を持つものとする。

(c) 本項により課税される税金、及びその結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加は、州査定平準局役員会により公布された規則及び規制に従い、2007年1月1日午前12時01分時点で、すべてのディーラー、卸売業者、販売業者が所有する、又はその管理下にあるすべてのたばこ、及びすべてのたばこ製品に課税される。

30132.2. 州査定平準局役員会は、本法令の通過後1年以内、及びその後毎年、本法令によるたばこの追加税と、その結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加が州内におけるたばこ及びたばこ製品の消費に与えた効果を判断する。州査定平準局役員会により、たばこ消費の減少が、本法案により課税された追加税、又はその結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加の直接的な結果であると判断された限りにおいて、州査定平準局役員会は、提案第10号(1998年)により設置された消費の減少がCalifornia州児童及び家族信託基金に与える財政的な影響を判断する。資金は、本法令による追加税の課税、及びその結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加の直接的な結果として起こる歳入の減少を相殺するため、必要に応じてたばこ信託基金からCalifornia州児童及び家族信託基金に送金される。本項の意図の助長に必要であると判断された場合は、その時点で払い戻しが行われる。

30132.3. 第6章の第1条(第30361項から始まる)に従った払い戻しの支払いを除き、第30132.1項により課税される税金及びその結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加の管理及び徴収にかかる費用に対する州査定平準局役員会の払い戻し、第30132.2項に従った資金の送金、第30132.1項により課税された税金及びその結果として第30123項の第(b)副項により義務付けられるたばこ製品の税金の増加に従い調達されたすべての資金は、たばこ信託基金に入金される。資金は、たばこ信託基金から以下のように配分され、割り当てられる。

(a) ここに設置される健康及び疾患研究口座に5パーセント(5%)。これを以下の目的で以下の副口座に配分する。

(1) 三十四パーセント(34%)はここに設置されるたばこ統制研究副口座に入金される。たばこ統制研究副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第103部門、第3部、第1章、第2条(第104500項から始まる)に説明されているたばこ関連疾患研究プログラムの補足だけに使用するため、California大学に継続的に割り当てられる。これらの補足資金を使ってたばこ関連疾患研究プログラムから資金を受ける研究には、以下が含まれるがこれに限定されないものとする。

(A) たばこの使用及び間接喫煙への暴露を低減するための政府やその他の組織のプログラム及び戦略を含む、California州におけるたばこ統制努力の効果を高めるための研究、及び

(B) 冠状動脈性心臓病、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患、及び癌を含むがこれに限定されない、たばこ関連疾患の予防、原因、及び治療に関する研究。

(2) 十四と二分の一パーセント(14.50%)はここに設置される癌登録副口座に入金される。癌登録副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第102部門、第2部、第2章(第103875項から始まる)に規定される全州人口に基づいた癌調査システムにだけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(3) 二十五と四分の三パーセント(25.75%)はここに設置される乳癌研究副口座に入金される。乳癌研究副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第103部門、第1部、第2章、第1条(第104145項から始まる)に規定されている乳癌研究プログラムだけに使用するため、California大学に継続的に割り当てられる。

(4) 十四と四分の三パーセント(14.75%)はここに設置される癌研究副口座に入金される。癌研究副口座内の資金はすべて、最近の

試験及び臨床技術の進歩の初期治療や公衆衛生及び地域環境への移行を加速し、California州人口の大多数の利益となるような研究を含むがこれに限定されない、衛生安全法規の第104181項に説明されている応用研究に焦点を合わせた癌研究プログラムだけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。この研究は、最近の発見を治療や技術に変換すること、その効果の証明、及びその最善の応用方法を学ぶことに焦点を合わせるものとする。

(5) 十一パーセント(11%)は、ここに設置される肺癌及び肺疾患研究副口座に入金される。肺癌及び肺疾患研究副口座内の資金はすべて、肺癌の予防、介護、治療、及び治癒に効果的な理解、原因、手法、治療方法の開発及び進展のための研究助成金の提供だけに使用するために、California大学に継続的に割り当てられる。本項の目的のため、肺癌研究分野には、肺癌、喘息、結核、及び慢性気管支炎と肺気腫を含む慢性閉塞性肺疾患が含まれるが、これに限定されないものとする。

(b) ここに設置される健康維持及び疾患研究予防口座に四十二と四分の一パーセント(42.25%)。これを以下の目的で以下の副口座に配分する。

(1) 六と四分の三パーセント(6.75%)はここに設置されるたばこ統制メディアキャンペーン副口座に入金される。たばこ統制メディアキャンペーン副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第104375項、副項(e)、段落(1)に説明されているたばこ製品使用を予防及び低減するメディア広告及び広報プログラムだけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(2) 四と二分の一パーセント(4.50%)はここに設置されるたばこ統制競合助成金副口座に入金される。たばこ統制競合助成金副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第104385項に説明されているたばこ関連疾患の予防に向けた競合助成金プログラムだけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(3) 四と四分の一パーセント(4.25%)はここに設置される地方保健部たばこ防止副口座に入金される。地方保健部喫煙防止副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第104400項に説明されているたばこの使用を防止するための地方保健部によるプログラムだけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。衛生安全法規の第104380項に関わらず、地方保健部喫煙防止副口座の資金は、州全体に占める各郡の人口の割合に基づいて地方主要機関に割り当てられる。

(4) 二分の一パーセント(0.50%)はここに設置されるたばこ統制評価副口座に入金される。たばこ統制評価副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第104375項の副項(b)及び副項(c)に義務付けられるたばこ統制プログラムの評価だけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(5) 三と二分の一パーセント(3.50%)はここに設置されるたばこ教育副口座に入金される。たばこ教育副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第104420項に説明されるたばこ製品の使用を予防及び低減するプログラムだけに使用するために、州教育部に継続的に割り当てられる。本項に従い資金を受けるプログラムは、衛生安全法規の第103部門、第3部、第1章、第1条(第104350項から始まる)に従い州保健サービス部によって実施されるプログラム評価に参加しなければならない。たばこ教育副口座の資金の最低二パーセント(2%)は、衛生安全法規の第104420項及び第104425項に説明されている部門のたばこ防止教育プログラムの管理だけに使用される。

(6) 二と四分の一パーセント(2.25%)はここに設置されるたばこ統制執行副口座に入金される。たばこ統制執行副口座内の資金はすべて、たばこ関連法規及び政策の執行、訴訟に関する条項の執行、及び法執行訓練及び技術指導活動の実施を行うプログラムだけに使用され、以下のように割り当てられる。

(A) たばこ統制執行副口座の五十パーセント(50%)は、以下を含むがこれに限定されないプログラムの支援のため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。事業及び職業法規第22952項に従った、たばこに関する州及び地方政府の法律及び政策の執行に関する訓練及び資金を提供するための地方法執行機関への助成金の提供。これには、未成年者へのたばこの違法販売、たばこ小売業者免許発行及び間接喫煙への暴露、及び捜査活動の増加、準拠確認、及び児童のたばこアクセス規制(STAKE)法に基づく未成年者へのたばこ製品の違法販売を低減するためのその他の適切な活動が含まれるがこれに限定されないものとする。

(B) たばこ統制執行副口座の二十五パーセント(25%)は、以下を含むがこれに限定されない活動に使用するため、California州検事総長事務所に継続的に割り当てられる。たばこ密輸、偽造、未課税たばこの販売、適切な免許のないたばこ販売、及び未成年者へのたばこ販売を禁止する法律など、たばこ及びその他のたばこ製品の流通及び販売を規制する法律の執行。California州におけるたばこ産業の広告、マーケティング、及び販促活動の追跡、及び違反者に対する訴訟を含む、California州と米国のたばこ製品製造者の間で1998年11月23日に締結されたたばこ総合和解合意及び無煙たばこ総合和解合意などのたばこ関連法規、裁判所による判決、及び裁定の執行。技術指導や訓練活動を通じたたばこ関連法規及び地方条例の執行に関する地方法執行機関への支援。

(C) たばこ統制執行副口座の二十五パーセント(25%)は、たばこ密輸、偽造、未課税たばこの販売、及び適切な免許のないたばこ販売を禁止する法律など、たばこ及びその他のたばこ製品の流通及び販売を規制する法律の執行に使用するために、州査定平準局役員会に継続的に割り当てられる。

(7) 八パーセント(8%)は、ここに設置される乳癌及び子宮頸癌早期発見副口座に入金される。乳癌及び子宮頸癌早期発見副口座内の資金はすべて、California州における乳癌及び子宮頸癌の罹病率及び死亡率の低下につながる乳癌及び子宮頸癌の予防及び早期発見サービスだけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。これらの早期発見サービスは、患者及び医療提供者教育、地域援助サービス、及びプログラム評価を含む顕著な質保証と改善要素が含まれるプログラムの一環でなければならない。

(8) 八と二分の一パーセント(8.50%)はここに設置される心臓病及び脳梗塞予防副口座に入金される。心臓病及び脳梗塞予防副口座内の資金はすべて、衛生完全法規の第104142項に規定されるCalifornia州心臓病及び脳梗塞予防プログラムだけに使用するために、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。本プログラムの意図は、心臓病及び脳梗塞のリスク、それによる身体障害、及び死亡の低減である。

(9) 七と四分の三パーセント(7.75%)はここに設置される肥満防止、栄養、及び運動促進副口座に入金される。肥満防止、栄養、及び運動促進副口座内の資金はすべて、以下のように割り当てられる。

(A) 七十パーセント(70%)は、地域基準の変更、健康的な食生活、及び運動の促進を通じて肥満、糖尿病、及び慢性疾患の予防だけに使用されるプログラム及び活動を支援するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。州保健サービス部は、以下を含むがこれに限定されない総合プログラムを考案、開発、及び改善する。メディア広告及び広報プログラム、地域密着型の組織や機関への総合的な助成金、地方保健部への助成金、プログラムの効果に関する研究及び評価、及び衛生安全法規の第104650項に含まれる規定。

(B) 三十パーセント(30%)は、調整された学校保健の枠の中で、子供及び家族のための健康的な食生活及び運動の促進及びこれへのアクセスを通じた、肥満、糖尿病、及び慢性疾患を予防するプログラム及び活動の設計、開発、及び支援だけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。そのようなプログラムや活動には、果物、野菜、その他の健康的な食物の促進及びこれへのアクセス、中程度から強度の運動の促進、保健体育教育、研究、プログラムの効果の調査及び評価、教員及びその他適切な職員の保健体育教育に関

する専門知識開発、及び地方教育機関の栄養及び体育教育に関する州法への準拠の監視が含まれるが、これに限定されないものとする。

(C) 州保健サービス部は、州教育部と協議した上、栄養、運動、教育、及び本副口座の目的に該当する関連分野の専門知識に基づいて選抜された13名から成る監視委員会を発足させる。委員には、以下からの代表者が含まれるがこれに限定されないものとする。健康及び教育組織、公衆衛生及び地方教育機関、擁護団体、及びヘルスケア専門家及び組織。

監視委員会は、州保健サービス部及び州教育部に政策の開発及び評価について勧告し、肥満予防、栄養、及び運動促進副口座の資金を受けるプログラムに関する戦略的な最優先事項、調整、及び協力体制について指針を提供する。

(10) 四と四分の一パーセント(4.25%)はここに設置される喘息予防及び統制副口座に入金される。喘息予防及び統制副口座内の資金はすべて、喘息の評価、地域予防戦略、訓練及び技術指導、調査、喘息予防及び統制活動の評価、効果的な治療を実施するための基礎研究から応用分野に渡る研究、及び学校ベースの喘息教育、訓練、及び協調活動の支援だけに使用される。これらの資金は以下のように割り当てられる。

(A) 喘息予防及び統制副口座の資金の六十パーセント(60%)は、California州喘息公衆衛生イニシャチブ内の地域小児喘息プログラム、及び環境衛生捜査支部内の喘息調査を含む、衛生安全法規の第103部門、第1部、第6.5章(第104316項から始まる)に説明されるものを含むがこれに限定されないプログラム及びサービスに資金を提供するため、またメディア広告、広報活動、及びその他公共教育を支援するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。喘息の罹患率が最も高い州内の地域、及び社会経済的地位の低い地域は、これらの資金の支出において優先的に考慮される。

(B) 喘息防止及び統制副口座の資金の四十パーセント(40%)は、学校環境における喘息の管理の向上のために、州教育部に継続的に割り当てられる。資金は、以下を含むがこれに限定されない活動やプログラムに当てられるものとする。喘息プログラム及びサービスの州全体の調整、教育及び訓練資料の開発又は購入、及び配布、学校職員への喘息教育及び訓練の提供、及び学校環境における屋内外の喘息要因の低減。喘息の罹患率が高い州内地域にある学校、社会経済的地位の低い生徒が通う学校、及び学校看護師がいない学区は、これらの資金の支出において優先的に考慮されるものとする。

(11) 四と四分の一パーセント(4.25%)はここに設置される結腸直腸癌副口座に入金される。結腸直腸癌副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第103部門、第1部、第2章、第2.7条(第104195項から始まる)に説明されている結腸直腸癌の予防、発見、及び治療プログラムだけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。このプログラムの意図は、結腸直腸癌の発生率、罹病率、及び死亡率を低減することである。このプログラムには、重大な質保証と改善要素、患者及び医療提供者教育、地域援助サービス、及びプログラム評価など様々な公衆衛生要素が含まれる。このプログラムの最低四十パーセント(40%)は、非臨床的な公衆衛生要素に使用されるものとする。

(12) 資金の四十五と二分の一パーセント(45.50%)は、California州のすべての子供に総合的かつ手頃な価格の健康保険を得る資格と、必要なヘルスケアへのアクセスを確実に提供するためにここに設置されるCalifornia州健康児童副口座に入金される。California州健康児童副口座内の資金はすべて、州保健サービス部、及び保険法規の第2部門、第6.2部、第17章(第12693.99項から始まる)の危機管理健康保険役員会による同法規の条項及び規制に従った実施だけのために、California州保健福祉機関に継続的に割り当てられる。本副口座から割り当てられる資金の最低九十パーセント(90%)は、保険法規の第12693.99項の実施に使用される。本副口座から割り当てられる資金の最高十パーセント(10%)までは、保険法規の第12693.991項の実施に使用される。

(c) ここに設置される健康治療及びサービス口座に五十二と四分の三パーセント(52.75%)。これを以下の目的で以下の副口座に配分する。

(1) 一と四分の三パーセント(1.75%)はここに設置される禁煙サービス副口座に入金される。禁煙サービス副口座内の資金はすべて、成人及び未成年者のたばこ使用者の禁煙を支援する禁煙プログラム及びサービスの提供だけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。この割り当てにより、カウンセリング、照会及び支援サービス、禁煙補助薬品、訓練及び技術指導関連活動を含むがこれに限定されないプログラム及びサービスを支援することが本法案の意図である。

(2) 一と四分の三パーセント(1.75%)はここに設置される前立腺癌治療副口座に入金される。前立腺癌治療副口座内の資金はすべて、低所得男性及び無保険男性への前立腺癌の予防及び治療の提供だけに使用するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(3) 五と四分の三パーセント(5.75%)は、衛生安全法規の第2部門、第1章、第6条(第1246項から始まる)に従い、無保険者に重要なヘルスケアを提供する非営利診療所法人に資金を提供するためにここに設置される、地域診療所無保険者副口座に入金される。地域診療所無保険者副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第1章、第2部門、第6条(第1246項から始まる)の実施だけに、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(4)(i) ここに設置される救急医療医師サービス副口座に五と四分の三パーセント(5.75%)。救急医療医師サービス副口座内の資金はすべて、福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部、第5章(第16940項から始まる)のCalifornia州貧困者向けヘルスケアプログラム(CHIP)を通じた配分のため管理及び割り当てされるために州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(ii) ここに設置される地方救急医療医師サービス副口座に四分の三パーセント(0.75%)。地方救急医療医師サービス副口座内の資金はすべて、福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部、第4章(第16930項から始まる)の地方保健サービスプログラム(RHSP)を通じた配分のため管理及び割り当てされるために州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

(iii) 救急医療医師サービス副口座及び地方救急医療医師サービス副口座に割り当てられた資金は、福祉及び団体法規の第16953項に定義される、基本的、総合的、又は待ち受け救急サービスを提供する全般的な救急措置病院おける、補償のない救急サービスの提供による損失に対する医師への払い戻しだけに使用される。資金は、毎年州保健サービス部により、福祉及び団体法規の第16851項及び第16952項に従い設置される郡の救急医療サービス基金内の医師サービス口座に送金され、提出された請求書、又は請求のその後の照合に基づいて、救急医療サービスを患者に直接提供した医師に支払われるものとする。支払いは、福祉及び団体法規の第16951項及び第16959号の規定に従い行われ、また特定の医師や医師グループを優先することなく、公平に行われるものとする。本項により、第16951項に従い救急医療サービス基金をまだ設置していない郡に割り当てられる資金は、保健サービス部のEMSA払い戻しプログラムに入金され、第16953項に定義されている補償のない救急サービスの払い戻しだけに使用され、その支払いは、福祉及び団体法規の第16953項から第16959項に設定されている手続き及び政策に従い、提出された請求書に基づき行われるものとする。

(5) 事業及び職業法規第2154.4項により設置される無医地区口座に四分の三パーセント(0.75%)。無医地区口座内の資金はすべて、事業及び職業法規の第5章、第2部門、第7.7条(第2154項から始まる)に規定されるSteven M. Thompson医師部隊ローン返済プログラムに従い、低所得患者に医師による十分なサービスが提供されていない州内地域における医療活動を促進するために、California州医療役

員会に継続的に割り当てられる。

(6) ここに設置される看護要員教育副口座に九パーセント(9%)。看護要員教育副口座内の資金はすべて、衛生安全法規の第128225.5項に従い、看護要員需要を満たすための看護教育機会及び能力の拡大だけのために、全州保健計画及び開発事務所に継続的に割り当てられる。看護要員教育副口座からの支払いは、以下の公式に従い行われる。

(A) 八十六パーセント(86%)はCalifornia州正看護師役員会(「BRN」)により認可されたCalifornia州コミュニティカレッジ、California州立大学、及びCalifornia大学における正看護師教育免許下付前プログラムの拡大の支援、大学院看護教育プログラム(MSN、DNSc/Ph.D.)の拡大の支援、及びCalifornia州立大学及びCalifornia大学のCalifornia州上級開業正看護師プログラムの支援に使用される。

(B) 十四パーセント(14%)は、BRNに認可された民間運営の正看護師教育免許下付前プログラムの拡大の支援、民間運営の大学院看護教育プログラム(MSN、DNSc/Ph.D.)の拡大、及び民間運営のCalifornia州上級開業正看護師プログラムの拡大の支援に使用される。

(7) ここに設置される救急医療及び外傷病院サービス副口座に七十四と二分の一パーセント(74.50%)。救急医療及び外傷病院サービス内の資金はすべて、衛生安全法規の第2.5部、第4.5章(第1797.300項から始まる)に従い、California州の救急患者への病院及び医療サービスの提供を助長するため、州保健サービス部に継続的に割り当てられる。

30132.4. 2006年度たばこ税信託基金の特定の口座及び副口座に割り当てられ、これに入金された資金はすべて、第30132.3項に規定される各口座又は副口座の特定条件に従い、規定された通りに支出される。政府法規第13340項に関わらず、2006年度たばこ税信託基金の口座又は副口座に割り当てられ、これに入金された資金のうち、法律の規定通りに適用期間内に抵当に入った、又は使用された資金は、その金額に得られた利子と合わせ、次年度の債務及び支出のため同じ口座又は副口座に戻す、又はこれに残すものとする。

30132.5. (a) 第30132.1項により課税された税金に従って調達された全資金、及びその結果として第30123項の副項(b)により義務付けられているたばこ製品の税金の増加から得られた資金はすべて、本法令に明示されている目的のみに割り当てられ、使用される。本法令に従い割り当てられた資金は、既存のサービスレベルの補足だけに使用されるものであり、既存サービスレベルの資金に取って代わるものではない。資金は、利用できる州、連邦、又は地方資金の見合い基金義務に使用できる。副項(b)に特定されている場合を除き、2006年度たばこ税信託基金の資金は、州又は地方一般財源義務の埋め戻しを含め、かなる目的であっても州又は地方一般財源資金の代用として使用することはできない。

(b) 副項(a)の規定に加え、第30132.1項により課税された税金に従って調達された全資金、及びその結果として第30123項の副項(b)により義務付けられているたばこ製品の税金の増加から得られた資金はすべて、以下に取って代わるものではない。

(1) 以下が含まれるがこれに限定されない子供の保健サービス、子供の健康又は医療支援プログラムのための州及び連邦見合い基金を確保するために使用される地方資金。(A)健康家族、(B)全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、及び(C)California州子供及び家族信託基金(衛生安全法規第108部門(第130100項から始まる))又は、郡保健イニシャチブ見合い基金(保険法規第2部門、第6.4部(第12699.50項から始まる))から調達された、又は拡大された資金を除く子供の健康及び身体障害予防プログラム。

(2) 以下が含まれるがこれに限定されない子供の保健サービス、子供の健康又は医療支援プログラムのための連邦見合い基金を確保するために使用される州資金。

(A) 健康家族、

(B) 全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、

(C) 子供の健康及び身体障害予防プログラム、又は

(3) 2005年9月30日現時存在する、以下が含まれるがこれに限られない子供の保健サービス、子供の健康又は医療支援プログラムのための給付の金額、期間、範囲、及び構造を継続又は維持するための州又は連邦資金。

(A) 健康家族、

(B) 全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、及び

(C) 子供の健康及び身体障害予防プログラム。

(c) California州民の意図は、2006年度たばこ税法令により、本法令の目的及び意図に従って、社会保障制度法の第XIX編及び/又は第XXI編に基づく子供の健康保険のために州が利用できる連邦見合い基金を最大化することでり、これを減らすものではない。

(d) 州又は地方政府機関は、政府に支援されている、或いは政府機関又は団体が責任を負う患者が病院に支払う金額又は利率の判断に、本法案により病院に提供される救急医療サービスを支援する収益を考慮してはならない。

30132.6. 他の法律の条項に関わらず、2006年度たばこ税信託基金に入金される資金は、2006年度たばこ税法令により許可される以外の目的のために、他の特別基金又は一般財源、或いはいかなる郡一般財源又はその他の郡の基金によっても貸し付け又は借り入れできないものとする。

30132.7. 2006年度たばこ税法令の義務を迅速且つ効率的に実施するため、第30132.3項の副項(b)の段落(7)から(11)まで、及び副項(c)の段落(2)に従い締結された契約は、制定後最初の5年間は、公共事業契約法規の第2部(第10100項から始まる)の対象とはならないものとする。

30132.8. 第30132.3項副項(b)の段落(1)から(4)まで、及び段落(6)、及び第30132.3項の副項(c)の段落(1)に従い州保健サービス部に割り当てられた資金の最低二パーセント(2%)は、部門のたばこ統制プログラムの管理のみに使用される。

30132.9. 2006年度たばこ税信託資金、及びその口座又は副口座内の資金は、資金がすべて2006年度たばこ税法令に一致する方法で使用される限り、連邦見合い基金の最大化に使用できる。

30132.10. 2006年度たばこ税信託資金内の資金の用途に関する公に対する説明義務を果たすため、且つ2006年度たばこ税法令への完全準拠を確実にするため、

(a) 2006年度たばこ税法令の採択後最初の完全会計年度から始め、その後毎年、州保健サービス部は、前会計年度に2006年度たばこ税信託基金の資金を受けたすべてのプログラムを説明し、前会計年度中の基金内資金の用途を詳細に記述した報告書を準備する。この報告書は、3月31日までに同部のウェブサイト上で一般に公開されるものとする。

(b) 2006年度たばこ税信託基金から資金を受けるすべてのプログラム及び部門は、州監査局による監査の対象となる。

(c) 2006年度たばこ税法令により設定された口座又は副口座に割り当てられる資金の五パーセント(5%)までは、本法令の別の箇所にさらに低い金額が指定されていない限り、管理に使用できる。

第4項。 以下の第2.7条(第104195項から始まる)を衛生安全法規の第103部門、第1部、第2章に追加する。

第2.7条。 結腸直腸癌の予防、発見、及び治療

104195. 結腸直腸癌の予防、発見、及び治療プログラムを州保健サービス内に設定する。

104195.1. プログラムは、以下のグループの両方に適用される。

(a) 収入が連邦貧困レベルの二百パーセント(200%)以下、50歳

以上で、無保険及び十分な保険を持たない個人。

(b) 最も最近出版された米国予防サービス特別専門委員会の結腸直腸癌検診ガイドラインに従い、結腸直腸癌にかかるリスクが高いとされる50歳未満の収入が連邦貧困レベルの二百パーセント(200%)以下の無保険及び十分な保険を持たない個人。

104195.2. 本条に基づき提供されるサービスには、以下のすべてが含まれるが、これに限定されないものとする。

(a) 最も最近の米国予防サービス特別専門委員会の癌検診ガイドラインに従った、早期発見ヘルスケア対策としての結腸直腸癌に関する男性及び女性の検診。

(b) 検診後、検診を受けた個人の医師への照会、及び決定的な診断に必要なサービス。

(c) 癌を確認する診断がなされた場合は、必要な治療を受けるためにその個人が必要とする支援と擁護の提供。

(d) 最も最近の全米総合癌ネットワークの癌治療ガイドラインに従った必要な治療。

(e) 無保険及び十分な保険を持っていない個人がプログラムにより提供されるサービスを知り、且つ適切にそれを活用できるようにするための援助及び保健教育活動。

104195.3. 部門は、地域ベースの組織、地域のヘルスケア提供者、及びCalifornia大学医療センターを含むがこれに制限されない、民間又は公的な非営利団体を通じて結腸直腸癌の検診及び治療を提供するため、1つ以上の契約を授与する。

第5項。 心臓病及び脳梗塞予防プログラム

以下の第104142条を衛生安全法規の第103部門、第1部、第1章に追加する。

104142. 州保健サービス部内にCalifornia心臓病及び脳梗塞予防プログラム(CHDSP)を設立する。ここに設置されるCHDSPプログラムは、部門内の既存のCHDSPプログラムと一貫したものであり、別の心臓血管疾患(CVD)プログラムと重複してはならない。

(a) CHDSPプログラムは、以下のすべてを実施するがこれに限定されないものとする。

(1) 第104100に規定される高血圧、及び高コレステロール値を含むがこれに限られないCVDを予防し、そのリスク要因を低減するプログラムを実施する。

(2) CVDの治療の質を含む、疾患の治療と管理を改善するプログラムを設計、実施、及び支援する。

(3) CVDの予防及び治療に向けた医療専門知識開発を促進及び支援する。

(4) CVDの罹患率と有病率を追跡するための心臓病及び脳梗塞登録の設置を含め、CVDに関するデータを収集、分析、及び出版する。

(5) 適切な州政府機関との関係を含め、CVDの医療効果を改善する公衆衛生政策の開発を指導する。

(6) CVDの発生率、兆候、症状、及び危険要因の低減戦略に焦点を合わせた全州的な公共教育キャンペーンを実施する。

(b) 部門は、第104141項の規定に従い、優先事項として心臓病及び脳梗塞予防及び治療特別専門委員会の推奨事項を考慮する。

(c) 部門は、試験的な実証プロジェクトを含むCVD研究を認可できるものする。

(d) 本項の内容を、部門のその他のプログラムに繰り返すものとする。

第6項。 以下の第17章(第12693.99から始まる)を保険法規の第2部門、第6.2部に追加する。

第17章。 子供の健康

12693.99. (a) California州のすべての子供に総合的で安価な健康保険を受ける資格と必要なヘルスケアへのアクセスを確実に提供するため、副項(b)に説明される子供はすべて、California健康家族プログラム(保険法令の第2部門、第6.2部(第12693項から始まる)(以下「健康家族プログラム」))への参加資格が得られるものとする。

(b) 19歳未満の子供はすべて、第12693.70項の副項(a)の段落(4)、及び第12693.73項に関わらず、以下のすべてを満たした場合は、本章により提供されるサービス及び手当てを受ける資格が得られるものとする。

(1) 可算収入が連邦貧困レベルの最高300パーセントまでの家庭にいる。年間又は月間の世帯収入が連邦貧困レベルの300パーセントを越す家族には、本項に基づく年間又は月間の世帯収入の判断において、Medi-Calに基づき適用される収入控除が適用できるものとする。

(2) 第12693.70項の副項(a)、段落(5)に規定に従い、2005年9月30日時点で設定されている健康家族プログラムの州居住条件を満たす。

(3) 第12693.71項及び第12693.72項に準拠している。且つ、

(4) 2005年9月30日時点で設定された資格規則に基づき、費用を分担しなければ、健康家族プログラムへの参加、又は完全なMedi-Cal(福祉及び団体法規の第9部門、第3部、第7章(第14000項から始まる))を受ける資格がない。

(c) 福祉及び団体法規の第10500項及び第14100.2項に規定される機密性及びプライバシー保護は、健康家族プログラムを求める、これに申請する、或いはこれに参加するすべての子供に適用される。

(d) 本章を通じて健康家族プログラムに参加する子供の家族には、以下の場合を除き、本章によらず健康家族プログラムに参加する子供の家族と同じ保険料の寄与が義務付けられる。

(1) 健康家族プログラムに申請又は参加する18歳以下の子供の家族で、可算世帯収入が連邦貧困レベルの100パーセント以下の家族には、保険料の寄与は義務付けられない。健康家族プログラムに申請又は参加する1歳以下の子供の家族で、可算世帯所得が連邦貧困レベルの200パーセント以下の家族には、保険料の寄与は義務付けられない。更に、健康家族プログラムに申請又は参加する6歳以下の子供の家族で、可算世帯収入が連邦貧困レベルの133パーセント以下の家族には、保険料の寄与は義務付けられない。

(2) 健康家族プログラムに参加する子供の家族で、可算世帯収入が連邦貧困レベルの250パーセントを越え、且つ300パーセント以下の家族には、可算世帯収入が連邦貧困レベルの200パーセントを越え、且つ250パーセント以下の健康家族プログラムに参加している子供の家族に義務付けられる保険料の150パーセントの保険料の寄与が義務付けられる。可算収入が連邦貧困レベルの200から250パーセントの家庭の健康家族プログラムに参加する子供は、家族の可算収入が連邦貧困レベルの250パーセントを越える健康家族プログラムに参加する子供に適用される場合と同じ条件で、同じ保険料の割引が利用できる。

(e) 副項(b)に設定されるものより制限的ではない健康家族プログラム参加条件は、州議会によって本項の採択前又は採択後いつでも設定することができる。州議会がより制限的ではない健康家族プログラム資格基準を採択した場合はいつでも、その変更は本項の資格条件に優先する。本項の内容は、より制限的ではない資格基準が制定された場合、子供のMedi-Cal又は健康家族プログラムへの参加資格を妨げないものとする。本副項の目的のため、条件又は基準は、そのような条件又は基準の下で、さらに多くの個人が医療支援を受ける資格を得ることができ、またそのような医療支援を受ける資格があった個人がその資格を失うようなことがない場合に「より制限的ではない」と見なされる。

12693.991. (a) 危機管理健康保険委員会及び州保健サービス部(以下「管理機関」)は、すべての有資格の子供のために健康家族プログラム及びMedi-Calプログラムの管理をそれぞれ継続する。各管理機関は、Medi-Cal又は健康家族プログラムを求める、これに申請する、或いはこれに参加する子供について、各プログラムの管理をコス

ト効果の高い、調整された、均一のとれた方法で調整する。両方の管理機関は、参加、更新、参加資格、及び援助サービスを調整し、すべての関連機関活動に強制力のある説明義務が課された明確な責任を割り当てる。両方の管理機関の参加が必要とされる職務と責任の遂行は、同意により調整し、共同で行われるものとする。

(b) 管理機関は、健康児童監視及び説明責任委員会と相談し、健康家族プログラム及びMedi-Calプログラムの下で利用できるすべての手当てにつき、合理化された申請、参加、及び維持手続きと機構を設計及び実施する。詳細は2つのプログラムと2つの機関によって処理されるが、子供の立場からは1つのプログラムとして受け止められるようにする。管理機関は、2005年9月30日に設定された資格規則に基づき、健康家族プログラム又はMedi-Calに参加できるすべての子供、及び本章に基づき健康家族プログラムに参加できるすべての子供が確実に健康保険を受けることができるように、最低でも以下を含む戦略を遂行する。

(1) 連邦法に義務付けられている範囲のみで書類の要請と情報確認を行うことにより、家族が子供を保険に入れ、資格がある限りそれを維持するために必要な事務手続きを簡素化する。

(2) 全米給食プログラム、California州女性、乳児、児童のための補足特別栄養プログラム、フードスタンププログラム、及び児童の健康及び障害予防プログラム、又はこれと似たプログラムなどの窓口を通じて「エキスプレス・レーン」又は「ゲートウェイ」参加として知られる参加方法を提供すること、家族の同意、及び健康家族プログラム又はMedi-Calを求める、これに申請する、又はこれに参加するすべての子供に関する第12693.99項の副項(c)の機密性の保護を確実にした上で、これらの他のプログラムに家族から提供された参加情報を活用すること、及び参加の処理に電子ゲートウェイシステムを実装することにより、参加を加速化及び合理化する。

(3) 参加している有資格の子供への手当てが途切れないようにするため、また、更新又はMedi-Calと健康家族プログラム間、又は地方児童健康保険プログラム(以下「地方CHI」)からの移行の際に子供の医療ケアの継続性を確実にするための計画を開発する。計画には、更新用紙、更新及び移行プロセスの簡素化が含まれるものとする。

(4) 現在及び潜在的な受給者、申請者、ヘルスケア提供者、及び保険会社に対する援助サービス及び教育を促進する。

(5) 健康児童監視及び説明義務委員会との調整により、また、第12693.99項の副項(c)に従い機密性を保護した上で、試験的な研究実証プロジェクトを行い、効果的な戦略をテストして特定の努力の影響力に関するデータを収集し、収入が連邦貧困レベルの300パーセントを越える家庭にいる無保険の子供への保険提供を増加し、及び試験的な研究実証プロジェクトの結果に基づきこの人口への保険提供を増加する戦略を州議会に勧めることができるようにする。

(6) 健康児童監視及び説明義務委員会と調整し、地方CHIの参加者の健康家族プログラムへの均一のとれた移行を確実にするプロセスを設計及び実施する。移行は、本章に従い健康家族プログラムに申請し、参加資格があると判定され、且つ本章の制定時及び子供の健康家族プログラムの参加資格が判定された時点の両方で地方CHIに参加していた子供は、その地方CHIが健康家族プログラム参加プランである場合は、自動的に健康家族プログラムに基づき既存の地方CHI保健プランに移行される。正当な理由がある場合、又は子供の次の年次更新時に、子供はプランを変更する、又は既存のプランを継続することができる。本段落の内容は、健康家族プランの参加資格を含め、本章の即時遂行の遅延を意図しないものとする。

(7) Medi-Cal及び健康家族プログラムの下で有資格の子供の健康保険に利用できる連邦見合い基金を最大化し、既存の子供の健康保険プログラムを調整及び統合する戦略を遂行して、すべての有資格の子供のために、救急医療又は妊娠関連のMedi-Cal手当てに利用できる見合い基金など、利用できる連邦及び州見合い基金を最大化する。

(8) 子供の視点から1つのプログラムとしてMedi-Cal及び健康家族プログラムが確実に運営されるように、必要な追加手段を取る。

(c) 本章の実施と管理を指導し、すべての子供に安価な健康保険を提供する最良の方法について管理機関に諮問し、州監査局による子供のMedi-Cal及び健康家族プログラムの財政監査を評価し、且つ健康家族プログラム及びMedi-Calの管理又は運営に関する不十分な慣習又は無駄を特定して期待される節約分をさらに多くの子供に対する健康保険の提供に投入するため、健康児童監視及び説明義務委員会をここに設置する。

(1) 同委員会は、子供の健康、健康保険、健康保険プログラムに関する専門知識を持つ15名の委員で構成され、以下の分野の代表者が含まれるものとする。

(A) 消費者、

(B) 特定の子供人口の代表者を含む消費者擁護者、

(C) 医師及び公立病院を含むヘルスケア提供者、

(D) 地方CHIを含む保健プラン、及び

(E) 事業、労働者組合、及び郡政府機関を含むがこれに限定されないその他の利害関係者。

(2) 州下院議長、州上院臨時議長、及び州知事がそれぞれ5名のコミッショナーを指名し、それぞれが5つの分野の1つから1名のコミッショナーを指名するようにする。

(3) 委員は、報酬なしで委員を勤め、それぞれの責務の遂行にかかった必要な実費について払い戻しを受けるものとする。

(4) 各委員の任期は3年間とし、毎年指定された委員の約三分の一の任期が終了するように任期をずらすものとする。

(5) 委員の職務と責任の遂行について、委員会は以下のすべてを行う。

(A) 最低四半期に一度、適切と思われる一般市民に便利な時期と場所で会議を開く。委員会の会議はすべて一般公開される。

(B) 保護者及び後見人の委員会など、技術的諮問委員会を設置する。

(C) 州知事及び州議会に、子供及びその家族のための健康保険へのアクセス、及び健康保険への参加、維持、利用を改善するために州が取るべき行動について諮問する。

(D) Medi-Cal及び健康家族プログラム効率性を増加し、給付管理に必要な事務手続きを減らし、又、参加を増加する電子ゲートウェイ及びその他の「エキスプレス・レーン」を実施するための戦略を勧める。

(E) 地方CHI、Medi-Cal、及び健康家族プログラム間の子供の移行のための戦略を勧める。

(F) 雇用者が提供する従業員の19歳未満の扶養家族向け健康保険を維持又は増加するため、雇用主に対する任意の戦略を勧める。

(G) 収入が連邦貧困レベルの300パーセントを越す家庭の無保険の子供のための安価な健康保険又は支援オプションを追求する試験的な研究実証プロジェクトの開発において、指針を提供し、試験的な研究プロジェクトの結果に基づき、州議会にこの人口への健康保険の提供を増加するための戦略を勧める。

(H)医療提供者ネットワークの妥当性を研究し、十分な提供者への払い戻し額を確保する戦略を勧めて、伝統的な提供者、及びセーフティネット提供者から幅広い参加を求める。

(I) 明示的に与えられている職務の十分な遂行及び権利の行使を可能にするために必要な、又はこれに便利なその他すべての適切な戦略を採用する。

12693.992. (a) 本章に特定される目的のため、且つ歳入課税法規第30132.5項を条件とし、歳入課税法規の第30132.3項、副項(b)、段落(12)で設置されたCalifornia健康児童副口座から割り当てられる資金は以下のためだけに使用されるものとする。

(1) 第12693.99項の副項(b)に定義される子供のみに対する、健康家族プログラムを通じた子供の健康保険の提供。

(2) 第12693.991項に含まれる政策の実施。

(b) California健康児童副口座から使用、又は送金される資金は補足であって、以下に取って代わるものではない。

(1) 以下が含まれるがこれに限定されない子供の保健サービス、又は医療支援プログラムのための州及び連邦見合い基金を確保するために使用される地方資金:(A)健康家族、(B)全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、及び(C)California州子供及び家族信託基金(衛生安全法規第108部門(第130100項から始まる))又は、郡保健イニシャチブ見合い基金(保険法規第2部門、第6.4部(第12699.50項から始まる))から調達された、又は拡大された資金を除く子供の健康及び身体障害予防プログラム。

(2) 以下が含まれるがこれに限定されない子供の保健サービス、子供の健康、又は医療支援プログラムのための連邦見合い基金を確保するために使用される州資金。

(A) 健康家族プログラム、

(B) 全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、及び

(C) 子供の健康及び身体障害予防プログラム。

(3) 2005年9月30日時点で存在する、以下が含まれるがこれに限られない子供の保健サービス、子供の健康、又は医療支援プログラムのための給付の金額、期間、範囲、及び構造を継続又は維持するための州又は連邦資金。

(A) 健康家族プログラム、

(B) 全般的、又は救急医療、或いは妊娠関連ケアだけであるとに関わりなくMedi-Cal、及び

(C) 子供の健康及び身体障害予防プログラム。

(c) 州は、州が費用の増加を完全に補償するための十分な資金提供を含まない限り、子供の保健サービスの費用の郡負担分を増加できないものとする。

12693.993. (a) 本章の内容は、以下を意図しないものとする。

(1) Medi-Calに基づく既存の資格を低減又は制限すること。

(2) 健康家族プログラム又はMedi-Calのいずれかに基づく、2005年9月30日に設定された既存の資格レベル又は金額、期間、範囲或いは給付の構造を低減又は制限すること。

(3) 健康家族プログラムに参加する子供に新しい権利を設定すること。

(4) 制限的Medi-Cal又は費用負担付きMedi-Calを含むがこれに限定されない、他の子供の健康保険、医療サービス、又は医療支援プログラムへの子供の参加資格を妨げること。

(5) より制限的ではない資格基準が制定された場合、子供の健康家族プログラム又はMedi-Calへの参加資格を妨げること。

(6) 子供の既存する雇用者提供健康保険を低減又は破壊すること。

(7) 州及び郡のMedi-Cal資金提供向け連邦財政見合い基金、地方又は地元資金、民間財団助成金、及び家族の保険料寄与など、Medi-Cal又は健康家族プログラムを通じた子供の健康保険の提供に対する公的な割り当て、又は民間の寄与を制限すること。

(8) 地方CHIへの同時参加資格に基づいて、Medi-Cal又は健康家族プログラムの参加資格を禁じること。

(9) 新しい州の部門又は機関を設置、又はこれを義務付けること。

(b) 州保健サービス部及び危機管理健康保険委員会は、本章の規定に一貫した健康保険の提供に使用する連邦資金の見合い資金として、民間又は公的な非営利団体による慈善資金又はその他の資金の使用を可能にするため、連邦法に基づき利用できるオプションを探索し、活用できるものとする。

第7項。以下の第6条(第1246項から始まる)を衛生安全法規の第2部門、第1章に追加する。

第6条。 地域診療所

1246. (a) 歳入課税法規の第30132.3項の副項(c)、段落(3)で設置された地域診療所無保険副口座内の資金は、本項の目的のみに、州保健サービス部により管理される。部門は、喫煙者の禁煙や、たばこ防止に関する教育努力を支援するための禁煙プログラムに関連するサービスを含め、重要なヘルスケアサービスを無保険者に提供する、有資格の地域診療所法人に資金を割り当てる。資金は、本項の規定に従い部門により割り当てられる。

(b) 部門は、2007年8月1日から始まり毎年、割り当てが行われるその年の7月1日時点の地域診療所無保険副口座の残高の割合を、副項(c)に規定される公式に基づき、且つ副項(d)を条件として、有資格の各非営利診療所法人に割り当てる。

(c) 地域診療所無保険副口座の資金は、有資格の非営利診療所法人にのみ割り当てられるものとする。地域診療所無保険副口座の資金は、無保険患者の総診療数に基づいた割合で、有資格の非営利診療所法人に割り当てられる。

(1) 本項の目的のため、「有資格の非営利診療所法人」とは、以下の条件の両方を満たすものとする。

(A) 法人は、第1204項の副項(a)に従い免許を受けている非営利の無料及び地域診療所、又は連邦政府に認識されているインディアン部族又は部族組織により運営される診療所で、第1206項の副項(c)に従った免許下付から免除されている診療所で構成されるものとする。

(B) 法人は、割り当てが行われる年の、第1216項の下に設定された報告手続きに基づき、全州保健計画及び開発事務所に提出されたデータに基づいて、最低1,000の無保険患者診療数を提供しなければならない。

(2) 無保険患者の総診療数は、第1216項の下に設定された報告手続きに従い、有資格の各非営利診療所法人により全州保健計画及び開発事業部に提出されたデータに基づくものとする。2007年8月1日から始まりその後毎年、割り当ては、割り当てが行われる年の2月15日までに有資格の各非営利診療所法人により全州保健計画及び開発事業部に提出されたデータに基づき、部門により行われる。

(3) 本項の目的のため、段落(4)に規定される場合を除き、無保険患者の診療とは、患者がそれに使える公共又は民間の第三者健康保険を持っていない場合の診療と定義される。無保険患者の診療にはまた、福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部(第16900項から始まる)及び第5部(第17000項から始まる)に従って郡により運営されるプログラムの患者の診療が含まれる。無保険患者の診療は、禁煙及び喫煙予防サービス、及び総合的な初期医療提供者により伝統的に提供される専門分野のケアサービスで構成されるものとする。

(4) 有資格の非営利診療所法人それぞれについて無保険患者の総診療数を判断するために、福祉及び団体法規の第14132項、副項(aa)、段落(1)、及び第24部門(第24000項から始まる)に従い、且つ衛生安全法規の第106部門、第2部、第3章、第6条(第124025項から始まる)に従って運営されるプログラムの患者に関わる診療が0.15回の診療として数えられる場合を除き、無保険患者の診療はそれぞれ1回の診療と数えられるものとする。

(5) 部門は、有資格の非営利診療所法人すべてについて、有資格の非営利診療所法人それぞれの無保険患者の総診療数の割合を算出する。部門はその後、これらの割合を副口座内の利用可能な資金に適用し、有資格の非営利診療所法人それぞれの予備割り当て金額を算出する。最終的な割り当て金額は、段落(6)に従い決定される。

(6) 最終的な割り当て額は、以下のように決定される。

(A) 有資格の非営利診療所法人の予備割り当てが、2万5,000ドル($25,000)以下である場合、その有資格の非営利法人の割り当ては2万5,000ドル($25,000)とする。

(B) 予備割り当て額が2万5,000ドル($25,000)の有資格の非営利診療所法人すべてにつき、部門は段落(c)を条件とし、そのような有資格の非営利診療所法人それぞれの無保険患者の総診療数の割合を算出し、その割合を利用可能な残りの資金に適用して、そのような有資格の各非営利診療法人の最終的な割合額を決定する。

(C) 有資格の非営利診療所法人は、その年に有資格の全非営利診療所法人に配分される総資金額の二パーセント(2%)を越えて、割り当てを受けることはできない。二パーセント(2%)制限の対象となる割り当ては、段落(3)及び(4)の方法を使用して、副段落(B)の下で割り当てを受けている他の有資格の非営利診療所法人に再割り当てされるが、再割り当てにより最終的な割り当て額が二パーセント(2%)制限を上回らないことを条件とする。

(d) 州保健サービス部は、管理にかかった部門の実費に対し、地域診療所無保険副口座から払い戻しを受けるものとする。部門の管理費の払い戻しに使用できる総額は、その会計年度中に副口座に入金された資金の一パーセント(1%)を越えないものとする。

第8項。看護要員教育投資

以下の第128224.5を衛生安全法規に追加する。

128224.5. (a) Californiaヘルスケア要員政策委員会は、歳入課税法規の第30132.3項、副項(c)、段落(6)によって設置される看護要員教育副口座内の資金の計画及び配分を監視する。準学士プログラム(「ADN」)、理学士プログラム(「BSN」)、修士プログラム(「MSN」)、上級開業正看護師プログラム、及びさらに上級の大学院看護教育プログラム(「DNSc/Ph.D.」)を含む、看護学の学士を求める生徒を教育する認定された学校及びプログラムとの州看護契約プログラムを開発し、開業正看護師、高度な臨床技術を持つ看護師、看護師マネージャー、及び看護学校の教員になるための生徒の教育プログラムを設置、拡大、及び向上する。州の最も差し迫った正看護師の必要性を満たす可能性が高い看護学卒業生及び教育者の人数とタイプを増加するプログラムを優先する。

(b) Californiaヘルスケア要員政策委員会は、副項(a)に基づき資金を提供すべき、California州正看護師役員会(「BRN」)により認可された正看護師教育プログラムとCalifornia州大学院看護教育プログラム(MSN、DNSc/Ph.D.)をディレクターに勧める。本項の目的のため、「上級開業正看護師プログラム」とは、麻酔専門看護師、臨床専門看護師、上級看護師、看護助産師、及び保健師を含むがこれに限定されない高度な臨床技術を持った看護師を教育するプログラムを意味する。

以下の第128225.5を衛生安全法規に追加する。

128225.5. ディレクターは、第128224.5項に従い、Californiaヘルスケア要員政策委員会の推薦事項の実施、及び同じ期間中に看護要員教育副口座に入金された金額の一パーセント(1%)を越えない額で、本項の実施にかかったすべての妥当な実際の直接管理費の事務所及び委員会への払い戻しに、割り当てられた資金を使用する。ディレクターは、できる限り妥当な範囲で割り当てられたすべての資金を使用する。割り当てられた資金が使用されなかった場合、又は使用が決定した後で何らかの理由でそれが返金された、又は支出されなかった場合、そのような資金は、歳入課税法規の第30132.3項、副項(c)、段落(6)(A)又は(6)(B)に規定される同じ目的への割り当て及び使用のため、適切に看護要員教育副口座に残す、又は再入金する。

第9項。 救急医療及び外傷病院サービス

以下の第4.5条(第1797.300項から始まる)を衛生安全法規の第2.5部門に追加する。

第4.5章。 病院救急医療サービス

第1条。 救急医療及び外傷病院サービス副口座

1797.300. 病院救急医療サービスの公的必要性を支援するため、部門は、本章の規定によりそのようなサービスに病院が利用できる資金を管理する。

1797.301. (a) 部門は、第1797.302項に従い病院によって提出された情報に基づき、来歴年度に有資格病院それぞれが受けられる資金の割合を算出し、各暦年度の6月15日までに提案される資金の割合を各有資格病院に通知する。

(b) 部門は、第1797.302項に従い、有資格病院により提出された情報を受け取り、その正確性を評価する。部門は、有資格病院がそのような情報を報告するために使用する標準用紙を開発するが、そのような標準用紙を使用せずに報告された有資格病院からの情報も受け付けるものとする。部門は、2008年4月30日までに、病院がそのような情報を電子的に報告することを許可する。

(c) 部門は、第1797.302項の副項(a)に特定される情報を提出する各有資格病院に、毎年4月30日までに行う通信手段を通じて、その病院からの情報を確認し、第1797.302項に従いその病院が提出した情報の正確性、完全性、又は読みやすさに関する明らかな不一致の確認を書面にて通知する。そのような書面による通知が有資格病院に適時に通達されない限り、第1797.302項に従って報告された情報は完全、且つ正確なものと見なされ、副項(f)の監査の対象となる。

(d) 部門から、報告した情報が正確又は正確ではない或いは読解不可能であるという通知を受けた病院は、通知の受領日から30日以内に、部門に正確で完全な読みやすい情報を提出しなければならない。そのような訂正、又は補足情報は、副項(a)に義務付けられる計算のために部門によって使用されるが、副項(f)の監査の対象となる。有資格病院であることを実証するための十分な、読みやすい情報を提供せず、部門が副項(a)に義務付けられる計算を行うことができないようにする病院は、有資格病院と見なされないものとする。

(e) 部門は、全州保健計画及び開発事務所、又は別の州政府機関、或いは民間機関と契約を締結し、本章に規定されている、有資格病院により報告された情報の分析及び病院への資金割り当ての計算について支援を得ることができる。

(f) 病院から受け取った資金が本条に特定される目的に確実に使用されるようにするため、部門は、第1797.304項に従い受け取られた資金の有資格病院による使用、及び本条の下で病院が報告する救急医療部における患者診療数及びその他の情報に関するデータの正確性の監査を以下のように行う。部門は、毎年すべての有資格病院の二十パーセント(20%)を無作為に選び、それらの病院が提出した情報の監査を行う。さらに部門は、どの病院の資金の使用、又はその病院が提出した情報に関しても、現地監査を行うことができる 監査を行った上で、受け取られた資金が不適切に使用された、又は有資格病院により提出された不正確なデータの結果、その有資格病院に過剰な額の資金が割り当てられたことが部門により決定された場合、部門は、その有資格病院に割り当てられた資金の過剰額分、又はその病院により不適切に使用された資金を回収することができる。部門は、有資格病院が受け取り、不適切に使用した資金の二十五パーセント(25%)を越えない罰金、又はそのような金額が有資格病院による重大な過失、又はデータの報告における意図的な不正行為、或いは本条の下で割り当てられた資金の不適切な使用の結果であることが判明した場合は、有資格病院が不適切に使用した、又は受け取った額の二倍を越えない罰金を課すことができる。部門が課す罰金は、副項(g)に従って病院が上訴した場合は、最終裁判権のある裁判所による判決が下されるまで有効となる。いかなる場合も、同じ資金の不正な使用及び受け取りの両方に関して、病院を複数の罰則の対象とすることはできないものとする。

(g)(1) 免許を受けた病院所有者は、いかなる理由であっても、部門による罰金の賦課、又はその病院が有資格病院ではないという部門による判断、或いは、第1797.304項に基づく病院への資金の割り当てが不正確となる結果となった部門による計算上又は印刷ミスの疑

86

いを上訴する権利がある。病院には、有資格病院として再分類される権利はなく、又は本条に基づく資金の割り当ての判断に使用された病院の不正確なデータの最終的な報告にその後修正を加えても、本章の下に受け取った資金の増加を受ける権利はない。

(2) そのような上訴は、行政審判事務所により採用された行政法判事により審理されるものとする。審理は、政府法規の第2編、第3部門、第1部、第5章(第11500項から始まる)に従い行われる。行政法判事による判決は、書面により行われ、事実認定及び法の結論を含み、最終的なものとされ、且つ政府法規の第11523項に規定される上訴の対象となる。行政法判事による判決は、審理終了後60日以内に行われ、提出及び原告に対する送達が行われた時点で発効する。

(3) 本副項(g)に基づく病院の上訴権利は、利用できる可能性のあるその他の法的又は衡平法上の救済を除外するものとして解釈されない。

(h) 部門により集金された罰金又は回収された資金は、第1797.304項に従って有資格病院に割り当てるため、たばこ税基金内の救急医療及び外傷病院サービス副口座に入金される。そのような資金は管理費には使用できず、又、副口座から有資格病院に割り当てるために利用できるその他の資金を補完したり、それに取って代わることはできない。

(i) さらなる上訴の対象とはならない最終的な審判により、病院が間違って有資格病院とされなかったと判断された場合、又は第1797.304項の下に受ける権利のある金額よりも少ない金額を割り当てられたと判断された場合、部門は、第1797.304項に基づく病院への次回資金割り当てから、その病院が受ける権利のある追加額を割り当て、その他すべての有資格病院への割り当てを比例して減らすものとする。

1797.302. (a) 有資格病院としての指定を求める各病院は、本法案の発効日後の最初の2月15日から始め、毎年2月15日までに部門に以下の情報を提出する。

(1) 前暦年度中に病院の救急医療部門において提供された救急医療部門診療数。

(2) 前暦年度中の病院の慈善的ケア費の総額。

(3) 前暦年度中の病院の不良債権費の総額。

(4) 前暦年度中の病院の郡貧困者向けプログラム努力にかかった費用の総額。

(5) 要請があった場合は、州保健サービス部からの病院の営業許可証、又は免許を受けた救急医療部門を運営していることを証明できるそれと同等の書類の写し。

(6) 第1797.303項の副項(a)に義務付けられる救急医療サービス及びトレーニングの提供を約束する宣言。

(b) 提出されるデータには小児科及び内科患者の両方を含めるものとする。データの正確性は、権限を与えられている病院の上級役員が書面にて証明する。部門は、本章の目的のため有資格病院にその他のデータ又は情報の報告を義務付けてはならない。

(c) 単一の関連総合グループ診療向け前払い型ヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けており、本章の下で有資格病院としての資格を求める各病院は、その関連ヘルスケアサービスプランに参加していない患者だけでなく、すべての患者に関して本章により義務付けられる情報を提出する。

1797.303. (a) 有資格病院は、第1797.304項に従い割り当てを受ける毎暦四半期を通して、以下を行うものとする。

(1) 法律の定めるところにより、その能力及び免許の範囲内で、救急医療を必要とする状態にある一般の子供及び成人に救急医療ケア及び治療を提供できる利用可能な救急医療部門を維持する。

(2) 以下のすべてを行う。

(A) 毎年最低でも2つの災害時訓練演習に参加する。

(B) 健康状態及び伝染病の特定、管理、及び報告に関し、また集団外傷発生時のトリアージ手順に関し、病院の職員、看護師、技師、及び管理職員に必要に応じてトレーニング及び情報を提供する。

(C) 州及び地方救急医療サービス機関や公衆衛生当局と協力し、災害の準備及び災害の発生時のための通信手順を設定する。

(D) 非常事態及び災害管理計画を設定及び維持する。本計画には、テロリストの攻撃やその他の災害の被災者を介護するための応答準備を含むものとする。計画は、公衆が閲覧できるように病院により公開される。

(b) 州の方針は、地域計画の開発に協力し、すべての患者が救急医療サービスを最大限に利用できるようにし、且つ、そのために救急医療サービスを無保険患者、及び低所得で十分な保険を持たない患者に提供する責任を平等に分担することを病院に奨励することである。

(1) 本章の下で資金を受ける基本的又は総合的な免許を受けた救急医療部門を持つ各病院は、救急医療サービスを無保険患者、及び低所得で十分な保険を持たない患者に提供する責任を平等に分担するため、地域又はその他の地方計画に開発に参加できる。そのような計画は、病院協会の主催、又はその他の法人の手配を通じて開発できるものとし、認可と実施の継続的な監視を受けるため、郡又はその他地元救急医療サービス当局に提出される。

(2) 本章の下で資金を受ける各病院は、1つ以上の他の病院と協力して、専門医療サービスの提供を最大限化する計画を開発できる。そのような計画には、特定の医療分野サービスの提供の調整、特定の医療分野サービスの提供の交代、及び救急医療サービスの当直を担当した専門医師へのサービス料金の支払いに関する共同プログラムなどの項目を含めることができる。そのような計画は、認可と実施の継続的な監視を受けるため、郡又はその他の救急医療サービス当局に提出し、その認可を受けるものとする。

(3) 病院が本項に説明される救急医療サービスを提供するための計画の開発及び実施に向け共同作業を行う限りにおいて、そのような病院は、事業及び職業法規の第7部門、第2部、第2章(第16700項から始まる)の規定を含むがこれに限定されない貿易の制限の組み合わせを禁じる連邦又は州の独占禁止法、又はその他の反競争法に基づく法的責任を負わないものとする。

(c) 本章の下で有資格病院が受け取った資金は、連邦法に一致する限りにおいて、社会保障制度法の第1923(g)項、及び支払い調整の制限が組み込まれた州法の規定に説明される、そのような支払い調整の制限を目的とした補償されない費用の判断に使用してはならない。

1797.304. (a) 救急医療及び外傷病院サービス副口座に入金された資金は、すべての利子とそれに対して得られた投資収入と共に、会計年度に関わらず継続的に割り当てられ、州保健サービス部により管理されるものとする。部門は、その資金を本条の規定に従い有資格病院だけに割り当てる。

(b) 本章の発効日後の6月30日から始まり四半期毎に、部門は以下の場合を除き、第1797.301項に従い部門の判断により、各有資格病院にその病院の資金割合に等しい病院副口座の残高の割合を割り当てる。

(1) 同じ関連総合グループ診療向け前払い型ヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けているすべての病院に割り当てられる年間総額は、どの暦年度においても4,000万ドル($40,000,000.00)を越えないものとし、部門は、そのようなすべての病院への割り当て総額をどの暦年度においても最大4,000万ドル($40,000,000.00)に収めるように、必要に応じて、及び必要な限りにおいて、そのような各病院への四半期割り当て額を比例して減らものとする。最大年間割り当て総額は、部門により、1,000万ドル($10,000,000.00)を越えない単位で各暦年度の最初の3四半期の配分それぞれに適用されるが、本副項に規定される最大年間配分総額の制限の特定部分を病院へのその他の四半期配分に適用することはできない。

(2) 上記の段落(1)に規定される同じ関連総合グループ診療向け前払い型ヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けているすべての病院への4,000万ドル($40,000,000.00)という最大年間割り当て総額は、2009年1月1日から始め、四半期毎の制限の変化と共に、その前暦年度に病院副口座に入金された総額の2007暦年度に病院副口座に入金された総額に対する増加又は減少割合で、毎年上方又は下方調整される。そのような病院への最大年間割り当て総額の上方又は下方調整は、その時点の現暦年度にのみ適用されるものとする。

(3) 上記の段落(2)に規定される同じ関連総合グループ診療向け前払い型ヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けているすべての病院への最大年間割り当て総額の調整を行った後、部門は、2007暦年度に同じ関連総合グループ診療向け前払い型ヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けたすべての病院の総資金割合を、最も最近の暦年度の同じヘルスケアサービスプランに関連するすべての病院の総資金割合に比較し、その総資金割合の増減割合に等しい割合係数で、その最大年間割り当て総額をさらに上下調整する。

(4) 上記の段落(1)から(3)に規定される資金の割り当ての調整を行った後、部門は、病院副口座に残っている資金を同じ関連総合グループ診療向け前払いヘルスケアサービスプランから収入の優位性を受けていない病院に、それぞれの資金割合に基づき比例して割り当てるものとする。

(c) 副項(b)の各割り当ての前に、本章の規定を管理するためにかかった部門の実費(政府法規の第11527項の料金の変更の結果生まれた部門の費用を含む)を病院副口座から払い戻す。本副項の下ですべての管理費のために引き出された資金総額は、前四半期中に病院副口座に入金された総額(第1797.301項の副項(h)に基づき徴収された罰金は含まない)の一パーセントの半分(0.5%)を越えないものとする。

(d) 有資格病院は、救急医療サービス提供の払い戻しがされていない費用、及び救急医療サービス、施設、又は器機の改善又は拡大のための支払いなどの方法で、救急医療サービスをさらに提供するためだけに、本項の下に受け取った資金を使用する。そのような資金は、その病院の救急医療サービス提供の払い戻しがされていない費用以上の支払いには使用できず、また救急医療サービスの提供に支払いを受け、そのような支払いを全額支払として受け入れることに同意した病院への救急医療サービス提供の支払いには、そのような資金は使用できないものとする。資金は、病院の救急医療部門に常勤する職員である場合を除き、病院の管理エグゼクティブへの補償に使用することはできない。資金は、病院の救急医療部門施設又は重症管理質の改善に直接関係のない器機又は設備改良には使用できない。公共団体により所有されている有資格病院は、本章の下で受け取った資金をMedi-Calプログラム、又は救急医療サービスの提供を含み、病院や医師による補償されない救急医療サービスの提供負担を減らすようなその他の連邦又は州ヘルスプログラムに基づく見合い基金の確保に使用することができる。

(e)(1) 病院は、本条に基づき受け取った資金を、医師がMedicare又はMedi-Calプログラムに参加する患者へのサービスの提供に受け取る支払いを補足するために使用することはできない。ただし、そのような資金は、以下の副段落(2)の規定に従い、Medicare又はMedi-Calプログラムに参加する患者を含めすべての患者のための救急医療サービスの当直を行う医師への支払いには使用できる。そのような当直サービスに対する医師への支払いは、医療サービスに対する支払いとは見なされない。

(2) 病院は、その病院の理事役員会が以下の事実を認定した場合のみ、その単独裁量により、本章の下に受け取った資金を、救急医療サービスの当直に対する公正で妥当な医師への補償の提供に利用することができる。

(A) 支払いの金額、又は率は、救急医療部門を通じて病院に来る患者、又は病院にいる間当直医師のサービスを必要とする緊急状態にある患者を介護するために、病院が医療サービスの提供を維持する上で妥当且つ必要なものである、及び

(B) 医師への補償の方法及び金額は適用法に準拠している。

(3) 病院の理事役員会は、その単独裁量により、1名以上の医師の救急医療サービスの当直の補償契約を締結する前に、提案されている契約の下で医師の補償に提案されている支払い金額又は率がその状況下で公正且つ妥当であるかどうかについて、病院業界の専門知識を持つ独立財政分析者の意見を得ることができる。病院の理事役員会がそのような意見を求めることを選択した場合、同委員会は書面にて部門に通知し、部門は、病院の書面による要請を受け取ってから10日以内に、そのような意見を提供し、それを立証、維持する資格のある独立財政分析者リストから3名の独立財政分析者(個人又は企業でもよい)の氏名を病院に提供する。病院は、部門から受け取った独立財政分析者のリストを病院の医療職員から成る実行委員会に提供し、その医療職員実行委員会は、15日以内にそのリストを検討し、書面にて病院の理事役員会に通知することにより、独立財政分析者の1名の理由不要の忌避を行う。病院の理事役員会は、独立財政分析者の1名の理由不要の忌避を行うことができる。3名の独立財政分析者のうち2名が理由不要の忌避の対象となった場合、病院の理事役員会は、残りの1名の独立財政分析者だけを保持できる。1名以上の独立財政分析者が理由不要の忌避の対象とならなかった場合、病院はその旨を部門に通知し、部門は、くじ引きにより残った独立財政分析者から1名を選択する。その場合、病院の理事役員会と医療職員実行委員会が、部門により病院に提供された3名の財政分析者リストの独立財政分析者のもう1名の保持に同意しない限り、病院はくじ引きにより選ばれた独立財政分析者だけを保持できる。選ばれた独立財政分析者は、提案されている支払い金額又は率がその状況下で公正、且つ妥当であるかどうかについて、病院の理事役員会への書面による意見を提供し、病院に妥当な料金を課すことができる。そのような独立財政分析者が、提案されている支払い額又は率が公正、且つ妥当ではないといった見解を述べた場合、要請があれば、独立財政分析者は、病院が様々なタイプの医師の当直サービスに支払うべき、その状況下で公正、且つ妥当な支払い金額範囲を説明することができる。病院は、医師が提供した救急医療サービスの当直に、そのような独立財政分析社の意見による公正、且つ妥当な金額又は料金より高い金額又は料金を支払うことはできず、又、病院は、公正、且つ妥当とされる医師への最も高いオファーよりも低い金額を支払うことはできない。

(4) 病院は、書面による契約を通じてのみ、救急医療サービスの当直を担当した医師に補償することができる。

(5) 本副項の条件は、本条の下で有資格病院が受け取った資金の使用だけに関連するものであり、医師による救急医療サービスの当直に対し病院が支払うその他の資金の使用には適用されない。

(f) 本章の内容は、病院がその単独裁量により、事業及び職業法規の第2部門、第5章(第2000項から始まる)、医業法令に一貫した方法で、病院が救急医療部門の救急医療サービスを提供する医師に妥当な補償を提供することを妨げるものとしては解釈されない。

(g) 病院の理事役員会は、病院の医療職員と相談した上、法律の定めるところにより、患者の救急医療サービスの必要性を満たすために、その能力の範囲内で適切な医療サービスを確実に提供するものとする。

1797.305. 本章に使用される用語には、以下の定義が適用される。

(a)「不良債権費」とは、本法令の発効日の時点でそのような金額を予測するために一般的に受け入れられている方法を使い、患者の支払い不本意に基づき、貸し倒れとして有資格病院により一暦年度中に計上された未集金及び不渡り手形の総額に、有資格病院の料金の費用比率を掛けた金額を意味する。

(b)「郡貧困者向けプログラム努力にかかった費用」とは、郡との取り決めにより貧困患者にサービスを提供する郡立病院又は非群立病院であるとに関わらず、郡に責任のある貧困患者に提供され、有

資格病院が設立した料金に基づいてドルで表した一暦年度中のケア費金額に、有資格病院の料金の費用比率を掛けた金額を意味する。

(c)「慈善的ケア」とは、病院によって患者に提供されたケアのうち第三者支払い機関に責任がなく、患者が支払うことができず、且つ病院が支払いを期待できない部分を意味する。

(d)「慈善的ケア費」とは、第三者支払い機関に責任がなく、患者が支払うことができない、患者に提供されたケアの部分について、本条の発効日時点でそのような金額の判断に一般的に受け入れられている方法を使って、1暦年度中に有資格病院によって実際に償却された金額を意味する。

(e)「慈善的ケア規定」とは、病院によって提供される慈善的ケアサービスに関してその資格基準を確立するために病院が採択した規定を意味する。

(f)「料金の費用比率」とは、最も最近の報告期間の有資格病院の運営費用からその他の運営収入を差し引き、それを同期間の総患者収入で割ることによって算出される比率を意味する。

(g)「運営費用」とは、病院による患者ケアの提供にかかった総費用を意味する。運営費用には(これに制限されない)給与及び賃金、従業員手当て、専門家鑑定料、補給品、購入されたサービス、減価償却費、リース、利子、及びその他の費用が含まれる。

(h)「その他の運営収入」とは、患者やその他への非患者ケアサービスの提供から、ヘルスケア運営によって生まれた収入を意味する。

(i)「総患者収入」とは、患者ケアサービスの提供に設定された病院の正規料金で得られた総料金を意味し、病院ベースの専門医師サービスに関連する料金を含む。

(j)「有資格病院」又は「病院」とは、救急医療部門又は福祉及び団体法規の第10727項に定義される子供病院のいずれかを運営する郡、市、病院区、又はCalifornia大学評議会(California州の部門又は連邦政府に免許を与えている病院は含まない)を含むがこれに限定されない、衛生安全法規の第1250項、副項(a)に基づいて公共又は民間団体或いは個人に免許が与えられている病院を意味する。

(k)「救急医療部門診療」又は「救急医療部門訪問」とは、患者と、救急医療部門においてその患者の評価と治療に主な責任を持ち、その患者のケアにおいて独立した判断を行う医療提供者との間の対面の接触を意味する。救急医療部門診療又は訪問は、患者が入院患者として入院した、又は外来患者として治療を受け、帰宅したかどうかに関わらず、救急医療部門のそれぞれの患者毎に数えられる。救急医療部門診療又は訪問には、患者がトリアージのみを受けた場合は数えられないものとする。

(l)「救急医療サービス」又は「病院救急医療サービス」とは、病院の救急医療部門で患者に提供されたすべてのサービス、及び病院内のどの部門又はユニットであっても緊急を要する病状の治療に関連して提供されたその他のすべての患者サービスを意味し、これには、患者を安定させ、他の医療施設に移転させるまで、又は退院できるまで、人命の喪失、重度の傷害、又は激しい痛みを防ぐために必要とされる処置が含まれるが、これに限定されないものとする。

(m)「事業部」とは、全州保健計画及び開発事業部を意味する。

(n)「部門」とは、州保健サービス部を意味する。

(o)「資金比率」とは、(1)有資格病院の病院救急医療ケア比率(以下の副項(p)に定義される)に.50を掛け、これを(2)その病院の努力比率(以下の副項(p)に定義される)に加算し、これに.50を掛けた合計を意味し、この合計は百分率で表現される。

(p)「病院副口座」又は「救急医療及び外傷病院サービス副口座」とは、歳入課税法規の第30132.3項、副項(c)、段落(7)に従い設置される、たばこ税基金の救急医療及び外傷病院サービス副口座を意味する。

(q)「たばこ税基金」とは、歳入課税法規の第30132項にに従い設置される2006年度たばこ税信託資金を意味する。

(r)「努力比率」とは、有資格病院の慈善的ケア費の総額に、その病院の不良債権費総額、その病院の郡貧困者プログラム努力にかかった費用を加算した合計額を、その同じ暦年度にすべての有資格病院によって部門に提出された最終用紙に報告されている慈善的ケア費の総額、不良債権費総額、予備郡貧困者プログラム努力にかかった費用の総額の合計に比較して百分率で示したものを意味する。

(s)「病院救急医療ケア比率」とは、部門への最終用紙にデータが報告されている、最も最近の暦年度の有資格病院の救急医療部門診療の総数を、同じ暦年度にすべての有資格病院により最終用紙に報告されたすべての救急医療部門診療数に比較して百分率で示したものを意味する。救急医療部門を運営しておらず、以下のような病院との取り決めの下、21歳未満の患者に救急治療を提供している子供病院の場合は以下が適用される。(1)子供病院の1,000ヤード以内にある病院、及び(2)(A)子供病院と共有又は共に管理されている病院、或いは(B)21歳未満の患者に救急医療サービスを提供する契約を子供病院と締結している病院の場合、救急医療部門診療数は救急医療部門を運営している病院ではなく、そのような患者に救急医療サービスを提供している子供病院が受けるものとする。

(t)「救急医療サービス提供の払い戻しされていない費用」とは、救急医療サービスを提供した病院の費用差額を意味し、そのようなサービスの提供に課される総患者料金に料金の費用比率を掛けて得られる金額と、病院が支払いを全額支払として受け入れることに同意しない場合の病院が実際に受け取るそのようなサービス提供の金額によって決定される。

(u)「医師」とは、事業及び職業法規の第2部門、第5章(第2000項から始まる)、医業法令の下で免許を与えられている医師及び外科医を意味する。

1797.306.　本章の下で資金を受ける病院は、その資金のすべての用途に関する書面による記録を維持し、この記録は要請があれば部門が利用できなければならず、又、一般から書面による要請があればその検査に提供されなければならない。病院は、本章の下で受けた資金のうち、その受け取りから一年以内に特定の目的に使用しなかった資金、又は設備改良の場合は、受け取りから2年以内に特定の目的に理事役員会により使用が決定されなかた資金を部門に返還する。部門に返還された資金は、第1797.304項に従って有資格病院に割り当てるため、2006年度たばこ税基金内の救急医療及び外傷病院サービス副口座に入金される。

1797.307.　部門は、政府法規の第2編、第3部門、第1部、第3.5章(第11340項から始まる)に規定される管理手続き法令の規定に従い、本条の規定を実施、解釈、及び特定するための規制を公布及び採択できる。部門には、準立法的規則を公布したり、本章の規定に一致しない規則、方針、基準、手引書、命令、標準、政策、又は解釈を採択する権限はない。本項は、政府法規の第11340.5項に違反する規制(政府法規の第11342.600項により定義される)の採択を部門に許可するものと解釈されないものとする。

1797.308.　病院は、特定の低所得患者への金融支援に関し、第2条(第1797.309項から始まる)の規定に従わないない限り、本章に基づく資金を受け取ってはならない。

第2条.　病院の慈善的ケア及び金融支援規定

1797.309.　本条の目的のため、以下の定義が適用される。

(a)「割り当て」とは、本章の第1条(第1797.300項から始まる)の下で病院が受け取る資金の割り当てを意味する。

(b)「割引支払い」とは、非保険患者、又は十分な保険を持たない患者で、且つ病院の割引支払い規定の下で資格がない患者に対して病院により提供されたサービスの全額料金に、割引を適用した後の支払い額を意味する。

(c)「割引支払い規定」とは、割引支払いでサービスを受けるための資格基準を設定するために病院により採択された規定を意味する。

(d)「連邦貧困レベル」とは、California州に適用される、世帯人数に基づき様々なプログラムへの経済的な参加資格を判断するため

連邦保健福祉省により採択された最も最近の貧困ガイドラインを意味する。

(e)「病院」とは、第1797.305条の副項(j)に定義される「有資格病院」を意味する。

1797.309.5.　各病院は、割り当てを受ける各暦年度を通して、本条の規定に従うものとする。本条の条件は、割り当てを受ける病院だけに適用されるものであり、その他の州プログラムの免許下付又は参加の条件としてすべての救急処置病院に適用される州議会による慈善的ケア又は割引支払い規定の制定能力を制限するものとは解釈されないものとする。

1797.310.　(a) 各病院は、理解可能な書面による無保険又は十分な保険を持たない低所得患者向けの慈善的ケア規定と割引支払い規定を維持する。

(b) 各病院の慈善的ケア規定及び割引支払い規定には、患者、又は連邦貧困レベルの適用に一致する患者の家族の収入及び金銭的な資産に基づく資格基準が明瞭に述べられるものとする。そのような資格の判断にあたり、病院は、患者又は患者の家族の収入及び金銭的な資産を考慮する。そのような判断の目的のため、金銭的資産には、内国歳入法規の下で資格のある退職又は据え置き補償プラン、又は資格のない据え置き補償プランは含まれないものとする。さらに、患者、又は患者の家族の金銭的資産の最初の1万ドル($10,000)は、資格の判断に数えられないものとし、又最初の1万ドルを越す資産の五十パーセント(50%)は資格の判断には数えられないものとする。規定にはまた、患者が慈善的ケア又は割引支払いを受ける資格があるかどうかの判断に病院が使用するプロセスが述べられるものとする。

(c) 連邦貧困レベルの三百五十パーセント(350%)未満の患者には、各病院の慈善的ケア規定、又は割引支払い規定の下、参加申請資格が与えられる。ただし、第124840項に定義される地方病院は、経済的、且つ運営上の完全性の維持の必要に応じて、金融支援及び慈善的ケアの資格レベルを連邦貧困レベルの三百五十パーセント(350%)未満に設定できる。

(d) 規制により禁止されていない場合、各病院は、割引支払い規定の下で連邦貧困レベルの三百五十パーセント(350%)未満の患者に提供されたサービスに対する期待される支払いを、そのようなサービスに対し病院がMedicareから受ける支払い、又は病院が参加する政府出資の医療給付保健プログラムから受ける支払いのどちらか高い金額に制限することができる。病院が、Medicare、又は政府出資の医療給付保健プログラムによる支払いが確立されていないサービスを提供する場合、病院は適切な割引支払いを設定する。

(e) 病院は、すべての金融支援規定が一貫して適用されるように最善の努力を行う。

(f) 慈善的ケア又は割引支払いを求める患者、又は患者の法定代理人は、病院の慈善的ケア規定、割引支払い規定、又は政府出資プログラムの資格に関する患者の状態に関して病院が判断を下すために妥当且つ必要な医療給付保険、財政状態、及びその他に関する情報を病院に提供する。収入を証明する目的のため、患者又は患者の法定代理人は、患者又は患者の家族の収入の証明を提供しなければならない。金銭的な資産に関する妥当且つ必要な情報には、すべての金銭的な資産の口座番号が含まれるが、内国歳入法規の下で資格のある退職又は据え置き補償プラン、又は資格のない据え置き補償プランの明細書は含まれないものとする。病院は、金銭的な資産を保持又は維持する金融又は商業機関、又はその他の組織から、その資産の価値を証明するための口座情報の入手を病院に認可するため、患者又は患者の家族からの権利放棄又は情報公開を義務付けることができる。

(g) 慈善的ケア及び割引支払いを受ける資格は、病院が、該当する規定に基づく患者の資格の判断に必要なすべての情報を受領していればいつでも判断できるものとする。

(h) 金融的な支援を受ける患者の資格の判断において、患者が政府出資のプログラムの資格がある場合は、病院はその資格の判断において患者を支援する。

1797.311.　(a) 各病院は、割引支払い規定及び慈善的ケア規定が利用できることについての通知を掲示する。これらの通知は、入院受付及び入院登録、会計事務所、救急医療部門、及びその他の外来関連箇所を含むがこれに制限されない病院中のよく見える場所に掲示する。

(b) 掲示された金融支援に関する通知には、慈善的ケア又は割引支払いの申請方法に関する簡単な説明を含めるものとする。それぞれの通知には、患者又は家族が詳細を入手できる連絡先電話番号を含める。

(c) 病院は、病院の割引支払い規定に関し、適切な職員を訓練する。訓練は、病院の請求書について患者に直接接触するすべての職員に提供されるものとする。

(d) 各病院は、慈善的ケア及び割引支払い規定を、低所得者患者を支援する適切な地域保健福祉サービス機関やその他の組織が利用できるようにする。

1797.312.　(a) 各病院は、いつ、誰の権限の下で患者の負債が集金代行業者に提出されるかについて、書面にて規定を定め、また患者の口座が公正、且つ一貫して処理されるように最善の努力を行う。

(b) 各病院は、負債の集金に関する基準及び慣習を定義する規定を書面にて定め、病院の受取勘定を集金する機関から、その機関が病院の基準及び慣習の意図を遵守するとした書面による同意書を入手する。病院が慈善的ケア規定又は割引支払い規定の下、資格のある患者から回収を求めることができる負債金額の判断において、病院は、第1797.310項の副項(b)により制限される収入及び金銭的な資産だけを考慮する。

(c) 請求書作成時には、各病院は、慈善的ケア及び割引支払いの資格に関して病院により採択された規定に定義される通り、すべての低所得及び無保険患者に対し、その病院で治療を受ける他のすべての患者に提供されるサービス及び料金に関する同じ情報を提供する。

(d) 請求書を発送する際、各病院は以下を同封する。(1)　政府出資のプログラム又は病院から金融支援を受ける資格のある可能性のある特定の低所得条件を示す明細書、及び(2)患者が病院の患者向け金融支援規定、及びそのような支援への申請方法について情報を入手するための、連絡先病院従業員、又は事務所の氏名と電話番号を患者に提供する明細書。

(e) 政府出資の保険、又は病院独自の慈善的ケア又は割引支払い規定に基づく資格への申請を完了し、その決定を待っている患者については、病院は、最初の請求書作成時から120日前、及びまず1回以上の請求額の集金を試みない限り、或いは、完了された申請が政府関連機関又は病院により処理中の間は、それを承知の上で患者の請求書を取立代理業者に送ることはできない。

(f) 患者が病院の慈善的ケア又は割引支払い規定の下、資格があると判定され、妥当な支払い計画の交渉、又は定期的に妥当な金額の部分的支払いによって病院へ未支払い請求額の支払いを誠実に行っている場合、病院は患者の信用に悪影響を与えることを承知で、未支払いの請求書を取立代理業者に送ることはできない。

(g) 病院又は病院を代表する取立代理業者は、病院の慈善的ケア又は割引支払い規定の下で資格のある患者との接触において、未支払いの病院請求額の集金手段として、賃金を差し押さえたり、主な住居を抵当に入れることはできない。この条件は、第三者債務調停、又は不法行為者、或いはその他の法律上責任のある当事者からの払い戻しを病院が追求することを妨げるものではない。

(h) 病院の慈善ケア又は割引支払い規定、又は無保険又は十分な保険を持たない低所得患者による支払い期限が過ぎた未支払い請求額の支払いを支援するため病院により採択されたその他の規定の下、資格のある患者の支援に病院により提供される延長支払い計画は、無利息とする。

1797.313.　(a) その他の法律の規定に関わらず、病院の割引支

払い又は慈善的ケア規定の下で、減額された又は延期された料金の結果としてサービスのために当事者によって支払われる金額は、一律の公表された主な又は慣例的な料金、一般大衆への通常の手数料、又は同じような状況下にある非Medi-Cal購入者への料金とは見なされず、又、連邦Medicareプログラム、Medi-Calプログラム、又はその他の連邦又は州出資のヘルスケアプログラムの下での支払い制限を目的として、病院の非Medicare又はMedi-cal平均料金の計算に使用されないものとする。

(b) 本条の内容は、病院が設定された料金表又は公表されている料金から均一に料金を課すことを禁止するものとしては解釈されず、またMedi-Cal、Medicare、労災補償、又はその他の連邦、州、又は地方医療給付公共プログラムの下での病院の料金又は使用料に基づいた支払い制限、臨時支払い額、又はその他の支払いの算出の適用を目的とした病院の設定された料金表又は公表されている料金の認識を妨げるものでない。

(c) 本条の条件のために、病院によって設定された料金表又は公表された料金がサービスに対する病院の慣習的な又は主な料金ではないという連邦政府の判断につながった場合は、問題とされる条件は効力がなくなる。部門は、問題とされる条件の修正に関し、連邦の指導を求めるものとする。本条のその他すべての条件は有効となる。

第10項。　既存資金の保持

以下の第16950.2項を福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部、第5章、第3条に追加する。

16950.2. (a) 2005年制定法の第80章、第39.1項に従い配分、及び割り当てられた金額に等しい金額である2,480万3,000ドル($24,803,000)は、以下のように、巻きたばこ及びたばこ付加税基金(歳入課税法規の第30122項から始まる)内の口座から副項(b)に従い送金及び割り当てられる。

(1) 病院サービス口座から2,022万7,000ドル($20,227,000)。

(2) 医師サービス口座から457万6,000ドル($4,576,000)。

(b) 副項(a)に特定される資金は、以下のように比例して割り当てられる。

(1) 2,232万4,000ドル($22,324,000)は、福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部、第5章(第16940項から始まる)、California貧困者向けヘルスケアプログラム(CHIP)を通じた配分のため管理され、割り当てられる。

(2) 247万9,000ドル($2,479,000)は、福祉及び団体法規の第9部門、第4.7部、第4章(第16930項から始まる)、地方保健サービスプログラムを通じた配分のため管理され、割り当てられる。

(c) この送金は、本法令の採択後、第1会計年度の6月30日、及びその後毎会計年度の6月30日に行われる。資金の送金は、各口座に関して述べられている目的のため、会計年度に関係なく継続して割り当てられるものとする。

(d)(1) 巻きたばこ及びたばこ付加税資金内の医師サービス口座及び病院サービス口座から本項に従い割り当てられた資金は、福祉及び団体法規の第16953項に定義される、基本的、総合的、又は待ち受け救急サービスを提供する全般的な救急措置病院における、補償のない救急サービスの提供による損失に対する医師への払い戻しだけに使用される。資金は、福祉及び団体法規の第16851項及び第16952項に従い設置される郡の救急医療サービス基金内の医師サービス口座に送金され、提出された請求書、又は請求のその後の照合に基づいて、救急医療サービスを患者に直接提供した医師に支払われるものとする。支払いは、福祉及び団体法規の第16951項及び第16959号の規定に従い行われ、また特定の医師や医師グループを優先することなく、公平に行われるものとする。

(2) 郡に救急医療医師と救急医療部門の当直バックアップ医師の両方を含むEMS基金諮問委員会があり、且つその委員会が満場一致で認可する場合、EMS基金の管理者は、無保険外傷患者に提供されたサービスに対する払い戻しのための特別料金表と請求提出基準を作成することができるが、郡のEMS基金に割り当てられたたばこ税収入の十五パーセント(15%)以下を本特別料金表を通じて配分すること、外傷サービスを提供したすべての医師に、本特別料金表に基づき払い戻しの請求を提出する権利が与えられること、及び、医師の請求の払い戻しは本特別料金表に基づき損失の五十パーセント(50%)を越えないことが条件となる。

第11項。　修正

(a) ここに規定される場合を除き、本条はCalifornia憲法の第II条、第10(c)項に従い選挙人によってのみ修正できるものとする。

(b) 副項(a)に関わらず、州議会は、本条の第8項及び第9項を修正し、各議会において記録に記入された氏名点呼投票により、議員の五分の四の同意により通過された法律によって、その目的をさらに達成することができる。

(c) 副項(a)及び(b)に関わらず、州議会は衛生安全法規の第2条(第1797.309項から始まる)、第4.5章、第2.5部門を修正して、各議会において記録に記入された氏名点呼投票により、議員の三分の二の同意により通過された法律によって、その目的をさらに達成することができる

(d) 副項(a)、(b)、及び(c)に関わらず、州議会は、本条の第6項及び第7項を修正し、各議会において記録に記入された氏名点呼投票により、議員の大多数賛成により通過された法律によって、その目的をさらに達成することができるが、例外として、州議会は本条の第6項、又は本条の第7項によって衛生安全法規の第1246項の副項(a)と副項(c)の段落(1)に追加された保険法規の第12693.992項の副項(b)は修正できないものとする。

第12項。　参照法令

特に述べられていない限り、本法令内で言及されている既存制定法はすべて、2005年12月31日時点に存在する制定法である。

第13項。　可分性

本法令の規定のいずれか、又はその部分が、何らかの理由で無効又は違憲であるとされた場合、残りの規定はこれに影響されず、その効力を維持し、有効とされ、この目的のため本法令の規定は可分可能とする。

第14項。　対立する法案

(a) 本法案は総合的なものと意図されている。本法案と同じ題目に関する別の州民発案法案が同じ全州的な選挙で投票にかけられた場合、他の法案の規定が本法案に対立すると見なされることが州民の意図である。本法案がさらに多くの賛成票を得た場合、本法案の規定全体が優先されるものとし、他の法案のすべての規定は無効となる。

(b) 本法案が有権者により承認されたが、法律によって同じ選挙で有権者により承認された他の対立する投票法案が優先され、後日その対立する投票法案が無効とされた場合、本法案は自己施行し、法律の完全な効力を持つものとする。

第15項。　州憲法との適合

以下の第14項がCalifornia憲法の第XIIIB条に追加される。

第14項。 (a) 各政府機関の「制限の対象となる割り当て」には、2006年度たばこ税法令からの収入の割り当ては含まれないものとする。政府機関の割り当て制限の調整は、2006年度たばこ税信託基金に入金される、又はこれから割り当てられる収入の結果としては、第3項に従い義務付けられないものとする。

(b) 2006年度たばこ税法令により制定される税金、及びそれから得られる収入は、第XVI条の第8項の目的のための一般財源資金と見なされないものとする。

(c) 2006年度たばこ税信託資金、又はその中の口座又は副口座内の資金の配分は、本憲法のその他の条項に関わらず2006年度たばこ税法令に従い行われるものとする。

提案87

この州民発案による法案をCalifornia憲法第II条第8項に従い、California州民に提出する。

この州民による発案はCalifornia憲法に条項を追加し、公的資源法規を修正、撤回し、条項を追加し、また、歳入課税法規に条項を追加する。従って、削除が提案されている現行の条項には~~消し線~~を引き、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案された法律

清浄代替エネルギー法令

第1項。表題

この法案を「清浄代替エネルギー法令」と命名するものとする。

第2項。確認及び宣言

California州民は下記の事項を確認し宣言する。

A. California州民は深刻なエネルギー危機に直面している。2005年に石油価格はほぼ倍増し、地域によりガソリンはガロン当たり$3に上昇し、一般消費者にかなりの財政上の圧迫を与たえ、その一方、大手石油会社らは記録的な収益を報告した。

B. エネルギー供給が縮小する一方、エネルギー需要が急速に上昇し、また、益々外国産石油に依存し続けている。

C. 化石燃料への著しい依存は経済、環境、社会に負担を掛けている。ジーゼルバスやトラックのような汚染性のひどい車両は、肺疾患や喘息持ちの私達の家族と子供たちの健康を脅かしている大気汚染を起こす。これらの車は、清浄代替燃料車で置き換えられるし、またそうすべきである。

D. Californiaはその油田で生産された石油に相応の使用料を課さない全国で唯一の大手石油産出州である。Californiaの石油生産者は、Californiaの消費者及び納税者の犠牲において、望外の利益を得ている。

E. Californiaの大手石油会社らの余剰収益に対して払う査定は、消費者の価格を上げないでこれらの収益の一部を取り戻すのによいことが証明済みのやりかたである。Californiaは石油生産者に相応の査定を課さないアメリカの5大石油生産州のうちの唯一の州である。これらの査定は大手石油生産会社が消費者にガソリンスタンドでのガソリン価格を上げるという形で「転嫁」できないことが分かっているが、それは、石油価格は、地域や地方のコストや査定に関係なく、世界市場で決められているからである。

F. ガソリンスタンドでのガソリン価格を値上げして査定代金を転嫁しようと試みても、消費者を大手石油会社らの如何なる暴利行為からも保護すべきである。

G. Californiaの石油会社の余剰収益に課した査定収益は、Californiaに於ける石油の消費を削減し、清浄代替燃料、清浄代替燃料車、再生可能エネルギー技術の開発及び使用を促進し、省エネの改善に使用すべきである。

H. 大幅に改善された省エネを伴う、清浄で環境によいエネルギー経済は、重要で産業に前向きな目標である。化石燃料埋蔵量に限りがあり、エネルギーに対する世界的な需要が増加しいることを考えると、唯一の問題は、我々の経済をもっと省エネに向け、再生可能なエネルギーに転換し、より少ないエネルギーからもっと仕事を達成しようかどうかでなく、何時これを実施するかである。しかしワシントンの政治家達は、エネルギー独立に向けた将来を見通す指導力を発揮せず、或いはこの重大な技術分野でいち早く行動すれば得られる経済的見返りを捕捉できていない。

I. 外国産原油にアメリカ合衆国が依存することはアメリカ国家の安全に対する重大な危険であり、アメリカの外交政策の妨げになり、またアメリカ経済にとって絶えない脅威である。アメリカが現在使用する石油の60%は外国からの輸入に由来し、Californiaは石油製品の最大の消費者であるので、私達としてこれらの国家的問題の解決に一役貢献しなければならない。

J. 清浄、効率的、また、再生可能エネルギーへの移行が一層遅れることは、Californiaとアメリカを経済的に錯乱させる危険にさらし、新しいエネルギーの技術及び産業での指導力の機会を、他のより活力のある国々に譲ることになり、そのために外国のエネルギー源に私たちが依存し続けることになる。

K. 再生可能なエネルギーを移行することで、Californiaは経済的に、社会的に、また環境上恩恵を受ける機会を得る。太陽、風、水素のような清浄な代替エネルギー技術及びハイブリッドとバイオ燃料車及びトラックのような清浄代替燃料車は今日利用可能で、石油とガソリンに私たちが依存する度合いを減らす助けになれる。

L. Californiaの技術革新と起業家精神の歴史、省エネ促進に関する国際的な指導力、世界をリードする数多の学術機関、環境管理についての全国的な指導力、及びアメリカの最大エネルギー消費者の一員としての地位により、私たちは再生可能エネルギー時代への先頭に立つユニークな資格が与えられている。

第3項。目的と意図

この法案を制定するにあたり、以下実行することは、California州民の意図である。

A. Californiaのエネルギー独立を強化し、かつ我々の石油の使用を削減するように計画されたプロジェクトとプログラムに約40億ドルを以下に資金を提供することを含む投資をすること:再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料、及び清浄代替燃料車の開発と実施を促進する為に、Californiaの諸大学への研究、施設、及び訓練助成金、コミュニティーカレッジへの職業訓練助成金、並びにバイダウン、ローン、融資保証、及びクレジット。

B. 清浄代替燃料車と清浄代替燃料が、ガソリンやディーゼル燃料、車を買うように値段が手頃で容易になるよう、一般のCalifornia州民に奨励金を授与すること。このような奨励制度は既に、他の国々で石油依存を解決させるのに成功しているので、今日、Californiaで容易にできる筈である

C. 再生可能エネルギー、省エネ、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車に重点を置いた新しい産業、技術及び仕事を生み出し、我々の州の富を拡大し、資金提供の結果州が受け取る如何なる収益、使用料又はライセンス料もこのプログラムに再投資するよう保証すること。

D. 再生可能なエネルギー源及び清浄代替燃料を開発し、当地Californiaでそれらをもっと使用し、更に私たちの省エネを向上させることで、外国産石油に私たちが依存するのを削減すること。

E. 二酸化炭素及び他の地球温暖化ガスの放出を減少させて、我々の環境、公衆衛生、及び生活の質を向上すること。

F. Californiaで我々が使用する石油輸送用燃料を2005年の160億ガロンのレベルから毎年25%削減し、2017年までに毎年40億ガロン節約し始め、更に2007年～2017年間の10年で合計100億ガロン節約すること。

G. Californiaでエネルギー教育に投資し、それによりCaliforniaで働く人々が新らしく起こる、エネルギーシステム、技術及び管理方法の訓練を受けた者に開かれる雇用機会を利用できるようにすること。

H. 新らしいやり方を開発するCaliforniaの内部資源及び技術革新能力を十分に利用して州の重要な長期目標のうちの4点に応じる。再生可能事業基準、自動車からの温室効果ガス排出の制限、州知事の温室効果ガス目標、及びこの法令で規定の石油削減目標。

I. 今日の消費者のガソリン価格を上げずにCaliforniaの消費者の未来のエネルギー需要を満たすことを保証する為、Californiaの油井から抽出された石油に査定を課すこと。Californiaの石油生産者が最終的に公平な割当分を支払うよう、保証することで、Californiaの将来のエネルギー独立を確保するよう、約40億ドルの専用資金供与の流れを作る。

J. Californiaの石油生産会社が超過利潤査定を完全に順守するよう保証し、Californiaで石油、ガソリン及びディーゼル燃料の価格を上げる口実として、石油会社が査定を利用して消費者から暴利を得ようとすることを、連邦最高裁の先例にならって、禁ずることで、消費者を保護すること。及び

K. Californiaの石油生産者に課する新しい査定からの収入を最も有望な研究及び技術に賢明に投資することを保証し、このプロジェクトのリーダーがCalifornia州民に説明出来るよう、義務的な独立監査及び年次中間報告書を要求すること。

第4項。California憲法に第XXXVI条を以下のように追加する。

第1項。これにより、州政府内に清浄代替エネルギープログラムを設立する。

第2項。清浄代替エネルギープログラムは、公的資源法規第16部門に設立された(第26000項以降)Californiaエネルギー代替プログラム局により運営され、歳入課税法規第2部門第21部(第42000項以降)に設立されたCaliforniaエネルギー独立基金査定により資金を受けることとする。

第3項。公的資源法規第16部門(第26000項以降)規定の権限に加えて、Californiaエネルギー代替プログラム局は、助成金、ローン、融資保証、バイダウン、及びクレジットを含むが、これらに限定されない奨励金を大学、コミュニティーカレッジ、研究機関、個人、会社、協会、事業提携、及び法人に授与し、或いは公的資源法規第16部門(第26000項以降)に従って、本公共事業機関が発行した公債、公債借換予定証券、及び他の債務及び負債、及びその奨励金に資金を提供するために使われた公債に関連する他の如何なる費用の返済も保証するよう、本憲法第XVI条、本憲法の他の如何なる条文、或いは法律の他の如何なる条項に関わらず、清浄代替エネルギー法令に従って、Californiaエネルギー独立基金査定で生じた歳入を使用する権限を持つこととする。

第4項。(a) Californiaエネルギー独立基金査定が得た歳入は、清浄代替エネルギー法令の目的に委託して保持するように、州財務省に特別資金としてここに設定される、Californiaエネルギー独立基金に寄託されることとする。Californiaエネルギー独立基金に保持された資金は、ここに、これらの目的の為だけに、会計年度に配慮せず、続けて割り当てられることとする。

(b) Californiaエネルギー代替プログラム局は、公的資源法規の第26045項副項(d)に規定されているように、清浄代替エネルギー法令の目的にCaliforniaエネルギー独立基金から40億ドル($4,000,000,000)支出する権限が与えられているものとする。

(c) 公的資源法規第16部(第26000項以降)に従って発行した本局の公債、公債借換予定証券及び他の債務及び負債の収益、清浄代替エネルギー法令に従ってなした助成金或いはローンで得た歳入、及び清浄代替エネルギー法令に従って得た如何なる使用料或いはライセンス料も、Californiaエネルギー独立基金に寄託されるもとし、清浄代替エネルギー法令の目的の為だけに、会計年度に配慮せず、これによって連続的に割り当てられる。

(d) Californiaエネルギー独立基金の資金は、清浄代替エネルギー法令に従って権限が与えられた目的又はプログラム以外の如何なる目的或いはプログラムに使用できず、州の一般財源に、或いは州の如何なる他の基金に、或いは郡の如何なる基金に、或いは如何なる他の機関にも貸与すことはできず、或いは清浄代替エネルギー法令で権限が与えられた目的以外の如何なる目的にも、州議会、或いは他の州又は地方機関が借りることはできない。

(e) 本憲法の他の規定に係わらず、Californiaエネルギー独立基金査定で得た歳入は、2006年6月6日以降制定される如何なる州経費或いは歳出予算限度を計算する目的には、「歳入」或いは「税」と見なされないものとする。この期日後に制定される如何なる規定に従っても、これらの経費或いは歳出予算は如何なる削減或いは限定も受けないものとする。

第5項。第14項をCalifornia憲法第XIII B条に以下のように追加する。

第14項。(a) 各政府機関の「限定対象の割り当て」は、第XXXVI条第4項副項(a)に設立されているCaliforniaエネルギー独立基金からの収益の割り当てを含まないものとする。歳入がCaliforniaエネルギー独立基金に寄託或いはそれから充当される結果として、第3項に従って、如何なる政府機関の割り当ての調整も要しないものとする。

(b) Californiaエネルギー独立基金査定で得た歳入は、第XVI条第8及び8.5項の目的に対しては、一般財源歳入とは認めないこととする。

第6項。公的資源法規第26004項を以下の通り修正する。

26004. (a) 州政府に~~California代替エネルギー及び高度な輸送への資金提供~~*California代替エネルギープログラム局*が所在する。本局は公共代行機関を構成し、この部門及び*California憲法第XXXVI条*により授与された本局の権限行使は本質的な公共機能の履行である。

(b) 本局は以下の通りメンバー~~5名~~*9名*より成る。

(1) *環境保護局長官* ~~財務局長。~~

(2) 州エネルギー資源保護開発委員会議長。

(3) ~~公益企業委員会会長~~. *出納官。*

(4) ~~監査官。~~*州知事が任命する経済学、エネルギー市場、及び省エネ技術に専門知識を持つCaliforniaの州民。*

(5) ~~本局の議長を務めることになる出納官。~~*州知事が任命する、公衆衛生に専門知識を持ち、指導力を実証したCaliforniaの州民。*

(6) 財政、立ち上げ、ベンチャー投資資本に専門知識を持ち、好ましくは清浄代替エネルギー法令に従へば資金を受ける資格があると思われる企業に、規模と目的の点で匹敵する企業の経験があり、監査官が任命するCaliforniaの州民

(7) アメリカ科学アカデミー或いはアメリカ工学アカデミーの一員、又はノーベル賞受賞者のいずれかであり、科学関係の博士号を授与するCaliforniaの大学から議会の議長が任命する、再生可能エネルギー又は省エネ専門家。

(8) 新技術ベンチャー、起業家精神、消費者市場開発、消費者による新しい動向の採用、及び清浄代替エネルギー法令に従えば資金を受ける資格があると思われる企業に、規模と目的の点で、匹敵する企業のうち出来るだけ多くに優れた経験があり、上院規則委員会が任命する、大学院課程を授与する、主要な全国的に著名なCaliforniaの経営学大学院の学部長、或いは終身在職教授。

(9) 消費者擁護に専門知識を持ち、且つ、指導力を実証した、好ましくは消費者マーケティング及びビジネスに優れた経験を持ち、司法長官が任命するCaliforniaの州民。

(c) (副項(b)の段落(1)及び/から~~(5)~~*(3)*に掲げたメンバーは、各自、自分の監督下に雇用されている代理人、~~又は本局の総ての会議でメンバーの代理し、代表するメンバーの機関の代理人又は書記~~を指名出来るが、かかる指名された代理人は、各々、政府法規第7.5項に係わらず、役員会でメンバーを代理することができる。役員会に出席中、代理人はあたかもメンバー自身が出席していたら行使できるのと同じ権限を行使できる。

(d) 本局の最初の会合は、投票者の清浄代替エネルギー法令の制

定後、法令の発効期日から60日間の間に出納官が召集することとする。最初の会合では、本局のメンバーが、任期二年とする議長を選出することとする。議長は連続して二回を越えて二年の任期を務めてはならない。

(e) 本局のメンバー、及びあるメンバーがコントローする如何なる企業体も、本局或いは本局がなした契約で授与される如何なる助成金、ローン、融資保証、クレジット、或いはバイダウンも含むが、これらに限定されない、如何なる奨励金も申請する資格がないものとする。

(f) 副項(b)の段落(4)から(9)に従って任命される本局のメンバーは、四年の任期を勤めるものとし、最高二期を勤める資格があるとする。

(g) California大学の教授或いは管理者のメンバーが本局のメンバーとして勤務することは、それ自体、California大学の教授或いは管理者の一員として、この局のメンバーの職務にに対して、一貫していないとか、抵触、矛盾しており、或いは相反するとは見なされなく、また、どちらか一方の勤務先の自動的な辞職につながらないものとする。本局から融資を受ける資格がある企業体の従業員が本局のメンバーとして勤務することは、局から融資を受ける資格がある企業体の従業員としての本局のメンバーの職務に対して一貫していないとか、抵触、矛盾しており、或いは相反するとは見なされないこととする。

第7項。公的資源法規第26005項を以下の通り修正する。

26005.　本局の全メンバーは、局のメンバーとして無償で局に務めるものとするが*但し第26004項の副項(b)の段落(4)から(9)に従って任命されたメンバーは、メンバーの職務の遂行に実際に費やした日毎に、類似の州の役員会及び委員会のメンバーに支払われる相応の日当に基づいて人事管理部が確立した日当を受け取る権利がある局の全メンバーは、メンバーの職務遂行で費やした、妥当で必要な旅行及び他の経費を受け取る権利を持つものとする。*

第8項。公的資源法規第26006項を以下の通り修正する。

26006.　この部門の規定は、この部門及び*California憲法第XXXVI条に基づいて*明らかに与えられるか或いは課される、権限と責務を行使するのに合理的且つ必要な全ての権限を持つことになり、ここに付与される局が管理するものとする。

第9項。公的資源法規第26008項を以下の通り修正する。

26008.　(a) 本局は、~~この部門が局に賦課した職務を適切に遂行可能にするのに必要であるとして、経営責任者と他の人員を採用することが出来る~~*妥当な範囲で出来る限り速やかに、民間企業において上級の管理レベルで得た優れた事業経験、好ましくは新技術の経験を持つ最高経営責任者に本局勤務を命ずるものとする。*~~経営責任者~~　*最高経営責任者は、*本局の意を戴して務め、~~本局が定めることになる報酬を受けるものとする。局は、局を代表して契約を締結する権限を経営責任者に委任することが出来る。~~*最高経営責任者の主な責務は本局のスタッフを採用し、指導し、管理すること、第26045項に従って、局の二年及び十年戦略計画を展開すること、第26045項に従って、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定されない、局の奨励金の考慮及び授与を管理する為の競争率の高い選択法を含む基準及び手順を開発、推薦すること、第26045項に従って、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定されない、局の奨励金授与の勧告すること、第26045項に従って局が授与する、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定されない、奨励金の受領者をチェックする手順及び基準を作成、推薦すること、及び、局を代表して契約を履行し管理することとする。*

(b) 随時、局は、局に認可された従業員の総数を定めるものとする。.

(1) 政府法規第19816項、19825項、19826項、19829項及び19832項に係わらず、局は、最高経営責任者及び局の他のスタッフ職員の報酬を定め、承認するものとする。

(2) 段落(1)に従って最高経営責任者及び局の他のスタッフ職員の報酬を定め、承認する場合、局は、高度な資格があり有用な職員を募集し保持する局の責務に一致して、政府法規の第19826項及び19829項に含まれる原則をよりどころとするものとする。

第10項。公的資源法規第26010項を以下の通り修正する。

26010.　(a) 司法長官を局の法定弁護人とするが、司法長官の許可を得れば、公債の発行及び売却に関して望ましいと考えられる公債顧問の採用を含めて、本局はこの部門で局に課された職務を遂行出来るよう、必要又は望ましいと局が判断するような法定弁護人を採用してもよい。

(b) ~~財務局長~~*出納官*を局の財務担当者とすることとする。

第11項。公的資源法規第26020項を以下の通り修正する。

26020.　~~(a)~~ 本局は、*その企業目的を実行するために*負債を負い、また流通公債、中期証券、社債、又はどんな種類或いは等級の他のセキュリティでも発行、更新することができる。どのように明示された負債でも、全て、もっぱら、*歳入課税法規の第2部門第21部(第42000項以降)に従って課した査定からの収益、及び局の流通公債、中期証券、社債、又は他のセキュリティの収益を含む*局の歳入から支払うものとする~~また負債残高合計10億ドル($1,000,000,000)の額を超過してはならない。~~.

~~(b) この項で使用される限り、「負債残高合計」は以下のいずれをも含まない。~~

~~(1) 取消し不能な条件付き捺印証書或いは他の手段によって前払い対策が採られた為、局の権限付与の書類では残高と見なされない公債~~

~~(2) 既存負債を払い戻すために負う債務、但し、債務がこれら負債額を超える範囲は除く。~~

第12項。公的資源法規第26021項を削除する。

~~26021. 州議会は制定法によって、第26022項で定義されるように、第26020項が規定する金額を超過する公債を本局が発行することを承認することができる~~。

第13項。公的資源法規第26022項を以下の通り修正する。

26022.　(a) 本局は、その如何なる目的でも随時、流通公債、中期証券、社債或いは他のセキュリティ(以下まとめて「公債」)を発行する権限がある。前記の一般論を限定することなく、単一の参加者に単一のプロジェクト、単一の参加者に一連のプロジェクト、数人の参加者に単一のプロジェクト、或いは数人の参加者に数個のプロジェクトに資金を提供し、*第4章(第26043項以降)に規定のように清浄代替エネルギー法律によって認可された経費に資金を提供する*権限が与えられている。公債売却を見越して第26020項に権限を与えられているように、~~或いは第26021項に従って認可できるように~~局は、公債流通借換予定証券を発行し、該証券を随時更新できる。公債借換予定証券は、それを見越して発行された局の公債の売り上げ収益から支払うことができる。今後ここにまとめて証券と呼ぶ中期証券と公債債借換予定証券に関するノート協約及びこれらの証券を認可した1件或いは複数の決議は、局の公債、公債に関する合意、及び公債発行決議を含むことが出来る規定、条件、及び限度のいずれをも含むことができる。しかし、中期証券及び該証券の更新は最初の証券発行日から二年を超えない時期に満期になるとする。

(b) 局によって明らかに別途規定されている場合を除き、また、*更に特に副項(e)に規定されている以外に*、局の総ての公債、中期証券、及び他の債務は、本局の一般的義務となり、別の誓約がない限り、これらの目的に用意されている本局の歳入或いは資金から支払わ

87

れ、特定の公債、中期証券、或いは他の債券の所有者との如何なる特定の歳入又は資金を誓約した如何なる契約にも従うものとし、更に如何なる参加当事者との如何なる協約にも従うものとする。公債、中期証券、及び他の債権が特別基金から支払可能であるにも係わらず、これらはどの目的にも流通証券であり、公債、中期証券、及び他の責務の登記証明条項にのみ従うものとする。

(c) ~~第26020項及び第26021項の限定に従い、公債~~ *公債は*、連続償還公債或いは一括償還公債として発行でき、或いは、局はその裁量によって両タイプの公債を発行できる。公債は、本局の決議により認可され、一つ或いは複数の日付を有し、それぞれこれらの日付から50年未満で一時或いは数時に満期に達し、一つ或いは複数利率の利子がつき、一時或いは数時に支払われ、複数の額面にし、クーポンあるは登録の形式をとり、登録の特権付きで、一様式で執行され、一箇所或いは複数の場所でアメリカ合衆州の合法的貨幣で支払われ、一回或いは複数の決議で規定するような償還条件に従うこととするが、*但し清浄代替エネルギー法令の目的で発行される公債は25年以下の満期を持つこととする。*公債或いは中期証券は出納官により局の公債売却を認可する決議の認証謄本受領後60日以内に売却されることとする。しかし、局はその裁量でこの60日の期間を延長する決議を採択できる。~~公債或いは中期証券の収益から補助を受けて参加当事者の推薦にしかるべき考慮を払った後で~~売却は、本局が決定することになるように、一つ或いは複数の値段、及び条項と条件で、公売或いは相対売買することができる。確定公債の作成迄、出納官は、確定公債と交換するものとする仮領収書、証明書、仮公債を発行してもよい。出納官は公債、中期証券、及び他の債務証書を額面より低い値で売却してもよい。~~しかしそのように売却された如何なる証券の割引も額面の6%を超過してはならない。~~

(d) 公債或いは起債を認可する如何なる決議或いは複数の決議も、以下の全ての事項に関して、認可すべき公債の所有者との契約の一部となる規定を含むことができる。

(1) 現存する公債所有者との協約に従うが、公債或いは特定の発行公債の支払いを保障する為に、局の十分な信頼と信用を誓約すること、或いは、任意の個人、合名会社、会社、或いは協会、或いは他の公又は民間の組織体と局がなしたプロジェクト、或いは如何なる歳入を生ずる契約又は複数の契約の歳入の総て又はどんな一部分も、或いは局の他の資金も、*California憲法の第XXXVI条によって設立されたCaliforniaエネルギー独立基金に寄託した資金を含めて誓約すること。*

(2) レンタル、手数料、購買の支払い、融資の償還及び他の請求すべき料金、及び該当する料金により毎年調達すべき金額、及び歳入の使用と寄託

(3) 留保金又は減債基金の積み立て、及び留保金又は減債基金の規規則と寄託。

(4) 公債或いは任意の特別の起債の収益からから資金提供されるべきプロジェクト或いは複数のプロジェクトの使用を限定、規制する局或いはその代理人の権利に対する制限。

(5) 当時発行又は後日発行する如何なる公債の売却による収益にも適用されうる目的、並びに公債又は任意の発行公債の支払いを確保するためにこれらの収益をあてることを誓約することに対する制限。

(6) 追加公債の発行、追加公債が発行され、確保されうる条件、及び既発債の借り換えに対する制限。

(7) もしあれば、公債所有者の如何なる契約の条件も修正或いは改廃できる手続き、公債の所有者が同意しなければならない公債の数量、及びその同意を与えることができる様式。

(8) 局の操業、管理、或いは他の経費に対する支出の限度。

(9) 債務所有者に対して局の職務上の不履行となる行動或いは行動不作為を定義し、不履行の際の所有者の権利及び救済方法を規定すること。

(10) 公債所有者を保障するために任意のプロジェクト及びプロジェクトの所在地を抵当に入れること。

(11) 公債所有者を保障するために参加者所有の土地、改修物、或いは他の資産を抵当に入れること。

(12) プロジェクトの指名及び参加者が資金を受領する以前に公債を売却しようとする場合、決議によって認可された公債の収益で資金提供すべきプロジェクトの選択手順。

(e) この部門の如何なる他の規定にも係わらず、局は、California憲法の第XXXVI条によって設立されるCaliforniaエネルギー独立基金の債務返済口座に寄託されている総ての資金を、清浄代替エネルギー法令に資金提供のために使われた局の如何なる公債、借換予定証券、或いは他の債務の、もしあれば、プレミアムの元金或いは利子の支払いに、用語が第26048項で定義されるているような従属債務総て、或いはかかる公債の発行或いは維持の他の経費の支払いと共に当てるよう誓約できる。総ての前記支払い及び経費、並びに公債証書で要求されるいかなる正貨準備率も用意するよう、局は、随時毎月或いは各財政年度の間に負債返済口座に寄託しなければならない額を決定し、査定平準役員会に書面で通知することとする。負債返済口座における金額の誓約に対する先取特権は、公債、借換予定証券、或いは他の債務に関連する決議、委託協約、或いは他の協約、或いは付随する協約の執行及び引き渡しに伴い、書面の提出或いは通告の必要なしに自動的に確定するものとする。負債返済口座に公債を返済するための現行の債務、他の債務、及び付随債務支払いに必要な額を超過する金額が寄託される場合、局はかかる超過資金を財政上慎重な限り最大の程度に該公債の早期償還に適用するものとする。

~~(e)~~ *(f)* 局のメンバーも、公債又は中期証券を執行する者は誰も公債又は中期証券に関して個人的に責任を問われるたり、これらの発行の理由で個人的な責任或いは説明義務を負うことはないとする

~~(f)~~ *(g)* 局は、その目的に対して使える如何なる基金からも局の公債又は中期証券を購入する権限を持つものとする。公債所有者との協約に従い、又一致して、局はこれらの公債を保持、誓約、棄却、或いは転売することができる。

第14項。公的資源法規第26024項を以下の通り修正する。

26024. この部門の規定に基いて発行された公債は、局以外に、州或いはその如何なる行政的小区画の負債或いは債務、或いは局以外に、州及びそのその如何なる行政的小区画の信任と信用の誓約を構成するとは見なされないこととして、局に与えられた基金からのみ支払われるものとする。かかる公債は総てその券面に以下の趣旨の声明文を含むことする。

「California州の責務と信用も課税権限もこの公債の元金或いは利子の支払いに対して誓約していない。」

~~この~~ *第26022項及び第26049項に規定されている以外に、*この部門の規定に基づく公債の発行は、直接或いは間接的にも或いは付随的にも州或いはその行政的小区画にどんな形式の税も徴収或いは誓約したり、或いはこれらの支払いのための歳出予算を組むように義務づけることは決してないものとする。この項に含まれることで、この部門に従って認可された公債の支払い又は公債の発行に、本局がその全幅の信任と信用を誓約することを妨げたり又は妨げると思われることはないものとする。

第15項。公的資源法規第26029.4項を以下の通り修正する。

26029.4. 第26029.6項に従い、局の存立は、州議会によって*2027年1月1日以後か、局の資産が全部使い果たされた後か、どちらでも遅い時期に、* いつでも終結できる。局の解散後、それが所有して

87

いた全ての資産の所有権は、局の如何なる参加者の利害関係にも従うが、California州に帰属し、その資産となるものとし、如何なる個人関係者の利益に役立つことはない。*前記に係わらず、歳入課税法規第2部門第21部(第42000項以降)によって課された査定で保障された如何なる公債或いは他の債券が発行済みである限り、州議会も何人も査定を削減或いは削除できないので、この誓約をかかる公債の手続きで当該公債の所有者に約款として含めることができる。*

第16項。公的資源法規第26033項を以下の通り修正する。

26033.　この部門の規定に従って公債、中期証券、或いは他の債務を示す証書の収益としてか又は歳入として受領した総ての資金は、この部門で規定されているようにだけ保持、適用されるべき委託基金と見なされるものとする。該当資金を寄託することになるどんな銀行或いは委託会社も該当資金の管財人としての役割を果たし、任意の発行公債を認可する決議又は該当公債を保障する委託協約が規定するような規制に従って、資金をこの目的に沿うよう保持し適用するものとする。*歳入課税法規第21部門第2部(第42000項以降)に従って課せられた査定からの収益、査定で保障された公債、中期証券、或いは債務を示す他の証書の売却からの収益、及び清浄代替エネルギー法令で生じた如何なる歳入もCalifornia憲法の第XXXVI条の第4項で設立されたCaliforniaエネルギー独立基金に寄託され、清浄代替エネルギー法令の目的だけに使用されるものとする。法律の他の規定にもかかわらず、この部門に従って発行された公債の収益は、清浄エネルギー独立基金に寄託された分も含めて、本章によって規定されるように州財務システムの外部の委託に保持することができる*

第17項。公的資源法規第16部門(第26043項以降)に、第4章を以下の通り追加する。

第4章　清浄代替エネルギープログラム

第1条。　一般条項

26043.　本章は、California憲法の第XXXVI条を含めて、清浄代替エネルギー法令を施行する。本章全体にわたって使用される場合、「法令」は清浄代替エネルギー法令を指す。

26044.　本章は、Californiaエネルギー独立基金に寄託された全ての歳入の支出を管理するものとする。

26045.　その他の権限及び職務に加えて、局は以下の役割をはたすものとする。

(a) 法令発効日の九か月以内、及びその後二年ごとに、局の最初の戦略計画の採用10年以内にこの法令の目標を達成するよう、石油使用削減、学術的研究及び職業訓練、技術革新及び公の教育の場で局の融資決定を先導すべき二年及び十年戦略計画を採用するか、修正すること。

(b) 助成金、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがそれに限定しない局の奨励金の考慮及び授与を管理するため、競争率の高い選択過程を含めて、手順と基準を採用すること。局が承認した奨励金は、公共契約法規に従う契約とはみなされないこととする

(c) 局の最初の戦略計画の採用期日の10年間以内に、この法令の目的を達成することを目指した競争率の高い選択過程を通じて、助成金、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定しない奨励金を授与すること。ローンと融資保証については、Californiaの法律の下で許される範囲において、局は、基金の再利用或いはローン又は融資保証を再度市場開発し、ローン及び融資保証のインパクトを最大限にする思慮深い手段を全て使用することとする。

(d) 法令の目的を達成するよう、局の公債或いは他の債務のいずれかの収益からか、或いは第26049項副項(b)に従って確立された口座に寄託されたCaliforniaエネルギー独立基金査定から、局の最初の戦略計画の採用期日の10年以内に40億ドル($4,000,000,000)を使い果たすこと。この額は、公的資源法規の第16部門(第26000項以降)に従って発行された如何なる公債の元金、付随債務、及びその他の経費を含む、清浄代替エネルギー法令に関連する負債返済経費を含まないものとする。局は、この法令の目的を更に遂行するにあたり、Californiaエネルギー独立基金に残存するいかなる余分の額も使い果たすものとする。

(e) 局が授与した助成金、ローン、融資保証、クレジット、或いはバイダウンを含むが、これらに限定されない奨励金の受領者をチェックする手順及び基準を採用すること。

(f) この法令の目標を達成するに当たり局の成功を測定するための客観的な基準を採用すること。

(g) 局の活動について年次独立財務監査の完成を保証し、局の活動に関する公の報告書を提出すること。

(h) 政府法規第11005項に係わらず、局の融資額を補充するよう、贈与、遺産、ローヤルティ、株及び割り当て金を含むがこれらに限定されない補足的な収入及び不動産、動産を受理すること。第26049項にかかわらず、贈与者は、この法令に従って認可された特定の目的用に贈与を割り当てることができる。

(i) 局が、局内部では得られない市場力学或いは技術の専門家を得ることが必要であると定めた時は、資金提供に対する申請を局が審査するのを援助するため、第26049項の副項(b)に従って確立した各口座ごとに九名以下のメンバーの諮問調査委員会を一組任命すること。調査委員会メンバーは、メンバーの職務の遂行に実際に費やした日割り、類似の州の調査委員会のメンバーに支払われる日当と相応の日当に基づいて人事管理部が確立した日当、並びにメンバーの職務遂行で費やした、妥当で必要な旅行及び他の経費を受け取る権利があるものとする。諮問調査委員会のメンバー、及びメンバーがてコントロールする如何なる企業体も、局或いは局がなした契約によって与えられる如何なる助成金、ローン、融資保証、クレジット、或いはバイダウンを含むが、これらに限定されない如何なる奨励金も申請する資格がないものとする。

(j) 可能な場合には連邦見合い基金を申し込むこと。

(k) 本法令を施行する際必要に応じて、行政手続法令(政府法規第2編第3部門第1部第3.5章、第11340項以下参照)に従う規則を採用すること。しかし、この法令が命じるプログラムの開始を促進するために、行政手続法令に記載の手続に従わないで、局は基準を含む臨時の規則を採用してもよい。臨時の規則は、以前に行政手続法令に従って採用した規則に取って代わられない限り、270日間有効であるものとする。

26046.　局は、第26050項副項(f)及び第26056項副項(c)で定められている以外は、局の定員の多数決による投票により、本章によって権限を与えられる措置を全て講ずるものとする。

26047.　政府法規第1090項は、以下の両方の条件が満たされる場合を除いて、助成金、ローン、融資保証、クレジット或いはバイダウンを含むがこれらに制限されない如何なる奨励金にも、或いは局がこの章に従って授与した契約にも適用しないものとする

(a) メンバーが、奨励金或いは契約に財政的な関心がある。

(b) メンバーが、奨励金或いは契約にかんして、決定をしたり、しようと参加したり、或いはなんらかの方法で自分自身の公的立場を用いて影響を与えたりすることを自身が差し控えない。

第2条。　定義

26048.　この法令の中で使用される場合、以下の用語は次の意味を持つものとする。

(a)「付随債務」は、この部門に基づいて発行した任意の公債に関連して局が参入した以下を含む債務を意味する

(1) 公債保険、信用状、スタンバイ公債購入協約、返済協約、流動性の便宜、或いは他の類似の取り決めの形式を持つ、如何なる信用強化或いは流動性契約も含む信用強化或いは流動性協約。

(2) リマーケティング協約。

(3) オークション代理人協約。

(4) 公債のマーケティングに関係のあるブローカー-ディーラー協約、或いは他の協約。

(5) 利率、或いは、他のタイプのスワップ或いはヘッジ契約。

(6) 投資協約、先物買受協約或いは同様の構造化投資契約。

(b)「バイダウン」は、清浄代替燃料車と、相応なガソリン又はディーゼル専用車との間の購入価額差の最高100パーセントを補填する支払いを意味する。

(c)「清浄代替燃料」は、、車両に使用した場合、本局が納得する程度に、適用する車両排出基準を満たす能力があることが実証され、石油の使用に比して大気汚染、水質汚染或いは人間の健康に有害であると知られている他の如何なる物質の正味の物質の増加を生ぜず、全燃料サイクル評価を考慮すれば地球温暖化汚染を減少させる、水素、メタノール、天然ガス、少なくとも85パーセントのエタノールから成るエタノール混合物、少なくとも20パーセントのバイオディーゼルから成るバイオディーゼル混合物を含むがこれらに制限されない輸送に使用の燃料を意味する。上に特記されていない如何なる燃料も、清浄代替燃料と考えられるためには、石油と比較して、全燃料サイクル評価を考慮すれば地球温暖化汚染排出を著しく減少させなければならない。

(d)「清浄代替燃料基幹施設」は、清浄代替燃料の生産、貯蔵、及び流通に専用の施設及び設備を意味する。

(e)「清浄代替燃料車」は、全て本局が納得する程度に、適用する車両排出基準を満たす能力があることが実証され、石油の使用に比して大気汚染（地球温暖化汚染を含む）、水質汚染或いは人間の健康に有害であると知られている他の如何なる物質の正味の物質の増加を生ぜず、Californiaで運転するのに必要な適用する安全証明書及び基準全てを満たし、清浄代替燃料で作動する低-、中-、重量-級転換、転換システム、車両、フレキシブル-燃料車、主として電気作動のプラグインハイブリッド、電池作動の電気自動車を意味する。

(f)「省エネ技術」は、Californiaで典型的な現在の慣習と比較して、より少ないエネルギーからより多く又はよりよい有用性を得る方法を意味する。

(g)「全燃料サイクル評価」は、以下全てを含むがこれに制限されない、燃料のライフサイクルの各段階での環境と健康上のインパク全体を評価、比較することを意味する。

(1) 原油抽出、輸送及、及び貯蔵。

(2) 燃料生産、流通、輸送。及び貯蔵。

(3) 燃料補給、燃焼或いは転換、及び蒸発を含む車両運転。

(4) 輸送用車両に使用される場合の電力の発生、配電、貯蔵。

(h)「石油削減」は省エネの向上、清浄代替燃料、或いは両者の併用を通じて、Californiaの予測石油使用の合計量を削減する方法を意味する

(i)「再生可能エネルギー技術」は、、エネルギー生産技術、製品、或いはシステム、流通技術、製品或いはシステム、及び輸送機械類、製品、或いはシステムを意味し、これらは、全て、短時間のスケールで自然に再生され、太陽から直接に運ばれ（熱、光化学、光電子など）、太陽から間接に運ばれ（公的資源法規第25743項の副項(b)段落(3)副段落（D)に一致する30MW以下の風力、水力施設、及び公的資源法規第25743項の副項(d)及び(f)に一致のバイオマスに貯蔵されている光合成のエネルギー）、或いは地熱と潮のエネルギーのような他の自然の運動又は環境メカニズムからのエネルギー源のみを使用する。再生可能エネルギー技術は、化石燃料、化石源からの廃棄物、或いは無機源からの廃棄物に由来したエネルギー資源を使用する技術を含まない。

第3条。　基金の割り当て

26049.　(a) 付随債務、公債証書に要求される如何なる正貨準備率、局の全ての公債、公債借換予定証券、或いは、他の債務と負債の発行又は維持に関する経費、及びこの章で認可される資金提供に必要であると本局が定めた全ての他の経費に加えて、局の既発債、公債借換予定証券、或いは他の債務及び負債に関する返還サービスに支払う為に、Californiaエネルギー独立基金査定によって生じた収益から支払うのに局が必要且つ適切であると定め、査定平準役員会に書面で通知する額の資金を、最初にCaliforniaエネルギー独立課税基金の、ここに設立される負債返済口座に各暦月寄託するものとする。法律の他の如何なる規定にもかかわらず、債務返済口座の資金は、公債、他の債務又は負債、或いは、既発債に関連する局の付随債務又は他の経費返済のために、公債会計年度に配慮せず、連続的に局に割り当てられるが、第26023項で認可されているように管財人が保持できる。

(b) 副項(a)に従って基金が任意の月に債務返済口座に寄託された後、その月の分としてCaliforniaエネルギー独立基金に寄託された総ての基金は、この法令で別に規定された以外は、以下のように割り当てられる。

(1) ここに設立されたガソリン及びディーゼル使用削減口座に五十七・五パーセント(57.5%)。

(2) ここに設立された研究及び技術革新促進口座に二十六・七五パーセント(26.75%)。

(3) ここに設立された商業化促進口座へ九・七五パーセント(9.75%)。

(4) ここに設立された職業訓練口座へ二・五パーセント(2.5%)。

(5) ここに設立された公共教育及び管理口座に三・五パーセント(3.5%)。

(c) 副項(b)段落(1)から(5)に従って設立された口座に割り当てられ、任意の会計年度中に債務を負ったり或いは使い果たされていない如何なる基金も、第26058項副項(d)に規定されている以外は、次の会計年度の同口座に残留するものとする。この法令で認可された全ての支出が副項(b)段落(1)から(5)に従って設立された口座からなされた時は、Californiaエネルギー独立基金査定からの収益は、該口座から保障、支払すべき債務が全て支払われるか、支払いが準備されるまで、全て副項(a)で設立された債務返済口座に寄託されるものとする。

(d) 副項(b)に設立したCaliforniaエネルギー独立基金の口座に寄託された基金は、石油削減、省エネ及び再生可能エネルギーに関連する研究、職業訓練、及び技術開発に対する既存の州の資金提供を補足し、かつ取って代わることなく、使用されることとする。利用可能な基金を最大限に使用するために、重複を回避し、基金が効率的にかつ効果的に使われるよう保証するよう、局は、Californiaエネルギー独立基金の基金支出を他の州機関と調整するものとする。

26050.　第項第26056項に規定した基準に基づき、この口座からの資金を求めて局へなされた輸送関係の申請では、石油削減についての相対的優位性に基づいて、局はガソリン及びディーゼル使用削減口座の基金を以下のカテゴリーの支出に使用できる。

(a) Californiaで販売されている清浄代替燃料車の購入のための、フリート及び個人へのローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定されない市場性のある奨励金。州及び地方政府機関のフリートに対するバイダウンには、局はスクールバス、緊急救援車、廃品処理トラック、及び大量輸送バスのフリートに優先順位を与えるものとする。これらの優先順位のカテゴリー以外では、バイダウンは、市場性に基づくが、バイダウンによって技術が補助金なしの市場競合性を勝ちとるのに相当助けになる局がなす決定に従う。実例説明プロジェクトを奨励する。

(b) 清浄な燃料電池に基づく発電以外の発電を除く、Californiaに於ける清浄代替燃料生産のための、ローン、融資保証及びクレジットを含むが、これらに限定されない生産奨励金。

(c) ディーゼル車両とディーゼル燃料ステーションの比率にならって、CaliforniaのE-85車両の既存の供給台数と匹敵する十分な数の少なくとも85パーセエタノールよりなるエタノール混合物(E-85)を販売する燃料補給ステーションを含む、公に利用可能な清浄代

替燃料補給ステーション、及び類似の判定基準を用いた電動車両充電器を建設するためのローン、融資保証、クレジット、及び助成金を含むが、これらに限定されない奨励金。局は、出来るだけ速やかに燃料補給ステーションの提案を求める適当な要請を発表すべきである。

(d) 公に利用可能な清浄代替燃料基幹施設を設置するための、ローン、融資保証、及び助成金を含むが、これらに限定されない奨励金

(e) Californiaに於ける清浄代替燃料及び清浄代替燃料車に関連する研究のための民間企業への助成金及びローン。

(f) 局の七人以上のメンバーの投票によって局が決定する他の経費は、10年間でCaliforniaの石油輸送燃料の使用を2005年のレベルから100億ガロン(10,000,000,000)削減する目標に近づける、車両又は燃料技術関連の緊急又は異常な機会を表わす。

26051. 第26057項に規定した基準に基づいて、太陽、地熱、風、及び波の技術のような再生可能エネルギー技術及び建物、設備、発電及び車両における省エネ技術の経済的成長能性を向上し、商業化を促進するよう、Californiaの大学に施設、大学院学生研究訓練助成金、及び全体が大学内所在のキャンパスで行なわれる研究用に助成金を授与するために、局は研究及び技術革新促進口座基金を使用するものとする

26052. 第26058項に述べた基準に基づいて、局は石油削減及び再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車の導入する際の製品、車両、及び流通機構の証明を含むがこれらに限定されない、一時だけ或いは設立時の経費に資金を供給するよう、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンを含むがこれらに限定されない奨励金を与える為と、商業ベースにのった製品及び技術の生産及び流通を市場に促進し、好ましくはCaliforniaを基盤とする仕事の造成、雇用、及び経済開発を推進する他の経費の為に、商業化促進口座の基金を使用するものとする。

26053. 第26059項の基準に基づいて、局は以下実施するために職業訓練口座の基金を使用するものとする。

(a) 建物、設備、発電、及び車両に於いて、学生が再生可能エネルギー技術、省エネ技術及び清浄代替燃料を扱って仕事するよう訓練するためのスタッフ職員育成と施設用に、コミュニティーカレッジ総長事務局を通して、Californiaコミュニティーカレッジへ助成金を授与すること。

(b) 低所得学生、元化石燃料エネルギー労働者、及び有資格車両整備士が、建物、設備、発電、及び車両で、太陽、地熱、風力、及び波浪技術のような再生可能エネルギー技術及び省エネ技術を扱う仕事をするよう訓練を受けるための授業料援助にコミュニティーカレッジ総長事務局を通して、Californiaコミュニティーカレッジへ助成金を授与すること。

26054. 第26060項の基準に基づいて、以下実施するために、局は公共教育及び管理口座の基金を使用するものとする。

(a) 省エネ技術、再生可能エネルギー技術及び全燃料サイクル石油削減の重要性に関してCaliforniaの公衆を教育すること。

(b) 局を管理すること。

(c) Californiaエネルギー独立基金査定の施行を監視し、石油生産者が査定を消費者に石油、ガソリン、或いはジーゼル油のより高値の形で転嫁し、消費者から暴利を貪ろうと企てる如何なる証拠も査定平準役員会に調査するよう回付すること。

第4条。 基準

26055. 局は以下の基準を確立するものとする。

(a) 知的所有権局は、この法令に従って授与された総ての研究助成金が、研究に起因する特許、使用料、及びライセンス料からCalifornia州が利益を得る機会と、該研究が知的財産協約によって法外に妨害されないと保証する必要性との均衡をとる知的財産協約に従うことを必要とする基準を確立するものとする。

(b) 奨励金授与の管理。局は、この法令下に授与した、助成金、ローン、融資保証、クレジット、及びバイダウンを含むがこれに制限されない総ての奨励金が総ての適用する条件と要件を順守するよう保証する為の管理基準を設立するものとする。基準は会計及び業績の監査を含む、バイダウン受領者を除く、総ての奨励金受領者による定期的な報告を含むものとし、この法令の目的の遂行を保証するために、更に局が資金提供を停止又は他の措置を採ることを許可するものとする。

26056. ガソリン及びディーゼル使用削減口座の支出に対する基準。

(a) 局は第26050項に従い、本項に従って、局の最初の戦略計画の採用期日の10年以内に、California の現在の年間消費割合の160億ガロン(16,000,000,000)、或いは年間約40億(4,000,000,000)ガロンの石油輸送燃料に比して、Californiaの石油消費割合を2017年までに二十五パーセント(25%)削減し、Californiaの永久的な、長期の石油消費削減を引き起こす目標と一致した支出を行うものとする。全削減目標は10年で100億(10,000,000,000)ガロンの石油輸送燃料とする。第26050項に従って支出を行うに先立って、以下のように局は第26045項の副項(a)に従う戦略計画を採用するものとする。

(1) この法令の発効期日の9か月以内に、局は、California大気資源役員会、California空気資源委員会、Californiaエネルギー委員会、及び公益企業委員会と協議して、California石油削減の統合資源計画を採用するものとする。統合資源計画は、最初の統合資源計画採用期日10年以内に技術、生産物或いはサービスが補助金無しでも市場で支持される可能性についての最善の推定値に基づくものとする。

(2) 統合資源計画は、この部門に従って局に与えられた財政権限を使用して、最も高い成功するチャンスを持つプログラムに基金を割り当てるための戦略の概要を述べるものとする。統合資源計画は、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車の温室効果ガス削減の恩典を考慮しつつ、石油使用削減を最大限達成するものとする。統合資源計画は、さらに清浄代替燃料車に対する基金の支出を評価するものとし、また、清浄代替燃料の入手し易さと清浄代替燃料車の採用との均衡を採るのに必要な基金の割り当てを考慮するものとする。

(3) 統合資源計画は、局の最高経営責任者の指導力の下、局の予定された公聴会での利害関係者からの意見を用いて作り上げるものとする。局は、計画がCalifornia大気資源役員会の規則に一致し、更にこの法令の優先順位及び目標と一致し続けるよう保証する為に、二年ごとに計画を更新し、修正するものとする。

(4) 統合資源計画は、支出が10年で石油消費を100億(10,000,000,000)ガロン削減する目標を達成するか上回る見込みを査定すことを含むものとする。この目標を達成するか上回ることと一致する項目にだけ支出することとする。支出はさらに、刊行された行政命令S-3-05に規定の排出対象額と目標、2005年12月1日発効のCalifornia規則集第13編の第1900項、第1961項、及び第1961.1項規定の排出対象額と目標に一致し、支出がこれらを達成するか上回るかの見込みで優先順位を受けるものとする。若しこれらの排出対象額と目標が、局の解散以前に、より厳格な排出対象額と目標に置き替えられる場合は、第26050項に基づき、以後の支出に優先順位を確立する為に、そのより厳格な排出対象額と目標を用いることとする 全燃料サイクル査定は、輸送燃料としての電気を含む全ての燃料に適用されるべきである。特定の燃料を生産するための異なった方法は異なる温室効果ガス排出削減を有することがあるので、その燃料の全燃料サイクルを評価する際に、様々な方法を十分に考慮すべきである。全燃料サイクル温室効果ガス排出が等価な二台の車両の場合には、口座への費用が最も低い方を優先することとする。

(5) この条項に基づいて局がなした支出は、全て、統合資源計画の中で概説された戦略と矛盾しないものとする。

(b) 清浄代替燃料基幹施設及び電気自動車充電器の支出は全て、販売可能でかなりの台数が製造可能な清浄代替燃料車を支えるものに限定されるものとする。

(c) バイダウンに対する支出は、もし追加支出が最もコスト効率良くこの法令の目標を達成するよう保証すると局が三分の二の投票によって、決めるのでなければ、ガソリン及びディーゼル使用削減口座に寄託された金額の25パーセントに限定されるものとする。

(d) 第26050項に従う支出は全て、第26045項副項(b)に従って設立された、競争率の高い選択過程に基づくものとする競争率の高い選択過程に従って、局は最低限、以下実行するものとする。

(1) 支出がCaliforniaに於ける石油消費削減用の既存の州の資金提供に取って代わらないことを保証すること。

(2) 民間の見合い資金提供の利用可能性を含む資金提供に対する提案の質及び支出の結果達成されると期待される州内の石油削減のレベルを含む優れた結果を達成する可能性を検討することすぐれた企業的有効性と民間自己資本からのてこ入れ、又は民間財源からの劣後債務資金提供を持つ提案は、提案の市場実行可能性を確立するために、先取ならびに優先順位が与えられるであろう。

(3) 資金の危険及び時間価値に対して調整した場合、提案の石油削減の単位原価及び補助金無しの市場競争性、及び、広範な支持を獲得する提案の見込みを評価すること。

(4) 当該提案が、持続性があり、補助金無しの市場競争性の高い技術、或いは補助金又は奨励期間が過ぎても著しい消費者又は企業の支持を達成できる技術になるであろうという確率を評価すること。

(5) 支出が、局が採用した二年及び十年戦略計画と一致することを保証すること。

26057. 研究及び技術革新促進口座の支出基準

(a) 局は第26051項に従って、太陽、地熱、風、及び波浪技術のような再生可能エネルギー技術、及び建物、設備、発電及び車両に於ける省エネ技術の経済的実行可能性を改善し、商業化を促進する目標と一致する支出をするものとする。第26051項に従って支出を行う以前に、局は第26045項副項(a)に従う戦略計画を採用するものとする。

(b) 第26051項に従う支出は全て、第26045項副項(b)に従って設立された、競争率の高い選択過程に基づくものとする。競争率の高い選択過程に従って、局は最低限、以下実行するものとする。

(1) 支出が再生可能エネルギー技術又は省エネ技術の研究の為であることを保証すること。

(2) 支出が、再生可能エネルギー技術又は省エネ技術の研究用の既存の州の資金提供に取って代わらなく、支出の有効性を最大限にし、更に努力の重複を回避するために、局は、その支出を公的資源法規第15部門7.1章(第25620項以降)に従って設立された、公共利益エネルギー研究、実例説明、及び開発計画を含む他の州機関と調整することを保証すること。

(3) 研究提案の質、及び支出によって、どのようにCaliforniaでの再生可能エネルギー技術又は省エネ技術が商業化され、又は重要で永久的な採用になるかが助けられるか又は達成されるだろうかという考察を含めて、著しい結果を達成する可能性、及びその目標を達成するための期限の特質を評価すること。

(4) より豊富な再生可能エネルギー資源を利用し、技術的な突破口になる最も大きな可能性を与える研究提案に優先的に資金を提供すること。追加として、次に記載の目標を満たすか上回る最大の可能性を与える研究提案に優先順位を与えること: (a)行政命令S-3-05、(b)2005年12月1日発効の、California規則集第13編第1900項、第1961項及び第1961.1項、或いは(c)2005年12月1日発効の、公共業務法規第1部門第1部第2.3章の第16条(第399.11項以降)。(a)から(c)に段落の目標全部を満たすか上回る最高の可能性を与える研究提案が最高の資金提供優先順位を受けることとし、(a)から(c)のうちの二件に記載の目標を満たすか上回る最高の可能性を与える研究提案がこれに次ぎ、(a)から(c)のうち一件で段落の目標を満たすか上回る最高の可能性を与える研究提案がこれに次ぐものとする。

(5) 第26051項に従って建物及び恒久的施設を支援する全ての基金は、プログラムの最初の2年間に引き受け、該支出が全体として、1億ドル($100,000,000)を超過しないことを保証すること。局は、施設用資金の受領者総てが、該施設の建設或いは改築で雇用されている労働者全員に、施設の仕事が行われている地域の類似の仕事に対する一般慣行日給賃率を、休日と残業に対しては、労働法規第2部門第7部第1章(第1720項以降)の規定で固定されている一般慣行日給賃率以上を支払われるよう命ずることとする。

(6) 支出が、局が採用した二年及び十年戦略計画と一致することを保証すること。

26058. 商業化促進口座支出の基準。

(a) 局は、再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車を導入する際の製品、車両及び流通機構の証明を含むがこれらに限定されない、一時だけ或いは設立時の経費用に、更に、市場への商業ベースにのった製品及び技術の生産及び流通を促進する他の経費用に資金提供することで、この法令の発効期日の10年間以内にCaliforniaに於いて経済的に実行可能な革新的な再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車の商業化を促進する目標に一致して、第26052項に従って支出を行うものとする。第26052項に従って支出を行う以前に、局は第26045項副項(a)に従う戦略計画を採用するものとする。

(b) 第26052項に従う支出は全て、第26045項副項(b)に従って設立された、競争率の高い選択過程に基づくものとする。競争率の高い選択過程に従って、局は最低限、以下実行するものとする。

(1) 支出が、経済的に実行可能な再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料或いは清浄代替燃料車をCaliforniaで商業化する目標に進めることになることを保証すること。

(2) いかに支出が、商業ベースにのった再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料又は清浄代替燃料車をCaliforniaの市場へもたらすのを助けるか又は達成させるであろういうことを含めて、支出が、優れた結果を支出の期日から妥当な期間内に達成するであろうという可能性を評価すること。

(3) 基金が割り当てられる完成技術又は製品の相当な割合がCaliforniaで利用可能か採用されるか、或いは完成した技術又は製品の全部品のかなりの割合がCaliforniaで製造されることがかなり起こりそうであることを確立すること。

(4) 提案で開発されたか又は節約されたエネルギーの時間価値に調節したコストを、商業化促進口座の目的を進める提案の能力に対比して評価すること。

(5) 提案が、著しい消費者又は企業の支持が得られ、持続性で、補助金無しの市場競争率の高い技術或いは複数の技術になる確率を評価すること。

(6) 支出が、局が採用した二年及び十年戦略計画と一致することを保証すること。

(c) 商業化促進口座からの支出は全て、支出の受領者が支出の少なくとも50パーセントと等しい見合い基金を提供することを要求するが、但しローンと融資保証の場合には、受領者がローン又は融資保証の少なくとも25パーセントと等しい持分或いは劣位弁済債務を提供することが出来る。この制約は、ガソリン流通機構の流通量のほぼ最初の15パーセントに等しい清浄代替燃料の流通に適用しない。

(d) 10年後に口座に残る基金は、いずれもガソリン及びディーゼル使用削減口座と研究及び技術革新促進口座の間で等分に割り当てられるものとする。

26059. 職業訓練口座支出の基準

(a) 局は、第26053項に従って、建物、設備、発電、清浄代替燃料及び清浄代替燃料車で、太陽、地熱、風、及び波浪技術のような再生可能エネルギー技術又は省エネ技術を扱って仕事するよう学生を訓練する目標に一致して支出するものとする。第26053項に従って支出を行う以前に、局は第26045項副項(a)に従う戦略計画を採用するものとする。

(b) 第26053項に従う支出は全て、第26045項副項(b)に従って設立された、競争率の高い選択過程に基づくものとする。競争率の高い選択過程に従って、局は最低限、以下実行するものとする。

(1) 支出が、再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料或いは清浄代替燃料車について訓練するためであることを保証すること。

(2) 支出が、再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料或いは清浄代替燃料車について訓練するための既存の州の資金提供に取って代わらないことを保証すること。

(3) 支出がプログラムの質、Californiaで労働者に再生可能エネルギー技術、省エネ技術、清浄代替燃料或いは清浄代替燃料車に関する訓練を助けるか又は実現させるかの考察を含む、著しい結果を達成する可能性及びその目標を達成する期間を評価すること。

(4) 支出が、局が採用した二年及び十年戦略計画と一致することを保証すること。

26060.　公共教育及び管理口座の支出に対する基準

(a) 局は、省エネ技術、再生可能エネルギー技術及び全燃料サイクル石油削減の重要性に関してCaliforniaの公衆を教育し、プログラムの進歩について報告し、効率的に局を管理する目標に一致して、第26054項に従って支出をするものとする。

(b) 公共教育及び管理口座の基金の少なくとも28.5パーセントの資金を、資金を提供した技術について公共教育の目的に支出するものとする。

第5条.　説明義務

26061.　(a) 第26017項で要求される報告書に加えて、局は、州知事、州議会、及び公衆にその活動、業績及び将来のプログラムの方向を記述する年次報告書を発行するものとする。各年次報告書は以下を含むものとするが、これらに限定されない。助成金、ローン、融資保証、クレジット及びバイダウンが含まれるがこれに制限されない奨励金の数と金額、前年の奨励金受賞者、局の管理費、有望な新研究分野及び技術革新を含む研究結果の要約、及び局の奨励金の授与と局の戦略計画との間の関係。

(b) 局は、毎年、局の活動について公認会計士から独立財務監査を委任し、該監査を審査して審査の公の報告を毎年発行する州会計監査官に提出するものとする。

(c) 州会計監査官を議長とする市民会計説明義務監視委員会を設置するものとする。本委員会は、年次財務監査及び州会計監査官の監査の報告と評価を審査するものとする。州会計監査官、州出納官、上院臨時議長、州下院議長及び局の議長は各々、委員会の公共メンバー一命を任命するものとする。委員会は、局の財務業務及び実績に関する勧告を提出するものとする。州会計監査官はスタッフ職員の支援を提供するものとする。委員会は適切な通知と正式な市民のコメント期間を設けて公開の会合を開くものとする。委員会は市民のコメントを検討し、適切な要約を年次報告に含めることとする。

第18項。ここに第21部(第42000項以降)を以下の通り歳入課税法規第2部門に追加する。

第21部.　Californiaエネルギー独立基金査定法

42000.　この部は「Californiaエネルギー独立基金査定法」と命名され、引用されるものとする

42001.　この部の目的には、次の定義を適用するものとする。

(a)「局」は、公的資源法規第16部門(第26000項より)に規定のCaliforniaエネルギー代替プログラム局を意味する

(b)「1バレルの石油」は、42米ガロンを意味し、つまり1ガロン当たり華氏60度の温度で計算すると231立方インチ。

(c)「委員会」は、州査定平準役員会を意味する。

(d)「消費者」は、自分自身の使用、或いは再販売用ではなく他人の使用のために買う個人、会社、合名会社、協会或いは法人を意味する。

(e)「第一購入者」は、生産者から石油を購入する人を意味する

(f)「総価格」は、全てのボーナス、割増金、又は石油に支払われた対価を含む、井戸元に於ける販売価格を意味する。もし石油が現金以外のものと交換された場合、或いは分離時に販売がなされない場合、或いは、買手と売り手の関係上、幾ら払ったとしても、値段が真の価格又は市価を反映していない場合には、役員会は、手数料を条件に、油井の近くの類似の石油に対して生産者に払われた現金価格に基づいて、価格を決定するものとする。

(g)「石油」は石油、或いは他の原油、凝縮液、ケーシングヘッドガソリン又はこの州の地面又は水面下から生産、採取され、又は汲み上げられた他の鉱油を意味する。

(h)「生産者」は、この州で、任意の方法で地面又は水面から油を採取する者全て、この州の地中又は水中の如何なる油井でも所有、支配、管理、賃貸する全ての者、この州で任意の方法で地面又は水面から採取することでどんな石油でも生産するか抽出する者、米国憲法或いはCalifornia州の憲法又は州法の下で財産課税から免除された者又は代理店から分離された石油を得る者、及び石油が、その利権を持つ者又は本人に代わって他の者によってリース、契約或いは他の取り決めにより生産されようが、石油又はその代価に使用利権を含む利権を所有する者を意味する。

(i)「生産量」は、使用料或いは他の利権に起因する総量を含む、産出した石油の合計総量を意味する

(j)「分離された」又は「分離すること」は、地面或いは水面から如何なる石油でも抽出又は取り出すことを意味し、抽出又は取り出すことは、地面下或いは水面下から石油を得る為に自然流出、機械的、強制流出、揚水、又は他の如何なる方法を使用してもよく、どんな手段でも査定未払いの石油を地表のどんな自然又は人工でもよい貯水池又は水面から取り出すことを含むこととする。

(k)「零細油井」は課税対象月全体で一日当たり平均十バレルを超える石油を生産出来ない油井として役員会が証明した井戸を意味する。一旦井戸が零細油井として証明されると、その零細油井は、その井戸が一日当たり平均十バレルを超える石油を生産する迄、零細油井として証明され続けるものとする。

42002.　第42007項の規定を除き、2007年1月1日発効で、ここに、この州の地面又は水面から販売、輸送、消費、貯蔵、収益、又は使用の為に石油を分離する特権にCaliforniaエネルギー独立基金査定を課すこととする。査定は、第42001項副項(h)にその用語が定義されている用語「生産者」該当の総ての人に、比例した率で分担されるものとする。課税額は、以下の通り、分離した石油一バレル当たりの総価格の全部分に適用するものとする。

(a) 1バレル当たり$10から$25までの石油の総価格の一・五パーセント(1.5%)。

(b) 1バレル当たり$25.01から$40までの石油の総価格の三・〇パーセント(3.0%)。

(c) 1バレル当たり$40.01から$60までの石油の総価格の四・五パーセント(4.5%)。

(d) 1バレル当たり$60.01以上の石油の総価格の六・〇パーセント(6.0%)。

42003.　この部門で別記の規定を除き、販売場所、販売先又は使用者、又は州外の地点に配送される場合もある事実にかかわらず、この州での全生産額に査定を課すこととする。

42004.　(a) 石油生産者或いは購入者、又は両者は、関係者に支払うべき額から支払うべき査定の比例分を控除するよう認可され、又命じられている。

(b) この部で課される査定額は生産者の第一次負債であり、第一購入者及びその後の各購入者の義務である。生産者が査定額を支払わない場合、第一購入者及びその後の購入者は査定に対する義務から免除されない。この州で生産された石油の購入者は、購入する石

油の査定が査定支払い義務のある者により支払い済みか、又はその予定であることを自身で確認することとする

(c) この部門で課される査定額を、石油、ガソリン或いはディーゼル燃料の値上げで消費者に転嫁してはならないとする。局の要望で、役員会は、生産者、第一購入者及びその後の購入者が石油、ガソリン或いはディーゼル燃料の価格を実質的に値上げする口実として、査定額を利用して、消費者から暴利を貪ろうと企てたかどうか調査するものとする

42005. この部で課される査定は、州或いはその行政的小区域が課す全ての従価税、又は地面から石油を分離、若しくは、その地方での営業特権として課せられることがある、地方事業許可税に追加するものとする。設備、材料、又は資産は総て、この部門に従う総税支払いの理由で従価税の支払いから免除されないものとする。

42006. 同一の当事者によって共同で所有又は直接若しくは間接的にコントロールされている二社以上の法人生産者は、第25105項で定義されているように、この部で規定の査定の適用の目的には、単一の生産者と見なされるものとする。

42007. この部に従って課されるCaliforniaエネルギー独立基金査定は、以下に適用されない。

(a) ユニット、協同組合、或いは他の連合経営契約下で生産された石油に対する、行政的小区域の占有持分を含む、州の行政的小区域が所有又は生産した石油。

(b) 任意の一箇月で零細油井で生産された、平均価格が1バレル当たり$50未満の石油。どの月でも石油の平均価格が1バレル当たり$50.01以上なら、零細油井は、$50.01を超える石油の総価格の三パーセント(3%)の額で課税されることとする。

42008. この部で課された査定額は、月単位で役員会に支払う期日が到来し、支払い義務が生じているものとする。役員会はこの部を運営するに当たり、広い裁量権を持ち、この部に基づいて州になす総ての支払いに関する方法を規定出来、又、役員会は、この査定を施行するのに必要な、油井の郡別所在地、総石油生産量、石油支払い価格、石油の市場実勢価格、及び未払い査定額に関する情報を含むが、それに限定されな書式及び報告義務を規定することが出来る。役員会は、報告書を確認し、かつこの部門で課された査定額が適切に報告され、支払われているかどうか定めるよう、生産者及び購入者の業務を調査することを含み、この部の履行に必要な全ての作業に従事するための会計検査官、調査者、エンジニア及び他の人々を雇うことが出来る。この部に基づく全ての手続きに於いて、役員会はCalifornia州民を代表して行動することが出来る。

42009. 役員会は、この部の規定を施行するものとし、利子の支払い、違約金の賦課、及び、この部の申請、管理及び施行に関し、第6451項及び/から第7176項或いは第38401項及び/から第38901項のうち、どちらか最も適用可能であると役員会が決定できる方で許される他の行為をいづれも含むがそれに限定されない、規則と規制を規定し、採用し、施行できる。

42010. (a) この部に従って集めた査定額、利子、違約金及び他の金額は、California憲法第XXXVI条により設置されたCaliforniaエネルギー独立基金に寄託されるものとする。公的資源法規の第26049項副項(a)或いは(b)に従って基金を割り当てる前に、局は、この部門により賦課された査定額の管理及び徴収で掛かった経費に対し、役員会に払い戻すものとする。役員会は上記の財源から受領した資金をCaliforniaエネルギー独立基金に暦月当たり最低、一度送金するものとする。

(b) 局が公的資源法規の第26045項副項(d)に従い40億ドル($4,000,000,000)を使い果たし、元金、利子、付随債務、及び第16部門(第26000項以降)に従って発行され、この部で生じた査定の誓約で保障された他のいかなる公債の経費を含む、清浄代替エネルギー法令関連の総ての債務が支払われ又は支払い準備がなされた後では、この部門が失効する日、又はそれ以前に発効する後の施行規制がこの部の失効日を削除又は延長しない限り、この部は失効するものとする。前記に係わらずこの部で生じた査定で保障された如何なる公債或いは他の債券が発行済みである限り、州議会も何人も査定を削減或いは削除できないが、この誓約をかかる公債の手続きの中に当該公債の所有者との約款として含めることが出来る。

第19項。法的異議申し立て

本法案の有効性に対する如何なる異議申し立ても本法案発効日の6箇月以内に提出しなければならない。

第20項。修正

この法令の制定法による規定は、その目的と意図を実行する為に、州議会のそれぞれ上院、下院の三分の二の投票によって承認され、州知事によって署名された制定法によって修正できる。

第21項。可分性。

歳入課税法規第42004項副項(c)及び公的資源法規第26054項副項(c)も含めて、この法令の如何なる規定又は法令の如何なる者或いは状況への適用が無効と判断される場合、その無効性は、その無効な規定又は適用を除いて実行可能な本法令の他の規定或いは適用に影響しないものとするが、このため、この法令の規定は可分である。

第22項。対立する州民による発案

この法案と、石油の抽出に対する査定、使用料、課税、又は料金を課すか、或いは、石油削減に関連する別の州民発案による法案又は複数の法案とが、同じ州全体の選挙投票用紙に登場する場合、別の法案又は複数の法案の規定は、本法案と対立すると見なされるもとする。本法案がより多くの賛成投票を受け取る場合、本法案の規定全体が圧倒し、他の法案の規定は無効となるものとする。

提案88

この州民発案法案は、California州憲法第II条第8項の規定に従い、州民に提出される。

この州民発案法案は、California州憲法に項を追加することにより明示的に修正し、政府法規の項を修正し、教育法規に項を追加する。従って、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案条項

第1項。 表題

この法案の名称は「教室学習及び説明義務法案」とする。また、そのように引用することができる。

第2項。 認定と目的宣言

California州民は、次のことを認定し、宣言する。

(a) Californiaの生徒は遅れをとっており、読みと数学で下位6州にランクされている。米国の最大5州のうち、全国的な教育進度の全てが平均未満なのは、California州だけである。

(b) 独立した調査は、Californiaの学生の到達度が低い理由として、資金レベルの低さ、大人数クラス、不十分な設備、学生達が比較的多くの助けを必要としているなどの公共教育での資源不足を挙げている。Californiaの学生は、全国でも非常に高い成績基準を満たすことが期待されているにもかかわらず、Californiaの教育資金は例年全国平均を下回っている。

(c) Californiaの経済的及び社会的反映は、グローバルな経済で競争できる教育レベルの高い労働力にかかっている。

(d) 学生の到達度を上げるためには、クラス人数の少人数化、教科書などの教材の配布、キャンパスの安全向上、保護者とコミュニティがより深くかかわる質の高い公立チャータースクールのための設

備提供のために新たな投資が必要である。

(e) 公立学校のための土地基準課税は、土地所有者、特に固定収入の高齢者を税金の急騰から保護しつつ、学生の到達度向上のために必要な資金を集めることができる。土地基準課税は、Californiaの何十ものコミュニティで有権者に認められており、1978年の提案13とも一致している。

(f) 公共教育の新規資金は、浪費と管理ミスに対する安全措置を設けることを義務付ける。教室学習及び説明義務基金の全額を監視し、年次の独立監査を実施する。年次監査により、基金の全額がそれを最も必要とする教室及び生徒の学習に使用されていることを検証する。

(g) 議会がこの基金を他の基金に転用したり、他のより緊急度の低い目的に流用することを明示的に禁止する。この法案は、基金を管理費支出に使用しないことを明記する。基金を悪用した者には、刑事罰、役職の剥奪、及び/又は罰金を課す。

(h) 基金の資金は、教育プログラム及び投資の効果を評価するための情報収集に使用する。これらに基づき、学校、研究者、その他の諸機関は、特定投資と生徒の到達度との相関を分析する。

(i) 65歳以上の自家保有者は、この法案の全ての規定から免除される。高齢者市民は、この基金の創設により負担が増加することはない。

(j) この法案は採算が取れる。基金は、現在、州一般財源によりまかなわれている州のサービスやプログラムに影響を与えることなく、教育を改善する。

以上の理由から、California州民はここに「教室学習及び説明義務法案」を採択する。

第3項。 California州憲法の第IX条に、次の第6.2項を追加する。

第6.2項。 (a) 以下に記す目的のために教室学習及び説明義務基金を州資産部に信託として作成し、幼稚園から12年生までの教育プログラムの支援のために継続して割り当てる。

(b) 教室学習及び説明義務基金は管理費の支払いに使用してはならず、次の教育目的にのみ使用する。

(1) 幼稚園と1年生から12年生までのクラス人数を少数化するために1億7,500万ドル($175,000,000)

(2) 州教育役員会が州教育課程の枠組みと厳しい教育内容基準に沿っていると認めた教科書及びその他の教材に1億ドル($100,000,000)

(3) 学校コミュニティの警備、ギャングリスク防止、放課後及び休み時間の学生サポート及び開発、学校コミュニティ暴力防止を通じての生徒、教師、職員の安全とセキュリティの向上に1億ドル($100,000,000)

(4) 学校建設又は近代化のための州総合義務公債の収益から資金を受け取っていない適格学区への学力増強施設助成金に8,500万ドル($85,000,000)。学力増強施設助成金を受け取っている学区は、州民投票により認可された公債を認める法律でその資格が明示的に認められている場合を除き、学校建設又は近代化のための州総合義務公債の収益から資金を受け取ることはできない。

(5) 教育プログラムと投資の効率と効果をより正しく評価する統合時系列教員及び生徒達成度データシステムに1,000万ドル($10,000,000)

(c) 教室学習及び説明義務基金に預けられた資金は、この項に記された目的にのみ使用できる。教室学習及び説明義務基金の全ての資金は、教育プログラムに使用される連邦、州、地方資金を補足するために使用し、これらを置き換えるためには使用しない。議会は、この項に割り当てられ、配分された資金を悪用した学区、郡教育局、公立チャータースクール、その他の管理者に対する、役職剥奪を含む罰則を定める。

(d) 副項(b)の第(1)節から第(3)節までの内容に従って割り当てられた資金は、生徒数に応じて、学区、郡教育局、公立チャータースクールに直接配分する。議会は、身体障害、英語能力、社会的経済的地位に基づいて、州及び連邦基準を満たすために必要な異なる生徒レベル費用に対応させるために、客観的で、測定及び監査が可能な変数とデータを使用して、生徒1人当たりの配分を増加させる。

(e) 副項(b)で定めた資金配分は、実際の収益と利子に基づいて、毎年調整する。

(f) この項の規定は、州憲法で定められた平等に保護を受ける権利を変更したり、変化させるものではない。

第4項。 California州憲法の第XIII A条に次の第21.5項を追加する。

第21.5項。 (a) この条項の規定により土地課税を免除されている場合を除き、各土地に賦課50ドル($50)を課す。賦課の徴収は、従価資産税と同時に同じ方法で行う。

(b) 土地所有者が次に該当する場合、その土地はこの項に記されている賦課が免除される。(1)その土地に居住している。(2)第XIII条、第3項の副項(k)に規定されている自家保有者の免除条件に該当する。(3)65歳以上、又は歳入課税法規で定義された重度の永久障害者である。

(c) この項の目的において、「土地」とは従価資産税の請求を受け取る州の土地区画を意味する。どの年度でも従価資産税を免除されている、又は請求を受けない土地は、その年にこの項により賦課される土地区画税も免除される。

(d) 各年度、この項で規定されている賦課からの収益は、次のように計算され、振り替えられる。

(1) この項を実施費用として郡に割り当てる金額は1%の10分の2 (.002)を超えない。

(2) この項に規定された賦課の結果生じた控除額の増加により減少した州の所得税及び法人税の相殺に必要な金額は、州一般財源に振り替える。

(3) 第(1)節と第(2)節で計算した金額を振り替えた後の残高(その利子を含む)は、第IX条の第6.2項により設立された教室学習及び説明義務基金に振り替える。

第5項。 California州憲法の第XIII B条に次の第14項を追加する。

第14項。 (a) 政府の各機関の「割り当て制約」には、第IX条の第6.2項により設立された教室学習及び説明義務基金からの収益の割り当ては含まれない。収益が教室学習及び説明義務基金に預けられたか、そこから割り当てられた結果、第3項に規定されている政府機関の割り当て制限の調整は必要とされない。

(b) この条項の目的において、「税歳入」には第XIII A条の第21.5項の規定による課税からの歳入は含まれないが、第XIII A条の第21.5項の副項(d)の第(2)節に規定された歳入は含まれる。

第6項。 California州憲法の第XVI条に次の第8.3項を追加する。

第8.3項。 (a) 第XIII A条、第21.5項の副項(d)、第(2)節に規定された歳入を除き、第XIII A条、第21.5項で規定された課税からの歳入は、第8項の副項(b)の第(1)節で使用されている「第XIII B条の規定に従って割り当て可能な一般財源」とは見なされない。また、第8項の副項(b)の第(3)節と副項(e)で使用されている「1人当たり一般財源歳入」の計算にも含めない。

(b) 第IX条の第6.2項の規定に従って割り当てられた資金は、第8項の副項(b)の第(2)節と第(3)節で使用されているのとは異なり、「第XIII B条の規定に従って割り当てられた一般財源税歳入から学区及びコミュニティカレッジ区への配分合計」の一部とは見なされない。

第7項。 教育法規に、次の第14003項を追加する。

14003. 教室学習及び説明義務基金から拠出された金額は、第2558、42238、56836.08項に規定されている資金の計算及び配分に

は含めない。また、教室学習及び説明義務基金から拠出された金額は、第33128項に規定されている学区の支出にも含めない。監査官は、第52057.1項に記された学力増強施設助成金のための資金を除き、会計年度内に最低2回は教室学習及び説明義務基金に歳入を配布する。

第8項。　教育法規に、次の第41020.4項を追加する。

41020.4.　全ての学区は、教室学習及び説明義務基金から受け取った資金の年次独立監査を会計年度ごとに行う。監査報告は、既に義務付けられている年次監査の一部として準備することもできるが、教室学習及び説明義務基金から受け取った資金がどのように支出されたかを分野別及びプログラム別に示す必要がある。監査報告は、管轄の郡学校教育長及び公共指導教育長による校閲を受け、学区と協力して、学区のウェブサイトに掲示する。

第9項。　教育法規に、次の第52057.1項を追加する。

52057.1.　(a) この項は、学区への施設助成金が、チャータースクールを含む全ての適格学校に配布されることを意図している。このため、学力増強施設助成金のためにCalifornia憲法の第IX条、第6.2項の副項(b)、第(4)節に基づいて割り当てられた資金は、この項の規定に基づいて適格学校に直接配分する。

(b) この項の目的においては、次の定義を適用する。

(1)「適格学区」とは、成績優秀で資格を有するチャータースクール、又は適格チャータースクール以外に成績優秀な学校のある学区を指す。第21部の第3章(第35500項より後)又は第4章(第35700項より後)に基づいて設立された学区で、以前の学区が学校建設又は近代化のための州一般財源公債の収益から資金を受け取った学区又は郡教育局は「学区」に該当しない。

(2)「成績優秀な学校」とは、州教育役員会が出した前学校年度の報告で類似の学校複数と比べて、学力指標でデサイル順位が6から10の学校を指す。

(3)「適格チャータースクール」とは、非営利公共団体により運営管理されているか、非営利公共団体であり、該当する非営利公共団体法に基づいて成立組織されており、学校の認定教師の過半数が非営利団体の従業員であるチャータースクールを指す。

(c) 学力優秀施設助成金は、2回目の元金配分時に一般財源の形で適格学校に分配する。副項(d)の規定により、学力優秀施設助成金は生徒1人当たり五百ドル($500)で、学区に分配される学力優秀施設助成金の算出に成績優秀な適格チャータースクールの生徒数を含めないことを条件として、成績優秀な学校に登録している生徒の生徒1人当たり基準に対して付与する。

(d) 副項(c)にもかかわらず、California憲法第IX条、第6.2項の副項(6)、第(4)節に記されている教室学習及び説明義務基金の該当部分の金額が、副項(c)で指定された生徒当たり配分額に満たない場合、全ての成績優秀学区が学力優秀施設助成金の生徒当たり配分額が均等になるように、比例調整する。

(e) この項で義務付けている学力優秀施設助成金の資金配布誤検知に、California憲法第IX条、第6.2項の副項(b)、第(4)節に記されている教室学習及び説明義務基金の該当部分の残金は、教室学習及び説明義務基金に残し、翌年度に適格学区に配布する。

第10項。　教育法規に、次の第60901項を追加する。

60901.　各学区は、議会が定め、California憲法の第IX条、第6.2項の副項(b)、第(5)節に記された州の統合時系列教員及び生徒達成度データシステムの作成と維持に必要なデータの収集及び報告に参加しなければならない。

第11項。　政府法規に第13340項を次のように修正する。

13340.　(a) 副項(b)に該当する場合を除き、議会が基金の資金を債務返済に割り当てることを制定法により規定していない限り、2007年7月1日又はそれ以降、予算条例を除くいかなる制定法によっても、会計年度にかかわらず、いかなる基金の資金も継続的に割り当てることはできず、債務返済に割り当てることはできない。

(b) 副項(a)は次のいずれにも適用されない。

(1) 地方消費税及び使用税からの歳入のうち、政府歳入課税法規の第2部門、第1.5部(第7200項から開始)の規定に従って地方政府機関に支出される予定額。

(2) 取引及び使用税からの歳入のうち、政府歳入課税法規の第2部門、第1.6部(第7251項から開始)の規定に従って地方政府機関に支出される予定額。

(3) 公債を発行し、2007年6月30日現在、継続的に資金を割り当てられている関連プログラムを管理する州又は地方政府の機関又は部門により支出される予定額。

(4) California州立大学の独自基金又は信託基金に預託され、会計年度に関係なく継続的に割り当てられる資金。

(5) 車両ライセンス料法規に準拠し、車両ライセンス料歳入のうち、地方政府機関に支出される予定額(第2部門、第5部(第10701項から開始)規定)。

(6) 教室学習及び説明義務基金に預託された資金

第12項。　分離条項

この法案の条項は分離することができる。この法案の条項の一部又はその適用が無効であると判定された場合でも、無効な条項又は適用なしで効力を発することが可能なその他の条項又は適用には影響を与えない。

第13項。　修正

この法案は、その目的を達成するために広く解釈すべきである。この法案のいずれの規定も、修正がこの法案の目的に沿い、進展させるものであり、California憲法の第IV条、第9項に明記されている単一種目規則に基づいており、議会の3分の2の賛成により可決され、知事が署名した場合に、その法案により修正することができる。

第14項。　発効日

この発案は、2007年7月1日に発効する。

提案89

California州憲法の第II条8項の規定に基づいて、この州民発案を州民に提出する。

この州民発案は、当該選挙法規、政府法規、歳入課税法規に修正、項の撤回、廃止、追加を行う。従って削除が提案されている現行の条項には~~消し~~線を引き、追加が提案されている新条項は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案する法律

2006年度CALIFORNIA看護師公正選挙基金制度法

第1項　政府法規第9編の第12章(第91015項以降)に次の内容を追加する。

第12章　2006年度CALIFORNIA 公正選挙基金制度法

第1条。　一般条項

91015.　本章は2006年度California公正選挙基金制度法と称し、引用される。

91017.　以下の全てについて、州民が認め宣言する。

(a) California州憲法に基づく選挙制度は、深刻な危険にさらされている。選挙運動資金に対する州の規則が、健全なる州の民主主義を蝕んでいる。現行のCaliforniaの選挙運動資金運用の現状は不適切である。California州民の約60パーセント近くがCaliforniaの選挙運

動資金制度への大幅な改革を求めている。

(b) 選挙運動に要する経費の高騰のため、選挙の結果から金銭的或いは商業的な利害を被る特別利益団体からの選挙運動資金を立候補者らがさらに多く募ることを余儀なくされている。

(c) 選挙関連支出における無制限な企業資金並びに投票法案やCaliforniaの公選職保持者への無制限な寄付金は、選挙の買収或いは買収の疑惑を招いており、これが選挙制度をむしばみ歪曲させて、公正な選挙制度への世間の信用を喪失させた。

(d) 買収或いは買収の疑惑は、California州政治における大きな問題となっている。

選挙献金の大口寄付者や出資者は、Californiaの公選公務員に金の力で近づき、それによって議会や役員の協議内容や政策決定に対して不正な影響を及ぼすのである。例えば州知事が公債関連の投票法案の成立を支持する資金集めとして、公債取引業者を招いて一皿$500,000のパーティーを主催するなど、やはり疑惑のイメージは避けられないであろう。大口献金が政治的便宜を確保する目的で現職公務員や候補者に支払われることをCalifornian州民は危惧している。

(e) 現行の選挙運動資金制度は、絶え間なく資金集めに奔走する負担を候補者に負わせ、その結果公的責任の遂行に充てる時間が減ってしまっている。

(f) 現行の選挙運動資金制度は、無制限な資金を投じることで政治の情報伝達の場を買い取り独占して私的商業利益をさらに追求する企業が、大半の投票者や候補者の声をかき消しその自由言論の権利を矮小化している。

(g) 現行の選挙運動資金制度は汚職の印象を強め、また利害の抵触を悪化させ、民主主義制度と民主主義機関に対する世間の信頼を傷つけるものである。

(h) 競争の激しい選挙活動費用は増加の一途をたどっており、候補者は選挙の結果や州政府の活動に対して金銭的商業的な関心を持つ特別利益団体から、運動資金のより大きな割合を募ることを余儀なくされている。

(i) 現行の任期制限のおかげで、任期的に余裕のある公選職保持者でさえも次期選挙への資金集めを余儀なくされている。

(j) 独立支出の急速な増加は、選挙資金法を回避しようとする特別利益団体の独立支出への出資傾向を示唆している。

(k) 現行の選挙運動資金制度は、合衆国憲法修正第一条に基づく有権者と立候補者の政治意見交換の権利を損ない、有権者が合衆国憲法修正第一条に基づいて立候補者全員の演説を聞く権利を損ない、さらに政治の場における自由活発な討論を保証する合衆国憲法修正第一条の根本的価値観をも損なうものである。

(l) 選挙献金の集まる候補者や争点の数は、選挙戦ごとに異なる。最小限費用で充分な選挙戦もあれば、支出が100万ドル($1,000,000)以上となる選挙戦もある。本法案は競争の少ない選挙戦では少額の公共資金を、競争の激しい選挙戦ではより多額の公共資金を充てることにより、多様な選挙戦に対応する。よって本法案はCalifornia州納税者にとって、公費の無用な巨額浪費を防止する。

(m) 選挙基金制度や公正選挙に関する法律が既に制定実施されている州で行われた選挙事例によれば、女性や少数者などの立候補者が増加しており、投票率が向上する一方で全体的な選挙運動費は減少している。

(n) 現行の選挙運動資金制度においては、私欲的資金を公職者が受け取ることを促進し、政府の決定事項に直接影響を及ぼすような買収問題が現実となる危険性が大きい。

(o) 州の現行の選挙運動資金規則では、立候補者や公選職に就く者が公式或いは非公式に支配している投票法案や一般目的委員会に対して、献金や寄付を行う者が金額無制限の献金を行うことで政治的な便宜を確保できる。1990年以来、こうした委員会に8,400万ドルがつぎ込まれてきたが、そのほとんどは大企業や州との大きな取引がある業者、州の決定事項が金銭的利益につながる裕福な献金者から出ている。

(p) 強力な企業や民間の利益追求によって、州民発案や州民投票の選挙活動はいまや営利のむさぼりと事業売り込みの土俵と化し、公益や公共福祉をないがしろにしている。州民発案や州民投票の過程に営利を目的とする民間企業の資金が何百万ドルもつぎ込まれ、私利に基づく事業を邁進させ、公衆の衛生や公共福祉を守る法的保護の規制を解き、民主主義の本質的である公益を目指した政府機関や政府事業を無能化している。企業利益の政治への影響を牽制する手段として、1911年に有権者が投票で成立させた州民発案の制度は、いまやもっぱら企業や商業利益追求の手段となってしまった。

(q) Californiaでは、候補者への投票と法案への投票は相互に絡み合っており、別々の問題ではない。California州の公選職への候補者、役員、政党は、投票法案への支持や反対の立場をとって積極的に運動し、さらにこうした支持反対の立場を選挙戦略の一環として活用している。すなわち立候補者への買収と買収疑惑は、Californiaのあらゆる投票法案への選挙戦にも見られるわけである。

(r) 企業による選挙運動への支出は、特にゆがみと不正の効果が大きく腐敗を招きやすい。企業の援助で集まった膨大な富は、その企業の政治的理念に対する市民の賛同とは無関係なものであり、よって企業が議員選挙や法案投票の結果に不当な影響力を振るうことは許されるべきではない。California州民のほぼ80パーセントが、民間企業の議員選挙や法案投票に与える影響は大きすぎると不満を表明している。

(s) 企業の支出を野放し状態で認めているCaliforniaの現行選挙運動資金規則も、選挙制度に対する世間の信用を傷つけている。選挙運動への献金はSacramentoの州政府役員の定める公共政策に逆効果を呈している、と信じるCalifornia州民は過半数である。Californiaの投票者10名のうち約8名が、自分達の州政府は一握りの大企業に牛耳られているとし、さらにCaliforniaの投票者の92パーセントは特別利益団体が州民発案のプロセスを「いくぶん」或いは「かなり」支配している、と信じている。

(t) 選挙過程における企業支出は選挙結果に不当な影響力を及ぼし、結果的に民主主義制度や健全な政府に対する州民の信頼を損なっている。企業による提言活動は今や民主主義制度の衰退させ、合衆国憲法修正第一条の精神にそぐうどころか、その名を汚すものとなっている。ただし、一部の非営利団体からの献金寄付金や支出についてはこうした危険はない。

(u) 特に懸念を呼ぶのは、複数の社会学論文において企業の巨額な法案投票へのキャンペーン支出が、有権者の支持を受けている法案を阻止できると実証した研究である。

(v) 企業の選挙関連支出への制限や、立候補者の支配する投票法案委員会に対する献金に対する制限は、合衆国憲法修正第一条には違反しない。最高裁判所は、企業からの直接献金や支出を制限しなければ、選挙過程における有権者の信頼の維持や、立候補者の買収又はその疑惑の防止、或いは企業選挙献金や支出が不正を防止できないのであれば、これは憲法に反さないとの見解を示した。また最高裁判所は、憲法修正第一条に示された企業の自由言論と交際は、主にその構成人員と情報受信者である世間から派生しており、よって企業献金が政治の場における献金者の言論の自由の真髄とは考えがたい、との見解を先頃示した。企業献金を制限しても、企業の役員、従業員、構成人員は個人の自由で政治献金できるため、世間に対する実質的な情報剥奪にはつながらない。政治の場における企業の支出制限に関しても同様の論理が成り立つ。

(w) 先の連邦選挙で「偽の問題提唱者」が発生しており、このことからもCaliforniaの候補者選挙と投票法案で「候補者の名指し」をさけた選挙広告によって、法人は候補者推薦広告に新たに加えられ

た制限をも回避すると予期される。従って法の抜け穴を悪用した選挙関連運動の情報伝達への無制限な法人支出を防止するための、明白な「選挙に関する情報伝達」への規定が必要である。

(x) Californiaの州民発案制度は、法人に借りのある公職保持者が社会の安全や必要性に関する諸問題に取り組めなくなったことを受けて、市民が一丸となって立法者の役を果たすことができるようにと制定されたものである。つまり州民発案制度は、営利法人が州議会を支配するときにも、市民が集団となって発言し、民主政治に従事する機会を設けることが意図であった。法人は人間ではない。法人は定められた行動規範に準拠するべく約束のもとに認可を受け、その見返りとして州で事業する権利や数多くの特権を協定で与えられた、州に作られたモノである。

(y) 法人は金銭の力でCaliforniaの最高行政官や議会の動きを公然とさしおいて、巨大な支配力をふるうまでになった。様々な民間からのカネが州議会を結果的に麻痺させ、市民を保護するはずの法律を制定できなくなってしまった。同様に、法人はその財政力で州民発案の過程さえも圧倒し、州民発案を推進するための市民の権利の行使を事実上妨害したり、特別利益団体に押し切られて麻痺した州議会が立法化できなくなった法律を立法化している。実際、それ自体は法案としての通過を目的としない、市民が支持する投票法案に反対して水をさすのみが目的の「対抗法案」を企業は慣例的に打ち出している。ついには公職保持者や立候補者らも州民発案の法案化で営利が得られる法人から資金を募ることにより、公選職立候補者への厳しい献金制限回避に州民発案制度を利用し始めている。

91019.　州民は、以下の目的を達成するため、本章を制定する。

(a) 巨額献金が州政府の決定事項に及ぼす影響を低減するため。

(b) 個人が財力を基準に立候補することを防ぐため。

(c) 選挙過程における立候補者の多様性を促進するため。

(d) インフレ率を遙かに上回るペースで上昇する選挙コストを反転させるため。

(e) 現在資金集めに奔走する立候補者がもっと政策問題に取り組み、現職公務員が公職に費やす時間を増やすため。

(f) 実際の買収の可能性と、買収に対する世間の疑惑を低減し、政府と選挙に対する市民の信頼を強めるため。

(g) 独立支出が献金制限枠の回避目的で使われることを防止するため。

(h) 政治へのより公平かつ意義ある参加を募るため。

(i) 公正選挙基金制度に加盟する候補者が有権者と情報交換できる十分な手段を提供するため。

(j) 選出された各公職者の、選挙運動への出資者ではなく有権者に対する説明責任を高めるため。

(k) 選挙献金、支出、選挙広告などの出所に関して、すみやかな情報提供を行うため。

(l) 立候補者が公式或いは非公式に支配している投票法案委員会への献金額に妥当な制限を科すことにより、買収と買収の疑惑、さらに選挙制政治の制度に対する有権者の不信感を緩和するため。

(m) 合衆国憲法修正第一条に基づいた法人の権利を保護するべく個別に分離された基金を通じて、法人にCaliforniaの選挙に関連した支出を義務づけ、これにより民主主義を衰退させる営利企業の選挙運動献金と支出の歪曲効果を防止し、健全な選挙制度と政府に対する市民の信頼を復活させるため。

(n) 選挙運動における情報伝達活動、献金総額、候補者間や委員会間における運動資金の譲渡に関する妥当な規制を設けて、選挙資金にまつわる買収や買収の疑惑、政治の歪曲、有権者の信頼の失墜などを回避するため制定された重要な法律のくぐり抜けを規制するため。

第2条　1974年度政治改革法の適用範囲

91023.　本章の条項で特に規定が無い限り、本編(政治改革法)の第1章から第11章までの解釈は本章の内容に基づく。

第3条　定義

91025.　本章における献金や寄付金への制限を解釈する上で、

(a) 個人の指揮又は支配する事業体が行う献金や寄付金は、その個人が行う献金や寄付金、及びその個人が指揮又は支配する別の全ての事業体が行う献金や寄付金に合計される。

(b) 複数人物が統制又は支配する事業体が複数あり、その過半数の人物が重複するとき、こうした事業体が行う献金や寄付金は合計される。

(c) 個人が過半数の所有権を有する事業体が行う献金や寄付金は、その過半数所有者が行う献金や寄付金、及びその人物が過半数を有するそれ以外の事業体が行う献金や寄付金と合計される。ただしこれらの事業体が独自の判断で献金や寄付を行った場合はその限りではない。

91027.　「連携」とは以下のいずれかの方法で行われた、州公選職への候補者の当落に影響を及ぼすような何らかの価値を持つ情報伝達などの事柄への代価の支払いを指す。

(a) 立候補者、立候補者の支配する委員会、又は立候補者の代理者もしくは立候補者の支配する委員会の代理者と協力、相談、調整の上で、要請、提案、理解のもとに行動する人物によるもの。

(b) 立候補者又は立候補者の代理人から、支払う側の人物に対し、支払いが行われることをふまえた上で明らかにされた立候補者の予定、企画、ニーズなど具体的な情報に基づくもの。

(c) その支払いが行われる予備選挙もしくは総選挙において、立候補者の支配する委員会の一員、従業員、資金調達担当者、又はその委員会の代表者もしくは方針決定を行う立場にある人物によるもの。

91028.　「選挙区」とは:

(a) 州議会或いは査定平準局候補の選挙においては、その候補者が目指す公選職の選挙区番号。

(b) 全州規模の役員選挙では、California州。

91029.　「事業体」とは一名の個人をのぞく、あらゆる人物の総称を指す。

91031.　「余剰支出額」とは、加盟候補者一名に交付される公正選挙基金の額を超えて、同じ公選職に対抗出馬する非加盟候補者が支出した、或いは支出が確定している金額を指す。本制度への加盟候補者が複数ある選挙戦で、本制度への加盟候補者一名が第91097項(c)に示される選択肢を取った場合、その選択の結果生じた増減も含めてその候補者に実際公正選挙基金より交付された金額がすなわちその候補者に割り当てられたその予備選挙或いは総選挙の期間中の公正選挙基金の金額と見なされる。

91033.　「試験期間」とは、予備選挙開始の18ヶ月前から申請期間の最終日までとする。試験期間は申請期間よりも早く開始し、申請期間と同時に終了する。

91035.　「総選挙運動期間」とは、予備選挙の翌日から総選挙の当日までとする。

91037.　「無所属候補者」とは、州の公選職への立候補者で、総選挙の投票用紙に登録された政党に属しておらず、かつ総選挙の候補者名簿への登録資格を有する者を指す。

91041.　「過半数を所有する」とは、所有権が50パーセント以上である場合を指す。

91043.　「非加盟候補者」とは、州の公選職への総選挙の候補者名簿に登録された立候補者のうち、公正選挙基金に申請しなかった立候補者、及び公正選挙基金に申請したものの、公正選挙基金制度の交付の要件を満たすことができなかった候補者を指す。

91045.　「役員認定政党」とは、その政党に所属する州知事候補が前回の選挙で10パーセント以上得票した政党、又は前回の全州規模の役員もしくは州議員選挙において、今回公正選挙基金を申請す

る候補者と同じ選挙区の同じ公選職にその政党から前回出馬した候補者が10パーセント以上の得票を得た政党を指す。

91046. 「役員認定候補者」とは、役員認定政党を代表して州の公選職への指名をめざす立候補者を指す。

91047. 「単政党優勢選挙区」とは、その選挙区で最大の登録有権者数を持つ政党の登録有権者数と、その他の政党に登録した有権者数との差が、選挙区全体の有権者数の20パーセント以上ある選挙区を指す。

91047.5. 「有償配布者」とは、この章において、また適格個人献金を集める目的において、適格個人献金を集める報酬として金銭もしくは何らかの価値のある事物を受け取る者を指す。ただし、選挙運動のフルタイムスタッフや従業員であっても、適格個人献金の収集に費やす労働時間が20パーセントに満たない者は、この定義には含まれない。この章を解釈する上で「報酬」とは、適格個人献金の収集件数に基づく支払いを含めた、あらゆる経済的斟酌を指す。「報酬」には、妥当な交通費や食費、宿泊費など、妥当な旅費の払い戻しは含まれない。

91049. 「加盟候補者」とは、公正選挙基金制度の要件を満たす、州の公選職への立候補者を指す。これらの候補者は、予備選挙と総選挙の選挙運動期間中において公正選挙基金の交付を受ける資格を有する。

91051. 「政党候補者」とは、投票対象として認められ、総選挙への指名候補者を予備選挙で選出する政党に所属する、州の公選職への立候補者を指す。

91053. 「実績認定候補者」とは、役員認定政党の予備選挙にて指名を受けた候補者、又は役員認定候補者となるのに必要な票数の二倍の支持票を獲得して、広い支持層を証明した州公選職への立候補者を指す。無所属候補者は実績認定候補者として基金交付の資格を得ることができる。

91054. 「人物」とは、個人、個人事業、企業、パートナーシップ、合弁事業、シンジケート、信託企業、会社、法人、有限責任会社、協会、委員会をはじめとする、一体となって行動するあらゆる組織やグループを指す。

91055. 「小口現金」とは、公正選挙基金デビットカードを使わずに、一件あたり二十五ドル($25)の諸費用支払いに充てられる、一日あたり百ドル($100)以下の現金を指す。

91057. 「政党の委員会」とは選挙法規第5100項の規定に従って政党と見なされる組織の州中央委員会又は郡中央委員会を指す。

91059. 「予備選挙運動期間」とは、予備選挙の120日前から、その予備選挙に関連する全ての州公選職の全立候補者の得票結果が確認できた日までとする。

91061. 「有資格候補者」とは、州の公選職をめざして役員認定政党以外の政党からの指名を求めて運動する候補者を指す。

91063. 「適格個人献金」とは、公選職への立候補者が公正選挙基金の交付をめざして、州の指定された申請期間にその選挙区の合法的住民から受領した、1件五ドル($5)の献金を指す。

91065. 「申請期間」とは、公正選挙基金の交付を求めるために州の公選職への立候補者が適格個人献金を集めることのできる期間を指す。役員認定政党候補者の場合は予備選挙の270日前から予備選挙の90日前まで、無所属の実績認定候補者の場合は選挙が行われる年の1月1日以後に開始してから180日間、ただし総選挙の90日前には終了しなければならない。

91067. 「元金寄付」とは、試験期間中に合法的なCalifornia住民から受領した百ドル($100)以下の献金や寄付金を指す。

91069. 「小口献金者委員会」とは、以下の全ての条件を満たす委員会を指す。

(a) 委員会を結成後少なくとも6ヶ月が経過していること。

(b) その委員会が100名以上の人物から献金や寄付金を集めていること。

(c) その委員会に1暦年あたり200ドル($200)以上の献金や寄付金をした人物がいないこと。

(d) その委員会が州の公選職への立候補者五名以上に献金や寄付金を行っていること。

(e) その委員会が第82016項で定義する候補者の支配する委員会に該当しないこと。

第4条 公正選挙基金

91071. (a) 州の公選職への役員認定候補者は、以下の要件を満たせば予備選挙運動期間における加盟候補者としての資格を得ることができる。

(1) その候補者が試験期間と申請期間を通じて公正選挙基金、元金寄付、及び第91123項に示された党資金以外の民間資金は一切受領せず、運用しないことを含め、本法令で定められた全ての条件に従っており、今後も従う旨を記した宣言書を当該委員会に対して提出する。

(2) 候補者は申請期間中に、以下の認定件数を満たす適格個人献金を集める。

(A) 役員認定政党の候補者は、以下に示す件数を超える適格個人献金を集める。

(i) 州下院の議員候補者は750件の適格個人献金を集める。

(ii) 州上院の議員候補者は1500件の適格個人献金を集める。

(iii) 州査定平準局候補者は2000件の適格個人献金を集める。

(iv) 州知事以外の全州規模の役員候補者は7500件の適格個人献金を集める。

(v) 州知事候補者は25000件の適格個人献金を集める。

(B) Californiaの合法的な居住者が寄付できる適格個人献金は、居住する選挙区における各公職ポストにつき1件のみとする。

(C) 適格個人献金には1件あたり1通の献金受領票が発行され、候補者はその控えを当該委員会に提出する。この受領票には献金者の署名、氏名、住所、日付、及び献金の対象となる候補者の名前を記載しなければならない。さらにこの受領票には、献金者が選挙権を有する公選職ポストにつき1名の候補者にしか献金できない旨、及び適格個人献金はその候補者が公正選挙基金の交付資格を得ることを目的としており、その献金には強制や払い戻しが伴わないことを理解する旨を示す署名を入れるものとする。

(D) 受領票に署名がなかったり記載漏れのある適格個人献金は、適格個人献金として認められない。

(E) 五ドル($5)の適格個人献金は現金又は候補者あての小切手か為替とし、候補者の選挙運動費の口座に入金する。

(F) 適格個人献金の署名入り受領票は全て当該委員会に届けられ、その適格個人献金の合計額の小切手を候補者の選挙運動費口座から作成して公正選挙基金への保証金として提出する。この提出時に候補者は適格個人献金の受領票に記載された内容が候補者の知る限りにおいて正確であり、小切手の金額が候補者の集めた1件五ドル($5)の適格個人献金の合計に等しいことを偽証罪に対する処罰を覚悟した上で保証する書類を提出する。

(G) 候補者は申請期間の終了時に適格個人献金を集めるために採用した有償配布者があれば、それに費やした合計金額も開示する。この情報は候補者が当該委員会に対して提出する報告を通じて、当該委員会が発布する規則に基づき情報開示するものとする。

(b) 州の公選職への政党候補者は、以下の要件を共に満たすことにより、運動期間の加盟候補者としての資格を得ることができる。

(1) 候補者が予備選挙期間における加盟候補者としての全ての要件を満たしており、本法令で定める加盟候補者としての全ての要件を既に満たしており、また今後も満たすことを保証する書類を当

該委員会に対して提出する。

(2) 予備選挙では、役員認定政党の加盟候補者として、所属する党の対抗出馬者の中で最大の得票を得た結果、その党の指名候補として選出された。

91073. 州の公選職への有資格候補者は、同じ公選職に対抗出馬する役員認定候補者に必要な署名数の少なくとも半数以上を集めなければならないが、役員認定候補者が集めるべき署名数の2倍を集めて実績認定候補者となることでさらに広い支持層を示すこともできる。候補者は本法令で定められた全ての条件に従っており、今後も従う旨を示した宣言書も当該委員会に対して提出しなければならない。予備選挙に出馬しない候補者の申請期間は、選挙が行われる年の1月1日以後に随時に開始してから180日間、ただし総選挙の90日前には終了するものとする。役員認定候補者以外の候補者は、いつから適格個人献金の収集を開始したかについて、開始の24時間以内に当該委員会に通知しなければならない。

91075. 本法令の発効日以降最初の選挙においては、州公選職への立候補者は、本項を設けていなければ加盟候補者として失格となるような民間献金や民間資金の支出が発行日以前にあったとしても、本法案施行日現在まだ使っていない受領済みの民間献金が以下の条件をいずれかを満たす場合には、加盟候補者としての認定を受けることができる。

(a) 献金者に払い戻されている。

(b) 過去の選挙活動で生じた負債の返済に充てることを唯一の根拠として、別の選挙運動資金口座に隔離している。

(c) 公正選挙基金に入金するため当該委員会に受け渡す。

91077. (a) 予備選挙運動期間に公正選挙基金の恩恵を受けた加盟候補者は、その後も恩恵を受けるか受けないにかかわらず、加盟候補者に適用される本章の全ての規定に総選挙期間を通じて従うものとする。

(b) 公正選挙基金の恩恵を受けて州の公選職に就いた者は、現職ポストの次期選挙の申請期間が始まる日まで、民間からの献金はいかなる者からも一切受け付けず、また別の候補者、政党の委員会やその他政治にまつわる委員会のための政治献金を勧誘したり受領してはならない。ただし第91115項に基づく献金や寄付金についてはこの限りではない。

91079. (a) 公正選挙基金に参加して資格を得ることを自発的に決めた加盟候補者は、予備選挙と総選挙運動期間中、第91123項で示された、候補者の政党以外の者から民間献金を受け取ってはならない。ただし第91115項に示された献金については、この条件は適用されない。

(b) 公正選挙基金への加盟資格を自発的に求め獲得した加盟候補者は、予備選挙と総選挙運動期間中、別の候補者、政党の委員会やその他第82013項で既定する政治関連の委員会のために政治献金を勧誘したり受領してはならない。

(c) 何人も別人を名乗って献金や寄付を行うことはできない。適格個人献金或いは元金寄付する者が第91071項(C)の第(2)段落で既定された献金受領票に示される本人でないことを知りながら、或いは知っているべきでありながらも受領した候補者は、出所記載が不正確な献金の合計額を公正選挙基金への入金として支払うほか、懲罰も受けるものとする。

(d) 予備選挙と総選挙運動期間中、加盟候補者は小口現金以外の選挙運動支出の全額を第91141項の既定に基づいて当該委員会の発行する「公正選挙基金デビットカード」で賄うものとする。

(e) 州の公選職への立候補者は、元金寄付及び適格個人献金の記録を含めた選挙運動に関する全ての記録を定められた時期に提出しければならない。候補者は当該委員会、所得税務局などのあらゆる執行機関のあらゆる監査や調査に対して協力するものとする。

91081. (a) 州の公選職の選挙中、全ての加盟候補者は選挙運動に関する財務を単一の選挙資金口座を通じて行うものとする。ただし第91115項により設立された口座はこの条件には適用されない。

(b) 第85201項の規定にもかかわらず、加盟候補者が行った過去の選挙においてその当時は当基金制度に加盟しておらず、その選挙運動活動を通じて負債が生じていた場合は、この負債を処理する目的としてのみ(a)に記載された選挙資金口座以外にも口座を一つ維持できる。

(c) の記載に基づいて負債を処理する目的で「別の選挙運動資金口座」に入金する献金については、その候補者の現行の選挙運動への「献金」とは見なさない。負債処理が目的の献金を集める期間は、選挙当日から六か月間とするが、正当な理由を示した上で、候補者にさらに六か月の延長が許されることもある。

(d) 加盟候補者の現行選挙機関における財政報告は、過去の選挙期間の財政報告とは別に提出する。

91083. (a) 公正選挙基金は、加盟候補者が選挙運動に直接関連する目的にのみ使用する。

(b) 加盟候補者は公正選挙基金を以下の目的に使ってはならない。

(1) 本法令に基づく選挙法取り締まりに対する弁護費用。

(2) 選挙に直接かかわりのない目的。以下を含むが、これ限りではない。

(A) 候補者への個人的な支援、又は候補者もしくは候補者の家族に対する報酬。

(B) 候補者の外見や装い。

(C) 五百ドル($500) 以上の価値があり、一般的な会計理念に基づいて現行の選挙期間を超えて利用価値があると判断される固定資産。こうした制限とは別に、加盟候補者はコンピュータ関連の資産を購入してもよいが、ただしその価値は$1,000を超えないものとする。

(D) 別の候補者又は政党の選挙運動執行部、又は別の政治委員会への献金や寄付金。

(E) 独立支出。

(F) 一人につき二十五ドル($25)以上の贈答品。

(G) 見返りを受け取ることのできない一切の支払いや譲渡。

(3) California州から固定給を得ている人物に対する報酬。運営管理や雑用スタッフについては免除する。

91085. (a) 加盟候補者として認定されることを希望する州公選職への候補者自身が、或いは候補者の成人した家族が候補者の選挙運動の元金として献金する場合の最高金額は百ドル($100)を超えないものとする。

(b) 適格個人献金の要求を満たすために使っても良い個人資金は、候補者本人が五ドル($5)、候補者の配偶者が五ドル($5)とする。

91087. (a) 適格個人献金と第91115項に基づく献金、及び第91123項に示された候補者の政党からの限定額献金以外に、公正選挙基金の交付資格を希望する州公選職への立候補者が受け取ってもよい献金は、申請期間が終了する以前に候補者の選挙区に居住しているCalifornia州の合法的居住者からの元金寄付である。

(b) 元金寄付は寄贈者一名につき百ドル($100)を超えないものとし、公正選挙基金の交付資格を求める州公選職の候補者が集めることのできる総額は、

(1) 州下院議員候補の場合は1万ドル($10,000)。

(2) 州上院議員候補の場合は2万ドル($20,000)。

(3) 州の査定平準局候補の場合は3万ドル($30,000)。

(4) 州知事以外の全州規模の役員候補の場合は7万5000ドル($75,000)。

(5) 州知事候補の場合は25万ドル($250,000)。

(c) 二十五ドル($25)未満の元金寄付の受領票には、寄贈者の署名、氏名、住所、郵便番号を記載する。二十五ドル($25)以上の元金寄付の受領票には、寄贈者の職業と雇い主も記載する。必要な開示情報

のない献金は保持してはならない。

(d) 元金寄付は試験期間或いは申請期間の間に使わなければならない。寄付された元金は予備選挙及び総選挙運動期間に使ってはならない。使い切らなかった元金寄付の残りは当該委員会に明け渡され、公正選挙基金に入金となる。

(e) 公正選挙基金受領資格を希望する候補者は、申請期間が終了して72時間以内に、

(1) 全ての元金寄付と全ての支出について、当該委員会に対して情報開示する。

(2) 試験期間に候補者が集めた元金のうち、元金寄付総額制限を越える分を当該委員会に手渡し、公正選挙基金に入金する。

91091. 対抗出馬者が二名以上ある州公選職選挙においては、複数候補者が出馬する予備選挙では少なくとも一度、複数候補者が出馬する総選挙では少なくとも二回、ディベートに参加するものとする。ディベートは適正な政治的慣行に関する委員会(Fair Political Practices Commission)の定める規定に基づいて行われるものとする。

91093. (a) 当該委員会は、候補者が公正選挙基金の交付を申請してから五日以内にその候補者の資格の有無を認定する。候補者が本法令の条項に違反した場合、資格剥奪となり、その候補者は公正選挙基金の全額を払い戻すものとする。

(b) 候補者の認定申請書は、偽証罪に対する処罰を覚悟した上で候補者と候補者の選挙運動の会計担当者が署名する。

(c) 当該委員会の判定は、速やかなる司法審査の対象となる以外は、最終的なものとなる。

(d) 当該委員会はウェブサイトにて情報を更新し、候補者の加盟或いは非加盟状態は、変更の24時間以内に情報を提供するものとする。

第5条　公正選挙基金

91095. (a) 公正選挙基金制度への加盟資格を有する州公選職への立候補者は、

(1) 選挙ごとに当該委員会より公正選挙基金の交付を受ける。額面は第91099項に示す通りとする。この基金を利用して、基金の対象となる選挙期間中を通じて第91081項に基づくあらゆる選挙費用に充てることができる。

(2) 役員認定候補者或いは広い支持層を証明した実績認定候補者はさらに、第91107項の規定に基づいて開示された情報をもとに、非加盟候補者の余剰支出額とすべての独立経費の合計額が加盟候補者への公正選挙基金当初交付金額を超えた場合は、非加盟候補者の余剰支出額に等しい額を公正選挙基金から受け取ることができる。

(3) 役員認定候補者或いは広い支持層を証明した実績認定候補者はさらに、第91109項の規定に基づいて開示された情報をもとに、その候補に反対するため、或いは対抗相手を支持するために支出された独立支出と、その独立支出の恩恵を受ける対抗候補が現時点までに集め或いは受け取った金額の合計額が加盟候補者への公正選挙基金当初交付額を超える場合は、その超過分に相当する額を公正選挙基金から受け取ることができる。

(b) 基金に加盟する役員認定候補者或いは広い支持層を証明した実績認定候補者が、独立経費と非加盟候補者の余剰支出額に等しい金額を受け取るときの最大総額は、その予備選挙或いは総選挙運動期間における第91099項に基づいた加盟候補者1名あたりの公正選挙基金割り当て金額の5倍を超えないものとする。ただし州知事の場合は第91099項に基づいた公正選挙基金割り当て金額の4倍を超えないものとする。

91095.5. (a) 第91095項を解釈する上で、加盟候補者に対抗して使われた独立支出は、別々の対立候補者の支出とみなす。

(b) 第91095項を適用する上で、加盟候補者に対抗した複数の非加盟候補者を支持する独立支出は、それぞれ非加盟対立候補者の支出とみなす。

(c) 第91095項を適用する上で、加盟候補者を支持する独立支出は、対立候補者の各々に対して、その独立支出が対立候補の支出であると見なす。

(d) 当該委員会は第91095項を適用する目的のため、独立支出に関して複数の候補者に言及又は叙述する規則を公布するものとする。

91097. (a) 州公選職への有資格候補者或いは役員認定候補者に対する予備選挙運動期間の公正選挙基金の交付は、当該委員会がその候補者を加盟候補者と認定した日に行う。この認定は候補者が必要数を満たす適格個人献金受領票と集めた適格個人献金の合計額の小切手、さらに加盟候補者としての資格に必要なその他全ての書類を提出してから五日以内に行うものとし、ただし予備選挙運動期間の開始以降であるものとする。

(b) 州公選職への有資格候補者或いは役員認定候補者に対する総選挙運動期間の公正選挙基金の交付は、予備選挙の結果が確定してから二就業日以内に行うものとする。

(c) 単政党優勢選挙区の優位政党の予備選挙で州議会に立候補する加盟候補者は、総選挙に充てられた公正選挙基金の一部を予備選挙に充てることもできる。これを希望する候補者は、(a)の欄に示された書類を申請期間の終わりに当該委員会まで提出する。この手段を選んだ加盟候補者は、該当公選職の総選挙交付額として第91099項(b)に示された額の25パーセントを追加した額を受け取ることができる。この手段を選んだ加盟候補者が、総選挙のはじめに受け取る額は、25パーセント減るものとする。さらにこの時点で対立候補者が加盟候補者に割り当てられた公正選挙基金を超過している場合もあり、これが上記の選択判断はその金額に影響を与える可能性もある。加盟候補者がこの規定に従って申請期間が終了するまでに総選挙から予備選挙に資金を移した場合、対立候補者も申請期間が終了する五日前までに同額を総選挙から予備選挙に移すことができる。当該委員会はこうした移転を当該委員会及び関係候補者に通知するよう義務付ける規則を公布するものとする。

91099. (a)　州公選職を目指す予備選挙の候補者と、特別選挙或いは特別決戦投票で州公選職を目指す実績認定候補者における、

(1)予備選挙、特別選挙、特別決選投票における役員認定政党の候補者への公正選挙基金交付額は、

(A) 州下院議員候補の場合は25万ドル($250,000)。

(B) 州上院議員候補の場合は50万ドル($500,000)。

(C) 州査定平準局候補の場合は25万ドル($250,000)。

(D) 州知事以外の全州規模の役員候補の場合は200万ドル($2,000,000)。

(E) 州知事候補の場合は1,000万ドル($10,000,000)。

(2) 予備選挙もしくは特別選挙における、実績認定候補者への公正選挙基金交付額は、その候補者がめざす公選職に対抗出馬している役員認定政党の候補者への公正選挙基金交付額の20パーセントとする。特別決選投票における実績認定候補者への公正選挙基金交付額は、その候補者がめざす公選職に対抗出馬している役員認定候補者への公正選挙基金交付額の50パーセントとする。

(3) 同じ政党から対抗出馬する別候補者のない予備選挙における、加盟候補者への公正選挙基金交付額は、対立候補が出馬する予備選挙での交付額の10パーセントとする。

(b)州公選職の総選挙においては、

(1) 対立候補の出馬する総選挙における役員認定候補者への公正選挙基金交付額は、

(A) 州下院議員候補の場合は40万ドル($400,000)。

(B) 州上院議員候補の場合は80万ドル($800,000)。

(C) 州の査定平準局候補の場合は40万ドル($400,000)。

(D) 州知事以外の全州規模の役員候補の場合は200万ドル($2,000,000)。

(E) 州知事候補の場合は1,500万ドル($15,000,000)。

(2) 対立候補のある総選挙における実績認定候補者への公正選

挙基金交付額は、その候補者がめざす公選職に対抗出馬している役員認定候補者が受けるであろう公正選挙基金交付額の50パーセントとする。

(3) 対立候補のある総選挙における有資格候補者への公正選挙基金交付額は、その候補者がめざす公選職に対抗出馬している役員認定候補者が受けるであろう公正選挙基金交付額の25パーセントとする。

第6条 非加盟の候補者、政党、独立支出委員会に対する制限

91101. (a) 一回の選挙につき、州下院又は州査定平準局候補の場合は五百ドル($500)以上、全州規模の役員候補の場合は千ドル($1,000)に相当する献金を、小口献金者委員会以外もしくは政党の委員会以外の人物がいかなる非加盟候補者に対しても行ってはならず、また非加盟候補者が小口献金者委員会以外もしくは政党の委員会以外の人物から受け取ってはならない。ただし第91115項に基づく献金や寄付金についてはこの限りではない。

(b) この規定は、非加盟候補者が自身の選挙運動に対して個人的資金を投じる分については適用されない。

91103. 一回の選挙につき、二千五百ドル($2500)以上に相当する献金や寄付を、小口献金者委員会がいかなる非加盟候補者に対しても行ってはならず、また非加盟候補者が小口献金者委員会から受け取ってはならない。

91105. (a) 支出の目的が州の公選職候補を支援もしくは候補に反対するいかなる独立支出委員会についても、暦年あたり総額千ドル($1,000)以上を独立支出委員会に献金したり、独立支出委員会から受け取ってはならない。

(b) 支出の目的が州の公選職候補の支配するいかなる投票法案委員会についても、暦年あたり総額千ドル($1,000)以上を独立支出委員会に献金したり、独立支出委員会から受け取ってはならない。

(c) いかなる人物も州の公選職候補の支援もしくは候補に反対する目的で、又は州公選職の候補が支配する投票法案委員会などを含めたいかなる委員会に対しても、暦年あたり総額七千五百ドル($7,500)以上を政党の委員会に献金したり、政党の委員会から受け取ってはならない。第85312項の規定にもかかわらず、この制限は州公選職への立候補者の選挙に関して党員に伝達された、同候補者の要請による政党への貢献や寄付にも適用される。

(d) ただし、献金譲渡の目的が第89519項(b)の第(4)段落に反さない限り、州公選職への無加盟候補者が受け取った献金のうち、本人の選挙運動もしくは政党委員会の役職の遂行に要する経費を超えた余剰分の政党への譲渡については、この章の内容が制限を加えることは一切無い。

(e) 州の公選職保持者、非加盟候補者、訴訟弁護費用口座、政党の委員会、独立支出委員会などは、候補者がめざすもしくは選出された公務員が就任している州の機関にロビイストやロビー専門企業の従業員もしくは筆頭がロビイスト登録している、もしくは州事業の請負業者が現在或いは将来仕事を請け負う可能性のある場合には、州登録ロビイストもしくはロビー専門企業、州事業の請負業者などから献金を要請したり受け取ってはならない。

(f) 候補者又は現職公務員が支配する委員会が州選挙における別の候補者或いはその候補者が支配する委員会に献金を行うことは一切禁じられている。

(g) いかなる人物も、州公選職への立候補者に対する献金、もしくは州公選職への立候補者を支持或いは反対する独立支出への献金は、全立候補者、候補者の支配する委員会、政党の委員会その他あらゆる委員会などに対する献金の合計が暦年あたり七千五百ドル($7,500)を超えてはならない。ただし、州公選職への立候補者を支持又は反対する複数の独立支出に対し、さらに暦年七千五百ドル($7,500)の献金を行うことができる。

(h) 候補者又は現職公務員が支配する委員会は、独立支出を行ってはならず、また他の候補者を支持もしくは反対する目的で独立支出を行うような別の委員会に対して献金を行ってはならない。

第6.5条 特別選挙と特別決戦投票への制限の適用範囲

91106. 本章における献金と支出に対する制限は、特別選挙と特別決戦投票に適用される。献金と支出に関する本章の条項においては、特別選挙と特別決戦投票は別個の選挙としてとらえる。

第7条 情報開示について

91107. (a) 非加盟候補者は、支出した金額が第91099項に基づいて定められた対立候補に当初割り当てられた公正選挙基金額を超えた、又は超える出費を招いた当日に、当該委員会までオンライン或いはコンピュータを用いて通知するものとする。その通知には、その日の時点で出費した或いは出費を招いた金額を記入する。非加盟候補者からの通知を受けて、当該委員会は即座にその選挙戦の対立候補者全員に通知を行う。

(b) 公正選挙基金制度の加盟候補者である対立候補者が当初実際に交付を受けた公正選挙基金の当初金額を超える出費のあった、もしくは出費を招いた非加盟候補者は、累積出費がその金額を5,000ドル($5,000)ずつ超過するごとに、24時間以内にコンピュータを用いて当該委員会まで通知する。

(c) 非加盟候補者が当該委員会に対して(a)及び(b)の記載に基づくすみやかな通知を怠った場合には、その非加盟候補者に余剰支出があったかどうかについて、当該委員会が独自の判断を下すことができる。

(d) 余剰支出の通知を受けるか、もしくは余剰支出があったとの判定を下してから1営業日以内に、当該委員会はその候補に対抗する実績認定候補者と役員認定候補者に公正選挙基金から追加金額を交付する。追加交付の金額は、その非加盟候補者が出費した、もしくは出費が確定している超過額に等しい額、ただし第91095項(b)に定められた限度内とする。

91107.5. (a) 州の公選職をめざすいかなる候補者も、以下の(b)と(c)の条項を満たすまで、かつ条項を満たさなければ、第91099項で定められた候補者役職における諸財源合計の貢献限度総額に達するまでの金額を補う目的で自身の選挙運動に$25,000以上の個人資金を貢献することはできない。

(b) 候補者がオンライン、コンピュータ、ファックス、直接配達を通じて、その金銭貢献を行う意志が決定してから15日以内に、支出もしくは貢献の金額を具体的に記し、その意志を表明する通知を対立候補者全員及び当該委員会に対して届ける。

(c) 上記(a)に基づいて候補者が支出もしくは貢献する個人資金は、選挙当日の15日前までにいったんその候補者の選挙運動献金小切手口座に振り込まなければならない。こうして振り込まれた資金は候補者による支出と見なされ、第91095項のマッチングファンド算出の要素となる。

(d) その候補者が本項に示された以上の額の個人資金を献金もしくは支出した場合は、全ての対立加盟候補における第91095項(b)に示されたマッチングファンドの限度額が2倍となる。

91109. (a) 本章で提出するよう定められた報告に加えて、選挙運動期間中に立候補者の支持或いは反対のために1,000ドル以上の独立支出を行った政党の委員会を含むいかなる委員会も、その独立支出が出費された、或いは出費を招いた時点から24時間以内に当該委員会に対して報告を提出しなければならない。この報告にも第84204項(b)で定められた内容を開示するものとし、その委員会が第84605項に基づいた報告を求められているときは、オンラインもしくはコンピュータを通じて、また当該委員会が電子的手段を通じた報告提出ができないと判断した委員会については、ファックス、直接配達などの手段により提出する。

(b) 支出とは独立してなされるものとは見なされず、以下の状

況において行われた支出については、その支出を行ったものから、その支出が支持する又はその支出により恩恵をうけた候補者に対する献金として扱われる。

(1) その支出が支持するか、その支出により恩恵を受ける候補者、又はこうした候補者や候補者の代理人が支配する委員会　との協力や相談の上で、その支出が行われたとき。

(2) その支出で支持を受けるか、その支出により恩恵を受ける候補者、又はこうした候補者や候補者の代理人が支配する委員会との示談もしくは要請や提案により、その支出が行われたとき。

(3) その支出を行う者との間に、候補者又は候補者の代理人とにまつわる手配、連携、指導があったとき。

(c) 当該委員会への報告書には、その独立支出を通じて支持又は反対する単数或いは複数の候補者を明記し、さらに支出は独立したものであって候補者や政党との連携を持たない旨を示した声明を含み、これに独立支出を行う者が偽証罪に対する処罰を覚悟した上で署名するものとする。

(d) いかなる委員会も当該委員会に対する必要報告書の提出を怠ったり、副項(a)或いは(b)に基づく報告書に実質的な虚偽情報を故意に提供した場合には、本法に示された法的救済に加えて独立支出の3倍以下の額の罰金を科する。

(e) 独立支出の出費があった、或いは出費を招いたとの報告を受けた時点で、当該委員会はすみやかに第91095項副項(b)の制限内で当該委員会が当該独立支出の恩恵を受けていないと判断する特定の予備選挙もしくは総選挙に出馬している加盟候補者全員に対して第91095項に準拠し、営業日1日以内に、公正選挙基金を追加交付する。

91113. (a) 本法で定める情報開示条項に加えて、州公選職への候補者もしくは州公選職への候補者が管理する委員会により支払われた全ての紙面広告や放送広告には、広告の内容をその候補者が是認したとの情報開示声明を含まなければならない。

(b) 副項(a)で義務づけられた放送広告における情報開示の声明は対象となる一般視聴者がよく聞き取れて理解できるように発話し、さらに聴覚障害者にも適切な方法で伝達しなければならない。

(c) 副項(a)で義務づけられた紙面広告における情報開示の声明は、当該委員会の定義に従って見やすい位置に10ポイント以上の文字サイズでよく読めるよう鮮明に印刷しなければならない。

(d) この項における広告とは、候補者もしくは候補者のが管理するいる委員会によって支払われた、州公選職の候補者に支持或いは反対の立場を取る一般向け或いは公けの広告であり、ただし当該委員会の細則で定められた直径10インチ以下のシンボルバッジ、60平方インチ以内のバンパーステッカーなどは含まないものとする。

第8条　得票の取り扱い、再集計、法的防御、公務員、就任資金

91115. (a) 選挙運動、選挙手続き、或いは役員の政府活動や職務遂行における行動が直接原因となって候補者又は公選職保持者が民事上、刑事上の審理業務上手続きの対象となりうる場合は、州公選職への候補者又は公選職保持者は、得票の取り扱い、資格や任命、結果の再集計や異議をはじめとする法的防御に関する弁護士料など法的手続きの関連費用を支出する別途口座を設けることができる。これらの資金は、こうした弁護士料などの法的費用にのみ支出できる。

(b) 選挙の際に公正選挙基金の交付を受けた州の公選職保持者は、州議会の場合は年間$50,000、それ以外の全州規模の役員は年間$100,000を受け取ることができ、これを公務員経費として支払うことができる。ただしその公選職保持者は、第91087項の規定に従って選挙運動用口座に超過する額を民間献金から集める以外には、現在の役職における公務用口座に対して民間からの献金を受けることは一切できない。この公選職保持者が第91087項の規定通り選挙運動用口座に余剰額の献金を集めたときは、第91115項(c)に従ってその暦年の次の年のはじめをもって公務用口座への民間献金を終了しなければならない。

(c) 現職を得るための選挙運動で公正選挙基金の交付を受けなかった州公選職保持者は、公務用口座を別途設置して、ここから当該委員会の定める公務諸経費を支払うことができる。この資金をダイレクトメールに充てることはできない。公務用口座に貢献できる総額は州議会議員が年間5万ドル($50,000)、それ以外の全州規模の役員は10万ドル ($100,000) とする。

(d) 州知事、州副知事その他の全州規模の役員は就任経費口座を設置して、ここから就任時の祝賀に関するイベント、祝賀会、集まり、挨拶通信の費用を賄うことができる。就任経費口座の総計が$500,000超えてはならない。

(e) 候補者又は公選職保持者が受け取ることのできる、副項(a)(c)(d)に示された口座の一名あたりの年間総額は五百ドル($500)とする。金銭或いは現物支給にかかわらず、全ての献金は当該委員会の定める方式で報告されるものとする。こうした資金への献金は、選挙運動への献金とはみなされない。

(f) 副項(a)に規定された法務用口座を設置した候補者或いは公職保持者は、法律上の争訟が解決して全ての経費を支払った段階で残金を全てすみやかに処分しなければならない。その候補者或いは公職保持者は、第89519項の副項(b)の段落(1)から(5)に掲げる全ての事項に則り残金を処分するものとする。

(g) 副項(b)の規定に基づいて公務用口座を設置した候補者或いは公職保持者は、その役職が終了した段階で残金を全てすみやかに州の公正選挙基金に返還しなければならない。

(h) 副項(c)の規定に基づいて公務用口座を設置した候補者或いは公職保持者は、その役職が終了した段階で残金を全てすみやかに処分しなければならない。その公職保持者は、第89519項の副項(b)の段落(1)から(5)に掲げる全ての事項に則り 残金を処分するものとする。

第9条　立候補者への制限事項

91117. 州の公選職への候補者、或いは候補者が管理する委員会は、試験期間が開始する以前に献金を受領してはならない。

91119. 非加盟候補者は、本人が支配する別の委員会から、本人が管理する州公選職選挙にかかわる委員会へと、選挙運動資金を移転することができる。移転した資金の会計は「後入れ先出し」或いは「先入れ後出し」方式で貢献者を具体的に明記し、ここに示される各々の貢献者の貢献総額は第91101項もしくは91103項、91105項の規定額を超えないものとする。

91121. 非加盟候補が選挙日以降受け取ることのできる献金は、選挙による純負債の未払い額を超えておらず、かつその献金を受け取ることで該当選挙に適用される献金限度額を超えない限りにおいて許される。全ての負債は総選挙後90日以内に返金或いは償却するものとする。当該委員会が候補者の提示する事実と状況から正当な理由があると判断した場合は、90日の期限延長もありうる。

91123. 州の公選職候補者は、全ての政党の委員会から受け取る総計が以下に示す金額を超えない限り、金銭或いは現物支給の貢献を政党から受けることができる。

(a) 予備選挙、特別選挙、特別決選投票における、加盟及び非加盟候補者一人あたりが全ての政党委員会から受け取ることができる金銭或いは現物支給の貢献の総額は、

(1) 州下院議員候補の場合は1万2,500ドル($12,500)。

(2) 州上院議員候補の場合は2万5,000ドル($25,000)。

(3) 州査定平準局候補の場合は1万2,500ドル($12,500)。

(4) 州知事以外の全州規模の役員候補の場合は10万ドル($100,000)。

(5) 州知事候補の場合は50万ドル($500,000)。

(b)対立候補のある総選挙における、加盟及び非加盟候補者一人あたりが全ての政党委員会から受け取ることができる金銭或いは現物支給の貢献の総額は、

(1) 州下院議員候補の場合は2万ドル($20,000)。

(2) 州上院議員候補の場合は4万ドル($40,000)。

(3) 州の査定平準局候補の場合は2万ドル($20,000)。

(4) 州知事以外の全州規模の役員候補の場合は20万ドル($200,000)。

(5) 州知事候補の場合は75万ドル($750,000)。

これらの貢献金額は、加盟候補者が受け取ることのできる公正選挙基金額には影響せず、これらの資金は公正選挙基金デビットカードを使わずに加盟候補者が直接支出できる。

第10条　投票情報パンフレットの声明文

91127.　州務長官は州の投票用パンフレットで、加盟候補者になることに自発的に同意した候補者を明示する。

91131.　(a) 加盟候補者は州の投票用パンフレット及び州務長官が候補者名リストを管理するサイトをはじめとするあらゆるインターネットのウェブサイトにも250ワード以内の声明文を掲載できる。この声明文では、対立候補者に言及してはならない。この候補者はさらに投票用パンフレットに10名の支持者リストを掲載できる。この声明文と支持者リストは、州務長官が定める州の投票用パンフレット作成の日程と手続きに従って提出しなければならない。

(b) 非加盟候補者は州の投票パンフレット又は投票用紙見本の投票案内に250ワード以内の声明文を有料で掲載でき、また10名までの支持者リストも有料で掲載できる。この声明文では、対立候補者に言及してはならない。この声明文は、州務長官が定める州の投票用パンフレット作成の日程と手続きに従って提出しなければならない。この副項に基づく候補者声明と支持者リストの印刷、処理、翻訳、発送費用は非加盟候補が比例配分で支払うものとする。

第10.5条　有権者教育援助プログラム

91132.　州務長官は第91134項副項(a)第(3)段落で規定された資金をもとに、特に本選挙法規の第13207項の副項(a)(2)(A)に示される投票用紙に記載される声明文の背景など、本章が設定した公的資金による選挙運動援護制度に関する情報普及活動を行うものとする。この情報普及活動には投票権法42 U.S.C. Sec. 1973aa-1の言語援助の条件にかなうラジオ、テレビ、紙面における 公益事業公告も含む。テレビ、ラジオ、紙面を通じて行われる公益事業公告には、州務長官の声や氏名、写真やビデオ画像などは含んではならない。

第11条　公正選挙基金の充当

91133.　州の資産部に別途、専用の、失効消滅しない公正選挙基金を設立する。所得税務局は以下の査定による料金を公正選挙基金費用として入金する。

(a) 歳入課税法規第23151項(g)に示された課税所得への課税率の0.2引き上げ[8.84パーセントが9.04パーセントに]

(b) 歳入課税法規第23186項(b)に示された課税所得への課税率の0.2引き上げ[10.84パーセントが11.04パーセントに]

(c) 歳入課税法規の第23811項に基づく受動的投資収入への税率引き上げにより、総収入5,000万ドル以上の企業の受動的投資年間純収入の率が1.5パーセントから1.66に。

91134.　(a) 本法で規定される公正選挙基金費用の徴収と管理は、罰金と利子も含めて所得税務局が行う。公正選挙基金は以下の目的で設立される。

(1) 予備選挙と総選挙の選挙運動期間中において、認定済みの加盟候補者の選挙運動に公的資金を提供する。

(2) 本章の規定に関連する、当該委員会の業務費用と施行費用を支払う。この制度を運営するため、当該委員会には少なくとも年間300万ドル($3,000,000)を割り当て、さらに第82001項の規定に従った生計費指数に基づいて金額調整する。

(3) 第91132項に示す情報普及活動の費用を支払う。ただしこれに充てる年間額は、選挙を行う年に限り、本章施行後2年間は副項(a)に示された額の五パーセント以内、それ以後は年間1パーセント以内とする。州務長官によって使い残された余剰金は毎年公正選挙基金に返還する。

(b) 本項に基づく資金は2007-08会計年度から徴収を開始し、その後 毎会計年度徴収する。

91135.　これ以外に公正選挙基金に入金する資金源には以下の全てを含む。

(a) 加盟候補者としての資格を求める候補者が集める適格個人献金、及び候補者が集めた余剰の適格個人献金。

(b) 加盟候補者としての資格を求める候補者が集めた元金寄付の余剰分。

(c) 使い切らなかった、又は使途の決まっていない金額については、その資金が公布された予備選挙もしくは総選挙の終了日より30日以内に返還しなければならない。当該委員会は本副項をさらに促進する規則を公布するものとする。

(d) 選挙法に違反した候補者に対して当該委員会が設定した罰金。

(e) 公正選挙基金に直接自主的になされた寄付金。

(f) 公正選挙基金で生じた利息。

91136.　公正選挙基金の総額は、六ドル($6.00)にCalifornia居住者数をかけ、これをさらに四倍した額を超えてはならない。公正選挙基金に入金することで、公正選挙基金の総額がこの額を超える場合は、その金額は一般財源に入れられ、これを取消すことはできない。

第12条　候補者の提唱する投票法案への献金に対する規制

91137.　候補者の率いる投票法案委員会への献金に対する規制

(a) 州公選職への候補者或いは州公選職保持者によって率いられていない委員会は、この項の規定の対象とはならない。第82016項の規定により、投票法案委員会が州公選職への候補者一名以上の支配を受けるようになった時点で、本項の条項が適用される。ただし政府法規第82007項の定義による候補者でなくなった者が率いる投票法案委員会は、本項の規定の対象とはならない。

(b) 州或いは自治体の投票法案が、州公選職への候補者或いは州公選職保持者に率いられるものである場合は、いかなる者もその委員会に対して1万ドル($10,000)以上の献金を行ってはならない。この献金額制限は、同一の州公選職候補者もしくは州公選職保持者が率いる複数の投票法案委員会に対する献金総計への制限として適用され、このような委員会が支持或いは反対する州或いは地方自治体の投票法案が異なるものであっても、またこのような委員会がまた複数の州公選職候補者もしくは州公選職保持者によって率いられるものであっても適用される。

(c) 投票法案への支持又は反対を主な目的として結成され、州公選職候補者或いは州公選職保持者の率いる委員会は、第85316項の選挙後献金の規制の対象となる。一般目的委員会は政府法規第85316項の選挙後献金規制の対象とはならない。

第13条　州公選職選挙における、法人による独立支出に対する献金への規制

91138.　州公選職選挙における、法人による独立支出に対する献金への規制

(a) 本項の副項(c)及び第91101項(a)に示された直接献金を除き、いかなる国法銀行或いは州法銀行も、さらにいかなる州或いはいかなる国の法律に基づいて組織された法人も、州の公選職候補の選挙に関連する献金や支出を行ってはならない。同様に、候補者、委員会その他の人物も本項で禁じられた献金を承知の上で受け取ってはならず、法人もしくは国法銀行、州法銀行の役員や理事はその法人もしくは国法銀行、州法銀行による献金や支出を承諾してはならない。

(b) 本項における献金もしくは支出とは、第82015項、

82025項、82031項に定められた献金、支出もしくは独立支出をさし、さらに州公選職選挙に関連する(政党の委員会を含む)直接的或いは間接的な支払い、配当、融資、前払一時金、保証金、現金もしくはサービスの贈与などをはじめとする、候補者もしくは委員会に提供される、何らかの価値のある全てを指すものとする。ただし(1)通常業務の一環として、該当する銀行法や規定に基づいて国法銀行や州法銀行により行われた融資と、(2)通常業務の一環として、該当する銀行法や規定に基づいて国法銀行や州法銀行により行われた支払い、又は利息、株などの投資の配当金の受領については、本項の禁止条項は適用されないものとする。

(c) 本項における「献金と支出」には、以下は含まれない。

(1)銀行もしくは法人からその株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族に提供されるあらゆる情報。

(2)銀行や法人がその株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族に提供する、党派に中立な有権者登録推進運動や投票推進運動の情報。

(3)政治献金もしくは支出を行う目的で、銀行や法人が設置、管理、勧誘を行う別途に独立した基金のうち、その銀行や法人の株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族が自発的に貢献した基金である場合。

(d) 副項(c)(3)に示される別途独立した基金の資金源が、暴力や職場での差別、金銭的報復、もしくは暴力や職場での差別、金銭的報復へのおどし、又は会費、料金のほか雇用の条件として集めた費用や、商取引を通じて集めた費用であった場合、このような基金を利用して献金や支出を行うことは違法行為である。いかなる人物も、(1)その基金を集める時点で、その基金の政治的目的を従業員に知らせ、かつ(2)その基金を集める時点で、従業員は処罰の恐れなく貢献を拒否してもよいこと、を従業員に知らせなければ、従業員に別途独立した基金への献金を勧誘することは違法である。

(e) 本項は事業者団体もしくは事業者団体が設置した、独立別個の基金がその事業者団体の株主、役員や管理業務に携わる従業員、及びその事業者団体の株主や従業員の家族から献金を勧誘することを、その事業者団体を構成する法人より個々に具体的に承認されており、かつその法人がこうした献金への勧誘を暦年あたり一事業者団体にしか認めていない場合に限り、これを禁じるものではない。

(f) 本項における「役員や管理業務に携わる従業員」とは、法人から時給賃金ではなく俸給を受けるもののうち、方針立案、管理、専門職、指揮監督責任を負うものを指す。

(g) 当該委員会は本項の規定を実行に移し、副項(c)(3)に基づいて設置された独立別個の基金に対する献金の運営と勧誘を管理するための規則を公布するものとする。当該委員会の規則は、本項を採択した有権者の意図を汲むものとし、実行可能な限りにおいて、連邦選挙運動法の類似条項に対する解釈と施行における連邦選挙委員会の見解に反しないものとする。

第14条　投票法案における、法人の献金や支出に対する規制

91139.　投票法案における、法人の献金や支出に対する規制

(a) 本項の副項(c)に示された場合を除き、いかなる国法銀行或いは州法銀行も、さらにいかなる州或いはいかなる国の法律に基づいて組織された法人が州の投票法案の承認、可決もしくは否決に支持或いは反対するために行う献金や支出の総額が1万ドル($10,000)を超えてはならない。同様に、候補者、委員会その他の人物も本項で定められた制限額を超えた献金を承知の上で受け取ってはならず、法人もしくは国法銀行、州法銀行の役員や理事はその法人もしくは国法銀行、州法銀行による献金や支出を承諾してはならない。

(b) 本項における「献金もしくは支出」とは、第82015項、82025項、82031項に定められた献金、支出もしくは独立支出を指し、さらに州の投票法案の承認、可決もしくは否決に支持或いは反対に関する(政党の委員会を含む)直接的或いは間接的な支払い、配当、融資、前払一時金、保証金、現金もしくはサービスの贈与などをはじめとする、候補者もしくは委員会に提供される、何らかの価値のある全てを指すものとする。ただし(1)通常業務の一環として、該当する銀行法や規定に基づいて国法銀行や州法銀行により行われた融資と、(2)通常業務の一環として、該当する銀行法や規定に基づいて国法銀行や州法銀行により行われた支払い、又は利息、株などの投資の配当金の受領については、本項の禁止条項は適用されないものとする。

(c) 本項における「献金と支出」には、以下は含まない。(1)銀行もしくは法人からその株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族に提供されるあらゆる情報。(2)銀行や法人がその株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族に提供する、党派に中立な有権者登録推進運動や投票推進運動の情報。(3)「政治献金」もしくは「支出」を行う目的で、銀行や法人が設置、管理、勧誘を行う別途に独立した基金のうち、その銀行や法人の株主、役員や管理業務に携わる従業員とその家族が自発的に貢献した基金である場合。

(d)副項(c)(3)に示される別途独立した基金の資金源が、暴力や職場での差別、金銭的報復、もしくは暴力や職場での差別、金銭的報復へのおどし、又は会費、料金のほか雇用の条件として集めた費用や、商取引を通じて集めた費用であった場合、このような基金を利用して献金や支出を行うことは違法行為である。いかなる人物も、(1)その基金を集める時点で、その基金の政治的目的を従業員に知らせ、かつ(2)その基金を集める時点で、従業員は処罰の恐れなく貢献を拒否してもよいこと、を従業員に知らせなければ、従業員に別途独立した基金への献金を勧誘することは違法である。

(e) 本項は事業者団体もしくは事業者団体が設置した、独立別個の基金がその事業者団体の株主、役員や管理業務に携わる従業員、及びその事業者団体の株主や従業員の家族から献金を勧誘することを、その事業者団体を構成する法人より個々に具体的に承認されており、かつその法人がこうした献金への勧誘を暦年あたり一事業者団体にしか認めていない場合に限り、これを禁じるものではない。

(f) 本項における「役員や管理業務に携わる従業員」とは、法人から時給賃金ではなく俸給を受けるもののうち、方針立案、管理、専門職、指揮監督責任を負うものを指す。

(g) 当該委員会は本項の規定を実行に移し、副項(c)(3)に基づいて設置された独立別個の基金に対する献金の運営と勧誘を管理するための規則を公布するものとする。当該委員会の規則は、本項を採択した有権者の意図を汲むものとし、実行可能な限りにおいて、連邦選挙運動法の類似条項に対する解釈と施行における連邦選挙委員会の見解に反しないものとする。

第15条　非営利活動法人に関する免除

91140.　政治献金と支出に関する禁止及び制限の条項から免除される非営利活動法人

(a) 以下の全てを満たす非営利活動法人については、第91138項と91139 項で定められた献金の支出の禁止及び制限の条項は適用しない。

(1) 第82005項で定める事業体の資格を有さず、また営利事業体としての活動を一切行わない。

(2) さらに次の条件を備える。

(A)従業員と債権者以外には、所有権への利害関係を持つ株主など、その組織の資産や利益に対して権利を主張するような関係を持つ人物がいない。

(B) 何らかの恩恵への申し出、もしくは恩恵を受けているがために、その法人の政治問題に対する見解を根拠に法人との関係を絶つことができないような人物がいない。

(3) さらに次の条件を備える。

(A) 営利事業体によって設立されていない。

(B) 会社法の第150項の意味する範囲に当てはまる営利事業体との「提携」がない。

(C) 営利事業体、或いは営利事業体としての活動を行う組織で構成されていない。

(D) 営利事業体からは、いかなる価値のある寄付も、直接的にも間接的に受け取っていない。

(4) 会計帳簿で副項(D)(3)を実証できない場合にも、営利事業体からの寄付受付について明記した書面による方針がある。

(5)26 U.S.C. r501(a) と (c)に記載されている。

(b) 資格を満たす非営利活動法人は、寄付を集めるときに寄付者に対してその資金が政治目的に使われる可能性があることを知らせなければならない。

(c) 副項(a)の全条件を満たし、資格を有する非営利活動法人は、さらに本項で許される献金や支出の全てに対して情報開示を求める条項も含む、本編に示されるその他の全条件或いは制限が適用される。

第16条　管理

91141. (a)本法の規定に基づいて、候補者が加盟候補者として全条件を満たすと認定された時点で、当該委員会はその候補者に「公正選挙基金デビットカード」と称するカードを発行する。候補者と候補者のスタッフは、この「カード」を使って当該委員会の口座から候補者に割り当てられた金額までの公正選挙基金を引き出し、これを全ての選挙運動の費用と経費に充てることができる。

(b) 加盟候補者もしくは加盟候補者の代理を務める何者も、選挙費用にの支払いには現金、小切手、為替、貸付など、公正選挙基金デビットカード以外のいかなる財政手段も使ってはならない。ただし第91123項の規定に従って政党の委員会から受け取った献金についてはこの限りではない。

(c) 一件あたり二十五ドル($25)以下の経費を支払う目的で、公正選挙基金デビットカードから一日あたり百ドル($100)以下の現金を引き出すことができる。こうした支出はすべて記録を残し、当該委員会に報告するものとする。

91142. 当該委員会により、公正選挙基金の加盟候補者全員に行き渡るだけの資金が基金制度にないと判断された場合は、有資格候補者全員の助成金を当該委員会が比例的に削減する。当該委員会が候補者に公正選挙基金削減の通知を送った時点で、その候補者が未だ公正選挙基金を全く受領していなかった場合には、その候補者は非加盟候補者となることができる。I候補者がすでに公正選挙基金の交付を受けていた場合、もしくは同基金の交付を希望する場合は、その候補者は非加盟候補者に設定された献金限度まで献金を集めることができるが、資金不足のない状況でその候補者が交付をうけるはずであった額からその候補者が受け取る額、もしくは既に受け取っている額を差し引いた金額を超えて集めることはできない。後になって、資金が十分あると当該委員会が判断したときは、民間献金を集めなかった候補者には、その候補者が受ける資格のある金額の資金を交付する。

91143. (a) 第5条の規定に従って基金の交付を受けた加盟候補者は、予備選挙に要した物資やサービスと予備選挙期間の全ての経費に対する未払い分に十分な金額以上の、候補者の選挙運動用口座の全ての資金を予備選挙期間の終了時に基金に返還する。

(b) 第5条の規定に従って基金の交付を受けた加盟候補者は、総選挙に要した物資やサービスと総選挙以前に経費に生じた未払い分の支払いに十分な金額以上の、候補者の選挙運動用口座の全ての資金を総選挙期間の終了時に基金に返還する。

(c) 加盟候補者は、本項に示された請求額のうちで、異議のない未払い分については、予備選挙或いは総選挙から30日以内に全額を支払うものとする。異議のある請求については、月一度候補者が委員会に対して、その経過の報告を行う。諸費用支払いを終えた後の、候補者の選挙運動用口座の残金は、すみやかに基金に返還する。

(d) 加盟候補者に交代する新しい候補者が、選挙運動用口座の現状と今後の維持における本章の全規定に遵守する責任を引き継ぎ、さらに加盟候補者の代替者として、その資格維持にまつわる本章の全規定を誠実に遵守する旨を示した宣誓書を州務長官に提出したときは、加盟候補者の選挙運動用口座を代替候補者に登録換えし、さらに委員会は代替候補者を加盟候補者として認定する。代替候補者がこの宣誓を行わなかったときは、この選挙運動用口座を清算し、残金をすべて基金に返還する。

第17条　生活費

91144. 当該委員会は献金限度額、支出制限額、元金寄付条項、交付額、及び公正選挙基金支給額について、毎奇数年の1月に、消費者物価指数の上下及び登録有権者数の増加に応じて調整する。この金額調整は元金寄付については十ドル($10)単位、献金制限額については百ドル($100)、公正選挙基金条項については千ドル($1,000)単位に四捨五入する。

91145. 1で終わる年の12月6日までに、当該委員会は州議会、選挙を管轄する州上院と州下院の常任委員会に対して公正選挙基金の機能に関する検討と分析を盛り込んだ報告を提出し、本章の支出制限額、元金寄付額、交付額、公正選挙基金額に対して第91144項の規定範囲を超えた生活費調整を行うかどうか、また本法の目的に準ずるその他の変更を提案する。当該委員会の提案は、過去十年間の非加盟候補者の選挙の献金や支出の開示情報と、その他入手できる選挙運動資金情報の分析に基づくものとし、この分析も報告内容として盛り込む。当該委員会の提案に従った本章への修正は、州議会の両院における55パーセント以上の得票をもって採択する。

第18条　施行

91146. (a) 加盟候補者或いはその代理が故意に、定められた以上の公正選挙基金恩恵を収受したり、交付された公正選挙基金以上の額を支出したり、公正選挙基金の恩恵を誤用することは違法である。

(b) 第91115項に示された人物を含み、故意に或いは承知の上で本章の規定に違反することは、軽犯罪の有罪となる。故意に或いは承知の上で本章の条項を他者に違反させたり、本章の条項を他者が違反するように援助或いは幇助した者にも、本条の条項に対する法的責任がある。

(c) 本章の条項違反に対する犯罪訴追は、その違反日より4年以内に行う。

91147. (a) 本章の規定により軽犯罪の有罪判決を受けた者は、その判決において本項の適用除外を具体的に明示しない限り、ロビイスト、州事業の請負業者、公選職立候補者となる資格、さらに公職や委員会への指名を受ける資格を判決の日から5年間剥奪される。候補者以外の者が本章の規定により軽犯罪の有罪判決を受けたときは、その判決において本項の適用除外を具体的に明示しない限り判決の日から5年間、選挙活動において報酬を受けたり、選挙活動を行う企業から報酬を受けることができない。

(b) この違反が意図的なものであり、かつその金額が選挙の結果を左右しえた裁判所が判断した場合には、その候補者には罰金2万5000ドル($25,000)と最高懲役5年のいずれか、もしくはその両方が科せられる。本法に刑事上の違反を犯した者は、少なくとも1日夜の拘置の刑を受ける。

(1) 本章の規定により、候補者が軽犯罪の有罪判決を受けたとき、その違反が選挙の結果に重大な影響があったかどうかを裁判所が判断する。重大な影響があったと裁判所が判断したとき、又は加盟候補者が割り当てを受けた公正選挙基金額の10パーセント以上の額を支出或いは負債として負ったときは、本副項の罰金に加えて候補者が公正選挙基金に超過額の10倍の金額を返済しなければならない。

(A) この有罪判決が選挙前に下ったときはこの候補者の得票は計上されず、選挙結果はこの候補者を除く候補者間の得票をもとにして決める。

(B) この有罪判決が選挙後に確定し、かつこの候補者が当選したときは、この候補者は就任できず、その職には欠員が生じたものととらえて法律の定めに従いこの欠員を補充する。

(C) この有罪判決が候補者の就任後に確定したときは、候補者はその職からはずされ、その職には欠員が生じたものととらえて法律の定めに従いこの欠員を補充する。

(D) 有罪判決を受けた者は、判決の日から5年間選挙に立候補する資格を失う。

(2) 加盟候補者が割り当てを受けた公正選挙基金額の10パーセント以上の額を支出或いは負債として負っており、裁判所がこれによって選挙結果に重大な影響を及ぼしえた可能性を認められたときは、この候補者はその超過額を公正選挙基金に返済する。

(c) 当該委員会の第91146項(b)と第91147項にもとづく判断についても、同様の罰金を科すが、これは裁判所の見直しの対象となる。

第2項　選挙法規の第13207を以下の通り修正する。

13207.　(a) 投票用紙に以下の全てを縦列で横並びに印刷する。

(1) 選挙対象となる公選職。

(2) 候補者名。有権者が投票用紙に印刷されていない候補者名を書き込めるよう、空欄を広くとる。

(A) 各候補者の氏名の下に、「この候補者は公的選挙基金制度に加盟しています。」又は「この候補者は公的選挙基金制度に加盟していません。」と記載する。

(B) 第12章(第91015以下)に該当する全ての選挙の立候補者のうち、誰が加盟候補者であり、誰が非加盟候補者であるのかは公正政治慣習委員会が判断する。公正政治慣習委員会は投票用紙のすみやかな印刷と準備に間に合うよう、州務長官にこの段落(2)の要件を満たす情報を提供する。州務長官はこの情報を郡選挙役員にすみやかに伝達する。

(3) 有権者の投票対象となる法案。

(b) 党の予備選挙において、党から選ぶ公選職と、党とは無関係の公選職のを同時に選挙する場合は、党の公選職の列を投票用紙の左に、これ以外の公選職の列を右に設け、黒の太線で分ける。

(c) 党の公選職と、党とは無関係の公選職の列幅はいずれも3インチとし、ただし選挙役員の判断で列幅を3インチより10パーセントまで増減してもよい。大統領と副大統領候補の列は最大4インチとする。

(d) 投票の対象となる法案がある場合は、各法案の表題と要約を充分に掲載できるように、候補者の氏名の列の右側に一列以上の幅をとり印刷する。各法案の表題と要約の右に、それぞれ行を改めて、「賛成」及び「反対」を印刷する。

第3項　政府法規の第82016を以下の通り修正する。

82016.　*支配する委員会*

(a)「支配する委員会」とは、候補者もしくは州法案の提案者が直接的或いは間接的に支配する委員会、又は候補者、候補者の支配する委員会、或いは州法案提案者と連携して支出の取り計らいを行う委員会を指す。候補者、候補者の代理人、もしくは候補者の支配する委員会が、ある委員会の行為や採決にかなりの影響をもつとき、その候補者はその委員会を支配している、とする。

(b) ただし副項(a)の規定にもかかわらず、~~第85205項~~と*91057*項に定義された政党の委員会は「支配する委員会」ではない。

(c) 第91137項において、以下の条件に一つでも当てはまれば、その候補者は投票法案委員会を支配している、とする。

(1) 委員会の資金運用に関する判断が、事実上候補者又は候補者の代理の采配によるとき。

(2) 委員会への献金を、候補者自身が電話又は口頭で寄付者に働きかけて募るとき、

(3) 候補者の出演する放送広告に、その候補者の要請により委員会が経費を支払ったとき。

第4項　政府法規の第82025を以下の通り修正する。

82025.　*支出*

(a)「支出」とは、状況判断で政治とは無関係であることが明らかな場合を除く、あらゆる支払い、借金の帳消し、第三者による借金の肩代わり、法的拘束力のある支払いの約束を指す。

(b)「支出」とは以下の目的で行われる、あらゆる人物による金銭或いは金銭以外の支払いを指す。

(1) 特定の候補者を明示してその指名、支持、反対を主張するあらゆる情報伝達、又は特定の投票法案を明示してその指名、支持、反対を主張するあらゆる情報伝達

(2) 放送、ケーブル放送、衛星放送などのうち、(A)州公選職への特定の候補者、又は投票用紙への掲載を認められた投票法案を明示して、それに言及するもの、(B)予備選挙の30日前以降、或いは総選挙、特別、特別決選投票の60日前以降に行われた、候補者がめざす公選職又は州投票法案にかかわるもの、(C)その候補者又は投票法案の選挙区において、5万人以上に受信されるもの。この副項において、特定の候補者を「明示する」とは、その情報伝達の中で候補者の氏名を言明する、候補者の立候補又は目指す公選職にはっきりと言及する、もしくはなんらかの方法で明らかにその候補者であることに言及することを指す。この副項において、特定の投票法案を「明示する」とは、その情報伝達の中でその投票法案の番号、公式名称或いは通称に言及すること、又はその法案の具体的な案件にふれ、この法案が有権者の投票の対象になっていることに言及することを指す。

(c) 副項(b)の規定にもかかわらず、以下の費用は「支出」には含まれない。(A)誠実なニュース番組や論評、或いは定期刊行機関の発行する新聞、雑誌、一般向け刊行物、放送局などが発信した情報内容、ただし政党の委員会や候補者が所有或いは支配する機関の発信したものを除く、(B)候補者ディベートもしくは公開討論会の内容、又はこのディベートや公開討論会の主催者や主催団体によって、そのディベートや討論会の振興を唯一の目的として発信した情報、(C)配布の対象が組織のメンバー、従業員、株主など関係者、及び購読希望者に限定されたニュースレターや定期刊行物の内容、(D)本副項の条件に即して本項を適切に実施するため当該委員会が交付する規定により除外されたその他の情報発信手段。

(d) 候補者が自費負担で行った、選挙法規の第13307項に基づく候補者声明もしくは立候補表明の「申込費」は含まない。

(e) 支出は支払いが行われた日、或いは経済的斟酌があった場合にはこれがなされた日のうち、早い方の日をもって行われたものとする。

第5項　政府法規の第82031を以下の通り修正する。

82031.　独立支出

「独立支出」とは~~明示された特定の候補者の当選や落選を明らかにめざした、又は投票法案の発議、可決、否決を支持或いは反対する、又は全体的な状況からかんがみて選挙結果を左右する影響を及ぼすと判断されるような~~*第82025項副項(b)の定義*による支出のうち、当該候補者や委員会からの要請や*連携*を介さずに行われたものを指す。

第6項　政府法規の第85203項を廃止する。

~~85203.　「小口献金者委員会」とは、以下の全ての条件を満たす委員会を指す。~~

~~(a) 委員会を結成後少なくとも6ヶ月が経過していること。~~

~~(b)その委員会が100名以上の人物から献金や寄付金を集めていること。~~

~~(c) その委員会に1暦年あたり200ドル($200)以上の献金や寄付~~

~~金をした人物がいないこと。~~

~~(d)その委員会が五名以上の候補者に献金或いは寄付金を行っていること。~~

第6.1項　政府法規の第85205項を廃止する。

~~85205. “「政党の委員会」とは選挙法規第5100項の規定に従って政党と見なされる組織の州中央委員会又は郡中央委員会を指す。~~

第6.2項　政府法規の第85206項を廃止する。

~~85206. 「公金」の定義は、刑法規の第426項と同義とする。~~

第6.3項　政府法規の第85300項を廃止する。

~~85300. 公選職に選挙で当選する目的で公職保持者が公金を使ってはならず、また候補者が公金を受け取ってはならない。~~

第6.4項 政府法規の第85302項を廃止する。

~~85302. (a) 一回の選挙につき、六千ドル($6,000)以上に相当する献金や寄付を、小口献金者委員会が全州規模の役員を除く州公選職の候補者に対して行ってはならない。また全州規模の役員を除く州公選職の候補者が小口献金者委員会から受け取ってはならない。~~

~~(b) 一回の選挙につき、1万($10,000)以上に相当する献金や寄付を、小口献金者委員会が州知事候補を除く全州規模の役員の候補者に対して行ってはならない。また州知事候補を除く全州規模の役員の候補者が小口献金者委員会から受け取ってはならない。~~

~~(c) 一回の選挙につき、2万ドル($20,000)以上に相当する献金や寄付を、小口献金者委員会が州知事候補に対して行ってはならない。また州知事候補が小口献金者委員会から受け取ってはならない。~~

第6.5項　政府法規の第85303項を廃止する。

~~85303. (a) 州の公選職候補に献金する目的で、暦年あたり総額5,000ドル($5,000)以上の献金を政党の委員会以外の委員会に行ってはならず、また政党の委員会以外の委員会もこのような献金を受け取ってはならない。~~

~~(b) 州の公選職候補の支援もしくは反対の目的で、暦年あたり総額2万5,000ドル($25,000)以上を、何人も政党の委員会に対して献金を行ってはならず、また政党の委員会もこのような献金を受け取ってはならない。第85312項の規定にもかかわらず、この制限は州公選職への立候補者の選挙に関して党員に伝達された、同候補者の要請による政党への貢献や寄付にも適用される。~~

~~(c) 第85310項の規定を除き、目的が州の公選職候補に対する献金でないかぎり、この章には委員会或いは政党の委員会に対する献金を制限する規定は一切無い。~~

~~(d) ただし、献金譲渡の目的が第89519項(b)の第(4)段落に反さない限り、州公選職への無加盟候補者が受け取った献金のうち、本人の選挙運動もしくは政党委員会の役職の遂行に要する経費を超えた余剰分の政党への譲渡については、この章の内容が制限を加えることは一切無い。~~

第6.6項　政府法規の第85304項を廃止する。

~~85304. (a) 候補者又は公選職保持者の選挙運動、選挙手続き、或いは役員としての政府活動や職務遂行における行動が直接の原因で、州公選職への候補者又は公選職保持者が民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の対象となりうる場合は、州公選職への候補者又は公選職保持者は別途口座を設けてこうした法的防御に関する弁護士料など法的手続きの関連費用の支出に充てることができる。これらの資金は、こうした弁護士料などの法的費用にのみ支出できる。~~

~~(b) 候補者はこの口座に献金を受け取ることができ、その口座は本項の金額制限の対象とはならない。ただし、全ての献金は委員会の定める方式で報告されるものとする。~~

~~(c) 争訟が解決した時点で、第89519項の副項(b)の段落(1)から(5)に示す一つ以上の目的で争訟にまつわる全ての経費を支払った後の残金は、全て処分しなければならない。~~

第6.7項　政府法規の第85305項を廃止する。

~~85305. 州の公選職への候補者、或いはその候補者が支配する委員会は、第85301項(a)の制限を超えて州公選への別の職候補者に献金をしてはならない。~~

第7項　政府法規の第85306を以下の通り修正する。

85306. 同一候補者が支配する委員会から委員会への資金移転、献金の出所の明示、特定日以前の保有資金

~~(a) 非加盟候補者は、本人が支配する別の委員会から、本人が管理する州公選職選挙にかかわる委員会へと、選挙運動資金を移転することができる。移転した資金の会計は「後入れ先出し」或いは「先入れ後出し」方式で貢献者を具体的に明記し、ここに示される各々の貢献者の貢献総額は第85301項もしくは9110項3、85302項の規定額を超えないものとする。~~

(b) ~~副項(a)にかかわらず、~~*(a)*全州規模の役員を除く州の公選職への候補者のうち2001年1月1日現在に選挙運動資金を有していた者については、献金者を明示することなくその資金を公選職選挙運動に使用できる。

(c) ~~副項(a)にかかわらず、~~(b)全州規模の役員への候補者のうち2002年11月6日現在に運動資金を有している者については、献金者を明示することなくその資金を公選職への選挙運動に使用できる。

(c) 第91137項の規定にかかわらず、候補者が支配する投票法案委員会から、その本人の支配する別の投票法案委員会へと選挙運動資金を移転することについては、制限されていない。

第8項　政府法規の第85314項を廃止する。

~~85314. 本章における献金の制限額は、特別選挙と特別決戦投票に適用される。献金と任意の支出限度額に関する本章の条項においては、特別選挙と特別決戦投票は別個の選挙としてとらえる。~~

第8.1項　政府法規の第85317項を廃止する。

~~85317. 第85306項の規定にかかわらず、州の公選職への候補者が集めた献金を、その候補者が同じ役職に再出馬する際の選挙運動支出の支払いに充てることができる。~~

第8.2項　政府法規の第85318項を廃止する。

~~85318. 州公選職への候補者は、立候補する公選職ポストが同一であり、かつ集めた献金を仮置きして総選挙もしくは特別総選挙に使うのであれば、予備選挙前に総選挙に向けての献金を、もしくは特別予備選挙前に特別総選挙に向けての献金を集めることができる。予備選挙もしくは特別予備選挙で落選、又はそれ以外の事情で総選挙或いは特別総選挙への立候補を辞退した候補者の総選挙運動資金もしくは特別総選挙運動資金は、総選挙運動資金もしくは特別総選挙運動への資金集めに要した運営経費を差し引いた比例分を献金を行った者に返還する。第85201項の規定にかかわらず、州公選職への候補者は、予備選挙と総選挙用もしくは特別予備選挙と特別総選挙用に独立した口座を設置できる。~~

第8.3項　政府法規の第85400項を廃止する。

~~85400. (a) 支出制限に自己規制をかける公務員退職制度の管理役員会への立候補を除き、州公選職への候補者は以下の限度を超える選挙運動支出を行ってはならない。~~

~~(1) 州下院議員候補は予備選挙もしくは特別予備選挙に40万ドル($400,000)、総選挙もしくは特別総選挙に70万ドル($700,000)。~~

~~(2) 州上院議員候補は予備選挙もしくは特別予備選挙に60万ドル($600,000)、総選挙もしくは特別総選挙に90万ドル($900,000)。~~

~~(3) 州査定平準局候補は予備選挙もしくは特別予備選挙に100万ドル($1,000,000)、総選挙もしくは特別総選挙に150万ドル~~

~~($1,500,000)。~~

~~(4) 州知事と州査定平準局候補を除く全州規模の役員候補は予備選挙もしくは特別予備選挙に400万ドル($4,000,000)、総選挙もしくは特別総選挙に600万ドル($6,000,000)。~~

~~(5) 州知事候補は予備選挙もしくは特別予備選挙に600万ドル($6,000,000)、総選挙もしくは特別総選挙に1,000万ドル($10,000,000)。~~

~~(b) 本項における「選挙運動支出」とは、第82015項の(b)(2)(C)の(i)から(vi)まで、及び(viii)に定義されている「選挙に関連する活動」と同義とみなす。~~

~~(c) 政党が候補者のために行った選挙運動支出については、本項で定める選挙支出の限度額は適用しない。~~

第8.4項　政府法規の第85401項を廃止する。

~~85401. (a) 州の公選職への候補者は、第85200項で定める意思表明を提出する際に、第85400項に定める自主的支出制限の受諾或いは拒否声明を提出する。~~

~~(b) 候補者は、自主的支出制限額を超過しない限り、選挙法規の第8020項に定める任命状提出締切まで、自主的支出制限の受諾或いは拒否声明を変更できる。自主的支出制限の受諾或いは拒否声明をいったん提出した候補者は、その自主的支出制限の受諾或いは拒否声明への変更を二回以上提出してはならない。~~

~~(c) 州公選職の候補者で、自主的支出制限の受諾を辞退したにもかかわらず、予備選挙、特別予備選挙、特別選挙における制限額を超過しなかった者は、予備選挙、特別予備選挙、特別選挙より14日以内に総選挙及び特別決戦投票に向けての支出制限受諾声明を提出できる。(d)第81004.5項をはじめとする本編の規定にもかかわらず、候補者は本項及び第85402項の規定に基づく以外には、自主的支出制限の受諾或いは拒否声明を変更してはならない。~~

第8.5項　政府法規の第85402項を廃止する。

~~85402. (a) 州の公選職への候補者が自主的支出制限の受諾声明を提出しても、対立候補者が第85400項に示された限度額を超える自費を選挙運動に献金した場合は、この金額制限を守る義務はない。~~

~~(b) 当該委員会は、自費を選挙運動に献金した州公選職の候補者がすみやかにその旨を報告するよう義務づける規定を設ける。~~

第8.6項　政府法規の第85403項を廃止する。

~~85403. 第85401項に基づく自主的支出制限の受諾声明を提出した候補者が、この制限額を超える選挙運動支出を行った場合は、第3章（第83100項以降）と第11章（第91000項以降）の改善策の適用を受ける。~~

第8.7項　政府法規の第85501項を廃止する。

~~85501. 候補者又は現職公務員が支配する委員会は独立支出を行ってはならない。また他の候補者を支持もしくは反対する独立支出を行うような別の委員会に献金を行ってはならない。~~

第8.8項　政府法規の第85600項を廃止する。

~~85600. 州務長官は州の投票用パンフレットで、第85400項の自主的支出制限を受諾した全州規模の役員への候補者を第82053項の定義に従い明示する。地方の選挙役員は、第85400項に定められた限度額を自主的に受諾した州の上院と下院の議員候補の氏名を投票用紙見本の投票情報の欄に明示する。~~

第8.9項　政府法規の第85601項を廃止する。

~~85601. (a) 第82053項で定める全州規模の役員への候補者のうち、第85400項の規定に従って自主的支出制限を受諾した者は、州の投票用パンフレットに250ワード以内の声明を有料で掲載できる。この声明文では、対立候補者に言及してはならない。この声明文は、州務長官が定める州の投票用パンフレット作成の日程と手続きに従って提出しなければならない。~~

~~(b) 本法の第88001項(e)又は選挙法規の第9084項(e)の規定にもかかわらず、州務長官は2002年11月6日以降は、第85400項の自主的支出制限を受諾しなかった候補者の声明文を記載してはならない。~~

~~(c) 第85400項に定められた限度額を自主的に受諾した州の上院と下院の議員候補は、投票用紙見本の投票情報の欄に250ワード以内の声明を有料で掲載できる。この声明文では、対立候補者に言及してはならない。この声明文は、選挙法規に定められた投票用紙見本の投票情報作成の日程と手続きに従って提出しなければならない。~~

第8.10項　政府法規の第85702項を廃止する。

~~85702. 候補者が立候補或いは選出された公務員が就任している州の機関にロビイストが登録しているときは、そのロビイストから献金を受け取ってはならず、またそのロビイストも公選職への候補者又は公選職保持者に献金を行ってはならない。~~

第9項　歳入課税法規の第23151を以下の通り修正する。

23151.　*営業税の課税と税率*

(a) 銀行と金融会社を除き、さらに州憲法或いは本部の条項において除外が明記されている企業を除き、この州で営業するあらゆる企業は、営業する特権として税率を純利益をもとに算出し、次の前課税年度の純利益の7.6パーセントもしくは第23153項に示す最低税額のいずれか高い方とを毎年州に対する税金を支払うものとする。

(b) 1973年6月30日以降に終わる暦年或いは会計年については、副項(a)の7. 6パーセントを9パーセントに引き上げる。

(c) 1980年から1986年に終わる暦年或いは会計年度については、9.6パーセントに引き上げる。

(d) 1987年から1996年を含む年で終わる暦年或いは会計年の税率、及び1997年1月1日以前に始まる暦年或いは会計年の税率は9.3パーセントとする。

(e) 1997年1月1日以降に始まる暦年或いは会計年の税率は8.84パーセントとする。第24251項の規定を除き、本副項で示した税率変化には比例配分を適用しない。

(f) (1) 2000年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に8.84パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2000年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に8.84パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2000年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に8.84パーセントをかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(g) (1) 2007年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に9.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2007年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に9.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2007年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に9.04パーセントをかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

第9.1項　歳入課税法規の第23181を以下の通り修正する。

23181.　*銀行への年次課税*

(a) 本項で明示された場合を除き、州で営業する全ての銀行に対して純利益を基本とする税金を課すものとし、次の前年の純利益をもとに第23186項の税率で算出する。

(b) 同一課税年内に銀行が開業し、営業停止した場合の、その課税年の税金は、その年の純利益に基づいて第23186項の税率で算出する。

(c) 1972年12月31日以降に営業停止する副項(b)の場合を除き、銀行が廃業する年の課税は以下の通り。

(1) 前所得年度の純利益をもとに、第23186項の税率で算出した額に加え、

(2) 銀行が営業停止した所得年度の純利益をもとに、第23186項の税率で算出した額。

(d) 1973年1月1日より前に営業していた銀行が、1973年1月1日以降に解散或いは回収された場合、解散或いは回収した課税年の税額は、既にその年の利益を税額算出の基準とした課税年度がある場合を除き、その銀行が営業停止した年の純利益をもとに算出するものとし、解散或いは回収された課税年度につき、第23186項の税率に基づいて算出する。

(e) 1980年に終わる課税年度から、全ての銀行が(第23153項にもとづいて算出する)最低税額、又は純利益をもとにした税額のいずれか高い方を州に納めなければならない。

(f) (1) 2000年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に第23186項で定める税率をかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2000年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に第23186項で定める税率をかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2000年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に第23186項で定める税率をかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(g) (1) 2007年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に11.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2007年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に11.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2007年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に11.04パーセントをかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

第9.2項　歳入課税法規の第23183を以下の通り修正する。

23183.　*金融会社、年間租税、利益に基づく計算、税率*

(a) 2000年1月1日以前にはじまる課税年度について、州の憲法の第XIII条第27項の条項に基づいて州で営業し課税の対象となる全ての金融会社に対して、州で営業する特権として、次の前年の純利益をもとに第23186項に示す税率で算出する、純利益に基づく税金を毎年課す。

(b) 本章における「金融会社」では、銀行が全額出資した子会社或いは銀行の親会社も含め、有形動産のリースがその事業体の主な業務活動である会社は除外する。

(c) (1) 2000年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に第23186項で定める税率をかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2000年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に第23186項で定める税率をかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2000年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に第23186項で定める税率をかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(d) (1) 2007年1月1日以降に始まる課税年度の場合は、本項の税金は以下の2つの合計とする。

(A) 純利益をもとにして算出する、次の前課税年度の純利益に11.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(B) 2007年1月1日以降にはじまる課税年度の純利益をもとにして算出する、次の前年課税年度の純利益に11.04パーセントをかけた額、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

(2) 第(1)段落の規定を除き、2007年1月1日以降はじまる課税年度については、本項の課税は純利益をもとに算出するものとし、その課税年の基準となる純利益に11.04パーセントをかけた額とする、ただし第23153項の最低税額以上の税金。

第9.3項　歳入課税法規の第23501を以下の通り修正する。

23501.　*年次課税、税率*

(a) 銀行以外の全ての企業に対して、1937年1月1日以降に州内の出所より引き出された純利益に7.6パーセントの税率で毎年課税するものとし、ただしその企業が第2章(第23101項以降)に規定する純利益に基づく課税の対象となった期間は除く。

(b) 1973年6月30日以降に終わる暦年或いは会計年については、副項(a)の7. 6パーセントを9パーセントに引き上げる。

(c) 1979年12月31日以降に終わる暦年或いは会計年については、第23151項に定める税率を適用する。

(d) 2006年12月31日以降に終わる暦年或いは会計年については、第23151項に定める税率を適用する。

第9.4項　歳入課税法規の第23811を以下の通り修正する。

23811.　*Californiaで得られたとされる受動的投資利益への課税*

本項で別に定める例外を除き、内国歳入法第1375項の受動的投資利益への課税に関する条項に本項の修正をほどこした規定内容からCaliforniaで得られたと判断できる受動的投資利益に対して課税を行う。*2007年1月1日以降に始まる課税年度について、総収入が5,000万ドル以上の企業の次の前所得年度の受動的投資利益への課税率は、受動的投資利益の1.5パーセントから1.66パーセントへと引き上げる。*

(a) 本項の課税は、連邦所得税に関して内国歳入法第1375項に基づき受動的投資の純利益に超過のない「Sコーポレーション」には適用されない。

(b) (1)その課税率は、内国歳入法第11項(b)ではなく、第23151項に基づく課税率に等しいものとする。

(2) 「Sコーポレーション」である金融会社の課税率は、第(1)段落の税率を、第23183項に基づく課税率が第23151項に基づく課税率を超過する分だけ引き上げる。

(c) 内国歳入法第1375項(c)(l)の信用貸しに関する記載につい

89

て、副項(a)によって課される税金は、本部で許可する信用貸しをもって低減することは一切ない、と修正する。

(d) 内国歳入法第1375項における「サブチャプターCの収入と利益」或いは「収入と利益の累計」とは、本副項(e)の修正において本部の規定によりCalifornia州内で得られたと判定できる、その企業の「サブチャプターCの収入と利益」とする。

(e)(1)本部を解釈する上で、最初の課税年度に正当な選挙を行った「Sコーポレーション」については、課税年度末にその企業の「サブチャプターCの収入と利益」を査定する際に、その課税年度末以降に支払われた(段落(2)に示す)みなし配当の額控除が認められる。

(2) 段落(1)に示された会社が課税年度末に「サブチャプターCの収入と利益」を計上したと判断された場合は、その企業はみなし配当を株主に配ることができる。みなし配当の金額は、副項(d)でその課税年度末のその企業の「サブチャプターCの収入と利益」と判断された額と、連邦所得税申告におけるその企業のその日現在の「サブチャプターCの収入と利益」との差額を超えないものとする。みなし配当はその企業の「サブチャプターCの収入と利益」が確定した日付から90日以内に支払われなければならない。この条項を解釈する上での「確定した日付」とは、第19441項に基づく最終的合意の日付、課税額の査定が確定した日付、もしくは本項に基づく課税額についてその企業が所得税務局との合意に達した日付のいずれかとする。第10部(第17001項以降)、第10.2部(第18401項以降)及び本部の解釈を適用する企業は、内国歳入法第1368項(e)(3)に基づいて選挙を行わなければならない。

(3) みなし配当を支払う企業は、段落(2)の判断の日付から120日以内に所得税務局に対して段落(1)に示された控除請求を提出しなければならない。

(4) 本項で規定された税額の、段落(2)に示された企業からの徴収は、段落(2)の判断の日から120日間猶予される。段落(3)にもとづく請求が提出されたときは、所得税務局がその請求に対応するまで、さらにその税金の徴収を猶予する。

(5) 段落(3)にもとづく請求が提出されたときは、本項にもとづく税金の査定と徴収権の消滅時効は段落(2)の判断の日付から二年間停止する。

第10項　歳入課税法規に第24586を以下の通り追加する。

24586.　*所得税務局は歳入課税法規の第23151項、第23181項、第23183項、第23501項、及び第23811に示された税率の引き上げによる徴収額の総額を2007年1月1日より始まる課税年度から毎年判定し、その額を監査官に報告する。*

(b) 監査官は副項(a)で定められた金額から、本項のもとに所得税務局と監査官によって同基金の収集と管理する費用を差し引いた額を、政府法規第91133項に基づいて設置したCalifornia公正選挙基金に送金し、これを連邦選挙を除く全州規模の役員及び州の公選職の公正かつ公平な選挙の資金とする。監査官は、この基金に要した所得税務局と監査局の実際の費用として議会が承認した額の払い戻しを受ける。

(c) California公正選挙基金に寄託された全資金は政府法規第91133項にそって「適正な政治的慣行に関する委員会」に充当し、さらにこれを政府法規第91133項にそった目的と手段で出費する。

(d) 本項は、政府法規の第9編第12章(第91015項以降)すなわち2006年California選挙運動基金及び公正選挙法として知られる条項のもとに、California公正選挙基金の設置と運営に資金を要する限り効力を維持する。

第11項　本法施行により自治体や学区にかかるであろう追加経費は、政府法規第17556項で規定する犯罪もしくは違反の新たな発生、犯罪もしくは違反の減少、犯罪もしくは違反への罰金の変更、又はCalifornia憲法第XIIIB条第6項に規定する犯罪の定義の変更にとどまるため、California憲法第XIIIB条第6項で定められた償還は不要である。

第12項　本章は1974年政治改革法の修正版を修正するものとし、同法の条項のうち本章に反さないものは全て本章の条項に適用される。

第13項　分離条項

(a) 本法案の条項は可分性を持つ。本法案の条項又は条項の一部が管轄裁判所により無効とされた場合、それがいかなる人物或いは状況に対するものであっても、本法案のその他の条項のうちでその無効条項もしくはその無効条項の適用がなくなっても効力を失わない箇所とその適用には、一切影響を及ぼさないものとする。

(b) 本法案を採択するに当たり、州民は政府法規に第91139項を追加することと本法のこれ以外の条項との間に可分性があることを断言し、さらにこの条項が部分的もしくは全面的に効力を失したとしても、これ以外の条項の制定を意図し求めることをここに断言する。市民は*Montana商工会議所対Argenbright*の訴訟において、投票法案選挙への企業の献金と支出を禁じたMontana州法が、第9巡回控訴裁判所の陪審団の対立の結果2000年に無効と判断されたことを認識した上で、上述の訴訟に関与した過半数が関連事例における合衆国最高裁判所の判断を誤って解釈しており、さらに最近の判例でも最高裁判所が選挙運動に対する企業支出を制限することで企業の富による選挙制度の歪曲効果の解消を目指そうとする州民の根拠を支持する判決を下していることを信じる。さらに州民はCalifornia投票法案選挙のこれまでの歴史と証拠的証明に基づいて、本法案が具体的に規定する制限の必要性を強く認識した上で、本法案の規定する制限を採択する。

第14項　解釈と修正

本法案はその目的を果たすためには広義に解釈されるべきである。本法案の目的をさらに追求するため、本法案は両議会のそれぞれにおいて議事録を伴う点呼投票で3分の2の賛成票をとり、さらに州知事の署名を得て制定される新たな法律をもって修正することができる。ただしその議案の最終版は、それぞれの議会を通過する少なくとも12日前にCalifornia州の「適正な政治的慣行に関する委員会」に提出され、ここからニュースメディアに発表されるほか、その議案のコピーを要望する全員に配布されなければならない。こうした修正は本法案の目的にかなうものであり、かつ本法案の意図をさらに追求するものでなければならない。この規定とは別に、生計費指数の変化に基づいた修正については、第91145項に基づいて行うことができる。

第15項　発効日

本法案は投票による可決とともに即座に発効し、2007年1月1日以降に行われる全ての選挙に適用されるものとする。

第16項　抵触する投票法案

(a) 本法案の条項が同時に行われた選挙で有権者によって可決された別の法案の条項に矛盾するときは、その矛盾が直接的な両立し得ないものであり、かつ別の法案がより多くの賛成票を得た場合を除いて、本法案の条項が有効となるものとする。

(b) 同時に行われた選挙で有権者によって可決された別の法案の本法案に矛盾する条項が本法案の条項をさしおいて採択された後で、その別の法案が無効と見なされた場合は、本法案の条項が自動発効し、本法案の条項に完全なる法的効力が備わるものとする。

提案90

この州民発案法案は、California憲法第8項第II条の規定に従い、州民に提出される。

この州民発案法案は、California憲法に項を追加することにより、明示的に憲法を修正する。従って、追加が提案されている新条項

は*斜体*にて新しいものであることを示す。

提案条項

第1項。　認定の声明

(a) California憲法では、何人も適法手続きなしに財産を奪われることはなく、政府が私有財産を没収又は損傷することは、公的目的のため、かつ正当な補償が財産所有者に支払われた後でのみ認められる。

(b) 憲法によるこれらの保護にもかかわらず、州及び地方政府は、公的徴収権の濫用と公共の健康と安全に無関係な目的での私有財産を制限することにより、私的財産権を侵害してきた。

(c) 連邦裁判所もCalifornia裁判所も、州憲法で定められた私有財産権を包括的に保護してこなかった。裁判所は、地方政府が、影響を受ける自家保有者及び近隣グループからの抗議にもかかわらず、私的経済利益を求めて公的徴収権を行使することを許可した。裁判所は、政府が公共の健康と安全とは無関係で、私有財産の価値を低下させる法案、憲章条項、決議、法令、規則、法規を制定する際に、財産所有者への補償を義務付けなかった。

(d) 現在の仕組みでは、Californiaの財産所有者が財産権の保護を求めるための法的手続きは、面倒で高額な費用を要する。

第2項。　目的の声明

(a) California政府が行使できる公的徴収権は、公共用途プロジェクトに限定する。公共用途プロジェクトとは、例えば、道路建設、公園建設、公的施設の建設、土地使用計画、土地区画、公共の健康と安全を維持するための措置などが含まれ、これに限定されない。

(b) 政府が割り当てたり、発注したり、その他の方法で私企業或いは個人に作業を依頼する公共用途プロジェクトでは、公的徴収権の効力が保持される。私企業或いは個人が作業を行う公共用途プロジェクトの例としては、有料私道や私有刑務所施設の建設及び運営などが含まれるが、これに限定されない。

(c) 政府が私有財産を公共用途のために徴収したり、損傷する場合は、その財産の所有者に正当な補償を与える。正当な補償の金額は、徴収の場合は該当資産の公平市場価格、損傷される場合はその減損額とする。資産所有者と政府が公正な保証金額について合意できない場合、California裁判所は陪審による裁判を通じて、公正かつ迅速な紛争解決を図る。

(d) この憲法修正は、今後の案件にのみ効力を有する。この規定は、公共機関により提起されている公的徴収措置のうち、最終裁決がまだ出ていないものに適用される。立法化当日に有効な法案、憲章条項、決議、法令、規則、法規で、私有財産の価値を著しく損失させる、又は損失させたものは、第1条、第19項の新しい条項の適用外とする。

(e) これらの理由から、California州民はここに「我々の家を守る法」を制定する。

第3項。　California憲法の第I条、第19項を次のように修正する。

第19項。　*(a)(1)* 私有財産は、公共用途が公示された場合に限り、かつ放棄しない限り陪審により確認された公正な補償が最初に支払われるか、所有者のために裁判所に預託された場合に限り、徴収又は損傷することができる。私有財産を私的使用のために徴収又は損傷することはできない。

(2) 収用された土地は、収用者、又は収用者との契約により公示の公共用途のために土地を使用する別の政府機関が所有或いは占有するか、公益企業委員会又は公共使用プロジェクトを実施するために政府が割り当て、契約、又は手配する別の機関が管理する機関に貸し出すことができる。公的徴収された土地は、公示された公共用途にのみ使用される。

(3) この副項の発効日以降に、公的徴収された土地が公示の公共用途に使用されなくなった場合は、その土地を売却又は譲渡する前に、土地の前所有者、又はこの目的で受益者又は相続人が指定されている場合、受益者又は相続人にその土地を公平市場価格で再取得する権利がある。第XIIIA条、第2項、副項にかかわらず、土地の再取得時に、査定官が資産税のために基本年価格に公的徴収時の第XIIIA条に基づいて前回確定された通りの認定済み調整を加えた価格を査定する。

(4) 議会は、裁判所に支払いが預託され、裁判所が公正な補償額であると判定した金額が速やかに所有者に支払われた後で、公的徴収の開始に続き、徴収者の所有権確立を規定することができる。

(b) この項の適用に関する定義は、次の通り。

(1) 「公共用途」とは、「公共目的」よりも明確で狭い意味に限定される。効果を限定することから、経済開発又は税歳入を理由として、又は事実上公的ではないその他の使用のために、非政府所有者に譲渡することが予想される徴収は、それ以外の点で公共目的であっても禁止される。

(2) 公的用途には、公的収用した土地の所有に関する権利を直接或いは間接に譲渡することは含まない。但し、譲渡が政府が公的用途プロジェクトを実施する私企業或いは個人に対する割り当て、契約、手配に従って行われる場合はこの限りではない。全ての土地収用措置に関して、政府は公共用途であることを証明する義務がある。

(3) 非公開の土地収用に関する司法意見又は命令は無効であり、却下される。

(4) 全ての公的徴収措置において、所有者は政府による占有の前に、政府による全ての査定の写しを受け取り、希望すれば、その徴収が実際に公共用途であるかどうかに関する上級裁判所陪審員による、別途明確な裁定を要求することができる。

(5) もし公共用途であると判定された場合、徴収又は損傷される土地は、政府により課される将来の占有要求を考慮せずに、最高の用途で査定する。私有財産を政府の特別目的のために徴収する場合、その目的に使用することにより土地の価格が上昇する場合は、土地をその用途で査定する。

(6) 全ての土地収用において、「正当な補償」とは、政府による補正なしで、土地所有者が土地を徴収されなかったのと同等の精神状態にするのに必要な金額の合計と定義する。「正当な補償」には、複利の利子及び実際に発生した全ての妥当な費用が含まれるが、これに限定されない。

(7) 全ての公的徴収措置において、「公平市場」価格とは公開市場でその土地に付くと予想される最高の価格である。

(8) 市民の健康と安全を保護するための徴収を除き、私有財産への「損傷」には、私有財産の経済的価値を大幅に低下させる政府の措置が含まれる。経済的価値の大幅な低下には、私有財産の地域制格下げ、私有財産へのアクセスの完全喪失、私有地上空の使用制限などが含まれ、これに限定されない。「政府の措置」とは、法案、憲章条項、決議、法令、規則、法規を意味する。

(9) 財産所有者は、政府に対して、いかなる土地収用に関する弁護士費用も支払う義務は負わない。

(10) この項の全ての条項において、「政府」とはCalifornia州、その政治的機関、その代理である公的又は私的代行者、及び土地収用権を有する公的又は私的機関を指す。

(c) この項のどの規定も、California公益企業委員会が公益料金を規制することを禁止するものではない。

(d) この項のどの規定も、緊急事態宣言が出された状況下で行政権力が私有財産を徴収又は損傷することを禁止するものではない。

(e) この項のどの規定も、特定の土地の特定の状態を排除するものである限りにおいて、損壊、わいせつ、ポルノ、危険物質、又は環境悪化などの状態を緩和するために統制権を行使することを禁止するものではない。

第4項。　実施と修正

この項は自己発効である。議会は、この公債の目的を更に進めるために法規を採択して、実施を支援する場合がある。この項は、California憲法の第II条又は第XVIII条に基づいて州民投票なしで修正することはできない。

第5項。　分離条項

この項の条項は分離することができる。この項の条項の一部又はその適用が無効であると判定された場合でも、無効な条項又は適用なしで効力を発することが可能なその他の条項又は適用には影響を与えない。

第6項。　発効日

この項は、California憲法の第II条、第10項、副項(a)に基づき、選挙の翌日に発効する。

この項の条項は、最終裁定の出ていない公共機関による土地収用措置に直ちに適用される。

公的徴収権以外は、この項に追加された条項で、私有財産の著しい経済的損失は、発効日に有効ないずれの法案、憲章条項、決議、法令、規則、法規にも適用されない。発効日に有効になっている法案、憲章、条項、決議、法令、規則、法規で、発効日以降に修正されたものも、その修正が法案、憲章、条項、決議、法令、規則、法規の当初の方針を促進するのに役立ち、それらの法案、憲章、条項、決議、法令、規則、法規の適用範囲を著しく拡大しない限り、この項に追加された条項の非適用は継続する。修正を加える政府機関は、その修正が法案、憲章、条項、決議、法令、規則、法規の当初の方針を促進するものであり、適用範囲を著しく拡大するものではないことを、修正の立法化と同時に宣言する必要がある。修正が適用範囲を著しく拡大するものであるかどうかの判断は、司法判断に委ねられる。

不在者投票の手続き ★★★

登録済みの有権者は、誰でも不在者投票により投票することができます。選挙日に投票所へ投票に行く代わりに、不在者投票用紙を申請することができます。不在者投票用紙は、必要事項を記入して選挙役員に提出する必要があります。

不在者投票用紙を申請するには、各選挙前に届けられる投票用紙見本に印刷されている申請書を使用することができます。あるいは、郡選挙役員に書面で申請することもできます。記入済みの申請書または書面は、選挙の29日前から7日前までの間に郡選挙役員に提出する必要があります。申請書または書面には以下が記載されていなければなりません。

1. 登録カードに記入されているあなたの氏名と自宅住所
2. 不在者投票用紙の送付を希望する住所（登録された住所と異なる場合）
3. 不在者投票を希望する選挙の名称と日付
4. 日付と署名。

申請書が郡選挙役員により処理されると、適切な類別/形式の投票用紙が送付されます。投票したら、同封の不在者投票用封筒に投票用紙を入れます。この際、封筒に必要な情報がすべて記入されていることを確認してください。投票済みの不在者投票用紙は以下の方法で提出できます。

1. 郡選挙役員に郵送
2. 選挙日に郡内の投票所あるいは選挙事務局に直接提出
3. 法的に許可された第三者（親族あるいは同世帯の居住人）に代理として投票用紙を提出する権利を与える。

投票用紙は、提出方法にかかわらず、選挙日の投票所が閉まる時刻（午後8時）までに必ず受理されなければなりません。期限を過ぎて届いた不在者投票用紙は無効です。

投票した不在者投票用紙が郡選挙役員によって受理されると、登録済み投票者であることを確認するため、不在者投票提出用封筒の署名が投票者登録カードの署名と照合されます。その後、投票用紙の匿名性を保持するため投票用紙は封筒と別にされ、他の投票用紙と同じように無記名となり秘密が保たれます。

永久郵便投票の申請

有権者は誰でも、永久不在者投票者の身分を申請することができます（選挙法規 § 3201）。永久不在者投票者には、毎回申請用紙に記入しなくても、すべての選挙で自動的に郵便投票用紙が送付されます。今後の選挙すべてで郵便投票用紙の受け取りを希望する場合は、郡選挙役員に連絡して永久郵便投票者になるための申請を行ってください。あなたの地域の郡選挙役員については、www.ss.ca.gov/elections/elections_d.htmにある全郡選挙役員の問い合わせ情報のリストをご覧ください。

★★★ 有権者の権利 ★★★

1. 有権者登録を済ませた有権者には、投票する権利があります。

   有権者登録を済ませた有権者とは、この州に居住する18歳以上の米国市民で、受刑中または重罪有罪判決の執行猶予中でなく、現在の住所で投票登録を済ませている人を指します。

2. もし、あなたの名前が有権者名簿に記載されていない場合は、暫定票を投ずる権利があります。

3. 投票所が終了する前に投票所の行列に並んでいれば、投票する権利があります。

4. 脅迫されることなく、秘密投票をする権利があります。

5. 投票する前に間違いに気付いた場合は、新しい投票用紙を受け取る権利があります。

   最終的に投票する前に間違いに気付いた場合は、その投票用紙を新しい投票用紙と交換する権利があります。不在者投票の場合でも、選挙日の受付終了までに間違えた選挙用紙を選挙役員に返却すれば、新しい投票用紙を申請して受け取ることができます。

6. 投票時に補助が必要な場合は、補助を受ける権利があります。

7. 記入した不在者投票用紙は、郡のどの選挙区にも返却する権利があります。

8. 選挙区に特定言語での資料を必要とする有権者が十分な人数居住している場合は、その言語での資料を請求する権利があります。

9. 選挙手続きについて質問したり、選挙プロセスを見学する権利があります。

   選挙区役員会または選挙係員に選挙手続きについて質問し、回答を受け取るか、適切な係員まで案内してもらう権利があります。しかし、とめどない質問により任務が妨げられる場合は、役員会または選挙係員は回答を打ち切ることがあります。

10. 地域の選挙係員または州務長官に違法または不正行為を通報する権利があります。

これらの権利のいずれかが否定されたと思う場合や不法投票または不正行為を知った場合は、
州務長官の秘密保持無料通話有権者保護ホットライン
1-800-339-2865 までお電話ください。

有権者登録宣誓書の情報をもとに、選挙係員から投票所の場所や投票用紙に記載される法案や候補者などの投票プロセスについて情報が送付されます。有権者登録情報の商業利用は、法律で禁じられており、軽犯罪に該当します。有権者情報は、公選候補者、投票法案委員会、または州務長官の判断により、選挙、学術研究、報道、政治的、または政府関連の目的をもつその他の人に提供されることがあります。有権者登録証の運転免許、ソーシャルセキュリティ番号、署名は、これらの目的で開示することはできません。有権者情報の使用に関する質問、またはその不正使用の疑いがある場合は、州務長官の有権者保護支援ホットライン1-800-339-2865にお電話ください。

生命の危機におびやかされている有権者は、秘密投票者に認定される場合があります。詳しくは、州務長官のSafe At Homeプログラムに問い合わせるか、州務長官のウェブサイトwww.ss.ca.govをご覧ください。

Secretary of State
1500 11th Street
Sacramento, CA 95814

PRSRT STD
U.S. POSTAGE
PAID
SECRETARY OF
STATE

OFFICIAL ELECTION MAIL
Authorized by the U.S. Postal Service ®

総選挙
公式投票情報ガイド

忘れずに投票しましょう!
2006年11月7日火曜日
投票所の開場時間は
午前7:00～午後8:00です。

10月9日
不在者投票用紙の郵便による申込開始日。

10月23日
投票のための登録最終日。

10月31日
郵便による不在者投票申込を
郡選挙役員が受け付ける最終日。

11月7日
郡選挙役員事務所窓口における
不在者投票用紙申し込み最終日。

次のいずれかの言語で投票情報ガイドをご希望の方は、各番号までお電話ください。

English: 1-800-345-VOTE (8683)
Español/Spanish: 1-800-232-VOTA (8682)
日本語 **/Japanese:** 1-800-339-2865
Việt ngữ **/Vietnamese:** 1-800-339-8163
Tagalog/Tagalog: 1-800-339-2957
中文 **/Chinese:** 1-800-339-2857
한국어 **/Korean:** 1-866-575-1558
TDD: 1-800-833-8683

選挙費用削減のため、州議会は州および郡が、苗字が同じ有権者が複数居住する住所に送付するガイドを1冊に限定することを承認しました。ガイドをもう一部希望する方は、郡の選挙係員に問い合わせるか、1-800-345-VOTEまでお電話ください。

www.voterguide.ss.ca.gov